

世田谷区

保 健 福 祉

総 合 事 業 概 要

令和 7 年度版

は　じ　め　に

世田谷区はこれまで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、公的なサービスの充実や支えあい活動等の、区民、事業者と協働した多様な保健、医療、福祉の取組みを行ってきました。

令和５年度には、区政運営の基本的な指針であり区の最上位の行政計画である基本計画の策定と合わせ、保健、医療、福祉の各分野に共通する横断的な施策の方向性を示す「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、分野別計画である「第９期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」、「健康せたがやプラン（第三次）」が策定され、令和６年度には、「世田谷区子ども・若者総合計画（第３期）」が策定されました。これらの各計画のもとに、区民、事業者等との連携、協働をより一層進めていくとともに、保健、医療、福祉を支える基盤づくりを行い、区民福祉の向上を図ります。

子ども分野では子どもの意見表明と参加・参画の機会の充実や、緊急里親を確保する乳幼児短期緊急里親モデル事業の試行、保育施設の経営支援、中・高生世代の学習スペースの確保等に取り組めます。高齢分野ではケアマネジャー等の負担軽減を図るため、電動アシスト自転車等購入費用助成や、介護事業者に経営診断を行い改善策を提案し効果的に実行されるようサポートを行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施します。障害分野では医療的ケア児や重症心身障害児の施設運営助成を拡充します。他、健康危機管理体制の整備や災害時医療体制の強化も図っていきます。

本書は、世田谷区の保健福祉に関わる制度や事業の内容、実績を一元的にまとめたものです。本区の保健福祉行政の現況を理解していただくための一助としてご活用いただければ幸いです。

令和７年９月

保 健 福 祉 政 策 部
高 齢 福 祉 部
障 害 福 祉 部
子 ど も ・ 若 者 部
児 童 相 談 所
世 田 谷 保 健 所

目 次

第1章 世田谷区の概況

1. 保健福祉領域組織図	18
2. 沿革	20
3. これまでの取り組み	36
4. 地域保健医療福祉の推進に向けて	41
5. 地域保健福祉の主要な取り組み	42
6. 世田谷区の人口	
(1) 人口の推移	50
(2) 性・年齢別人口ピラミッド	51
(3) 総合支所管内別人口	52
(4) 年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比	52
(5) 将来人口推計	53
(6) 人口動態統計	54
(7) 出生統計	55
(8) 死亡統計	55
7. 高齢化の状況	
(1) 高齢者人口	56
(2) 65歳以上親族のいる一般世帯数	56
(3) 65歳健康寿命（東京保健所長会方式）	56
8. 障害者の状況	
(1) 障害・年齢別人数集計表	57
(2) 身体障害者手帳所持者	57
(3) 愛の手帳所持者	58
(4) 精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数	59
(5) 障害者数の推移	60
9. 児童の状況	
(1) 児童人口の推移	61
(2) 乳幼児の養育状況	62
10. 予算	
(1) 令和7年度一般会計歳出予算	63
(2) 令和7年度民生費歳出予算	63
(3) 令和7年度衛生費歳出予算	64
(4) 令和7年度特別会計予算（福祉関連）	64
(5) 民生費歳出決算額の推移	65
(6) 衛生費歳出決算額の推移	66
(7) 民生費（項別）歳出決算額の推移	67
(8) 衛生費（項別）歳出決算額の推移	68

第2章 高齢者保健福祉

1. 介護保険	
介護保険	70
生計困難者等に対する利用者負担額の軽減	82

家族介護慰労金支給	82
せたがやシニアボランティア・ポイント事業	83
2. 介護予防	
あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営委託	84
サービス・活動事業（旧 介護予防・生活支援サービス事業）	86
介護予防講座（はつらつ介護予防講座）	87
介護予防講座（楽しくはじめるフレイル予防講座（旧 まるごと介護予防講座））	87
口腔機能向上プログラム	88
もの忘れチェック相談会	88
地域づくりによる介護予防活動支援事業	88
認知症初期集中支援チーム事業	89
認知症本人交流会	89
チームオレンジ運営支援：せたがやOrange Heart Action	90
家族介護支援	90
アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）	91
世田谷版認知症サポーターステップアップ講座	91
八幡山地域支え合い・介護予防事業	92
3. 在宅福祉サービス	
高齢者緊急一時宿泊	93
高齢者住宅改修費助成、改修相談	93
高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成	94
高齢者訪問理美容サービス	95
高齢者寝具乾燥サービス	95
高齢者補聴器購入費助成	96
福祉緊急対応	96
家族介護教室	98
医療と福祉の連携の推進	98
在宅療養相談窓口	98
4. 安全確保	
高齢者救急通報システム	99
高齢者火災安全システム	99
高齢者安心コール事業	100
高齢者見守りステッカー	100
あんしん見守り事業	101
高齢者福祉電話料助成	101
5. コミュニケーション	
会食サービス	102
食事サービスサポートセンター運営支援	102
福祉電話訪問	103
高齢者入浴券支給	103
6. 在宅その他のサービス	
高齢者はり・きゅう・マッサージ	104
7. 施設通所サービス等	
一時生活援助施設運営	104
8. 施設入所	
老人ホーム入所措置	105

9. いきがい支援	
いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成（高齢者文化活動）	106
生涯大学	107
代田陶芸教室・シルバー工芸教室	107
土と農の交流園	108
慶祝品贈呈、百歳訪問	109
ひだまり友遊会館	110
敬老会館（高齢者集会所）	111
せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）	112
10. 保健福祉施設の整備・助成	
特別養護老人ホーム等運営支援	113
介護老人保健施設整備助成	113
社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者）	114
地域密着型サービス拠点等整備助成	114
都市型軽費老人ホーム整備助成	115
11. 生涯現役社会づくりの推進	
せたがや生涯現役ネットワークの活動支援	116
12. その他	
ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査	117
民生委員ふれあい訪問	117
地区高齢者見守りネットワーク	118
高齢者孤立死の実態把握	118
介護事業者経営改善支援	118

第3章 障害者保健福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	120
児童福祉法に基づく障害児通所支援	125
2. 在宅福祉サービス	
重度脳性麻痺者介護	128
障害者緊急介護人派遣	128
障害者入浴サービス	129
障害者短期入所等事業	129
障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付	132
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	133
白杖の給付	133
障害者紙おむつ支給・おむつ代助成	134
障害者配食サービス	134
障害者訪問理美容サービス	135
障害者寝具乾燥サービス	135
福祉緊急対応	136
地域障害者相談支援センター	136
医療的ケア相談支援センター	137
移動支援	137
3. 在宅ケア	
心身障害児（者）の歯科診療	138

4. 各種手帳制度	
身体障害者手帳	138
愛の手帳	139
精神障害者保健福祉手帳	139
5. 安全確保	
重度身体障害者等救急通報システム	139
6. コミュニケーション	
障害者福祉電話使用料助成	140
手話通訳者の派遣	140
要約筆記者の派遣	141
中途失聴者・難聴者の手話入門教室	141
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	142
7. 移動	
福祉タクシー	143
自動車燃料費助成	143
リフト付タクシー	144
自動車運転免許取得費の助成	144
自動車改造費の助成	145
車椅子の貸出し	146
福祉施設等送迎バスのネットワーク運行	146
福祉移動支援センター運営支援	147
都営交通の無料乗車券と割引	147
8. 在宅その他のサービス	
障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業	148
補装具の交付及び修理	148
障害者グループホーム家賃助成	149
福祉ホーム事業	150
地域自立生活エンパワメント事業	150
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	150
中等度難聴者補聴器購入費助成（18歳以上65歳未満）	151
中等度難聴児発達支援事業	151
重度障害者の大学等修学支援事業	152
障害者専門相談	152
乳幼児育成相談	152
9. 施設通所サービス等	
生活介護事業運営	153
自立訓練事業運営助成（民立施設）	157
重症心身障害児（者）通所事業運営助成	159
医療的ケア児受入れ促進事業運営助成	159
児童発達支援センターサービス推進事業運営助成	160
児童発達支援事業運営助成（民立施設）	161
放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設）	161
梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成	162
梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成	162
障害者自立体験等運営事業	163
障害者休養ホーム（ひまわり荘）運営管理	164
地域活動支援センター運営助成	166

更生訓練費給付	167
10. 手当・給付	
心身障害者福祉手当	168
特別障害者手当	169
障害児福祉手当	169
経過措置の福祉手当	169
東京都重度心身障害者手当	170
東京都心身障害者扶養年金制度	170
東京都心身障害者扶養共済制度	171
11. 医療助成	
心身障害者医療費の助成	172
自立支援医療費（更生医療）の支給	172
12. 就労支援	
障害者授産事業	173
障害者就労促進事業	175
就労移行支援・就労継続支援事業	178
重度障害者等就労支援特別事業	185
13. いきがい支援	
区民ふれあいフェスタ	186
障害者週間記念作品展	186
14. 保健福祉施設の整備・助成	
社会福祉法人に対する整備費助成（障害者）	187
障害者グループホーム整備助成	188
障害者施設等運営助成	188
グループホーム運営助成	189
15. その他	
障害者福祉団体連絡協議会	192
世田谷区自立支援協議会	192
障害者団体助成	193
精神保健福祉団体連携事業運営助成	193
障害者親亡きあと対策	193
バス派遣	194
手話講師の派遣事業	194
児童福祉施設に対する技術支援	194
ピアサポート支援プログラム	195
緊急時バックアップセンター運営業務	195

第4章 子ども・若者・家庭支援

1. 子ども・子育て支援	
子ども家庭支援センター事業	197
利用者支援事業	198
せたがや0→1 子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）	199
バースデーサポート事業	199
子どもの権利委員会	199
要保護児童支援協議会	200

子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」 （略称：せたホッと）	200
児童虐待通告窓口・子ども・子育てテレフォン	200
さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業）	201
ツインズプラスサポート事業	201
多胎児家庭タクシー料金助成	202
産後ケア事業	202
赤ちゃん・子どものショートステイ事業	203
要支援家庭を対象としたショートステイ事業	203
トワイライトステイ事業	204
子どもへの食の支援事業	204
学生ボランティア派遣事業	204
親支援事業	205
養育支援等ホームヘルパー訪問事業	205
子育てステーション	206
おでかけひろば	206
子どもの一時預かり「ほっとステイ」	207
ファミリー・サポート・センター事業	208
発達支援親子グループ事業	208
地域人材育成支援	208
子育て活動団体補助事業	209
自主保育団体補助事業	209
小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金	210
ひととき保育	210
子どもの安全・安心対策の推進	210
子ども・若者基金による補助・支援事業	211
子どもの学び場運営スタートアップ事業	211
乳幼児ふれあい体験支援事業	211
世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト	211
生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業	212
生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業	212
発達障害相談・療育センター運営	212
発達相談室運営事業	213
個別的継続支援	213
4歳6か月児発達相談案内	213
児童相談所	214
児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み	214
児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の指導検査	215
里親制度	215
養子縁組あっせん事業の許可等	215
児童福祉施設の認可	216
生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金	216
生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業	216
ヤングケアラー等支援基盤強化事業	217
2. 保育	
認可保育園	218
認定こども園	225

地域型保育事業	226
保育室	227
保育ママ	228
認証保育所制度	229
認可外保育施設	230
幼児教育・保育の無償化	231
児童福祉施設及び保育施設（認可保育園等・認可外保育施設）の指導検査	231
その他の保育	232
保育待機児童対策	236
3. 児童の健全育成	
児童館	239
学童クラブ	241
プレーパーク事業	243
4. 手当・給付	
児童手当	244
児童育成手当	245
児童扶養手当	245
特別児童扶養手当	246
世田谷区出産費助成	247
私立幼稚園等園児保護者補助	247
5. 医療給付	
子ども等医療費の助成	248
ひとり親家庭等医療費の助成	248
助産施設	249
6. ひとり親家庭支援	
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業	250
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業	250
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	251
ひとり親家庭休養ホーム事業	251
ひとり親家庭等の就労支援事業	252
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	252
母子生活支援施設	252
地域のひとり親家庭支援拠点事業	253
養育費の取決めに係る公正証書作成等費用助成事業	253
都営交通の無料乗車券	253
JR 通勤定期の割引	253
7. 資金の貸し付け	
母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け	255
母子及び父子福祉資金の貸し付け	255
女性福祉資金の貸し付け	259
8. 若者支援	
メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内）	262
池之上青少年交流センター「いけせい」	262
野毛青少年交流センター「のげ青」	263
希望丘青少年交流センター「アップス」	263
児童養護施設退所者等支援事業	264
SNS 等を活用した若者による若者のための情報発信事業	265

ユースカウンスル事業	265
悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業	265

第5章 保健・衛生

1. 健康づくり	
健康教室	267
健康づくり事業	267
健康増進事業	269
糖尿病予防教室	270
受動喫煙対策にかかる主な取組み	270
妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付	271
せたがや健康フェス	271
2. 食育の推進	
世田谷区食育推進会議	272
野菜摂取と適塩を重視した講座等の実施	272
地域の食のコミュニケーション推進部会	272
地域の食の環境づくりの推進	273
栄養サポート店事業	273
せたミール事業	273
3. 公衆衛生思想の普及	
公衆衛生思想の普及啓発	274
薬物乱用防止普及啓発	274
歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール	275
がんについての講演会	275
区立小学校・中学校におけるがんの講話	275
4. 健康危機管理体制	
健康危機管理体制の充実	276
AED（自動体外式除細動器）の管理及び運用	277
5. 感染症対策	
結核患者管理	278
結核医療費公費負担	280
結核接触者健康診断	280
結核定期健康診断	281
感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防）	282
感染症発生動向調査	283
感染症の診査に関する協議会	284
エイズ・性感染症対策	284
子どもインフルエンザ予防接種助成	285
高齢者インフルエンザ予防接種助成	285
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種助成	286
高齢者肺炎球菌予防接種助成	286
带状疱疹予防接種助成	287
風しん抗体検査・予防接種助成（先天性風しん症候群予防対策）	287
風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種（風しん追加的対策）	288
定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合、四種混合、二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎等）	288

男性HPV任意予防接種	292
麻しん・風しん任意予防接種	292
おたふくかぜ予防接種助成	293
健康被害者の救済	293
骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成	293
6. 母子保健（妊産婦の保健対策）	
妊娠届の受理・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付	295
ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠8か月面談、産後面接)	295
せたがや子育て利用券	296
妊産婦健康診査	297
母体保護	299
出産・子育て応援事業の実施	300
7. 母子保健（乳幼児の保健対策）	
乳児期家庭訪問	301
未熟児の訪問指導	301
保健師による養育支援訪問	302
乳幼児健康診査	302
アレルギー疾患相談	308
乳幼児歯科健康診査	309
幼稚園児・保育園児歯科健康診査	311
フッ素塗布	312
8. 母子保健（健康教育、健康相談等）	
両親学級	313
MCG（母と子の関係を考える会）	313
親子支援グループ（ぽんぽんキッズ）	314
子育ての支援（総合支所）	314
前期離乳食講習会	315
後期離乳食講習会	315
歯みがき準備教室	316
幼稚園児・保育園児歯科衛生教育	316
リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発	316
妊活オンライン相談等事業	317
9. 母子保健（医療費の助成等）	
特定不妊治療医療費助成	318
妊娠高血圧症候群等医療費助成	318
未熟児養育医療給付	318
自立支援医療費（育成医療）の支給	319
療育給付	319
保健指導票の発行	319
10. 成人保健	
成人健康診査	321
がん検診	322
胃がんリスク（ABC）検査	326
がん相談・がん情報コーナー	326
がん患者へのアピアランス支援事業	327
若年がん患者在宅療養支援事業	327

B型・C型肝炎ウイルス検診	328
骨粗しょう症検診	328
区民健康診断	329
健康手帳の交付	329
区民歯科相談	330
成人歯科健康診査	330
歯周疾患改善指導	331
産前・産後歯科健康診査	331
口腔がん検診	331
訪問口腔ケア推進事業	332
すこやか歯科健診	332
11. 精神保健	
こころの健康相談（一般・高齢者）	333
こころの健康相談（子ども・思春期）	333
依存症相談（アルコール等）	333
こころの相談機能の整備（夜間・休日等こころの電話相談等）	334
夜間こころの電話相談	334
精神保健福祉に関する講演会	335
保健師による訪問等相談支援	335
精神障害者生活指導（デイケア）	336
多職種チームによる訪問支援事業	336
精神障害者家族等支援相談活動事業	337
グリーフサポート事業	337
精神保健福祉法に基づく警察官通報	338
精神保健福祉法に基づく医療保護入院届	338
精神保健福祉法に基づく区長同意	338
自殺対策協議会	338
自立支援医療費（精神通院医療）制度	339
小児精神障害者入院医療費助成	339
12. 難病・大気汚染	
特殊疾病患者に対する医療費助成	340
特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業	341
難病検診・相談	341
小児慢性疾患患者に対する医療費助成	341
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成	342
光化学スモッグ対策	343
アスベスト（石綿）健康被害救済	343
骨髄等移植ドナー支援事業	343
13. 環境衛生	
環境衛生営業施設等の許認可、監視指導	344
特定建築物の環境衛生監視指導	344
小規模給水施設の環境衛生監視指導	345
専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導	345
レジオネラ症防止対策調査	345
くらしの衛生に関する調査・相談	346
修景水の衛生実態調査	346
井戸水汚染対策事業	347

ダニアレルギー予防事業	347
環境衛生普及啓発事業	347
ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導	348
災害時の消毒	349
住宅宿泊事業監視指導	349
14. 食品衛生	
食品等事業者に関わる許認可	350
食品衛生監視指導	354
食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業	356
食品衛生普及啓発事業	357
食の安全・安心普及啓発事業	358
15. 愛護動物事業	
人と動物との共生推進事業	359
狂犬病予防法業務	360
16. 医事薬事衛生	
医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導	361
放射線医療監視	362
薬の街頭相談	363
家庭用品等の有害化学物質対策事業	363
免許申請受付・交付及び医療従事者調査	363
17. 栄養指導	
食生活相談、食事診断	365
栄養関連地域連携・支援	365
特別用途表示、食品表示基準等	366
特定給食施設指導	366
老人保健施設等実地指導	367
国民健康・栄養調査	367
18. 歯科保健	
乳幼児歯科保健相談（すくすく歯科相談）	368
歯科衛生士による相談	368
19. 試験検査	
臨床検査	369
食品衛生検査	370
環境衛生検査	371
家庭用品検査	373
20. 衛生統計	
母の年齢と出生順位	
（1）母の年齢別出生児数	374
（2）出生順位別出生子数	374
死亡統計	
（1）主要死因（上位5疾患）の死亡率〔東京都と世田谷区比較〕	374
（2）死亡者の主要死因 年齢階層別	375
（3）主要死因順位別の年次推移	377
（4）悪性新生物による死亡	378
（5）性・年齢別自殺者数	380
付録 分母に用いた人口	381
令和6年度実施の衛生統計調査	381

第6章 地域保健福祉

1. 地域活動との協働	
地域支えあい活動の支援	383
共同募金	383
地域資源開発事業	384
2. 委員活動	
民生委員・児童委員（主任児童委員）	386
身体障害者相談員	388
知的障害者相談員	388
3. その他	
世田谷区地域保健福祉審議会	389
保健福祉サービス苦情審査会	391
保健福祉サービス向上委員会	391
社会福祉法人の認可等及び指導監査	392
地域福祉推進事業	392
休日等診療事業	393
休日等調剤事業	395
成年後見制度の利用促進・支援	396

第7章 人材の育成と確保

1. 人材の育成と確保	
福祉人材育成・研修センター事業運営	399
手話講習会	399
高次脳機能障害理解・啓発研修	400
福祉人材支援事業（障害）	400
介護職員初任者研修課程等受講料助成	401
介護福祉士実務者研修受講料助成	401
介護福祉士資格取得費用助成	402
介護サービス事業所等職員研修費助成	402
介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式	403
介護職員等宿舍借り上げ支援事業	403
特別養護老人ホーム介護職員宿舍借り上げ支援事業	403
地域密着型サービス事業所等宿舍借り上げ支援事業	403
世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業	404
介護人材採用活動経費助成事業	404
障害福祉人材採用活動経費助成事業	404
医療技術系学生及び医師の実習指導	404
看護系学生等の実習指導	405
栄養士学生の実習指導	405
福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談	405

第8章 社会保障

1. 生活保護

生活保護	407
入浴券の支給	414
被保護世帯に対する援護	415
児童生徒に対する援護	415
都営交通の無料乗車券	416
JR 通勤定期の割引	416
2. 国民健康保険	
国民健康保険	417
3. 後期高齢者医療制度	
後期高齢者医療制度	428
4. 国民年金	
国民年金	434

第9章 生活支援

1. 生活支援	
応急小口資金の貸し付け	441
高額療養費等資金の貸し付け	441
区民葬儀券の発行	442
中国残留邦人等支援事業	443
受験生チャレンジ支援貸付事業	444
住居確保給付金の支給	445
生活困窮者自立促進支援事業	446
就職サポートコーナーきぬた	447
住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（追加給付金）	448
住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金	449
低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）	449
住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金	450
低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）	450
定額減税補足給付金（調整給付）	451
住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）	451
低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）	452
定額減税を補足する給付金（不足額給付）	452
2. 住宅・環境の整備	
ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進	453
住まいサポートセンター（窓口）	453
お部屋探しサポート	453
保証会社紹介制度	454
住まいあんしん訪問サービス	454

第10章 その他

1. その他	
ひきこもり等支援	456
旧軍人等の援護	456
行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い	457
原子爆弾被爆者関係事務	457

原子爆弾被爆者見舞金支給	458
多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）	458
2. 新型コロナウイルス感染症対策	
新型コロナウイルス感染予防対策 乳幼児健康診査等費用助成	459
世田谷区国民健康保険傷病手当金	459
新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給	459
受験生チャレンジ支援貸付事業【再掲】	460
住居確保給付金の支給【再掲】	460
生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	460

第11章 関係団体

1. 関係団体	
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	462
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	471
公益財団法人世田谷区保健センター	479
社会福祉法人世田谷ボランティア協会	486

第12章 施設所在地一覧 493

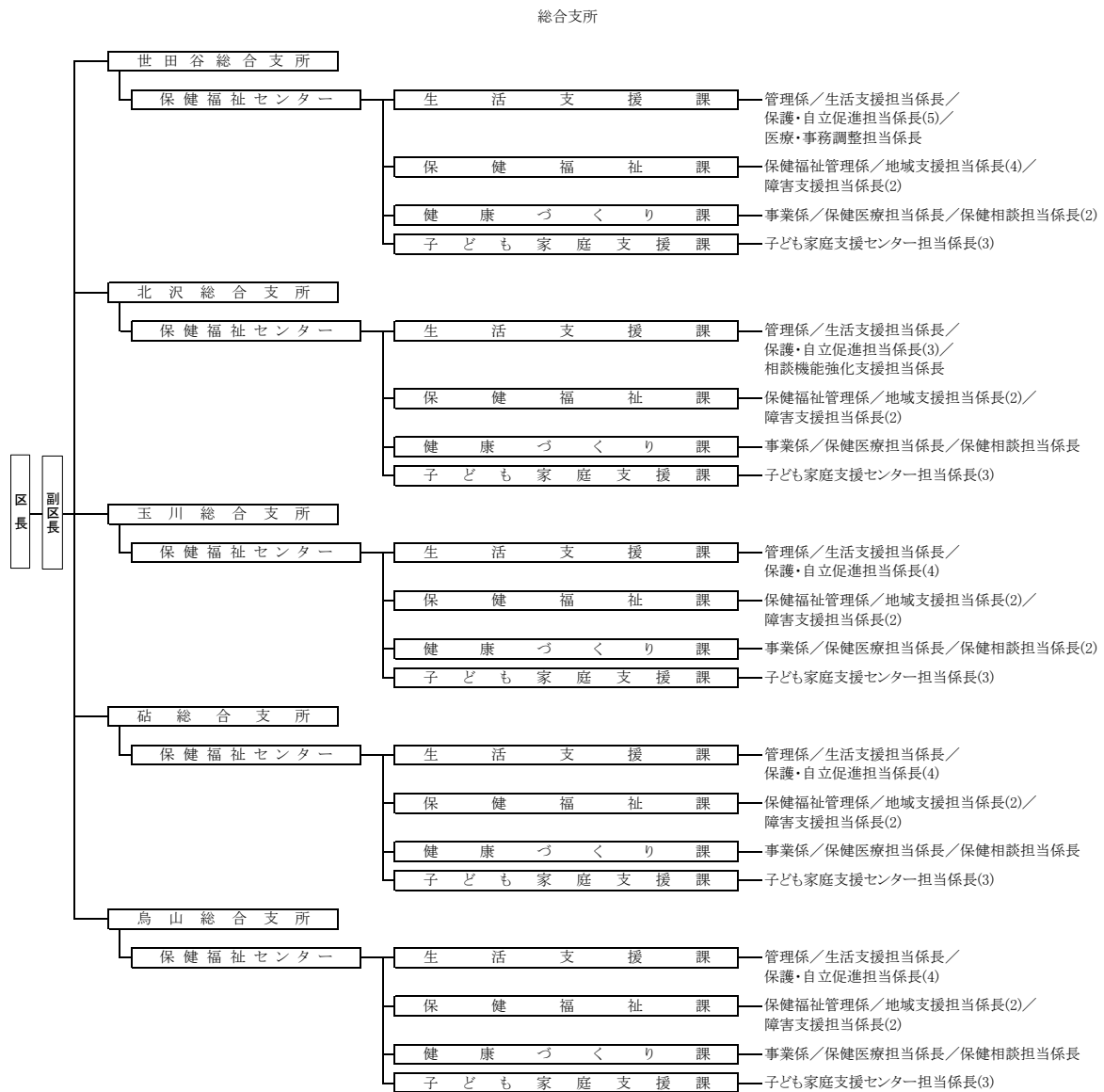
総合支所、高齢者関係、障害者関係、児童館・新BOP、区立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業、保育室、認証保育所、病児・病後児保育室、子育て支援施設、若者支援施設、保健所等、児童相談所、児童養護施設、社会福祉事業団体、診療所

《この本の見方》

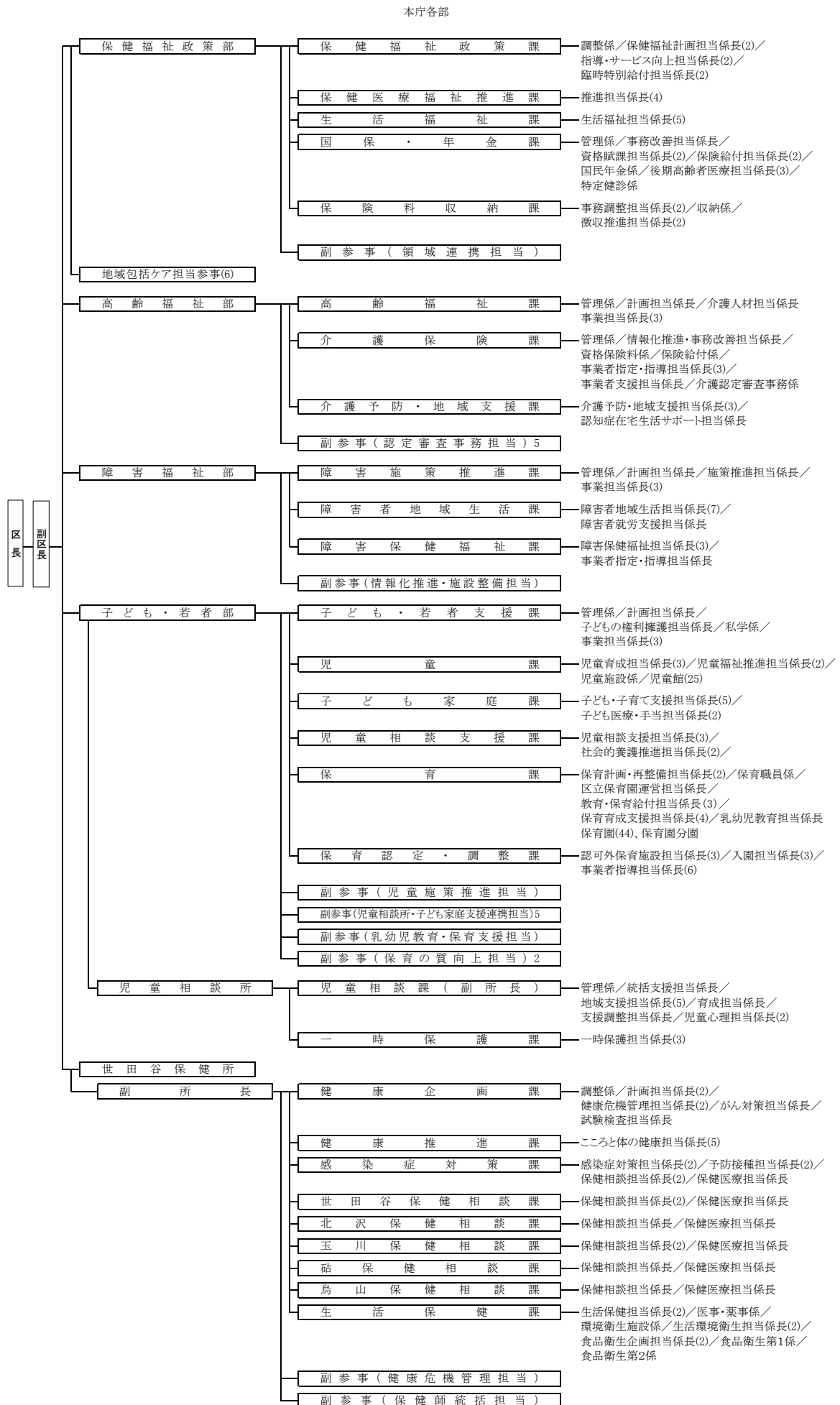
1 事業説明について	各事業の説明は、令和6年度現在で記載している。
2 予算額・決算額について	原則として令和6年度の歳出予算額・歳入決算額・歳出決算額を記載している。 令和7年度の新規事業は、令和7年度の歳出当初予算額を記載している。
3 略記号の説明	会計年度任用職員の人件費は除く。（令和2年度以降の取扱い） 根拠法令等：〔国〕 国で定められた要綱等 〔都〕 東京都で定められた条例等 〔区〕 世田谷区で定められた条例等 歳入決算額：〔国〕 国庫支出金 〔都〕 都支出金 〔他〕 その他使用料や諸収入等

第1章 世田谷区の概況

1. 保健福祉領域組織図 (令和7年4月1日現在)



※本文中では、窓口及び事業所管等は保健福祉センターの表記を省略して掲載しております。



2. 沿革

高齢者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和41年	12月 厚生会館開設	
45年	4月 老人休養ホームふじみ荘開設	
47年	4月 厚生部福祉課に老人福祉係設置	
48年	12月 福祉部に老人福祉課設置	
51年	1月 老人会館開設	
54年	3月 玉川授産場（32年4月開設）、用賀授産場（33年4月開設）、奥沢授産場（34年10月開設）が都から区に移管、シルバー人材センター高齢者事業団設立	
59年	9月 デイホームたまがわ開設（14年度までに社会福祉法人立を含め、31の高齢者在宅サービスセンターが開設）	
60年		7月 「活力ある高齢化社会をめざす委員会」設置
61年		3月 「活力ある高齢化社会をめざして」報告書
62年	6月 高齢者センター新樹苑開設 7月 高齢化対策室設置（平成3年4月から高齢対策室）	10月 「高齢化社会対策推進会議」設置
63年	世田谷ふれあい公社発足	8月 「高齢化在宅福祉サービス検討委員会」設置
平成元年		6月 「高齢者住宅運営検討委員会」設置 3月 「高齢者住宅運営に関する検討報告書」
2年		12月 「高齢者在宅福祉サービス整備計画策定報告書」 高齢者借上集合住宅条例の制定
3年		3月 「高齢者在宅介護支援システム検討報告書」
5年	4月 成城在宅介護支援センター開設	12月 「世田谷区高齢者保健福祉ニーズ調査報告書」
7年	4月 特別養護老人ホーム「芦花ホーム」開設 おとしより福祉保健総合相談窓口設置	
8年	4月 土と農の交流園開設	
9年	4月 各総合支所に保健福祉センター設置	3月 「世田谷区におけるねたきり予防のニーズ把握調査報告書」 3月 「介護保険に関する基礎調査報告書」 3月 「介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」
10年	4月 高齢対策部及び障害福祉推進室を廃止機能別再編し、在宅サービス部等を新設	1月 地域保健福祉審議会より「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（答申）
11年	4月 介護保険課設置（担当課より再編） 5月 特別養護老人ホーム「上北沢ホーム」開設 認知症高齢者共同生活介護施設「烏山グループホームくつろぎ」開設	3月 「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 3月 「世田谷区在宅介護支援センター条例」
12年	高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」開設	4月 介護保険制度施行 3月 「痴呆性高齢者対策連絡会報告書」 3月 「介護保険サービス・保健福祉サービス実態調査」報告書
13年	4月 特別養護老人ホーム「きたざわ苑」開設 4月 高齢者活動・移動支援施設「移動サポートセンター八幡山」開設 2月 奥沢・梅丘在宅介護支援センター開設（29ヶ所の整備目標完了）	3月 「世田谷区特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査」報告書

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
14 年		1 月 地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」(答申) 3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」改定
15 年		3 月「高齢者虐待対策検討会報告」 「未来志向研究プロジェクト 在宅 24 時間安心提供体制システム調査研究事業報告書」
16 年		3 月「特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査報告書」
17 年	10 月 成年後見支援センター開設	12 月 地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」(答申) 3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 3 期)」
18 年	4 月 保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し保健福祉部に高齢施策推進課、介護予防担当部に地域福祉支援課、介護予防課、生涯現役推進課を設置 4 月 あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)を全 27 地区で開設	3 月「世田谷区生涯現役推進行動計画」 3 月「世田谷区介護保険事業計画進捗管理に伴う実態調査報告書」
19 年		3 月「平成 19 年度介護保険実態調査報告書(事業所・施設調査)」
20 年		3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期)」
21 年	4 月 保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編	3 月「世田谷区全高齢者実態把握調査報告書」
22 年		3 月「平成 22 年度介護保険実態調査報告書」
23 年		3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 5 期)」 「医療連携推進協議会障害部会」設置
25 年	4 月 健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」開設	3 月「世田谷区高齢者ニーズ調査報告書」 3 月「世田谷区介護保険実態調査報告書」
26 年	4 月 保健福祉部と地域福祉部を再編し、高齢福祉部に高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課を設置 介護予防・地域支援課に認知症在宅生活サポート室準備担当を設置 生涯現役施策について、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管	10 月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始(あんしんすこやかセンターの相談支援対象の拡大) 3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 6 期)」
27 年		7 月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を、池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の 5 地区で実施
28 年		7 月 地域包括ケアの地区展開を全地区で実施 3 月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」
29 年		3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 7 期)」
31 年 (令和元年)	7 月 二子玉川あんしんすこやかセンター開設(全 28 地区で開設)	3 月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
令和 2 年		10 月「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」 施行 3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画（第 8 期）」 3 月「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」
令和 3 年	1 月 あんしんすこやかセンターとまちづくりセン ターとの一体整備を全 28 地区で完了	
令和 5 年		5 月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査 報告書」 3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画（第 9 期）」 3 月「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（第 2 期）」

障害者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和45年	9月 心身障害者休養ホームひまわり荘開設	
49年	4月 福祉部福祉課に障害福祉係設置	
50年	6月 梅丘福祉実習ホーム開設	
52年		5月「世田谷区心身障害者福祉団体連絡協議会」(現「世田谷区障害者福祉団体連絡協議会」)設置
53年	4月 福祉部に障害福祉課設置 3月 世田谷福祉作業所、心身障害者生活実習所(現九品仏生活実習所)が東京都から移管	
55年	12月 玉川福祉作業所開設	<国際障害者年> 2月「国際障害者年対策推進本部」設置
56年	10月 乳幼児育成相談所開設	4月「世田谷区障害者対策推進協議会」(現「世田谷区障害者施策推進協議会」)設置
58年		8月「世田谷区障害者施策行動10か年計画」策定
59年	4月 烏山福祉作業所開設	
60年	6月 岡本福祉作業ホーム開設	
62年		10月「世田谷区における障害者のニーズに関する調査」実施
63年	6月 三宿つくしんぼホーム開設	10月「世田谷区障害者在宅福祉サービス検討委員会」設置
平成元年	4月 総合福祉センター開設	1月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針」提言
3年	4月 障害福祉推進室設置	8月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針施策実施検討部会」設置
4年	4月 岡本福祉作業ホーム玉堤分場開設 1月 松原けやき寮開設	3月「世田谷区の障害者の親亡きあと対策のあり方についての提言」
5年	4月 駒沢生活実習所、桜上水福祉園、等々力福祉園開設 10月 梅丘精神障害者共同作業所開設	3月「今後の世田谷区障害者施策策定のためのニーズ調査」実施
6年		3月「(仮称)第2次世田谷区障害者施策行動10か年計画」策定に関わる提言
7年		6月「せたがやノーマライゼーションプラン」策定 9月「世田谷区における障害者住宅の施策策定に関する研究報告書」発行 3月「世田谷区における障害者施設のあり方検討委員会報告書」発行
8年	11月 身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋開設(現 ケアセンターふらっと(18年9月自主事業化))	3月「世田谷区障害者就労促進検討報告書」発行
9年	4月 各総合支所に保健福祉センターを設置 8月 砧工房開設 12月 桜上水福祉園烏山分室(旧 烏山福祉園)開設	
10年	4月 知的障害者就労支援センターすきっぷ(現 障害者就労支援センターすきっぷ)開設 4月 障害福祉推進室及び高齢対策部を廃止、機能別再編し、在宅サービス部等を新設	
11年	4月 身体障害者自立体験ホームなかまっち開設	
12年	8月 砧工房分場キタミクリーンファーム開設	3月「せたがやノーマライゼーションプラン」(改定)
13年		
14年	4月 千歳台福祉園、下馬福祉工房開設	6月「障害者施策策定のためのニーズ調査」実施

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
	7 月 就労障害者生活支援センタークローバー開設	1 月 地域保健福祉審議会より「支援費制度への対応方針について」(答申)
15 年	4 月 駒沢生活実習所の運営を民間に委託	4 月 支援費制度施行 11 月 「世田谷区障害者雇用促進協議会」発足
16 年	4 月 世田谷区精神障害者包括就労支援センターしごとねっと(現 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと) 開設	
17 年	4 月 奥沢福祉園開設(等々力福祉園移転、指定管理者制度に移行) 4 月 玉川福祉作業所等々力分場開設(等々力福祉園機能転換、指定管理者制度に移行) 4 月 九品仏生活実習所、玉川福祉作業所、烏山福祉園、千歳台福祉園、駒沢生活実習所、桜上水福祉園、下馬福祉工房、砧工房、砧工房分場キタミクリーンファーム、障害者就労支援センターすきっぷを指定管理者制度に移行	7 月 地域保健福祉審議会より「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」(答申) 3 月 「せたがやノーマライゼーションプラン」(改定)
18 年	4 月 保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し、保健福祉部に障害施策推進課、障害者地域生活課を設置 4 月 経堂身体障害者デイサービスセンター開設(指定管理者制度) 4 月 梅丘福祉実習ホーム(新名称 梅丘身体障害者デイサービスセンター)、三宿つくしんぼホーム、岡本福祉作業ホーム、岡本福祉作業ホーム玉堤分場、梅丘精神障害者共同作業所、松原けやき寮、身体障害者自立体験ホームなかまっち、総合福祉センターを指定管理者制度に移行 10 月 身体障害者デイサービスセンター(現 すまいる梅丘、ほほえみ経堂)、総合福祉センターで実施する事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 12 月 就労障害者生活支援センター 分室そしがや開設	4 月 障害者自立支援法施行 3 月 「世田谷区障害福祉計画」策定
19 年	4 月 世田谷福祉作業所を指定管理者制度に移行	8 月 「障害者自立支援法実態調査」実施 3 月 「地域生活支援型施設と暮らしの場の確保検討報告書」
20 年	4 月 烏山福祉作業所を指定管理者制度に移行 4 月 区立障害者通所施設(精神障害者共同作業所を除く)の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行	8 月 「発達障害児支援基本計画」策定
21 年	4 月 世田谷区発達障害相談・療育センター開設	4 月 「第2期世田谷区障害福祉計画」策定
22 年	4 月 九品仏生活実習所中町分場開設(指定管理者制度)	5 月 「せたがやノーマライゼーションプラン」後期事業補足版作成
23 年	4 月 梅丘精神障害者共同作業所の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 (新名称 梅丘ウッドペッカーの森) 11 月 給田福祉園開設、烏山福祉園廃止(指定管理者制度)	3 月 「第3期世田谷区障害福祉計画」策定
24 年	4 月 障害施策推進課に発達障害・施設の担当を設置、区立総合福祉センターに基幹相談支援センターを設置	10 月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
25 年	4 月 障害施策の推進体制を見直し、発達障害の事務を障害者地域生活課へ移管	4 月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 1 月 国連障害者の権利に関する条約批准
26 年	4 月 保健福祉部を機能別再編し、障害福祉担当部を設置 3 月 発達障害者就労支援センターゆに（UN I）開設	3 月 「せたがやノーマライゼーションプラン」「第4期世田谷区障害福祉計画」策定
27 年	6 月 福祉ショップフェリーチェ区役所店 開店 11 月 福祉ショップフェリーチェ本店 開店	7 月 「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査報告書」 3 月 「世田谷区発達障害支援基本計画」策定
28 年		4 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行 6 月 障害者総合支援法・児童福祉法一部改正
29 年	4 月 世田谷区発達障害療育・相談センターの委託先変更	3 月 「せたがやノーマライゼーションプラン」の一部見直し、「第5期世田谷区障害福祉計画（第1期世田谷区障害児福祉計画）」策定
30 年	3 月 総合福祉センター廃止	
31 年 （令和元年）	4 月 障害福祉担当部を障害福祉部に再編し、障害保健福祉課を設置 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に民間施設棟（東京リハビリテーションセンター世田谷）が開設	
令和2年	4 月 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に保健医療福祉総合プラザが開設し、本格オープン 児童相談所設置市事務として障害児施設指定等の権限が、都から区へ移譲	9 月 「障害者施設整備等に係る基本方針」策定 3 月 「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画ー《令和3年度～令和5年度》」策定
令和3年	8 月 医療的ケア相談支援センターHi・na・ta 開設	
令和4年		1 月 「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」施行
令和5年	4 月 障害施策推進課に施策推進担当を設置	3 月 「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」策定
令和6年	4 月 障害福祉部に副参事（情報化推進・施設整備担当）を設置	4 月 「世田谷区手話言語条例」施行

地域保健関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和 15 年	市立世田谷児童健康指導所・健康相談所開設	
19 年	10 月 同施設が都立世田谷保健所となる。	
22 年	10 月 都立砧保健所開設	
25 年	11 月 都立玉川保健所開設	
35 年	8 月 都立梅丘保健所開設	
45 年	5 月 都立砧保健所内に烏山保健相談所開設	
50 年	4 月 地方自治法の一部改正による特別区自治権 拡充に伴い、4 保健所（世田谷・梅丘・玉川・砧） が区へ移管、衛生部設置	
51 年	12 月 区立保健センター（以下「保健センター」） 開設	
52 年	9 月 保健センターで胃がん検診開始	
55 年	9 月 衛生検査室設置	
56 年	10 月 口腔衛生センター開設	「ビル等建物の環境衛生生活指導指針」
57 年	2 月 保健所内 2 課へ再編（3 課より）、老人保健 事業開始	
58 年	10 月 保健センターで乳がん検診開始	「健康づくり推進事業の方針」
59 年	4 月 保健センターで子宮がん検診開始 3 月 CT 検査事業	
60 年	10 月 大腸がん検診開始	「保健衛生地域カルテ」
61 年		エイズ対策本部設置（平成元年解散）、精神保健対策連絡協 議会設置
平成 3 年	4 月 地域行政制度に伴い総合支所に健康担当参 事設置	
4 年		「地域保健医療計画（世田谷区編）」策定
5 年	4 月 MR I 検査事業開始 10 月 区立梅丘精神障害者共同作業所を開設	
6 年		「世田谷区民の健康づくり行動計画」策定、世田谷区健康づ くり推進協議会設置
7 年		「地域保健サービスあり方検討委員会報告」
8 年		「世田谷区精神障害者施策のあり方検討報告」
9 年	4 月 世田谷保健所設置（地域保健法により 4 保健 所統合）総合支所保健福祉センター内に生活支援 課・保健福祉課・健康づくり課設置	3 月 「世田谷区母子保健計画」策定 「地域医療施設機能調査（中間報告）」 「世田谷区地域保健医療計画」策定
11 年		「地域医療需要調査（第二次報告）」
12 年		「地域医療基礎調査（最終報告）」「健康危機管理体制整備 指針」
13 年		2 月 地域保健福祉審議会より「健康せたがやプランについ て」（答申）
14 年		4 月 「健康せたがやプラン」策定
16 年		4 月 「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条 例」、地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子につい て」（答申）
17 年		4 月 「せたがや健やか親子プラン」策定、 7 月 「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プ ラン」策定 3 月 「健康せたがやプラン」（中間評価）
18 年	4 月 世田谷保健所内 3 課より 4 課へ再編	4 月 「世田谷区健康づくり推進条例」制定 「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」策定

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
19 年		4 月 「健康せたがやプラン後期」策定
20 年		3 月 「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」改定
21 年		3 月 「世田谷区新型インフルエンザ対策実践計画・地域医療確保計画」策定
22 年		4 月 「せたがや健やか親子プラン（平成 22 年～23 年度）」策定 3 月 「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するところとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン後期の評価（中間まとめ）」
23 年		3 月 「健康せたがやプラン（第二次）」策定、「健康せたがやプラン後期の評価」
26 年		4 月 「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 12 月 「世田谷区がん対策推進条例」制定
27 年		3 月 「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するところとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン（第二次）中間評価」 3 月 「世田谷区がん対策推進計画」策定
28 年		7 月 妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3 月 「健康せたがやプラン（第二次）後期」策定
30 年		6 月 民泊新法（住宅宿泊事業法）に基づき、「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」、ガイドライン施行
31 年 （令和 元年）		4 月 精神保健福祉士および保健師、専門医で構成する「多職種チームによる訪問支援事業」の試行 10 月 「世田谷区自殺対策基本方針」策定 1 月 ・「多職種チームによる訪問支援事業」の本格実施 ・新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置 2 月 新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設 3 月 1 月に立ち上げた「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
令和 2 年	4 月 世田谷保健所健康推進課より健康企画課へ一部業務を移管 保健センターを保健医療福祉総合プラザ内へ移転 9 月 世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置	4 月 ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及びPCR 検査の実施 ・児童相談所設置に伴う設置市事務として小児慢性特定疾病医療費給付等を開始 ・保健センターにおいて「こころ健康情報コーナー」「がんに関する一次相談窓口」、「がん検診受付センター」「夜間・休日等についてこころの電話相談窓口」を開設 9 月 社会的インフラを継続的に維持するための PCR 検査（社会的検査）の実施 11 月 「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更 2 月 やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者（以下「自宅療養者」という。）の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始 3 月 「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代等に対するところとからだのアンケート調査」報告書

令和 3 年		4 月 ・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設 ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化 ・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始 ・保健センターにおいて「こころの健康に関する普及啓発」を開始 5 月 ・新型コロナウイルスワクチン集団接種開始 6 月 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種開始 8 月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（1 か所目）（8 月 31 日～10 月 15 日） 9 月 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置 11 月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書 1 月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（2 か所目）（1 月 11 日～） ・国土舘大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結 3 月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査（その2）」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）後期（追補）」策定 ・大塚製薬株式会社と「区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定」を締結
令和 4 年		6 月 ・区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たな PCR 検査センターを設置 3 月 ・「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）」最終評価報告書
令和 5 年		3 月 ・「健康せたがやプラン（第三次）」策定 ・「世田谷区がん対策推進計画（第二次）」策定 ・「世田谷区感染症予防計画」策定
令和 6 年		3 月 ・「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」（概要版）策定 ・「世田谷区感染症予防計画」一部改定

子ども施策

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和50年	4月 等々力・給田保育園開設 7月 下馬保育園開設	
51年	4月 若竹保育園開設 6月 経堂保育園開設 9月 松原保育園開設	
52年	5月 東弦巻・代田保育園開設 9月 中町保育園開設	
53年	4月 三宿・西弦巻・南桜丘保育園開設 5月 若林児童館開設	
54年	4月 喜多見児童館開設 4月 三軒茶屋・松原北・上祖師谷南・西之谷保育園開設 7月 羽根木プレーパーク開設 10月 弦巻児童館開設	〈国際児童年〉
55年	4月 成城さくら児童館開設 4月 小梅・南八幡山保育園開設 5月 森の児童館開設	
56年	4月 船橋西保育園開設 7月 深沢児童館開設	
57年	4月 わかくさ・ふじみ保育園開設 5月 ミニSL 運行開始（世田谷公園） 6月 野沢児童館開設 6月 世田谷プレーパーク開設 10月 山野児童館開設	
58年	4月 婦人児童部設置 4月 上町児童館開設 5月 松沢児童館開設	
59年	12月 代田南・桜丘児童館開設	
60年		〈国際青年年〉 「婦人問題懇話会報告」
62年	7月 上用賀児童館開設	
平成元年	4月 駒沢はらっぱプレーパーク開設 7月 上北沢児童館開設	
2年	女性センター「らぶらす」開設	
3年	4月 婦人児童部を廃止し福祉部を設置 6月 上祖師谷ばる児童館開設	
4年	5月 祖師谷児童館開設 8月 乳幼児医療助成制度開始	
5年	5月 新町児童館開設	
8年	子ども家庭支援センター設置	
9年	4月 福祉部と衛生部を再編し保健福祉部を設置	
10年	5月 粕谷児童館開設 6月 鎌田児童館開設	11月 地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11年	4月 子ども・男女共同参画課設置	3月 「子どもを取り巻く環境整備プラン」策定
12年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設	10月 子ども・青少年問題協議会条例改正
13年		地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申）
14年		4月 子ども条例施行 2月 子ども・青少年問題協議会より「子ども・青少年の社会参加・参画の仕組みづくり」（報告）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
15 年	世田谷区松原 6 丁目保健施設(子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局、4 月 病後児保育室)の開設 保健福祉センターに子ども家庭支援窓口設置 4 月 烏山プレーパーク開設	3 月 子ども・青少年問題協議会より『子ども成育支援』施策の創造に向けて(報告)
16 年	4 月 子ども部(3 課体制)を設置 子ども初期救急診療所での休日昼間の診療開始	地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子について」(答申) 3 月 「世田谷区子ども計画」策定
17 年	4 月 奥沢子育て児童ひろば開設 3 月 子ども・子育て総合センター開設	4 月 「せたがや健やか親子プラン」策定 3 月 要配慮児童継続支援検討委員会より「配慮を要する子どもへの継続的な支援のあり方について 報告・提言」
18 年	4 月 経堂保育園を民営化 9 月 子育てステーション成城開設	
19 年	4 月 烏山保育園を民営化 3 月 産後ケアセンター桜新町開設	
20 年	4 月 子育てステーション世田谷開設 4 月 等々力保育園を民営化 9 月 子育てステーション烏山開設	8 月 「発達障害児支援基本計画」策定
21 年	4 月 砧保育園を民営化 4 月 子ども部に要支援児童担当課を設置 4 月 世田谷区発達障害相談・療育センター開設	5 月 子ども・青少年問題協議会より「元気子どもを育てる施策と社会的基盤づくり」(報告) 「世田谷区要保護児童支援あり方検討報告書」(報告) 3 月 「世田谷区子ども計画後期計画」策定
22 年	4 月 子育てステーション桜新町開設 4 月 子育てステーション梅丘開設 4 月 松原保育園を民営化	2 月 「区立保育園民営化検証委員会より「区立保育園民営化検証結果報告書」(報告)
23 年		4 月 子ども・青少年問題協議会より「総合的な青少年施策について」(報告) 2 月 「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」策定
24 年	4 月 子ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を子ども部子ども成育推進課と子ども家庭課に再編 4 月 子ども家庭課に子どもの人権擁護・児童虐待防止推進を設置	12 月 子ども条例改正 3 月 子ども条例施行規則制定
25 年	4 月 子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置 4 月 世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置(7 月相談等開始) 6 月 中高生世代活動支援モデル事業として、南烏山に「中高生世代応援スペース」を開設(26 年 2 月まで)	4 月 子ども・青少年問題協議会より「次期子ども計画で取り組むべき施策について」(報告) 4 月 若者支援推進本部を設置
26 年	4 月 子ども部を子ども・若者部に組織改正 4 月 子ども・若者部に副参事(新制度移行推進担当)を設置 4 月 教育委員会所管の「池之上青少年会館」および「青年の家」を「青少年交流センター」として移管 9 月 若者総合支援センター開設	4 月 子ども・青少年問題協議会条例改正。会議体の名称を、子ども・青少年協議会に変更 10 月 子ども・子育て会議を設置 3 月 「世田谷区子ども計画(第 2 期)」策定 3 月 「世田谷区保育の質ガイドライン」策定
27 年	4 月 子ども・若者部に保育認定・調整課を設置	<4 月 子ども・子育て支援新制度施行> 4 月 子ども・青少年協議会より「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて」(報告)
28 年		7 月 妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3 月 「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策

		定
年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
29 年	4 月 子ども・若者部に副参事（児童相談所開設推進担当）を設置	4 月 子ども・青少年協議会より『若者の参加による「若者支援施策の効果的な提供」について』（報告） 7 月 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」策定
30 年	4 月 保育担当部を設置 4 月 子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課及び副参事（児童相談専門指導担当、児童相談所準備担当）を設置、保健福祉センターに副参事（子ども家庭支援センター担当）を設置 4 月 産後ケアセンター桜新町を世田谷区立産後ケアセンターとして開設 1 月 豪徳寺保育園、希望丘保育園を新園舎に移転 2 月 希望丘青少年交流センター開設 3 月 大原保育園を新園舎に移転	4 月 区立保育園（指定保育園）における医療的ケア児の受入開始 2 月 「区立保育園の今後のあり方」の策定 3 月 子ども・青少年協議会より『若者施策の評価検証と体系化について』（報告）
31 年 （令和元年）	4 月 児童相談所開設準備担当部を設置、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課、副参事（児童相談所準備担当）を設置 4 月 子ども・若者部に副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置、各総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置、世田谷総合支所保健福祉センターに副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置 4 月 梅丘保育園を豪徳寺保育園に統合し、閉園 船橋西保育園を希望丘保育園に統合し、閉園 4 月 大原保育園の名称を守山保育園に変更	8 月 国から児童相談所設置市として政令指定を受ける 10 月 世田谷区児童相談所設置条例、世田谷区児童福祉審議会条例の制定 10 月 幼児教育・保育の無償化の実施 2 月 「区立児童館の機能と再整備について」の策定 3 月 「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」の策定 同計画に「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包する形で策定 3 月 子ども条例改正
令和 2 年	4 月 児童相談所開設準備担当部、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を児童相談所、児童相談所副所長、一時保護課に組織改正 児童相談所開設準備担当課を児童相談支援課に組織改正 副参事（児童相談所準備担当）を副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）に組織改正 4 月 保育担当部を保育部に組織改正 4 月 代田保育園を世田谷保育園に統合し、閉園 4 月 子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局を保健医療福祉総合プラザ内へ移転、初期救急診療所、休日夜間薬局に名称変更 3 月 豪徳寺保育園病後児保育室きている一む廃止	4 月 児童相談所、一時保護所の開設 4 月 児童福祉審議会を設置 3 月 「世田谷区社会的養育推進計画」策定 3 月 子ども・青少年協議会より『若者の力が活きる地域～意見表明・参加・参画を中心に』（報告）
令和 3 年	4 月 保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に組織改正 副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に組織改正 4 月 下北沢保育園を守山保育園に統合し、閉園 4 月 青少年交流センター池之上青少年会館を池之上青少年交流センターに名称変更し、運営委託化 12 月 乳幼児教育支援センター開設	12 月 「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定
令和 4 年	4 月 子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に組織改正 4 月 児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置	11 月 「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の策定 3 月 「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」の策定 3 月 子ども・子育て会議（子どもの権利部会）より「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」 3 月 子ども・青少年協議会より「若者とともに変わる地域～若者の視点で」（報告）

令和 5 年	4月 保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編 4 月 子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置 7 月 奥沢西保育園と深沢保育園を統合、廃止し、等々力中央保育園を開園	
令和 6 年	3月 砧あそびの杜プレーパーク開設	3 月 子ども条例改正（条例名称を「世田谷区子どもの権利条例」に変更） 3 月 「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」策定 3 月 「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」策定
令和 7 年	4月 里親支援センター設置	

その他 施策全般

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和 54 年	ボランティア保険加入金援助	
55 年	梅丘ボランティアビューロー開設	
56 年	ボランティアセンター開設、代田ボランティアビューロー開設	
57 年		「福祉総合計画」作成 「福祉のまちづくり整備要綱」
58 年	福祉保健参事設置、婦人児童部設置、福祉ショップ開設	
59 年		
60 年	烏山福祉事務所設置、玉川ボランティアビューロー開設	法外事務を福祉事務所へ移管
61 年		統一社会福祉協議会の発足
62 年	福祉公社準備参事設置、高齢化対策室設置	
63 年	「世田谷ふれあい公社」発足、福祉保健参事を廃止、総合福祉センター開設準備室を設置	
平成 元年	総合福祉センター開設、上北沢児童館開設	
2 年	女性センター「らぶらす」開設	
3 年	婦人児童部を廃止（障害福祉推進室設置）	
6 年	福祉部に福祉保健連携課設置	「地域福祉計画」策定、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団発足
7 年	福祉事務所におとしより福祉保健総合相談窓口設置	「地域保健福祉推進条例」制定、「地域保健福祉緊急3ヵ年プラン」策定
8 年	福祉保健連携課を廃止し地域保健福祉推進本部を設置、子ども家庭支援センター設置	地域保健福祉審議会設置、保健福祉サービス苦情審査会設置 「住民活動計画」（区社会福祉協議会）
9 年	保健福祉部設置、世田谷保健所設置、各総合支所に保健福祉センター設置（福祉部・衛生部・保健所・福祉事務所再編）	地域保健福祉審議会より「世田谷・地域保健福祉社会の構築」（答申）「介護保険制度に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」（提言）
10 年	在宅サービス部及び施設整備担当部設置、保健福祉部に保健福祉計画課、介護保険担当課、保健福祉活動推進課設置（高齢対策部、障害福祉推進室、保健福祉計画担当部再編）	地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11 年	世田谷保健福祉センターに認定審査事務担当課設置	
12 年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設 在宅サービス部に施設整備担当課設置（施設整備担当部再編）	世田谷ふれあい公社を解散（区社会福祉協議会ほかへ事業を移管）
13 年	保健福祉部に計画調整課（調整課と計画課の統合） 在宅サービス部に計画・整備担当副参事（施設整備担当課再編）設置	地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申） 権利擁護センターを設置（区社会福祉協議会）
14 年	計画・整備担当課設置（副参事を再編）	地域保健福祉審議会より「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21 世紀の世田谷区における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書
15 年	世田谷特区NPO有償運送協議会設置	
16 年	子ども部設置、国保・年金課設置（国保課と年金課の統合）	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定
17 年	成年後見支援センター開設	

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
18 年	保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編（部内を法制度別に再編、保健医療・保護担当課、高齢施策推進課、障害施策推進課、障害者地域生活課、保険料収納課を設置）、世田谷保健所に感染症対策課を設置、介護予防担当部を設置	保健福祉サービス向上委員会設置
19 年	福祉人材育成・研修センター開設	保健福祉サービス向上委員会より「区民が安心して良質な福祉・介護サービスを利用するために」（答申） 6 月「世田谷区医療介護連携推進協議会」設置
21 年	保健福祉部と介護予防担当部を再編（保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編）、保健福祉部に指導担当課を設置、子ども部に要支援児童担当課を設置	
22 年	梅ヶ丘整備担当部を設置	
23 年	保健医療担当課を計画調整課に統合	
24 年	子ども部の子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編（子ども部に子ども育成推進課と子ども家庭課を設置、保健福祉部に障害施策推進課発達障害・施設担当を設置）	
25 年	子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置 世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」開設 保健福祉部に臨時福祉給付金担当課を設置	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定 保健福祉サービス向上委員会より「福祉サービスの質を高めるための評価のあり方と評価結果の活用に向けて」（答申）
26 年	保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置 地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管 子ども部の名称を子ども・若者部に変更	10 月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始（まちづくりセンターに、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉の相談と社会資源の開発を行う）
27 年	子ども・若者部に保育認定・調整課を設置 保健福祉部指導担当課を指導調整係とサービス向上担当に再編	7 月 地域包括ケアの地区展開モデル事業を池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の 5 地区で実施
28 年	保健福祉部に、地域包括ケア担当参事を設置	7 月 地域包括ケアの地区展開を全地区で実施
29 年		3 月 保健福祉サービス向上委員会より「保健福祉サービスにおける苦情対応・事故防止のための区の役割や実効性のある取り組みについて」（提言）
30 年	保健福祉部に調整・指導課（計画調整課と指導担当課の統合）を設置 保育担当部を設置（子ども・若者部から保育担当部門を移管） 子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置 各総合支所に保健福祉センターを設置 総合福祉センター廃止	
31 年 （令和元年）	障害福祉部を設置（担当部より再編）、障害保健福祉課を設置 児童相談所開設準備担当部を設置（子ども・若者部から児童相談所開設準備部門を移管） 総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置 東京リハビリテーションセンター世田谷開設	3 月 保健福祉サービス向上委員会より「苦情審査会とサービス向上委員会の連携による質の向上の取り組みについて」（提言）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
令和 2 年	保健医療福祉総合プラザ開設 世田谷区立児童相談所を設置 梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止 保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編 児童相談支援課を設置（児童相談所開設準備担当部と子ども・若者部から児童相談所支援部門と要保護児童支援担当部門を統合） 保育担当部を保育部に改称 砧ボランティアビューロー準備室開設 世田谷保健所に地域保健課、各地域に保健相談課を設置 住民接種担当部を設置	
令和 3 年	保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編 乳幼児教育支援センターを開設 子ども・若者部に子育て世帯特別給付金担当課を設置 住民接種担当部に住民接種担当参事及び住民接種統括担当課を設置 保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置 世田谷保健所に副参事（感染症危機管理担当）を設置	4 月 厚労省の任意事業である重層的支援体制整備事業を 23 区で初めて実施。 1 月 地域包括ケアの地区展開について、松原地区の三者一体整備が完了し、全 28 地区の三者一体整備が完了。
令和 4 年	世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設 12 月 代田ボランティアビューロー廃止	
令和 5 年	梅丘ボランティアビューローを北沢ボランティアビューローに名称変更 烏山ボランティアビューロー開設 住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置	10 月 地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」（答申） 3 月 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定（重層的支援体制整備事業実施計画、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画、世田谷区再犯防止推進計画を包含）
令和 6 年	世田谷保健所の副参事（感染症危機管理担当）を副参事（健康危機管理担当）へ改称	4 月 重層的支援体制整備事業について、ひきこもり支援を中心とした体制から、その他の課題や狭間の支援ニーズを抱えた方への支援体制に拡充
令和 7 年	地域包括ケア担当参事を保健福祉部長に加え各総合支所保健福祉センター所長が兼務、配置	

3. これまでの取組み

(1) 地域保健福祉推進条例の制定と推進の仕組みづくり

人としての尊厳が保たれ、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会を築いていくため、保健福祉の向上と増進は重要であり、そのための諸施策の実現に向け、区、区民及び事業者等がそれぞれ主体性を持ちながら協働して取り組むことが必要である。このことを世田谷区の意味として明確にするため、平成8年3月に「世田谷区地域保健福祉推進条例」を制定した。

【条例の基本理念】

- ①「すべての区民が、生涯を通じて共に健康で安心して暮らしていくことができるまちづくりの推進」
- ②「援助を必要とするすべての区民が、適切な保健福祉サービス、介護保険サービス及び障害福祉等サービスを享受することができるまちづくりの推進及び区民の主体的な参加によって支えていくしくみの充実」
- ③「すべての区民に、社会的に公正な生活水準が保障され、保健、医療、福祉、教育などの連携の下に、健康で安心して生活を営むことができる施策を推進することによる共に支え共に生きる社会の実現」

【施策の基本方針】

- ① 地域保健福祉の基盤整備、②健康づくりの推進、③在宅サービスの推進、④施設及び住まいの整備、⑤子どもへの支援、⑥家庭への支援、⑦就労への支援、⑧情報収集に関する支援及び消費者の権利に関する支援

【推進の仕組みづくり】

条例の基本理念を実現するため次のような仕組みづくりを進めてきた。

① 推進計画の策定

地域保健福祉に係る施策を総合的、計画的に進めるための推進計画や区、区民及び事業者等が行うべき行動指針を策定。（世田谷区地域保健医療福祉総合計画）

② 地域保健福祉審議会の設置

区長の附属機関として施策を総合的、計画的に推進するための調査審議をする世田谷区地域保健福祉審議会を設置。（平成8年）

- ・ 学識経験者、区民（福祉団体・医療関係団体等）23人以内の委員で構成

答申 「世田谷・地域保健福祉社会の構築」（平成9年9月）、「子どもを取り巻く環境整備について」（平成10年11月）「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（平成12年1月）、「健康せたがやプランについて」「保育サービスのあり方について」（平成14年2月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成16年7月）、「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」（平成17年7月）、「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂について」（平成17年12月・同20年11月・同23年12月）、「世田谷区障害福祉計画の改訂について」（平成23年12月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成25年10月）、「せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について」「第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」「子ども計画（第2期）の策定について」（平成26年11月）、「第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて」「第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（平成29年11月）、「せたがやノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害施策推進計画」の策定について」「第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（令和2年11月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について」「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について」（令和5年10月）

③ 保健福祉サービス苦情審査会の設置

区が行う保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理するため、世

田谷区保健福祉サービス苦情審査会を設置。(平成 8 年 10 月)

- ・ 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。
- ・ 区が行う保健福祉サービス等のサービスの適用や提供について苦情の申立てがあったときは、区長からの諮問に基づき、委員が中立公正な立場から解決に向け審査し、区長に対しサービスの是正や改善などの意見を述べる。
- ・ 区長は、この審査会の意見を尊重し、苦情処理やサービスの改善等を行う。

④ 保健福祉サービス向上委員会を設置

保健福祉サービス等の向上を推進するうえで必要な支援・指導等に関する事項を調査審議するため、世田谷区保健福祉サービス向上委員会を設置。(平成 18 年 4 月 1 日)

- ・ 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。
- ・ 委員会は区長からの諮問に基づき、区が取り組むべき課題や方向性等を審議し、区は委員会の意見を尊重し、今後の取組みに反映させる。
- ・ 平成 20 年 3 月に「区民が安心して良質なサービスを利用できる環境を整備するための区の役割について」の諮問に基づく答申を、平成 26 年 1 月に「東京都福祉サービス第三者評価の成果を踏まえた今後の福祉サービスの質の評価のあり方について」の諮問に基づく答申を区長あてに提出した。

(2)「地域保健福祉」の推進体制

区はこれまでの、保健と福祉の縦割行政の弊害を排し、区民本位の保健福祉サービスを創りあげるため、全庁をあげて保健と福祉を統合した「地域保健福祉」の推進体制を整備し取り組んでいる。

① 平成 9 年度～11 年度

保健所と福祉事務所を機能的に再編し、5 つの地域に保健福祉センターを設置するとともに、新たなサービスの提供手法としてケアマネジメントシステムを導入した。また本庁組織についても、食品衛生や環境衛生、感染症対策等に高度専門的に対応する世田谷保健所を設け、機能別組織として保健福祉の総合調整や子ども政策を担当する保健福祉部と、対象者を問わず在宅支援のためのサービスを提供する在宅サービス部に再編した。

② 平成 16 年度～18 年度

子ども施策を総合的に行う子ども部を設置、平成 18 年度からは、大幅な制度改正への迅速かつ円滑な対応や予防型行政の推進などのため、保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編成するとともに、介護予防担当部を設置した。

③ 平成 19 年 6 月

高齢者等が在宅等で安心して療養することができる体制の構築に向け、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、在宅療養支援体制の整備や地域医療関係者の人材育成等に関する協議・検討を行うため、「世田谷区医療連携推進協議会」を設置した。

④ 平成 21 年 4 月

介護予防をはじめとした高齢者施策の総合的な展開等を図るため、保健福祉領域全般に係る課題対応、保健医療体制の整備及び障害者施策を推進する保健福祉部と、地域福祉及び高齢者施策を総合的に推進する地域福祉部に再編した。また、保健福祉サービスの質の向上のための事業者指導体制を強化するため、保健福祉部に指導担当課を設置するとともに、児童虐待の予防から対応までの体制及び発達障害児支援の充実・強化を図るため、子ども部に要支援児童担当課を設置した。

⑤ 平成 22 年 4 月

平成 22 年 3 月に閉院した都立梅ヶ丘病院の跡地全体を対象として、保健医療福祉サービスの全区的な拠点を中心に整備・展開する考え方のもと、跡地を取得する方向での検討を進めるため、梅ヶ丘整備担当部を設置した。

⑥ 平成 24 年 4 月

障害者自立支援法改正に伴い発達障害支援を総合的に進めるために、子ども部より発達障害児施策を保健福祉部へ移管した。また、国が検討している「子ども・子育て新システム」による子ども施策の再構築を行なうとともに、子どもの人権擁護体制の構築や児童虐待予防の体制強化を図るため、子ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編し、子ども育成推進課と子ども家庭課を設置した。

⑦ 平成 25 年 4 月

悩みを抱え、生きづらさを感じている若者や居場所を求めている若者が、社会への参加や地域の担い手として活躍できるよう、庁内各分野及び関係機関が連携し、効果的かつ総合的な支援に取り組むため、子ども部に若者支援担当課を設置した。また、国の地域主権改革に伴い、権限の移譲（社会福祉法人の認可等及び指導検査）に対応するため、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置した。

⑧ 平成 26 年 4 月

高齢者福祉及び障害者福祉に特化した推進体制の強化を図るとともに、区民にわかりやすい組織名称とするため、保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置した。

若者支援施策の充実を図るため、子ども部を子ども・若者部に改称した。

生涯現役施策について、高齢者を地域のまちづくりや支えあい活動などの担い手として参加を促進するための施策として推進するため、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管した。

⑨ 平成 28 年 4 月

地域包括ケアの地区展開の全地区実施を着実に推進するため、保健福祉部に地域包括ケア担当参事を新設した。

⑩ 平成 30 年 4 月

地域包括ケアシステムの推進に向けて、計画調整課及び指導担当課を調整・指導課及び副参事（計画担当）へ再編した。

保育待機児解消に向けた整備促進と保育の質の充実を強化するため、子ども・若者部を再編し、子ども・若者部、保育担当部を設置した。また、児童相談所の開設に向けて、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に保健福祉センター所長を配置した。

⑪ 平成 31 年 4 月

精神障害者施策や障害児支援を充実するため、障害保健福祉課を新設し、障害福祉担当部を障害福祉部に改称した。

児童相談所の開設に向け、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、児童相談所開設準備担当部及び、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に子ども家庭支援課を設置した。

⑫ 令和 2 年 4 月

保健医療福祉総合プラザ、世田谷区立児童相談所を開設した。

梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止した。

保健福祉領域の政策強化及び重要施策等の推進に取り組むため、保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編した。

児童相談所開設に伴い、児童相談所開設準備担当部を廃止し、子育て支援施策と児童相談所業務の円滑な連携・調整業務を担う児童相談支援課を子ども・若者部に設置した。

保育担当業務の一層の推進を図るため、保育担当部を保育部に改称した。

⑬ 令和 2 年 9 月

新型コロナウイルス感染症に係る体制強化を図るため、世田谷保健所に地域保健課を、各地域ごと

に保健相談課を設置した。

⑭ 令和3年2月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当部を設置した。

⑮ 令和3年4月

私立保育園への支援の充実に向け、保育園の整備から開園後の運営支援までを一体的に進めるため、保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編した。

⑯ 令和3年6月

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、子育て世帯特別給付金担当課を設置した。

⑰ 令和3年7月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当参事を設置した。また、住民接種業務の一体的かつ効率的な運営を図るため、部内の役割分担及び組織体制を見直し、住民接種統括担当課を設置した。

⑱ 令和3年12月

子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置した。

⑲ 令和4年4月

子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に再編した。

児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置した。

⑳ 令和5年4月

保健福祉政策部臨時特別給付金担当課を廃止し、保健福祉政策課に臨時特別給付担当を設置した。

障害施策推進課に施策推進担当を設置した。

保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編した。

子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置した。

住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置した。

㉑ 令和6年4月

障害者の地域移行に関する課題への対応や障害者施設の今後のあり方の検討、障害児者施設の計画的な整備、業務のデジタル化など部内横断的に障害施策を推進するため、副参事（情報化推進・施設整備担当）を設置した。

令和6年度からの新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、住民接種担当課を廃止した。

㉒ 令和7年4月

地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケア担当参事を保健福祉部長に加え各総合支所保健福祉センター所長も兼務、配置した。

（3）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内初の感染が確認された後、急速に感染を拡大させ、社会や経済に甚大な被害をもたらし、令和3年度以降は変異株の感染が拡大するなど、世界中に脅威を与え、猛威を振るった。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和2年4月、令和3年1月、同年4月及び同年7月の4度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施した。区においても、区民生活や地域医療、事業活動を守り抜くため、保健所機能の強化やクラスターの抑止等を目的としたPCR検査（社会的検査）の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な感染予防の取り組みを実施した。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に移行された。

令和6年4月、次の新興・再興感染症発生時の一助となるよう、約4年に渡った取組みについて「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」として取りまとめた。

4. 地域保健医療福祉の推進に向けて

(1) 地域保健医療福祉総合計画の策定

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまで地域福祉計画（平成 7～16 年度）、地域保健医療計画（平成 10～15 年度）、地域保健医療福祉総合計画（平成 17～26 年度）、地域保健医療福祉総合計画（平成 26～35 年度）を策定し、保健、医療、福祉の各分野にかかる基本的な方向を定めてきた。

区政全体では、平成 25 年度に、これから 20 年の区のあるべき姿を、区民、事業者、行政がともに実現していくための指針として「世田谷区基本構想」と、この基本構想を具体化していくための「基本計画」を策定した。令和 5 年度には、この間の社会動向などを踏まえ、今後 8 年間（令和 6～13 年度）の「基本計画」を策定した。

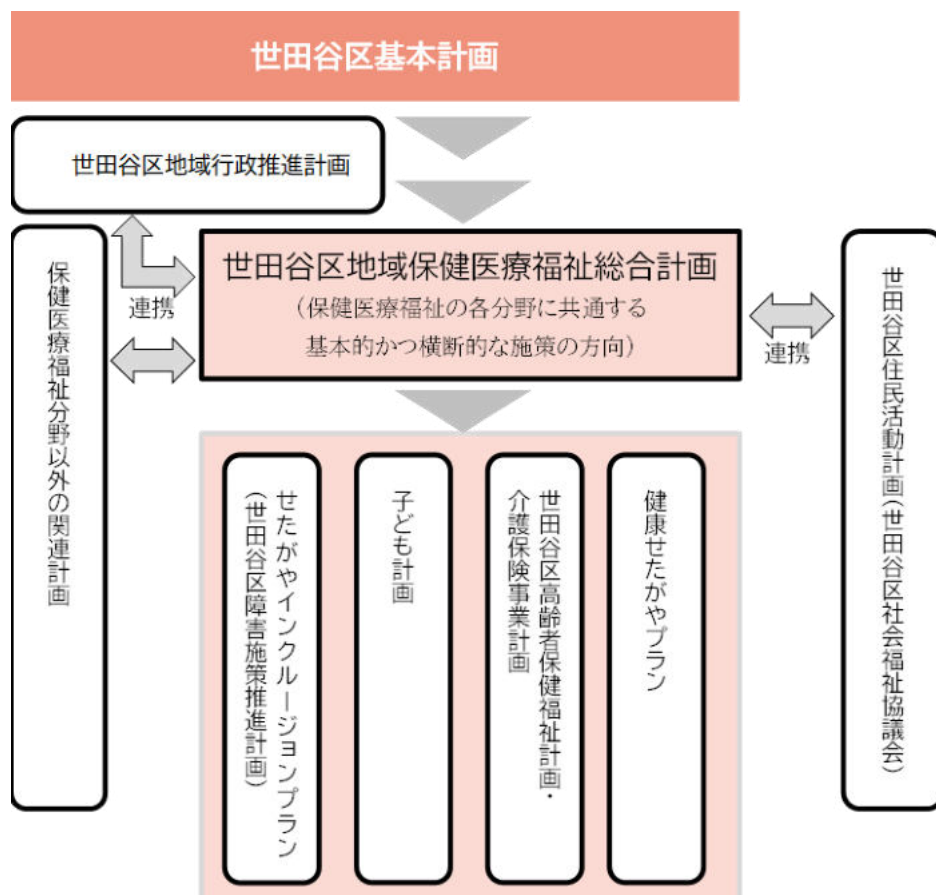
これらの区政の基本的な方向性を踏まえるとともに、今後 8 年間の保健医療福祉の基本的な考え方を示す、新たな世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定した。本計画は、改正社会福祉法に基づき新たに創設された重層的支援体制整備事業の「実施計画」、成年後見制度利用促進法に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止法に規定する「市町村再犯防止推進計画」を包含する。

(2) 地域保健医療福祉を推進する計画の体系

世田谷区地域保健医療福祉総合計画に基づき、高齢者分野では、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者分野では、せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）、子ども分野では、子ども・若者総合計画、健康分野では、健康せたがやプランなどの分野別計画を策定し、様々な施策を進めてきた。

また、地域福祉を推進する両輪の計画である、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が策定する「世田谷区住民活動計画」と連携を図っている。

【基本計画と保健福祉領域の計画体系イメージ】※世田谷区地域保健医療福祉総合計画より



5. 地域保健福祉の主要な取組み

(1) 地域保健医療福祉の総合的推進

① 地域保健医療福祉総合計画の進行管理

令和6年度からの8年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す計画として策定した「地域保健医療福祉総合計画」（以下総合計画という）の進行管理を着実にを行うとともに、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―」、「子ども・若者総合計画（第3期）」、「健康せたがやプラン（第三次）」等の進捗を確認し、保健医療福祉の施策や基盤の整備を計画的に推進する。

② 世田谷版地域包括ケアシステムの強化

世田谷区における地域包括ケアシステムの実現の取組みのひとつである、まちづくりセンターにあるしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発・協働を進める地域包括ケアの地区展開を平成28年7月から全地区で実施している。令和4年度からは、三者に児童館を加えた四者連携により地区課題の解決に取り組んでいる。これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるため、総合計画の策定に伴い、令和6年度から「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化している。

③ 重層的支援体制整備事業の活用

令和3年度より厚生労働省が地域共生社会の実現に向け、「包括的相談支援事業」「地域づくり支援事業」「参加支援事業」の3つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施した。区では既存事業及びひきこもり支援に活用してきたが、総合計画の策定に伴い、令和6年度からひきこもりを含め複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方へ対応するよう支援体制を拡充し、より一層の地域福祉の推進を図っている。

④ 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展等に伴い医療・介護ニーズが増大する中、区民が必要な医療・介護を受けながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業の事業体系に沿って、在宅医療・ACPの普及啓発や医療職・介護職のネットワーク構築、医療・介護の情報共有等の具体的な事業展開を図り、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいく。

⑤ 全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとびあ」については、全区的なバックアップ体制の構築のため、区複合棟の保健医療福祉総合プラザを運営し、総合プラザ内事業者及び民間施設等との連携促進により、保健福祉の全体調整機能を向上させ、災害時医療救護本部等の円滑な運営体制を確立していく。

(2) 権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

① 成年後見制度等

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図り、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進する。また、「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和6年度～13年度）」に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

② 保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

東京都の補助金を活用し、サービス提供事業者の第三者評価受審を促進するとともに、事業

者等より提出された苦情・事故報告書に基づき、事業者への助言や質の向上につながる情報提供を行う。また、世田谷区保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査・審議する。

③ 保健福祉サービスの苦情対応

区民から申立てされた保健福祉サービスに関する苦情に対して、条例の規定に基づき世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を受けることで、苦情への適切な対応やサービスの質の向上を図る。

(3) 障害者等の地域生活支援

① 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するための「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めた「世田谷区手話言語条例」の趣旨を区民等に広く周知するとともに、条例に基づく施策を行うことで、障害に対する理解を広め、地域における相互理解を深めていく。

② 安心して暮らし続けることができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO 団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和2年度に策定し、令和5年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」及び令和5年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、生活介護等の通所施設や特に重度障害者向けのグループホームの整備、医療的ケアを含めた重度障害者（児）を身近な地域で受け入れるための環境整備等に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を推進していく。

③ 参加及び活躍の場の拡大のための施策

障害の有無や障害種別にかかわらず誰もが自然に社会の中に参画する状態を目指すため、障害者の就労支援として、障害者がその特性に応じた働き方を見つけることができるよう、「せた JOB 応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。また、社会参加の1つとしてスポーツや文化活動等への参加は、余暇活動の充実や自己表現の獲得として重要であるため、「世田谷区手話言語条例」等と令和7年11月開催の東京デフリンピック（ろう者のためのオリンピック）を絡めたPR等に取り組んでいく。

④ 情報コミュニケーションの推進のための施策

障害の特性に応じた情報提供や意思疎通を支援するため、情報コミュニケーション施策を拡充させるとともに、デジタルツールを使う人とそうでない人とでの情報格差（デジタルデバイド）が生じないように、障害者本人がデジタルツールを活用し、自ら情報取得やコミュニケーションを円滑にとることができるように、講習会等の機会拡充に取り組む。

(4) 地域福祉等の推進

① 地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携を基盤に、生活上の課題を抱えた方へのアウトリーチ等による福祉的課題の早期発見・継続支援、活動への参加や地域づくりの支援、多様なNPOや住民等との連携による生活支援サービスの開発などに取り組む。

② 避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、町会・自治会との協定締結や、事業者等との連携による安否確認体制を拡充するとともに、福祉避難所の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。また、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進める。

③ 生涯現役の社会づくり

生涯を通じて元気に暮らすことができる地域社会を目指し、中高年世代の区民が主体的に様々な地域活動に参画できる仕組みづくりを推進するため、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を行う。

④ 生活福祉の推進

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の取組みとして、主にハローワーク等の就労支援による自立が可能と見込まれる者については、砧総合支所の「就職サポートコーナーきぬた」に配置された就職支援ナビゲーター（ハローワーク職員）が生活支援課と連携し、早期に効率的な支援を行う。一方、より個別的、重点的、包括的な支援が必要となる者については、「ぷらっとホーム世田谷」において生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、障害者就労支援センター、世田谷若者総合支援センター等関係機関と連携して地域での自立生活定着までを支援する。

⑤ ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態を含む、社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族が、気軽に相談・支援につながることができ、自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、令和4年4月に世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設した。「リンク」では、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と子ども・若者総合相談センター「メルクマールせたがや」の2機関を中心に、関係機関と連携しながら当事者・家族の課題やニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。また、ひきこもりへの社会的理解を促進する。

(5) 高齢者等の地域生活を支える環境の整備

① 介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

② あんしんすこやかセンターの充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ評価を行う。

また、令和7年4月からの新たな事業者による運営への円滑な移行に向けて令和5年度から着手している次期委託期間（令和7年度～12年度）の地域包括支援センター運営事業者の選

定について、実施するとともに、あわせて、条例改正による人員体制の拡充の実現と、関係部署との連携による執務スペースの確保等の執務環境の整備に取り組む。

③ 安全・安心の取組み

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない81歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進するとともに、多様な高齢者サービスや地域の支えあいによる見守りに取り組む。さらに、事業者と見守りに関する協定の締結を進めるなど、高齢者が安全で安心な生活を送れるよう重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぐほか、警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

また、加齢により聴力が低下した高齢者が、補聴器を適切に装用することで日常生活の質の向上や認知機能の低下防止につなげることを目的に、令和6年4月より開始した中等度難聴の高齢者のための補聴器購入費助成においては、より多くの中等度難聴者のライフステージに応じた生活の質を向上させるため、令和7年4月より、補助対象者を住民税非課税の方まで拡充する。さらに、本事業の助成から5年以上経過した後は、本助成金の再交付も可能とする。

④ 高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、区有施設や大規模団地の建替えなどの機会をとらえ、多様な手法により整備を促進していく。

(6) 介護保険の円滑な運営・サービスの充実

① 介護保険の円滑な運営

第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化、自立支援・重度化防止に資する研修等に引き続き取り組むとともに、事業者の取組みを評価する仕組の検討や介護職員の負担の軽減や処遇の改善、介護現場における生産性の向上に関する情報発信等の事業者支援を行っていく。また、低所得者等に配慮し、介護保険料や介護サービスの利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

② 介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和6年3月策定の「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図る。

③ 福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後10年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に90歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していくとともに、ケアマネージャー・ホームヘルパーの負担軽減を図るため、電動アシスト自転車等購入費用助成を実施していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着支援のため、引き続き宿舍借り上げ支援事業や介護人

材採用活動経費助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、特に若い世代の人材を確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していく。

加えて、物価高騰や介護人材の不足等、社会状況の急激な変化による影響を受け、経営状況が厳しい中、生産性の向上や介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある区内の介護事業者に対して経営診断を行い、抽出された課題の解決に向けた改善策を提案し、改善策が効果的に実行されるよう進捗確認や助言などのサポートを行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施していく。

さらに、令和6年度を初年とする「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念及び計画目標を実現するため、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取り組みを検討していく。

(7) 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

① 教育・保育施設の定員確保

保育の需要に対応した保育施設の定員を確保するための取り組みを継続するとともに、人口の動向や入園申し込み状況等を踏まえて保育の需要量の再推計を行う。

② 区立保育園の再整備

平成30年度に定めた「区立保育園の今後のあり方」やこれを基に令和4年度に定めた「新たな再整備計画」に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的に進めていく。

③ 保育の質の維持・向上

令和7年3月に改訂した「世田谷区保育の質ガイドライン」をもとに、「子どもの権利」「子どもの意見を聴く」「当事者主体の支援」を念頭に置き、保育士・看護師・栄養士・事務職員がチーム一丸となり、気づきの感度をあげて更なる保育サポート訪問の充実を図るとともに、「世田谷区保育の質ガイドライン」の普及啓発に取り組む。また、地域の保育施設間のネットワークによる保育の質の向上に向けた取り組みを支援する。

(8) 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

① ユースカウンスル事業の実施

子ども・若者から提起した課題や区が提起した課題について、子ども・若者目線で議論を行い、区へ提言を行う事業を実施する。

② 子どもの権利委員会の運営

日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。

③ 民設民営の放課後児童クラブの整備・充実

学童クラブの需要量見込みは、令和4年度に示した数値から大幅に上回る想定となったことから、令和6年11月に策定した新たな整備計画をもとに、整備を着実に進め、新BOPの規模の適正化を図る。

(9) 若者が力を発揮できる環境づくり

① 青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置

青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐためのユースコーディネーターを配置し、若者支援の強化を図る。

② 青少年交流センターの拡充

若者の実態やニーズを踏まえ、各地域に青少年交流センターを整備する検討を進める。

③ せたがや若者ファンディングの実施

若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、子ども・若者基金を活用した補助事業を令和7年度より新たに実施する。

(10) 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

① せたがや0→1 子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施

5か月から11か月の子どもを育てる家庭を対象に、見守り支援員が毎月家庭訪問を行い、子どもや保護者の様子を見守るとともに子育て支援に関する情報を提供するほか、訪問後に、育児支援品の購入に利用できるデジタルギフトを配付する。また、伴走支援を希望する家庭やフォローが必要と思われる家庭を、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携し、フォローを行うことで、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取組みを強化する。

② 産後ケア事業の拡充

令和6年度にとりまとめた「世田谷区産後ケア事業推進方針」に基づき、令和7年度～11年度にかけて、順次、医療機関への新規委託を進めていく。また、産後ケア事業の利用対象者が事業へ簡易にアクセスできる仕組みの構築を図るとともに内部業務の効率化を目的とした利用手続きのオンライン化に向けて、関係所管との調整を進める。

③ 青少年交流センターの児童館機能付与

区立児童館の整備等計画に基づき、池之上青少年交流センターに児童館機能を付与し、子育て支援の実施や、子どもの見守りネットワークの推進と地域資源の開発、隣接児童館と連携した困難を抱える子どもへの対応の充実を図る。

(11) 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

① 乳幼児短期緊急里親制度のモデル実施

一時保護が必要となった乳幼児を家庭と同様の環境で保護し、早期の家庭復帰や里親等委託を目指す事業を実施する。モデル事業を円滑に実施するために、児童相談所や里親支援センターと連携して緊急里親の新規開拓や受け入れ調整のほか、養育サポート等を行う「里親等委託推進専門員」を配置する。

② せたがや若者フェアスタート事業の拡充

児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者などを支援する「せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援）」について、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく、困難な状況にある若者の社会的自立に向け、対象を広げるとともに、新たに医療費支援を実施する。あわせて、児童養護施設退所者等相談支援事業（せたエール）において、伴走型の支援の充実を図る。

③ 悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施

高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業をモデル実施（令和7～8年度予定）する。

(12) 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

① 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み

新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。

② 教育委員会・児童相談所との連携

保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的に会議を開催し、意見交換を行う。各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。

(13) 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

① 保育施設の保育士等への処遇改善、住宅確保支援策の継続

処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。また、保育事業者が雇用する保育士等への住宅確保支援策を実施し、事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。

② 児童館職員の人材育成

児童館職員のキャリアラダー（「福祉職のあり方人材育成ビジョン」に記載）について、国の居場所づくり指針や児童館ガイドラインの改正を踏まえ、児童館職員も交えて改正に向けた検討を進める。また、昨年度策定した「児童館職員行動規範」を周知・啓発するとともに、キャリアラダーに対応する職員の研修計画についても見直しを図る。

③ 子ども・若者基金の活用

子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとする。子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図り、地域でともに支えあう活動の推進とネットワークづくりに取り組む。

(14) 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

① 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

新型コロナウイルス感染症パンデミック対応における経験を踏まえ、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」について、令和6年7月に全面改定された政府行動計画および令和7年5月に改定された都行動計画と整合を図り、関係団体と意見交換を図りながら当該計画の改定に取り組む。

② 健康危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、非常時優先業務等の整理を行い、「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を策定し、健康危機管理体制を強化する。

③ 災害時医療体制の強化

拠点病院や4師会を始めとする関係機関等と意見交換を行い、緊急医療救護所及び避難所救護所の見直しや災害医療に関する広報の強化等に向けた検討、調整を進め、災害医療運営連絡会を開催し関係機関等と合意形成を図りながら、災害時医療救護体制の再編を行う。また、医療救護本部の機能の確立及び緊急医療救護所の運営の更なる具体化を進める。

④ 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査（検査）・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うほか、食品衛生協会等との連携を含め、ハサップ（HACCP）に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じて食品に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。

(15) 健康せたがやプラン（第三次）に基づく総合的な健康づくりの推進

- ① 健康せたがやプラン（第三次）は、世田谷区健康づくり推進条例第1条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果

たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

「生涯を通じた健康づくりの推進（11 施策）」、「健康に関する安全と安心の確保（4 施策）」及び「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

- ② 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成 29 年度～令和 5 年度）から取り組んできた健康づくり運動のテーマである「健康せたがやプラス 1（ワン）」を引き続きキーワードに、健康づくりプロモーションを進めるとともに、健康無関心層を巻き込む仕掛けや工夫を取り入れた取組みをリーディングプロジェクトとして位置付け、関係者・関係団体などと連携し、より戦略的かつ総合的に施策を推進していく。また、社会全体に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった健康課題やコロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、重点的に取り組んでいく。

（16）人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和 5 年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第 2 次）」に基づき、各施策を実施する。

- ① プランの基本理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。
- ② 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施策評価及び見直しの実施。
- ③ 飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度について、さらなるマンパワーの充実と、地域と協働して取り組む体制の強化。
- ④ 地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」の推進。
- ⑤ 災害時におけるペット対応の推進。ペット同行避難の体制整備。
- ⑥ 動物関連施策へのふるさと納税を活用した施策の充実。
- ⑦ 狂犬病予防注射済票交付申請の電子化(8 月から開始予定)。

（17）住宅宿泊事業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症の行動制限の緩和、インバウンド需要の増大に伴い、新規届出件数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、住宅宿泊事業の現状を届出や苦情の状況等から把握し、事業者が住宅宿泊事業を適切に運営できるように、宿泊者の衛生確保等について指導・助言、研修等を行う。

6. 世田谷区の人口

(1) 人口の推移

[各年1月1日現在、ただし国勢調査によるものは各年10月1日現在]

年次	世帯数	人 口			備考	外国人登録人口
		総数	男	女		
昭和10年	42,515	210,701	107,041	103,660	国勢調査	—
15	58,061	281,804	141,241	140,563	〃	—
20	—	276,450	138,152	138,298	〃	—
25	101,798	398,990	—	—	食料配給台帳	—
30	128,611	510,270	258,582	251,688	住民登録	—
35	168,851	615,738	313,695	302,043	〃	3,929
40	230,329	699,128	353,775	345,353	〃	4,662
45	276,118	748,634	378,056	370,578	住民基本台帳	5,326
50	301,956	765,205	382,013	383,192	〃	5,906
55	318,623	770,818	383,553	387,265	〃	6,241
60	342,460	783,724	391,489	392,235	〃	7,532
平成2年	356,314	776,385	386,175	390,210	〃	10,412
7	364,208	762,007	371,443	390,564	〃	13,752
12	388,875	779,974	376,534	403,440	〃	13,586
17	412,980	804,730	386,326	418,404	〃	14,587
22	432,941	831,654	397,914	433,740	〃	16,026
27	455,473 (447,270)	874,332 (858,639)	416,360 (408,335)	457,972 (450,304)	〃	—
28	461,518 (452,363)	883,289 (866,406)	420,186 (411,522)	463,103 (454,884)	〃	—
29	467,605 (457,549)	892,535 (874,339)	424,219 (414,901)	468,316 (459,438)	〃	—
30	473,163 (461,908)	900,107 (880,176)	427,184 (416,973)	472,923 (463,203)	〃	—
31	479,792 (467,426)	908,907 (887,528)	431,026 (420,205)	477,881 (467,323)	〃	—
令和2年	487,174 (473,484)	917,486 (894,452)	434,897 (423,263)	482,589 (471,189)	〃	—
3	490,342 (477,553)	920,372 (898,208)	436,042 (424,778)	484,330 (473,430)	〃	—
4	489,372 (477,615)	916,208 (895,180)	433,723 (422,962)	482,485 (472,218)	〃	—
5	491,585 (478,138)	915,439 (892,345)	433,385 (421,445)	482,054 (470,900)	〃	—
6	496,436 (481,112)	918,141 (892,604)	434,591 (421,347)	483,550 (471,257)	〃	—
7	502,617 (485,171)	923,210 (895,008)	436,905 (422,390)	486,305 (472,618)	〃	—

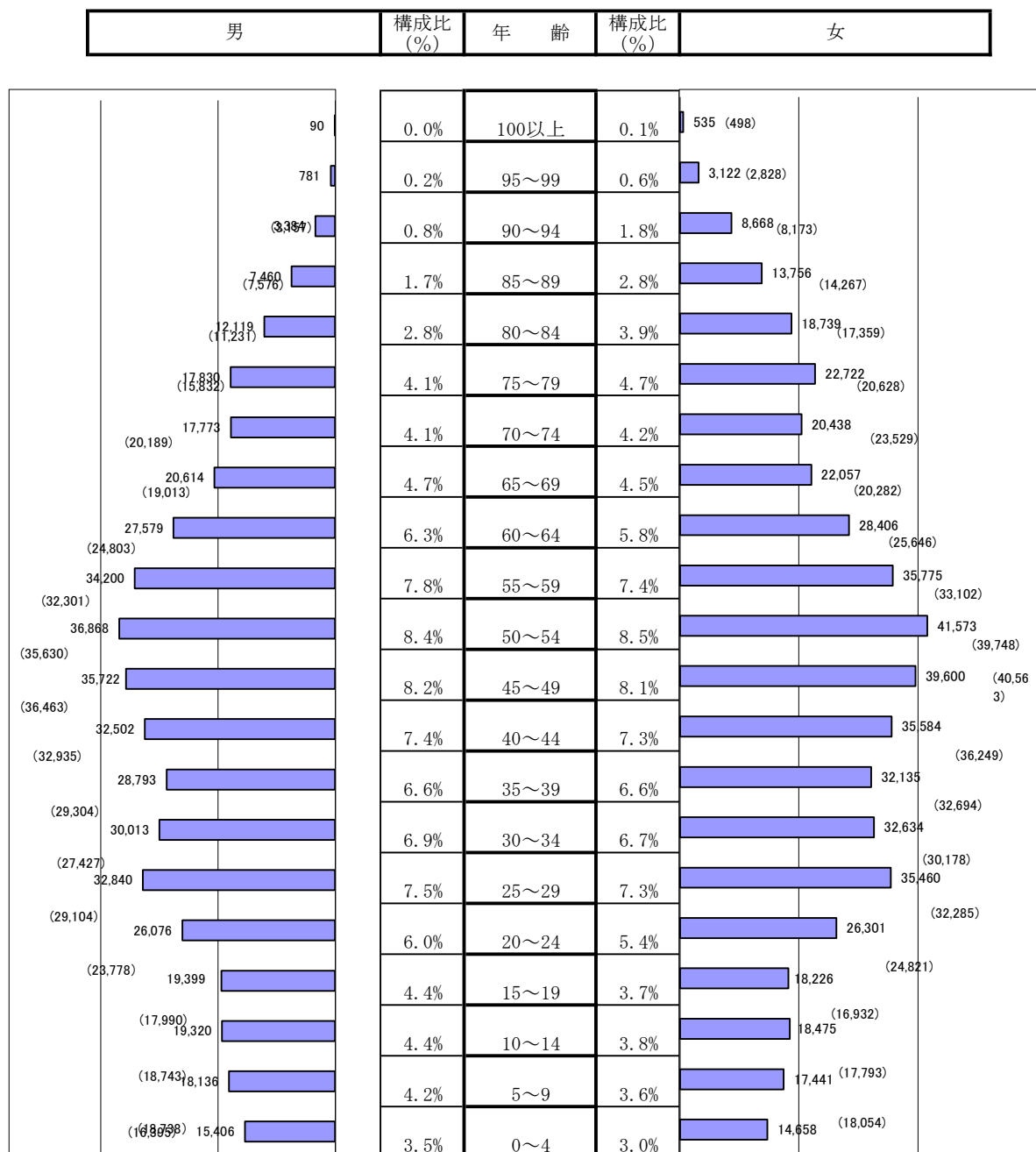
注1. 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、平成27年以降の数値は外国人も含まれている。

注2. 平成27年以降の（ ）内は、経年比較の為に世帯数は外国人のみ世帯を除いた数値を、人口は日本人のみの数値を掲載している。

注3. 外国人登録制度の廃止（平成24年7月9日）により、平成27年より外国人登録人口の数値は掲載しない。

(2) 性・年齢別人口ピラミッド

(令和7年1月1日現在)



注1. 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、令和5年の数値は外国人も含まれている。

注2. 令和6年の（ ）内は、経年比較の為に、人口は日本人のみの数値を掲載している。

(3)総合支所管内別人口

(各年1月1日)

	全体	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成 18 年	810,983	223,206	141,621	200,197	140,873	105,086
19 年	820,920	225,733	142,370	201,394	144,946	106,477
20 年	825,782	227,208	142,881	202,377	146,147	107,169
21 年	830,103	228,728	142,345	203,464	147,827	107,739
22 年	831,654	228,931	141,432	204,054	148,869	108,368
23 年	835,819	228,982	140,984	206,449	150,132	109,272
24 年	840,522	230,165	140,541	208,487	151,803	109,526
25 年	860,749	236,050	144,018	213,470	155,196	112,015
26 年	867,552	237,868	144,287	215,139	156,425	113,833
27 年	874,332	240,072	145,018	216,475	157,694	115,073
28 年	883,289	242,564	147,792	218,343	158,950	115,640
29 年	892,535	244,862	149,501	220,849	160,188	117,135
30 年	900,107	247,047	150,964	222,862	160,904	118,330
31 年	908,907	249,833	152,228	224,199	162,766	119,881
令和 2 年	917,486	252,902	153,790	225,876	164,079	120,839
3 年	920,372	254,086	153,952	226,334	164,712	121,288
4 年	916,208	252,554	153,086	225,845	164,235	120,488
5 年	915,439	252,143	153,260	225,786	164,311	119,939
6 年	918,141	252,995	153,674	226,480	165,024	119,968
7 年	923,210	254,229	155,102	228,279	165,132	120,468

注1.住民基本台帳に基づいた人口と世帯数を掲載している。

注2.住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日)により、平成25年以降の数値は外国人も含まれている。(世田谷統計書人口編)

(4)年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比

(各年1月1日)

年	年齢 人口	年少人口 0～14 歳		生産年齢人口 15～64 歳		高齢者人口 65 歳以上	
		人	%	人	%	人	%
平成 18 年	810,983	87,736	10.8	583,401	71.9	140,038	17.3
19 年	820,920	89,647	10.9	587,605	71.6	143,668	17.5
20 年	825,782	90,701	11.0	587,879	71.2	147,202	17.8
21 年	830,103	92,180	11.1	587,064	70.7	150,859	18.2
22 年	831,654	93,382	11.2	584,313	70.3	153,959	18.5
23 年	835,819	94,895	11.3	585,567	70.1	155,357	18.6
24 年	840,522	96,026	11.4	586,725	69.8	157,771	18.8
25 年	860,749 (845,922)	98,499 (97,521)	11.4	597,895 (584,917)	69.5	164,355 (163,484)	19.1
26 年	867,552 (852,707)	100,077 (99,181)	11.5	597,907 (584,843)	68.9	169,568 (168,683)	19.5
27 年	874,332 (858,639)	101,951 (100,982)	11.7	597,839 (584,036)	68.4	174,542 (173,621)	20.0
28 年	883,289 (866,406)	103,764 (102,729)	11.7	601,988 (587,078)	68.2	177,537 (176,599)	20.1
29 年	892,535 (874,339)	105,587 (104,446)	11.8	606,939 (590,836)	68.0	180,009 (179,057)	20.2
30 年	900,107 (880,176)	106,801 (105,500)	11.9	611,398 (593,785)	67.9	181,908 (180,891)	20.2
31 年	908,907 (887,528)	108,101 (106,748)	11.9	617,591 (598,622)	67.9	183,215 (182,158)	20.2
令和 2 年	917,486 (894,452)	108,662 (107,254)	11.8	624,580 (604,094)	68.1	184,244 (183,104)	20.1
3 年	920,372 (898,208)	108,895 (107,500)	11.8	625,899 (606,322)	68.0	185,578 (184,386)	20.2
4 年	916,208 (895,180)	107,992 (106,639)	11.8	621,744 (603,347)	67.9	186,472 (185,194)	20.3
5 年	915,439 (892,345)	106,440 (104,994)	11.6	622,265 (601,953)	68.0	186,734 (185,398)	20.4
6 年	918,141 (892,604)	104,936 (103,309)	11.4	625,038 (602,573)	68.1	188,167 (186,722)	20.5
7 年	923,210 (895,008)	103,436 (101,690)	11.2	629,686 (604,787)	68.2	190,088 (188,531)	20.6

注1. 住民基本台帳に基づいた人口を掲載している。

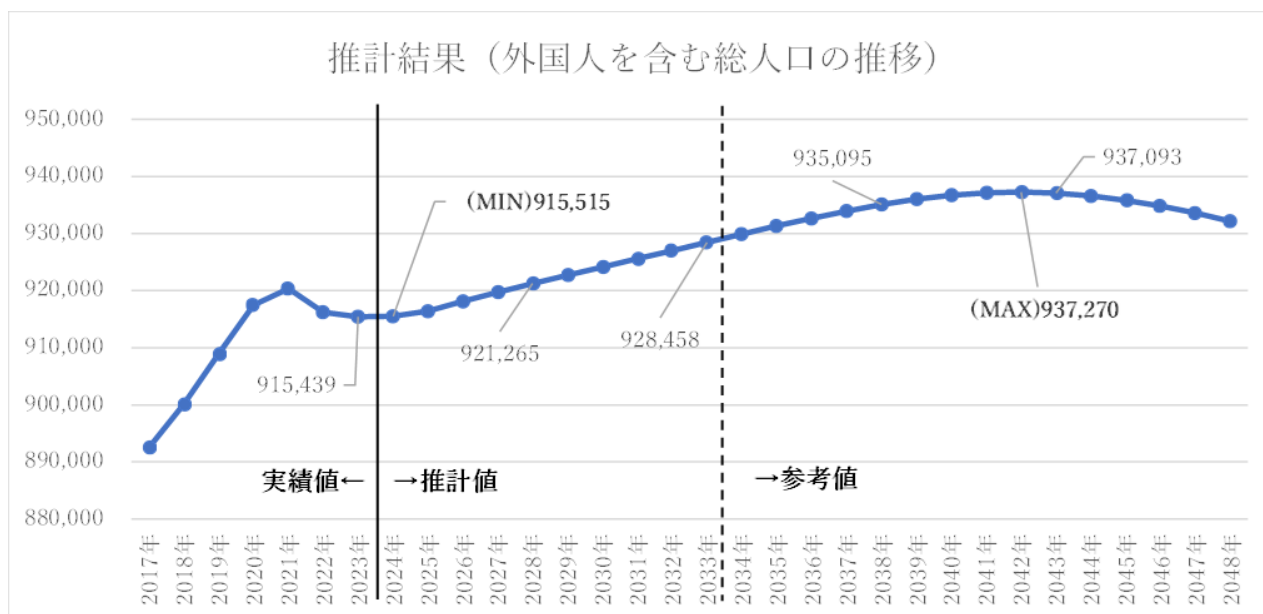
注2. 住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日)により、平成25年以降は、日本人・外国人を合算した数値を掲載し、()内は日本人のみの数値を掲載している。

注3. 平成25年以降の構成比は、日本人・外国人を合算した数値を対象としたものである。(世田谷区統計書人口編)

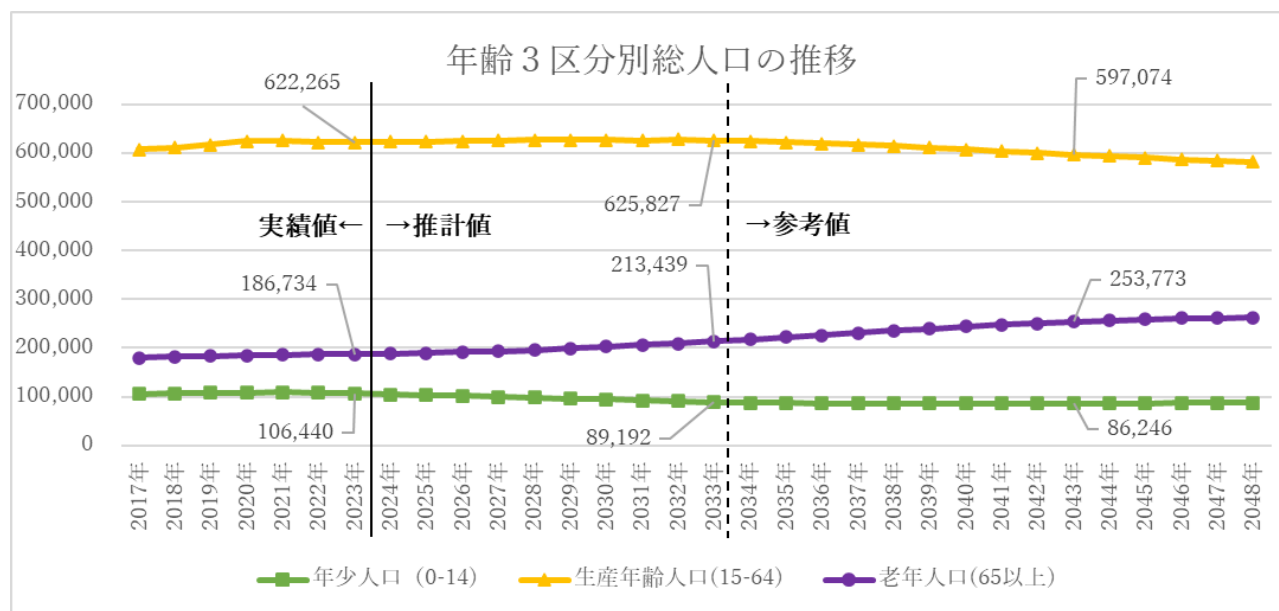
(5) 将来人口推計

① 総人口

令和6年(2024年)より人口増に転じ、増加傾向が継続する。区の人口は、令和24年(2042年)の937,270人をピークに減少に転じる。



② 年齢3区分別人口



※「世田谷区将来人口推計(令和5年7月)」より抜粋

(6)人口動態統計

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書から人口動態事象を数理的に把握し、保健衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査を行っている。

①人口動態年次推移(全国、東京都、世田谷区)

各年10月1日(率＝人口千対)

種 目		平成22年		平成27年		令和4年		令和5年		令和6年	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
出 生	全国	1,071,304	8.5	1,005,677	8.0	770,759	6.3	727,277	6.0	686,061	5.7
	東京	108,135	8.4	113,194	8.6	91,097	6.8	86,347	6.4	84,205	6.3
	世田谷	7,289	8.4	8,019	8.8	6,216	6.8	5,906	6.3	5,827	6.2
死 亡	全国	1,197,012	9.5	1,290,444	10.3	1,569,050	12.9	1,575,936	13.0	1,605,298	13.3
	東京	104,238	8.1	111,673	8.5	139,264	10.4	137,177	10.2	140,273	10.4
	世田谷	5,882	6.8	6,440	7.1	7,804	8.5	7,681	8.2	7,827	8.3
死 産	全国	26,560	24.2	22,617	22.0	15,179	19.3	15,532	20.9	15,322	21.8
	東京	2,587	23.4	2,406	20.8	1,773	19.1	1,937	21.9	1,937	22.5
	世田谷	164	22.0	172	21.0	112	17.7	116	19.3	129	21.7
婚 姻	全国	700,214	5.5	635,156	5.1	504,930	4.1	474,717	3.9	485,063	4.0
	東京	91,196	7.1	87,167	6.6	75,179	5.6	71,771	5.3	76,435	5.7
	世田谷	6,846	7.9	6,466	7.1	5,468	6.0	5,182	5.5	5,456	5.8
離 婚	全国	251,378	1.99	226,215	1.81	179,099	1.47	183,808	1.52	185,895	1.55
	東京	26,335	2.05	24,135	1.84	19,255	1.43	20,015	1.49	20,424	1.52
	世田谷	1,609	1.85	1,481	1.63	1,158	1.26	1,273	1.35	1,246	1.32

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和3年2名、令和4年3名)含む

※死産の率は「死産÷(出生＋死産)」により算出

②人口動態年次別数

各年10月1日

地域別	年次	出 生		再掲 低出生体重児	合計特殊出生率	死 亡	再掲		周産期死亡			死産			婚 姻	離 婚	自 然 増 加
							乳児死亡	新生児死亡	総 数	妊娠満22週以上の死産	早期新生児死亡	総 数	自然死産	人工死産			
世田谷区総数		人口千対	2.5kg未満児数/出生×100	母の年齢別出生数/年齢階級別女性人口	人口千対	出生千対		出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千対			出生千対	出産(出生＋死産)千対			人口千対		
	22	数	7,289	674	0.95	5,882	18	7	34	29	5	164	85	79	6,846	1,609	1,407
		率	8.4	9.2			6.8	2.5	1.0	4.6	4.0	0.7	22.0	11.4	10.6	7.9	1.85
	27	数	8,019	713	1.10	6,440	13	6	22	19	3	172	75	97	6,466	1,481	1,579
		率	8.8	8.9			7.1	1.6	0.7	2.7	2.4	0.4	21.0	9.2	11.8	7.1	1.60
	4	数	6,216	558	0.97	7,804	8	5	14	9	5	112	48	64	5,468	1,158	△1,588
		率	6.8	9.0			8.5	1.3	0.8	2.2	1.4	0.8	17.7	7.6	10.1	6.0	1.26
5	数	5,906	522	0.94	7,681	6	2	15	14	1	116	42	74	5,182	1,273	△1,775	
	率	6.3	8.8			8.2	1.0	0.3	2.5	2.4	0.2	19.3	7.0	12.3	5.5	1.35	△1.9
6	数	5,827	519	0.93	7,827	1	1	15	16	1	112	37	75	5,456	1,246	△2,000	
	率	6.2	0.9			8.3	0.2	0.2	2.6	2.7	0.2	18.9	6.2	12.6	5.8	1.3	△2.1
世田谷	6	数	1,612	166	0.84	2,111	0	0	8	8	0	38	15	23	—	—	△499
		率	6.3	10.3			8.3	0.0	0.0	4.9	4.9	0.0	23.0	9.1	13.9	—	—
北沢	6	数	879	65	0.75	1,292	1	1	2	2	1	22	5	17	—	—	△413
		率	5.7	7.4			8.3	1.1	1.1	2.3	2.3	1.1	24.4	5.5	18.9	—	—
玉川	6	数	1,532	119	1.07	1,868	0	0	3	4	0	26	9	17	—	—	△336
		率	6.7	7.8			8.2	0.0	0.0	2.0	2.6	0.0	16.7	5.8	10.9	—	—
砧	6	数	1,038	95	1.11	1,438	0	0	2	2	0	14	3	11	—	—	△400
		率	6.3	9.2			8.7	0.0	0.0	1.9	1.9	0.0	13.3	2.9	10.5	—	—
烏山	6	数	765	74	0.99	1,118	0	0	0	0	0	12	5	7	—	—	△353
		率	6.4	9.7			9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	6.4	9.0	—	—

資料:国資料「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

都資料「令和6年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)

区資料「令和6年地域保健集計表」

※全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、382ページ参照

(7) 出生統計

令和6年の出生数は5,827人で、前年の5,960人より133人減少し、出生率(人口千対)は6.2で、前年の6.3より0.1下回った。

①出生数(全国、東京都、世田谷区)

(単位:人)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
22	1,071,304	108,135	7,289	1,963	1,009	1,930	1,417	970
27	1,005,677	113,194	8,019	2,252	1,139	2,108	1,451	1,069
4	770,747	91,097	6,216	1,824	1,001	1,450	1,113	828
5	727,277	86,348	5,906	1,679	961	1,452	1,106	708
6	686,061	84,205	5,827	1,612	879	1,532	1,038	765

②出生率(全国、東京都、世田谷区)

各年10月1日(率=人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
22	8.5	8.4	8.4	8.2	6.9	9.0	9.1	8.6
27	8.0	8.6	8.8	9.0	7.5	9.4	8.9	9.0
4	6.3	6.8	6.8	7.2	6.5	6.4	6.8	6.9
5	6.0	6.4	6.3	6.5	6.1	6.3	6.5	5.8
6	5.7	6.3	6.2	6.3	5.7	6.7	6.3	6.4

資料:国資料「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

都資料「令和6年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)

区資料「令和6年地域保健集計表」

③合計特殊出生率

各年10月1日(率=※)

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20	1.15
東京都	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.13	1.08	1.04	0.99	0.96
世田谷区	1.06	1.10	1.10	1.06	1.07	1.01	0.99	1.02	0.97	0.94	0.93

$$\text{※合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{の15歳から49歳までの合計}$$

※「母の年齢と出生順位」については374ページ参照

(8) 死亡統計

令和6年の死亡数は7,827人で、前年の7,681人より146人増加し、死亡率は8.3で、前年の8.1より0.2ポイント増加した。

①死亡者数(全国、東京都、世田谷区)

各年10月1日(単位:人)

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和4年3名、令和6年1名)含む

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
22	1,197,012	104,238	5,882	1,598	1,036	1,409	1,017	822
27	1,290,444	111,673	6,440	1,688	1,126	1,571	1,172	881
4	1,568,961	139,186	7,804	2,038	1,265	1,905	1,469	1,124
5	1,575,936	137,241	7,681	2,037	1,260	1,836	1,385	1,163
6	1,605,298	140,273	7,827	2,111	1,292	1,868	1,438	1,118

②死亡率(全国、東京都、世田谷区)

各年10月1日(率=人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
22	9.5	8.1	6.8	6.7	7.0	6.6	6.5	7.3
27	10.3	8.5	7.1	6.8	7.4	7.0	7.2	7.4
4	12.9	10.4	8.5	8.1	8.2	8.4	8.9	9.4
5	13.0	10.2	8.1	7.9	8.0	7.9	8.2	9.5
6	13.3	10.4	8.3	8.3	8.3	8.2	8.7	9.3

資料:国資料「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

都資料「令和6年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)

区資料「令和6年地域保健集計表」

主要死因の死亡率等は374～381ページ参照

全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、381ページ参照

7. 高齢化の状況

(1) 高齢者人口

(令和7年1月1日現在)

	全 区	男	女	世 田 谷	北 沢	玉 川	砧	鳥 山
総 人 口	923,210	436,905	486,305	254,229	155,102	228,279	165,132	120,468
(前年同月比増減数)	5,069	2,314	2,755	1,234	1,428	1,799	108	500
60歳以上	246,073	107,630	138,443	63,590	40,234	63,622	45,747	32,880
総人口に占める割合	26.65%	24.63%	28.47%	25.01%	25.94%	27.87%	27.70%	27.29%
65歳以上	190,088	80,051	110,037	49,395	31,215	48,853	35,069	25,556
総人口に占める割合	20.59%	18.32%	22.63%	19.43%	20.13%	21.40%	21.24%	21.21%
70歳以上	147,417	59,437	87,980	38,450	24,266	37,513	27,266	19,922
総人口に占める割合	15.97%	13.60%	18.09%	15.12%	15.65%	16.43%	16.51%	16.54%
75歳以上	109,206	41,664	67,542	28,288	18,018	27,769	20,178	14,953
総人口に占める割合	11.83%	9.54%	13.89%	11.13%	11.62%	12.16%	12.22%	12.41%
80歳以上	68,654	23,834	44,820	17,642	11,488	17,223	12,762	9,539
総人口に占める割合	7.44%	5.46%	9.22%	6.94%	7.41%	7.54%	7.73%	7.92%
100歳以上	625	90	535	159	114	168	109	75

※資料：住民基本台帳（外国人を含む）

(2) 65歳以上親族のいる一般世帯数

年 次	総数	親 族 世 帯				非親族世帯	単独世帯
		核 家 族 世 帯		その他の親族世帯			
		総 数	夫婦のみ	その他			
昭和50年	42,867	19,342	9,220	10,122	18,329	199	4,997
昭和55年	49,909	24,029	12,465	11,564	18,434	188	7,258
昭和60年	57,046	27,834	15,348	12,486	18,740	175	10,297
平成 2年	64,774	33,564	18,878	14,686	16,602	163	14,445
平成 7年	76,409	40,952	22,885	18,067	15,752	183	19,522
平成12年	93,653	49,009	27,222	21,787	13,626	190	30,828
平成17年	101,337	54,790	29,328	25,462	12,618	162	33,767
平成22年	112,221	61,084	32,207	28,877	10,296	631	40,210
平成27年	124,620	75,656	40,064	35,592	8,531	434	39,999
令和2年	132,758	70,647	38,224	32,423	7,694	491	53,926

※資料：令和2年国勢調査 人口等基本集計 第27-1表など

(3) 65歳健康寿命(東京保健所長会方式)

65歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、65歳の人が、要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したものである。

$$[65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)]$$

- ①令和5年 要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(東京都との比較)

	男性	女性
東京都	81.25歳	83.00歳
世田谷区	81.76歳	82.91歳

東京都保健医療局資料

- ②要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(区の3年間の推移)

	男性	女性
令和3年	81.83歳	82.91歳
令和4年	81.71歳	82.82歳
令和5年	81.76歳	82.91歳

- ③令和5年 要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(東京都との比較)

	男性	女性
東京都	82.83歳	86.06歳
世田谷区	83.41歳	86.01歳

東京都保健医療局資料

- ④要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(区の3年間の推移)

	男性	女性
令和3年	83.49歳	86.08歳
令和4年	83.38歳	85.96歳
令和5年	83.41歳	86.01歳

8. 障害者の状況

ここに掲載する統計表は、本区で実施している障害者施策の利用者をもとに作成した。

(1) 障害・年齢別人数集計表

(令和7年4月1日現在)

(単位：人)

（単位：人）

年齢構成 障害種別		総 数	年 齢 構 成					
			0～5	6～17	18～19	20～64	65～	
＊身体障害者手帳所持者		18,497	107	441	90	5,694	12,165	
内 訳	視 覚 障 害	1,470	2	42	6	453	967	
	聴覚・平衡機能障害	1,953	20	72	10	455	1,396	
	音声・言語機能障害	518	0	6	1	205	306	
	肢 体 不 自 由	8,428	60	266	51	2,858	5,193	
	＊ 内 部 障 害 者	7,124	36	131	29	2,056	4,872	
	内 部 障 害 内 訳	心 臓 機 能	3,454	12	54	15	661	2,712
		じ ん 臓 機 能	1,740	3	7	0	599	1,131
		呼 吸 器 機 能	232	11	28	4	50	139
		膀 胱 直 腸 機 能	1,152	5	20	3	238	886
		小 腸 機 能	46	1	2	2	33	8
		免 疫 機 能	501	0	0	0	452	49
		肝 臓 機 能	119	6	24	5	57	27
不 明		0	0	0	0	0	0	
愛 の 手 帳 所 持 者 （身体障害者手帳との重複者）		4,731 (794)	133 (15)	1,010 (115)	191 (41)	3,030 (563)	367 (60)	
精神障害者保健福祉手帳所持者		9,182	－	－	－	－	－	
難 病（小児慢性疾患は除く）		10,075	－	－	－	－	－	

※ * の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上しているため、内訳の合計と * の総数とは異なる。

※ 難病欄の数字は東京都の難病等医療費助成申請書受付件数(但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く)

(2) 身体障害者手帳所持者

(令和7年4月1日現在)

① 身体障害者手帳(等級・障害別)

(単位：人)

障 害 等 級	総 数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
総 数	18,497	1,470	1,953	518	8,428	7,124
1 級	6,422	499	153	178	1,959	4,308
2 級	2,747	506	393	53	1,727	244
3 級	2,928	93	217	170	1,601	932
4 級	4,543	115	640	117	2,084	1,640
5 級	884	212	15	0	661	0
6 級	973	45	535	0	396	0

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

②身体障害者手帳（等級・年齢構成別）（単位：人）

等級	年齢構成 総 数	年 齢 構 成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総 数	18,497	107	441	90	5,694	12,165
1 級	6,422	59	218	39	2,053	4,053
2 級	2,747	20	74	15	1,131	1,507
3 級	2,928	13	73	12	835	1,995
4 級	4,543	7	41	12	1,042	3,441
5 級	884	2	12	4	333	533
6 級	973	6	23	8	300	636

③身体障害者手帳(地域・障害別)（単位：人）

障害 地域	総 数	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害
総 数	18,497	1,470	1,953	518	8,428	7,124
世 田 谷	4,858	355	578	128	2,180	1,859
北 沢	2,994	242	311	76	1,370	1,176
玉 川	4,338	332	430	137	1,947	1,711
砧	3,613	286	359	102	1,709	1,360
烏 山	2,694	255	275	75	1,222	1,018

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

④身体障害者手帳(地域・年齢構成別)（単位：人）

地域	年齢構成 総 数	年 齢 構 成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総 数	18,497	107	441	90	5,694	12,165
世 田 谷	4,858	17	98	23	1,487	3,233
北 沢	2,994	16	66	11	955	1,946
玉 川	4,338	28	88	14	1,271	2,937
砧	3,613	31	132	32	1,095	2,323
烏 山	2,694	15	57	10	886	1,726

⑤身体障害者手帳(地域・等級別)（単位：人）

等級 地域	総 数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総 数	18,497	6,422	2,747	2,928	4,543	884	973
世 田 谷	4,858	1,611	689	757	1,292	238	271
北 沢	2,994	991	447	493	762	153	148
玉 川	4,338	1,559	618	695	1,063	189	214
砧	3,613	1,281	553	595	808	173	203
烏 山	2,694	980	440	388	618	131	137

(3)愛の手帳所持者

(令和7年4月1日現在)

①愛の手帳(程度・年齢構成別)（単位：人）

程度	年齢構成 総 数	年 齢 構 成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総 数	4,731	133	1,010	191	3,030	367
1 度	143	0	6	6	114	17
2 度	1,392	13	268	59	980	72
3 度	1,120	48	252	36	654	130
4 度	2,076	72	484	90	1,282	148

②愛の手帳(地域・年齢構成別)

(単位: 人)

地域	年齢構成 総 数	年 齢 構 成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総 数	4,731	133	1,010	191	3,030	367
世 田 谷	1,174	31	237	46	756	104
北 沢	716	20	136	19	477	64
玉 川	959	24	228	44	605	58
砧	1,090	34	246	59	684	67
烏 山	792	24	163	23	508	74

③愛の手帳(地域・程度別)

(単位: 人)

地域	程度 総 数	1度	2度	3度	4度
総 数	4,731	143	1,392	1,120	2,076
世 田 谷	1,174	33	333	303	505
北 沢	716	19	215	166	316
玉 川	959	33	281	225	420
砧	1,090	37	325	245	483
烏 山	792	21	238	181	352

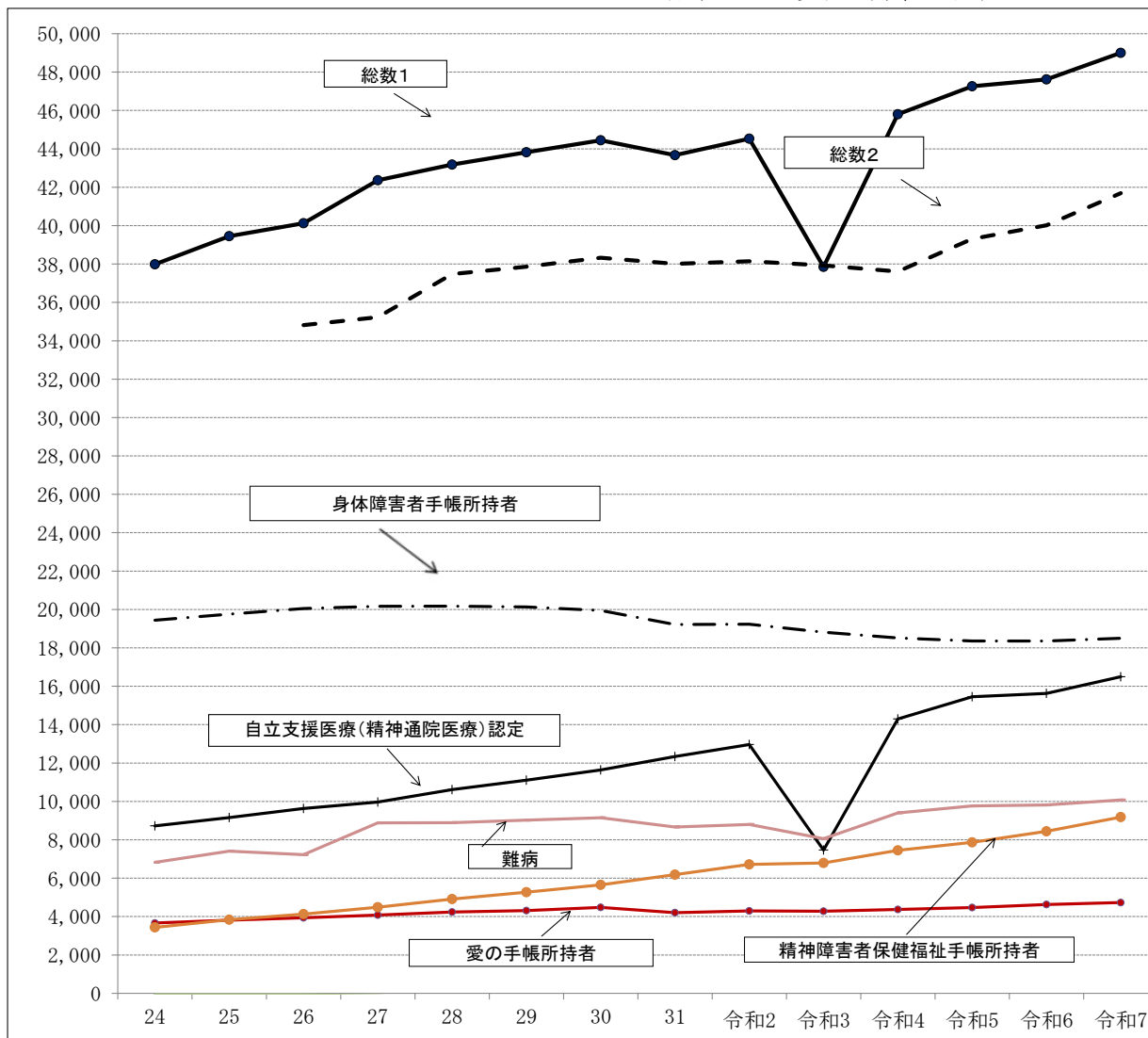
(4)精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数 (各年3月31日)

(単位: 人)

総 数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1級	408	427	453	437	427
2級	3,342	3,425	3,788	4,089	4,362
3級	2,965	2,942	3,207	3,913	4,393
合計	6,715	6,794	7,448	8,439	9,182

(5) 障害者数の推移

各年4月1日現在（単位：人）



(単位：人)

	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
総数1（身体障害者手帳所持者＋愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）＋難病）	37,983	39,448	40,127	42,365	43,183	43,825	44,446	43,670	44,530	37,851	45,800	47,264	47,622	49,005
総数2（各手帳所持者（重複所持者数を除く）＋難病）			34,816	35,228	37,474	37,858	38,329	38,008	38,145	37,923	37,608	39,306	40,016	41,691
身体障害者手帳所持者	19,443	19,761	20,047	20,162	20,173	20,131	19,947	19,215	19,231	18,815	18,516	18,362	18,357	18,497
愛の手帳所持者	3,665	3,813	3,937	4,081	4,238	4,314	4,474	4,199	4,292	4,276	4,366	4,468	4,624	4,731
（身体障害者手帳との重複者）	(672)	(692)	(709)	(724)	(733)	(750)	(766)	(745)	(756)	(759)	(776)	(788)	(800)	(794)
精神障害者保健福祉手帳所持者※1	3,435	3,835	4,130	4,485	4,911	5,270	5,648	6,187	6,715	6,794	7,448	7,868	8,439	9,182
前年度自立支援医療費（精神通院医療）認定件数※1	8,724	9,155	9,628	9,961	10,612	11,104	11,639	12,338	12,966	7,465	14,298	15,453	15,627	16,496
難病（小児慢性疾患は除く）	6,823	7,411	7,224	8,885	8,893	9,026	9,152	8,663	8,797	8,054	9,396	9,769	9,814	10,075
（対象疾病数）	(82)	(82)	(82)	(131)	(306)	(330)	(331)	(333)	(333)	(338)	(338)	(338)	(341)	(348)

* 総数1 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）認定件数＋難病

* 総数2 各手帳の所持者数合計（身体障害者手帳と愛の手帳の重複所持者数を除く）＋難病

* 身体障害者手帳範囲拡大 平成22年度肝臓機能障害

* 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者 平成31年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更

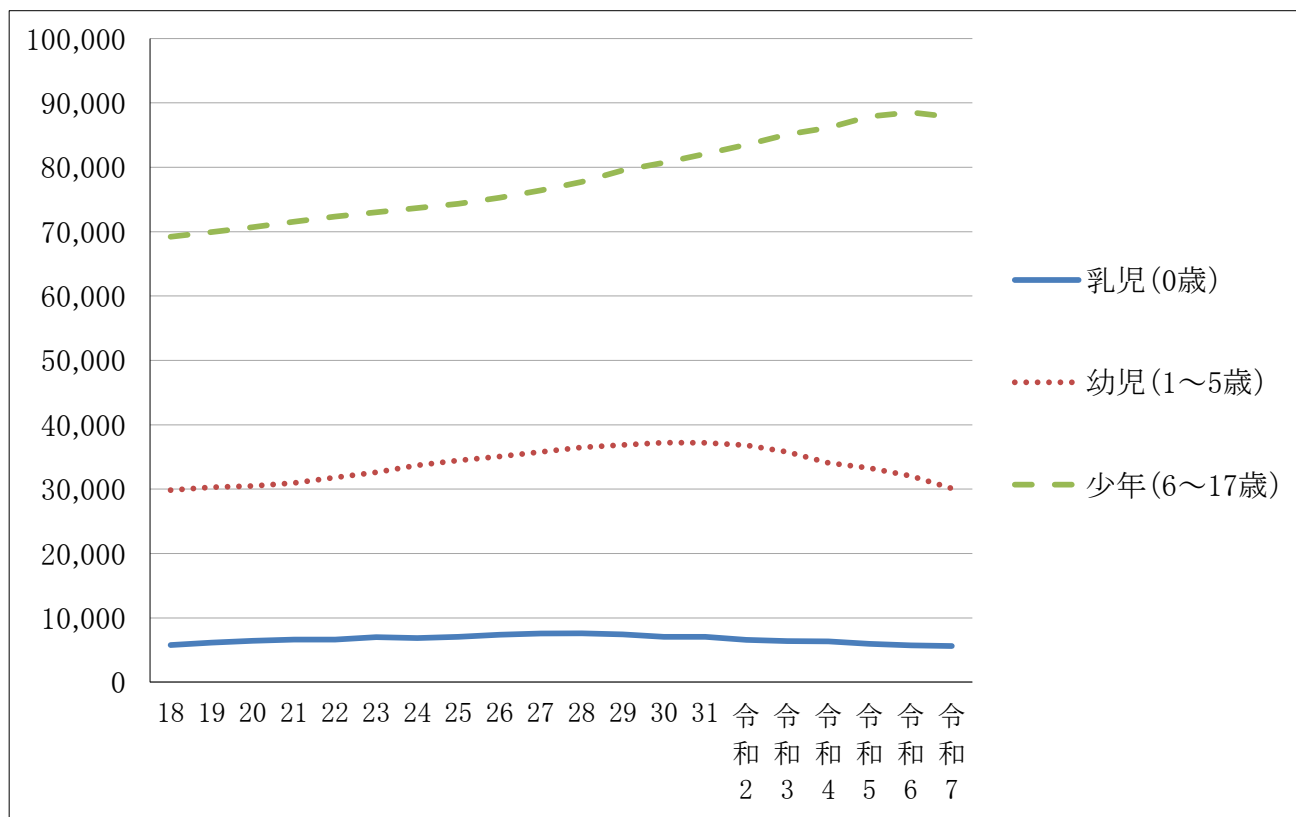
* 難病欄の数字 東京都の難病等医療費助成の申請件数（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）

※1 出典 東京都福祉保健局

9. 児童の状況

(1)児童人口の推移

(単位:人)

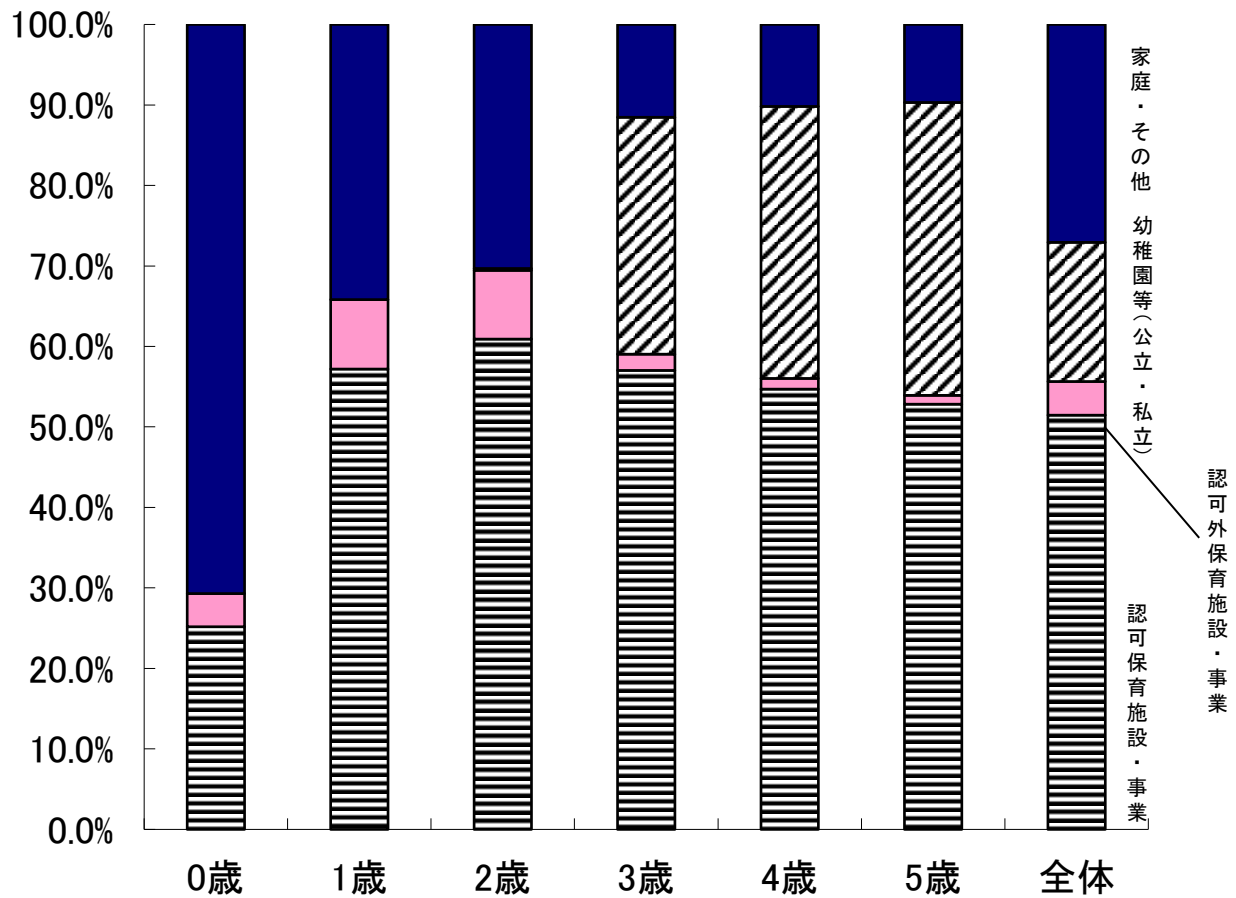


各年1月1日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
総人口	810,983	820,920	825,782	830,103	831,654	835,819	840,522	845,922	852,707	858,639
児童人口 (0～17歳)	104,868	106,402	107,661	109,154	110,806	112,622	114,222	115,826	117,745	119,798
内										
乳児 (0歳)	5,804	6,147	6,462	6,642	6,624	6,996	6,872	7,060	7,377	7,577
幼児 (1～5歳)	29,850	30,291	30,479	30,946	31,837	32,632	33,686	34,447	35,068	35,788
少年 (6～17歳)	69,214	69,964	70,720	71,566	72,345	72,994	73,664	74,319	75,300	76,433

各年1月1日	28	29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
総人口	866,406	874,339	880,176	887,528	894,452	898,208	895,180	892,345	892,604	895,008
児童人口 (0～17歳)	121,828	123,843	125,029	126,378	126,891	127,302	126,579	127,140	126,324	123,526
内										
乳児 (0歳)	7,605	7,447	7,075	7,075	6,595	6,377	6,370	5,952	5,743	5,634
幼児 (1～5歳)	36,478	36,867	37,229	37,223	36,803	35,800	34,079	33,291	32,043	30,112
少年 (6～17歳)	77,745	79,529	80,725	82,080	83,493	85,125	86,130	87,897	88,538	87,780

※注 日本人のみ

(2)乳幼児の養育状況



	0歳	%	1歳	%	2歳	%	3歳	%	4歳	%	5歳	%	全体	%
(a) 認可保育施設・事業※	1,459	25.2%	3,288	57.2%	3,597	60.9%	3,561	57.0%	3,411	54.7%	3,363	52.8%	18,679	51.5%
(b) 認可外保育施設・事業※	239	4.1%	496	8.6%	504	8.5%	126	2.0%	83	1.3%	70	1.1%	1,518	4.2%
(c) 幼稚園等※ (公立・私立)	0	0.0%	0	0.0%	14	0.2%	1,838	29.4%	2,107	33.8%	2,316	36.4%	6,275	17.3%
家庭・その他※	4,097	70.7%	1,965	34.2%	1,790	30.3%	720	11.5%	635	10.2%	617	9.7%	9,824	27.1%
(d) 乳幼児人口 (令和7年4月1日時点)	5,795		5,749		5,905		6,245		6,236		6,366		36,296	

※認可保育施設・事業の在園児数は、認可保育園、認定こども園(保育園枠)、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)、居宅訪問型保育事業の総在園児数

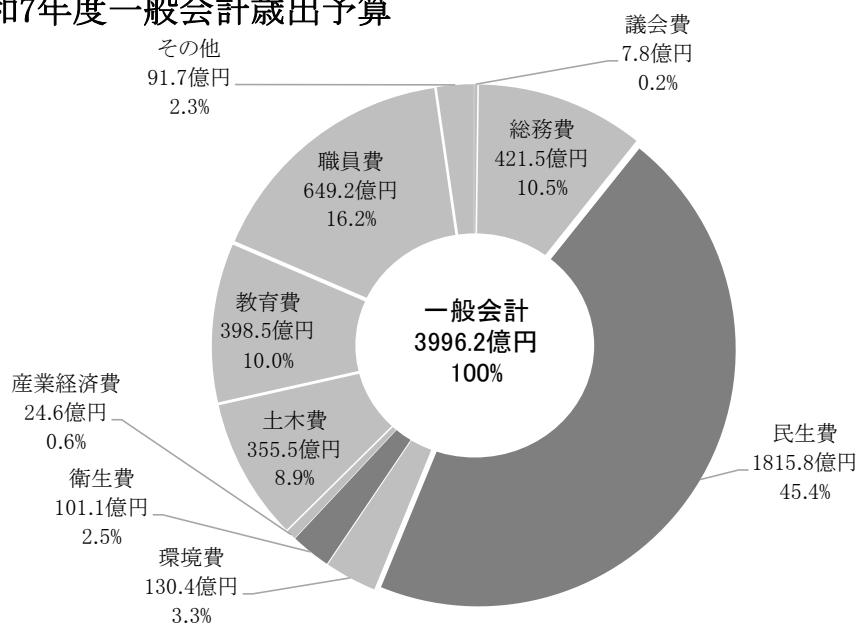
※認可外保育施設・事業の在園児数は、認証保育所、保育室、保育ママ、企業主導型保育事業の総在園児数

※幼稚園等の在園児数は、認定こども園(幼稚園枠)の在園児数を含む

※家庭・その他は、(d) - [(a) + (b) + (c)]の人数

10. 予算

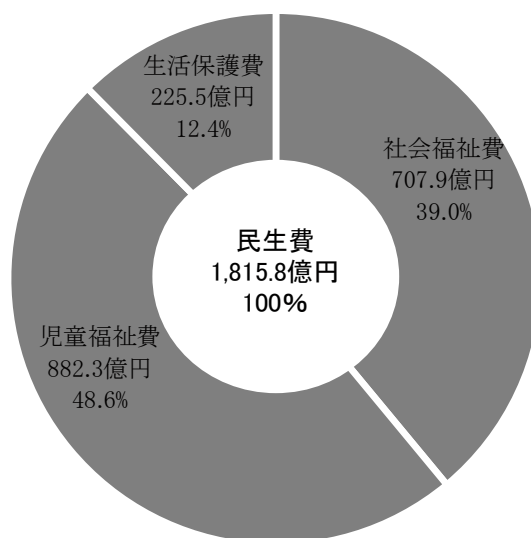
(1)令和7年度一般会計歳出予算



(単位: 千円)

議会費	総務費	民生費	環境費	衛生費	産業経済費	土木費	教育費	職員費	その他	合計
783,842	42,153,636	181,575,880	13,039,419	10,109,327	2,461,678	35,547,156	39,854,992	64,916,784	9,174,403	399,617,117
0.2%	10.5%	45.4%	3.3%	2.5%	0.6%	8.9%	10.0%	16.2%	2.3%	100.0%

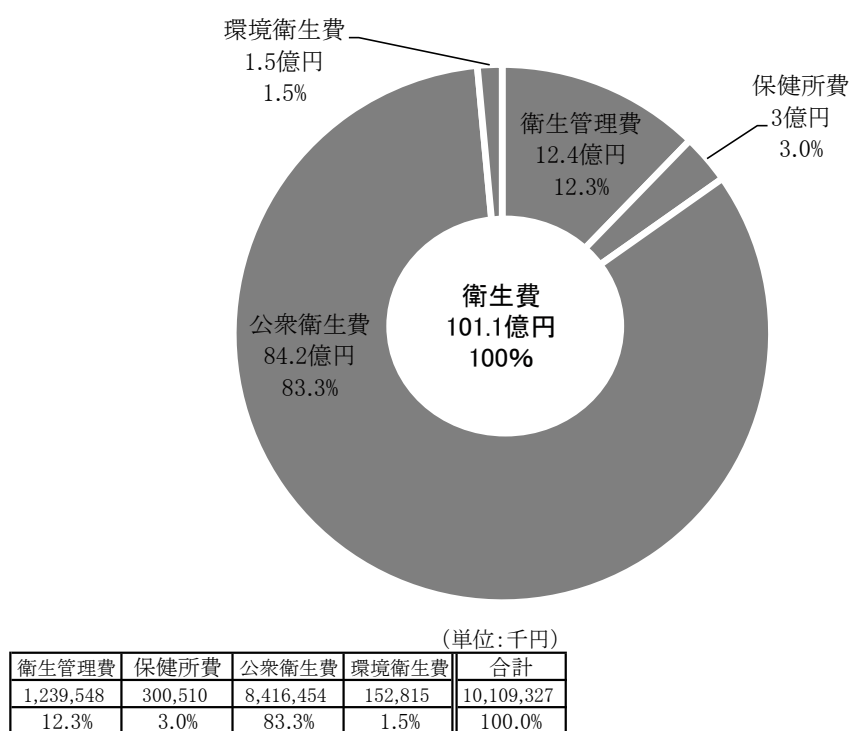
(2)令和7年度民生費歳出予算



(単位: 千円)

社会福祉費	児童福祉費	生活保護費	合計
70,792,165	88,233,377	22,550,338	181,575,880
39.0%	48.6%	12.4%	100.0%

(3)令和7年度衛生費歳出予算

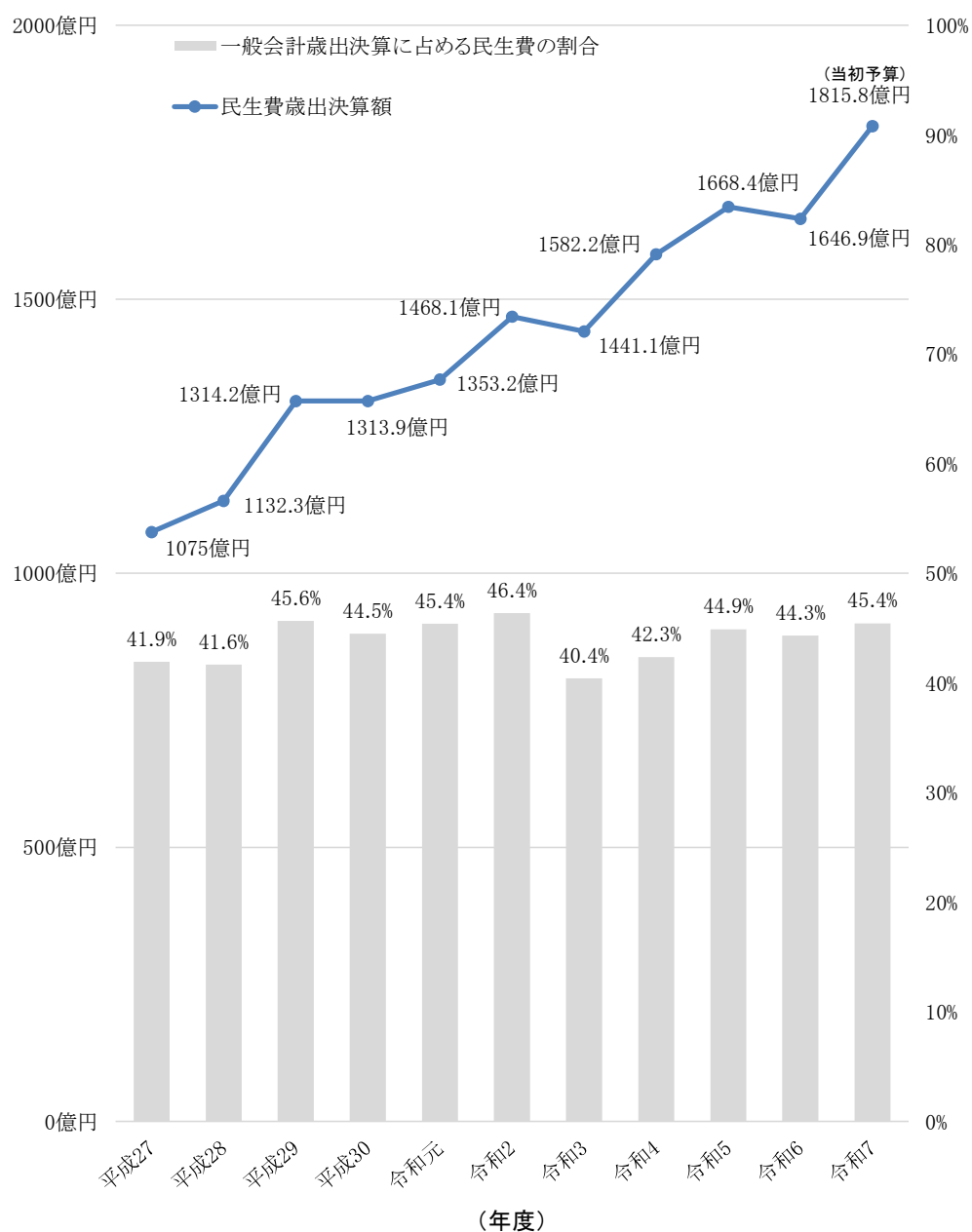


(4) 令和7年度特別会計予算(福祉関連)

(単位:千円)

国民健康保険事業会計	82,250,874
後期高齢者医療会計	26,636,842
介護保険事業会計	74,416,727

(5)民生費歳出決算額の推移

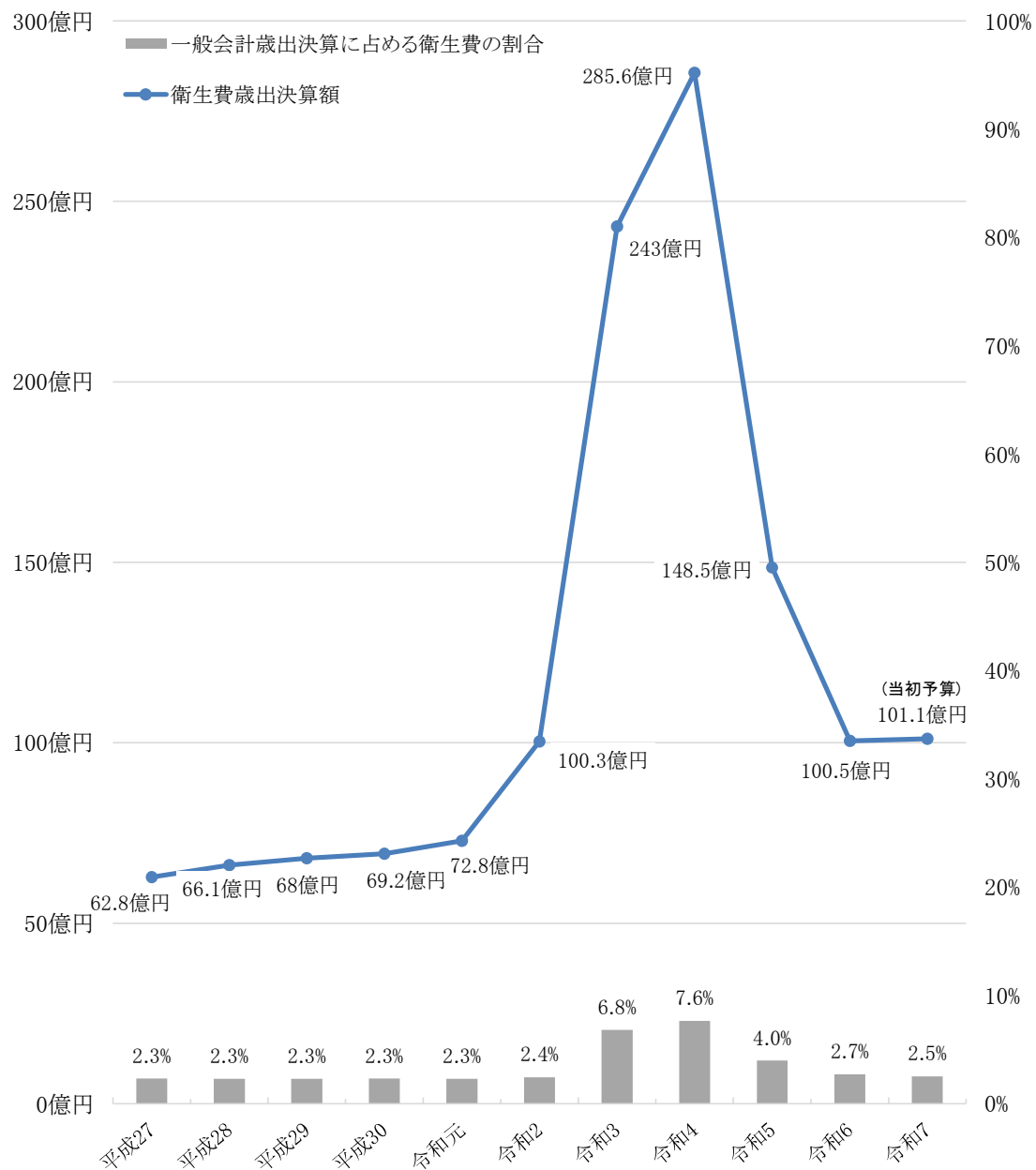


(単位:円)

年度	民生費歳出決算額
27年度	113,227,309,393
28年度	131,415,339,582
29年度	131,385,608,326
30年度	135,320,061,071
令和元年度	146,807,052,953
2年度	144,106,014,104
3年度	160,044,240,616
4年度	158,219,570,299
5年度	166,836,005,552
6年度	164,691,187,000
7年度	181,575,880,000

※直近2年は歳出当初予算額

(6) 衛生費歳出決算額の推移

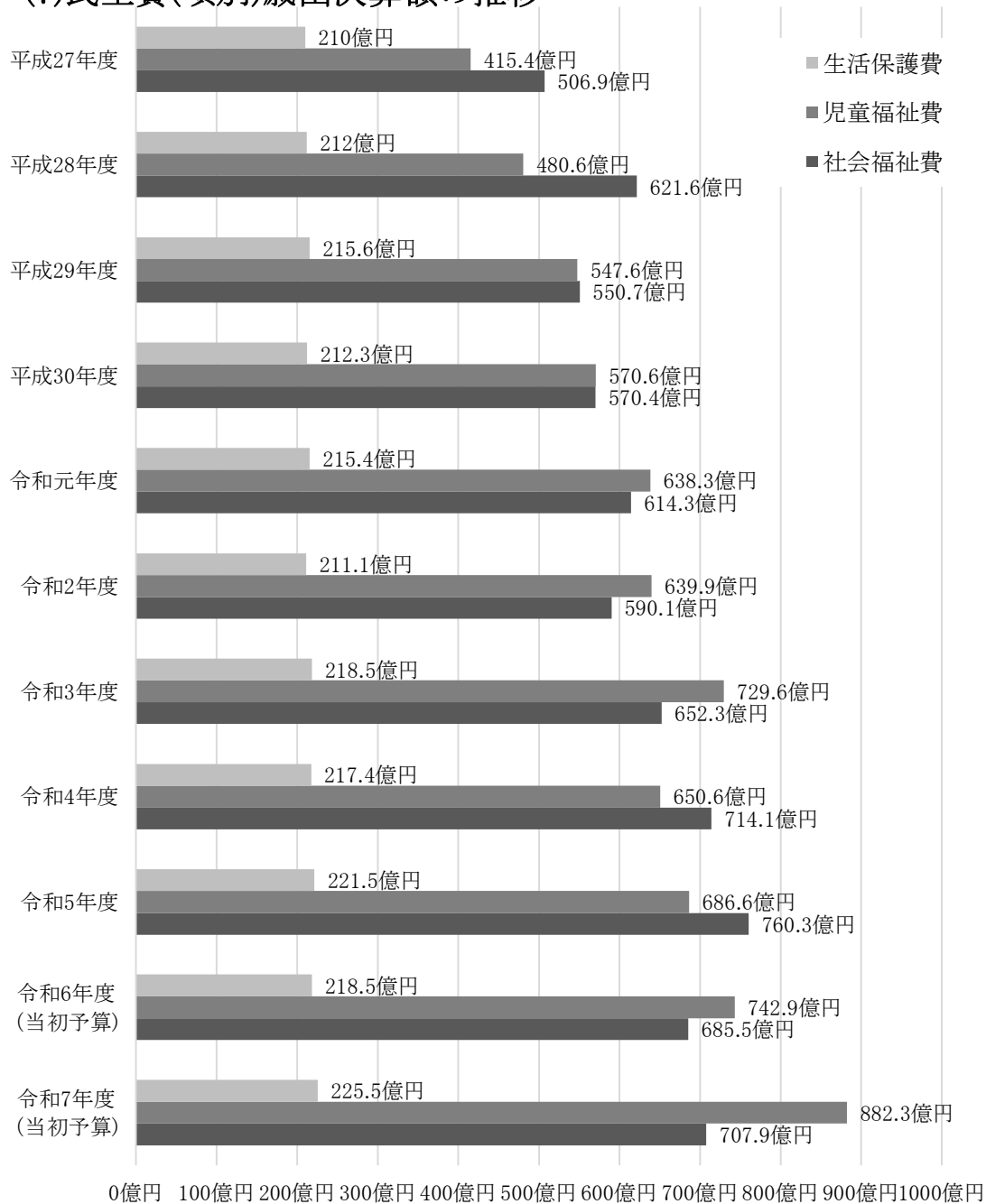


(単位:円)

年度	衛生費歳出決算額
平成27年度	6,281,930,349
28年度	6,613,576,100
29年度	6,798,120,754
30年度	6,924,728,704
令和元年度	7,284,932,962
2年度	10,027,167,520
3年度	24,295,929,259
4年度	28,560,339,530
5年度	14,853,914,577
6年度	10,054,582,000
7年度	10,109,327,000

※直近2年は歳出当初予算額

(7)民生費(項別)歳出決算額の推移

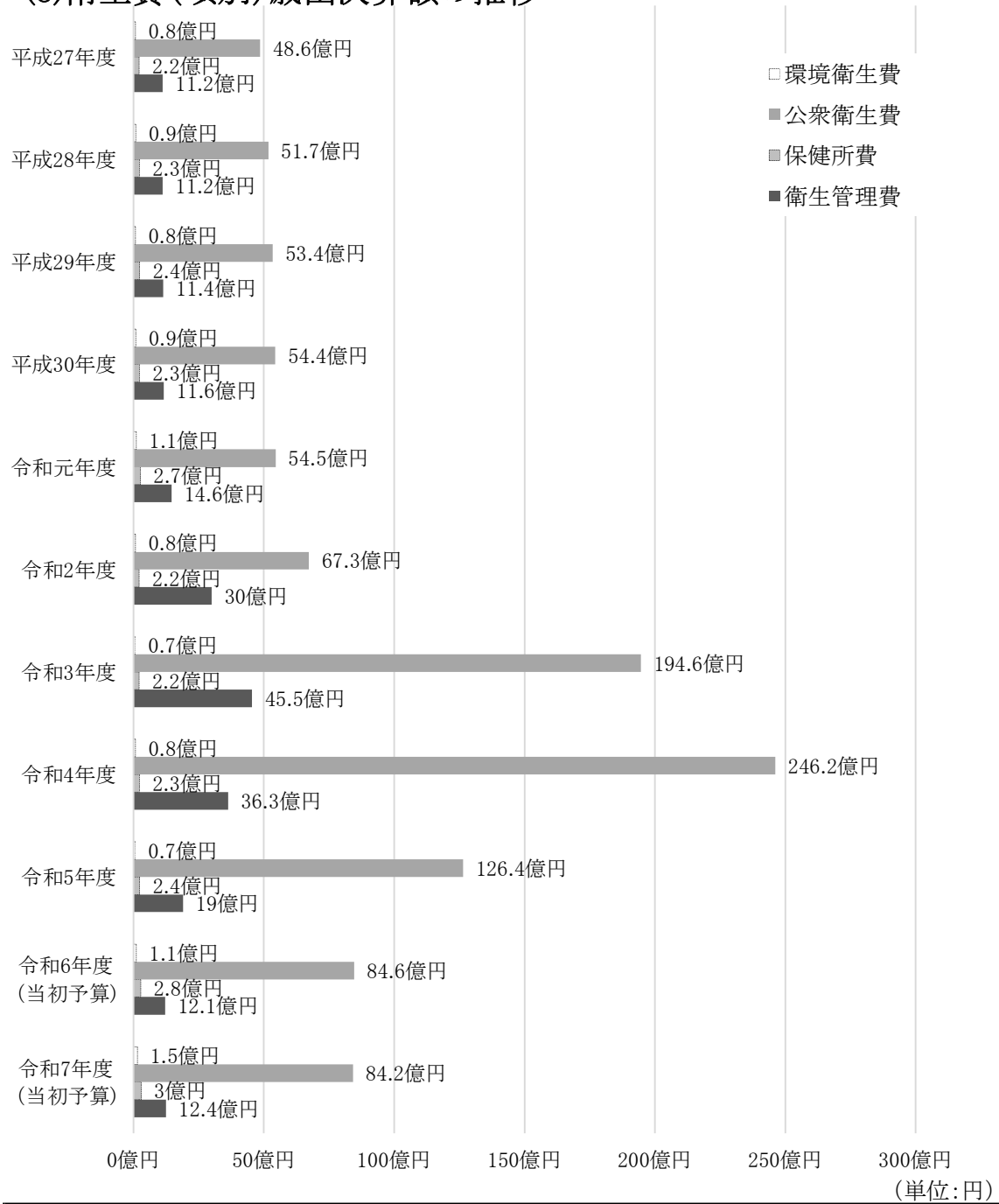


(単位:円)

年度	生活保護費	児童福祉費	社会福祉費
平成27年度	21,003,672,927	41,536,472,496	50,687,163,970
28年度	21,200,800,961	48,059,052,954	62,155,485,667
29年度	21,559,796,677	54,756,518,637	55,069,293,012
30年度	21,225,473,781	57,055,584,018	57,039,003,272
令和元年度	21,538,795,066	63,833,990,367	61,434,267,520
2年度	21,105,849,477	63,987,230,683	59,012,933,944
3年度	21,849,510,166	72,960,689,798	65,234,040,652
4年度	21,744,641,012	65,060,854,389	71,414,074,898
5年度	22,147,624,611	68,655,371,437	76,033,009,504
6年度	21,848,668,000	74,288,891,000	68,553,628,000
7年度	22,550,338,000	88,233,377,000	70,792,165,000

※直近2年は歳出当初予算額

(8)衛生費(項別)歳出決算額の推移



年度	環境衛生費	公衆衛生費	保健所費	衛生管理費
平成27年度	80,185,937	4,859,789,292	222,614,235	1,119,340,885
28年度	88,637,051	5,171,168,420	231,347,308	1,122,423,321
29年度	80,571,891	5,341,664,366	235,282,986	1,140,601,511
30年度	91,505,131	5,439,579,405	231,703,493	1,161,940,675
令和元年度	108,091,763	5,448,112,646	268,742,042	1,459,986,511
2年度	80,175,536	6,730,243,428	218,364,389	2,998,384,167
3年度	67,922,553	19,460,040,135	217,378,495	4,550,588,076
4年度	80,999,268	24,618,716,144	234,697,050	3,625,927,068
5年度	74,091,871	12,636,769,920	241,932,535	1,901,120,251
6年度	107,379,000	8,456,689,000	280,762,000	1,209,752,000
7年度	152,815,000	8,416,454,000	300,510,000	1,239,548,000

※直近2年は歳出当初予算額

第 2 章 高齡者保健福祉

1. 介護保険

介護保険

介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支えるため、平成 12 年度に創設された社会保障制度であり、介護が必要となってもできる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者自らの選択に基づいて必要なサービスを提供する仕組みである。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者	世田谷区
(2) 被保険者	区内に住所を有する 40 歳以上の者。65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳～64 歳までの医療（健康）保険加入者を第 2 号被保険者とする。 第 1 号被保険者 191,471 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）

2. 資格の取得・喪失

窓 口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、高齢福祉部介護保険課資格保険料係 各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）【第 2 号被保険者の認定申請に伴う場合に限る。】
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 資格取得	第 1 号被保険者 65 歳になったとき（生活保護法適用者を含む） 65 歳以上の方が世田谷区に転入したとき 第 2 号被保険者 世田谷区民の医療（健康）保険加入者が 40 歳になったとき 40 歳以上の医療（健康）保険加入者が世田谷区に転入したとき 生活保護法適用廃止となり医療（健康）保険に加入したとき
(2) 資格喪失	第 1 号被保険者 世田谷区から転出したとき 死亡したとき 第 2 号被保険者 世田谷区から転出したとき 死亡したとき 生活保護法適用開始となり医療（健康）保険を脱退したとき

3. 保険料

窓 口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、高齢福祉部介護保険課資格保険料係、保健福祉政策部保険料収納課
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 保険料の賦課	第 1 号被保険者 世田谷区介護保険条例で所得に応じて段階別に定めており、個人単位で賦課する。介護保険の運営に必要な保険料の算定は、被保険者数や介護給付費等介護保険に要する費用などをもとに行う。 令和 6 年度の保険料は、第 9 期介護保険事業計画に基づいて設定した。 第 2 号被保険者 加入している医療保険の保険者ごとに異なる。

(2) 令和 6 年 度第 1 号 被保険者 の保険料	年間保険料額（令和 6 年度）			
	保険料区分	対象となる方	保 険 料 率	保険料 (年額)
	第 1 段階	生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者 老齢福祉年金受給者で本人および世帯 (注 1) 全員が住民税非課税 本人及び世帯 (注 1) 全員が住民税非課 税で、本人の公的年金収入金額 (注 2) と合計所得金額 (注 3) (公的年金に係る 雑所得金額を除く) の合計が 80 万円以下	基準額×0.285 (注 4)	21,478 円
	第 2 段階	本人および世帯 (注 1) 全員が住民税非課 税で、本人の公的年金収入金額 (注 2) と合 計所得金額 (注 3) (公的年金に係る雑所得 金額を除く) の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.485 (注 4)	36,550 円
	第 3 段階	本人および世帯 (注 1) 全員が住民税非課 税で、本人の公的年金収入金額 (注 2) と合 計所得金額 (注 3) (公的年金に係る雑所得 金額を除く) の合計が 120 万円を超える	基準額×0.65 (注 4)	48,984 円
	第 4 段階	本人が住民税非課税で同一世帯 (注 1) に 住民税課税者があり、本人の公的年金収 入金額 (注 2) と合計所得金額 (注 3) (公的 年金に係る雑所得金額を除く) の合計が 80 万円以下	基準額×0.85 (注 4)	64,056 円
	第 5 段階	本人が住民税非課税で同一世帯 (注 1) に 住民税課税者があり、本人の公的年金収 入金額 (注 2) と合計所得金額 (注 3) (公的 年金に係る雑所得金額を除く) の合計が 80 万円を超える	基準額 (月 6,280 円)	75,360 円
	第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 120 万円未満	基準額×1.15	86,664 円
	第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.25	94,220 円
	第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.40	105,504 円
	第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.60	120,576 円
	第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.90	143,184 円
	第 11 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.10	158,256 円
	第 12 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.30	173,328 円
	第 13 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 720 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.50	188,400 円
	第 14 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	基準額×2.90	218,514 円
	第 15 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 1,500 万円以上 2,500 万円未満	基準額×3.40	256,224 円
	第 16 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 2,500 万円以上 3,500 万円未満	基準額×3.90	293,904 円
	第 17 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額 (注 2) が 3,500 万円以上 5,000 万円未満	基準額×4.40	331,584 円

	第 18 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注 2)が 5,000 万円以上	基準額×4.90	369,264 円
	(注 1) 世帯：世帯状況はその年度の 4 月 1 日時点のもので判断する。年度の途中で 65 歳になった方、転入した方は資格の取得日で判断する。年度の途中で世帯状況に変更があっても翌年度まで保険料に変更はない。 (注 2) 公的年金収入金額：老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの年間受給額。 (注 3) 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額。分離課税所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をさす。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額となる。 保険料を合計所得金額で算定することは、介護保険法施行令第 38 条及び 39 条によって規定されている。 平成 30 年度税制改正に伴い、第 1 段階～第 5 段階の被保険者は令和 3 年度より給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を控除する。 (注 4) 第 1 段階～第 3 段階は国の制度による公費投入を行い、基準額に対する料率を軽減している。			
(3) 保険料の徴収	第 1 号被保険者 年額 18 万円以上の公的年金受給者は、各年金保険者が年金より徴収し、区に納入する特別徴収となる。平成 18 年度から遺族年金と障害年金も対象となった。その他は、保険者である区が納付書・口座振替等により個別に徴収（普通徴収）。なお、平成 30 年度より延滞金の徴収を開始した。 第 2 号被保険者 医療（健康）保険者が行う。			
(4) 保険料の減額・免除	保険料の徴収猶予・減免 火災・震災・風水害等、特別な理由がある方に対し、保険料の徴収猶予・減免について介護保険条例で定めている。 区独自減額 保険料段階が第 2 段階または第 3 段階で、年間収入が 150 万円以下・預貯金 350 万円以下（単身者の場合）など、収入・資産等の要件を満たす者を対象に、保険料を減額する制度を設けている。			

<介護保険料（第 1 号被保険者）収納状況>

(単位：円)

年度	内 訳		調定額 A	収入額 B	還付未済 C	収納額 D(B-C))	不納損額 E	収納未済額 F(A-D-E)	収納率 (D/A×100)
6	普通徴収分	件数	294,453	275,979	1,136	274,843	0	19,610	
		金額	2,941,092,037	2,773,646,330	10,095,327	2,763,551,003	0	177,541,034	93.96
	特別徴収分	件数	955,780	963,955	8,175	955,780	0	0	
		金額	14,032,260,459	14,066,957,522	34,697,063	14,032,260,459	0	0	100.00
	滞納繰越分	件数	51,272	11,289	38	11,251	17,061	40,021	
		金額	344,201,501	70,533,360	200,776	70,332,584	109,925,355	273,868,917	20.43
	計	件数	1,301,505	1,251,223	9,349	1,241,874	17,061	59,631	
		金額	17,317,553,997	16,911,137,212	44,993,166	16,866,144,046	109,925,355	451,409,951	97.39

<介護保険料の減額・免除>

(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(1) 火災、失業等による保険料の減免	4	4	4
(2) 東日本大震災の被災地等からの転入者に対する減免	5	6	3
(3) 保険料の区独自減額	46	37	43

4. 要介護認定

窓 口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係、各総合支所保健福祉課
介護保険制度において介護保険サービスを利用するためには、介護が必要であるとの認定（要介護・要支援認定）を受けなければならない。 認定にあたっては、区の職員等の調査員が実施する本人の状態についての聞き取り等の調査結果と、主治医作成の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護状態等の区分などを審査・判定し、その結果をもとに区が認定をしている。	
介護認定審査会	
世田谷区の介護認定審査会は 60 の部会があり、それぞれの部会は保健・医療・福祉各分野の専門家 4 名で構成されている。原則として 2 週間に 60 の部会が開催されており、要介護状態区分などの審査・判定を行っている。	

< 要介護認定の申請・審査判定状況（令和 6 年度） >

(1) 要介護認定申請状況及び審査会開催数

（単位：件）

管轄	申請件数	内 訳					審査 件数	取下 却下
		新規	区分変更	更 新	コロナ延長	その他		
世田谷	8,500	3,082	1,215	4,057	0	146	8,073	117
北沢	5,324	1,866	842	2,545	0	71	5,003	40
玉川	7,593	2,749	1,048	3,642	0	154	7,233	81
砧	5,605	2,045	821	2,645	0	94	5,331	62
烏山	4,393	1,722	596	1,993	0	82	4,096	85
合計	31,415	11,464	4,522	14,882	0	547	29,736	385
(参考) 5 年度合計	42,425	11,303	4,172	26,401	4,089	549	37,927	308

審査会開催数 1,030 回 ※令和 5 年度審査会開催数 1,117 回

※管轄別の件数は、被保険者の住所による分類であり、実際に各管轄が受付けた件数と異なる。(2) も同じ。

(2) 審査判定状況 ※在宅・施設等の区分は、認定調査段階での状況

（単位：件）

	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
世田谷	50	951	888	1,598	1,389	1,073	1,059	1,065
北沢	8	412	645	937	1,017	721	676	587
玉川	38	827	930	1,421	1,268	895	943	911
砧	18	526	695	1,049	992	701	701	649
烏山	30	737	448	734	572	508	580	487
合計	144	3,453	3,606	5,740	5,239	3,898	3,957	3,699
割合	0.5%	11.6%	12.1%	19.3%	17.6%	13.1%	13.3%	12.4%
在宅	128	3,097	3,268	4,524	3,747	2,069	1,230	799
施設	特養	0	1	0	11	33	495	460
	老健	0	3	1	24	42	127	96
	介護 医療院	0	0	0	1	0	13	39
	その他	16	352	337	1,180	1,417	2,092	2,305

(3) 1次判定から2次判定の変更状況

(単位：件)

		二次判定								
		非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
一次判定	非該当	130	485	37	51	6	1			710
	要支援 1	13	2, 915	388	388	39	4	2		3, 749
	要支援 2	1	53	3, 081	717	83	12	1		3, 948
	要介護 1			98	4, 561	1, 085	78	1		5, 823
	要介護 2			2	23	4, 014	863	17	7	4, 926
	要介護 3					11	2, 891	587	11	3, 500
	要介護 4					1	48	3, 267	516	3, 832
	要介護 5						1	82	3, 165	3, 248
	合計	144	3, 453	3, 606	5, 740	5, 239	3, 898	3, 957	3, 699	29, 736

(4) 判定区分別の変更件数・割合

	軽度	変更なし	重度	合計	軽度	変更なし	重度	合計
非該当	-	130	580	710	***	18.3%	81.7%	100.0%
要支援1	13	2,915	821	3,749	0.3%	77.8%	21.9%	100.0%
要支援2	54	3,081	813	3,948	1.4%	78.0%	20.6%	100.0%
要介護1	98	4,561	1,164	5,823	1.7%	78.3%	20.0%	100.0%
要介護2	25	4,014	887	4,926	0.5%	81.5%	18.0%	100.0%
要介護3	11	2,891	598	3,500	0.3%	82.6%	17.1%	100.0%
要介護4	49	3,267	516	3,832	1.3%	85.3%	13.5%	100.0%
要介護5	83	3,165	-	3,248	2.6%	97.4%	***	100.0%
合計	333	24,024	5,379	29,736	1.1%	80.8%	18.1%	100.0%
(参考) 5年度の変更割合					1.2%	81.5%	17.3%	

(5) 認定者数

(単位：人)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
要支援1	4,882	5,316	5,075	5,356	5,305	5,342	5,180	5,113	5,445
要支援2	4,541	4,935	5,351	5,773	5,624	5,600	5,453	5,735	5,950
要介護1	7,693	7,811	7,341	7,006	7,364	8,048	8,302	7,759	7,635
要介護2	6,775	6,768	7,462	7,721	7,806	7,702	7,672	8,143	8,477
要介護3	5,189	5,296	5,231	5,376	5,521	5,736	5,857	5,943	5,985
要介護4	4,788	4,819	4,912	4,924	5,080	5,340	5,492	5,560	5,307
要介護5	4,169	4,113	4,139	4,109	4,126	3,939	4,002	4,137	4,009
認定者計	38,037	39,058	39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	42,390	42,808

※第2号被保険者を含む。

※介護保険事業状況報告各年度末現在の人数。

5. 保険の給付

窓 口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課保険給付係
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係
要介護（要支援）であるとの認定を受け、居宅または施設での介護（介護予防）サービス利用者に対し、要介護（要支援）の段階に応じた給付を行う。 給付は利用した費用の9割（一定以上所得者は8割または7割）で、1割（一定以上所得者は2割または3割）は利用者の自己負担（区分支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担）。	
(1) 介護給付・予防給付の種類	
① 居宅サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。） ・ <u>訪問介護</u> 訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言など、必要な日常生活上の世話を行う。 ＊要支援1・2の方は、サービス・活動事業の訪問型サービス（P.86）を参照。 ・ <u>訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護</u> 移動入浴車等で簡易浴槽を居宅に運び、看護師や介護職員が、身体の清潔の保持や心身機能の維持のために入浴介護を行う。 ・ <u>訪問看護・介護予防訪問看護</u> 主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所から看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。 ・ <u>訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション</u> 理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問して、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるための相談・助言、機能訓練を行う。 ・ <u>居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導</u> 医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導等を行う。 ・ <u>通所介護（デイサービス）</u> 利用者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。 ＊要支援1・2の方は、サービス・活動事業の通所型サービス（P.86）を参照。 ・ <u>通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）</u> 介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復のため、理学療法士や作業療法士等による機能訓練等を行う。 ・ <u>短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</u> 特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。 ・ <u>短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療ショートステイ）</u> 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下で、入浴・排せつ・食事の介護や必要な医療、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。 ・ <u>特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護</u> 有料老人ホームやケアハウス等において入居者に対し、ケアプランにもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。 ・ <u>福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与</u> 利用者の心身の状況や希望に合わせて、車いすや特殊ベッドなど指定された福祉用具の選定、調整、貸与を行う。 ＊貸与対象となる商品には要介護度等の条件あり。 ・ <u>福祉用具購入費の支給</u> 利用者の心身の状況や希望に合わせて、腰掛便座や入浴補助用具等の特定された福祉用具を購入した際の費用を、年間（4月～翌年3月）10万円を上限として支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）	

・ 住宅改修費の支給

手すりの取り付け・段差の解消等、定められた種類の小規模な住宅改修を行った際に、1被保険者1住宅につき20万円を上限に費用を支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）

② 地域密着型サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。）

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて1日複数回の定期巡回と利用者の通報による随時訪問サービスを、介護と看護を一体的にまたは連携して提供する。（要支援1・2の方は対象外）

・ 夜間対応型訪問介護

ヘルパーによる夜間の定期巡回や利用者の通報による随時訪問で、利用者の居宅で、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話や介護を行う。（要支援1・2の方は対象外）

・ 地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下のデイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、利用者に日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

＊要支援1・2の方は、サービス・活動事業の通所型サービス（P.86）を参照。

・ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症で介護を必要とする利用者に、デイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

・ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス拠点への通いを中心として、利用者の心身の状況や環境に応じて、居宅への訪問やサービス拠点への宿泊を柔軟に組み合わせ入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

・ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症で介護を必要とする利用者に、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。（要支援1の方は対象外）

・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス等の入居者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）

・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行う。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）

・ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、居宅への訪問、サービス拠点への通い、宿泊のサービス及び療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）

③ 施設サービス

・ 介護老人福祉施設

食事や排せつ等に常時介護が必要で、居宅では介護が困難な方が入所する定員30人以上の特別養護老人ホーム。入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）

・ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。

・ 介護医療院

日常的に医学管理が必要な要介護者に対し、長期療養のための医療や看護、日常生活上の世話を行う。

④ ケアマネジメント

・ 居宅介護支援

居宅サービス(自宅等で受けられる介護保険サービス)を適切に受けられるように、介護支援専門員が要介護者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「居宅サービス計画」を作成する(自己負担はなし)。

・ 介護予防支援

介護予防サービスを適切に受けられるように、原則としてお住まいの地区を担当する「あんしんすこやかセンター」等が、要支援者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「介護予防サービス計画」を作成する(自己負担はなし)。

⑤ 高額介護(介護予防) サービス費

介護(介護予防) サービスを利用して、一世帯で 1 ヶ月のサービス費用の自己負担額が次の上限額を超えた場合、超えた額を申請により給付する。

対象者	利用者負担上限額
課税所得 690 万円以上(年収約 1, 160 万以上)	140, 100 円(世帯)
課税所得 380 万円～690 万円未満(年収約 770 万以上約 1, 160 万未満)	93, 000 円(世帯)
課税所得 380 万円未満(年収約 770 万未満)	44, 400 円(世帯)
住民税非課税世帯	24, 600 円(世帯)
① 本人の合計所得金額(年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下	15, 000 円(個人)
② 老齢福祉年金受給者	
生活保護受給者	15, 000 円(個人)

⑥ 高額医療合算介護(介護予防) サービス費

介護保険と医療保険の両方を利用し、合算した年間(8 月分～翌年 7 月分)の自己負担額が医療保険における世帯単位で限度額を超えた場合、超えた額を申請により給付する。

(2) 利用者負担の軽減

制度の導入に伴う激変緩和の観点から、低所得者の負担を軽減するため、自己負担額または食費・居住(滞在)費の一部を減額する。

①訪問介護等利用者負担額減額・免除の特例措置

訪問介護・総合事業訪問介護サービス(介護保険事業者によるサービス)・夜間対応型訪問介護の利用者で、低所得者に対する措置。

(制度移行措置対象者)

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている者で、以前より障害者施策によるサービスを利用し、平成 18 年 4 月 1 日以降に、65 歳に達した者および特定疾病により要介護・要支援の状態になった 40 歳から 64 歳までの者。

自己負担 0%

②特別養護老人ホーム入所者の特例措置

措置により入所し、介護保険法施行時より引き続き入所している者。

平成 17 年 9 月 30 日において、施設介護サービス費の利用者負担割合が 5% 以下の者(以下、「実質的負担軽減者」という。)については、平成 17 年 10 月の居住費・食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上回らないように、軽減措置を講ずる。

実質的負担軽減者以外の者の利用者負担額(施設介護サービス費の利用者負担割合、居住費、食費)については、一般の入所者と同様の算定方法による。低所得の者については、一般の低所得者対策による負担軽減を行う。(有効期限は平成 22 年 3 月 31 日までであったが、平成 22 年 4 月 1 日より当分の間延長されることとなっている。)

③施設介護サービスを利用した場合の食費・居住費の自己負担の軽減措置

平成 17 年 10 月より介護保険施設に入所・入院した際(ショートステイを含む)の居住(滞在)費・食費については、保険給付対象外となった。しかし、低所得者に過重な負担となら

ないよう、課税状況や年金収入の状況に応じて、下記の表の対象者については、申請により費用負担の軽減を行う。平成 28 年 8 月からは判定対象となる年金収入額に遺族年金・障害年金などの非課税年金を含むように改正された。令和 3 年 8 月から資産に関する要件が、対象者の所得状況に応じて細分化された。また、1 日当たりの食費について入所とショートステイで費用負担額が異なるように改正された。

(利用者負担段階区分ごとの対象者と費用負担額一覧表)

利用者負担 段階区分	対象者		1 日あたりの居住費（滞在費）				1 日あたりの食費	
	所得に関する 要件	資産に関する 要件(注 1)	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (注 2)	多床室 (注 2)	入所	ショート ステイ
第 1 段階	生活保護受給者	なし	880 円	550 円	550 円 380 円	0 円	300 円	300 円
第 2 段階	住民税非課税世帯で年金収入等(注 3)の合計が年間 80 万円以下の方	650 万円以下 (夫婦の場合 1,650 万円以下)	880 円	550 円	550 円 480 円	430 円	390 円	600 円
第 3 段階①	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の方	550 万円以下 (夫婦の場合 1,550 万円以下)	1,370 円	1,370 円	1,370 円 880 円	430 円	650 円	1,000 円
第 3 段階②	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間 120 万円超の方	500 万円以下 (夫婦の場合 1,500 万円以下)	1,370 円	1,370 円	1,370 円 880 円	430 円	1,360 円	1,300 円

(注 1) 第 2 号被保険者（65 歳未満）の資産に関する要件は利用者負担段階区分にかかわらず 1,000 万円以下（夫婦の場合 2,000 万円以下）。

(注 2) 従来型個室の各利用者負担段階別金額の上段は、「介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示し、下段は、「介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示している。

(注 3) 年金収入等とは公的年金等収入金額、その他の合計所得金額、非課税年金収入金額を合計したものを意味する。

(3) 介護給付適正化の取り組み

介護を必要とする者を適正に認定し、利用者にとって過不足のない真に必要なサービスを提供するよう事業者に促すため、区では第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の中で、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検の 3 事業について目標を定め、介護給付適正化の取り組みを進めている。

<介護サービスの利用状況（保険給付の状況）>

(1) 介護給付サービス（令和6年度）

サービス種類		年間延べ 利用件数 (件) A	年間延べ 給付額 (千円) B	1件当たり の給付額 (千円) B/A	利用者数 (人)
居宅サービス	訪問介護	122,829	8,326,652	68	8,629
	訪問入浴介護	6,489	409,341	63	509
	訪問看護	91,847	4,456,317	49	7,195
	訪問リハビリテーション	9,830	396,723	40	787
	居宅療養管理指導	298,939	2,179,799	7	12,307
	通所介護	85,930	5,715,479	67	6,222
	通所リハビリテーション	15,019	674,174	45	1,159
	短期入所生活介護	13,160	1,090,899	83	993
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1,241	135,425	109	87
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	167,094	2,420,190	14	13,064
	福祉用具購入費	2,630	84,678	32	
	住宅改修費	1,482	116,005	78	
	特定施設入居者生活介護	53,406	11,139,956	209	4,335
	居宅介護支援	226,501	3,713,663	16	18,015
	小計	1,096,397	40,859,300		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,322	442,387	191	174
	夜間対応型訪問介護	2,544	70,311	28	215
	地域密着型通所介護	46,070	2,759,142	60	3,332
	認知症対応型通所介護	3,880	458,637	118	294
	小規模多機能型居宅介護	3,328	778,762	234	272
	認知症対応型共同生活介護	10,375	2,904,286	280	857
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,392	437,442	314	115
	看護小規模多機能型居宅介護	1,780	510,499	287	150
	小計	71,691	8,361,466		
施設サービス	介護老人福祉施設	32,553	9,564,932	294	2,705
	介護老人保健施設	9,160	2,883,070	315	714
	介護療養型医療施設	6	2,196	366	0
	介護医療院	1,278	482,709	378	123
	小計	42,997	12,932,907		
合計		1,211,085	62,153,673		

※ 第2号被保険者を含む。

※ 金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※ 延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和6年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月1人1事業所ごとに1件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。

※ 利用者数は、介護保険事業状況報告令和7年3月審査現在の人数。

(2) 予防給付サービス（令和 6 年度）

サービス種類		年間延べ 利用件数 (件) A	年間延べ 給付額 (千円) B	1 件当たり 給付額 (千円) B/A	利用者数 (人)
居宅サービス	訪問入浴介護	6	193	32	1
	訪問看護	11,247	302,093	27	935
	訪問リハビリテーション	1,106	33,263	30	93
	居宅療養管理指導	17,187	113,693	7	811
	通所リハビリテーション	5,719	203,476	36	462
	短期入所生活介護	111	4,043	36	9
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3	117	39	1
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	33,073	179,685	5	2,774
	福祉用具購入費	542	14,788	27	
	住宅改修費	681	60,411	89	
	特定施設入居者生活介護	5,038	390,131	77	427
	介護予防支援	44,035	228,378	5	3,695
	小計	118,748	1,530,272		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	2	112	56	0
	小規模多機能型居宅介護	297	20,882	70	22
	認知症対応型共同生活介護	14	3,322	237	0
	小計	313	24,315		
合計		119,061	1,554,587		

※ 第 2 号被保険者を含む。

※ 金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※ 介護給付費の過誤処理による取下げ額が給付額を上回った場合、延べ給付額がマイナスになる場合がある。

※ 延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和 6 年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月 1 人 1 事業所ごとに 1 件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。

※ 利用者数は、介護保険事業状況報告令和 7 年 3 月審査現在の人数。

(3) 低所得者対策としての利用者負担軽減（3 月末現在）

① 特別養護老人ホーム入所者（旧措置）の軽減措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者は、一部経過措置として、利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないよう軽減する。
(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者負担額減額・免除認定者数	3	3	2
特定負担限度額認定者数	5	5	3

② 施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の減額

低所得者等について、施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の自己負担を軽減する。
(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
減額認定者数	2,156	2,118	2,059

(4) 区内地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等(区が指定権限を有する事業所)の数

サービスの種類	事業所の数 令和5年4月1日現在	事業所の数 令和6年4月1日現在	事業所の数 令和7年4月1日現在
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9	8	7
夜間対応型訪問介護	2	2	2
地域密着型通所介護	129	118	115
認知症対応型通所介護 ※	27	23	22
小規模多機能型居宅介護 ※	15	15	14
認知症対応型共同生活介護 ※	48	49	48
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	4	4
看護小規模多機能型居宅介護	5	7	9
居宅介護支援	238	226	220
介護予防支援	28	33	40

※・・・介護予防サービスを併せて行っている事業所の数を含む。

6. 保険財政

被保険者の負担する保険料と公費（税金）を財源とし、特別会計をもって行う。

（平成30年4月からの財源構成）

第1号被保険者の保険料	23%
第2号被保険者の保険料	27% ※ただし包括的支援事業・任意事業については0%
公費（税金）	50%
施設等サービス：国 20% 東京都 17.5% 世田谷区 12.5%	※ただし、包括的支援事業・任意事業については77%
居宅サービス：国 25% 東京都 12.5% 世田谷区 12.5%	
介護予防・日常生活支援総合事業 ：国 25% 東京都 12.5% 世田谷区 12.5%	
包括的支援事業・任意事業 ：国 38.5% 東京都 19.25% 世田谷区 19.25%	

7. 介護保険事業計画

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、区は保険者として、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、3年を一期として、保険料などの介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を、介護保険事業計画の中で定めている。

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）は、第8期で掲げた基本理念を引継ぎ、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を計画の基本理念としている。

生計困難者等に対する利用者負担額の軽減		事業の開始	
		①、②平成 17 年 10 月	
		③平成 12 年 4 月	
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課管理係、保険給付係		
事業の概要、目的	低所得者が、世田谷区に申し出のあった事業者の介護（介護予防）サービス等を利用した場合、利用者負担分の一部（60%、50%、25%）を軽減する。この軽減率は、サービスの種類や事業者によって異なる。（①②は介護費 60%、食費・居住（滞在）費 25%、③は介護費 50%）なお、生活保護受給者は、個室の居住（滞在）費の全額を軽減する。 【対象サービス（介護予防給付を含む）】 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、指定相当訪問介護サービス、指定生活援助サービス、支えあいサービス、指定相当通所介護サービス、指定運動器機能向上サービス、介護予防筋力アップ教室（通所型短期集中型）		
根拠法令等	① 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ② 世田谷区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ③ 世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱		
対 象	住民税が非課税で、かつ年間収入が 150 万円以下、預貯金等が 350 万円以下（単身世帯の場合）等の介護保険被保険者、生活保護受給者		
事業の実績	生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証交付人数 393 人		
予 算	【歳出】44,309,000 円	決 算	【歳入】〔都〕8,565,000 円 【歳出】①34,930,493 円 ②323,210 円 ③4,501,630 円

家族介護慰労金支給		事業の開始	
		平成 13 年 4 月	
窓 口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課		
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係		
事業の概要、目的	1 年間介護保険サービスを利用しなかった要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上の認定を受けている者を介護している同居家族に、年額 10 万円を支給する。		
根拠法令等	介護保険法（第 115 条の 45 第 3 項第 2 号） 〔国〕地域支援事業実施要綱 〔区〕世田谷区家族介護慰労事業実施要綱		
対 象	1 年間介護保険サービスを利用せずに（通算 10 日以内のショートステイ利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用は除く）、通算 90 日以上入院をしていない要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上と認定された者を介護している同居家族（被介護者、介護者のどちらも住民税非課税世帯） （申請日から遡り 2 年を経過しているものは対象外。）		
事業の実績	19 件支給 支給総額 1,900,000 円		
予 算	〔歳出〕 4,000,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 731,500 円 〔都〕 365,750 円

せたがやシニアボランティア・ポイント事業

事業の開始

平成 20 年 4 月

窓 口	せたがやコール（ボランティア研修申込み受付） 高齢福祉部介護保険課（介護保険料負担軽減資金の申請受付・支給）		
事業所管	高齢福祉部介護保険課管理係		
事業の概要、目的	高齢者の社会参加及び地域貢献を推進するため、ボランティア研修を修了した高齢者がポイント付与対象の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、1 時間につき 1 ポイント（100 円相当）として V スタンプを交付し、年間 120 ポイント（12,000 円）を上限として、実績に応じて介護保険料の負担軽減資金を支給する。 ※令和 6 年度の活動より 1 ポイント 50 円相当から 100 円相当、年間の支給上限を 12,000 円に変更。		
根拠法令等	介護保険法（115 条の 45） 〔国〕 地域支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区シニアボランティア・ポイント事業実施要綱 世田谷区シニアボランティア登録施設等実施要綱 世田谷区シニアボランティア・ボランティア活動保険要綱 世田谷区あんしんすこやかセンターボランティア実施要綱 世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱		
対 象	(1)活動対象者 介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上）の区民で、ボランティア研修を修了した者 (2)活動対象施設等 介護保険施設、あんしんすこやかセンター、障害者（児）施設、児童館等		
事業の実績	ボランティア研修受講者 188 名 ボランティア活動対象施設 159 施設 介護保険料負担軽減資金申請支給額 588,450 円		
予 算	〔歳出〕 1,777,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 390,000 円 〔都〕 213,000 円 〔他〕 925,605 円 〔歳出〕 1,528,605 円

2. 介護予防

あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) 運営委託		事業の開始 平成 18 年 4 月
窓 口	各あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)	
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課	
事業の概要、目的	平成 18 年の介護保険法改正により、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助、支援を担う地域の中核機関として地域包括支援センターを設置した。 介護保険法に定める包括的支援事業 (総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、もの忘れ相談、在宅医療・介護連携推進事業)、介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業) を実施し、高齢者とその家族等からの相談に応じるとともに、介護保険の要介護認定や区の保健福祉サービスの申請受付等を行う。相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者や子ども家庭等 (身近な一次相談機能に限る) へ広げるモデル事業 (地域包括ケアの地区展開) を、平成 26 年 10 月から砧地区、平成 27 年 7 月から池尻・松沢・用賀・上北沢地区で実施し、平成 28 年 7 月から全地区で実施した。	
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 46 [区] 世田谷区地域包括支援センター事業実施要綱	
対 象	概ね 65 歳以上の高齢者及びその家族等	
予 算	[歳入] 1,314,809,054 円	決 算 [歳入] [国] 498,235,464 円 [都] 213,469,026 円 [他] 410,211,019 円 の一部 [歳出] 1,292,270,283 円

<実績>

(1) 活動実績

	要介護認定等 申請受付件数	実態把握 実施件数	介護予防ケアマネジメント 実施件数		予防給付 延べ作成件数	いきいき講座 参加者数
			事業対象者	要支援認定者		
池尻あんしんすこやかセンター	384	1,268	8	79	1,133	120
太子堂あんしんすこやかセンター	338	926	20	57	1,220	185
若林あんしんすこやかセンター	359	828	12	24	1,319	94
上町あんしんすこやかセンター	852	1,434	31	72	2,778	254
経堂あんしんすこやかセンター	1,065	1,908	37	231	3,133	79
下馬あんしんすこやかセンター	702	1,179	9	105	1,650	79
上馬あんしんすこやかセンター	443	864	10	71	1,036	44
梅丘あんしんすこやかセンター	509	1,014	20	14	1,431	78
代沢あんしんすこやかセンター	245	1,028	5	54	876	124
新代田あんしんすこやかセンター	381	1,088	12	80	1,221	61
北沢あんしんすこやかセンター	250	705	16	76	1,063	134
松原あんしんすこやかセンター	536	1,560	10	38	1,301	203
松沢あんしんすこやかセンター	689	1,402	15	104	1,239	69
奥沢あんしんすこやかセンター	546	806	32	37	1,285	48
九品仏あんしんすこやかセンター	332	772	19	70	979	174
等々力あんしんすこやかセンター	506	1,579	18	140	1,683	151
上野毛あんしんすこやかセンター	380	1,038	27	65	1,665	70
用賀あんしんすこやかセンター	581	1,142	43	67	1,490	118
二子玉川あんしんすこやかセンター	433	1,121	18	35	1,155	117
深沢あんしんすこやかセンター	729	1,491	20	186	2,041	298

祖師谷あんしんすこやかセンター	462	1,402	29	107	1,353	46
成城あんしんすこやかセンター	300	1,362	13	107	967	46
船橋あんしんすこやかセンター	653	1,229	17	64	1,811	688
喜多見あんしんすこやかセンター	561	2,050	10	99	1,078	81
砧あんしんすこやかセンター	529	1,290	28	119	1,762	92
上北沢あんしんすこやかセンター	532	1,228	27	115	1,595	67
上祖師谷あんしんすこやかセンター	456	1,236	30	139	1,684	92
烏山あんしんすこやかセンター	817	1,669	41	316	3,534	44
合 計	14,570	34,619	577	2,671	43,482	3,656

(2) 延べ相談件数の推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
池尻あんしんすこやかセンター	9,260	(101)	8,574	(128)	7,202	(172)
太子堂あんしんすこやかセンター	7,499	(96)	9,053	(127)	8,262	(234)
若林あんしんすこやかセンター	5,263	(30)	5,782	(123)	4,404	(110)
上町あんしんすこやかセンター	13,391	(849)	13,914	(589)	12,734	(311)
経堂あんしんすこやかセンター	11,165	(168)	11,648	(149)	13,334	(201)
下馬あんしんすこやかセンター	12,058	(88)	11,564	(42)	10,827	(47)
上馬あんしんすこやかセンター	6,390	(100)	6,167	(77)	5,609	(98)
梅丘あんしんすこやかセンター	6,012	(29)	5,902	(39)	6,257	(36)
代沢あんしんすこやかセンター	4,438	(128)	5,116	(167)	6,763	(278)
新代田あんしんすこやかセンター	5,878	(58)	8,095	(44)	8,219	(34)
北沢あんしんすこやかセンター	6,117	(54)	6,350	(110)	6,056	(104)
松原あんしんすこやかセンター	10,049	(163)	10,214	(336)	10,362	(445)
松沢あんしんすこやかセンター	9,209	(118)	8,631	(82)	8,678	(96)
奥沢あんしんすこやかセンター	6,010	(235)	6,951	(169)	6,530	(181)
九品仏あんしんすこやかセンター	3,866	(34)	3,702	(21)	3,979	(86)
等々力あんしんすこやかセンター	5,077	(61)	4,809	(95)	5,554	(54)
上野毛あんしんすこやかセンター	5,052	(58)	4,941	(51)	4,991	(77)
用賀あんしんすこやかセンター	7,376	(118)	7,569	(106)	8,162	(94)
二子玉川あんしんすこやかセンター	7,958	(216)	10,556	(229)	10,136	(141)
深沢あんしんすこやかセンター	8,166	(62)	7,399	(23)	6,887	(39)
祖師谷あんしんすこやかセンター	8,242	(66)	7,538	(67)	6,801	(32)
成城あんしんすこやかセンター	8,787	(34)	8,460	(54)	7,541	(94)
船橋あんしんすこやかセンター	7,013	(371)	9,205	(298)	7,878	(246)
喜多見あんしんすこやかセンター	7,271	(70)	7,286	(61)	9,770	(23)
砧あんしんすこやかセンター	11,368	(38)	10,670	(56)	10,588	(18)
上北沢あんしんすこやかセンター	8,186	(253)	7,824	(281)	7,481	(116)
上祖師谷あんしんすこやかセンター	8,224	(59)	8,321	(63)	8,096	(39)
烏山あんしんすこやかセンター	11,790	(63)	11,612	(79)	10,167	(34)
合 計	221,115	(3,720)	227,853	(3,666)	223,268	(3,440)

※（ ）内は、延べ相談件数のうち地域包括ケアの地区展開に伴う福祉の相談件数。

【サービス・活動事業（旧 介護予防・生活支援サービス事業）】

〔歳入決算額〕 〔国〕 346,759,598 円 〔都〕 177,761,211 円 〔他〕 916,714,877 円

サービス・活動事業（旧 介護予防・生活支援サービス事業）

事業の開始
平成 28 年 4 月

窓 口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課 高齢福祉部介護保険課
事業の概要、目的	介護保険事業者に加え、NPO 法人や住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域支えあいの体制づくりを推進し、要介護の重度化の予防や状態の改善を図ることにより、高齢者の自立支援を促進することを目的とする。令和 7 年度より名称変更。
サービス・活動事業（旧 介護予防・生活支援サービス事業）の種類	
1. 訪問型サービス	
① 指定相当訪問型サービス（介護保険事業者によるサービス） ヘルパーによる、掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び、入浴介助などの身体的介助を行う。	
② 指定生活援助サービス（介護保険事業者によるサービス） ヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が掃除、洗濯、調理、買い物等の 60 分以内の生活支援を行う。	
③ 支えあいサービス（住民参加型サービス） 日常生活を営む上で必要な家事のうち、掃除、洗濯物・布団干し、買い物同行、調理補助等、介護予防・自立支援に効果が高いと認められる家事援助で、原則 30 分以内を目途に実施できるものを事業者に登録したボランティア等が提供する。	
④ 専門職訪問相談（旧 専門職訪問指導）（短期集中型サービス） 理学療法士や管理栄養士等が訪問して、日常生活の自立に必要な生活改善のためのアドバイス等（1 回 1 時間程度）を行うことにより、自立支援・重度化防止を図る	
2. 通所型サービス	
① 指定相当通所型サービス（介護保険事業者によるサービス） 日常生活上の支援や機能訓練を行う 3 時間以上のデイサービス	
② 指定運動器機能向上サービス（介護保険事業者によるサービス） 運動器の機能訓練を主とした 3 時間未満のデイサービス	
③ 地域デイサービス（住民主体型サービス） 介護予防を目的とした定期的な通いの場（食事を含む 3 時間程度の活動の場）を運営する住民等の団体に対して補助金を支給する。	
④ 介護予防筋力アップ教室～フレイル予防習慣化プログラム～（短期集中型サービス） 筋力向上、セルフマネジメント等を目的とした週 1 回、3 か月間程度通う集中的な教室（全 12 回）	
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 〔区〕世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対 象	要支援認定者及び事業対象者（要介護状態等になるおそれのある高齢者）
予 算	〔歳出〕 1,502,087,000 円
決 算	〔歳出〕 1,438,433,067 円

<実績>

(1) 訪問型サービス

事業名	①指定相当訪問型サービス	②指定生活援助サービス	③支えあいサービス	④専門職訪問相談（旧 専門職訪問指導）
内容	介護事業所による従前相当のサービス	介護事業所による区独自基準のサービス	住民参加型サービス	短期集中型サービス
利用人数等	実 2,992 人 延べ 25,812 人	実 87 人 延べ 787 人	実 88 人 延べ 722 人	実 88 人 延べ 117 人

(2) 通所型サービス

事業名	①指定相当通所型サービス	②指定運動器機能向上サービス	③地域デイサービス	④介護予防筋力アップ教室～フレイル予防習慣化プログラム～
内容	介護事業所による従前相当のサービス	介護事業所による区独自基準のサービス	住民主体型サービス	短期集中型サービス
開催回数等			登録団体 25 活動団体 20	36 教室（延べ 432 回）
利用人数等	実 3,723 人 延べ 31,248 人	実 16 人 延べ 130 人	実 161 人 延べ 4,165 人	実 211 人 延べ 2,097 人

【一般介護予防事業】

〔歳入決算額〕 〔国〕 87,816,479 円 〔都〕 22,868,875 円 〔他〕 72,265,645 円の一部

介護予防講座（はっらっ介護予防講座）

事業の開始

平成 18 年 7 月

窓 口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の講座及び簡単な体操を行うことで、高齢者が自らの生活を見直し自立した生活を維持することを目指す。		
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 〔区〕 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱		
対 象	65 歳以上の高齢者		
予 算	〔歳出〕 26,643,603 円	決 算	〔歳出〕 26,124,953 円

<実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延実施回数	588	586	573
参加延べ人数	8,571	8,422	8,350

介護予防講座（楽しくはじめるフレイル予防講座（旧 まるごと介護予防講座））

事業の開始

平成 24 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、運動・口腔・栄養・認知症の備え・社会参加について学ぶ 6 回の連続講座を実施し、介護予防の普及と高齢者の日常生活の改善を促し、自立した生活を維持する契機とする。令和 3 年度からよりオンライン講座を試行実施。令和 7 年度より名称変更及び実施回数を 4 回に変更。		
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 〔区〕 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱		
対 象	65 歳以上の高齢者		
予 算	〔歳出〕 7,693,830 円	決 算	〔歳出〕 7,612,550 円

<実績>

	集合型		
年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教室数	18	18	18
延実施回数	108	108	108
参加延べ人数	1,056	1,153	1,160

	オンライン型		
年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	2	2	2
	12	12	14
	183	124	181

口腔機能向上プログラム

事業の開始

平成 18 年 10 月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	自身の口腔内の状態を評価した上で、口腔機能の維持・向上に必要な知識を全 8 回講座で学び、口腔機能の維持・向上を図る。		
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱		
対 象	65 歳以上の区民で、口腔機能等に不安のある人、また、会場まで一人で通うことができ、原則全回参加できる人		
予 算	[歳出] 7,706,888 円	決 算	[歳出] 7,706,889 円

<実績>

事業名	教室数	延べ実施回数	参加人数	
			実人数	延べ人数
口腔機能向上プログラム	8	64	67	482

もの忘れチェック相談会

事業の開始

平成 24 年 5 月

窓 口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター		
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	区内在住の高齢者およびその家族を対象に、早期に医師に相談できる機会をつくることにより、認知症の早期発見・医療による早期対応を図る。		
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱		
対 象	主に 65 歳以上の高齢者		
予 算	[歳出] 4,182,000 円	決 算	[歳出] 4,182,000 円

<実績>

令和 6 年度	実施回数	参加人数
	28	78

地域づくりによる介護予防活動支援事業

事業の開始

平成 27 年 4 月

窓 口	高齢福祉部介護予防・地域支援課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	運動指導員を派遣し、筋力の維持・向上に効果のある「世田谷いきいき体操」の指導および住民の自主的なグループ活動の支援により、住民主体の通いの場を増やし、介護予防の地域づくりを行う。		
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45 [区] 世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱		
対 象	主に 65 歳以上の高齢者		
予 算	[歳出] 1,634,977 円	決 算	[歳出] 509,761 円

<実績>

世田谷いきいき体操を活用した通いの場
3 団体

【認知症包括支援事業】

〔歳入決算額〕 〔国〕 36,762,750 円 〔都〕 11,507,039 円 〔他〕 11,507,039 円の一部

認知症初期集中支援チーム事業

事業の開始

平成25年7月

窓 口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症（疑い含む）の人や家族を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が6ヶ月程度集中的に家庭訪問し支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入を図り、支援体制を作ることを目指す。
根拠法令等	介護保険法 第115条の45 〔区〕世田谷区認知症初期集中支援チーム事業実施要綱
対 象	認知症（疑い含む）の人及びその家族
予 算	〔歳出〕 30,442,000 円
決 算	〔歳出〕 30,295,000 円

<実績>

年度	対応人数
令和6年度	113

認知症本人交流会

事業の開始

令和元年8月

窓 口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症の本人が、自らの体験や想い、必要としていることを語り合う場のことで、生活支援ニーズ等を把握することにより、本人の視点を重視した支援や地域づくりに生かすことを目的とする。
根拠法令等	介護保険法 第115条の45
対 象	認知症の本人や、もの忘れが気になる人で、自らの体験や想い等を話すことに意欲的である区民家族や友人等、本人が交流会に参加することを支援するパートナー
予 算	〔歳出〕 1,078,000 円
決 算	〔歳出〕 1,078,000 円

<実績>

年度	実施回数	参加人数			
		認知症の本人		パートナー	
		実数	延数	実数	延数
令和6年度	6	15	39	11	20

チームオレンジ活動支援：せたがやOrange Heart Action		事業の開始
		平成30年4月
窓 口	認知症在宅生活サポートセンター	
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課	
事業の概要、目的	「認知症サポーターステップアップ講座」の修了生を対象に、区内の認知症カフェの運営補助ボランティア等の地域で積極的に活動する人材を育成する。	
根拠法令等	介護保険法 第115条の45	
対 象	世田谷版認知症サポーターステップアップ講座受講者で認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者	
予 算	[歳出] 1,037,000 円	決 算 [歳出] 1,037,000 円

<実績>

年度	実施回数	参加人数	
		実数	延数
令和6年度	14	29	117

【認知症ケア推進事業】

[歳入決算額] [国] 18,421,932 円 [都] 5,766,214 円 [他] 5,766,214 円の一部

家族介護支援		事業の開始
		平成21年4月
窓 口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）	
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課	
事業の概要、目的	認知症高齢者を介護する家族会、家族向けの勉強会、家族のための心理相談を各総合支所保健福祉課で実施する。	
根拠法令等	介護保険法 第115条の45	
対 象	認知症高齢者を介護する家族	
予 算	[歳出] 5,394,000 円	決 算 [歳出] 5,394,000 円

<実績>

① 認知症家族会

年度	実施回数	参加人数	
		実数	延数
令和4年度	29	65	101
令和5年度	30	61	107
令和6年度	10	83	98

② 認知症家族のための心理相談

年度	実施回数	相談実数	相談延数
令和4年度	9	17	17
令和5年度	10	17	17
令和6年度	9	21	21

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

事業の開始

平成 18 年 11 月

窓 口	認知症在宅生活サポートセンター 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	区民や企業を対象に、認知症の普及啓発講座を実施することで、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で支え合い活動を行う人が地域に数多く存在し、認知症になってからも安心して暮らせるまちを目指す。令和 3 年度より、従来の「認知症サポーター養成講座」の内容を刷新し、区独自のテキストや認知症の本人動画等を活用した「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」を実施する。
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45
対 象	区民及び区内事業所
予 算	【歳出】 4,539,000 円
決 算	【歳出】 4,392,000 円

<実績>

年度	延べ実施回数	延べ参加人数
令和 4 年度	103	2,992
令和 5 年度	109	3,421
令和 6 年度	102	3,001

世田谷版認知症サポーターステップアップ講座

事業の開始

平成 24 年 2 月

窓 口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」の受講者で、認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者を対象に、地域のインフォーマルサービスの担い手を育成する。
根拠法令等	介護保険法 第 115 条の 45
対 象	アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）受講者で認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者
予 算	【歳出】 653,000 円
決 算	【歳出】 653,000 円

<実績>

年度	実施回数	参加人数
		実数
令和 6 年度	3	48

【その他】

八幡山地域支え合い・介護予防事業

事業の開始

平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	八幡山高齢者活動・移動支援施設で地域の高齢者や障害者等の閉じこもり防止や生きがいづくり、社会参加の促進等を目的に講座及びイベント等の事業を実施し、地域で活動する団体に共有スペースの貸出しを行う。		
根拠法令等	〔区〕八幡山地域支え合い・介護予防事業補助金交付要綱		
対 象	区民		
予 算	〔歳出〕 2,687,252 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 2,687,252 円

<実績>

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ講座回数	89	67	57
延べ講座参加者数	469	304	226
延べ活動団体数	155	99	110

3. 在宅福祉サービス

高齢者緊急一時宿泊		事業の開始
		平成19年8月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、一時的に特別養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の福祉の向上と家庭生活の安定を図る。	
根拠法令等	[区] 世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱	
対 象	おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者	
予 算	[歳出] 128,560 円	決 算 [歳入] 0 円 [歳出] 0 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数（人）	0	0	0
延利用日数（日）	0	0	0
平均日数（日）	0	0	0

高齢者住宅改修費助成、改修相談		事業の開始
		平成2年4月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	(1) 住宅改修費助成 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、要介護認定で該当しなかった者への予防改修と、介護保険で提供されない住宅の設備改修にかかった費用の一部を助成する。 [助成内容] ①予防改修 手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 ②設備改修 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 (2) 住宅改修相談 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、高齢者にとってより有効な住宅の改修ができるよう専門家による住宅改修相談を実施する。	
根拠法令等	[区] 世田谷区高齢者住宅改修費助成金交付要綱 [区] 世田谷区高齢者住宅改修相談事業実施要綱	
対 象	(1) 住宅改修費助成 ①予防改修 65歳以上で、要介護認定において要支援・要介護に該当しなかった高齢者のうち、身体機能の低下のため、住宅改修が必要と認められる者 ②設備改修 65歳以上で、要介護認定で要支援・要介護に該当した、または該当しなかった高齢者のうち身体機能低下のため既存住宅の設備の使用が困難な者（所得制限あり）	

	(2) 住宅改修相談 65 歳以上の高齢者で、自宅の住宅改修にアドバイスが必要と認められた者。		
予 算	【歳出】 12,754,000 円	決 算	【歳入】 〔国〕 447,216 円 〔都〕 5,464,608 円 〔他〕 267,168 円 【歳出】 8,007,820 円

<実績>

(1) 助成状況

助 成 種 目		件 数	助 成 金 額
予 防 改 修		4	394,420
設備 改修	浴槽の取替え	17	5,331,200
	流し・洗面台の取替え	0	0
	便器の取替え	4	381,600
合 計		25	6,107,220

(2) 高齢者住宅改修相談

アドバイザー派遣回数
88 回

高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始

昭和56年5月

窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の 概要、目的	ねたきり等高齢者に対して紙おむつを支給し経済的負担を軽減する。病院等に入院している場合は、紙おむつ支給に代えておむつ代の一部助成も選択できる。（ただし限度額 5,000 円）		
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者等紙おむつ支給事業等実施要綱		
対 象	65 歳以上で、おおむね 2 か月以上おむつを使用している高齢者（要介護 3～5）。ただし、病院に入院している期間は要介護認定は不要		
予 算	【歳出】 305,188,000 円	決 算	【歳入】 〔国〕 63,651,410 円 〔都〕 31,825,705 円 〔他〕 38,025,517 円 【歳出】 288,318,901 円

<実績>

(1) 紙おむつ支給事業の推移

総支給額 236,464,686 円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実支給者数	7,563	7,905	7,691
年度末支給者数	4,939	5,031	4,991
フラット型おむつ（総枚数）	29,030	27,110	27,178
テープ型 おむつ（総枚数）	399,750	424,624	443,346
パンツ型おむつ（総枚数）	1,396,278	1,330,472	1,357,662
パッド（総枚数）	3,103,100	2,862,056	2,989,110

(2) おむつ代助成事業の推移

総支給額 38,404,612 円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末助成登録者数	1,333	1,286	1,361

高齢者訪問理美容サービス

事業の開始

昭和50年6月

窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。理美容店の理美容師を派遣し、年6回まで自宅で理美容を行う。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱		
対 象	65歳以上のねたきり等の高齢者（要介護3～5）		
予 算	〔歳出〕 39,062,991 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 38,332,443 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実登録者数	2,826	3,092	3,074
理美容券交付枚数	14,202	15,867	15,828
使用枚数	5,228	5,981	5,891
理容券	2,689	2,724	2,617
美容券	2,539	3,257	3,274

高齢者寝具乾燥サービス

事業の開始

昭和50年6月

窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。寝具の消毒乾燥を年10回まで、水洗いを年2回まで、業者に委託して実施する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱		
対 象	65歳以上のねたきり等の高齢者（要介護3～5）		
予 算	〔歳出〕 11,114,180 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 7,896,570 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数	244	237	201
年間延利用者数	1,605	1,508	1,343
乾燥消毒加工	(年10回) 1,304	(年10回) 1,204	(年10回) 1,079
水洗いクリーニング	(年2回) 301	(年2回) 304	(年2回) 264

高齢者補聴器購入費助成				事業の開始	
				令和6年4月	
窓 口		高齢福祉部高齢福祉課			
事業所管		高齢福祉部高齢福祉課			
事業の概要、目的		聴力が低下している高齢者に対して、認知症予防の一助となる適切な補聴器の装用により、周囲とのコミュニケーションの確保を図り、聴覚に関するバリアフリーを進め、日常生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する（助成上限額50,000円）。			
根拠法令等		〔区〕世田谷区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱			
対 象		中等度難聴や片耳が高度以上の難聴の方で、耳鼻咽喉科の医師による聴力検査の結果、補聴器の必要があると認められた前年度の住民税が非課税世帯の高齢者（65歳以上の方）。なお、令和7年度より住民税が非課税の高齢者に対象者を拡大する。			
予 算		〔歳出〕57,464,000円	決 算		〔歳入〕〔都〕18,907,000円
					〔歳出〕35,520,100円

<実績>

	令和6年度
助成件数	243

福祉緊急対応			事業の開始	
			平成 15 年 4 月	
窓 口	各総合支所保健福祉課			
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当			
事業の概要、目的	福祉サービス制度を円滑に利用できない高齢者を対象に、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としての福祉サービスを提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。また、高齢者の虐待対策や孤立死対策に取り組む。			
根拠法令等	老人福祉法 第 10 条の 4、第 11 条第 1 項第 2 号、第 21 条の 2 〔区〕 世田谷区老人福祉法の施行に関する規則 世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 世田谷区高齢者虐待対策推進要綱			
対 象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている 65 歳以上の高齢者（介護保険法に規定する第 2 号被保険者で特定疾病により要支援又は要介護状態と認められる者を含む）			
予 算	〔歳出〕 14,856,000 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 168,000 円 〔他〕 6,060,331 円	〔歳出〕 11,604,867 円

<実績>

内 容		件数（世帯数）等
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第2章	区単独措置によるホームヘルプの提供	0件
	うち 事業者への依頼世帯数	0件
	うち 区職員による対応世帯数	0件
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第3章	老人福祉法に基づく訪問介護提供決定世帯数	0件
	うち 事業者による対応	0件
	うち 区職員による対応	0件
	老人福祉法に基づく通所介護決定件数	0件
	老人福祉法に基づく短期入所生活介護決定件数	9件
老人福祉法に基づくやむを得ない措置（特養）	入所判定委員会への検討世帯数	1件
	うち 「入所可」決定数	1件
	施設入所者数（前年度「入所可」決定数含む）	6件
	入所措置廃止者数	2件

<高齢者虐待への対応実績>

(1) 相談事例数

地域		令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田谷	事例数	67	83	47
	発現率 (‰)	1.37	1.70	0.96
北沢	事例数	36	52	46
	発現率 (‰)	1.53	1.68	1.48
玉川	事例数	47	64	61
	発現率 (‰)	0.99	1.35	1.27
砧	事例数	57	59	42
	発現率 (‰)	1.67	1.72	1.21
烏山	事例数	34	47	28
	発現率 (‰)	1.36	1.87	1.11
全区	事例数	241	305	224
	発現率 (‰)	1.18	1.63	1.19

※発現率は各地域の65歳以上の高齢者人口（各年1月1日現在）に対する数値

(2) 相談の経路

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	87	109	97
本人	3	6	3
家族・親族	7	17	9
虐待者本人	0	3	2
民生委員	3	4	1
近隣住民・知人	11	3	11
区職員（あんすこ含む）	46	62	37
警察	78	93	51
医療関係者	11	14	11
不明（匿名含む）	2	0	3
その他	5	5	2

(3) 高齢者虐待対応ケア会議の開催状況

地域		令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田谷	開催回数	139	167	121
	検討事例数	68	86	45
北沢	開催回数	104	139	121
	検討事例数	77	83	73
玉川	開催回数	120	128	142
	検討事例数	98	90	98
砧	開催回数	151	164	137
	検討事例数	69	98	55
烏山	開催回数	75	94	62
	検討事例数	55	73	28
全区	開催回数	589	692	583
	検討事例数	367	430	299

家族介護教室		事業の開始	
		平成 29 年 4 月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	在宅で家族等を介護する方の負担軽減を目的とし、実技を交えて介護のコツを伝える教室を特別養護老人ホーム等に委託し、年 6 回開催する。		
対 象	区民		
予 算	[歳出] 572,910 円	決 算	[歳入] [国] 217,471 円 [都] 108,736 円 [他] 238,654 円 [歳出] 564,861 円

医療と福祉の連携の推進		事業の開始	
		平成 19 年 6 月	
窓 口	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会で医療と福祉の連携に関する課題について協議しながら、医療・介護情報の共有のための仕組みの検討や医療職・介護職のネットワークづくり、在宅医療・ACP の区民への周知・普及等、具体的な取組みを進め、切れ目のない医療と介護の連携体制を構築する。		
根拠法令等	〔国〕 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号 地域支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区医療・介護連携推進協議会設置要綱		
予 算	〔歳出〕 26,600,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 15,955,691 円 〔都〕 4,994,261 円 〔他〕 4,994,261 円 〔歳出〕 26,165,657 円

在宅療養相談窓口		事業の開始	
		平成30年4月	
窓 口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	区民が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活をおくれるように、平成30年4月に各あんしんすこやかセンターに設置した在宅療養相談窓口において、身近な地域での在宅療養や入院・入所、退院等の相談支援を実施する。		
予 算	〔歳出〕 43,954,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 27,167,800 円 〔都〕 8,503,742 円 〔他〕 8,503,742 円 ※歳入は「医療と福祉の連携の推進」との合算 〔歳出〕 43,953,840 円

<事業の実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数（延）	13,207	12,385	12,479
相談人数	6,962	7,038	7,102

4. 安全確保

高齢者救急通報システム		事業の開始
		昭和63年10月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけ、高齢者の救助を行い、安全を確保する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者救急通報システム事業実施要綱	
対 象	65歳以上のひとりぐらし等高齢者で、身体上慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあるなど、緊急時の対応に不安のある者。	
予 算	〔歳出〕12,067,000 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕5,063,000 円 〔他〕153,900 円 〔歳出〕11,424,016 円

<実績>

(1) 利用者数の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末設置数（台）	消防直接型	63	48	37
	民間代理型	157	196	213
年度末協力数員（人） （消防直接型）	隣人・知人	56	43	32
	民生委員	6	3	2
	親族	22	14	12
	合計	84	60	46

※令和4年8月31日をもって「消防直接型」の新規受付を終了

(2) 通報状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
緊急通報	救急車搬送	16	21	22
	不搬送	7	11	4
停電通報		4	6	9
誤報・その他		122	179	379
合計		149	217	414

高齢者火災安全システム		事業の開始
		昭和46年4月 (平成10年度までは日常生活用具で実施)
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	防災の配慮が必要な高齢者世帯に対し、家庭内の火災に備えて電磁調理器等を設置することにより安全の確保と居宅生活を支援する。 内容 (1) ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器（平成12年度日常生活用具より移行）の給付 (2) 住宅火災通報システムの実施（令和4年8月31日をもって新規受付を終了）	
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者火災安全システム事業実施要綱	
対 象	65歳以上のひとりぐらし高齢者、又は要支援・要介護者	
予 算	〔歳出〕989,300 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕1,000 円 〔歳出〕526,803 円

<実績>

ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器の給付

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	32	10	29

高齢者安心コール事業

事業の開始

平成16年7月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	65歳以上の方の日常生活の困りごとの相談や、高齢者親族からの見守りに関する相談を、24時間365日電話相談員が受ける電話相談窓口を設置する。相談内容や時間帯に応じて、各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助、電話訪問員による電話訪問等を行うことで、安心して住み続けられる地域づくりをめざす。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱		
対 象	(電話相談サービス) 65歳以上の方やご親族等 (ボランティアによる訪問援助サービス) 65歳以上の単身者、高齢者だけの世帯、日中独居の高齢者 (電話訪問サービス) 65歳以上の単身者、高齢者だけの世帯		
予 算	〔歳出〕38,246,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕12,974,588 円 〔都〕6,487,294 円 〔他〕7,751,052 円 〔歳出〕33,700,228 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末利用登録者数※ ¹ (人)	1,838	1,841	1,935
年間相談件数※ ² (件)	2,857	3,406	4,464
年度末登録ボランティア数 (人)	46	40	42
ボランティア対応数 (件)	30	42	53
電話訪問登録者数 (人)	394	422	456

※¹ ボランティア利用登録者数。電話相談については、H23.4から原則登録制度廃止。

※² H23.4から電話訪問サービスを開始。

高齢者見守りステッカー

事業の開始

平成29年5月

窓口・所管	高齢者安心コール・高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	認知症により外出先から帰れない等の不安のある高齢者が、安心して外出できるよう、登録番号を記載した見守りステッカーを配付する。ステッカーを身の回りの物に貼ることで、保護されたときにも、24時間365日の高齢者安心コール事業を活用し、迅速に自宅等へ連絡できる。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者見守りステッカー事業実施要綱		
対 象	区内に住所を有し、かつ、区内に在宅している者で、次に該当する者とする。 (1) 要介護1以上に認定されており、かつ、認知症により自力で外出先から戻れない又は戻れない不安のある者など。		
予 算	〔歳出〕 —	決 算	〔歳入〕 — 〔歳出〕 —

※予算・決算は「高齢者安心コール事業」に計上

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末登録者数 (人)	497	598	729
通報対応件数 (件)	4	7	5

あんしん見守り事業		事業の開始	
		平成 22 年 11 月	
窓口・所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	あんしんすこやかセンターに見守りコーディネーターを配置し、地域の中で社会的孤立のおそれのある高齢者や見守りを希望する高齢者等の相談を受け、見守りボランティアの派遣など、ニーズに応じたサービスの紹介やコーディネートを行う。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区あんしん見守り事業実施要綱 世田谷区高齢者見守りボランティア実施要綱		
対 象	65 歳以上の見守りが必要な高齢者		
予 算	〔歳出〕 92,789,000 円		決 算
			〔歳入〕 〔国〕 34,311,000 円 〔都〕 17,155,000 円 〔他〕 21,333,633 円 〔歳出〕 92,782,202 円

<実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見守り相談実人数（訪問等）	5,313	5,980	4,970

高齢者福祉電話料助成		事業の開始	
		昭和 48 年 11 月	
窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者の万一の緊急連絡手段を確保するため、月額 1,000 円を助成する。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区高齢者福祉電話事業運営要綱		
対 象	65 歳以上のひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の者		
予 算	〔歳出〕 13,045,000 円	決 算	〔歳入〕 〔他〕34,000 円 〔歳出〕 11,822,000 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度末助成件数	1,065	1,037	884

※令和 5 年度末で新規受付は終了。

5. コミュニケーション

会食サービス

事業の開始

昭和56年5月

窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	地域社会との交流の少ないひとりぐらし高齢者等に対し、家庭的な料理を提供することで地域との交流と孤独感の解消を図るとともに、健康保持に寄与する。 会食サービス協力員（ボランティア）が、週1回～月1回、地区会館等で調理した食事を交流しながら会食する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区ひとりぐらし高齢者等会食サービス事業実施要綱		
対 象	65歳以上のひとりぐらし高齢者等		
予 算	〔歳出〕3,253,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕1,301,000 円 〔歳出〕2,618,590 円

<実績>

(1) 登録者数・会食数

年度末協力員数	年度末登録者数
19	478

(2) 事業の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
協力員	個 人（人）	0	0	0
	グループ数	19	20	19
年度末受給者数		276	298	298
年間総会食数		3,198	3,451	3,921

食事サービスサポートセンター運営支援

事業の開始

平成14年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	食事サービスサポートセンターは、食事に関連した区民の活動が自主的に行える場として整備された。施設における食事関連事業及び施設の維持管理を行う「食事サービス活動推進の会」に補助金を交付し、その活動を支援する。		
根拠法令等	〔区〕食事サービスサポートセンター事業補助金交付要綱		
予 算	〔歳出〕5,108,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕1,678,000 円 〔歳出〕4,788,816 円

福祉電話訪問

事業の開始

昭和52年3月

窓 口	各総合支所保健福祉課・各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・ひだまり友遊会館		
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	電話による定期的な訪問を行い、高齢者の孤独感の解消を図るとともに、安否の確認と必要に応じて緊急連絡先及び関係機関等に連絡・通報を行う。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱		
対 象	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、電話訪問を希望する方。		
予 算	〔歳出〕 1,440,000 円 (ひだまり友遊会館維持運営委託を含む)	決 算	〔歳入〕 〔都〕 629,000 円 (ひだまり友遊会館事業を含む) 〔歳出〕 1,102,740 円 (ひだまり友遊会館維持運営委託を含む)

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協力員数	42	37	31
利用者数	67	61	54
電話訪問延件数	2,924	2,648	2,302
電話訪問応答件数	2,768	2,504	2,187
応答率 (%)	94.7	94.6	95.0
利用者1人当たり 月平均応答件数	3.4	3.4	3.4

高齢者入浴券支給

事業の開始

昭和48年9月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	区内公衆浴場で利用できる入浴券を交付することにより、浴場を利用される方々との交流を通じて孤独感を緩和し健康の保持を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区入浴券支給要綱		
対 象	65歳以上の区民		
予 算	〔歳出〕 145,448,000 円	決 算	〔歳入〕 0 円 〔歳出〕 137,704,387 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給者数	19,587	18,842	19,506
利用実績 (枚)	205,540	188,850	184,607

6. 在宅その他のサービス

高齢者はり・きゅう・マッサージ		事業の開始
		昭和56年5月
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	地区会館などを会場に、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、高齢者の健康保持、精神的やすらぎの確保を図る。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区はり・灸・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)	
対 象	おおむね65歳以上の高齢者	
予 算	〔歳出〕22,229,000円	決 算
		〔歳入〕〔都〕11,011,000円 〔歳出〕22,227,650円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数(月定員)		17(395)	17(395)	17(395)
延利用者数	はり	481	492	687
	きゅう	7	10	42
	マッサージ	2,237	2,508	3,379
	計	2,725	3,010	4,108

7. 施設通所サービス等

一時生活援助施設運営		事業の開始
		令和3年4月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	養護を緊急に要することとなった高齢者や、その他在宅生活を継続することが困難となった高齢者へ一時的な援助を行い、日常生活へ円滑に復帰させることを目的とする。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行規則	
対 象	やむを得ない理由により、生活を続けることが困難であり、かつ、他の居所又は一時滞在施設等を確保することが困難である区内に住所又は居所を有する65歳以上の者等	
予 算	〔歳出〕36,477,000円	決 算
		〔歳入〕〔都〕17,280,000円 〔他〕769,380円 〔歳出〕36,476,408円

8. 施設入所

老人ホーム入所措置		事業の開始
		昭和38年8月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	養護及び特別養護老人ホームに入所措置をした高齢者の施設での生活費等を支給する。	
根拠法令等	老人福祉法 第11条 [区] 老人福祉法の施行に関する規則	
対 象	区内に住居を有する65歳以上(事情のある場合は60歳以上)の高齢者 (1) 養護老人ホーム 環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者 (2) 特別養護老人ホーム やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが困難な者(2)については、94ページの福祉緊急対応参照)	
予 算	[歳出] 222,123,000円	決 算 [歳入] [他] 50,235,523円 [歳出] 180,118,986円

<実績>

(1) 総合支所保健福祉課別内訳

		合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
養護老人ホーム	令和5年度末入所者数	78	22	11	13	11	21
	(令和6年度)新規入所者数	7	1	1	1	0	4
	(令和6年度)退所者数	12	3	3	2	0	4
	令和6年度末入所者数	72	22	8	12	11	19
	入所待機者数	4	0	3	0	0	1
	区内施設への区民の入所数(定員50名)	7(50)	2	0	3	2	0

(2) 事業の推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護老人ホーム	前年度末入所者数	103	86	78
	新規入所者数	8	12	7
	退所者数	24	21	12
	年度末入所者数	86	78	72
	入所待機者数	4	3	4
	区内施設への区民の入所数(定員50名)	10	8	7

(3) 特別養護老人ホーム

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置人数	6	2	0

※老人福祉法による措置入所人数

入所希望者数	1,146	1,189	1,195
--------	-------	-------	-------

※各年度3月とりまとめ時点での希望者数

9. いきがい支援

いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成（高齢者文化活動）

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	(1) いきいきせたがや文化祭 長年にわたり、蓄積されてきた高齢者の貴重な知識と経験を発表する機会を設け、高齢者相互の親睦及び高齢者と地域社会との心のふれあいを深めるための一助として、いきいきせたがや文化祭を実施する。 令和6年度は、世田谷区民会館で実施（開催日：令和6年11月13日、14日） (2) 高齢者クラブ活動助成 高齢者クラブに対し、その自主活動を支援するため、ボランティア、教養講座の開催、健康増進などの活動に対して、助成をする。 また、単位高齢者クラブではなし得ない、広域・協働・専門活動等を行う高齢者クラブ連合会に対しても、活動を助成する。
根拠法令等	老人福祉法 〔国〕 老人クラブ活動等事業実施要綱 〔都〕 老人クラブ運営要綱、区市町村老人クラブ連合会運営要綱、老人クラブ等助成事業補助金補助要綱 〔区〕 世田谷区高齢者クラブ助成金交付要綱・世田谷区高齢者クラブ連合会補助金交付要綱・いきいきせたがや文化祭実施要領
事業の開始	昭和32年 老人クラブへの助成事業 昭和40年4月 区へ移管 昭和53年4月 老人クラブ連合会助成 平成3年10月 いきいきせたがや文化祭（昭和49年から昭和53年までは老人クラブ作品展、昭和54年から平成2年までは老人文化祭として実施）
対 象	(1) いきいきせたがや文化祭 高齢者クラブ、生涯大学、シルバー人材センター、一般高齢者 (2) 高齢者クラブ活動助成 単位高齢者クラブと高齢者クラブ連合会
予 算	〔歳出〕 31,754,000 円
決 算	〔歳入〕 〔都〕 3,422,000 円 〔歳出〕 28,143,048 円

<実績>

			4年度※2	5年度	6年度
高齢者クラブ	助 成 ク ラ ブ 数		82	81	78
	施設使用料助成クラブ数		64	64	60
	会 員 数（準会員含む）		7,244	6,955	6,755
	組 織 率（％） ※1		3.1	2.9	2.7
いきいき せたがや文化祭	作品	参加人数	0	242	409
		出品（点）数	0	422	730
	演芸	参加人数	377	412	634
		出演数（組）	42	44	55
	延入場者数		0	2,212	2,579

※1 組織率：会員数／60歳以上人口×100（加入者数に準会員を含むので、組織率は近似値である。）

※2 令和4年度は、演芸大会のみ実施。（作品展示は会場の都合で未実施）

生涯大学		事業の開始	
		昭和 52 年 6 月 平成 19 年 4 月 生涯大学と改称	
窓 口	市民大学・生涯大学事務局		
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	高齢者を対象として、進展する社会の変化に対処し順応できる能力を身につけ、自らの文化・知識を豊かなものにして、生きがいのある生活を営むとともに、地域の発展と連帯に主体的に取り組むための自己啓発の場として実施している。平成 26 年 4 月 1 日より、キャンパスをひだまり友遊会館からせたがや がやがや館へ移転。 (1) コース 1 学年 5 コース (2) 定員 各コース 28 名 (うち再入学若干名。既に受講した講師のコースへは再入学不可。) (3) 修業年限・行事等 修業年限：2 年 (概ね週 1 回年間約 30 回実施) 行事：公開文化講演会 (年 4 回)、新入生オリエンテーション (1 年生のみ、年 1 回)、学園祭の開催 (年 1 回)、いきいきせたがや文化祭を高齢者クラブ、シルバー人材センターとともに区と共催で実施 (年 1 回) (4) 受講料 10,000 円 (年間) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年度以降は特別態勢で授業実施。 ※(1)～(4)について、令和 7 年度は特別態勢が解除されたことや、新コースが導入されたこと等から事業内容に変更あり。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区生涯大学実施運営要綱		
対 象	60 歳以上の区民で、学習意欲があり、2 年間、「学習」と「健康体育」の両方に出席できる方 (令和 6 年度)		
予 算	〔歳出〕 13,362,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 7,659,000 円 〔他〕 1,480,000 円 〔歳出〕 9,736,457 円

<実績> (単位；人)

		4年度(定員)	5年度(定員)	6年度(定員)
学 生 数	1年	61 (140)	51 (140)	48 (140)
	2年	51 (140)	59 (140)	83 (140)
	計	112 (280)	110 (280)	131 (280)

※1年の学生数は年度末時点、2年の学生数は修了生数

※定員は令和3年度以降特別態勢により各学年140人

代田陶芸教室・シルバー工芸教室		事業の開始
		代田陶芸教室昭和54年4月
		シルバー工芸教室平成元年4月
窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課	
事業の概要、目的	(1)代田陶芸教室	
	代田地区会館陶芸室において、陶芸に関する学習活動を通じて教養を高め、知識・技能を習得することによって、高齢者が豊かで生きがいのある生活が送れるようにする。	
	①定 員 本科30人（1クラス）	
	本科受講生のうち、希望する者が研究科へ進級。	
	②場 所 区立代田地区会館内 陶芸室	
	③授業回数 本科 年間23回程度 研究科 年間23回程度	
	④受 講 料 本科 年間32,900円 研究科 年間32,900円	

	(2) シルバー工芸教室 生涯教育の観点から、紙漉き（令和7年度から和紙工芸に名称変更）・木彫・七宝焼という伝統工芸を通じて教養を高め、高齢者の豊かで生きがいのある生活に資する。 ①定員 紙漉きコース 15 人 木彫コース 15 人 七宝焼コース 15 人 計 45 人 ②会場 区立山崎小学校内 伝統工芸室 ③授業回数 月 3 単位（1 単位 3 時間）年間 20 単位、修業年限 1 年 ④受講料 紙漉きコース 年間 15,000 円 木彫コース 年間 15,000 円 七宝焼コース 年間 15,000 円
根拠法令等	(1) [区] 世田谷区代田陶芸教室運営要綱 (2) [区] 世田谷区シルバー工芸教室運営要綱
対 象	60 歳以上の区民で軽作業が可能な方
予 算	[歳出] 6,392,000 円
決 算	[歳入] [都] 1,422,000 円 [他] 3,035,700 円 [歳出] 5,989,358 円

<実績>

(1) 代田陶芸教室修了者数 (単位；人)

		4 年度	5 年度	6 年度
修了者数	本科	29	21	30
	研究科	17	27	20

(2) シルバー工芸教室修了者数 (単位；人)

	4 年度	5 年度	6 年度
紙漉き	11	11	8
木 彫	13	11	11
七宝焼	14	12	14
計	38	34	33

土と農の交流園

事業の開始

平成8年

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	野菜づくり等を通して高齢者が土に親しむことができる場を提供することにより、その余暇活動の充実を図るとともに、地域住民及び世代間の交流の場を確保し、もって豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。
事業の種類	(1) 土と農の交流園講座 1 年を通して、畑や花壇、果樹園等での実習をまじえながら、それぞれの基礎を学ぶ。 ①対 象 60 歳以上の区民で、園芸の実習を行うことができる方 ②コ ー ス 野菜、果樹、花及び樹木の 4 コース ③定 員 各コース 36 人 ④受講料 年間 20,000 円 ⑤修業年限 1 年（年 28 回程度の講義または実習） (2) 公開講座（月 1 回程度の植物や園芸等に関する講義） (3) 研修室、和室の空き時間利用（団体） (4) 地域交流・多世代交流を目的とした庭づくり活動（コミュニティガーデン活動）
根拠法令等	[区] 世田谷区立土と農の交流園条例 世田谷区立土と農の交流園条例施行規則 世田谷区立土と農の交流園の空き時間利用に関する要綱
予 算	[歳出] 19,105,000 円
決 算	[歳入] [都] 9,564,000 円 [他] 2,380,000 円 [歳出] 18,613,470 円

<実績>

(1) 通年講座修了者数 (単位；人)

	4 年度	5 年度	6 年度
果樹	29	28	32
樹木	30	23	28
野菜	34	32	34
花	31	32	16

(2) 公開講座参加者数 (単位；人)

	4 年度	5 年度	6 年度
公開講座	277	329	342

慶祝品贈呈、百歳訪問

事業の開始

昭和 41 年度

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	敬老の日を迎えるにあたり、高齢者に対して敬意を表し、その長寿と健康を祈念して慶祝品を贈呈する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区高齢者慶祝事業実施要綱		
対 象	(1) 慶祝品 当該年度内に 88、100 歳の誕生日を迎える方 (2) 百歳訪問 当該年度内に 100 歳になる方を区長等が訪問し、祝品を贈呈する。 慶祝品 77 歳廃止：平成 23 年 3 月 31 日		
予 算	〔歳出〕 42,881,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 42,278,534 円

<実績>

	対象者	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
慶祝品贈呈者数	88 歳	4,254 人	4,438 人	4,292 人
	100 歳	292 人	287 人	307 人
合 計		4,546 人	4,725 人	4,599 人

ひだまり友遊会館

事業の開始

昭和52年1月

窓 口	ひだまり友遊会館		
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	老人福祉センターとして、休養室・会議室など場の提供及び多様な事業を行うことにより、心身の健康保持と生活・教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図っている他、多世代交流事業も実施している。 事業の種類 ・ 福祉電話訪問事業・高齢者講習会 ・ 高齢者なんでも相談室・生涯現役情報ステーション		
根拠法令等	老人福祉法 第15条 [区] 世田谷区立ひだまり友遊会館条例 世田谷区立ひだまり友遊会館条例施行規則 ひだまり友遊会館高齢者なんでも相談室運営要綱 世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱 世田谷区ひだまり友遊会館複写サービス取扱要綱		
対 象	60歳以上の区民		
予 算	[歳出] 60,754,000 円 (福祉電話訪問の事業を含む)	決 算	[歳入] [都] 1,028,000 円 [他] 559,566 円 (福祉電話訪問の事業を含む) [歳出] 57,061,177 円 (福祉電話訪問の事業を含む)

<利用者数実績>

(単位 ; 人)

	4年度	5年度	6年度
会議室	60,794	56,818	68,215
講習室	10,473	11,148	11,235
休養室	1,023	1,170	2,390
電位治療器	11,028	11,892	13,744
体育室	22,479	23,111	24,400
生涯現役情報ステーション	1,230	1,059	1,582
なんでも相談室 ※1	130	120	107
囲碁・将棋室	5,986	5,722	4,604
利用者合計	113,013	110,920	126,170
開館日数	345	346	345

※1 なんでも相談室の実績については、来館及び電話による相談であるため、利用者数の合計には含まないものとする。

敬老会館（高齢者集会所）		事業の開始
		昭和 32 年 4 月
窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課	
事業の概要、目的	高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供する。	
根拠法令等	[区] 世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する条例施行規則	
予 算	[歳出] 13,722,000 円	決 算 [歳入] [他] 3,436,550 円 [歳出] 12,917,722 円

<施設一覧>

名 称	所 在 地	施設内容	開設年月日
北烏山東敬老会館	北烏山2-2-6	大広間1 洋室1	昭和54年 9月11日
桜高齢者集会所	桜1-2-19	舞台付大広間	平成5年 4月1日
上馬高齢者集会所	上馬4-36-9	舞台付大広間1 多目的ホール1	平成5年 12月1日

<施設利用実績> (単位；コマ)

施設名	部屋名	広さ・ 定員	時間帯	件数	件数	件数
				4 年度	5 年度	6 年度
北烏山東敬老会館	大広間	28 人 (旧24畳)	午前	273	239	228
			午後	258	218	198
			夜間	128	116	146
				141	115	149
	洋室	16 人	午前	174	162	143
			午後	176	146	151
			夜間	51	23	50
				51	21	53
桜高齢者集会所	大広間	63 畳	午前	150	116	150
			午後	221	225	196
			夜間	2	23	22
				2	11	18
上馬高齢者集会所	大広間	30 畳	午前	206	206	236
			午後	168	157	155
			夜間	121	107	92
				182	203	187
	多目的ホール	150 人	午前	284	276	234
			午後	285	310	271
				249	277	257
			夜間	333	329	325
310	335	328				
利用件数合計				3, 765	3, 615	3, 589

せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）		事業の開始
		平成25年4月
窓 口	せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）	
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課	
事業の概要、目的	運動室・交流室・娯楽室等において、高齢者を中心とした多世代の区民に、健康増進と世代間交流の場を提供することにより、豊かな地域社会の形成と区民の福祉の向上を図る。	
根拠法令等	[区] 世田谷区立健康増進・交流施設条例 世田谷区立健康増進・交流施設条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する条例施行規則	
予 算	[歳出] 124, 113, 000 円	決 算
		[歳入] [他] 8, 368, 287 円
		[歳出] 115, 463, 395 円

＜利用実績＞ (単位：人)

部屋名	利用区分	4年度	5年度	6年度
多目的室	団体	24, 566	28, 874	27, 793
会議室	団体	33, 181	40, 649	33, 441
交流室	団体	11, 937	11, 994	12, 393
運動室	個人（日中）	15, 666	18, 691	21, 342
	団体（夜間）	1, 457	1, 821	2, 231
娯楽室	個人（日中）	2, 049	2, 877	4, 212
	団体（夜間）	0	111	0
食堂	個人	21, 757	30, 918	34, 452
電位治療器	個人	21, 827	19, 921	19, 670
合計		132, 440	155, 856	155, 534

10. 保健福祉施設の整備・助成

特別養護老人ホーム等運営支援		事業の開始
		令和3年4月
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	民営化された世田谷区立特別養護老人ホーム等における円滑な運営を促進し、もって区民の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とする。	
根拠法令等	[区] 世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金交付要綱 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則	
予 算	[歳出] 315,803,000 円	決 算 [歳入] [他]179,000 円 [歳出] 312,512,592 円

令和6年度助成施設

	施設名	法人名	所在地	種別(定員)	併 設 施 設
1	芦花ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	粕谷2-23-1	特養(107) 短期(17)	短期入所事業、通所介護事業、訪問看護事業、 訪問介護事業、居宅介護支援事業
2	上北沢ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	上北沢1-28-17	特養(104) 短期(16)	短期入所事業、通所介護事業
3	きたざわ苑	社会福祉法人正吉福祉会	北沢5-24-18	特養(108) 短期(17)	短期入所施設、通所介護事業、訪問看護事業、 訪問介護事業、居宅介護支援事業

介護老人保健施設整備助成

事業の開始	
平成7年4月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場となる介護老人保健施設を開設する医療法人等に対し、整備に要する経費等を補助することにより、施設整備の促進を図る。
根拠法令等	[区] 世田谷区介護老人保健施設施設整備費補助要綱
予 算	[歳出] 13,152,000 円
決 算	[歳入] [他]13,152,000 円 ※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 13,152,000 円

令和6年度助成施設

施設名	法人名	所在地	定員	開設
玉川すばる	医療法人社団白寿会	瀬田4-1-14	入所 156床 通所 50人	平成18年7月
サンセール世田谷大蔵	医療法人社団美誠会	大蔵1-3-22	入所 77床 通所 20人	平成26年3月
梅ヶ丘	一般財団法人脳神経疾患研究所	松原6-37-1	入所 100床 通所 96人	平成31年4月

社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者）

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	社会福祉法人が建設する特別養護老人ホームと併設ショートステイの整備に要する経費について補助することにより、施設整備の促進及び高齢者福祉の向上を図る。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱		
予 算	〔歳出〕 47,612,000 円	決 算	〔歳入〕 〔他〕 2,545,000 円 〔歳出〕 42,812,000 円

令和6年度助成法人

施設名	法人名	所在地	種別（定員）	備考
等々力共愛ホームズ デイ・ホーム共愛	老後を幸せにする会	等々力	特養（52）短期（3） 在宅SC	施設整備費補助
フォーライフ桃郷 老人デイサービスセンターフォーライフ桃郷	寿心会	北烏山	特養（60）短期（10） 在宅SC	
せたがや給田乃杜	七日会	給田	特養（93）短期（15） 在宅SC	
エリザベート成城	緑風会	成城	特養（100）短期（20）	
深沢共愛ホームズ	老後を幸せにする会	深沢	特養（96）短期（12）	
世田谷希望丘ホーム	楽晴会	船橋	特養（110）短期（20）	
ラ・ストーリー馬事公苑	恵神会	上用賀	特養（58）短期（8）	
ときわぎ世田谷	常盤会	下馬	特養（90）短期（10）	
ラベニ子玉川	緑樹会	瀬田	特養（144）短期（24）	
さくらほうむ	ケアネット	弦巻	特養（58）短期（10）	
等々力の家	奉優会	等々力	特養（60）短期（12）	修繕工事費補助

地域密着型サービス拠点等整備助成

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	地域密着型サービスを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備及び改修に要する経費を補助することで、地域密着型サービス拠点の整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、都の補助金を活用して、地域密着型サービスを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。		
根拠法令等	〔国〕 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 〔都〕 認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱 地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業実施要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱 〔区〕 地域密着型サービス拠点等施設整備費補助要綱 世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱 世田谷区既存高齢者施設等防災改修等整備支援事業補助金交付要綱		

予 算	【歳出】 514,264,000 円	決 算	【歳入】 [都] 440,956,000 円 [国] 20,666,000 円 [他] 4,685,554 円
			【歳出】 496,944,554 円

令和 6 年度助成施設

施設名	所在地	備考
代田の家 優つくり看護小規模多機能介護代田	代田1-21-11	地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金
看多機かえりえ上北沢	上北沢3-32-13	
(仮称) 特別養護老人ホーム上用賀 (仮称) 上用賀看護小規模多機能介護	上用賀6-2	
代田の家 優つくり看護小規模多機能介護代田	代田1-21-11	施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金
看多機かえりえ上北沢	上北沢3-32-13	
(仮称) 特別養護老人ホーム上用賀 (仮称) 上用賀看護小規模多機能介護	上用賀6-2	
夢のみずうみ村新樹苑都市型軽費老人ホーム	八幡山3-18-27	既存高齢者施設等防災改修等整備支援事業補助金
中町グループホームふるさと	中町3-29-2	
喜多見グループホームかつらの木	喜多見7-20-11	

都市型軽費老人ホーム整備助成

事業の開始
平成 22 年 10 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	都市型軽費老人ホームを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備に要する経費を補助することで、都市型軽費老人ホームの整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、補助金を活用して、都市型軽費老人ホームを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。		
根拠法令等	〔都〕 都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱 都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 〔区〕 都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱 世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱		
予 算	〔歳出〕 176,000 円	決 算	〔歳入〕 0 円 〔歳出〕 0 円

11. 生涯現役社会づくりの推進

せたがや生涯現役ネットワークの活動支援		事業の開始
		平成 19 年 4 月
窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課	
事業の概要、目的	中高年齢者の地域参加を促進するため、NPO や地域団体に組織した「せたがや生涯現役ネットワーク」（令和 7 年 5 月末現在 68 団体参加）と連携して以下の事業を実施した。 ・ 補助事業 (1) シニアの社会活動や社会貢献活動への参加促進事業「シニアの社会参加あとしプロジェクト」 イベント参加者 144 人、地域活動体験講座の参加者 62 人 (2) 地域活動団体 PR イベント開催に関する事業「生涯現役フェア」 参加者約 400 人 (3) Zoom を通じて地域活動への参加を促進させる事業「シニア Zoom サロン」 参加者 78 人 ※参加者にはスタッフや講師を含みます。	
根拠法令等	〔区〕 せたがや生涯現役ネットワーク支援補助金交付要綱	
予 算	〔歳出〕 1,700,000 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕 830,000 円
		〔歳出〕 1,579,512 円

12. その他

ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査

事業の開始

昭和 49 年

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯について、区の保健福祉サービス受給要件確認のため、郵送による調査を行う。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査実施要綱		
対 象	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯で、区の保健福祉サービス受給者		
予 算	〔歳出〕 1,853,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 1,061,000 円 〔歳出〕 1,513,634 円

<実績>

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ひとりぐらし 高齢者	発送数	4,207 世帯	3,949 世帯	3,670 世帯
	返送数	3,630 世帯	3,317 世帯	2,794 世帯
	回答数	86.28%	83.99%	76.13%
高齢者のみ 世帯	発送数	237 世帯	195 世帯	158 世帯
	返送数	211 世帯	163 世帯	125 世帯
	回答数	89.02%	83.58%	79.11%

民生委員ふれあい訪問

事業の開始

平成 23 年 9 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者を見守るとともに孤立を防ぐため、75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者宅へ民生委員による訪問を行う。		
根拠法令等	民生委員ふれあい訪問実施要綱		
対 象	75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者		
予 算	〔歳出〕 5,674,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 2,917,000 円 〔歳出〕 5,238,386 円

<実績>

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問対象者数	13,188	13,678	13,922
訪問者数	10,819	11,249	11,274

※1 介護保険の認定がない 77・79・81・83 歳の（住民登録上）単身世帯または高齢者のみ世帯の方が対象。

地区高齢者見守りネットワーク				事業の開始	
				平成 23 年 4 月	
窓口・所管		高齢福祉部高齢福祉課計画担当			
事業の概要、目的		各地区において地域の活動団体（町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会など）が高齢者の課題について共有し、地区住民に高齢者の異変をいち早くあんしんすこやかセンターに連絡することを啓発し、見守りや必要な支援につなげる。また、参加団体間の連携を深め、地区コミュニティの向上を図る。			
対 象		地区の高齢者			
予 算		〔歳出〕 7,904,000 円		決 算	
				〔歳入〕〔都〕 2,374,000 円	
				〔歳出〕 7,903,500 円	

※予算・決算額については、「地域資源開発事業」の再掲。

高齢者孤立死の実態把握				事業の開始	
				平成 20 年 4 月	
窓口・所管		高齢福祉部高齢福祉課管理係			
事業の概要、目的		区及びあんしんすこやかセンターで把握した孤立死の調査を行う。 なお、本調査における孤立死とは、高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日（当日から翌々日までは除く）を経過し発見された場合をいう。			
予 算		[歳出] —		決 算	
				[歳入][都] — [歳出] —	

< 高齢者孤立死発見状況 >

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性 別	男	16	14	16	8	5	59
	女	15	0	10	9	5	39
年 齢	65～69 歳	3	0	3	5	0	11
	70～79 歳	13	8	12	5	4	42
	80～89 歳	13	6	9	5	5	38
	90 歳以上	2	0	2	2	1	7
合 計		31	14	26	17	10	98

介護事業者経営改善支援				事業の開始	
				令和7年4月	
窓口・所管		高齢福祉部高齢福祉課管理係			
事業の概要、目的		世田谷区内で介護事業所を運営し、生産性の向上、介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある介護事業者に対し、経営課題の分析及び経営改善への伴走型支援を行い、介護事業者の経営の持続及び区民に必要な介護サービスの提供の継続を目的とする。			
根拠法令等		〔区〕世田谷区介護事業者経営改善支援事業実施要綱			
予 算		〔歳出〕35,000,000 円（令和7年度当初予算額）		決 算	
				－	

第3章 障害者保健福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課、政策経営部広報広聴課 区議会事務局	
事業の概要、目的	障害福祉サービスの一層の充実・推進を図り、障害者(児)が安心して暮らせる社会を実現するため、障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に一部、同年 10 月に本格施行された。同法では、① 3 障害(身体障害・知的障害・精神障害)のサービスを再編・一元化 ②支給決定の仕組みを透明化・明確化するため障害程度区分認定制度を導入 ③制度を皆で支えるため利用者負担に定率負担を導入 ④社会資源活用のための規制緩和 ⑤障害福祉計画によるサービスの確保、を制度化した。サービスの提供は、区民にとって最も身近な自治体である区市町村に一元化された。 その後、平成 22 年 12 月に法改正され、段階的に施行された。改正法では、①障害者の範囲の見直し(平成 22 年 12 月施行)、②定率負担の廃止(応能化)、③相談支援の充実、④障害児支援の強化(②～④は平成 24 年 4 月施行)等を実施した。 さらに、平成 25 年 4 月に、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改称された。改正法では①基本理念の創設、②制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等の追加、③地域生活支援事業の追加、④障害支援区分の創設、⑤重度訪問介護の対象拡大、⑥共同生活介護の共同生活援助への一元化(④～⑥は平成 26 年 4 月施行、②は段階的に対象を拡大。令和 2 年 4 月 1 日現在 361 疾病。)等を実施した。平成 30 年 4 月の法改正では、自立生活援助、就労定着支援の追加等を実施した。	
事業の開始	平成 18 年 4 月(平成 18 年 10 月より新体系による本格施行)	
サービス体系	①介護給付 障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援を提供する。	
(1) 自立支援給付等	対象者	身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)・難病患者等(児童については一部サービスを除く)
	サービス種別	内容
	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	重度の心身障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
②訓練等給付 障害のある方が地域で生活を行うために、訓練的支援を一定期間提供する。		
対象者	身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)・難病患者等(児も含む) (児童については一部サービスを除く)	
サービス種別		内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援		一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型・B型)		一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援		一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により必要な支援を行う。
就労選択支援		障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する。(令和7年10月1日施行)
自立生活援助		一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
③自立支援医療 従来は更生医療(身体障害者)、育成医療(身体障害児)、精神通院医療(精神障害者等)に分かれていた障害者(児)に係る国の公費負担医療制度が統合された。それに伴い、医療費の利用者負担が1割負担に変更になったが、平成24年4月より定率負担が廃止され、応能化された。		
対象者	更生医療…身体障害者、育成医療…身体障害児 精神通院医療…精神障害者等	
④補装具給付 障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長期間使用される義肢、装具、車椅子等の購入、借受けまたは修理にかかる費用の支給を行う。		
対象者	障害者(児)で補装具使用の必要性が認められる者	
⑤地域相談支援給付 施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者に対して、住居の確保その他、地域での生活に移行するための活動に関する相談等に対応し、また、居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等に対応のための給付を行う。		
対象者	施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者等	
⑥計画相談支援給付 障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成し、また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。		
対象者	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者	
(2) 地域生活支援事業	区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者(児)の自立を支援する事業	
対象者	身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)・難病患者等(サービスによって対象者が異なる。)	

	事業名	内容							詳細
	相談支援	総合的な相談、サービスの利用を支援するための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。							79 ページ
	意思疎通支援	手話通訳者派遣・要約筆記者派遣を行う。							140 ページ
	日常生活用具給付	日常生活の利便を図るため、必要な用具の給付を行う。							132 ページ
	移動支援	社会参加と余暇活動の充実を図るため、外出時に必要な支援を行う。							137 ページ
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。							103 ページ
	その他事業	理解促進研修・啓発、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話奉仕員養成、点字・声の広報等発行、福祉ホーム、障害者虐待防止対策支援、地域移行のための安全生活支援、巡回支援専門員整備等							
利用者負担	平成24年4月より定率負担は廃止され、収入に応じた上限額が設定されている。平成24年7月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。 平成 19 年 4 月から資産要件、サービス利用の状況により軽減措置が拡大され、平成 21 年 7 月から軽減措置を受けるための資産要件が撤廃された。 また、平成 22 年 4 月から区民税非課税世帯については利用者負担の無料化が実施された。これに伴い、区独自軽減策として、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業、日中一時支援においても、平成 22 年 4 月から生活保護世帯および区民税非課税世帯については利用者負担の無料化を実施した。								
	所得 区分	月額負担上限額							
		平成 19 年 4 月～		平成 20 年 7 月～		平成 21 年 7 月～		平成 22 年 4 月～	
	生活保護	生活保護受給世帯	0 円	同左	0 円	同左	0 円	同左	0 円
	低所得 1	区民税非課税世帯で本人収入が 80 万円以下かつ資産 500 万円（単身）、1,000 万円（家族同居）以下	3,750 円	区民税非課税世帯で本人収入が 80 万円以下かつ資産 500 万円（単身）、1,000 万円（配偶者と同居、障害児）以下	1,500 円	区民税非課税世帯で本人収入が 80 万円以下	1,500 円	区民税非課税世帯で本人収入が 80 万円以下	0 円
		上記以外	15,000 円	上記以外	15,000 円				
	低所得 2	区民税非課税世帯で低所得 1 以外かつ資産 500 万円（単身）、1,000 万円（家族同居）以下	6,150 円	区民税非課税世帯で低所得 1 以外かつ資産 500 万円（単身）、1,000 万円（配偶者と同居、障害児）以下	3,000 円	区民税非課税世帯で低所得 1 以外	3,000 円	区民税非課税世帯で低所得 1 以外	0 円

		上記該当 の中で通 所サービ ス利用者 かつ訪問 系サービ ス未利用 者	3,750 円	上記該当 の中で通所施 設のみ、も しくは通所 施設と短期 入所利用の 場合	1,500 円	上記該当 の中で通所施 設のみ、も しくは通所 施設と短期 入所利用の 場合	1,500 円		
		上記 以外	24,600 円	上記 以外	24,600 円				
	一般	区民税課 税世帯で 区民税所 得割 10万円未 満かつ資 産500万 円（単 身）、 1,000万 円（配偶 者と同 居）以下	9,300 円	【障害児】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 28万円未 満かつ資産 1,000万円 以下	4,600 円	【障害児】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 28万円未 満	4,600 円	【障害児】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 28万円未 満	4,600 円
				【障害者】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 16万円未 満かつ資産 500万円 （単身）、 1,000万円 （配偶者と 同居）以下	9,300 円	【障害者】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 16万円未 満	9,300 円	【障害者】 区民税課税 世帯で区民 税所得割 16万円未 満 ※グループ ホーム等入 居者、20歳 以上の施設 入所者を除 く	9,300 円
		上記 以外	37,200 円	上記 以外	37,200 円	上記 以外	37,200 円	上記 以外	37,200 円
歳出予算額		(1) 自立支援給付	15,264,102,495 円						
		(2) 地域生活支援事業	921,161,925 円 ※本予算額は、補助金申請額とする。						
歳出決算額		(1) 自立支援給付	16,130,135,784 円						
		(2) 地域生活支援事業	920,654,460 円 ※本決算額は、補助金決算額とする。						
歳入決算額		(1) 自立支援給付	〔国〕 6,735,267,639 円 〔都〕 3,385,764,490 円						
		(2) 地域生活支援事業	〔国〕 258,652,000 円 〔都〕 129,326,000 円						

<実績>

障害認定審査会開催回数 96 回 （この他に支給決定に係る意見聴取 7 回）

審査判定状況 （新規、更新、変更の延べ件数）

障害種別 障害支援区分	全体		身体障害		知的障害		精神障害		難病	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分 1	14	0.8%	4	1.3%	5	0.6%	4	0.8%	1	14.3%
区分 2	282	17.0%	25	7.9%	67	7.9%	188	39.0%	2	28.6%
区分 3	336	20.3%	35	11.0%	133	15.6%	167	34.6%	1	14.3%
区分 4	336	20.3%	45	14.2%	209	24.6%	82	17.0%	0	0.0%
区分 5	200	12.1%	36	11.3%	142	16.7%	22	4.6%	0	0.0%
区分 6	490	29.6%	173	54.4%	295	34.7%	19	3.9%	3	42.9%
合 計	1,658	100.0%	318	100.0%	851	100.0%	482	100.0%	7	100.0%

地域 障害支援区分	世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	3	0.7%	2	0.7%	2	0.6%	4	1.1%	3	1.1%
区分2	66	16.0%	46	16.4%	58	17.9%	54	15.2%	58	20.4%
区分3	89	21.6%	54	19.2%	58	17.9%	73	20.5%	62	21.8%
区分4	84	20.4%	51	18.1%	62	19.1%	71	19.9%	68	23.9%
区分5	42	10.2%	26	9.3%	44	13.6%	55	15.4%	33	11.6%
区分6	128	31.1%	102	36.3%	100	30.9%	99	27.8%	61	21.4%
合 計	412	100.0%	281	100.0%	324	100.0%	356	100.0%	285	100.0%

障害別の二次判定における障害支援区分変更件数及び変更率

障害種別	総件数	変更件数	変更率	上位変更件数	下位変更件数
全 体	1,658	89	5.37%	86	3
身体障害	318	6	1.89%	5	1
知的障害	851	49	5.76%	48	1
精神障害	482	34	7.05%	33	1
難 病	7	0	0.00%	0	0

訓練等給付利用期間更新審査案件数 67 件
地域相談支援給付利用期間更新審査案件数 1 件
支給決定に係る意見聴取案件数 7 件

- ① 重複障害の方については、主たる障害と思われる障害種別に計上。
- ② 単位未満は、四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

支給決定・利用実績（自立支援給付）

サービス種別	サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
介護給付費等	居宅介護（ホームヘルプ [※] ）	1,329	1,248	1,740,310,027
	重度訪問介護	165	175	3,054,206,868
	同行援護	286	209	144,961,300
	行動援護	18	17	35,780,676
	重度障害者包括支援	0	0	0
	短期入所	2,025	917	696,222,546
	療養介護	74	80	237,902,174
	生活介護	1,271	1,291	3,951,262,240
	自立生活援助	18	25	5,160,253
	自立訓練	178	299	317,921,095
	就労移行支援	320	519	669,706,973
	就労継続支援	1,640	1,690	2,004,279,595
	就労定着支援	187	243	63,295,457
	共同生活援助（グループホーム）	719	824	1,882,830,743
	施設入所支援	422	460	929,960,972
	計	8,652	7,997	15,733,800,919
高額障害福祉サービス費		155	155	14,597,440

計画相談支援	3,873	3,589	260,193,546
地域相談支援	7	16	1,886,616
特定障害者特別給付費	1,024	1,159	117,089,456
特例特定障害者特別給付費	0	0	0
合計	13,711	12,916	16,104,729,206

※「支給決定人数」は令和7年3月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和6年4月から令和7年3月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和6年4月請求分から令和7年3月請求分までの合計額とした。

利用実績（地域生活支援事業）

サービス種別	利用件数（件）	事業実績額（円）
相談支援	26,671※2	271,579,985
意思疎通支援	1,565	13,987,651
日常生活用具（住宅改修含む）	11,103	136,470,926
移動支援	225,857※1	766,767,979
地域活動支援センター	17,570※2	68,461,689※3
重度障害者の大学等修学支援	1	1,243,740
重度障害者等就労支援特別事業	5	570,768
その他の事業	訪問入浴サービス	3,014
	日中一時支援	2,760※2
	手話奉仕員養成	260※4
	福祉ホーム	211
	点字・声の広報等発行	9,984※5
	自動車運転免許取得	8
	自動車改造助成	13

※1 延べ利用時間数

※2 延べ利用者数

※3 補助金交付額（職員研修費補助を含む）。地域活動支援センターⅠ型で実施している相談支援事業分は除く。

※4 令和5年4月～令和6年3月までの手話講習会と手話通訳者研修の合計

※5 区のおしらせ「せたがや」、「区議会だより」の点字版及び音声版作成部数の合計

児童福祉法に基づく障害児通所支援

事業の開始

平成24年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課、障害保健福祉課	
事業の概要、目的	障害児施策の一層の充実・推進を図るため、児童福祉法が平成24年4月に施行された。同法改正により、①障害種別等で分かれている障害児施設を再編し、障害児通所施設・障害児入所施設へ移行、②障害児通所支援（障害児通所施設）の実施主体が都道府県から区市町村へ移行、③利用者負担の応能化、④障害児相談支援を創設し、障害児相談支援事業者が作成する利用計画を基に支給決定を行うことを制度化した。その後、平成25年4月に法改正され、対象者に難病患者等が追加された。平成30年4月の法改正では、居宅訪問型児童発達支援の追加等を実施した。	
障害児通所給付	サービス種別	内容
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹機能障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学している児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。

	居宅訪問型児童発達支援		重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行う。
	保育所等訪問支援		保育所等に通う児童に対して、保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
	対象者	身体障害児・知的障害児・精神障害者児・難病患者等（児）	
障害児相談支援給付	障害児通所支援の利用を希望する児童について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成又は計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。		
	対象者	障害児通所支援の利用を希望する児童	
利用者負担	以下のとおり、収入に応じた上限額が設定されている。平成 24 年 7 月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の 19 歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。 また、平成 26 年 4 月より、通所支援利用児童（放課後等デイサービスを除く）に幼稚園等（※）に通っている兄又は姉がいる場合、多子軽減により、利用者負担額が軽減される（通所支援利用児童が第二子の場合：総費用額の 5/100、通所支援利用児童が第三子の場合：利用者負担なし）。 平成 28 年 4 月の制度改正により、児童通所支援における多子軽減制度の対象が拡大され、世帯の市町村民税所得割額の合算が 77,101 円未満の世帯（およそ年収 360 万円未満相当世帯）については、通所支援利用児童の兄又は姉が未就学児である場合に限り、利用者負担額が軽減される。 令和元年 10 月より、就学前の障害児（3 歳から 5 歳）を対象に障害児通所給付（放課後等デイサービスを除く）の利用者負担が無償化された。 ※ 幼稚園等：幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育園、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（特例保育以下は平成 28 年 4 月より対象として追加。）		
	所得区分	月額負担上限額	
	生活保護	生活保護受給世帯	0 円
	低所得 1	区民税非課税世帯で保護者の収入が 80 万円以下	0 円
	低所得 2	区民税非課税世帯で低所得 1 以外	0 円
	一般	区民税課税世帯で区民税所得割 28 万円未満	4,600 円
		上記以外	37,200 円
歳出予算額	3,158,334,258 円 ※本予算額は、国庫負担金申請額とする。		
歳出決算額	2,859,183,965 円 ※本予算額は、国庫負担金決算額とする。		
歳入決算額	[国] 1,579,174,970 円 [都] 789,587,485 円		

<支給決定・利用実績（障害児通所給付）>

サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
児童発達支援	1,454	1,913	1,242,685,831
医療型児童発達支援	2	1	21,940
放課後等デイサービス	1,654	1,889	1,781,668,594
保育所等訪問支援	184	218	51,232,843
居宅訪問型児童発達支援	2	3	1,923,554
障害児相談支援	1,272	1,469	82,584,421
高額障害児通所給付費	160	160	1,911,692
合計	4,728	5,653	3,162,028,875

※「支給決定人数」は令和7年3月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和6年4月から令和7年3月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和6年4月請求分から令和7年3月請求分までの合計額とした。

2. 在宅福祉サービス

重度脳性麻痺者介護

事業の開始

昭和49年12月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度の脳性麻痺者に対して家族（利用者の親、子、兄弟姉妹及び配偶者をいう。）を介護人として派遣し、生活圏の拡大等福祉の増進を図る。
根拠法令等	[都] 東京都重度脳性麻痺者介護事業運営要綱 東京都在宅障害者福祉事業費等補助金交付要綱 [区] 世田谷区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱
対 象	重度脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する介護が必要な20歳以上の者 なお、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び、介護保険法におけるサービスを利用している者や、家族以外による介護が可能な者を除く。
予 算	[歳出] 29,901,000円
決 算	[歳入] [都] 23,176,000円 [歳出] 23,176,480円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者（人）	31	28	22
派遣回数（回／月）	12	12	12
基準単価 1回につき（円）	6,560	6,560	6,560
介護人（人）	216	216	216
延派遣回数（回）	4,806	4,164	3,533

障害者緊急介護人派遣

事業の開始

昭和49年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の障害者が一時的に日常生活を送る上で支障がある場合に介護人による介護を行うことで、障害者の生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。
根拠法令等	[都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 [区] 世田谷区障害者緊急介護人派遣事業実施要綱
対 象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する者 (2) 愛の手帳1～3度を有する者 (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の者 (4) 精神科病院で長期入院し、退院支援事業で退院に繋がった精神障害者
予 算	[歳出] 102,896,000円
決 算	[歳入] [都] 41,452,000円 [歳出] 99,120,768円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣時間数	105,396	101,801	98,966
延利用者数	6,581	6,356	6,108

障害者入浴サービス

事業の開始

昭和56年5月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	家庭での入浴が困難な障害者に対し、巡回入浴車による自宅での入浴機会を提供する巡回入浴と、入浴設備を有する障害者施設を利用する施設入浴により、障害者の健康保持と家族の負担の軽減を図る（巡回入浴は地域生活支援事業対象事業）。 【施設入浴を実施している施設】 区立身体障害者自立体験ホーム（平成11年6月より）		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区障害者巡回入浴サービス実施要綱 世田谷区障害者施設入浴サービス実施要綱		
対 象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する65歳未満の者 (2) 愛の手帳1・2度を有する65歳未満の者 ※介護保険対象者は介護保険が優先する。		
予 算	〔歳出〕 61,485,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 13,706,000 円 〔都〕 6,853,000 円 〔歳出〕 60,153,336 円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回入浴	利用者数	70	68	66
	延実施回数（延利用者数）	2,861	3,219	3,185
	（内）介助入浴	42	40	36
	週あたり入浴回数 ※5年度より6月～9月は2回	1	1～2	1～2
施設入浴	利用者数	5	4	4
	延実施回数（延利用者数）	160	137	135
	月あたり入浴回数	3	3	3

障害者短期入所等事業

事業の開始

平成15年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	短期入所サービスや日中ショートステイ事業を区立施設で実施するとともに、同様の事業を行う民立施設に対し運営費を助成することによって、障害者（児）の安全の確保と障害者及びその家族の生活の安定を図る。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 〔都〕 東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 〔区〕 世田谷区立知的障害者生活寮条例 世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例		

	世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区短期入所事業等運営費補助金交付要綱 世田谷区立知的障害者生活寮短期入所事業実施要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム短期入所施設に関する事務取扱要綱		
対 象	障害者（児）		
予 算	[歳出] 202,012,000 円	決 算	[歳入] [国] 1,770,000 円 [都] 885,000 円 [他] 25,266,390 円 [歳出] 190,396,402 円

対象施設（50 音順）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	施設名	対象者	定員
区立施設	区立身体障害者自立体験ホーム なかまっち （指定管理者：特定非営利活動法人つどい） 日中ショートステイは法人自主事業による補助事業	身体障害者 障害児	短期入所 1 日 3 名 日中ショートステイ 1 日 3 名
	区立知的障害者生活寮 松原けやき寮 （指定管理者：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	知的障害者 障害児	短期入所 1 日 1 名
民立施設	泉の家	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所 1 日 3 名 日中ショートステイ 1 日 3 名
	ケアこげら世田谷宇奈根	知的障害者	短期入所 1 日 4 名
	グループホームえにし	身体障害者 知的障害者	短期入所 1 日 2 名
	国立成育医療研究センターもみじの家	重症心身障害児	短期入所 1 日 11 名
	重症心身障害児療育相談センター	重症心身障害児（者）	日中ショートステイ 1 日 5 名
	生活支援ホーム世田谷	知的障害者 障害児	短期入所 1 日 4 名 緊急短期入所 1 日 1 名 日中ショートステイ 1 日 4 名
	短期入所ここから	身体障害者 知的障害者 精神障害者	短期入所 1 日 5 名 緊急短期入所 1 日 1 名
	短期入所どんぐりホーム上町	知的障害者	短期入所 1 日 2 名
	短期入所めぐり	身体障害者 知的障害者	短期入所 1 日 3 名
	たんぽぽの会池尻短期入所	知的障害者	短期入所 1 日 1 名
	ひかり	知的障害者 （応相談）	日中ショートステイ 1 日 10 名
	ホームいろえんぴつ	知的障害児 障害児	短期入所 1 日 3 名 日中ショートステイ 1 日 3 名
	ぼれぼれ	重症心身障害児	日中ショートステイ 1 日 4 名

みつばち	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所 1 日 5 名
やすらぎステイズ	知的障害者 障害児 (身体障害者)	短期入所 1 日 3 名 日中ショートステイ 1 日 3 名
友愛デイサービスセンター	身体障害者 障害児	短期入所 1 日 3 名

<実績 (50 音順) >

	利用実績		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区 立 施 設	身体障害者自立体験ホームなかまっち (短期入所・緊急短期入所)	延利用日数	1,063	1,097	1,044
		実利用者数	108	116	107
	身体障害者自立体験ホームなかまっち (日中ショートステイ)	延利用日数	163.25	152	143.25
		実利用者数	34	32	34
	松原けやき寮 (短期入所)	延利用日数	606	585	581
		実利用者数	38	33	28
民 立 施 設	泉の家 (短期入所・日中ショートステイ)	延利用日数	716	760	777
		実利用者数	23	32	38
	ケアこげら世田谷宇奈根 (短期入所)	延利用日数	1,368	1,148	986
		実利用者数	30	32	26
	グループホームえにし (短期入所)	延利用日数	404	570	697
		実利用者数	26	33	33
	国立成育医療研究センターもみじの家 (短期入所)	延利用日数	972	1,010	1,303
		実利用者数	57	68	73
	重症心身障害児療育相談センター (日中ショートステイ)	延利用日数	11	16	32.75
		実利用者数	3	5	9
	生活支援ホーム世田谷 (短期入所・緊急短期入所・ 日中ショートステイ)	延利用日数	1,468.5	1,491.75	1,561.5
		実利用者数	75	85	79
	短期入所ここから (短期入所・緊急短期入所)	延利用日数	2,685	2,635	2,546
		実利用者数	99	102	101
	短期入所どんぐりホーム上町 (短期入所)	延利用日数	964	1,059	1,071
		実利用者数	61	66	68
	短期入所めぐり (短期入所)	延利用日数			309
		実利用者数			44
	たんぽぽの会池尻短期入所 (短期入所)	延利用日数			62
		実利用者数			6
	ひかり (日中ショートステイ)	延利用日数	464.25	507	554.25
		実利用者数	46	52	50
	ホームいろえんぴつ (短期入所・日中ショートステイ)	延利用日数	699	877	1,142
		実利用者数	33	40	46
	ぽれぽれ (日中ショートステイ)	延利用日数	2.5	0.5	1
		実利用者数	2	1	1
	みつばち (短期入所)	延利用日数	1,007	1,218	1,201
		実利用者数	42	44	41

	やすらぎステイズ (短期入所)	延利用日数	1,506	1,934	1,977
		実利用者数	48	55	55
	友愛デイサービスセンター (短期入所)	延利用日数	1,336	1,386	1,016
		実利用者数	25	35	27

障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付

事業の開始

昭和48年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課				
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当				
事業の概要、目的	在宅の重度の障害者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具、住宅の設備改善費、屋内の移動設備の設備費の給付を行うことによって、障害者(児)の日常生活を容易なものとする。 (地域生活支援事業対象事業) 品目数 日常生活用具給付 60 品目 設備改善費等給付 3 品目				
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔都〕 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕 世田谷区重度障害者(児)日常生活用具給付事業要綱・同実施要領、世田谷区点字図書給付事業実施要綱、世田谷区大活字図書給付事業実施要綱				
対 象	世田谷区内に居住する身体障害者(児)及び知的障害者(児)で別途種目別に定める給付対象者(介護保険対象者は介護保険を優先する。)				
予 算	〔歳出〕 141,994,929 円※ (用具) 13,764,000 円 (住宅)		決 算	〔歳入〕 〔国〕 39,316,000 円 (用具) 2,228,000 円 (住宅) 〔都〕 19,658,000 円 (用具) 1,114,000 円 (住宅) 〔歳出〕 141,148,046 円 (用具) 10,832,252 円 (住宅)	

※用具の予算額は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付との合算額である。

<実績>

(1) 日常生活用具給付

種 目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特殊寝台		25	25	31
入浴補助用具		55	53	47
点字図書		5	6	6
大活字図書		0	0	0
ポータブルトイレ		1	3	3
ポータブルレコーダー		11	14	13
屋内信号装置		6	7	2
時計		16	15	17
パーソナルコンピュータ		0	0	0
情報受信装置		0	3	0
便器		0	0	1
特殊便器		5	4	3
移動・移乗支援用具		42	41	26
視覚情報読上装置		0	0	1
聴覚障害者用通信装置		5	1	0
視覚障害者用読書器		24	20	17
ストマ装具 (蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等、収尿器)		10,374	9,785	10,497
その他		523	832	962
合計		10,481	11,092	11,626

(2)設備改善費等給付

種目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模		8	15	15
中規模		3	6	7
屋内移動設備		5	10	8
合計		16	31	30

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

事業の開始

平成18年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行うことによって、小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易なものとする。 種目数 18 種目
根拠法令等	[国] 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 [都] 東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱 [区] 世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱
対 象	小児慢性特定疾病児童で別途種目別に定める給付対象者
予 算	[歳出] 141,994,929 円※
決 算	[歳入] [国] 141,000 円 [歳出] 187,000 円

※予算額は、障害者日常生活用具の給付との合算額である。

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2	4	1

白杖の給付

事業の開始

昭和51年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅障害者の日常生活の利便を図るため、白杖の給付を行う。
根拠法令等	[区] 世田谷区障害者生活補助具給付要綱
対 象	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害にかかる障害の程度が1級～6級の者 (2) (1) に規定する者と同等の視力の程度が認められる者
予 算	[歳出] 408,000 円
決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 361,460 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	65	52	48

障害者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始

平成8年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	ねたきり等の状態にある障害者に対して紙おむつの支給またはおむつ代の助成を行うことにより、介護者の負担を軽減し、障害者の福祉の向上を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者紙おむつ支給事業等実施要綱		
対 象	次のいずれかに該当する障害者で、原則として3歳以上65歳未満の者 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 愛の手帳1・2度 (3) 脳性麻痺 (4) 進行性筋萎縮症（施設入所者等を除く） ※65歳未満で紙おむつ支給・おむつ代助成を受けていた場合、65歳を過ぎても引き続き対象とする。		
予 算	〔歳出〕 43,640,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 41,304,245 円

<実績>

(1) 紙おむつ支給

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末対象者数（人）	① 障害分	846	852	873
	② 高齢障害移行者上乗せ分	79	78	79

(2) おむつ代助成

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末登録者数（人）	① 障害分	46	57	64
	② 高齢障害移行者上乗せ分	7	9	13

障害者配食サービス

事業の開始

平成6年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	食事を作ることが困難な障害者に対して、食事を提供することにより障害者の栄養と健康を確保する。		
根拠法令等	〔都〕障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕世田谷区障害者配食サービス事業実施要綱		
対 象	次のいずれかに該当する区内在住で、原則として65歳未満のひとり暮らし等の者 (1) 身体障害者手帳1～4級 (2) 愛の手帳1～4度 (3) 難病患者 (4) 寛解状態の精神障害者		
予 算	〔歳出〕 4,873,000 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 1,894,000 円 〔歳出〕 4,303,035 円

<実績>

(1) 事業実績

実施日数	実配食数	延利用者数	前年度末登録者数	年度末登録者数
292	11,505	642	73	84

(2) 事業の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末登録者数	91	73	84
配食数	13,969	12,801	11,505

障害者訪問理美容サービス

事業の開始

昭和57年8月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	理美容店に行くことが困難な重度の障害者に対し、理美容店から理美容師を派遣して理美容を行うことにより、在宅生活を支援する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱		
対 象	身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度の者で、寝たきりや座位が保てない等の理由により理美容店で理美容を受けることが困難な者		
予 算	〔歳出〕6,571,000円※	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕4,969,008円

※金額は、障害者寝具乾燥サービスとの合算額である。

<利用実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間実登録者数	232	222	227
理美容券交付枚数	1,271	1,251	1,283
使用枚数	737	761	759
理容	394	385	389
美容	343	376	370

障害者寝具乾燥サービス

事業の開始

昭和57年6月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	心身の状況や住宅環境等で寝具乾燥の機会に欠ける寝たきり等の障害者に、寝具の乾燥・水洗いの機会を提供することにより、当該障害者の健康と快適な日常生活の維持を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱		
対 象	寝たきり等の障害者であって、身体的条件又は住宅環境により寝具を乾燥する機会に欠ける者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度 (2) その他、特に区長が必要と認めた者		
予 算	〔歳出〕6,571,000円※	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕1,047,310円

※金額は、障害者訪問理美容サービスとの合算額である。

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数	26	24	22
年間延利用者数	251	203	181
乾燥消毒加工	(年10回) 207	(年10回) 165	(年10回) 149
水洗いクリーニング	(年2回) 44	(年2回) 38	(年2回) 32

福祉緊急対応		事業の開始
		平成 15 年 4 月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	福祉サービスが利用制度に転換する中で、制度を円滑に利用できない障害者を対象に、福祉各法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としてのホームヘルプ等を提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。	
根拠法令等	身体障害者福祉法 第 18 条第 1 項、知的障害者福祉法 第 15 条の 4、 児童福祉法 第 21 条の 6 〔区〕 世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱	
対 象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている障害者（難病患者を含む）	
予 算	〔歳出〕 0 円（障害者ホームヘルパー等派遣事業予算）	決 算 〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 0 円

<実績>

内容		件数（世帯数）等
世田谷区障害者等に 係る福祉緊急対応に 関する要綱 第 2 章	区の緊急対応としてのホームヘルプの提供	0 件
	うち 事業者への依頼世帯数	0 件
	うち 区職員による対応世帯数	0 件
世田谷区障害者等に 係る福祉緊急対応に 関する要綱 第 3 章	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス決定件数	1 件
	児童福祉法に基づく障害児通所支援決定件数	9 件

地域障害者相談支援センター		事業の開始
		平成 25 年 4 月
窓 口	区内 5 か所の地域障害者相談支援センター	
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当	
事業の概要、目的	障害者等からの各種相談に応じて情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うことにより、障害者やその家族の地域生活を支援し、在宅障害者の自立と社会参加の促進を図る。また、「地域包括ケアの地区展開」に伴い、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対象が高齢者だけでなく障害者や子育て世帯などに拡大したため、障害者の支援については連携を図りながら地域障害者相談支援センターが中心となり、様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めているほか、区、基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業者等に対する人材育成や、指定特定相談支援事業者連絡会を開催し、情報共有を行うなど、地域の相談支援事業者に対するバックアップも行っている。 平成 19 年 4 月から 4 ケ所、平成 21 年 4 月から 5 ケ所の区内相談支援事業者に事業委託を行っていたが、平成 25 年 4 月から事業内容を再編し、区内各地域に地域障害者相談支援センターを設置している。 （地域生活支援事業対象事業）	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区地域障害者相談支援センター事業実施要綱	
対 象	区内在住の障害者及びその保護者等	

予 算	〔歳出〕 279,697,699 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕66,848,600 円 〔都〕33,424,400 円 〔歳出〕 271,579,985 円
-----	--------------------	-----	--

実績は、第3章「1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等 利用実績（地域生活支援事業）」参照

医療的ケア相談支援センター

事業の開始

令和3年8月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	医療的ケア児（者）の保護者等に対するワンストップでの相談対応、医療的ケア児（者）が病院を退院する際の在宅生活支援プランの作成、施設に対する技術支援、人材育成等を行うことにより、区として医療的ケアに係る相談支援のノウハウを蓄積し、医療的ケア児（者）への支援の充実を図り、もって医療的ケア児（者）及びその保護者等の安心の確保及び生活の質の向上を目指す。		
根拠法令等	〔都〕 区市町村在宅療養推進事業実施要綱 区市町村在宅療養推進事業補助金交付要綱 〔区〕 世田谷区医療的ケア相談支援センター事業実施要綱		
対 象	1. 区内に在住する医療的ケア児（者）及びその保護者等 2. 児童発達支援等事業者 3. 医療的ケア児（者）に現に対応し、又は今後対応を検討している相談支援従事者 4. 前3.に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者		
予 算	〔歳出〕 32,391,700 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 15,547,000 円 〔歳出〕 32,391,700 円

移動支援

事業の開始

平成18年10月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	移動困難な障害者にヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行うことにより、障害者の社会参加と余暇活動の充実を促進し、もって障害者福祉の増進を図る。 (地域生活支援事業対象事業)		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔都〕 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕 世田谷区移動支援事業実施要綱		
対 象	区内に住所を有しており、社会生活上必要不可欠な外出の支援を必要とし、又は余暇活動を充実させるために外出の支援を必要としている障害者(全身性障害者(児)、視覚障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、高次脳機能障害者(児))		
予 算	〔歳出〕 移動支援 ※120 ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む	決 算	〔歳入〕 〔国〕 211,748,000 円 〔都〕 119,638,000 円 〔歳出〕 766,767,979 円

実績は、第3章「1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等 利用実績（地域生活支援事業）」参照

3. 在宅ケア

心身障害児（者）の歯科診療		事業の開始
		昭和56年10月
窓 口	世田谷区口腔衛生センター	
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当	
事業の概要、目的	心身の障害等により、地域の歯科医療機関で治療を受けられない方のため、予約制により歯科診療を行う。 (1) 実施機関 世田谷区口腔衛生センター 松原6-4-1 TEL 3328-5871 (2) 診療日時 月～金の午前9時～12時、午後1時～4時 ※以下を除く ・月曜の午後 ・第1、第4、第5木曜の午後 ・第2、第4金曜の午前 ・祝日、年末年始	
根拠法令等	〔区〕世田谷区心身障害児（者）歯科診療事業実施要綱	
対 象	地域の歯科診療機関において診療困難な心身障害児（者）	
予 算	〔歳出〕176,701,000 円	決 算
		〔歳入〕〔国〕2,000,000 円
		〔歳出〕172,524,039 円

心身障害児（者）の歯科診療実績

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
歯科診療	実施日数(日)	240	241	243
	利用人数(人)	2,222	2,273	2,278
口腔衛生指導	実施日数(日)	－	－	－
	利用人数(人)	－	－	－

令和元年度より、歯科診療に併せて口腔衛生指導を実施することとした。

4. 各種手帳制度

身体障害者手帳		事業の開始
		昭和24年12月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	東京都心身障害者福祉センター	
事業の概要、目的	身体に障害のある方が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）の程度が1級から6級の等級の障害のある身体障害者（児）に東京都が交付する。	
根拠法令等	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則 〔都〕身体障害者手帳に関する規則	
対 象	身体に障害のある方	

実績は、第1章「8. 障害者の状況（2）身体障害者手帳所持者」参照

愛の手帳

事業の開始

昭和42年3月

窓口・所管	児童相談所（18歳未満） 東京都心身障害者福祉センター（18歳以上）
相談窓口	各総合支所保健福祉課
事業の概要、目的	知的障害者（児）が各種の援護を受け易くするため、東京都が知的障害者（児）に発行する手帳。障害の程度により1度～4度に区分される（国の制度としては療育手帳にあたる）。
根拠法令等	〔国〕療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知） 〔都〕愛の手帳交付要綱
対 象	知的障害者（児）

実績は、第1章「8. 障害者の状況（3）愛の手帳所持者」参照

精神障害者保健福祉手帳

事業の開始

平成7年10月

窓 口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するために、東京都が発行する手帳。障害の程度により1～3級の等級に区分される。この手帳を所持することで税金の控除や公共料金の割引等のサービスが受けられる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対 象	精神障害のある方

実績は、第1章「8. 障害者の状況（4）精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数」参照

5. 安全確保

重度身体障害者等救急通報システム

事業の開始

平成5年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者等が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機を用いて外部の受信施設に通報することにより、受信施設が消防署に連絡し、援助が得られる。民間の緊急通報センターに委託。
根拠法令等	〔都〕障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕世田谷区重度身体障害者等救急通報システム事業実施要綱
対 象	18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で障害の程度が1・2級の者または難病患者。ただし、高齢者の救急通報システムの対象となる者を除く。
予 算	〔歳出〕1,163,305円
決 算	〔歳入〕〔都〕440,000円 〔歳出〕1,162,590円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度未利用者数	16	18	22

6. コミュニケーション

障害者福祉電話使用料助成		事業の開始
		昭和52年10月
窓口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	在宅の障害者に対し、電話機使用料の助成を行うことにより、当該世帯の生活の安定と日常生活の利便を図る。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区心身障害者福祉電話使用料助成事業要綱	
対象	(1) 身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1～3度の障害者がいる世帯で生活保護世帯又は所得税額0円もしくは住民税非課税世帯 (2) 聴覚または音声言語機能にかかる障害による身体障害者手帳1・2級または18歳以上の身体障害者手帳3級の障害者がいる世帯で、所得税額が42,000円以下の世帯 ※所得税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。	
予算	〔歳出〕12,090,750円	決算
		〔歳入〕特定財源なし
		〔歳出〕11,396,380円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数(人)	707	736	715

手話通訳者の派遣		事業の開始
		①昭和55年4月 ②昭和63年4月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、 ①区の行政機関等が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。また、区役所への届出等の利便を図るため、区役所に手話通訳者を配置する。 ②聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。 (地域生活支援事業対象事業)	
根拠法令等	身体障害者福祉法第21条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 〔国〕地域生活支援事業実施要綱 〔区〕世田谷区手話通訳者派遣事業運営要綱	
対象	①区の所管課が行う事業、区民 ②身体障害者手帳を所持する聴覚障害者で、他に手話通訳が得られない者	
予算	〔歳出〕17,916,304円	決算
		〔歳入〕〔国〕7,295,000円 〔都〕3,648,000円 ※それぞれ金額は、要約筆記者の派遣との合算額である。
		〔歳出〕17,213,336円

<実績>

(1) 登録者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手話通訳登録者数	76	79	82

(2) 区事業

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣回数(人数)	108 (197)	128 (291)	116 (287)
待機日数	243	250	243

(3) 利用者派遣

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	136	125	125
派遣回数	745	859	812
派遣時間	885	1,233	1,185

(4) 利用者派遣（専門分野）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣回数	153	161	160
派遣時間	345	350	345

要約筆記者の派遣

事業の開始

平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、聴覚障害者が要約筆記者を必要とする場合、要約筆記者を派遣する。 (地域生活支援事業対象事業)		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区要約筆記者派遣事業運営要綱		
対象	身体障害者手帳を有する聴覚障害者等で、日常生活における要約筆記を必要とし、他に要約筆記を得られない方		
予算	〔歳出〕 1,003,100 円	決算	〔歳入〕 〔国〕 7,295,000 円 〔都〕 3,648,000 円 ※それぞれ金額は、手話通訳者の派遣との合算額である。 〔歳出〕 1,225,107 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	26	28	28
派遣回数	139	191	182
派遣時間	442	616	574

中途失聴者・難聴者の手話入門教室

事業の開始

令和元年5月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	手話を知らない中途失聴者・難聴者が、様々なコミュニケーション手段の一つとして日本語の手話を習得することで、コミュニケーションの幅を広げる。また、同じ経験を持つ方と交流し、聞こえない、聞こえにくい人との情報交換の機会を設けることによって、社会参加を促進する。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区中途失聴者・難聴者の手話入門教室事業運営要綱		
対象	区内に在住する中途失聴者・難聴者		
予算	〔歳出〕 1,814,000 円	決算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 1,814,000 円

<クラス別実績>

年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
初級	4	4	4	3	3	2	6	6	5
中級	4	4	1	9	9	6	7	7	7
計	8	8	5	12	12	8	13	13	12

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		事業の開始
		令和2年8月
窓口・所管	世田谷区保健センター専門相談課障害者専門相談担当	
事業の概要、目的	失語症のため意思疎通を図ることが困難な方に対し、意思疎通支援者を派遣し、買い物や通院等の外出時におけるコミュニケーションを支援することで、社会参加を促進する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区失語症者向け意思疎通支援者派遣事業運営要綱	
対 象	区内に住所を有する失語症のある方。（ただし、利用にあたっては、区が開催する失語症サロンに参加する必要がある。）	
予 算	〔歳出〕713,605 円	
決 算	〔歳入〕〔国〕214,000 円 〔都〕295,000 円 〔歳出〕 713,605 円	

7. 移動

福祉タクシー

事業の開始

昭和53年5月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、福祉タクシー券（3,900円／月）※を交付することにより、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	〔区〕世田谷区福祉タクシー事業運営要綱
対 象	身体障害者手帳（下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級）、愛の手帳1・2度の者。ただし、自動車燃料費助成との併給はできない。
予 算	〔歳出〕280,909,169円
決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕264,499,092円

※令和5年度より3,400円から3,900円に変更。

<実績>

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		500円 運賃券	100円 運賃券	500円 運賃券	100円 運賃券	500円 運賃券	100円 運賃券
交 付	人数	8,027	8,027	7,981	7,981	7,929	7,929
	枚数	366,400	1,282,400	456,685	1,278,718	453,250	1,269,100
使用枚数		269,997	897,943	319,393	836,435	319,336	833,114

自動車燃料費助成

事業の開始

昭和56年7月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、自家用自動車燃料費の一部助成（2,300円／月）※を行い、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者自動車燃料費助成要綱
対 象	身体障害者手帳（下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級）、愛の手帳1・2度の者。 ただし、福祉タクシー券との併給はできない。
予 算	〔歳出〕40,447,918円
決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕42,557,284円

※令和5年度より2,000円から2,300円に変更。

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受 給 者 数	2,102	2,124	2,128

リフト付タクシー

事業の開始

(1) 平成元年 4 月
(2) (3) 平成 25 年 4 月

窓 口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	外出時の移動手段として常時車いすを使用しているか、ストレッチャーを使用することがある障害者または高齢者に対し、社会生活の利便を図るため、以下の事業を行う。 (1) 寝台優先リフト付タクシーの運行 車いすまたはストレッチャー（寝台）のまま乗車でき、メーター運賃のみで利用できるタクシー（区の借上げ車両）を運行する。 (2) 予約料・迎車料補助券の交付 外出時に常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、予約料及び迎車料相当額を補助する予約料・迎車料補助券を月 2 枚交付する。 (3) ストレッチャー料免除券の交付 外出時にストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、ストレッチャー使用料が免除となるストレッチャー料免除券を月 2 枚交付する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区リフト付タクシー運行事業実施要綱		
対 象	福祉タクシー券もしくは自動車燃料費助成の受給資格がある障害者または介護保険要介護度 3～5 の高齢者で、外出時の移動手段として常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者。		
予 算	〔歳出〕 35,238,930 円	決 算	〔歳入〕 [都] 1,561,000 円 〔歳出〕 33,401,302 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用登録者数	2,590	2,609	2,783
借上げ車両数	1	1	1
借上げ車両利用件数	198	524	321
補助券契約事業者数	116	126	126
予約料・迎車料補助券使用枚数	15,402	15,785	15,864
ストレッチャー料免除券使用枚数	1,792	2,361	2,258

自動車運転免許取得費の助成

事業の開始

昭和 52 年 7 月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	心身障害者の自動車運転免許取得を容易にし、生活圏の拡大を図るため、免許取得に要した経費の一部を助成する。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕地域生活支援事業実施要綱 〔区〕世田谷区心身障害者用自動車運転免許取得助成要綱		
対 象	身体障害者手帳 1～3 級（ただし内部障害については、4 級以上、下肢または、体幹機能障害は 5 級以上で歩行が困難な者）、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者で、世田谷区に 3 ヶ月以上住所を有する 18 歳以上の者。道路交通法施行規則第 23 条の適性試験に合格可能な能力を有する者。所得制限あり。		
予 算	〔歳出〕 1,318,400 円	決 算	〔歳入〕 [都] 0 円 〔歳出〕 1,998,200 円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	人 数	2	1	0
	補 助 額	329,600	164,800	0
2級	人 数	3	4	1
	補 助 額	494,400	659,200	164,800
3級	人 数	3	1	2
	補 助 額	494,400	164,800	329,600
4級	人 数 3	0	2	1
	補 助 額	0	329,600	164,800
5級	人 数	0	0	0
	補 助 額	0	0	0
その他	人 数	4	5	9
	補 助 額	659,200	824,000	1,339,000
人 数 計		12	13	13

自動車改造費の助成

事業の開始

昭和52年10月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	身体障害者が取得する四輪自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図る。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 [国] 地域生活支援事業実施要綱 [区] 世田谷区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱		
対 象	18歳以上の身体障害者手帳1～3級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、自ら運転する自動車を所有（住民登録上同一世帯に属する者が所有する場合を含む）すると認められる者。所得制限あり。		
予 算	[歳出] 726,234 円	決 算	[歳入] [国]0 円 [都]0 円 [歳出] 522,700 円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	人数	8	0	4
	補助額	1,070,400	0	522,700
2級	人数	0	0	0
	補助額	0	0	0
3級	人数	0	1	0
	補助額	0	133,900	0
人 数 計		8	1	4

車椅子の貸出し

事業の開始

昭和53年4月

窓口	まちづくりセンター、各総合支所保健福祉課、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	短期間車椅子を必要とする区民に、無料で貸し出しを行う。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区車椅子貸出し要綱		
対象	以下のいずれかに該当する者。 (1) 下肢または体幹機能障害のある者 (2) 65歳以上の高齢者 (3) 疾病等により一時的に車椅子を必要とする者		
予算	〔歳出〕 815,000 円	決算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 719,110 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末所有台数	249	249	246
貸出し件数	1,638	1,551	1,660

福祉施設等送迎バスのネットワーク運行

事業の開始

平成2年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	福祉施設等送迎バスの相互利用によるネットワーク運行を行い、公共交通の利用が困難な障害者や高齢者の施設利用及び社会参加の一層の促進を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区福祉施設等送迎バスネットワーク運行事業実施要綱		
送迎対象施設 (6施設)	区立岡本福祉作業ホーム、区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、区立障害者休養ホーム「ひまわり荘」、区立健康増進・交流施設「せたがやがやがや館」、区立大蔵第二運動場、区立千歳温水プール		
予算	〔歳出〕 73,838,000 円	決算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 73,093,812 円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分			
バス運行台数	4 (内ワゴン車1)	4 (内ワゴン車1)	4 (内ワゴン車1)

※バス運行は民間委託で運行している。

福祉移動支援センター運営支援

事業の開始

平成18年10月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	高齢や障害などにより公共交通機関等の利用が困難な区民を対象とした福祉移動サービスの利用に関する相談、配車等を行う「世田谷区福祉移動支援センター」に助成し、移動困難者の利便性の向上を図る。 事業内容 (1) 利用者の募集、登録、配車予約等の配車マネジメント (2) 移動困難者の外出及び移動に関する相談 (3) 福祉移動サービスに携わる運転手の人材育成		
根拠法令等	〔区〕世田谷区福祉移動支援センター運営事業補助金交付要綱		
予 算	〔歳出〕 11,671,135 円	決 算	〔歳入〕 [都] 2,516,000 円 〔歳出〕 11,671,135 円

都営交通の無料乗車券と割引

窓 口	各総合支所保健福祉課、保健福祉政策部生活福祉課、児童相談所
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	障害者等が都営地下鉄、都バス、都電を利用する際に無料乗車券を提示することにより料金が無料となる。障害者等の社会参加、生活圏の拡大を図る。 ※身体障害者手帳、愛の手帳所持者の介護者は手帳を提示し介護割引を受ける。(5割引。都バスの定期券は3割引。都営地下鉄は一部の介護者) ※都営交通の他にも JR 旅客運賃、私鉄旅客運賃、民営バス運賃、タクシー料金、フェリー旅客運賃、航空旅客運賃の割引制度がある。 ※なお、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした東京都精神障害者都営交通乗車証は、東京都福祉保健局が所管しており、都営交通定期券発売所にて申請する。
対 象	(1) 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳の所持者 (2) 原爆被爆者(厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者)、中国残留邦人等、被救護者(児童養護施設または児童自立支援施設に入所している者) ※70歳以上でシルバーパスを持っている方を除く

8. 在宅その他のサービス

障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業

事業の開始

平成4年3月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	区内在住の在宅障害者を日常介護している家族が、区内に設けた会場で、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、介護者の健康保持と精神的やすらぎの確保を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区はり・きゅう・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)		
対 象	区内在住の障害者を日常介護している家族		
予 算	〔歳出〕227,000 円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕224,522 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数	17	19	17
延利用者数	2,725※	3,010※	4,108※

※高齢者はり・きゅう・マッサージサービス利用者数を含む

補装具の交付及び修理

事業の開始

成人 昭和25年4月

児童 昭和26年10月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体障害者(児)及び難病患者等に対して、職業その他日常生活を容易にするために義肢、装具、車椅子、補聴器等の補装具の購入、借受けまたは修理にかかる費用を支給する。 ※平成18年10月から新体系に移行		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 〔国〕障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱 〔都〕障害者自立支援給付費都費負担金交付要綱 〔区〕世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則		
対 象	身体障害者手帳を所持している者、難病患者等		
予 算	〔歳出〕175,322,000 円	決 算	〔歳入〕〔国〕77,660,999 円 〔都〕38,830,500 円 〔歳出〕167,644,856 円

<実績>

(単位: 件)

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 肢	成人	27	34	26	37	17	40
	児童	3	3	1		2	
装 具	成人	160	99	152	87	169	64
	児童	90	2	85	3	80	3
座位保持装置	成人	24	44	13	37		59
	児童	46	28	38	22	43	
視覚障害者安全杖	成人	30		38		35	
	児童	4		3		3	

義 眼	成人	1		5		4	
	児童	1				1	
眼 鏡	成人	31		30	2	28	2
	児童	3		6	1	9	
補 聴 器	成人	216	103	208	97	243	92
	児童	24	42	13	38	27	25
車 椅 子	成人	56	122	56	132	53	124
	児童	37	22	36	12	33	32
電 動 車 椅 子	成人	22	113	23	119	18	106
	児童	3	4	2	3	1	2
座位保持椅子	成人					15	
	児童	10	2	6	1	4	21
起 立 保 持 具	成人						
	児童	5		4			1
歩 行 器	成人	11		4	1	4	1
	児童	12	1	5	2	12	1
頭 部 保 持 具	成人						
	児童			1			
歩行補助つえ	成人	12	2	17	1	10	1
	児童	5		3		2	
そ の 他	成人	5	2	11	3	7	7
	児童		1		3	2	5
合 計	成人	595	519	583	516	603	496
	児童	243	105	203	85	219	90

障害者グループホーム家賃助成

事業の開始

昭和53年8月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体障害者・知的障害者及び難病患者等の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、その家賃を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者グループホーム利用者家賃助成実施要綱 世田谷区知的障害者グループホーム事業等実施要綱		
対 象	満15歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者等の内、生活保護受給中でない者。 ただし、家賃助成は月額所得97,000円未満の方。		
予 算	〔歳出〕37,911,000円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕32,934,068円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区指定グループホーム運営費助成	助成人数	1	1	1
	月延人数	12	12	4
家賃助成	助成人数	248	260	245
	月延人数	2,736	2,888	2,858

※1 区指定グループホームには、障害者総合支援法対象のものは含まない。

※2 家賃助成の助成人数には、同一人が年度途中で施設を変更した場合も含む。

区指定グループホーム家賃助成の人数を含む。

福祉ホーム事業		事業の開始	
		平成 19 年 4 月	
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	世田谷区民が入所している福祉ホームに対して補助することによって、低額な料金での居室の提供を促し、もって障害者の自立の促進を図る。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕 地域生活支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区福祉ホーム事業補助金交付要綱（地域生活支援事業対象事業）		
対 象	福祉ホームに入居する前の住所地が世田谷区内である者を受け入れている福祉ホーム		
予 算	〔歳出〕 4,104,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 1,068,000 円 〔都〕 524,000 円 〔歳出〕 3,708,000 円

<実績>

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
コーポ友愛	実人数	16	17	16
	月延人数	209	199	194
福祉ホームさくら	実人数	1	1	1
	月延人数	12	12	12

地域自立生活エンパワメント事業		事業の開始	
		平成26年5月	
窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	障害のある方やその家族を対象に、地域移行後の自立生活に向けた支援、自立に伴って生じる課題の解決法や不安を解消する支援を行う。		
根拠法令等	〔都〕 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕 世田谷区地域自立生活エンパワメント事業実施要綱		
対 象	障害者等及びその家族、区内に存する学校等		
予 算	〔歳出〕 8,000,000 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕3,110,000 円 〔歳出〕 8,000,000 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延相談件数	256	249	177

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業		事業の開始
		平成 26 年 4 月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図るため、在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師を派遣し、家族等に代わり一定時間のケアを代替することで、当該家族の休養を図る。	
根拠法令等	〔都〕 在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱 在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱 〔区〕 世田谷区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業実施要綱	
対 象	家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けている方のうち、以下のいずれかに該当する方 ①重度の知的障害（愛の手帳 1・2 度程度）かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1・2 級程度で、自ら歩行ができない方）の方で、18 歳未満の時にその状態になった方 ②重症心身障害児に該当しない医療的ケアが必要な 18 歳未満の障害児	

予 算	〔歳出〕35,055,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕15,228,000 円 ※今年度精算を踏まえた額 〔歳出〕33,183,850 円
-----	------------------	-----	--

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数	76	91	98
延派遣回数	1,024	1,430	1,846

中等度難聴者補聴器購入費助成（18歳以上65歳未満）

事業の開始
令和6年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴者に対して、学校での人間関係の構築や職場での円滑な意思疎通など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱		
対 象	以下のすべてに該当する方 ① 18 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならないこと ② 申請日の前年度に住民税非課税世帯（学生は特別区民税所得割 46 万円未満） （令和 7 年度から非課税世帯から非課税者に対象を拡大） ③ 医師による検査の結果、聴力レベルが概ね 40 デシベル以上で、補聴器が有効だと認められた方 ※片耳が高度・重度難聴の方も対象（学生は概ね 30 デシベル以上）		
予 算	〔歳出〕 5,066,000 円	決 算	〔歳入〕－ 〔歳出〕 296,600 円

<実績>

	令和6年度
支給人数	2
支給決定件数	3

中等度難聴児発達支援事業

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に対して、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援する。
根拠法令等	〔都〕 東京都中等度難聴児発達支援事業実施要綱 〔区〕 世田谷区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
対 象	以下のすべてに該当する方 ①身体障害者手帳（聴覚障害） 交付の対象となる聴力ではないこと ②両耳の聴力レベルがおおむね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断するもの ※ただし、交付対象児童を含む同一世帯内に、特別区民税所得割額が 46 万円以上の世帯員がいる場合は、本事業の対象外
予 算	〔歳出〕 2,422,000 円
決 算	〔歳入〕〔都〕 1,109,000 円 〔歳出〕 2,421,815 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給人数	17	11	15
支給決定件数	28	21	23

重度障害者の大学等修学支援事業		事業の開始	
		平成30年11月	
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	重度障害者が大学等に修学するにあたり、一定の要件のもとヘルパーを派遣し、通学及び学内における身体介護等を提供することで、障害者の社会参加及び大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進する。		
根拠法令等	[国] 地域生活支援促進事業実施要綱、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 [都] 東京都地域生活支援事業費等補助金交付要綱 [区] 世田谷区重度障害者の大学等修学支援事業実施要綱		
対 象	重度訪問介護の支給対象者に該当し、大学等に在籍する18歳以上の方。（ただし、大学等に障害のある学生を支援する窓口があり、重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められる見込みがあること。）		
予 算	[歳出] ※68 ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む	決 算	[歳入] [国] 641,000 円 [都] 320,000 円 [歳出] 1,243,740 円

障害者専門相談		事業の開始	
		平成31年4月	
窓 口	(公財) 世田谷区保健センター		
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	障害のある当事者や家族等を対象に、専門医による医療相談、身体障害者手帳診断、補装具意見書の作成等を行っている。また、理学療法士等の専門職による障害の状況の評価や支援方針等のアドバイス、福祉用具や住宅改修に関する相談のほか、障害当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。さらに区内障害者施設への技術支援、関係機関の専門職による連絡会などを行っている。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則		
対 象	区民、関連施設職員等		
予 算	〔歳出〕 122,205,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕23,846,600 円 〔都〕11,923,400 円 〔歳出〕 122,202,300 円

乳幼児育成相談		事業の開始 平成31年4月	
窓 口	(公財) 世田谷区保健センター		
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達や発育に遅れや障害のあるお子さんに関する相談に対して、専門的な助言や医師、心理士等の専門職による評価を行い、必要に応じて地域の相談支援事業所、児童発達支援事業所等への引継ぎ、コーディネートを行うとともに、保護者が発達や障害に関する理解を深めることができるよう、相談や情報提供等の保護者支援を行っている。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則		
対 象	区民、関連施設職員等		
予 算	〔歳出〕 118,990,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕25,671,600 円 〔都〕12,835,400 円 〔歳出〕 118,989,200 円

9. 施設通所サービス等

生活介護事業運営

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	在宅の障害のある方に日常生活上の訓練、指導等の各種のサービスを提供することにより、自立及び社会参加を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 [区] 世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱		
対 象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者		
予 算	[歳出] 3,004,614,000 円	決 算	[歳入] [都] 1,146,338,041 円 [他] 46,070,296 円 [歳出] 2,967,275,189 円

※予算・決算の額には、岡本福祉作業ホーム玉堤分場（就労移行支援・就労継続支援事業実施施設）分含む。梅丘ウッドペッカーの森・世田谷福祉作業所・烏山福祉作業所分は、就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）

（令和7年4月1日現在）

世田谷福祉作業所

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	昭和42年 4月 開設 昭和55年 5月 東京都より事業移管(区直営) 平成16年 1月 法内施設へ移行 平成19年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 4月 所在地変更、生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 6年 4月 生活介護事業の定員を15名から20名に変更		

三宿つくしんぼホーム

【運営：社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	25人
事業の開始	昭和63年 6月 開設 平成18年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 生活介護事業へ移行 令和 5年 4月 生活介護事業の定員を20名から25名に変更		

駒沢生活実習所

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	40人
事業の開始	平成 5年 4月 開設(区直営) 平成15年 4月 運営を民間法人に委託 平成17年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 生活介護事業へ移行		

岡本福祉作業ホーム

【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	24人
事業の開始	昭和60年 6月 開設 平成18年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行		

給田福祉園

【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	50人
事業の開始	平成 9年12月 旧烏山福祉園開設 平成17年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 生活介護事業へ移行 平成23年10月 給田福祉園に移転 平成23年11月 給田福祉園運営開始（名称変更）		

烏山福祉作業所

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	6人
事業の開始	昭和59年 4月 開設（区直営） 平成15年 4月 法内施設に移行 平成20年 4月 指定管理者制度へ移行、就労継続支援B型事業へ移行 平成21年 4月 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 平成27年 4月 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行 令和 5年 4月 生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

<実績>

区立施設在籍者数（所在地順）（各年度4月1日現在）

（単位：人）

施設名	年次	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世田谷福祉作業所		14	18	21
三宿つくしんぼホーム		28	29	29
駒沢生活実習所		40	39	38
ほほえみ経堂		18	16	14
すまいる梅丘		22	22	21
梅丘ウッドペッカーの森		11	11	10
桜上水福祉園		38	39	40
奥沢福祉園		39	40	40
九品仏生活実習所		46	43	46
九品仏生活実習所中町分場		13	13	14
千歳台福祉園		50	51	52
岡本福祉作業ホーム		25	26	27
給田福祉園		56	57	57
烏山福祉作業所		3	7	7

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所及び烏山福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援B型事業に分けて掲載している。

2. 民立施設（50音順）

（令和7年4月1日現在）

あゆみ園

【運営：社会福祉法人愛隣会】

開所日数	週5日	定員	15人
事業の開始	平成 2年 6月 開設 平成11年 4月 世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助へ移行 平成23年 4月 生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

泉の家

【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	26人
------	-----	----	-----

事業の開始	平成20年 8月	開設、障害者自立支援事業を実施
	平成22年 4月	移転。生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行
	令和 4年 4月	生活介護事業の定員を20名から26名に変更

イタル成城

【運営：社会福祉法人いたるセンター】

開所日数	週5日	定員	45人
事業の開始	平成27年 4月	開設	
	平成27年 4月	生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始	

おおらか学園

【運営：社会福祉法人嬉泉】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成11年 6月	開設	
	平成11年 6月	世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助	
	平成23年 4月	生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成29年 4月	生活介護事業の定員を26名から23名に変更	
	平成31年 4月	生活介護事業の定員を23名から20名に変更	

ケアセンターふらっと

【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週6日	定員	20人
事業の開始	平成 8年11月	世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設	
	平成14年 4月	下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更	
	平成15年 4月	デイサービス事業へ移行	
	平成18年 9月	(社) 世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始	
	平成18年10月	生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成19年 4月	生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行	
	平成22年 4月	生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業	
		世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成28年 2月	自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行	

コイノニアかみきた

【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成30年11月	開設	
	平成30年11月	生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始	

玉堤つどいの家

【運営：特定非営利活動法人つどい（東北沢つどいの家と一体運営）】

開所日数	週5日	定員	13人
事業の開始	平成 3年11月	開設	
	平成17年 4月	デイサービス事業へ移行、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成18年10月	生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成19年 4月	東北沢つどいの家との一体的運営へ移行	
	平成22年 4月	生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行	

にこにこみやさか

【運営：労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団】

開所日数	週5日	定員	25人
事業の開始	平成30年10月	開設	
	平成30年10月	生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始	

東北沢つどいの家

【運営：特定非営利活動法人つどい（玉堤つどいの家と一体運営）】

開所日数	週5日	定員	7人
事業の開始	昭和56年12月	開設	
	平成19年 4月	生活介護事業、玉堤つどいの家との一体的運営、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行	
	平成22年 4月	生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行	

友愛デイサービスセンター

【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成 4年 4月 開設 平成15年 4月 デイサービス事業、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年 4月 世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年10月 生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成22年 4月 生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

わくわく祖師谷

【運営：社会福祉法人せたがや檜の木会】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成21年11月 旧砧保健福祉センター跡施設を活用し開設 平成21年11月 生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助 平成22年 4月 生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

<実績>

民立施設在籍者数（50 音順）（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

施設名	年次	令和5年度	令和6年度	令和7年度
あゆみ園		18	21	21
泉の家		26	26	25
イタル成城		49	48	49
おおらか学園		22	23	23
ケアセンターふらっと		56	51	46
コイノニアかみきた		23	24	23
玉堤つどいの家		12	12	12
にこにこみやさか		27	26	27
東北沢つどいの家		9	9	9
友愛デイサービスセンター		19	20	19
わくわく祖師谷		22	23	24

自立訓練事業運営助成（民立施設）

事業の開始

平成 18 年 10 月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業者に対して運営助成等を行う。訓練の内容は以下のとおり。 (1) 機能訓練 身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練等を行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図る。 (2) 生活訓練 知的障害者・精神障害者に対し、日常生活能力向上のための訓練、社会生活におけるコミュニケーション訓練等を行い、生活能力の維持・向上を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対 象	自立訓練の受給者証を所持する障害者

※予算・決算は、ケアセンターふらっとは生活介護事業運営、アディクションリハビリセンター すとおりい、ゆに（UNI）、ヒー

リングセンター世田谷は就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

補助対象施設 (50 音順)

(令和7年4月1日現在)

アディクションリハビリテーションセンター すとおりの

【運営：特定非営利活動法人STORY】

開所日数	週6日	定員	6人
事業の開始	平成7年10月 精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとおりの） 平成23年4月 自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター すとおりの）		

ケアセンターふらっと

【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週5日	定員	6人
事業の開始	平成8年11月 世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設 平成14年4月 下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更 平成15年4月 デイサービス事業へ移行 平成18年9月 （社）世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始 平成18年10月 生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年4月 生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行 平成22年4月 生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成28年2月 自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行		

就労支援施設 ゆに (UNI)

【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	定員	10人
事業の開始	平成24年10月 成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 平成27年4月 自立訓練（生活訓練）事業・就労移行支援・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

ヒーリングセンター世田谷

【運営：特定非営利活動法人コクア】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成26年4月 自立訓練（生活訓練）事業所として開設（運営：株式会社コクア） 平成27年4月 運営主体の特定非営利活動法人化に伴い、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

<実績>

在籍者数 (50 音順) (各年度4月1日現在)

(単位：人)

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アディクションリハビリテーションセンター すとおりの	4	2	2
ケアセンターふらっと	11	8	8
就労支援施設 ゆに (UNI)	10	4	6
ここ	8	10	
ヒーリングセンター世田谷	19	7	12

重症心身障害児(者)通所事業 運営助成		事業の開始	
		平成 24 年 4 月より、東京都の補助事業として実施（事業自体は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法のサービス）	
窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	主に医療的ケアを要する重症心身障害児又は重症心身障害者を対象とした療育及び日中活動の場を提供する事業者に対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、重症心身障害児及び重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。		
根拠法令等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱		
対 象	児童発達支援もしくは生活介護の受給者証を所持する者のうち、重症心身障害児（者）		
予 算	[歳出] 86,709,121 円	決 算	[歳入] [都] 78,030,000 円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 73,685,330 円

<実績>

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度 4 月 1 日現在）

（単位：人）

施設名	事業名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
あけぼの学園	児童発達支援	14	11	11
	生活介護	27	23	23
ほわわ花見堂	児童発達支援	17	13	12
障害児保育園ヘレン経堂	児童発達支援	9	7	8
Ohana kids ナーサリー	児童発達支援	15	13	16

※ Ohana kids ナーサリーは、令和 3 年 3 月より補助開始。

※ ほわわ花見堂は、令和 4 年 10 月より施設名変更。（旧施設名：「ほわわ世田谷」）

医療的ケア児受入れ促進事業運営助成		事業の開始	
		平成 31 年 4 月	
窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	医療的ケア児を受入れる区内の障害児通所施設に対し、施設の運営費を補助することにより、施設運営の安定化と受入れ施設の拡大を図ることを目的とする。		
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区医療的ケア児受入れ促進事業補助金交付要綱		
対 象	区内の医療的ケア（人工呼吸器、気管切開、酸素吸入、喀痰吸引、経管栄養、道尿等の医療処置をいう。以下同じ。）を必要とする児童		
予 算	[歳出] 49,900,080 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 26,360,130 円

<実績>

民立施設補助対象者数（各年度4月1日現在）

（単位：人）

施設名	事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アプリ児童デイサービス桜丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	11	10	5
Ohana kids station デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	21	25	25
こどもデイういず	児童発達支援・放課後等デイサービス	24	21	29
プレイ&リズム希望丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	3	2	2
愛育学園すみれ	児童発達支援	1	-	2
Casa di tutti みんなのおうち	児童発達支援・放課後等デイサービス	9	12	12
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	放課後等デイサービス	9	12	12
障害児保育園ヘレン経堂	児童発達支援	-	2	2
カンガルー療育支援室世田谷ステーション	児童発達支援・放課後等デイサービス	1	7	10
そらのいろ梅丘	放課後等デイサービス	4	2	-

※ そらのいろ梅丘は令和6年3月31日に廃止。

※ カンガルー療育支援室世田谷ステーションは令和4年7月より補助開始。

児童発達支援センターサービス推進事業 運営助成

事業の開始

平成27年4月より、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業として実施

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	児童に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う児童発達支援センターに対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、施設利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。		
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱		
対 象	区内に居住する児童		
予 算	[歳出] 10,724,700 円	決 算	[歳入] [都] 10,724,000 円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 10,608,000 円

<実績>

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度4月1日現在）

（単位：人）

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもの生活研究所めばえ学園 ※	29	27	21

※ 子どもの生活研究所めばえ学園は、平成25年4月より事業開始、平成27年度より補助開始。

児童発達支援事業運営助成（民立施設）		事業の開始
		平成24年4月
窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当	
事業の概要、目的	特定非営利活動法人等が通所施設において、児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う児童発達支援事業に対し、その経費の一部補助を行っている。	
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 [区] 世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱	
対 象	区内に居住する児童	
予 算	[歳出] 3,840,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 3,360,000 円

補助対象施設（所在地順）（令和6年4月1日）

名称	開設年月	開所日数	定員
愛育学園すみれ	平成18年10月	週5日	10人
運 営	特定非営利活動法人愛育学園すみれ		

名称	開設年月	開所日数	定員
幼児グループにじのこ	平成26年9月	週5日	10人
運 営	特定非営利活動法人にじのこ		

<実績>（所在地順）

施設名	利用実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度
愛育学園すみれ	登録者数	25	20	17
	延利用人数	2,011	2,049	1,784
幼児グループにじのこ ※	登録者数	17	17	13
	延利用人数	1,751	1,249	1,666

※ 幼児グループにじのこは平成15年2月より事業開始、平成27年度より補助開始。

放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設）		事業の開始
		平成25年1月に旧障害児タイムケア事業を法内化した。
窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当	
事業の概要、目的	障害のある中高生等、障害児の放課後対策のための通所場所を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援及び障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、社会福祉法人等が実施している放課後等デイサービス事業に対し、その経費の一部補助を行っている。	
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 [区] 世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱	
対 象	区内に居住する中高生等	
予 算	[歳出] 1,920,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 1,920,000 円

補助対象施設（令和6年4月1日）

名称	開設年月	開所日数	定員
デイサービスにじのこ赤堤	平成22年1月	週6日	10人
運 営	特定非営利活動法人にじのこ		

<実績>

施設名	利用実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度
デイサービスにじのこ赤堤	登録者数	26	28	28
	延利用人数	2,431	2,730	2,726

梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当				
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害者支援施設を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設入所支援利用者の地域移行の推進並びに施設において医療的ケアを提供する体制の整備等を図る。				
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱				
予算	[歳出]	162,912,000円	決算	[歳出]	162,911,203円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘

定員	施設入所支援 60名、短期入所（児含む）28名、生活介護 60名、自立訓練 30名
事業の開始	平成31年4月 開設

<実績>

（各年度3月31日現在）

施設名	事業名	利用実績	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘	施設入所支援	在籍者数	41	35	51
	短期入所	登録者数	454	646	784
		延利用人数	3,695	4,582	9,049
	生活介護	在籍者数	42	39	15
	自立訓練	在籍者数	56	55	50

※ 平成31年4月より補助開始。

梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当				
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害児通所事業を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設における医療的ケアに対応するための支援体制の整備並びに障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等を図る。				
根拠法令等	児童福祉法 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱				
予算	[歳出]	87,322,600円	決算	[歳入] [都]	5,000,000円 [歳出] 71,446,572円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷 児童支援事業所 ふらみんぽーと

定員	児童発達支援 70 名、放課後等デイサービス 20 名、重症心身障害児 10 名
事業の開始	平成 31 年 4 月 開設

<実績>

(各年度 3 月 31 日現在)

施設名	利用実績	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童支援事業所 ふらみんぽーと	登録者数	788	842	860
	延利用人数	16, 423	18, 624	17, 658

障害者自立体験等運営事業

事業の開始

1 は平成 5 年 1 月
2 は平成 11 年 4 月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	区立施設において、自立生活の体験の場を提供するとともに、自立に向けた支援を行い、障害者の地域生活能力を高め、自立生活の実現や社会参加の促進を図る。		
根拠法令等	[国] 地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 [区] 世田谷区立知的障害者生活寮条例 世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 世田谷区立知的障害者生活寮事務取扱要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム事務取扱要綱		
予 算	[歳出] 72, 511, 000 円	決 算	[歳入] [国] 4, 121, 000 円 [都] 22, 223, 000 円 [他] 3, 253, 075 円 [歳出] 72, 917, 370 円

対象施設（所在地順）

1 区立知的障害者生活寮 松原けやき寮 【運営：社会福祉法人せたがや櫨の木会（指定管理者）】

事業開始	平成5年1月
対象者	区内に住所を有し、就労支援施設等に通所し、または就労している18歳以上の知的障害者
定員・使用期間	一般入居用居室（1 人用）：4 室（期間 3 年） 体験入居用居室（1 人用）：3 室（期間 6 月以内）

2 区立身体障害者自立体験ホームなかまっち 【運営：特定非営利活動法人つどい（指定管理者）】

事業開始	平成11年4月
対象者	区内に住所を引き続き3年以上有している18歳以上の身体障害者
定員・使用期間	一般入居用居室（1 人用）：3 室（期間 1 年） 短期入居用居室（1 人用）：2 室（期間 2 日以上 1 月以内）

<実績>

(1) 松原けやき寮

利用実績		令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般入居用居室	延利用者数	4	3	5
体験入居用居室	延利用者数	11	9	9

(2) 身体障害者自立体験ホームなかまっち

利用実績		令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般入居用居室	延利用者数	5	6	3
短期入居用居室	延利用者数	63	85	104

障害者休養ホーム(ひまわり荘)運営管理

事業の開始

昭和45年9月
2ウは昭和45年10月
3イは平成14年10月
2イは平成24年5月
4は平成26年2月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
根拠法令等	〔区〕世田谷区立障害者休養ホーム条例 世田谷区立障害者休養ホーム条例施行規則
対 象	区内の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、発達障害者(児)及びこれに準ずる者
1. 施設利用業務	
事業の概要、目的	区内に在住の障害のある方の保健休養の場として、日帰り及び宿泊施設を提供する。 ア. 日帰り利用 浴室、休養室、和室、パソコン室、会議室。 イ. 宿泊利用 洋室5室の宿泊室があり、一部屋定員3名で利用。 ※生活保護受給者を毎年1泊2日で宿泊招待する。
2. 健康プログラム・医療(健康)相談事業	
事業の概要、目的	区内在住の障害のある方に身体機能維持・向上、障害の重度化予防を効果的に実施するための健康プログラムを実施する。 ア. 個別プログラム 障害者の機能向上を目的として、医師の診断・指示により理学療法士がその方に適した理学療法及び訓練を実施する。 イ. グループプログラム 身体の機能回復だけでなく、集団プログラムを楽しみながら健康の推進・向上を目的として行う。 また、障害者通所施設利用者及びひまわり荘利用者を対象に、ひまわりリフレッシュ教室を実施する。 ウ. 医療(健康)相談 障害者の心身の健康増進及び生活一般についての相談を整形外科・内科の医師によって行う。
3. 地域交流の取り組み	
事業の概要、目的	趣味や学習の機会を通して、障害者の仲間作りや社会参加を促進するとともに、生きがいや生きる喜び、生活のうらおいを作り出すため、各種の自主活動やパソコン教室を実施している。また、防災講習会を行い、災害時の知識について学ぶ機会を提供している。 ア. 自主活動等 詩吟・俳句・カラオケ・視覚障害者勉強会・視覚障害者パソコンサークル・リズム体操・ことばカラオケ・民謡・スティックボール

	文化祭の開催（年1回）。 イ. パソコン教室 障害者に対して、情報バリアフリーの促進を目的にパソコンの基礎から応用までを学ぶパソコン教室を実施する。 ※自分のペースで受講できるよう、受講生と講師が1対1で講習を行う。 ・ 基礎コース（視覚障害者を除く） パソコンの基礎操作から始まり、ワード・エクセル・メール送受信インターネット検索などを学ぶ。 ・ テーマ別選択応用コース（視覚障害者を除く） 受講者の目標に合わせてコースを選択し、スキルをあげる。 ・ 視覚障害者コース 基礎操作から文章入力・メールの送受信など音声ソフトを用い、マウスを使用せずに操作が可能となる。		
4. 緊急一時保護事業			
事業の概要、目的	在宅の障害者（児）の介護者が疾病等緊急な事由で介護できない場合にひまわり荘に介護者を派遣し、緊急一時保護を行う。		
根拠法令等	世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘緊急一時保護事務取扱要綱		
予 算	【歳出】 137,552,000 円	決 算	【歳入】 [他] 1,055,505 円 [都] 0 円 【歳出】 133,483,121 円

<実績>

(1) 日帰り利用状況

① 日帰り （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害	6,165 (1,590)	6,612 (1,782)	6,014 (1,868)
知的障害	406 (233)	579 (404)	611 (360)
精神障害	924 (77)	1,506 (152)	1,289 (133)
発達障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉バスによる利用者	2,989	3,094	2,638

② 会議室・休養室 （単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会議室	1,575	3,635	3,598
休養室	75	444	428
家族風呂	268	392	441
パソコン	1,829	1,919	2,045

(2) 宿泊利用状況 （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害	134 (82)	126 (86)	146 (111)
知的障害	42 (41)	56 (51)	89 (93)
精神障害	31 (18)	53 (41)	59 (39)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(3)生活保護受給者無料宿泊招待利用状況 (単位:人)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
13	20	18

(4)診療所・機能回復訓練利用状況

①医療相談 (単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整形外科	78	72	74
内科	34	45	30

③ 機能回復訓練

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
理学療法士による訓練	利用者数	431	666	579
	1日平均	4.2	6.5	5.6
自主訓練グループ訓練	利用者数	6,138	6,632	6,026
	1日平均	30.1	32.4	29.6

(5)レクリエーション参加者数

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サークル活動	1,575	3,635	3,598
ひまわり荘文化祭	0	0	0

(6)パソコン教室利用者数

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基礎応用	991	972	1,149
視覚	189	137	279
オープン利用	649	810	617
合計	1,829	1,919	2,045

地域活動支援センター運営助成

事業の開始

平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業者に対して運営助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 〔都〕東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 〔区〕世田谷区地域活動支援センター事業補助金交付要綱
事業の開始	平成19年4月 ※平成18年9月まで精神障害者地域生活支援センター（都補助事業）、平成18年10月から平成19年3月まで経過的精神障害者地域生活支援センター（区補助事業）
対象	区内に居住する障害者（児）等
予算	〔歳出〕50,570,000円
決算	〔歳入〕〔国〕4,241,000円〔都〕8,024,000円〔歳出〕50,113,260円

補助対象施設 (50 音順)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

名 称	開設年月	開所日数
サポートセンターきぬた	平成14年7月	週5日
運 営	医療法人社団鳳鳴会	
事業の開始	平成14年 7月 精神障害者地域生活支援センターとして開設 平成18年10月 経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月 地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

名 称	開設年月	開所日数
地域活動支援センター陽だまりの庭	平成8年4月	週5日
運 営	特定非営利活動法人陽だまりの庭	
事業の開始	平成 8年 4月 精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：陽だまりの庭作業所） 平成23年 4月 地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 名称変更（地域活動支援センター陽だまりの庭）	

名 称	開設年月	開所日数
地域活動支援センターMOTA	平成14年3月	週5日
運 営	社会福祉法人めぐはうす	
事業の開始	平成14年 3月 開設（自主事業） 平成15年10月 精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成18年10月 経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月 地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

<実績>

(50 音順) (在籍者数は各年度 4 月 1 日現在)

施設名	利用実績	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
サポートセンターきぬた	在 籍 者 数	79	80	57
	開 所 日 数	247	244	250
地域活動支援センター 陽だまりの庭	在 籍 者 数	41	41	41
	開 所 日 数	236	234	234
地域活動支援センター MOTA	在 籍 者 数	80	80	65
	開 所 日 数	238	235	234

更生訓練費給付

事業の開始
昭和 43 年 4 月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため、更生訓練費を支給する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区更生訓練費助成事業要綱		
対 象	就労移行支援等の支給を決定された身体障害者で、生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずる者		
予 算	〔歳出〕 1,609,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 1,608,790 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
更生訓練費支給（延べ人数）	401	373	408

10. 手当・給付

心身障害者福祉手当			事業の開始
			昭和49年4月
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	心身の障害または疾病のある者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	[都] 東京都心身障害者福祉手当に関する条例 [区] 世田谷区心身障害者福祉手当条例 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則		
対 象	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病医療費助成制度等対象者(原則65歳以上の新規申請、施設入所者は対象外、基準所得額超過は支給停止)		
予 算	[歳出] 2,318,859,000円 (福祉手当(国)の事業予算総額を含む)	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 2,036,527,000円

<支給実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一項 第一号手当	認定者数	5,987	5,977	5,936
	手当額(月額)	16,500	16,500	16,500
第一項 第二号手当	認定者数	2,662	2,691	2,728
	手当額(月額)	7,500	7,500	7,500
第一項 第三号手当	認定者数	4,408	4,608	4,730
	手当額(月額)	15,000	15,000	15,000
第一項 第四号手当	認定者数	243	267	266
	手当額(月額)	16,500	16,500	16,500
第一項 第五号手当	認定者数	223	223	215
	手当額(月額)	5,000	5,000	5,000
第二項 手当	認定者数	857	869	879
	手当額(月額)	1,500	1,500	1,500

第一項第一号手当…	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症
第一項第二号手当…	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
第一項第三号手当…	難病医療費助成制度等対象者
第一項第四号手当…	難病医療費助成制度等対象者で、かつ次のいずれかに該当するもの (身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症)
第一項第五号手当…	精神障害者保健福祉手帳1級
第二項手当…	第一項第一号手当に該当する者のうち、20歳未満のもの また、第一項第三号手当または第一項第五号手当を除く手当に該当する者のうち、児童育成手当(障害手当)受給者

特別障害者手当		事業の開始	
		昭和61年4月	
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者及びその他同程度の疾病を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の二・三・四・五		
対 象	身体、知的、精神に重度の障害がある者及びその他同程度の疾病を有する者で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者（施設入所者、3ヶ月を越える入院者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予 算	[歳出] 2,318,859,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決 算	[歳入] [国] 208,779,360円（福祉手当（国）の事業決算総額） [歳出] 246,176,780円

<支給実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	758	774	784
手当額（月額）	27,300	27,980	28,840

障害児福祉手当		事業の開始	
		昭和61 年4 月	
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する児童及びその他同程度の疾病を有する児童に手当を支給し、福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17 条～第26 条		
対 象	身体、知的、精神に重度の障害がある児童及びその他同程度の疾病を有する児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の20 歳未満の者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予 算	〔歳出〕 2,318,859,000 円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決 算	〔歳入〕 〔国〕 208,779,360 円（福祉手当（国）の事業決算総額） 〔歳出〕 31,020,930 円

<支給実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	206	198	193
手当額（月額）	14,850	15,220	15,690

経過措置の福祉手当		事業の開始	
		昭和61年4月	
窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	国民年金等の一部を改正する法律 附則第97条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
対 象	昭和61年3月31日において20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有する者で、特別障害者手当を受給していない者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予 算	[歳出] 2,324,496,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決 算	[歳入] [国] 208,779,360円（福祉手当（国）の事業決算総額） [歳出] 1,919,530円

<支給実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	12	12	10
手当額（月額）	14,850	15,220	15,690

東京都重度心身障害者手当

事業の開始

昭和48年10月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に手当を支給し、福祉の増進を図る。
根拠法令等	〔都〕 東京都重度心身障害者手当条例 東京都重度心身障害者手当条例施行規則 東京都重度心身障害者手当取扱要領
対 象	東京都の区域内に住所を有する者であって、心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者(原則 65 歳以上の新規申請、3 ヶ月を超える入院、施設入所、基準所得額超過は対象外)

<支給実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	521	522	502
手当額（月額）	60,000	60,000	60,000

東京都心身障害者扶養年金制度

事業の開始

昭和44年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと残された障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の向上を図り、残された障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図る。 平成19年3月1日制度廃止。なお年金受給中に限り、制度は継続。
根拠法令等	〔都〕 東京都心身障害者扶養年金条例 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則
対 象	条例に定める程度に該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入時の年齢が65歳未満で、特別な疾病や障害がない者。

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者数	平成19年3月1日制度廃止 (年金受給中に限り継続)		
受給者数	319	301	284

東京都心身障害者扶養共済制度

事業の開始

平成 20 年 4 月

窓 口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと又は重度障害と認められたとき、障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。
根拠法令等	〔都〕 東京都心身障害者扶養共済制度条例 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
対 象	次のいずれかに該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である者。 （1）知的障害者（愛の手帳 1～4 度） （2）身体障害者手帳 1～3 級 （3）精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が（1）又は（2）と同程度と認められる者

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
加入者数	93	97	104
受給者数	3	3	3

11. 医療助成

心身障害者医療費の助成		事業の開始
		昭和 49 年
窓 口	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉増進を図る。	
根拠法令等	〔都〕心身障害者の医療費の助成に関する条例 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則	
対 象	身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を有する場合は 1～3 級）、愛の手帳 1・2 度 または精神障害者保健福祉手帳 1 級の者。ただし、次のいずれかにあてはまる者を除く。 （1）医療保険未加入者 （2）生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている者 （3）本人の所得が所得限度額を超えている者（20 歳未満は医療保険の被保険者の所得） （4）65 歳以上で新規に該当する者 （5）後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税の者	
予 算	〔歳出〕 384,000 円	決 算 〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 296,531 円

<受給者証取得者実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
取得者数	5,554	5,527	5,487

自立支援医療費（更生医療）の支給		事業の開始
		昭和 29 年 3 月
窓 口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	身体障害者の職業能力を増進、あるいは日常の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付する。医療保険の本人負担分を給付の対象とする。	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 〔国〕障害者医療費国庫負担金交付要綱 〔都〕障害者医療費都費負担金交付要綱 〔区〕世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則	
対 象	身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の者	
予 算	〔歳出〕809,206,000 円	決 算 〔歳入〕〔国〕392,444,036 円 〔都〕196,222,018 円※今年度精算を踏まえた額 〔歳出〕755,136,205 円

<給付実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	6,872	6,868	6,914

12. 就労支援

障害者授産事業

区内障害者施設等の利用者に対して、「働く場」「社会体験の場」を提供することで、障害者の社会人としての生活能力及び就労意欲の向上を図る。

1. 障害者授産体験実習		事業の開始 平成10年7月
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当	
事業の概要、目的	障害者施設等の利用者が就労体験実習を通し、社会人としての生活能力と就労意欲の意識向上を図ることを目的に2か所の区民センター内の喫茶室で実施。 粕谷区民センターでは「ぴあ粕谷店」として、2週間から1ヶ月間の接客等の体験実習を通し、社会訓練することでコミュニケーション能力や社会性を養う。 また、鎌田区民センターでは「かふえいろどり」として、就労促進を図ることを目的に、体験実習に加えて、より雇用に近い実践的な訓練を実施。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者授産体験実習事業運営要綱	
対 象	区内障害者施設等へ通所する区民	
予 算	〔歳出〕 16,434,454 円	決 算 〔歳入〕〔都〕 2,734,000 円 〔歳出〕13,640,510 円

＜障害者授産体験実習の状況＞（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
喫茶ぴあ粕谷店	21（スポット3）	21（スポット5）	28（スポット12）
かふえいろどり	体験実習3 実践訓練1	体験実習3 実践訓練1	体験実習4 実践訓練1

※スポット実習：本実習の前段として1日の体験を行う実習。

2. 障害者施設等への発注（官公需）の促進

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当	
事業の概要、目的	区内障害者施設等における障害者の工賃向上を図るため、区から障害者施設等への物品購入及び軽作業等役務提供の発注を促進し官公需拡大を進める。 (1) 障害者地域生活課発注 タオル・ぞうきん（令和5年度で廃止）、公園清掃、庁内用封筒 (2) 各所管課発注 事業用記念品として菓子・紙製品・布製品等の購入、封入作業、リサイクル自転車整備など	
予 算	〔歳出〕 30,120,000 円（公園清掃事業 土木部、みどり33推進担当部）	決 算 〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 29,440,674 円（公園清掃事業 土木部、みどり33推進担当部）

＜実績＞

① タオル・ぞうきんの受発注状況（単位：枚）

	令和4年度	令和5年度
タ オ ル	5,000	3,730
ぞ う き ん	9,000	4,250

② 公園清掃

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清掃公園数	58	59	58
施設数	24	24	23
作業料(円)	29,771,080	29,901,876	29,440,674

③ 封筒

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発注金額(円)	4,421,300	4,200,328	4,438,654

3. 障害者施設製品販売促進事業

事業の開始

平成27年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	区内障害者施設の共同受注販売窓口として福祉ショップを運営するとともに、出張販売・区内配送など販路拡大に取り組む。既存の作業所等経営ネットワークとも連携し、売れる商品づくりから販売までを一貫して支援することでネットワーク全体の強化と工賃の向上を図る。(福祉ショップフェリーチェ区役所店は平成27年6月、フェリーチェ本店は平成27年11月開店)		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者施設製品販売促進事業実施要綱		
対 象	一般区民向け販売		
予 算	〔歳出〕12,111,092円		
決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕12,111,092円		

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
フェリーチェ本店売上	4,152,152	4,445,546	3,735,054
フェリーチェ区役所店売上	5,955,352	6,921,902	5,663,198

4. 作業所等経営ネットワーク支援事業

事業の開始

平成15年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	製品販売や作業受注を行う区内障害者施設等のネットワークの事務局を担い、工賃向上を目指し自主生産品の販路拡大・販売会の開催・新製品作りなどの支援を行うほか、産業団体等と連携し、企業等が発注する作業を障害者施設に仲介することで、安定した作業量の確保と共同受注を実現する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱		
対 象	区内障害者福祉施設等		
予 算	〔歳出〕7,399,454円		
決 算	〔歳入〕〔都〕2,893,000円 〔歳出〕7,399,454円		

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作業仲介件数(件)	706	681	843
取引金額(円)	4,369,277	4,439,544	6,218,621

5. せせせプロジェクト		事業の開始 令和5年3月	
窓口・所管	経済産業部経済課経済担当 経済産業部工業・建設業・雇用促進課工業・建設業・雇用促進担当 障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	区内障害者施設と自主生産品の魅力を発信するため、民間事業者と連携し、専用ウェブサイトの展開やマルシェ開催、販売力向上セミナーなどの取り組みを行い、工賃向上を図る。		
対 象	区内の自主生産品を生産している障害者施設		
事業の実績	[令和6年度] 参加施設向けフォーラムおよびクリエイティブ講座実施4回 参加施設向けセミナー&ワークショップ実施2回 ウェブサイト掲載28施設 せせせマルシェ1回開催		
予 算	[歳出] 8,800,000 円	決 算	[歳入] [都] 4,400,000 円 [歳出] 8,800,000 円

障害者就労促進事業

障害者の就労を促進するとともに、就労している障害者の生活面を支援し、社会的自立を図ることを目的とする。

1. 障害者就労支援事業		事業の開始	
		平成 16 年 4 月 (すきっぷ就労相談室：平成 11 年 4 月、 ゆに(UNI)：平成 27 年 4 月)	
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	障害者就労支援センター事業 障害者が安定した職業生活と自立した社会生活を営むことができるよう、就職相談・職場定着支援など就労面の支援、生活面の相談・支援および地域開拓促進に係る支援を一体的に行う。 実施施設 (1) 障害者就労支援センターしごとねっと (2) 障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 すきっぷ就労相談室（本所）（障害者就労支援センターすきっぷに併設）、三軒茶屋の「分室クローバー」、祖師ヶ谷大蔵駅前の「分室そしがや」の 3 か所で一体的に運営している。 (3) 障害者就労支援センターゆに(UNI)		
根拠法令等	[区] 世田谷区障害者就労支援事業実施要綱		
対 象	区内に居住する障害者		
予 算	[歳出] 111,366,157 円 (すきっぷ就労相談室（本所）を除く)	決 算	[歳入] [都] 1,513,000 円 [歳出] 116,750,177 円 (すきっぷ就労相談室（本所）を除く)

<障害者就労支援センター就職者数・年度末の登録者数(単位：人)>

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	就職者数	登録者数	就職者数	登録者数	就職者数	登録者数
障害者就労支援センターしごとねっと	63	297	48	322	50	286
障害者就労支援センターすきっぷ	13	621	11	574	19	581

障害者就労移センター ゆに (UNI)	19	177	21	228	35	261
合 計	95	1,095	80	1,124	104	1,128

2. 保護的就労

事業の開始

平成元年 4 月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の 概要、目的	すぐには一般就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を習得した上で、概ね5年を目途に企業等一般就労への移行を図る。 各雇用主は障害者と直接雇用契約を結んでいる。障害者地域生活課では、申込みにおける連絡調整事務を行っている。

(令和6年4月1日現在)

業務	従事施設	業務開始時期
世田谷サービス公社		
受 付	北沢総合支所	平成31年 4月
	児童相談所	令和 2年 4月
建物清掃	教育会館	平成 3年 1月
	烏山総合支所	平成 3年 2月
	砧図書館	平成 5年 3月
	桜丘区民センター	平成 6年 4月
	祖師谷まちづくりセンター	平成 8年 1月
	喜多見複合施設	平成25年 4月
	駒沢地区会館	平成26年 4月
	上野毛まちづくりセンター	平成26年 4月
	尾山台地区会館	平成28年 4月
	野毛青少年交流センター	平成28年 4月
	弦巻区民センター	平成31年 4月
公園清掃	世田谷公園	平成 4年 4月
世田谷区社会福祉協議会		
喫 茶	YOU・遊(松沢まちづくりセンター内)	平成 4年 4月
	桜ん房(砧図書館内)	平成 6年 5月
	どんぐり(世田谷文学館内)	平成 7年 4月
世田谷区社会福祉事業団		
建物清掃	上北沢ホーム	平成13年 4月
	芦花ホーム	平成12年 4月

<保護的就労従業者人員の推移(各年度4月1日現在)> (単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付・事務補助	2	2	2
建物清掃	46	44	42
公園清掃	8	8	7
喫 茶	1	1	1
合 計	57	55	52

3. 世田谷区障害者雇用促進協議会

事業の開始

平成15年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	行政、産業、教育機関、就労支援機関等の連携による障害者雇用の促進を目的に、世田谷区、東京商工会議所世田谷支部、東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校が関係機関に呼びかけて設立した。 協議会主催のイベントや研修会等を通し障害者雇用の啓発活動を行う。 構成団体 30 団体		
事業の実績	常任幹事会（3 回） 総会（令和6年5月31日オンラインで開催） 障害者雇用支援プログラム（区内企業を主な対象に、特別支援学校や障害者施設の見学、雇用支援セミナーなどを全7回の連続プログラムとして開催） 障害者雇用促進フォーラム（「区民ふれあいフェスタ」と合同で開催したため、企業への感謝状贈呈のみ実施） その他障害者雇用の普及啓発に関する活動		
予 算	[歳出] 130,400 円	決 算	[歳入] [国] 0 円 [都] 0 円 [歳出] 36,050 円

4. せた JOB 応援プロジェクト

事業の開始

令和2年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	短時間や短期間等で働きたい障害者に対して、障害者就労支援センターが区内企業等を訪問し、業務の開拓を行い、多様な働き方を創出し支援する。		
対 象	区内障害者就労支援施設等に通所・登録のある方		
予 算	[歳出] 540,000 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 540,000 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2	11	20
人数	4	延べ17	延べ34

5. 農福連携事業

事業の開始

令和4年1月

窓口・所管	経済産業部都市農業課農政担当 障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していく。		
対 象	区内障害者施設等の利用者等		
事業の実績	[令和6年度] 農作業体験イベント（区内障害者施設向け）実施、12 回開催、参加利用者延べ107 名。 農作業体験イベント（特別支援学級向け）実施4 回、参加生徒延べ136 名。 オープンファーム（農園見学会）の実施2 回 340 名来場 区内障害者施設への加工品発注、農産物・加工品の納品、販売会への出店		
予 算	[歳出] 4,294,000 円（経済産業部）	決 算	[歳入] [都] 600,000 円 [歳出] 4,343,840 円

就労移行支援・就労継続支援事業

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当		
事業の概要、目的	一般企業等での就労を希望する障害者（就労移行支援）や一般企業での就労が困難な障害者（就労継続支援）に対して、障害状況に応じ、生活指導・作業指導・求職指導等を行い、社会的自立を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 [区] 世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 [都] 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱		
対 象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者		
予 算	[歳出] 1,650,079,000 円	決 算	[歳入] [都]693,095,040 円 [他]13,136,231 円 [歳出]1,597,157,601 円

※予算・決算の額は、岡本福祉作業ホーム玉堤分場は、岡本福祉作業ホームと合わせて生活介護事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）

（令和7年4月1日現在）

下馬福祉工房

【運営：社会福祉法人せたがや榎の木会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	35人（就労継続支援B型 35人）
事業の開始	平成14年 4月 開設 平成17年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 平成27年 4月 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行		

世田谷福祉作業所（分場含む）

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 本園30人 分場15人）
事業の開始	昭和42年 4月 開設 昭和55年 5月 東京都より事務移管（区直営） 平成16年 1月 法内施設へ移行 平成19年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 4月 所在地変更、生活介護事業、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 6年 4月 世田谷福祉作業所分場を開設。就労継続支援B型事業を世田谷福祉作業所と一体的に運営		

梅丘ウッドペッカーの森

【運営：特定非営利活動法人ウッドペッカーの森（指定管理者）】

開所日数	週6日	定員	14人（就労継続支援B型 14人）
事業の開始	昭和60年10月 民立施設として開設（名称：作業所ウッドペッカーの森） 平成 5年10月 区立施設として運営を委託 名称変更（区立梅丘精神障害者共同作業所） 平成18年 4月 指定管理者制度へ移行 平成23年 4月 生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（区立梅丘ウッドペッカーの森）		

岡本福祉作業ホーム玉堤分場

【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 13人）
事業の開始	平成 4年 4月 平成18年 4月 平成20年 4月	岡本福祉作業ホームの分場として開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホームと一体的運営）へ移行	

玉川福祉作業所等々力分場

【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労継続支援B型 19人）
事業の開始	平成17年 4月 平成20年 4月 平成27年 4月	指定管理者制度により玉川福祉作業所の分場として開設（知的障害者通所授産事業） 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所と一体的運営）へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行	

玉川福祉作業所

【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 45人）
事業の開始	昭和55年12月 平成16年 1月 平成17年 4月 平成20年 4月	開設（区直営） 法内施設へ移行 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所等々力分場と一体的運営）へ移行	

障害者就労支援センターすきっぷ

【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	40人（就労移行支援 40人）
事業の開始	(1) 就労移行支援事業 平成10年 4月 開設 平成17年 4月 指定管理者制度へ移行 平成20年 4月 名称変更（旧 知的障害者就労支援センターすきっぷ）、就労移行支援事業へ移行 (2) 就労支援センター事業『すきっぷ就労相談室』 平成11年 4月 就労相談室を併設 平成25年 4月 就労障害者生活支援センター「クローバー」「分室そしがや」と一体化		

砧工房分場

キタミ・クリーンファーム

【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	15人（就労移行支援 15人）
事業の開始	平成12年 8月 平成17年 4月 平成20年 4月	砧工房の分場として開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業（砧工房と一体的運営）へ移行	

岡本福祉作業ホーム

【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	16人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 10人）
事業の開始	昭和60年 6月 平成18年 4月 平成20年 4月	開設 指定管理者制度へ移行 生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行	

砧工房

【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	43人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 37人）
事業の開始	平成 9年 8月 平成17年 4月 平成20年 4月	開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（砧工房分場キタミ・クリーンファームと一体的運営）へ移行	

烏山福祉作業所

【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	60人（就労継続支援B型 60人）
事業の開始	昭和59年 4月 平成15年 4月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成27年 4月 令和 5年 4月	開設（区直営） 法内施設に移行 指定管理者制度へ移行、就労継続支援B型事業へ移行 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行 定員変更、生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行	

<区立施設在籍者数（所在地順）（各年度4月1日現在）>

（単位：人）

施設名	年次	令和5年度	令和6年度	令和7年度
下馬福祉工房		35	35	33
世田谷福祉作業所（分場含む）		44	44	47
梅丘ウッドペッカーの森		31	32	32
岡本福祉作業ホーム玉堤分場		16	16	16
玉川福祉作業所等々力分場		16	16	16
玉川福祉作業所		44	45	43
障害者就労支援センターすきっぷ		18	25	19
砧工房分場・ミ・クリーンファーム		1	4	4
岡本福祉作業ホーム		11	12	12
砧工房		36	34	32
烏山福祉作業所		52	51	49

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所及び烏山福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型事業に分けて掲載している。

2. 民立施設（50音順）

（令和7年4月1日現在）

アディクションリハビリテーションセンター すとおりの

【運営：特定非営利活動法人STORY】

開所日数	週6日	定員	14人（就労継続支援B型 14人）
事業の開始	平成 7年10月 平成23年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとおりの） 自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター すとおりの）	

アン

【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成26年 4月	就労継続支援B型事業所として開設	

アンシェーヌ藍（Factory藍分場）

【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	18人（就労継続支援B型 18人）
事業の開始	平成 8年 4月 平成21年 4月 平成22年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍Café&Gallery） 名称変更（アンシェーヌ藍） 就労継続支援B型事業所へ移行	

泉の家

【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	25人（就労継続支援B型 25人）
事業の開始	平成20年 8月 平成22年 4月 令和 4年 4月	開設。障害者自立支援法事業を実施。 移転。生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行。 就労移行支援事業廃止	

エイト

【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成28年 4月	就労継続支援B型事業所として開設	

ガーデンカフェ「ときそら」

【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	令和 2年10月	就労継続支援B型事業所として開設	

風の谷プロジェクト

【運営：特定非営利活動法人虹】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 6年 4月 平成23年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

上町工房

【運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会】

開所日数	週5日	定員	25人（就労継続支援B型 25人）
事業の開始	昭和62年 4月 平成 7年 4月 平成20年 4月 平成28年 4月	第四白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会）（名称：上町福祉作業所） 移転。上町福祉作業所に改称。 就労継続支援（B型）事業所へ移行（喜多見福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会） 名称変更（上町工房）	

喜多見夢工房

【運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会】

開所日数	週5日	定員	15人（就労継続支援B型 15人）
事業の開始	昭和59年 4月 平成11年 4月 平成20年 4月 平成29年 4月	第二白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 移転。喜多見福祉作業所に改称。 就労継続支援（B型）事業所へ移行（上町福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会） 名称変更（喜多見夢工房分室との一体型）	

喜多見夢工房分室

【運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会】

開所日数	週5日	定員	10人（就労継続支援B型 10人）
事業の開始	平成29年 4月	喜多見夢工房分室として開設（喜多見夢工房との一体型）	

喫茶室パイン

【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 3年12月 平成20年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

Crazy Cats

【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 8年 4月 平成23年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

コイノニアかみきた

【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	30人（就労継続支援B型 30人）
事業の開始	平成30年11月 平成30年11月	開設 生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始	

さくら美術工房

【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成23年 4月 平成27年 4月	地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行	

さら就労塾@ぼれぼれ

【運営：特定非営利活動法人さらプロジェクト】

開所日数	主たる事業所：週5日 従たる事業所：週5日	定員	20人（就労移行支援 20人）
事業の開始	平成19年10月	就労移行支援事業所として開設	

さわやかはーとあーす世田谷

【運営：社会福祉法人さわやか会】

開所日数	週5日	定員	50人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 44人）
事業の開始	令和元年 6月 令和 4年 4月	就労移行支援、就労継続支援B型の多機能施設として開設 就労移行支援事業の定員を10名から6名に変更 就労継続支援B型事業の定員を40名から44名に変更	

しごとも

【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週7日	定員	30人（就労継続支援A型 30人）
事業の開始	平成17年 4月 平成20年 4月	世田谷区精神障害者自立支援型就労育成モデル事業所として開設 就労継続支援A型事業所へ移行	

社会就労センターパイ焼き窯

【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型 40人）
事業の開始	平成6年4月 平成14年4月 平成19年4月 令和2年2月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：パイ焼き窯） 精神障害者通所授産施設へ移行 名称変更（社会就労センターパイ焼き窯） 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 就労移行支援B型事業所へ移行	

就労移行支援事業所T & E

【運営：特定非営利活動法人T & E】

開所日数	週5日	定員	20人（就労移行支援 20人）
事業の開始	平成元年10月 平成20年4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労移行支援事業所へ移行	

就労支援施設 ゆに（UNI）

【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	定員	30人（就労移行支援 10人、就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成24年10月 平成27年4月	成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業・自立訓練（生活訓練）事業の多機能事業所として開始	

白梅福祉作業所

【運営：特定非営利活動法人せたがや白梅】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型 40人）
事業の開始	昭和51年4月 平成5年4月 平成20年10月	白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 松原福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 白梅福祉作業所と松原福祉作業所とを統合し、就労継続支援（B型）事業所へ移行（運営：特定非営利活動法人せたがや白梅）	

すたじおごろん二子玉川

【運営：特定非営利活動法人ら・ら・ら】

開所日数	週7日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	令和6年1月	就労継続支援B型事業所として開設	

世田谷更生館

【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	定員	60人（就労移行支援 6人、就労継続支援B型 54人）
事業の開始	昭和37年9月 平成20年10月 平成24年5月	開設 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、施設入所支援事業の多機能型事業所へ移行 施設入所支援事業廃止	

ちぐさ企画

【運営：社会福祉法人うるおいの里】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	昭和60年7月 平成14年10月 平成21年1月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 精神障害者小規模通所授産施設へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行	

Do-will

【運営：特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷】

開所日数	週6日	定員	20人（就労移行支援 20人）
事業の開始	平成24年5月	就労移行支援事業所として開設	

Navioけやき

【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	昭和62年10月 平成15年10月 平成21年4月 令和元年5月 令和6年4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：けやき工房） 精神障害者小規模通所授産施設へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（Navioけやき） 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業所へ移行 運営法人が耀から藍へ変更	

nicoRe

【運営：医療法人社団鳳鳴会】

開所日数	主たる事業所：週6日 従たる事業所：週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
------	--------------------------	----	-------------------

事業の開始	平成 3年 4月 平成14年10月 平成21年 1月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 精神障害者小規模通所授産施設へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行
-------	----------------------------------	--

にゃんこの館

【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	昭和61年12月 平成21年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

のぞみ園

【運営：宗教法人東京カヴェナント教会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 9年 4月 平成20年 4月	東京カヴェナント教会のぞみ園開設 就労継続支援B型事業所へ移行	

ハーモニー

【運営：特定非営利活動法人やっこ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 7年 4月 平成23年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

パイ焼き茶房

【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週6日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 9年 4月 平成10年 4月 平成13年 7月 平成22年 4月	第2パイ焼き窯として開設（自主事業） 精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 精神障害者小規模通所授産施設へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行	

Factory藍

【運営：社会福祉法人藍】

開 所 日 数	週5日	定員	22人（就労継続支援B型 22人）
事業の開始	昭和58年 6月 平成15年10月 平成20年 4月 平成28年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍工房） 精神障害者小規模通所授産施設へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行 名称変更（Factory藍）	

まごの手便

【運営：社会福祉法人めぐはうす】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 8年 4月 平成23年 4月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 就労継続支援B型事業所へ移行	

まもりやま工房

【運営：社会福祉法人榎の木会】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型 40人）
事業の開始	平成 3年 4月	北沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会）	
	平成 4年 4月	移転。大原福祉作業所に改称。	
	平成20年 4月	就労継続支援B型事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや榎の木会）	
	平成31年 4月	移転。まもりやま工房に改称。	

用賀福祉作業所

【運営：社会福祉法人せたがや榎の木会】

開所日数	週5日	定員	22人（就労継続支援B型 22人）
事業の開始	昭和63年 4月	奥沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会）	
	平成18年 4月	移転。用賀福祉作業所に改称。	
	平成20年 4月	就労継続支援B型事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや榎の木会）	

リバティ世田谷

【運営：特定非営利活動法人リンク・オブリばてい】

開 所 日 数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型 20人）
事業の開始	平成 8年 4月 平成21年 4月 平成25年10月	精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 就労継続支援B型事業所へ移行	

ワークランド・フレンドパーク

【運営：特定非営利活動法人S. U総合企画】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型 40人）
------	-----	----	-------------------

事業の開始	平成 8年 4月 精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月 就労継続支援B型事業所へ移行		
わくわく祖師谷		【運営：社会福祉法人せたがや櫛の木会】	
開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型 40人）
事業の開始	平成21年11月 旧砧保健福祉センター跡施設を活用し、生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所として開設		

< 民立施設在籍者数（50 音順）（各年度 4 月 1 日現在） >

（単位：人）

施設名	年次	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
アディクションリハビリテーションセンター すとおりの		14	13	12
アン		27	26	24
アンシェーヌ藍（Factory 藍分場）		21	21	19
泉の家（就労継続支援 B 型）		22	21	21
エイト		28	30	25
ガーデンカフェ「ときそら」		32	29	34
風の谷プロジェクト		24	25	29
上町工房		24	26	26
喜多見夢工房		14	14	15
喜多見夢工房分室		9	9	9
喫茶室パイン		26	22	20
Crazy Cats		39	26	30
コイノニアかみきた		22	25	25
さくら美術工房		14	14	14
さら就労塾@ぽれぽれ		22	27	19
さわやかはーとあーす世田谷（就労移行支援）		3	3	5
さわやかはーとあーす世田谷（就労継続支援 B 型）		59	56	55
しごとも		27	29	25
社会就労センターパイ焼き窯		55	57	58
就労移行支援事業所 T&F		23	20	22
就労支援施設 ゆに（UNI）（就労移行支援）		9	10	9
就労支援施設 ゆに（UNI）（就労継続支援 B 型）		20	18	26
就労支援施設 ゆに（UNI）分場 フェリーチェ （就労継続支援 B 型）		10	8	
白梅福祉作業所		37	33	35
すたじおごろん二子玉川			10	21
世田谷更生館（就労移行支援）		3	3	1
世田谷更生館（就労継続支援 B 型）		61	56	50
ちぐさ企画		23	23	24
Do-will		19	19	20
Navio けやき		27	31	34
nicoRe		34	32	34
にゃんこの館		32	34	39
のぞみ園		12	11	10
ハーモニー		33	31	35
パイ焼き茶房		21	25	28
Factory 藍		26	28	30

まごの手便	45	52	44
まもりやま工房	34	34	36
用賀福祉作業所	21	19	20
リバティ世田谷	22	21	22
ワークランド・フレンドパーク	41	39	40
わくわく祖師谷	42	41	43

重度障害者等就労支援特別事業

事業の開始

令和5年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	重度障害者等が「経済活動」を理由に現行の障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に必要な身体介護等を提供する。		
根拠法令等	[国] 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱 [区] 世田谷区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱		
対 象	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている 18 歳以上の方であって、原則として当区に居住地を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 民間企業に雇用されている方 1週間の所定労働時間が10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とします。 (2) 自営業者等上記以外の方 当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれる方で、従事する時間が1週間のうち10時間以上である方（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く）。		
予 算	[歳出] 3,010,824 円		決 算
			[歳入] [国]1,505,000 円 [都] 752,000 円
			[歳出] 10,751,727 円

<実績>

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度
決定者数	5	7

13. いきがい支援

区民ふれあいフェスタ		事業の開始
		昭和56年12月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係	
事業の概要、目的	障害者週間（12月3日～9日）を記念して、誰もがともに楽しみ理解を深めあうための事業。障害を克服し、他の障害者の模範となる者及び障害者の自立支援活動に尽くした功績が特に顕著である者に対して区長表彰を行うとともに、障害者週間記念作品展を行うなど、区民のふれあいの一日とする。	
根拠法令等	障害者基本法 第9条 [区]「区民ふれあいフェスタ」実施規約 世田谷区障害者週間記念区長表彰要綱 世田谷区障害者週間記念区長表彰審査会要領	
対 象	区内の障害者及び一般区民	
予 算	[歳出] 2,784,298 円	決 算
		[歳入] [国]1,740,000 円 [都]870,000 円 [歳出] 2,083,213 円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業（手話講師の派遣事業）との合算である。

事業の実績

1. 区長表彰（表彰者数）

年 度	自立生活者	自立生活努力者	自立支援功労者	自立生活援助者	自立支援功労団体
令和4年度	10	5	1	0	0
令和5年度	5	7	1	0	0
令和6年度	7	16	0	0	2

2. 企画実績

実施年度	出 演 者
令和4年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会を実施。
令和5年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会を実施。
令和6年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会、団体発表会を実施。

障害者週間記念作品展		事業の開始
		昭和56年12月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係	
事業の概要、目的	障害者週間記念事業のひとつとして、障害者の日常的な活動を紹介し、日頃の文化活動の成果を展示することにより障害者への理解をより深める。	
対 象	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会の構成団体および区内の障害者団体・施設	
事業の実績	令和4年度：11月21日から12月4日（保健医療福祉総合プラザ）	
	令和5年度：11月21日から12月8日（保健医療福祉総合プラザ）	
	令和6年度：11月26日から12月7日（保健医療福祉総合プラザ）	

14. 保健福祉施設の整備・助成

社会福祉法人に対する整備費助成（障害者）		事業の開始
		昭和63年9月
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当	
事業の概要、目的	社会福祉法人等が、障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、居宅介護等事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所、相談支援事業所、障害児相談支援事業所の施設整備に要する経費について補助することにより、施設の設置促進及び心身障害者（児）福祉の向上を図る。	
根拠法令等	地方自治法 第232条の2、社会福祉法 第58条 [都] 障害者（児）施設整備費補助要綱 障害者（児）施設整備特別促進補助要綱 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者（児）施設整備費補助金交付要綱 世田谷区障害者（児）施設整備特別促進補助金交付要綱 社会福祉法人に対する施設整備資金貸付要綱 都事業活用による障害者施設の設置及び運営に係る土地賃借料補助金交付要綱	
予 算	[歳出] 11,456,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 10,228,401 円

助成対象法人（令和6年度実績）

法 人 名	施 設 名	所 在 地	種別（定員・区枠）	開設年月
社 会 福 祉 法 人 東 京 都 手 を つ な ぐ 育 成 会	グループホームえにし	世田谷区	共同生活援助（13） 短期入所（2）	平成27年7月
社 会 福 祉 法 人 会 社 泉	泉 の 家	世田谷区	生活介護（26） 就労継続支援B型（25） 短期入所（3）	平成22年4月 （改築）
	コイノニアかみきた	世田谷区	生活介護（20） 就労継続支援B型（30） 共同生活援助（8）	平成30年11月
社 会 福 祉 法 人 い た る セ ン タ ー	イ タ ー ル 成 城	世田谷区	生活介護（45） 共同生活援助（10） 短期入所（5）	平成27年4月
社 会 福 祉 法 人 会 社 三 篠	ク ラ シ ノ オ ト 大 蔵	世田谷区	生活介護（40） 共同生活援助（20） 短期入所（3）	令和8年8月 （予定）

<助成法人数>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象法人数	3	3	4

障害者グループホーム整備助成		事業の開始
		平成14年4月
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当	
事業の概要、目的	障害者の居住の場としてグループホームを整備する社会福祉法人等に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、グループホームの整備を促進し、障害者福祉の向上を図る。	
根拠法令等	地方自治法 第232条の2、社会福祉法 第58条 [都] 障害者通所施設等整備費補助要綱 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱	
予 算	[歳出] 541,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 414,000 円

<助成法人数>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象法人数	1	2	1

障害者施設等運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当	
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支え、社会的自立の促進を図るため、社会福祉法人が行う施設運営事業や独自事業などに対して助成する。	
根拠法令等	地方自治法 第232条の2、社会福祉事業法 第56条 [区] 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区盲老人入所養護老人ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区障害者福祉施設緊急時一時保護（宿泊）事業補助金交付要綱	
予 算	[歳出]9,341,000 円	決 算 [歳入] [他] 332,590 円 [歳出] 9,145,286 円

助成対象法人

法人名	施設名	種 別	助成開始年月
友 愛 十 字 会	コ ー ポ 友 愛	身 体 障 害 者 福 祉 ホ ー ム	平 成 3 年 8 月
友 愛 十 字 会	友 愛 ホ ー ム	盲 老 人 入 所 養 護 老 人 ホ ー ム	平 成 4 年 4 月

令和6年度実績の緊急時一時保護（宿泊）事業助成法人

法人名	施設名	種 別
社 会 福 祉 法 人 会 武 蔵 野 会	九 品 仏 生 活 実 習 所	生活介護事業

<緊急時一時保護（宿泊）事業実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	3	2	1
延べ利用者数	9	3	1

グループホーム運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援し、自立生活を促進するため、また親なき後対策の一環として、社会福祉法人等が行うグループホーム運営事業に対して助成する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔区〕社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等利用者支援事業実施要綱 世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム運営費補助金交付要綱
予 算	〔歳出〕 282, 089, 000 円
決 算	〔歳入〕〔都〕 0 円 〔歳出〕 278, 073, 666 円

助成対象法人（令和6年度実績）

法 人 名	施 設 名	主な対象者	助成開始年月
社 会 福 祉 法 人 東 京 都 手 を つ な ぐ 育 成 会	ゴ ー ル ド ク レ ス ト	知 的 障 害 者	平成9年1月
	花 み ず き 寮	知 的 障 害 者	平成10年3月
	桐 花 荘	知 的 障 害 者	平成12年4月
	生 活 支 援 ホ ー ム 世 田 谷	知 的 障 害 者	平成15年4月
	野 沢 寮	知 的 障 害 者	平成16年12月
	グ ル ー プ ホ ー ム え に し	身 体 ・ 知 的 障 害 者 ※重複障害の方も利用可	平成27年7月
特 定 非 営 利 活 動 法 人 わ ら 人 会	私 の 家 セ ッ プ 世 田 谷	知 的 障 害 者	平成21年8月
	私 の 家 セ ッ プ 烏 山	知 的 障 害 者	平成22年8月
社 会 福 祉 法 人 武 蔵 野 人 会	か ら す や ま ホ ー ム	知 的 障 害 者	平成21年7月
社 会 福 祉 法 人 大 三 島 育 徳 人 会	ホ ー ム い ろ え ん ぴ つ	知 的 障 害 者	平成23年7月
社 会 福 祉 法 人 う る 福 お い の 里	ち ぐ さ ホ ー ム	精 神 障 害 者	平成14年10月
	ち ぐ さ ハ イ ム	精 神 障 害 者	平成14年10月
	メ ゾ ン ち ぐ さ	精 神 障 害 者	平成19年10月
社 会 福 祉 法 人 藍	G a r d e n 藍 I	知 的 障 害 者	平成28年8月
	G a r d e n 藍 II	知 的 障 害 者	平成28年8月
	G a r d e n 藍 III	精 神 障 害 者	平成28年8月
	G a r d e n 藍 IV	精 神 障 害 者	令和2年4月
	G a r d e n 藍 V	精 神 障 害 者	令和2年4月
社 会 福 祉 法 人 め ぐ は う 人 会	「 め ぐ 」	精 神 障 害 者	平成15年10月
一 般 社 団 法 人 桜 香	さくらハウス 第1 さくら	精 神 障 害 者	平成14年10月
	さくらハウス 第2 さくら	精 神 障 害 者	平成14年10月

	さくらハウス 第3 さくら	精 神 障 害 者	平成16年10月
	さくらハウス 第4 さくら	精 神 障 害 者	平成23年5月
	さくらハウス 第5 さくら	精 神 障 害 者	平成25年11月
社 会 福 祉 法 人 は	は る の 邑	精 神 障 害 者	平成15年10月
	と ど ろ き の 杜	精 神 障 害 者	平成21年1月
特 定 非 営 利 活 動 法 人 S . U 総 合 企 画	ラポール八幡山 第2	精 神 障 害 者	令和6年5月
	ラポール八幡山 第4	精 神 障 害 者	平成23年5月
医 療 法 人 社 団 風 鳴 会	い ち ご L i v i n g	精 神 障 害 者	平成17年10月
特 定 非 営 利 活 動 法 人 つ ど	グループホームきぬた	重 度 身 体 障 害 者	平成15年4月
社 会 福 祉 法 人 い た る セ ン タ ー	第12 いたるホーム カ ノ ン I ・ II	知 的 障 害 者	平成26年5月
	パ ン ブ ル	身 体 ・ 知 的 障 害 者 ※重複障害の方も利用可	平成27年4月
	ビ ー ト ル 喜 多 見	知 的 障 害 者	平成29年6月
	ア ネ モ ネ	知 的 障 害 者	令和元年5月
	プ リ ム ラ	知 的 障 害 者	令和元年6月
	ア ン ト	知 的 障 害 者	令和3年5月
特 定 非 営 利 活 動 法 人 世 田 谷 区 聴 覚 障 害 者 協 会	さ ぎ そ う ハ ウ ス	身 体 障 害 者	平成26年9月
社 会 福 祉 法 人 な ご み 福 祉 会	グ ル ー プ ホ ー ム こ こ か ら	身 体 ・ 知 的 障 害 者 ※重複障害の方も利用可	平成26年12月
特 定 非 営 利 活 動 法 人 S U N	グ ル ー プ ホ ー ム グ レ ー プ バ イ ン	精 神 障 害 者	平成27年2月
社 会 福 祉 法 人 せ た が や 檜 の 木 会	どんぐりホーム上町	知 的 障 害 者	平成27年6月
	グループホームめぐり	身 体 ・ 知 的 障 害 者 ※重複障害の方も利用可	令和6年1月
一 般 社 団 法 人 あ す ぼ	グループホーム西田荘	精 神 障 害 者	平成29年8月
	メ ゾ ン Y O U	精 神 障 害 者	平成31年3月
	ベ ル ハ イ ム	精 神 障 害 者	令和2年8月
	く ろ が ね ハ イ ム	精 神 障 害 者	令和2年8月
	セ ン チ ュ リ ー ハ イ ツ	精 神 障 害 者	令和5年5月
	コ ー ボ さ つ き	精 神 障 害 者	令和6年10月
一般社団法人ケーツージョイフル	グループホーム Smiley	知 的 障 害 者	平成30年2月
	グループホーム J o y	知 的 障 害 者	平成30年3月
ボ ン シ エ ル 合 同 会 社	グランシエル桜丘 1	知 的 障 害 者	平成30年6月
	グランシエル桜丘 2	知 的 障 害 者	平成30年6月
	グランシエル明大前 1	知 的 障 害 者	令和元年12月
	グランシエル明大前 2	知 的 障 害 者	令和元年12月
社 会 福 祉 法 人 泉 会	こ い の に あ	知 的 障 害 者	平成30年11月
株 式 会 社 ハ ル カ デ イ ズ	ミライハウス芦花公園	知 的 障 害 者	令和3年6月

	ミライハウス世田谷区代沢	知的障害者	令和3年9月
一般社団法人おはな	はなみずきの家	精神障害者	令和元年8月
	たんぽぽの家	精神障害者	令和5年5月
一般社団法人 発達障がいのためのハッピーライフ研究会	等々力ホーム	精神障害者	令和元年8月
	電 G ホーム	精神障害者	令和4年11月
株式会社 S t a r s	アイリスホーム奥沢	精神障害者	令和3年1月
	アイリスホーム笹塚	精神障害者	令和4年9月
	アイリスホーム千歳烏山	精神障害者	令和4年12月
	アイリスホーム笹塚2	精神障害者	令和5年2月
	アイリスホーム千歳烏山2	精神障害者	令和5年6月
	アイリスホーム笹塚3	精神障害者	令和5年11月
株式会社コンサルティング ZERO	グループホームHARU宇奈根	知的障害者	令和3年4月
	ラ・メゾン大原	精神障害者	令和4年9月
イノセンス株式会社	シェリルハウス世田谷	知的障害者	令和3年4月
	シェリルハウス世田谷若林	知的障害者	令和4年8月
株式会社はっぴーライフ	ちやお上北沢	知的障害者	令和3年5月
	ちやお三軒茶屋	知的障害者	令和3年10月
	ちやお下北沢	精神障害者	令和6年8月
合同会社 L I V E N O W	まんまる砦	精神障害者	令和4年8月
	まんまる砦2	精神障害者	令和5年11月
	まんまる松原	精神障害者	令和5年11月
	まんまる芦花公園	精神障害者	令和7年1月
	まんまる芦花公園2	精神障害者	令和7年1月
株式会社 Hero stories	世田谷ヒーローハウス	精神障害者	令和4年10月
合同会社 u s	u s 宇奈根	知的障害者	平成29年11月
	u s 喜多見	知的障害者	令和5年4月
株式会社オフィス宮寺	烏山の家	精神障害者	令和5年6月
	烏山のアパート	精神障害者	令和6年10月
株式会社ポルタオーラ	上北沢ハウス	精神障害者	令和5年8月
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	はあと北烏山	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	令和6年9月

15. その他

障害者福祉団体連絡協議会		事業の開始
		昭和52年5月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係	
事業の概要、目的	障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障害者の自立と生活の質の向上を図る。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者福祉団体連絡協議会運営補助要綱	
事業の実績	連絡協議会を構成する団体数 15 団体 活動実績 役員会、定例会、実情報告会 障害者週間記念事業区民ふれあいフェスタへの協力	
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会構成団体		(令和7年5月現在)
団 体 名		
世田谷区身体障害者福祉協会		
特定非営利活動法人 ヒューマンハーバー世田谷		
公益社団法人 日本オストミー協会 東京支部世田谷交流会		
世田谷区重症心身障害児（者）を守る会		
世田谷生活と健康を守る会しょうがい部会		
特定非営利活動法人 自立の家		
世田谷区肢体不自由児（者）父母の会		
特定非営利活動法人 世田谷区聴覚障害者協会		
世田谷区パーキンソン病友の会		
特定非営利活動法人 世田谷さくら会		
世田谷区手をつなぐ親の会		
特定非営利活動法人 世田谷区視力障害者福祉協会		
特定非営利活動法人 世田谷ミニキャブ区民の会		
特定非営利活動法人 せたがや移動ケア		
ふたばの会		

世田谷区自立支援協議会		事業の開始
		平成19年10月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす。 総合支所ごとにエリア協議会を、また具体的なテーマの協議のため必要に応じて部会を設置する。	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔区〕世田谷区自立支援協議会設置要綱	
事業の実績	委員数：43 名 協議会：年2回（7月、1月） 運営会議：年10回 シンポジウム：年1回 部会：地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会、子ども部会	

障害者団体助成		事業の開始	
		昭和57年9月	
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	障害者（児）のために行う事業、その他団体運営に必要な経費の一部を助成し、障害者（児）福祉団体を育成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者（児）福祉団体助成補助金交付要綱		
対 象	区内に住所を有する障害者を対象として補助事業を行う団体（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規程する社会福祉法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすもの及び区長が特に認める団体とする。 （1）障害者若しくは難病を有する者、その家族又は支援者により構成されたもの（支援者のみで構成されたものを除く。）であること。 （2）区内に事務所を有すること。 （3）構成員の人数が30名以上であり、かつ、当該構成員の過半数が区内に住所を有する者であること。 （4）要綱第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業を2年以上実施した実績を有すること。		
事業の実績	交付団体数 9 団体		
予 算	〔歳出〕 4,335,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 4,111,000 円

精神保健福祉団体連携事業運営助成		事業の開始	
		平成8年4月	
窓 口	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事 業 所 管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	精神保健福祉団体に構成されている組織又は団体に対し、その運営・活動費用の一部を助成することにより、事業連携や団体間交流を活発化させ、精神保健及び精神障害者福祉を推進する。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区精神保健福祉団体連携事業補助金交付要綱		
対 象	世田谷区内で活動する下記（1）～（3）のいずれかに該当する精神保健福祉団体3 団体以上で構成される組織又は団体 （1）精神障害者を主な対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業を運営する団体 （2）精神障害者又は精神障害者の家族により構成される団体 （3）その他、区長が認める団体		
事業の実績	交付団体数 5 団体		
予 算	〔歳出〕 976,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 818,063 円

障害者親亡きあと対策		事業の開始	
		平成7年4月（訪問開始は平成8年から）	
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	区外の施設で生活している障害のある方のうち、親の高齢化などによって訪問する親族等がない方を、区民等が訪問する事業（訪問里親事業）である。 これにより、障害のある方と生まれ育った地域“世田谷”との交流を継続し、併せて施設における処遇の向上といきいきの促進に寄与する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区訪問里親事業実施要綱		
対 象	身体障害者福祉法等に基づく施設で生活している障害のある方で、親や親族などによる施設訪問が見込めない方。		
予 算	〔歳出〕 47,000 円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕 17,860 円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	0	2	2

バス派遣

事業の開始

昭和61年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	障害者（児）福祉団体等の実施する行事（研修会、講演会、機能等の回復訓練及び相談会等）の活動にバスを派遣する。これにより、障害者（児）の外出等の社会参加の機会を増やす。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害者（児）福祉団体等バス派遣事業運営要綱		
対象	要綱別表に掲げる団体		
事業の実績	派遣団体数 10 団体		
予算	〔歳出〕 2,893,456 円	決算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 2,890,000 円

手話講師の派遣事業

事業の開始

令和元年12月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	世田谷区の共生社会ホストタウンの活動計画にある「心のバリアフリー」を推進する事業の一つとして、世田谷区立小学校に対し手話についての指導等を行う講師を派遣することで、障害理解、差別解消、手話の普及・啓発を促進する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区手話講師の派遣事業運営要綱		
対象	世田谷区立小学校3年生以上		
予算	〔歳出〕 1,663,220 円	決算	〔歳入〕 〔国〕1,740,000 円 〔都〕870,000 円 ※ 〔歳出〕 1,663,220 円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業との合算額である。

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣学校数	25	23	30
派遣クラス数	77	72	111

児童福祉施設に対する技術支援

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	障害に関する専門知識を有する者が配慮を要する児童等が在籍する児童福祉施設等を巡回し、生活場面における関わり方や環境調整等について実践的な助言を行う。児童福祉施設等の職員の資質の向上を図り、ひいては要配慮児童が地域で適切な配慮を受け、安心して地域生活が送れるようにする。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区児童福祉施設等に対する巡回支援事業実施要綱		
対象	支援を希望する認可保育園、幼稚園、新BOP等		
事業の実績	令和6年度実績 延べ232回		
予算	〔歳出〕 11,096,000 円	決算	〔歳入〕 〔国〕1,123,000 円 〔都〕562,000 円 〔歳出〕 11,096,000 円

ピアサポート支援プログラム

事業の開始

平成24年10月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達障害特性のある方を対象に社会的自立に向けた準備の機会を創出するため、ピアサポートによる支援の場「みつけばハウス」を開設し、様々な体験型のプログラムを提供する（平成28年6月より事業開始）。 せたがや若者サポートステーション（サポステ）、メルクマールせたがや、ぶらっとホーム世田谷利用者のうち、社会性やコミュニケーションに課題があるなど発達障害的な特性が原因で就労・自立につながりにくい若者に対して、自己肯定感の向上や自己の特性への気づきを促すため、出張プログラムを実施する。 平成31年1月からは、小学校高学年～中学生世代の発達障害の特性をもつ区民を対象に、興味関心の拡大やひきこもり予防を目的とした出張プログラムを実施している。 令和3年度より年齢制限を撤廃し、主に30歳～50歳の年齢層に向けたプログラムを実施している。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区発達障害者へのピアサポート支援事業実施要綱		
対 象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の者		
事業の実績	令和6年度実績 みつけばハウスプログラム参加者 延べ1,973名 出張プログラム参加者 延べ19名		
予 算	〔歳出〕 31,841,260 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕0 円 〔都〕7,432,000 円 〔歳出〕 31,841,260 円

緊急時バックアップセンター運營業務

事業の開始

令和4年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課施策推進担当		
事業の概要、目的	障害者のご家族等の介護者が、急病や事故等で支援ができなくなった場合のような、突発的な緊急事態が発生した際に、当面の生活の維持のためのコーディネートを行う。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（地域生活支援拠点等の整備） 〔区〕世田谷区地域生活支援拠点等事業実施要綱 世田谷区緊急時バックアップセンター事業実施要綱		
対 象	区内在住、または世田谷区内で障害福祉サービスを利用している方のうち、以下のいずれかに該当する方 （1）65歳未満の障害のある方 （2）障害福祉サービス等受給者証を所持している方 ※利用登録が必要		
予 算	〔歳出〕 63,483,745 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕14,163,000 円 〔都〕9,847,000 円 〔歳出〕 63,483,745 円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規利用登録者	137	172	217

※ 令和4年10月から北沢地域をモデルとして事業を開始

※ 令和6年1月から対象を区内全域に拡大

第4章 子ども・若者・家庭支援

1. 子ども・子育て支援

子ども家庭支援センター事業		事業の開始	
		平成8年（平成12年4月から総合相談開始、平成15年4月から子ども家庭支援担当窓口開始）	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課、子ども・若者部児童相談支援課		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	地域における子どもと家庭の福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら、子ども家庭総合ケースマネジメント（総合相談、在宅サービスの提供・調整等）、児童虐待の予防・防止、児童虐待の通告への対応、地域子育て支援活動、基盤整備を実施する。		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区子ども家庭支援センター事業実施要綱		
対 象	区内在住者		
事業の実績	下記の表のとおり		
予 算	〔歳出〕102,971,376円（会計年度任用職員の人件費を含む）	決 算	〔歳入〕〔国〕29,909,170円 〔都〕5,126,826円 〔他〕10,489,281円 〔歳出〕105,095,983円

<実績>

(1) 保護者等からの相談件数

（実人数）※虐待非該当となったものを含む

	令和6年度											
	全 域		世 田 谷		北 沢		玉 川		砧		烏 山	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
合 計	2,775	1,440	754	389	389	115	522	334	679	341	431	261
虐 待	1,853	903	497	230	261	79	413	247	416	199	266	148
養 護	803	526	234	159	97	36	94	86	229	134	149	111
障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
育 成 相 談	25	9	0	0	4	0	2	1	16	6	3	2
そ の 他	93	2	23	0	27	0	13	0	18	2	12	0

(2) 児童等に対する指導及び調査（新規・継続）

（延活動件数）

		令和6年度					
		全 域	世 田 谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
合 計		66, 559	26, 236	6, 548	13, 290	7, 598	12, 887
訪問 面接	児 童	3, 664	1, 091	444	838	509	782
	保護者	4, 924	1, 839	398	777	612	1, 298
	その他	5, 299	1, 231	545	1, 341	289	1, 893
所内 面接	児 童	2, 016	512	183	555	393	373
	保護者	5, 185	1, 258	381	1, 027	901	1, 618
	その他	5, 403	988	341	1, 946	189	1, 939
その他	児 童	1, 001	445	52	146	286	72
	保護者	15, 845	6, 807	1, 547	3, 219	2, 137	2, 135
	その他	23, 222	12, 065	2, 657	3, 441	2, 282	2, 777

(3) 個別ケース検討会議・支援会議案件数

(延人数)

	令和6年度					
	全 域	世 田 谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
緊急支援会議	2,825	724	369	580	671	481
支 援 会 議	7,702	1,802	980	1,437	2,039	1,444
個別ケース検討会議	205	21	19	25	34	106

利用者支援事業

事業の開始

平成27年4月（一部開始）

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課 おでかけひろば等					
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当、世田谷保健所健康推進課こころと体の健康（母子）担当					
事業の概要、目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。					
根拠法令等	子ども・子育て支援法 [区] 世田谷区利用者支援事業実施要綱 [区] 世田谷区子ども家庭支援センター子育て応援相談員設置要綱 [区] 世田谷区母子保健コーディネーター設置要綱					
事業の実績	○（特定型）各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 平成27年9月 事業開始 令和6年度相談件数 22,090 人（子育て応援相談員） ○（母子保健型）各総合支所健康づくり課 平成28年7月 事業開始 令和6年4月 児童福祉法改正により、子ども家庭センター型母子保健機能へ移行 令和6年度妊娠期面接の件数 6,979 人 （母子保健コーディネーター・地区担当保健師） ○（基本型）おでかけひろば等 平成27年4月 ひろば型中間支援センター開設 平成27年10月 おでかけひろば ぶりっじ@roka（烏山地域）内開設 平成28年10月 おでかけひろば @あみーご（北沢地域）内開設 平成30年3月 古民家 mamas@世田谷1丁目（世田谷地域）内開設 平成31年2月 おでかけひろば まーぶる（玉川地域）内開設 平成31年2月 おでかけひろば きぬたまの家（砧地域）内開設 令和6年3月 おでかけひろば mamas（世田谷地域）内閉鎖 令和6年4月 おでかけひろば ULALA（世田谷地域）内開設 ※令和2年度よりオンラインを活用した相談や関係機関連携を実施 ※令和5年度よりネウボラ・チームへ参入 令和6年度相談件数 4,411 人（地域子育て支援コーディネーター） 令和6年度出張・訪問活動件数 1,443 件（同上）					
対 象	子ども及びその保護者等、または妊娠している者及びその配偶者					
予 算	[歳出] 94,031,617 円			決 算	[歳入] [都] 63,052,000 円 [国] 119,693,000 円 [他] 23,826,868 円（会計年度任用職員の人件費を含む） [歳出] 87,751,692 円	

せたがや0→1 子育てエール (ファミリー・アテンダント事業)		事業の開始
		令和6年7月
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	子育て世帯への定期的な家庭訪問等により、育児に関する日常的な困りごとや悩みの早期把握を行うとともに、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携しニーズに寄り添った伴走型支援を実施することで、子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。 (1) 実施内容 見守り支援員が対象家庭へ毎月訪問し、対象児及び保護者の様子を伺うとともに子育て支援情報の提供を行う。また、訪問後には育児支援品の購入に利用できるデジタルギフトを配布する。フォローを希望する家庭においては、地域子育て支援コーディネーターによる伴走支援を実施する。 (2) 訪問頻度 原則月に1回(対象児1人あたり最大7回まで) (3) 育児支援品 訪問1回あたり3,000円分	
根拠法令等	[都] ファミリー・アテンダント事業補助金交付要綱 [区] 世田谷区ファミリー・アテンダント事業実施要綱	
事業の実績	令和6年度 対象者数：41,718件 訪問数：26,961件 訪問率：64.63%	
対 象	訪問日に世田谷区に住居登録のある、0歳5か月から11か月の子どもを育てている家庭	
予 算	[歳出] 448,173,600円	決 算 [歳入] [都] 292,063,000円 [歳出] 365,056,327円

バースデーサポート事業		事業の開始
		令和5年9月
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、都の「とうきょうママパパ応援事業」を活用し、対象となる家庭に子育てに関するアンケートを実施。回答後、子育て支援用品等の購入に利用できる家事・育児パッケージ(デジタルギフト)を配付する。 またアンケートでフォロー対象項目や面談希望ありを選択した場合は、ネウボラ・チームや栄養士、歯科衛生士から電話等でフォローする。	
根拠法令等	[都] とうきょうママパパ応援事業実施要綱 [区] 世田谷区バースデーサポート事業実施要綱	
対 象	令和5年4月1日以降に子どもが1歳の誕生日を迎える家庭 1歳の誕生月に世田谷区に住居登録のある子どもとその保護者 アンケート回答月に世田谷区に住居登録のある子どもとその保護者	
事業の実績	アンケート回答件数 5,676件 デジタルギフト配信件数 5,327件 フォロー対象件数 4,352件	
予 算	[歳出] 427,198,171円	決 算 [歳入] [都] 376,283,053円 ※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 376,283,053円

子どもの権利委員会		事業の開始
		令和7年7月
窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当	
事業の概要、目的	日常的に子どもが過ごす場や、区の実施する施策や事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。	
根拠法令等	[区] 世田谷区子どもの権利委員会条例 世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則	
予 算	[歳出] 1,890,600円(令和7年度当初予算額)	決 算 [歳入] — [歳出] —

要保護児童支援協議会		事業の開始
		平成18年1月
窓口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 子ども・若者部児童相談支援課	
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当	
事業の概要、目的	要保護児童の早期発見・支援及び虐待の予防的取り組みの推進を図るために、関係機関のネットワーク会議（代表者会議・実務担当者会・個別ケース検討会議）を実施する。	
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区要保護児童支援協議会設置要綱	
対象	協議会を構成する関係機関等	
事業の実績	令和6年度 代表者会議6回、実務担当者会60回、個別ケース検討会議133回	
予算	[歳出] 51,100円	決算 [歳入] 27,400円 [歳出] 41,100円

子どもの権利擁護機関 「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと）		事業の開始
		平成25年7月
窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課子どもの権利擁護担当	
事業の概要、目的	子どもの権利を擁護し、救済を図るための、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として、いじめなどの子どもの権利侵害について相談を受け、助言や支援を行う。必要に応じて関係機関等に対する調査、調整等を行う。	
根拠法令等	[区] 世田谷区子どもの権利条例、世田谷区子どもの権利条例施行規則	
対象	区に在住・在学・在勤の18歳未満の子ども（18歳、19歳で学校や施設に在籍する未成年も含む）	
事業の実績	令和6年度 相談件数（新規件数）362件	
予算	[歳出] 13,152,000円	決算 [歳入] [都] 19,941,000円（会計年度任用職員の人件費分歳入含む） [他] 3,367,544円 [歳出] 10,824,794円

児童虐待通告窓口・ 子ども・子育てテレフォン		事業の開始
		平成17年10月 令和2年4月 児童虐待通告窓口開設
窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当、児童相談所	
事業の概要、目的	○児童虐待通告窓口：令和2年4月の児童相談所開設に伴い、区の児童虐待通告窓口を統一した「0120-52-8343（子にやさしさ）」を開設した。24時間365日虐待の通告・相談を受け付ける。 ○子ども・子育てテレフォン：子ども・子育てに関するあらゆる相談を平日夜間・土日祝日に電話で受け付け、必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげる（03-5451-1211）。	
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法 [区] 世田谷区児童虐待通告共通ダイヤル事業実施要綱 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業実施要綱	
対象	子ども・子育て家庭等	
事業の実績	令和6年度 相談件数 子どもテレフォン36件・子育てテレフォン427件	
予算	[歳出] 18,130,828円	決算 [歳入] [国] 4,308,150円 [都] 4,737,080円 [歳出] 18,090,460円

さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業）

事業の開始

令和元年6月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援が必要と認められる妊産婦を対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 (1) 派遣回数 1週間に1回、合計12回まで (2) 援助内容 家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談（1回あたり2時間）		
根拠法令等	〔区〕世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱		
対 象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）又は出産後1年未満の産婦		
事業の実績	令和6年度 利用決定件数 268件、延長決定件数 107件、延べ訪問回数 3,380回		
予 算	〔歳出〕 15,498,240円	決 算	〔歳入〕〔都〕22,680,000円（返還額含む） 〔歳出〕21,249,502円

ツインズプラスサポート事業

事業の開始

令和3年4月

窓 口	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援を必要とする妊産婦であって、その子が多胎児であるものを対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 (1) 上限時間 妊娠期～1歳未満：240時間 1歳～2歳未満：180時間 2歳～3歳未満：120時間 (2) 援助内容 家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談		
根拠法令等	〔区〕世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱		
対 象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）から出産後3年未満の産婦で、その子が多胎児のもの		
事業の実績	令和6年度 利用決定件数 妊娠期～1歳未満：77件 1歳～2歳未満：65件 2歳～3歳未満：46件 延べ訪問回数 7,994回		
予 算	〔歳出〕52,800,217円	決 算	〔歳入〕〔国〕3,968,000円 〔都〕57,925,000円（返還額含む） 〔歳出〕58,343,599円

多胎児家庭タクシー料金助成		事業の開始	
		令和3年4月	
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	乳児健診等の母子保健事業や多胎児家庭の交流会への参加等の際に利用したタクシー料金を助成（上限：24,000 円）することで、多胎児を育てる家庭の外出時の経済的負担を軽減し、外出を促進する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区多胎児家庭のタクシー料金に係る助成金支給要綱		
対 象	区内に在住する 3 歳未満の多胎児を育てる保護者 （令和 4 年 8 月より、区内に在住する 3 歳未満の多胎児を育てる保護者）		
事業の実績	支給者数：83 名		
予 算	〔歳出〕 2,310,232 円	決 算	〔歳入〕〔都〕1,259,000 円（※今年度精算を踏まえた額） 〔歳出〕 1,259,842 円

産後ケア事業		事業の開始	
		平成20年3月	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	産後の心身共に不安定な時期に育児不安や育児疲れがあり、家族などから支援を受けられない人を対象にショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）により母子のケアを行い、予防的・総合的に子育て家庭を支援する。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区立産後ケアセンターを利用した産婦が孤立や不安、悩み等を解消できるようにするため、オンライン相談事業を実施する。 令和5年4月より、産後ケア事業実施施設の地域偏在の課題に対応するため、至誠会第二病院での産後ケア事業を開始。また、同年10月より区立産後ケアセンター受託事業者によるアウトリーチ（居宅訪問型）を開始。周囲のサポートが少なくなり、かつ乳児の個性や発育発達に合わせた育児課題が生じる産後1年未満までを支援対象とする。		
根拠法令等	母子保健法 〔区〕世田谷区立産後ケアセンター条例 世田谷区産後ケア事業実施要綱		
対 象	ショートステイ・デイケア：区内に在住で、産後に育児疲れや育児不安があり、家族などから支援を受けられない生後4ヶ月未満の母子 オンライン相談：区立産後ケアセンターを利用したことのある1歳未満の母子 アウトリーチ：出産後から1歳未満の母子		
事業の実績	【区立産後ケアセンター】 令和6年度 利用実数（母子）1,008組 母子ショートステイ 3,363日 母子デイケア 402日 きょうだいショートステイ 47日 きょうだいデイケア 7日 オンライン相談 52件 アウトリーチ 422日 【ママズルーム】 令和6年度 利用実数（母子）208組 母子デイケア 493日 【至誠会第二病院】 令和6年度 利用実数（母子）178組 母子デイケア 643日		
予 算	〔歳出〕 31,696,000円	決 算	〔歳入〕〔国〕 58,187,780円 〔都〕 58,188,000円 〔他〕 7,728,650円 〔歳出〕 318,547,779円

赤ちゃん・子どものショートステイ事業		事業の開始 平成5年4月	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、乳児院・児童養護施設等で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：日本赤十字社医療センター附属乳児院、愛恵会乳児院、児童養護施設 福音寮、協力家庭） (1) 利用要件 疾病、出産、介護、事故、災害、育児疲れ等 (2) 事業内容 食事その他の身の回りの世話、学習指導 (3) 利用期間 一回につき原則として7日以内 (4) 費用負担 利用料1日につき3,000円 (生活保護受給・住民税非課税世帯は無料)		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区子育て短期支援事業実施要綱		
対 象	区内に在住する児童で、0歳以上12歳以下		
事業の実績	【日本赤十字社医療センター附属乳児院】 令和6年度 利用日数346日 【愛恵会乳児院】 令和6年度 利用日数226日 【児童養護施設福音寮】 令和6年度 利用日数1,162日 【協力家庭】 令和6年度 利用日数10日		
予 算	【歳出】72,205,665円（要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む）	決 算	【歳入】〔国〕12,988,000円〔都〕11,681,000円 （要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む） 【歳出】71,426,600円（要支援・トワイライトステイを含む）

要支援家庭を対象としたショートステイ事業		事業の開始 平成30年4月	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、区内の児童養護施設で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設 福音寮） (1) 利用要件 強い育児疲れ等 (2) 事業内容 食事その他の身の回りの世話、学習指導、行動観察等 (3) 利用期間 一回につき原則として14日以内 (4) 費用負担 なし		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区子育て短期支援事業実施要綱		
対 象	区内に在住する児童で、1歳以上中学生以下		
事業の実績	令和6年度 利用日数489日		
予 算	〔歳出〕赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上	決 算	〔歳入〕赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 〔歳出〕赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

トワイライトステイ事業

事業の開始

平成15年4月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	保護者が仕事等により、帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等に区内の児童養護施設で預かることにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設 福音寮） (1) 利用要件 仕事等 (2) 事業内容 食事その他の身の回りの世話、生活指導 (3) 利用期間 1人につき年間30日を限度とする (4) 費用負担 利用料1回につき1,600円 （生活保護受給・住民税非課税世帯は無料）		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区子育て短期支援事業実施要綱		
対 象	区内に在住する小学生の児童		
事業の実績	令和6年度 利用日数36日		
予 算	[歳出] 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上	決 算	[歳入] 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 [歳出] 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

子どもへの食の支援事業

事業の開始

令和元年7月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	支援が必要でありながら地域で孤立した家庭に、地域住民の派遣による「食の支援サポーター派遣事業」と弁当配達を通じた見守りを行う「子ども配食事業」を通じて必要な支援につなぎ、養育環境の悪化防止を図る。 「子ども配食事業」は保護者の疾病等による入院及び治療又は解雇、失職等を理由に家庭状況が急変し、一時的に食の支援が必要な家庭を含める。		
根拠法令等	[区] 世田谷区食の支援サポーター派遣事業実施要綱、世田谷区子ども配食事業実施要綱		
対 象	区内在住の児童の食に課題があり、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭		
事業の実績	令和6年度 食の支援サポーター派遣事業 利用世帯数 10世帯 子ども配食事業 利用世帯数 91世帯		
予 算	[歳出] 12,998,142円	決 算	[歳入] [国] 7,833,000円 [歳出] 12,542,852円

学生ボランティア派遣事業

事業の開始

平成18年12月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	虐待を受けている（受けていた）児童等に学生ボランティアを派遣して、遊び、学習、話し相手などの活動を行い、当該児童の健全な育成及び自立を支援する。		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区学生ボランティア派遣事業実施要綱		
対 象	区内在住の虐待を受けている、又は不適切な養育環境にある児童等		
事業の実績	令和6年度 派遣回数 147回		
予 算	[歳出] 7,914,040円	決 算	[歳入] [国] 1,483,000円（子育て世帯訪問支援事業） [都] 1,983,000円（子育て世帯訪問支援事業） [歳出] 7,227,180円

親支援事業		事業の開始	
		平成25年4月	
窓 口	児童相談支援課、各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）、健康づくり課		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	子育て支援並びに児童虐待の未然防止及び進行防止を目的とし、要保護児童支援に係る親支援事業を実施する。		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区親子関係形成支援事業実施要綱		
対 象	ペアレントトレーニング 3歳～小学3年生のお子様の保護者の方で、「ついイライラして怒りすぎてしまう」等お悩みの方		
事業の実績	令和6年度 ペアレントトレーニング 全7回×2期 第Ⅰ期参加者8名 第Ⅱ期参加者7名		
予 算	[歳出]1,527,600円	決 算	[歳入] [国] 103,000円 [都] 568,000円 [歳出]1,141,855円

養育支援等ホームヘルパー訪問事業		事業の開始
		昭和 58 年 4 月 (平成 19 年 4 月より新要綱で実施) 平成 30 年 4 月事業名変更
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）	
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当	
事業の概要、目的	何らかの事情で子どもの養育が困難と認められる世帯（ひとり親となって 2 年以内、就業、保護者または子どもの一時的傷病等により、日常生活で援助が必要な、小学 3 年生以下の子どものいるひとり親世帯を含む）に対し、一定期間ホームヘルパーが訪問することで、児童に対する虐待の予防並びに、養育困難家庭等の自立及び児童の健全な育成を支援する。 援助内容は、育児、子どもの送迎・登校準備、子どもへの援助（食事、掃除、洗濯、入浴）、養育の自立に向けた親への支援等を行う。 (1) 訪問日数 原則として月 12 日以内。ただし、ひとり親家庭で一時的傷病の場合は、月 6 日以内。 (2) 訪問時間 午前 7 時から午後 9 時までの間で、2 時間以上 8 時間以内の必要な時間。（日曜、祝、休日は 10 時間まで） (3) 訪問期間 ①子どもの養育に困難があり、かつ、子どもの健やかな成長に何らかの支障がある場合は、訪問開始後 1 年以内。 ②小学 3 年生以下の子どもがいるひとり親家庭で就業等により子どもの養育に支障がある場合は、当該子どもが小学 3 年生を修了するまでの期間内で、通算 2 年以内。 ③ひとり親家庭で一時的傷病の場合は治療期間。 (4) その他 所得制限または所得に応じて利用負担金あり。	
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法 [区] 世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業実施要綱、同取扱要領	
対 象	世田谷区に住所がある世帯のうち ①子どもの養育に著しく困難があり、かつ子どもの成長に支障がある家庭 ②小学 3 年生以下の子どものいるひとり親家庭で、ひとり親になった直後(2 年以内)や、就業等により子どもの養育に著しく支障がある家庭や、保護者または子どもが一時的傷病である家庭 ※ただし、祖父母が面倒を見られる場合は訪問できない。 ※②の場合は、世帯の所得が基準限度額以下であることが必要。	

事業の実績		令和6年度 延べ訪問回数 5,301回	
予 算	[歳出] 50,735,000 円	決 算	[歳入] [国] 10,119,000 円 [都] 12,825,000 円 [他] 5,826,550 円 [歳出] 50,379,681 円

子育てステーション

事業の開始

平成18年9月

窓 口	各子育てステーション		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	利便性の高い駅前に「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援施設を設置し、在宅を含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図る。		
対 象	子育て家庭		
事業の実績	平成18年9月 子育てステーション成城開設 平成20年4月 子育てステーション世田谷開設（平成19年12月一部開設） 平成20年9月 子育てステーション烏山開設 平成22年4月 子育てステーション桜新町開設（平成22年3月一部開設） 子育てステーション梅丘開設		
予 算	[歳出] 253,304,000 円	決 算	[歳入] [国] 45,423,000 円 [都] 45,313,290 円 [他] 18,483,695 円 [歳出] 247,561,657 円

おでかけひろば

事業の開始

平成17年11月

窓 口	各実施施設		
事業所管	子ども・若者部 子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育課 区立保育園運営担当		
事業の概要、目的	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばを開設し、子育て相談や子育て情報の提供等を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る。		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区おでかけひろば事業実施要綱		
対 象	区内在住の未就学の児童及びその保護者		
事業の実績	平成17年度 子ども・子育て総合センター（かもちゃんひろば）、子育てルーム SHIP 開設 平成18年度 子育てステーション成城おでかけひろば開設 平成19年度 子育てステーション世田谷おでかけひろば、のぞわテットーひろば、ぼっばちゃんひろば、すこやか広場開設 平成20年度 子育てステーション烏山おでかけひろば、おでかけひろば@あみーご開設 平成21年度 子育てステーション桜新町おでかけひろば開設 平成22年度 子育てステーション梅丘おでかけひろば、みずき広場開設 平成24年度 ひまわり開設 平成26年度 おでかけひろば ぶりっじ@roka、おでかけひろば ぼっこ、きぬたまの家開設 平成27年度 そらまめハウス、生活クラブ子育て広場ぶらんこ、けやき広場開設 平成28年度 おでかけひろば一空、かみのげおでかけひろば、古民家 mamas@世田谷1丁目、ひよっこりひろば開設 平成29年度 たまがわ いち・にい・さん、おでかけひろば まーぶる、おでかけひろば FUKU*fuku、ぐみの木ひろば、玉堤一丁目おでかけひろば開設		

	平成30年度	おでかけひろば すぷーん、おでかけひろば三宿、おでかけひろばULALA、おひさまひろば、おでかけひろばcobaco 開設
	令和元年度	おでかけひろばにじ、Hotto Café つきの木ひろば、おでかけひろばCIRCUS、おでかけひろば おりーぶ、おでかけひろばcotton、生活クラブ子育て広場ぶらんこ粕谷開設
	令和2年度	ふかさわおでかけひろばワークスペースプラス、おでかけひろばクスクス、おでかけひろばどんぐり開設
	令和3年度	おでかけひろばまもりん開設
	令和5年度	おでかけひろばはあと、うさぎの縁がわ、おでかけひろばゆるり開設
	令和6年度	おでかけひろばOhana、おでかけひろばブレイス、おでかけひろばまるから開設
	令和6年度年間利用者数	271,896 人（子育てステーション含む）
予 算	【歳出】436,336,000 円（子育てステーション分を除く）	
決 算	【歳入】 国 146,695,000 円（子育てステーション分を除く） 都 146,694,000 円（子育てステーション分を除く） 他 60,000 円 【歳出】 366,582,735 円（子育てステーション分を除く）	

子どもの一時預かり「ほっとステイ」

事業の開始

平成18年3月

窓 口	各実施施設
事業所管	子ども・若者部 子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育課 区立保育園運営担当
事業の概要、目的	保護者の預け入れの理由を問わずに子どもを短時間預かることにより、児童虐待の未然防止に寄与し、子育て中の親のリフレッシュ等の育児負担の軽減を図る。（事前に登録と利用予約が必要。）
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区ほっとステイ事業実施要綱
対 象	区内在住の生後4か月以上から就学前までの児童（ただし、施設により1歳以上から実施）
事業の実績	平成18年度 子ども・子育て総合センターほっとステイ開始 平成19年度 子育てステーション成城ほっとステイ、子育てステーション世田谷ほっとステイ、まちもりほっとステイ SUKUSUKU 開設 平成20年度 子育てステーション烏山ほっとステイ開設 平成21年度 子育てステーション桜新町ほっとステイ開設 平成22年度 子育てステーション梅丘ほっとステイ開設 平成24年度 子育てステーション烏山0歳児の一時預かり実施 平成25年度 子育てステーション梅丘・桜新町0歳児の一時預かり実施 平成26年度 おでかけひろば ぶりっじ@roka 内にて一時預かり実施（0歳児含む） きぬたまの家内にて一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば@あみーご内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成27年度 生活クラブ子育て広場ぶらんこ内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成28年度 子ども・子育て総合センターほっとステイ 終了 オリーブ保育園ぼっぼ、カムパネルラ経堂 開設 平成29年度 おでかけひろば まーぶる内にて一時預かり実施（0歳児含む） 玉堤一丁目おでかけひろば内にて一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば FUKU*fuku 内にて一時預かり実施（0歳児含む） 平成30年度 おでかけひろば三宿内にて一時預かり実施（0歳児含む） おひさまひろば内にて一時預かり実施（0歳児含む） たまがわ いち・にい・さんにて一時預かり実施（0歳児含む） 子育てステーション世田谷・成城0歳児の一時預かり実施 令和元年度 Hotto Café つきの木ひろば一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろばcotton 一時預かり実施（0歳児含む） 生活クラブ子育て広場ぶらんこ粕谷開設一時預かり実施（0歳児含む） 令和2年度 ほっとステイ CIRCUS 開設（0歳児含む） ふかさわおでかけひろばワークスペースプラス一時預かり実施（0歳児含む）

	おでかけひろばクススー時預かり実施（0歳児含む） 令和3年度 おでかけひろば にじ一時預かり実施（0歳児含む） おでかけひろば どんぐり一時預かり実施（0歳児含む） 令和4年度 おでかけひろば まもりん一時預かり実施（0歳児含む） 令和6年度 おでかけひろば はあと一時預かり実施（0歳児含む） 令和6年度年間利用者数26,491人（子育てステーション含む）		
予 算	【歳出】83,827,000円（子育てステーション分を除く）	決 算	【歳入】【国】29,426,280円（子育てステーション分を除く） 【都】29,352,000円（子育てステーション分を除く） 【他】2,326,700円 【歳出】80,382,286円（子育てステーション分を除く）

ファミリー・サポート・センター事業

事業の開始

平成27年7月

窓 口	世田谷区ファミリーサポートセンター（世田谷区社会福祉協議会内）		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	子育ての援助を受けたい会員（利用会員）と援助を行いたい会員（援助会員）との相互援助活動の調整等を行い、地域における子育てに関する支えあいを推進し、多様なニーズへの対応を図る。		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱		
対 象	利用会員／区内在住の生後43日～小学6年生までの子どもの保護者 援助会員／区内在住の18歳以上（高校生不可）で必要な研修を修了した者		
予 算	【歳出】74,934,172円	決 算	【歳入】【国】13,111,000円【都】14,650,000円 【歳出】74,939,672円

<実績>

延べ利用件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児童	18,664	20,097	22,098
就学児童	4,329	5,123	4,917

発達支援親子グループ事業

事業の開始

平成24年5月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	保育士や心理士の支援のもと、子どもの発達に心配を持つ保護者が、子どもとの関わり方などを子どもとの遊びなどを通して学び、子どもの個性を活かす方法を見つけ、養育力を高めることにより、子育ての不安や負担の軽減を図る。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区発達支援親子グループ事業実施要綱		
対 象	区内に在住する発達が心配されるおおむね3歳から小学校就学前までの子ども及びその保護者（ただし、児童発達支援の受給者は除く）		
事業の実績	令和6年度参加親子53組		
予 算	【歳出】2,543,000円	決 算	【歳入】【都】10,881,000円（会計年度任用職員の人件費を含む） 【他】2,501,554円（会計年度任用職員の人件費を含む） 【歳出】1,954,132円

地域人材育成支援

事業の開始

平成17年3月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の	区内で子ども・子育て支援活動を行っている団体等に交流と学習の機会を提供することで、		

概要、目的	団体同士のネットワークの構築を促し、地域に活動を発信し、地域の子育て力の向上を図る。おでかけひろばやほっとステイのスタッフに対する研修等を充実し、子どもと関わる人材育成を図る。		
対 象	子育て支援者、おでかけひろばやほっとステイのスタッフ等		
事業の実績	令和6年度子育て活動団体交流会4回、ひろばリーダー研修2回、ひろば中堅者研修1回、ひろば初任者ステップアップ研修1回、ひろば初任者研修2回、ひろばテーマ別研修2回、保育サポーター養成講座1回		
予 算	〔歳出〕 5,395,988 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 2,572,000 円 〔歳出〕 4,573,136 円

子育て活動団体補助事業

事業の開始

平成7年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	区内で自主的な子育て活動を行っている団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。 補助金額 5万7千円 + 区内在住の3～5歳児数×1万1千円 ※1 団体あたりの限度額 100万円。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区子育て活動団体補助事業補助金交付要綱		
対 象	(1) 3～5歳児が5名以上在籍(4月1日現在)していること (2) (1)のうち区内在住の3～5歳児が3名以上在籍していること (3) 代表者の住所または施設が区内にあること (4) 週2回以上かつ1回2時間以上の活動を年間を通じて行っており、1年以上の活動実績あること (5) 所属幼児が幼稚園・保育園に在籍(4月1日現在)していないこと (6) 他の制度による助成を受けていないこと (7) 企業等が行う従業員の子どものための保育事業でないこと		
事業の実績	令和6年度 助成団体数 2団体		
予 算	〔歳出〕 1,400,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 1,189,000 円

自主保育団体補助事業

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	区内で自主保育を行う団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。※自主保育とは保育園もしくは幼稚園に在籍していない幼児の保護者からなる団体で自らの保育施設を持たないものが、主体的かつ恒常的に保育活動及びその運営に関わるものであって、当該保育活動が主として屋外で行われるもの。 補助金額 20万円+区内在住の3～5歳児数×2万円(研修実施の場合+4万円) ※1 団体あたりの限度額 100万円		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区自主保育団体補助事業補助金交付要綱		
対 象	以下のすべてを満たす団体 (1) 団体の責任者が区内に在住していること (2) 週2回以上かつ1回2時間以上の活動を年間を通じて行っており、1年以上の活動実績があること (3) 5名以上の幼児が在籍していること(5月1日現在) (4) (3)のうち区内在住する幼児が3名以上在籍していること (5) 所属幼児が公立・私立幼稚園・保育園に在籍(5月1日現在)していないこと (6) 他の制度による助成を受けていないこと (7) 企業・病院等が行う従業員の子どものための保育事業でないこと		
事業の実績	令和6年度助成団体数 1団体		
予 算	〔歳出〕 795,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 325,000 円

小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金		事業の開始
		令和3年4月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	小学校就学前の子どもを対象とした外遊びを主体とする教育・保育活動を行っている団体が実施する活動を利用する区内在住の幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。 ・対象となる幼児一人当たり月額上限 20,000 円	
根拠法令等	[国] 子ども・子育て支援法 [区] 世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金支給要綱 世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動を主体とする教育・保育活動団体の認定に関する要綱	
対 象	区の認定を受けた団体が実施する外遊び活動を利用する満3歳～小学校就学前の幼児の保護者 ※幼児教育・保育の無償化の給付を受けている者などを除く。	
事業の実績	令和6年度助成総人数 208 名	
予 算	[歳出] 8,400,000 円	決 算 [歳入] [国] 1,386,000 円 [都] 1,386,000 円 [歳出] 4,160,000 円

ひととき保育		事業の開始
		平成10年4月
窓 口	子ども・若者部子ども家庭課	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	子育て中の方が、区民団体や区主催の学習会や地域活動等に参加しやすいように、その学習や活動の時間中、主催者が保育者（謝礼含む）及び保育場所を確保して、参加者の子どもを一時的（3時間以内）に保育する。区は、主催者に対し保育者名簿及び保育用品の提供を行う。	
根拠法令等	[区] 世田谷区ひととき保育制度要綱	
対 象	生後5ヶ月以上で首がすわっている子ども～小学校就学前まで（子ども25人まで）	
事業の実績	令和6年度 保育実績 263 件 保育した子どもの人数 647 人 保育者バンク登録者数 53 人	
予 算	[歳出] 135,540 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 79,948 円

子どもの安全・安心対策の推進		事業の開始
		平成17年1月
窓 口	子ども・若者部子ども・若者支援課	
事業所管	子ども・若者部子ども・若者支援課管理係	
事業の概要、目的	小学校入学後も、子どもが地域で安全安心な生活を送れるよう、保育園・幼稚園等の5歳児を対象に、「初めてのいってきます！応援ブック」を配布し、子どもの通っている園で「子どもの危険回避プログラム」を実施している。	
対 象	5歳児	
事業の実績	配布施設数 292 施設（保育園・幼稚園等） プログラム実施施設数 164 施設	
予 算	[歳出] 1,835,130 円	決 算 [歳入] [都] 487,000 円 [歳出] 975,260 円

子ども・若者基金による補助・支援事業		事業の開始
		平成18年9月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	地域全体で支え合う共助による子育ての仕組みを整備するため、子ども・若者基金を設置し、地域社会における子育て活動等を支援する。 子育て活動団体等を支援するための助成事業を年1回、区の広報やホームページ等で募集する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成要綱	
対 象	区民、区内団体	
事業の実績	令和6年度 助成件数26件 助成総額 5,791,482円（返還金285,289円）	
予 算	〔歳出〕7,116,216円	決 算 〔歳入〕〔他〕5,506,193円 〔歳出〕5,579,486円

子どもの学び場運営スタートアップ事業		事業の開始
		令和3年3月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	学習習慣の定着および学習でのつまづきを予防するために、区内で、主に小学1年生から4年生を対象に、学校の宿題等の自主学習を支援する団体の活動費の一部を助成することにより、小学校低学年を中心とした地域での学び場を創出する。 補助金額：団体の活動実施回数に応じて上限を設定する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業補助金交付要綱	
対 象	要綱に定める要件を満たした区内の団体	
事業の実績	令和6年度 助成件数12件	
予 算	〔歳出〕6,496,000円	決 算 〔歳入〕〔他〕2,379,904円 〔歳出〕2,379,904円

乳幼児ふれあい体験支援事業		事業の開始
		令和2年9月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	中学生等に赤ちゃんとふれあう機会を提供するため、活動を行う団体に対する助成等により取組みを促進させる。 補助金額：学校での活動実施時間数に応じて上限を設定する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱	
対 象	要綱に定める要件を満たした区内の団体	
事業の実績	令和6年度実績 実施校数：24校（区立中学校、私立高校） 実施団体数：5団体	
予 算	〔歳出〕2,792,250円	決 算 〔歳入〕〔都〕1,861,000円 〔歳出〕2,792,132円

世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト		事業の開始
		令和元年6月
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	赤ちゃんの泣き声を許容し、子育てを応援しているというメッセージを意思表示できるようにすることで、地域における子育てを応援する気運醸成を図る。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区地域における子育て応援に関する普及啓発事業実施要綱	
事業の実績	プロジェクトのステッカー配布枚数：約5,904枚（令和6年度実績）	
予 算	〔歳出〕993,000円	決 算 〔歳入〕〔他〕970,750円 〔歳出〕970,750円

生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業		事業の開始
		令和3年8月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援をする。	
根拠法令等	〔国〕生活困窮者自立支援法 〔区〕世田谷区子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業実施要綱	
対 象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の中学1年生～中学3年生	
予 算	〔歳出〕 80,086,192 円	決 算 〔歳入〕 〔国〕42,975,000 円 〔都〕2,391,000 円 〔歳出〕 75,520,906 円

生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業		事業の開始
		令和7年4月
窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	高校生等の学習習慣及び基礎学力の定着を図るとともに、学校生活における高校生等の相談先となる学習支援により、高校中退防止並びに 高校卒業に向けた支援の強化に向けた支援を強化する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業実施要綱	
対 象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の高校生および中学3年生	
予 算	〔歳出〕 20,952,800 円	決 算 —

発達障害相談・療育センター運営		事業の開始
		平成21年4月
窓 口	発達障害相談・療育センター「げんき」 各総合支所保健福祉課（児童発達支援・放課後等デイサービス・指定障害児相談支援・指定特定相談支援）	
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当	
事業の概要、目的	発達障害、またはその疑いのある方やその保護者が、地域で安心して生活続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育（指導、訓練）を行う。 発達障害支援の中核的施設として、関係機関に対する支援や人材育成、地域社会に対する障害理解促進など地域支援事業を行う。	
根拠法令等	発達障害者支援法、児童福祉法 児童福祉法施行令 〔区〕世田谷区発達障害相談・療育センター条例 世田谷区発達障害相談・療育センター条例施行規則	
対 象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の方とそのご家族、関係機関（療育は18歳未満）	
事業の実績	令和6年度実績 延べ相談数 2,201 件 述べ療育回数 4,245 件	
予 算	〔歳出〕 351,300,120 円 （事業委託料）	決 算 〔歳入〕 〔国〕 3,076,000 円 〔都〕 22,922,000 円 〔他〕 84,552,907 円 〔歳出〕 （事業委託料） 345,442,748 円

<実績>

サービス別利用実績		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談等	延利用人数	2,173 件	2,058 件	2,201 件
指定障害児相談支援	支援利用計画案作成数	1,270 件	1,159 件	1,147 件

療育(児童発達支援・放課後等 デイサービス)	利用人数	362	361	347
	延利用人数	4,444	4,138	4,245

発達相談室運営事業

事業の開始
平成18年9月

窓 口	子育てステーション世田谷・梅丘・成城・桜新町・烏山発達相談室 各総合支所保健福祉課(児童発達支援・放課後等デイサービス)			
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当			
事業の 概要、目的	発達障害のある児童やその保護者が、地域で安心して生活が続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育(指導、訓練)を行う。			
根拠法令等	〔区〕世田谷区発達相談室事業実施要綱			
対 象	発達障害(疑いを含む)のある区内在住の児童(18歳未満)			
事業の実績	令和6年度実績 延べ相談数 世田谷187件、成城35件、烏山591件、 梅丘541件、桜新町655件、延べ療育回数 烏山1,613回、桜新町1,108回			
予 算	〔歳出〕26,191,000円 (子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む)		決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕24,463,256円 (子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む)

個別的継続支援

事業の開始
平成21年4月

窓 口	各総合支所保健福祉課			
事業所管	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当			
事業の 概要、目的	発達障害のある方のライフステージが変わっても、これまでの有効な支援の内容や成果が途切れることがないよう、主に就学や就労などのライフステージの移行時に、保護者や家族、支援機関の参加によるサポート会議の開催や、サポートシート・スマイルブックの作成支援などを行い、情報の引継ぎや支援の継続性を確保する。			
根拠法令等	〔区〕世田谷区総合支所処務規程 世田谷区発達支援コーディネーター設置要綱			
対 象	発達障害(疑いを含む)のある区内在住の者			
事業の実績	令和6年度実績 延べ相談数等 3,702件 サポート会議・ケア会議延べ開催数 558件			
予 算	〔歳出〕52,176,000円		決 算	〔歳入〕〔都〕290,000円 〔他〕5,936,405円 〔歳出〕51,466,740円

4歳6か月児発達相談案内

事業の開始
平成19年6月

窓 口	各総合支所健康づくり課			
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当			
事業の 概要、目的	発達障害等による要支援状態に保護者等が気づき、必要な時に専門機関に繋がることができるよう、4歳6か月を迎えた児童の保護者にリーフレットを送付し、健康づくり課 母子保健相談や子育てステーション発達相談室等、専門的な機関への相談を促す。			
対 象	区内在住の4歳6か月の児童の保護者			
事業の実績	令和6年度実績 延べリーフレット送付数 6,426件			
予 算	〔歳出〕352,916円		決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕295,790円

児童相談所		事業の開始 令和2年4月	
窓口・所管	児童相談所（児童相談課・一時保護課）		
事業の概要、目的	区では、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政を目指し、令和2年4月に児童相談所を開設した。 【業務内容】 児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を本人、家族、学校や地域の方などから受け付け、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門スタッフが相談に応じる。 【相談内容】 ・養護に関すること 親の病気、出産、死亡、家出などにより養育に困ったとき、虐待など、子どもの人権に関わるとき ・保健に関すること 乳児、早産児等一般的健康管理に関すること ・障害に関すること 知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、自閉傾向にあるとき ・非行に関すること 家出、盗み、乱暴、性的非行、薬物に手を出してしまうなどで困っているとき ・育成に関すること わがまま、落ち着かない、いじめ、学校にいきたがらないなどで心配なとき ・愛の手帳の交付にかかる申請・判定 ・里親に関すること 一定期間子どもを預かり養育する養育家庭に関心がある方、あるいは養子縁組をして子どもを養育する希望がある方 【児童虐待の通告・相談窓口】（フリーダイヤル、24時間・365日対応） ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル 0120－52－8343（子にやさしさ） ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちばやく）		
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律		
対 象	原則として18歳未満の児童とその保護者		
予 算	[歳出] 412,317,000 円	決 算	[歳入] [国] 148,143,321 円 [都] 458,000 円 [他] 13,630,451 円 [歳出] 386,402,512 円

児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み		事業の開始 令和2年4月
窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当	
事業の概要、目的	①一時保護所第三者委員 一時保護所を定期的に訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、日ごろの不満などの意見を聞き取り、必要に応じて児童相談所へ伝達する。 ②一時保護所外部評価等 外部の評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制かを含めた評価を定期的に実施する。外部評価を実施しない年度は、外部評価の結果を踏まえた内部評価を実施する。 ③児童相談所の第三者評価 外部の評価機関により、児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、当該業務の質の向上を図る。 ④意見表明等支援事業	

	令和6年度から外部委託により実施し、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所が関わる子どもの意見表明等を支援し、子どもの意見または意向を把握するとともに、適切に関係機関に届ける。 ⑤子ども本人から児童福祉審議会への申立て及び調査員制度の構築 令和6年4月から、子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における児童福祉審議会への申立制度を構築する。あわせて、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、外部の弁護士等を「子どもの権利擁護調査員」として委嘱する。 などの取組みを実施。		
根拠法令等	〔国〕児童福祉法 〔区〕世田谷区児童相談所一時保護所第三者委員設置要綱 世田谷区一時保護所第三者評価実施要綱 世田谷区児童相談所第三者評価実施要綱		
対 象	一時保護所及び一時保護された児童等		
予 算	〔歳出〕 16,973,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 4,570,000 円 〔歳出〕 14,472,000 円

児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の 指導検査

事業の開始

令和2年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当		
事業の概要、目的	世田谷区内の児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に対して、一般指導検査その他の方法を通じて、事業の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図る。		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕児童自立生活援助事業等指導検査実施要綱		
対 象	区内児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 区内小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）		
事業の実績	令和6年度実績 一般指導検査 3 事業		
予 算	〔歳出〕 165,000 円	決 算	〔歳出〕 165,000 円

里親制度

事業の開始

令和2年4月

窓 口	児童相談所		
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当		
事業の概要、目的	里親制度とは、要保護児童（保護者がいない、または、様々な理由から家庭で暮らせない児童）を家庭に代わって養育する制度であり、「養育家庭（里親）」「専門養育家庭」「養子縁組里親」「親族里親」の4つに分類している。 区では、里親の認定に必要な研修の実施、里親の認定・登録のほか、里親制度の普及啓発、里親養育の支援を行う。		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区里親制度運営要綱、世田谷区養育家庭制度実施要綱、世田谷区専門養育家庭制度実施要綱、世田谷区養子縁組里親制度実施要綱、世田谷区親族里親制度実施要綱		
予 算	〔歳出〕 104,192,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 43,598,000 円 〔歳出〕 100,308,696 円

養子縁組あっせん事業の許可等

事業の開始

令和2年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当		
事業の	区内で養子縁組あっせん事業を行おうとする事業者の申請受付及び許可を行う。また、区内		

概要、目的	で事業を行う事業者に対し、業務の適正な運営を確保するために必要な指導（改善命令等）を行う。 令和7年4月現在、対象事業者なし
根拠法令等	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 [区] 世田谷区民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱
対 象	区内に事業所を置き養子縁組あっせん事業を行う事業者
予 算	—
決 算	—

児童福祉施設の認可

事業の開始

令和2年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課（下記①、②）、子ども・若者部児童課（下記③）、子ども・若者部子ども家庭課（下記④、⑤）、子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当（下記⑥～⑪）、子ども・若者部保育課（下記⑫、⑬）
事業の概要、目的	児童福祉法等に基づき、児童福祉施設の認可等を行う。 ①障害児入所施設 ②児童発達支援センター ③児童厚生施設 ④母子生活支援施設 ⑤助産施設 ⑥乳児院 ⑦児童養護施設 ⑧児童心理治療施設 ⑨児童自立支援施設 ⑩児童家庭支援センター ⑪里親支援センター ⑫保育所 ⑬幼保連携型認定こども園
根拠法令等	児童福祉法等 [区] 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
予 算	—
決 算	—

生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金

事業の開始

令和6年6月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	国の制度の狭間にあり、困難を抱えている生活保護世帯から進学する若者に対し、経済的な支援を行うことで、大学等高等教育への進学支援及び中退防止を図る。
根拠法令等	[区] 世田谷区生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金実施要綱
事業の実績	支給 58 件
対 象	高校を卒業した年度の3月31日時点で世田谷区から生活保護を受給していた若者であって、その他複数の要件を全て満たす者。
予 算	[歳出] 42,000,000 円
決 算	[歳出] 30,191,411 円

生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業

事業の開始

令和7年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	高校中退等した子ども・若者の学び直しとして、生活困窮世帯のふたり親家庭の子どもの高卒認定資格取得の支援を強化する。
根拠法令等	[区] 世田谷生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業実施要綱
対 象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の子ども・若者（39歳以下）
予 算	[歳出] 900,000 円
決 算	—

ヤングケアラー等支援基盤強化事業		事業の開始	
		令和6年7月	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	ヤングケアラーとその家庭への支援として、LINE を活用した相談窓口の開設・運営、ヤングケアラーコーディネーター業務の実施により、当事者とその家族に対する個別の相談対応や、教育・福祉・介護・医療・地域の支援団体等との綿密な連携の促進等、早期に必要な支援につながる環境づくりを行い、世田谷区におけるヤングケアラー支援の基盤強化を図る。		
根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法 [区] ヤングケアラー等支援基盤強化事業実施要綱		
事業の実績	－		
対 象	区内在住のヤングケアラー、ヤングケアラーが属する家族、関係機関等		
予 算	[歳出] 14,701,060 円 (令和6年度当初予算額)	決 算	[歳入] [国] 9,799,000 円 [都] 1,353,000 円 [歳出] 14,699,700 円

2. 保育

認可保育園

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部保育課		
事業の概要、目的	保育園は、児童福祉法等に基づいて、保護者の就労や病気などのために、保育を必要とする乳幼児を預かり、一定の時間保育する児童福祉施設である。また、就労形態の変化や核家族化などにより、保育園に対する要望も多様化している。区では、このような保育需要の変化、児童福祉法等の趣旨を踏まえ、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育等多様な保育の充実に努めている。		
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 〔区〕 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 世田谷区立保育園条例 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 他		
対 象	保護者が就労、出産、疾病、障害、介護、災害等の理由で、0 歳児から小学校就学前までの乳幼児の保育を必要とする場合 (1) 申込み 住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課が保育園入園の相談・申込みを受け、保育認定・調整課入園担当が保護者の保育を必要とする事由を審査した上で、支給認定証の交付、入園の承諾・不承諾を決定している。保護者が保育園を選択しやすいよう情報提供の充実に努めている。 (2) 保育料 令和7年9月より区内在住の在園児童の保育料を無償とする。ただし、区立保育園の延長保育料は、保護者の住民税等（4～8 月は前年度）に基づき定めている。なお、私立保育園の延長保育料は各園が定めている。 (3) 保育内容 ①保育時間 保護者の勤務時間等により開所時間（主として午前7時15分から午後6時15分）内で保育を行っている。さらに、区立44園、私立173園の合計216園（区立は全園1時間、私立は1時間27園、2時間138園、4時間6園、13時間1園）が延長保育を実施している（令和7年4月1日現在、本園のみの数とする）。 ②休日保育等 保護者の就労形態の多様化等に対応するため日曜日、祝日、年末（12月29・30日）に保育を実施（私立6園、年末保育のみ私立5園）している。 ③保育園での生活 保育園は保護者に代わり乳幼児を保育する場となるので、子ども達が集団の中でともだちといっしょに楽しく過ごし、健やかに成長できるよう配慮している。年齢・児童の発達に応じた指導、遠足・運動会などの行事、児童の健康管理、定期健康診断、給食の提供などを実施している。		
予 算	〔歳出〕 36,454,810,000 円		決 算
			〔歳入〕 〔国〕 10,742,520,291 円 〔都〕 6,393,485,760 円 〔他〕 2,347,409,149 円 〔歳出〕 34,850,121,133 円

区立保育園一覧（令和7年4月1日現在）

保育園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	延長	開設 年月日
池尻保育園	－	20	20	22	24	24	110	25	昭和23.1.10
三宿保育園	12	14	18	19	20	20	103	25	昭和53.4.1
太子堂保育園	7	12	16	17	18	18	88	25	昭和49.4.1
三軒茶屋保育園	－	16	17	17	17	17	84	25	昭和54.4.1
世田谷保育園	10	22	26	30	30	33	151	25	昭和16.6.1
桜保育園	－	16	20	21	23	23	103	25	昭和42.4.1
東弦巻保育園	10	18	18	18	18	18	100	25	昭和52.5.1
弦巻保育園	－	16	16	18	19	20	89	25	昭和44.5.1
西弦巻保育園	9	15	17	19	20	20	100	20	昭和53.4.1
豪徳寺保育園	－	18	19	30	30	30	127	25	昭和36.11.1
南桜丘保育園	8	15	17	19	20	20	99	25	昭和53.4.1
わかくさ保育園	12	16	17	17	18	18	98	25	昭和57.4.1
守山保育園	－	18	22	29	30	30	129	25	昭和46.4.1
若竹保育園	－	14	14	16	16	16	76	20	昭和51.4.1
松原北保育園	10	16	18	19	19	20	102	25	昭和54.4.1
赤堤保育園	－	17	18	21	23	23	102	25	昭和46.4.1
松沢保育園	－	16	17	21	21	21	96	20	昭和38.4.1
上北沢保育園	14	20	21	22	22	22	121	25	昭和31.10.1
下馬保育園	5	18	18	19	19	19	98	25	昭和50.7.1
駒沢保育園	－	14	18	19	19	20	90	20	昭和21.3.12
上馬保育園	5	10	13	17	17	17	79	20	昭和44.5.1
南奥沢保育園	－	9	14	17	17	17	74	20	昭和47.4.1
奥沢保育園	8	10	11	17	17	18	81	25	昭和32.8.2
中町保育園	11	16	18	19	20	21	105	25	昭和52.9.1
玉川保育園	－	15	18	20	22	22	97	20	昭和36.7.1
上用賀保育園	8	14	15	21	22	22	102	25	昭和49.4.1
ふじみ保育園	－	16	16	19	19	20	90	20	昭和57.4.1
用賀保育園	－	20	20	31	33	34	138	25	昭和30.3.25
用賀保育園分園	－	10	10	20	20	20	80	25	平成23.4.1
等々力中央保育園	5	18	22	30	30	32	137	25	令和5.7.1
新町保育園	－	13	14	19	19	19	84	25	昭和41.4.1
上祖師谷保育園	－	18	18	21	21	21	99	25	昭和47.8.1
上祖師谷南保育園	5	16	19	21	21	21	103	25	昭和54.4.1
船橋東保育園	－	16	16	19	19	20	90	20	昭和45.4.1
希望丘保育園	8	18	22	29	30	30	137	25	昭和47.11.1
南八幡山保育園	－	11	16	17	17	17	78	20	昭和55.4.1
八幡山保育園	－	16	17	21	21	21	96	20	昭和38.4.1
給田保育園	6	16	20	22	22	22	108	25	昭和50.4.1
芦花保育園	9	15	16	20	20	20	100	25	昭和39.12.1
烏山北保育園	－	13	14	19	19	19	84	20	昭和43.4.1
西之谷保育園	8	17	18	19	20	21	103	25	昭和54.4.1
小梅保育園	－	14	14	17	17	17	79	20	昭和55.4.1
喜多見保育園	－	15	17	19	20	20	91	25	昭和42.4.1
南大蔵保育園	7	14	14	17	17	18	87	25	昭和49.4.1
大蔵保育園	－	11	18	23	23	23	98	25	昭和40.4.1
合計	177	692	777	927	949	964	4,486	1,060	

私立保育園一覧（令和7年4月1日現在）

保育園名	定員							延長 定員	開 設 年 月 日
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
◎鳩ぽっぽ	10	12	14	14	15	15	80	20程度	平成7. 4. 1
◎下馬鳩ぽっぽ	9	12	13	15	15	15	79	20程度	平成12. 4. 1
○下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園	6	8	9	9	10	9	51	20程度	平成23. 4. 1
○おともだち	6	12	16	18	19	19	90	20程度	昭和24. 10. 20
○おともだち保育園分園こまどめ			15	17	17	17	66	20程度	平成11. 6. 1
○おともだち保育園分園こまつなぎ	6	17					23	20程度	平成23. 4. 1
○桜ヶ丘	6	12	14	14	15	15	76	20程度	昭和26. 3. 10
◆経堂	10	16	17	18	18	18	97	30程度	平成18. 4. 1
◎オリービア		12	12	12	12	12	60	20程度	平成18. 5. 1
◎太子堂なごみ	9	19	21	21	21	21	112	20程度	平成23. 4. 1
◎もみの木保育園太子堂	12	20	22	24	24	24	126	20程度	平成24. 4. 1
◎世田谷はっと	9	24	30	30	30	30	153	30程度	平成26. 8. 1
◎さくらのその				21	21	21	63	20程度	平成23. 4. 1
○さくらのその保育園分園つぼみ	10	18	18				46	10程度	平成31. 4. 1
◎池尻かもめ	10	13	15	16	20	20	94	20程度	平成25. 4. 1
◎遊愛	9	12	15	24	24	24	108	30程度	平成27. 4. 1
◎桜すくすく	6	12	12	16	16	16	78	20程度	平成27. 4. 1
◎駒沢こだま	6	8	8	8	8	8	46	15程度	平成27. 4. 1
◎世田谷いちい保育園北ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成27. 11. 1
◎世田谷いちい保育園南ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成28. 4. 1
◎ポピンズナーサリースクール経堂南	6	7	8	8	8	8	45	10程度	平成28. 4. 1
◎キッズスマイル世田谷上馬	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成28. 4. 1
◎クラルテ	6	8	8	8	8	8	46	10程度	平成28. 4. 1
◎ミアヘルサ保育園ひびき上馬	5	10	14				29	10程度	平成28. 4. 1
◎ラフ・クルー経堂	6	11	11				28	10程度	平成28. 4. 1
○昭和ナースリー	9	12	12				33	9程度	平成28. 4. 1
◎グローバルキッズ世田谷四丁目園	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成28. 9. 1
◎グローバルキッズ若林園	6	10	10	12	12	13	63	10程度	平成29. 4. 1
◎桜の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	平成29. 4. 1
◎おともだち・ララ	6	12	15	19	19	19	90	20程度	平成29. 4. 1
◎わらべうた三宿	7	14	14				35	5程度	平成29. 4. 1
○三宿の杜なごみ	8	8	8	8			32	20程度	平成30. 4. 1
◎三軒茶屋えほん	6	12	13	14	14	14	73	全員可	平成 30. 4. 1
◎よつば	6	8	8	8	8	8	46	全員可	平成 30. 4. 1
◎三茶こだま	9	9	9	9	9	9	54	15程度	平成 30. 4. 1
◎上町しぜんの国	12	15	18	20	20	20	105	20程度	平成 31. 4. 1
◎天使の詩	9	12	12	12	12	13	70	20程度	平成 31. 4. 1
◎世田谷1丁目ゆたか園	9	12	14	15	15	15	80	全員可	令和 2. 4. 1
◎スマイルキッズ駒繫	9	10	10	12	12	12	65	10程度	令和 2. 4. 1
○モニカ三軒茶屋園	6	7	7				20	3程度	令和 2. 4. 1
◎つくし	6	9	9				24	6程度	令和 2. 4. 1
◎フロンティアキッズ上町	4	5	6	6	7	7	35	15程度	令和 2. 4. 1
○いもいもいくえん用賀		12	12	12	12	13	61	10程度	令和 2. 4. 1
○いもいもいくえん用賀分園	9						9	1程度	令和 2. 4. 1
◎フロンティアキッズ上馬	6	6	6	7	7	8	40	15程度	令和 2. 4. 1
◎野沢そらの木	7	7	7	13	13	13	60	20程度	令和 3. 4. 1
◎若葉の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	令和 3. 4. 1
◎つむぎ	9	15	16	20	20	20	100	20程度	令和 3. 4. 1
○サン・ベビールーム	6	10	10				26	5程度	令和3. 11. 1
◎グローバルキッズ松陰神社駅前	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和 4. 4. 1
春明	9	13	14	14	14	14	78	—	昭和30. 2. 1
◆松原	10	16	16	16	16	17	91	30程度	平成22. 4. 1
○早苗	6	9	12	24	24	24	99	25程度	昭和32. 3. 27
○早苗保育園分園ほなみ	3	10	12				25	10程度	平成23. 4. 1

○河田		7	14	14	15	15	65	20程度	昭和45. 8. 1
◎東北沢ききょう	15	18	22	22	22	22	121	20程度	平成24. 4. 1
◎代沢みこころ		10	11	11	11	11	54	20程度	平成26. 9. 1
◎代沢みこころ保育園分園小さな森の保育園		10	10				20	5程度	令和7. 4. 1
◎みんなのおうち	9	17	18	19	20	20	103	20程度	平成27. 4. 1
◎ポピンズナーサリースクール羽根木	9	15	15	17	17	17	90	15程度	平成27. 4. 1
○梅丘なごみ		12	12	12	12	15	63	20程度	平成25. 4. 1
◎赤堤ゆりの木	9	10	11	11	11	11	63	20程度	平成29. 4. 1
◎マリア	9	12	15	18	18	18	90	15程度	平成29. 4. 1
◎わらべうた経堂	6	12	12				30	5程度	平成29. 4. 1
◎スマイルキッズ下北沢	9	11	12	12	12	12	68	10程度	平成29. 4. 1
◎にじのおうち	6	8	9	9	9	9	50	15程度	平成29. 7. 1
◎代沢ききょう	10	16	16	16	16	16	90	10程度	平成30. 4. 1
◎RISSHO KID'S きらり 代沢	6	9	12	12	12	12	63	15程度	平成31. 4. 1
○梅丘至誠	6	6	7	18	18	18	73	15程度	令和2. 4. 1
○梅丘至誠パーチェ	9	9	9				27	10程度	令和2. 4. 1
◎世田谷代田仁慈保育園	9	15	18	20	20	20	102	全員可	令和2. 4. 1
◎北沢みこころ	6	8	8				22	6程度	令和2. 4. 1
◎まつばらけやき	6	6	12	12	12	12	60	20程度	令和2. 4. 1
◎まつばらけやき保育園分園	6	6					12	5程度	令和2. 4. 1
○おおわだ保育園世田谷豪徳寺	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和2. 10. 1
◎キッズスマイル世田谷梅丘	6	8	9	9	9	9	50	全員可	令和3. 4. 1
◎葵みこころ	6	6	6	9	9	9	45	10程度	令和3. 4. 1
◎にじいろ保育園松原	6	10	12	14	14	14	70	全員可	令和3. 4. 1
◎スマイルキッズドレミファ	6	11	12				29	5程度	令和3. 7. 1
◎京王キッズプラッツ桜上水		9	9	9	9	9	45	5程度	令和4. 4. 1
○風の丘めぐみ保育園 風棟	9	12	12				33	10程度	令和4. 4. 1
◎風の丘めぐみ保育園 森棟				15	15	15	45	10程度	令和4. 4. 1
◎下北沢そらいろ	6	10	10	11	11	12	60	10程度	令和4. 4. 1
◎あそびの森ゆう	6	10	10				26	8程度	令和4. 4. 1
◎あそびの森ゆう+				10	10	10	30	10程度	令和4. 4. 1
◆下北沢	7	14	16	21	21	21	100	20程度	令和5. 4. 1
◎学び処世田谷保育屋敷わびさびあそび	6	12	14	15	15	15	77	20程度	令和5. 4. 1
◎みこと	6	7	8	9	9	9	48	15程度	令和7. 4. 1
◎めぐみ	9	11	14	14	14	15	77	20程度	昭和23. 7. 1
○わかな		14	18	18	20	20	90	20程度	昭和26. 12. 1
◎ナオミ	15	24	24	24	24	24	135	20程度	昭和29. 12. 1
○ナオミ保育園分園ぶどうの木	9	9	9	9	9	9	54	10程度	平成22. 4. 1
○ナオミ保育園分園りんごの木	6	9	9	9	9	8	50	10程度	平成23. 4. 1
◆等々力	9	18	18	18	18	18	99	30程度	平成20. 4. 1
○等々力保育園分園このは	6	10	10	10	10	12	58	15程度	平成22. 8. 1
◎尾山台	9	12	16	16	16	16	85	20程度	平成19. 10. 1
○用賀なのはな	10	13	15	27	27	27	119	40程度	平成10. 6. 1
○用賀なのはな保育園深沢分園		12	12				24	10程度	平成19. 4. 1
○身延山	9	13	13	27	28	28	118	20程度	昭和32. 3. 27
身延山保育園分園さくら青空		12	14				26	—	平成18. 4. 1
◎さくらしんまち	9	16	19	21	21	21	107	20程度	平成20. 4. 1
◎グリーンヒル奥沢	6	9	12	9	7	7	50	20程度	平成23. 4. 1
○グリーンヒル奥沢保育園分園グリーンバレー等々力		9	10	10	10	10	49	20程度	平成25. 4. 1
◎たまがわみんなの家	9	17	21	21	21	21	110	20程度	平成26. 7. 1
○いずみ	6	12	13	15	15	18	79	20程度	平成23. 4. 1
○さくらの木	9	12	14	18	18	18	89	20程度	平成23. 4. 1
◎グリーンフィールド上野毛	6	7	8	8	8	8	45	25程度	平成27. 4. 1
◎駒沢どろんこ	9	15	18	22	22	22	108	20程度	平成27. 4. 1
◎Gakken!まいく えん 等々力	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成28. 4. 1

◎ふかさわミル	10	18	23	23	23	23	120	25程度	平成28. 4. 1
◎せたがやこころ	6	12	12	13	15	15	73	10程度	平成28. 4. 1
◎ベネッセ桜新町	6	10	11	12	12	12	63	20程度	平成28. 4. 1
◎わらべうた桜新町	7	14	14	15	15	15	80	15程度	平成28. 4. 1
◎ポピンズナーサリースクール世田谷中町	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成29. 4. 1
◎馬事公苑ひかり	9	15	18	26	26	26	120	15程度	平成29. 4. 1
◎用賀みこころ	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成29. 4. 1
◎ニチイキッズ深沢坂上	6	8	10	12	12	12	60	15程度	平成29. 4. 1
◎ChaCha Children Todoroki	9	17	18	25	25	25	119	全員可	平成29. 4. 1
◎世田谷仁慈保幼稚園	9	15	18	20	20	20	102	全員可	平成29. 4. 1
◎キッド・ステイ世田谷南	9	15	18	18	18	18	96	20程度	平成29. 4. 1
◎わらべうた等々力	6	12	12				30	5程度	平成29. 4. 1
◎スマイルキッズ桜新町	15	15	15	15	16	16	92	20程度	平成29. 4. 1
○ぴっころ	7	7	9	13	13	13	62	20程度	平成23. 4. 1
◎グリーンホーム東玉川	10	10	10	10	10	10	60	20程度	平成30. 4. 1
◎尾山台みどり	9	13	13	15	15	15	80	20程度	平成30. 4. 1
◎上用賀青い空	9	12	12	12	12	12	69	20程度	平成30. 4. 1
○上用賀青い空保育園分園森の家		8	8	8	8	8	40	6程度	平成23. 4. 1
◎用賀ルンビニ	6	9	15	15	15	15	75	20程度	平成30. 4. 1
◎コンビプラザ等々力	6	7	7	7	7	7	41	10程度	平成30. 4. 1
◎空の鳥	9	18	18	18	18	18	99	20程度	平成31. 4. 1
◎駒沢わこう	12	15	17	24	24	24	116	全員可	平成31. 4. 1
◎三軒茶屋わこう	6	7	7				20	全員可	令和2. 4. 1
◎にじのこ	9	10	12	15	15	15	76	10程度	令和2. 4. 1
◎かほる	6	7	8	8	8	8	45	3程度	令和2. 9. 1
◎東玉川善隣		10	11	11	11	11	54	20程度	令和2. 9. 1
◎ラフ・クルー駒沢		4	5	12	12	12	45	全員可	令和3. 4. 1
◎おひさま	6	10	10				26	20程度	令和3. 4. 1
○青い空	9	11	12	15	15	15	77	20程度	昭和43. 5. 1
◆砧	6	12	12	14	16	16	76	30程度	平成21. 4. 1
◎世田谷つくしんぼ	9	15	18	20	20	20	102	20程度	平成22. 4. 1
◎祖師谷わかば	9	20	20	25	25	25	124	20程度	昭和47. 10. 1
◎祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば	6	9	9				24	6程度	平成29. 10. 1
◎大蔵ふたば	12	18	18	22	22	22	114	20程度	昭和47. 10. 1
●成育しせい	9	18	20	21	21	21	110	30程度	平成21. 4. 1
○すこやか園	6	6	6	7	7	7	39	10程度	平成11. 6. 1
○すこやか園分園キリン	6	6	6	6	6	6	36	10程度	平成23. 4. 1
○千歳	6	15	16	21	21	21	100	20程度	昭和32. 3. 27
◎宇奈根なごやか園	6	10	13	17	17	17	80	20程度	平成19. 7. 1
◎喜多見バオバブ	6	12	14	15	15	15	77	20程度	平成24. 4. 1
◎成城つくしんぼ	12	25	30	28	28	28	151	30程度	平成25. 4. 1
◎岡本こもれび	9	14	17	20	20	20	100	20程度	平成26. 4. 1
◎喜多見野の花	9	12	12	13	13	13	72	20程度	平成26. 7. 1
◎世田谷おとぎの森		12	12	12	12	12	60	12程度	平成26. 9. 1
○ひだまり	7	9	12	14	14	14	70	20程度	平成27. 4. 1
○千歳なないろ	6	12	12	16	16	16	78	15程度	平成22. 4. 1
◎太陽の子世田谷船橋	6	12	12	12	12	12	66	20程度	平成27. 4. 1
◎Gakken!まいくえん 砧	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成27. 4. 1
◎生活クラブ保育園ぽむ・砧		14	14	14	14	14	70	15程度	平成30. 4. 1
○生活クラブ保育園ぽむ・砧分園	12						13	3程度	平成27. 4. 1
◎ちきゅうのこどもまいくえん成城	9	14	14	14	14	15	80	15程度	平成27. 7. 1
◎太陽の子世田谷きぬた	9	10	12	15	16	16	78	20程度	平成28. 4. 1
◎ぼこころ保育園祖師谷		10	10	10	10	10	50	10程度	平成28. 4. 1
◎チャイルドスクエアそしがや	3	6	10	10	10	10	49	10程度	平成28. 4. 1

◎太陽の子めぐりさわ	6	15	15				36	10程度	平成28. 4. 1
◎太陽の子めぐりさわ保育園分園太陽の子千歳台二丁目	3	3	3	18	18	18	63	15程度	平成29. 4. 1
◎にじいろ保育園千歳台	6	10	12	14	14	14	70	全員可	平成29. 4. 1
◎鎌田のびやか園	6	12	14	17	17	17	83	20程度	平成29. 4. 1
○鎌田のびやか園分園	6	7	7				20	10程度	平成28. 9. 1
◎はあと保育園成城	6	6	6	14	14	14	60	15程度	平成29. 9. 1
◎はあと保育園成城喜多見分園	6	7	8				21	10程度	平成30. 4. 1
◎フラヌール				15	15	15	45	10程度	平成29. 9. 1
◎フラヌール保育園分園	9	15	15				39	6程度	平成30. 4. 1
◎キッズスマイル世田谷千歳台	9	10	12	14	14	14	73	全員可	平成30. 4. 1
◎もみの木保育園 希望丘	9	9	11	15	15	15	74	20程度	平成30. 4. 1
○もみの木保育園希望丘分園		10	10				20	全員可	令和7. 4. 1
◎YMCA保育園ねがい	9	14	14	14	14	14	79	10程度	令和元. 7. 1
◎RISSHO KID'S きらり 岡本	6	13	13	20	20	20	92	10程度	令和2. 4. 1
○RISSHO KID'S きらり 玉川	6	7	7				20	10程度	平成31. 4. 1
◎ひなたの森		6	6	13	13	13	51	6程度	令和2. 4. 1
◎ひなたの森保育園分園	6	7	7				20	6程度	令和2. 9. 1
◎日本女子体育大学附属	9	12	12	20	20	20	93	10程度	令和2. 4. 1
○高木保育園	5	7	8				20	5程度	令和7. 4. 1
◎祖師谷	9	14	17	20	24	24	108	20程度	昭和31. 6. 30
○祖師谷保育園分園	9	14	14	8	8	7	60	20程度	平成21. 7. 1
◎烏山杉の子	7	8	11	11	11	11	59	20程度	昭和54. 4. 1
○烏山杉の子保育園分園みなみ風		10	10	10	10	10	50	15程度	平成23. 4. 1
◆烏山	12	18	20	22	22	22	116	30程度	平成19. 4. 1
◎せたがや小鳥の森	9	10	12	12	12	12	67	20程度	平成23. 4. 1
◎北烏山なごみ	9	18	22	22	24	24	119	20程度	平成25. 4. 1
○小さなうち		6	6	6	6	6	30	15程度	平成25. 4. 1
◎烏山いちご	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成27. 4. 1
◎第二いちご	9	16	18	20	22	22	107	20程度	平成28. 4. 1
◎烏山翼	9	13	13	17	17	17	86	20程度	平成28. 8. 1
◎上北沢こぐま	9	17	17	17	17	17	94	15程度	平成29. 4. 1
◎いずみの園		10	11	11	11	11	54	15程度	平成29. 4. 1
◎ChaCha Children Soshigayakoen		4	4	24	24	24	80	全員可	平成29. 4. 1
◎ChaCha Children Soshigayakoen Park side	12	18	20				50	全員可	平成30. 4. 1
◎芦花ゆりかご	6	10	12	14	14	14	70	15程度	平成29. 4. 1
◎芦花の丘かたるば	12	15	15	19	19	19	99	20程度	平成30. 4. 1
◎ピノキオ幼児舎 芦花	9	13	14	14	14	14	78	10程度	平成30. 4. 1
◎京王キッズプラッツ烏山	9	15	16				40	5程度	平成30. 4. 1
◎にじいろ保育園給田	3	5	6	18	18	18	68	全員可	平成31. 4. 1
◎にじいろ保育園給田分園	9	12	12				33	全員可	令和2. 4. 1
○えにつくす八幡山	6	9	9				24	16程度	令和2. 4. 1
○えにつくす成城		10	10				20	10程度	令和7. 4. 1
◎ラフ・クルー烏山	6	9	9	17	17	17	75	全員可	令和2. 4. 1
◎ラフ・クルー烏山保育園分園	4	8	8				20	全員可	令和2. 4. 1
○メネス	6	12	12				30	6程度	令和3. 4. 1
合 計	1,386	2,332	2,553	2,524	2,542	2,555	13,892		

- 1時間延長実施園
◎ 2時間延長実施園
◆ 4時間延長実施園
● 13時間延長実施園

<年齢別在籍等の状況（令和7年4月1日現在）>

認可保育園

	施設数	項目	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
世田谷	59	定 員	4,842	443	830	902	879	890	898
		在籍児数	4,534	380	831	889	849	811	774
		欠 員	403	63	26	33	47	91	143
北沢	37	定 員	2,813	238	467	517	525	530	536
		在籍児数	2,640	220	467	517	499	482	455
		欠 員	199	18	11	6	30	50	84
玉川	50	定 員	4,632	385	725	812	893	903	914
		在籍児数	4,455	348	741	821	868	833	844
		欠 員	259	37	10	8	36	83	85
砧	41	定 員	3,476	285	560	614	668	673	676
		在籍児数	3,386	256	578	627	661	643	621
		欠 員	144	29	0	7	15	34	59
烏山	30	定 員	2,615	212	442	485	486	495	495
		在籍児数	2,563	172	458	494	492	465	482
		欠 員	130	41	3	5	15	40	26
区計	217 区立 44 私立 173	定 員	18,378	1,563	3,024	3,330	3,451	3,491	3,519
		区 立	4,486	177	692	777	927	949	964
		私 立	13,892	1,386	2,332	2,553	2,524	2,542	2,555
		在籍児数	17,578	1,376	3,075	3,348	3,369	3,234	3,176
		区 立	4,352	129	745	817	921	890	850
		私 立	13,226	1,247	2,330	2,531	2,448	2,344	2,326
		欠 員	1,135	188	50	59	143	298	397
		区 立	336	48	16	15	35	79	143
		私 立	799	140	34	44	108	219	254
	(再掲)他区市町村からの受託児	123	6	17	19	22	28	31	
他区市町村への委託児			298	13	38	60	70	56	61

※定員よりも在籍児数が多い、定員から在籍児数を引いた数が欠員と合わないのは弾力化によるもの

※医療的ケア児は除く

認定こども園

事業の開始

平成19年4月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部保育課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課		
事業の概要、目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」等に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設。保護者の就労の有無や形態にかかわらず、子どもたちに教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域で子育て中の家庭を支援する各種事業を実施する。 世田谷区には、次の2つのタイプの認定こども園がある。 (1) 幼保連携型 認定こども園としての認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設		
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、 [区] 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 他		
対 象	就学前まで		
予 算	[歳出] 1,448,483,000 円	決 算	[歳入] [国] 528,815,594 円 [都] 279,977,057 円 [歳出] 1,430,464,335 円

※予算・決算は私立のみ

区立認定こども園一覧 (令和6年4月1日現在)

施設名	定員	類型
多聞幼稚園	16 名	幼稚園型

私立認定こども園一覧 (令和7年4月1日現在)

施設名	定員	類型
青葉学園野沢こども園	80 名	幼保連携型
昭和女子大学附属 昭和こども園	105 名	幼保連携型
日本大学認定こども園	129 名	幼保連携型
羽根木こども園	130 名	幼保連携型
認定こども園 世田谷ベアーズ	81 名	幼保連携型
円光院幼稚園	90 名	幼稚園型

※保育卒の定員

<年齢別在籍等の状況 (令和7年4月1日現在) >

認定こども園 (7 園)

	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
定 員	631	35	70	78	144	152	152
在籍児数	627	35	70	78	143	149	152
欠 員	4	0	0	0	1	3	0

地域型保育事業

事業の開始

平成27年4月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課
事業の概要、目的	原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する事業。家庭的保育事業は、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。小規模保育事業は、少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行う。定員や児童1人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれ、類型により保育従事者等の運営基準が異なる。事業所内保育事業は、会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育する。居宅訪問型保育事業は、集団保育が困難で、医療的ケア等が必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 [区] 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 他
対 象	原則、3号認定を受けた乳幼児（0～2歳児）。 (1) 定員 ①家庭的保育事業 家庭的保育者1人と家庭的保育補助者1人につき5人以内。 ②小規模保育事業 A・B型は6～19人、C型は6～10人。 ③事業所内保育事業 A・B型は6～19人、保育所型は20人以上。 ④居宅訪問型保育事業 家庭的保育者1人に対して1人。 (2) 申込み 認可保育園同様、住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課で入園の申込みを受け付け、保育認定・調整課入園担当が保育の必要性を審査した上で、入園の承諾・不承諾を決定している。（居宅訪問型については事前に入園担当へ電話相談。） (3) 保育料 令和7年9月より区内在住の在園児童の保育料を無償とする。延長保育料は各事業で定めている。 (4) 保育時間 基本時間は、実施保育事業所の開所時間のうち、原則として1日8時間又は11時間。延長保育を実施している事業所もある。
予 算	[歳出] 1,442,437,000円
決 算	[歳入] [国] 683,379,751円 [都] 267,243,547円 [歳出] 1,385,998,690円

地域型保育事業一覧（令和7年4月1日現在）

事業区分	施設名	定員
家庭的	らふ・くるーまむ（いちご・ばなな・ぶどう）	0歳児クラス1名、 1歳児クラス9名、 2歳児クラス5名
家庭的	おうち①～⑤、おうち⑥	各クラス 5名×6
小規模	もみの木Mom太子堂	12名
小規模	ふたばクラブ三軒茶屋保育園	19名
小規模	なかよしほいくえん	18名
小規模	アルタベビー下北沢園	19名

小規模	ホームマミーおくさわ	12名
小規模	駒沢ほしにねがいを保育園	19名
小規模	青い空の家	9名
小規模	えにつくす	19名
小規模	ららるー保育園	12名
小規模	千歳ぴっち小規模保育園	12名
小規模	べべ・ア・パリ保育園経堂	19名
小規模	上馬つきの木保育園	15名
小規模	マリアの家保育園	19名
小規模	翼の鐘保育園	15名
小規模	世田谷ほしにねがいを保育園	15名
小規模	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	19名
小規模	等々力ほしにねがいを保育園	19名
事業所内	ヤクルト経堂保育園	14名
居宅訪問型	ほわわびじと1	1名
居宅訪問型	障害児訪問保育アニー	13名

<年齢別在籍等の状況（令和7年4月1日現在）>

家庭的保育事業（9箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定員	45	7	21	17
在籍児数	35	2	17	16
欠員	10	5	4	1

小規模保育事業（17箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定員	272	73	97	102
在籍児数	227	40	91	96
欠員	45	33	6	6

事業所内保育事業（1箇所） ※従業員枠を除く

	計	0歳	1歳	2歳
定員	14	0	7	7
在籍児数	14	0	7	7
欠員	0	0	0	0

居宅訪問型保育事業（2箇所）

	計
定員	14
在籍児数	12

保育室

事業の開始

平成9年4月

窓口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を保護者の委託を受けて毎日一定の時間保育する定員30人未満の小規模な施設である。産休明けからの保育や乳幼児の一時保育など、小規模な施設の特徴を生かした保育を行い多様なニーズに対応している。 区は一定の要件を備えた保育室に対し、保育環境の向上、入所児童の処遇改善のため運営費

	の一部を補助し、保護者に保育室を紹介している。		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区保育室制度運営要綱 他		
対 象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後 43 日からおおむね 3 歳未満までの乳幼児で、区民であることが条件 (1) 申込み：保護者が保育室に直接申し込む。 (2) 保育料：基本保育料 1 ヶ月 45,000 円。世帯の所得や子順等に応じて保育料を補助している。令和 7 年 9 月以降は、保育料全額を補助する予定である。 (3) 保育時間：午前 7 時 30 分から午後 6 時まで。必要に応じて午後 7 時までの延長保育を行う（午後 6 時を超える場合は、時間外保育料の対象となる）。		
予 算	[歳出] 43,777,000 円	決 算	[歳入] [都] 84,000 円※子供家庭支援区市町村包括補助事業 [歳出] 40,773,310 円

保育室一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	定員	一時保育
ドレミファ保育室	29	○

<実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育室数	1	1	1
年延定員	348	348	348
年齢別受託児童数	177	167	175
0 歳児	15	34	40
1 歳児	73	119	96
2 歳児	89	14	39
3 歳児	0	0	0
4 歳児	0	0	0
受託率 (%)	50.9	48.0	50.3

保育ママ

事業の開始

昭和 49 年 4 月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事 業 所 管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を、保育ママが保育ママの自宅で毎日一定の時間保育する制度である。3～5 名の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育するのが特色である。区は、一定の要件を備えた者を保育ママとして認定し、運営費の一部を支援する補助事業を行っており、保護者に保育ママを紹介している。
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱
対 象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後 36 日から 3 歳未満までの乳幼児で、区民であることが条件 (1) 定員 保育ママ 1 人につき、3 人以内。平成 10 年度より、保育ママに補助者を付け 2 人体制にし、5 人定員制も始めた。 (2) 申込み 保護者が保育ママに直接申し込む。 (3) 保育料 1 ヶ月 25,000 円。世帯の所得や子順等に応じて保育料を補助している。 令和 7 年 9 月以降は、保育料全額を補助する予定である。 (4) 保育時間

原則として午前8時30分から午後5時までの間の8時間が基本保育時間。 基本時間を超える場合は、時間外保育料の対象となる（1時間500円以内）。			
予 算	[歳出] 32,123,000 円	決 算	[歳入] [都] 346,303 円 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業 [歳出] 25,467,310 円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育ママ数	6	6	5
年 延 定 員	288	288	203
年齢別受託児童数	264	267	190
0 歳児	119	78	81
1 歳児	95	136	54
2 歳児	50	53	55
受託率 (%)	91.7	92.7	93.6

認証保育所制度

事業の開始

平成13年10月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課		
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課		
事業の概要、目的	東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため、1日13時間以上の長時間開所等を行っているのが特色である。 (1) 申込み 保護者は、当該認証保育所と直接契約し利用する。 (2) 保育料 東京都認証保育所事業実施要綱に定める範囲内で各園が保育料を設定している。 区からの保育料の補助については、令和7年8月までは、第2子以降について所得階層を撤廃した補助を行っているが、令和7年9月以降は、保育の必要性認定がある児童については、全クラス上限80,000円、3～5歳児クラスを上限43,000円にする。		
根拠法令等	児童福祉法 [都] 東京都認証保育所事業実施要綱 [区] 世田谷区認証保育所事業実施要綱 世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱		
対 象	月48時間以上の保育を必要とする0歳～小学校就学前までの児童 対象年齢・利用時間・利用料金は施設により異なる。		
予 算	[歳出] 2,301,608,000 円	決 算	[歳入] [都] 360,962,300 円 ※保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業 他 [歳出] 2,225,011,979 円

<実績>

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認証保育所数	37	35	33
年延定員	13,979	13,180	12,559
年齢別受託児童数	11,692	11,123	11,084
0 歳児	2,340	1,914	1,928
1 歳児	3,376	3,486	3,385
2 歳児	3,315	2,989	3,329
3 歳児	953	804	745
4 歳以上児	1,708	1,518	1,300
区外在住者受託児童数	449	412	397
受託率 (%)	83.6	84.4	88.3
区外認証保育所の利用者数	1,075	1,119	1,140

認証保育所一覧（令和7年4月1日現在）

型	施設名	定員	一時預かり事業（余裕活用型）
A	都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園	30	
A	ニチイキッズ三軒茶屋保育園	24	
B	ねいる保育園	19	○
A	ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	40	
A	まなびの森 保育園駒沢プチ・クレイシュ	40	
A	三茶こっこ保育園	29	○
A	リトルパルズ・アカデミー	30	○
A	保育園夢未来桜新町園	40	○
A	こもれび保育園東松原園	24	○
A	アスクバイリンガル保育園 明大前	40	
A	ポピンズナーサリースクール経堂	32	
A	マミーズエンジェル奥沢保育園	34	○
A	ベビールーム等々力	26	○
A	ピノキオ幼児舎上野毛園	24	
A	こもれび保育園上野毛園	40	○
A	ナーサリールームベリーベアー用賀	33	
A	まなびの森 保育園用賀プチ・クレイシュ	30	
A	はじまり はじまり えん niko	37	
A	ポピンズナーサリースクール二子玉川	40	
A	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	33	○
A	パピルキッズルーム	36	
A	こもれび保育園用賀園	30	○
A	ポピンズナーサリースクール桜新町	22	
A	ナーサリーさくらキッズ	30	
A	木下の保育園 祖師谷	30	
A	木下の保育園 成城	30	
A	エクレール保育園	40	
B	喜多見こどもの家	16	○
A	世田谷喜多見雲母保育園	30	○
A	砧南らる保育園	30	
A	世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園	60	○
A	ポピンズナーサリースクール千歳烏山	40	

認可外保育施設

事業の開始

令和2年4月

窓 口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当
事業の概要、目的	認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、認定こども園および地域型保育事業以外のものを総称して呼んでいる。 利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のものも含まれる。また、英語教育などの幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上の施設で親と離れることを常態としている場合）も認可外保育施設に含まれる。 区は、認可外保育施設に関する届出を受け、各種証明書を発行している。
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕認可外保育施設に対する指導監督要綱

幼児教育・保育の無償化

事業の開始

令和元年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課、子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課		
事業の概要、目的	保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する児童の利用料（月額）を無償化する。なお、認可外保育施設等の3～5歳児は37,000円、0～2歳児の住民税非課税世帯は42,000円、未移行幼稚園は25,700円、認定こども園、新制度移行幼稚園の預かり保育は3～5歳児は11,300円、満3歳児の住民税非課税世帯は16,300円までの範囲内で無償化する。（施設により上乗せあり） 利用料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要がある。		
根拠法令等	子ども・子育て支援法 [区]世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則 世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する事務処理要綱 世田谷区保育料条例 世田谷区保育料条例施行規則 世田谷区子育てのための施設等利用費の給付等に関する要綱 ほか		
対 象	3～5歳児クラスの全世帯、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯		
予 算	[歳出] 2,538,080,240円	決 算	[歳入] [国]1,260,807,090円 [都]630,403,543円 [歳出] 2,508,187,928円

＜実績＞

無償化児童数

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育園等在園児童 (3歳～5歳児クラス)	10,516	10,470	10,427
認可保育園等在園児童 (0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯)	457	443	495
認可保育園以外の児童 (施設等利用給付認定者)	1,932	1,849	1,910
合計	12,905	12,762	12,832

児童福祉施設及び保育施設（認可保育園等・認可外保育施設）の指導検査

事業の開始

平成27年4月（特定教育・保育施設）
令和2年4月

窓 口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課事業者指導担当
事業の概要、目的	児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、里親支援センター）及び保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等）の指導検査

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 [区] 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 他		
予 算	[歳出] 12,928,512 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 11,620,535 円

<児童福祉施設及び保育施設（認可保育所等・認可外保育施設）の指導検査等実施状況>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所	65	151	173
認定こども園	2	2	2
家庭的保育事業	10	10	9
小規模保育事業	11	18	18
事業所内保育事業	0	1	1
児童養護施設	2	2	2
母子生活支援施設	2	2	3
認可外保育施設	149	164	140

その他の保育

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育課
事業所管	子ども・若者部保育課
1. 緊急・一時保育	
事業の概要、目的	通常は家庭で育児をしている保護者が出産や病気、または入院する親族の看護などで緊急に乳幼児の保育が必要な場合（緊急保育）や、短期間の就労等のために保育が必要な場合（一時保育）、保護者に代わって乳幼児を保育する制度（平成15年度より私立園でも自主事業として緊急保育を開始 利用料は各園により異なる）
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 [都] 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 他 [区] 世田谷区緊急・一時保育事業実施要綱 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱
対 象	[生後5ヶ月から就学前まで] 区立保育園（緊急・一時保育） [生後43日以上3歳未満] 指定保育室（一時保育・別掲「保育室一覧」参照） [1歳児から就学前まで] 鳩ぽっぽ保育園、下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園、おともだち保育園分園こまつなぎ、世田谷はっと保育園、さくらのその保育園分園つぼみ、池尻かもめ保育園、桜すくすく保育園、遊愛保育園、世田谷いちい保育園南ウイング、おともだち・ララ保育園、つむぎ保育園、みんなのおうち保育園、マリア保育園、RISSHO KID'S きらり代沢、あそびの森ゆう、東北沢ききょう保育園、下北沢保育園、葵みこころ保育園、さくらの木保育園、尾山台保育園、上用賀青い空保育園分園森の家、ナオミ保育園、グリーンフィールド上野毛保育園、ベネッセ桜新町保育園、馬事公苑ひかり保育園、グリーンホーム東玉川保育園、上用賀青い空保育園、空の鳥保育園、にじのこ保育園、東玉川善隣保育園、千歳保育園、大蔵ふたば保育園、成育しせい保育園、千歳なないろ保育園、ひだまり保育園、成城つくしんぼ保育園、祖師谷わかば保育園、喜多見野の花保育園、はあと保育園成城、烏山杉の子保育園、せたがや小鳥の森保育園、上北沢こぐま保育園、いずみの園保育園、烏山翼保育園（一時保育） [2歳児から就学前まで] 青葉学園野沢こども園、羽根木こども園（一時保育）

	[1歳以上3歳未満] キッズルームていんかあべる三茶（一時保育） [1歳以上4歳未満] キッズルームていんかあべる下北（一時保育）		
利用料金	緊急保育 1日1,500円（区立） 一時保育 1日3,000円 半日1,500円		
予 算	[歳出] 493,802,000円	決 算	[歳入] [国] 80,243,000円 [都] 78,856,000円 [他] 5,628,550円 [歳出] 331,559,136円

<実績>

①区立保育園

年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園数（園）			46	46	45
延受託日数（日）			1,983	3,455	3,210
延受託児童数（人）			263	411	379
理由別内訳	緊急保育	死亡・行方不明等	5	3	1
		出 産 ・ 傷 病	97	152	128
		看 護 （親 族）	22	22	10
		災 害 復 旧 活 動	0	0	0
		葬 祭 そ の 他	11	40	46
	一時保育	就 労	105	169	188
		技能修得（就職のため）	0	0	1
		通 学	0	4	0
		通 院	12	7	1
		看護・介護（親族）	2	4	2
		そ の 他	9	0	2

②保育室

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 育 室 数（室）		1	1	1
受 託 定 員（人）		10	10	5
延 受 託 日 数（日）		420	420	424
延受託児童数（人）		15	15	10
一時保育	就労	13	13	6
	緊急	2	2	0
	私的事由	0	0	4

③私立保育・一時保育実績

延受託日数			34,045
理由別人数内訳	緊急保育	出産・疾病	2
		看 護	0
		通 院	0
		そ の 他	482
	合計(人)		484
	一時保	就 労	3,760
		通学・技術取得	429
		通 院	820

④単独施設型

延受託日数		4,434
理由別人数内訳	緊急一時	9
	非定型 (就労等)	734
	その他	217
	合 計（人）	960

	育	看 護	68
		そ の 他	2,057
	合計(人)		7,134
	総合計(人)		7,618

2. 定期利用保育			
事業の概要、目的	パートタイム勤務や育児短時間勤務等による保護者の就労形態の多様化に対応し、働き方に応じて児童を一定程度継続的に保育する事業を支援することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。年度ごとの契約であり、更新はできない。保育料に対して区は、世帯の所得や子順等に応じて保育料を補助している。令和7年9月以降は、月額50,000円を上限に補助する予定である。		
根拠法令等	[区] 世田谷区定期利用保育事業補助金交付要綱 [区] 世田谷区定期利用保育事業補助基準 [区] 世田谷区定期利用保育事業実施要綱 [都] 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 他		
対 象	(1) 区内在住で、集団保育が可能な1～3歳児の児童。(受入年齢及び定員については実施園が設定する。) (2) 利用開始月現在就労しており、保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して当該児童を保育する事ができない場合であること。 (3) 認可保育園等への入園が不承諾となった児童であること。		
予 算	[歳出] 37,191,000円	決 算	[歳入] [国] 13,309,300円 [都] 19,340,300円 [他] 4,620,000円 ※区立人件費相当分含む [歳出] 37,190,750円

3. 病児・病後児保育事業			
事業の概要、目的	病気やケガ等にある乳幼児を、専用施設で一時的に保育する制度 実施機関 いなみ小児科病児保育室ハグルーム 定員 1日 13名 病児・病後児保育室下北沢ひよこ園 定員 1日 9名 山口小児科内科病児保育室シェ・モア 定員 1日 6名 ニコこどもクリニック病児保育室ニコのおうち 定員 1日 6名 ナオミ保育園病後児保育室バンビ 定員 1日 5名 病児・病後児保育室かんがる一む 定員 1日 10名 病児・病後児保育室ポピンズルーム千歳烏山 定員 1日 4名 子育てステーション鳥山病児・病後児保育室にこりんる一む 定員 1日 4名 かるがもクリニック病児保育室病児保育こがも 定員 1日 12名 つだ小児科クリニック病児保育室病児保育室ソレイユ 定員 1日 9名 キラリこどもクリニック病児保育室アップル 定員 1日 6名		
根拠法令等	[国] 病児保育事業実施要綱 [都] 東京都病児保育事業実施要綱 [区] 世田谷区病児・病後児保育事業実施要綱 他		
対 象	世田谷区内在住で、教育・保育給付または施設等利用給付の認定(2号または3号)を受け、認可保育園(※一時・緊急・定期利用含む)・認定こども園(保育認定枠)・地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業等)・保育室(※一時含む)・保育ママ・認証保育所・幼稚園預かり保育事業・一時保育専用施設・その他施設を現在利用している生後5ヶ月から就学前の乳幼児。 ※利用期間・利用日のみ対象。		
利用料金	1日2,000円		
予 算	[歳出] 385,075,000円	決 算	[歳入] [国] [都] [他] 166,911,000円 [歳出] 363,139,573円

<実績>

	登録者数	利用延人数	利用実人数	平均利用 日数	年齢別利用内訳					
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和4年度	8,763	6,753	3,312	2	823	893	657	363	193	110
令和5年度	11,154	8,509	4,378	2	805	1334	746	732	462	299
令和6年度	11,016	7,568	3,927	2	804	1132	762	524	411	294

4. 障害児の受け入れ

事業の概要、目的	障害児については、集団生活が可能で日々通園できる乳幼児で、保護者の就労など保育要件のあるものが対象となる。全園で受け入れ可能
-----------------	--

<実績>

各年4月現在			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
受入園数(園)	区立	私立	46	146	46	161	45	176	45	185	45	187
児童数(人)	区立	私立	268	384	215	482	287	748	371	919	449	1022
内 容	発達・言語の遅れ		199		222		274		365		505	
	情緒障害・自閉症		141		88		124		581		746	
	ダウン症		38		37		42		34		37	
	脳性麻痺		10		3		4		3		3	
	難聴		9		5		4		10		7	
	てんかん		13		10		16		14		20	
	視力障害		6		6		7		9		17	
	水頭症		4		4		12		5		9	
	その他		232		332		552		269		127	

5. 子育て支援の充実

事業の概要、目的	(1) 子育て相談 区立保育園では、在宅子育てをしている人を対象に、電話や面接などにより育児に関する様々な相談や情報提供を行っている。 (2) 地域交流事業 保育園の行事を通じて地域の人々や子ども達と交流を深めたり、お年寄りを招いての世代間の交流など、保育園を通じて様々な交流の場を設けている。 (3) おでかけひろば ひまわり、おでかけひろば にじ、おでかけひろば どんぐり、おでかけひろば まもりん、おでかけひろば はあと 区立玉川保育園、区立希望丘保育園、区立世田谷保育園、区立守山保育園及び区立等々力中央保育園内に常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、相互交流を図る場を提供している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立保育園在宅子育て支援事業実施要綱

<子育て相談の実績(区立保育園)>

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園		46	45	45
件数		2,481	3,329	3,021
内訳	入園に関すること	1,087	2,328	2,169
	基本的な生活習慣	1,148	748	548
	発育・発達	297	354	265
	生活環境	168	117	106
	その他	1,626	213	149

<地域交流事業実績>

①区立保育園

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園		46	45	45
開催回数		985	1,529	1,637
参加者		22,907	29,935	43,760
内訳	大人	11,044	14,684	21,692
	子ども	11,863	15,251	22,068

②私立保育園・認定こども園

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園		100	117	126

<子育てサポートの実績（区立保育園）>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
体験保育		1人	140人	71人

保育待機児童対策

窓口・所管	子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課
事業の概要、目的	令和7年4月入園において、1歳児43人、2歳児4人の計47人の保育待機児童が生じた。令和8年4月入園に向けて、私立認可保育所の新規整備及び、認証保育所から認可保育所への移行による定員拡充を予定している。また、令和7年4月入園に向けた緊急対策の取組みとして、既存保育施設の弾力化等による定員の拡充を図ったが、令和8年4月入園に向けても、保育待機児童が新たに発生した世田谷地域や北沢地域も加えた区内全域において、区立保育園の弾力化の更なる拡充を検討するとともに、引き続き私立保育園へ定員の拡充を依頼する。
1. 認可保育園等の設置	
国は、保育待機児童の解消を目的として、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金を設けている。当該補助金等を活用し、新規整備案件について着実な整備を進める。	
2. 私立幼稚園等の預かり保育	
私立幼稚園の教育時間外（早朝、夕方まで）及び長期休業期（夏休み・春休み等）に、保育を必要とする在園児を保育する。11時間保育を行う標準型と、8～10時間の範囲で保育を行う準標準型を実施している。 <標準型> 芦花幼稚園・日本女子体育大学附属みどり幼稚園・玉川幼稚園・家庭幼稚園・青葉学園野沢こども園・羽根木こども園・円光院幼稚園 <準標準型> あけぼの幼稚園、銀の鈴幼稚園、聖セシリア喜多見幼稚園、玉川小羊幼稚園、代田幼稚園、いづみ幼稚園・3～5歳児対象 定員は各園により異なる ※こども園では、幼稚園部分で実施 この他、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。 昭和女子大学附属昭和こども園・日本大学認定こども園・認定こども園世田谷ベアーズ・尾山台ナザレン幼稚園・さくら幼稚園・善隣幼稚園	
3. 保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助	
保育料に対して区は、世帯の所得や子順等に応じて保育料を補助している。令和7年9月以降、月額80,000円を上限に補助を拡充する予定である	
4. 保育士等処遇改善事業	
国の「技能経験加算」等や都のキャリアアップ補助金を活用し、保育士の処遇改善に努めている。また、区独自に保育士と看護師に対し「世田谷区保育士等処遇改善助成金」を給付している。	
5. 保育人材確保事業	

ハローワーク渋谷、東京都福祉人材センター、民間委託業者との協働・委託などによる就職相談会を実施し、保育施設運営事業者に対して保育人材確保の支援を行った。

平成 27 年度より民間委託業者に委託し、区外での相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣を行っている。また、保育士等宿舍借上げ支援事業を実施し、保育士等の確保、定着、離職防止に取り組んでいる。

<保育施設・事業の定員（各年 4 月 1 日現在）>

区分 \ 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
区立保育園	4,559	4,513	4,486
私立保育園	13,852	13,818	13,892
認定こども園（保育枠のみ）	601	631	631
家庭的保育事業	50	45	45
小規模保育事業	291	292	272
事業所内保育事業（地域枠のみ）	14	14	14
居宅訪問型保育事業	14	14	14
計	19,381	19,327	19,354

<保育園数と在籍児童数の推移>

各年 4 月 1 日現在	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
保育園数	216	215	217
区立保育園	45	44	44
私立保育園	171	171	173
認定こども園	7	7	7
家庭的保育事業	10	9	9
小規模保育事業	18	18	17
事業所内保育事業	1	1	1
居宅訪問型保育事業	2	2	2
在籍児童数	18,374	18,400	18,494
欠 員 数	1,339	1,236	1,193
待機児童数（国基準）	10	58	47

<保育待機児童の状況>

	保育園入園を申請したが入園していない者 A	入園申込の時点で、育休延長も許容できるを選択した者 B	育休中で、復職意思を確認できなかった者 C	保育室・保育ママ・認証保育所等に預けている者 D	幼稚園の預かり保育を利用している者 E	自宅から通える範囲に利用可能な保育施設がありながら利用していない者 F	保護者が求職活動を休止していることが確認できた者 G	保育待機児童 H
令和 5 年度	1,270	571	96	264	31	294	4	10
令和 6 年度	1,365	601	102	259	23	314	8	58
令和 7 年度	1,326	495	113	303	30	331	7	47

※保育待機児童・・・H=A-B-C-D-E-F-G

<保育施設の入所理由（令和 7 年 4 月 1 日現在）>

	保育園 （人）	%	認定こども園 （人）	%	家庭的保育事業 （地域型）（人）	%	小規模保育事業 （地域型）（人）	%
就労	17,379	98.8%	620	98.9%	35	100.0%	218	95.6%

出産・疾病・障害・介護	83	0.5%	2	0.3%	0	0.0%	2	0.9%
求職	74	0.4%	1	0.2%	0	0.0%	6	2.6%
その他（不存在・学生等）	46	0.3%	4	0.6%	0	0.0%	2	0.9%
合 計	17,582		627		35		228	

<保育士等宿舍借上げ支援事業の補助事業実施施設の実績>

施設	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立認可保育所	163 施設	166 施設	166 施設
私立認定こども園	6 施設	6 施設	6 施設
小規模保育事業	18 施設	18 施設	18 施設
家庭的保育事業	4 施設	5 施設	4 施設
事業所内保育事業	0 施設	0 施設	0 施設
認証保育所	32 施設	30 施設	28 施設
保育室	2 施設	1 施設	1 施設
保育ママ	0 施設	0 施設	0 施設
病児・病後児保育	7 施設	7 施設	8 施設

<保育士等处遇改善助成金交付事業の補助事業実施施設の実績>

施設	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立認可保育所	167 施設	168 施設	168 施設
私立認定こども園	4 施設	4 施設	5 施設
小規模保育事業	17 施設	17 施設	18 施設
家庭的保育事業	10 施設	10 施設	9 施設
事業所内保育事業	1 施設	1 施設	1 施設
認証保育所	33 施設	30 施設	27 施設
保育室	1 施設	1 施設	1 施設
保育ママ	6 施設	5 施設	4 施設
病児・病後児保育	11 施設	11 施設	11 施設

<保育室等（保育ママ含む）・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助実績>

	実 人 数			延 べ 月 数			金 額		
	保育室等	認証 保育所	無認可 保育施設	保育室等	認証 保育所	無認可 保育施設	保育室等	認証 保育所	無認可 保育施設
4 年度	36	962	1,306	267	9,023	12,781	5,834,336	214,514,193	247,234,018
5 年度	36	969	1,526	294	9,057	14,687	7,137,700	270,284,946	294,525,654
6 年度	33	983	1,628	281	9,671	16,414	8,393,300	366,272,340	350,882,106

3. 児童の健全育成

児童館		事業の開始	
		昭和38年	
窓口・所管	子ども・若者部児童課		
事業の概要、目的	児童館は地区の子ども・子育て家庭への支援の拠点として、親子で集い、交流できるおでかけひろばや、育児講座・子育て相談等を実施するとともに、こどもまつり・体験活動などさまざまな活動を通して児童や中高生世代の健全育成に努めている。また、地域全体の児童を対象とした活動に関わりをもち、学校、新 BOP、青少年地区委員会、町会自治会など地域組織と協力した取り組みを土台としながら、地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点として、全地区で四者連携を進めている。また、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図っている。		
根拠法令等	児童福祉法		
予 算	[歳出] 168,159,000 円	決 算	[歳入] [国] 5,603,000 円 [都] 14,111,000 円 [他] 5,217,682 円 [歳出] 141,890,652 円

区内児童館

施設名	所在地	電話	開設年月日
池尻 児童館	池尻2-3-11	3422-0411	昭和 38.12.1
等々力 //	等々力3-25-16	3703-3506	// 43.4.27
烏山 //	南烏山4-26-3	3309-3003	// 46.10.1
船橋 //	船橋5-17-28	3303-1876	// 47.5.27
玉川台 //	玉川台1-6-15	3709-4163	// 48.4.27
代田 //	代田6-34-13	3469-6095	// 50.1.24
若林 //	若林5-18-13	3412-6413	// 53.5.2
喜多見 //	喜多見2-10-40	3417-9151	// 54.4.16
弦巻 //	弦巻1-26-11	3426-9626	// 54.10.23
成城さくら //	成城3-18-23	3417-9411	// 55.4.24
森の //	上野毛4-29-18	3704-4917	// 55.5.1
深沢 //	深沢4-33-11	3705-4123	// 56.7.19
野沢 //	野沢1-8-14	3418-5578	// 57.6.1
山野 //	砧4-1-7	3417-8217	// 57.10.21
上町 //	世田谷2-30-16	3429-8275	// 58.4.6
松沢 //	赤堤4-37-14	3328-9266	// 58.5.20
代田南 //	代田1-13-14	3419-7192	// 59.12.3
桜丘 //	桜丘5-14-1	3439-0641	// 59.12.18
上用賀 //	上用賀4-14-3-101	3426-2196	// 62.7.1
上北沢 //	上北沢3-8-9	3290-3700	平成 元.7.21
上祖師谷ぱる //	上祖師谷4-5-6	3789-3131	// 3.6.1
祖師谷 //	祖師谷4-28-6-101	3789-5633	// 4.5.30
新町 //	新町2-23-4-101	3426-3314	// 5.5.29
粕谷 //	粕谷4-13-6	3305-7171	// 10.5.29
鎌田 //	鎌田3-35-1	3709-6911	// 10.6.7
奥沢子育て 児童ひろば	奥沢4-8-14	3720-6331	// 17.4.1
北沢子どもの居場所(きたっこ)	北沢4-32-20	3468-3185	// 30.4.1

<実績>

(1) 入館者状況

(単位：人)

	池 尻	若 林	弦 巻	野 沢	上 町	桜 丘	※1代 田
幼 児	6,205	2,001	6,515	3,492	6,957	9,544	7,070
小 学 生	10,008	9,871	19,347	12,528	23,368	11,642	18,906
中 学 生	2,121	950	1,621	1,294	1,854	1,036	3,154
高校生等	1,316	193	366	165	283	49	1,869
保護者等	6,053	2,446	6,355	3,822	7,255	8,748	8,939
	松 沢	代 田 南	※2等々 力	玉 川 台	森 の	深 沢	上 用 賀
幼 児	6,693	7,529	12,419	5,889	5,183	6,729	6,614
小 学 生	15,017	26,285	16,581	13,174	9,788	13,824	12,929
中 学 生	2,162	5,899	2,749	1,940	1,592	1,138	1,093
高校生等	724	807	55	552	174	277	60
保護者等	7,180	8,654	11,733	5,912	5,191	7,206	7,118
	新 町	船 橋	喜多見	成城さくら	山 野	祖 師 谷	鎌 田
幼 児	6,016	6,477	1,535	6,126	6,071	4,777	4,549
小 学 生	11,479	16,402	12,905	14,349	18,945	11,219	16,986
中 学 生	856	903	2,937	1,558	3,523	1,560	1,539
高校生等	285	261	122	191	242	165	312
保護者等	5,694	7,572	2,057	6,922	6,758	5,034	5,121
	烏 山	上 北 沢	上祖師谷ばる	粕 谷			
幼 児	5,859	7,434	1,691	8,226			
小 学 生	13,029	12,454	6,215	14,321			
中 学 生	1,948	1,103	946	3,556			
高校生等	282	77	303	220			
保護者等	5,522	6,934	1,970	7,736			

※1 北沢子どもの居場所の入館者数も含む。

※2 奥沢子育て児童ひろばの入館者数も含む。

(2) 行事等開催状況

区 分	行事・クラブ活動		事 例
	実施回数	参加者数	
1 音 楽	83	1,174	合奏・コーラス・バンド
2 絵 画	8	71	写生会・絵本づくり
3 工 作	506	4,108	陶芸・木工作
4 演 劇・観 劇	138	1,287	人形劇・紙芝居
5 視 聴 覚	28	901	映画会・コンサート
6 書 道・茶 道	27	183	お茶会・新春書初め
7 図 書	174	1,520	ストーリーテリング・図書委員会
8 新 聞	0	0	
9 手 芸	194	1,848	人形づくり・あみもの
10 料 理	205	2,435	おかしづくり・やきいも会
11 飼 育・栽 培	120	742	花卉栽培・野菜づくり
12 運 動・体 操	1,057	18,881	卓球・ドッジボール・ローラースケート・バスケットボールその他球技
13 遠 足	84	1,284	ハイキング・いもほり遠足
14 キ ャ ン プ	209	5,413	デイキャンプ・宿泊キャンプ

15 ま つ り 等	345	24,011	児童館まつり・七夕まつり・ひなまつり・まめまき・お月見・クリスマス・お化け大会・もちつき
16 ゲ ー ム	268	3,562	将棋大会・ベーゴマ・メンコ・たこあげ
17 啓 発 活 動	423	6,222	講演会・母親講座・子ども会議
18 幼 児 の 集 い	3,261	57,708	幼児クラブ・サークル
19 ボランティア指導	101	319	
20 地域連携づくり	152	5,097	地域懇談会・利用者との懇談会
21 そ の 他	509	7,519	中高生活動、など

学童クラブ

事業の開始

昭和39年

窓 口	各小学校新BOP		
事業所管	子ども・若者部児童課、教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課		
事業の概要、目的	区は全区立小学校で、その施設を活用して、遊びを通じて異年齢児童の交流、創造性・社会性・主体性の養成を図る BOP（ベース・オブ・ブレイング）事業と学童クラブ事業を統合した事業として、新BOPを実施している。新BOP 学童クラブは、保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援することを目的に運営している。		
根拠法令等	児童福祉法		
予 算	[歳入] 468,320,000 円	決 算	[歳入] [国] 233,546,000 円 [都]233,770,000 円 [他] 474,007,700 円 ※放課後の遊び場対策（BOP）事業との合算 [歳出]392,408,058 円

学童クラブ

施 設 名	所 在 地	電 話	開設年月日
東玉川小新BOP 学童クラブ	奥沢 1-1-1	3720-6336	平成 11. 4. 1
玉堤小 //	玉堤 2-11-1	3701-3424	平成 11. 4. 1
給田小 //	給田 4-24-1	3308-0999	平成 11. 4. 1
芦花小 //	粕谷 2-22-1	3302-5360	平成 11. 4. 1
三宿小 //	三宿 1-12-6	3411-8121	平成 12. 4. 1
多聞小 //	三宿 2-26-11	3413-1722	平成 12. 4. 1
山崎小 //	梅丘 3-9-1	3420-0266	平成 12. 4. 1
弦巻小 //	弦巻 1-9-18	3428-0276	平成 12. 4. 1
駒沢小 //	駒沢 2-10-6	3424-9993	平成 12. 4. 1
駒繫小 //	下馬 1-42-12	5481-0567	平成 12. 4. 1
旭小 //	野沢 1-4-3	3424-1538	平成 12. 4. 1
世田谷小 //	宮坂 1-38-4	3420-7260	平成 12. 4. 1
松原小 //	松原 5-43-26	5300-2411	平成 12. 4. 1
桜町小 //	用賀 1-5-1	3703-9199	平成 12. 4. 1
祖師谷小 //	祖師谷 3-49-1	3482-2971	平成 12. 4. 1
武蔵丘小 //	北鳥山 1-47-11	3300-5059	平成 12. 4. 1
代田小 //	代田 4-2-3	3323-3764	平成 12. 4. 1
太子堂小 //	太子堂 5-7-4	3413-2089	平成 13. 4. 1
桜丘小 //	桜丘 1-19-17	5477-4548	平成 13. 4. 1
中丸小 //	野沢 3-33-12	3424-3022	平成 13. 4. 1
松丘小 //	弦巻 3-16-10 及び 弦巻 3-23-12	3429-3978	平成 13. 4. 1

池尻小	//	池尻 2-4-10	3424-4464	平成 13. 4. 1
城山小	//	梅丘 2-1-11	5426-3201	平成 13. 4. 1
深沢小	//	新町 1-4-24	3428-1523	平成 13. 4. 1
玉川小	//	中町 2-29-1	3702-6337	平成 13. 4. 1
京西小	//	用賀 4-27-4	3700-6837	平成 13. 4. 1
東深沢小	//	深沢 3-7-1	3703-9777	平成 13. 4. 1
瀬田小	//	瀬田 2-17-1	3700-8564	平成 13. 4. 1
用賀小	//	上用賀 6-14-1	3428-0354	平成 13. 4. 1
若林小	//	若林 5-27-18	3413-1925	平成 14. 4. 1
桜小	//	世田谷 2-4-15	3420-5413	平成 14. 4. 1
代沢小	//	代沢 5-1-10	3413-1412	平成 14. 4. 1
松沢小	//	赤堤 4-44-22	3323-1676	平成 14. 4. 1
赤堤小	//	赤堤 1-41-24	3323-0283	平成 14. 4. 1
二子玉川小	//	玉川 4-6-1	3700-7477	平成 14. 4. 1
尾山台小	//	尾山台 3-11-1	3701-9992	平成 14. 4. 1
九品仏小	//	奥沢 8-12-1	3703-6012	平成 14. 4. 1
塚戸小	//	千歳台 6-7-1	3300-5215	平成 14. 4. 1
砧小	//	喜多見 6-9-1	3417-6949	平成 14. 4. 1
山野小	//	砧 6-7-1	3417-6101	平成 14. 4. 1
千歳小	//	成城 9-6-1	3789-3141	平成 14. 4. 1
中里小	//	三軒茶屋 1-4-1	3422-2220	平成 15. 4. 1
池之上小	//	代沢 2-42-15	5433-5050	平成 15. 4. 1
上北沢小	//	上北沢 4-22-29	3303-5252	平成 15. 4. 1
三軒茶屋小	//	三軒茶屋 2-42-1	3421-2465	平成 15. 4. 1
八幡小	//	玉川田園調布 2-17-15	3721-8905	平成 15. 4. 1
奥沢小	//	奥沢 3-1-1	3727-2618	平成 15. 4. 1
烏山小	//	給田 1-2-1	3300-6195	平成 15. 4. 1
烏山北小	//	北烏山 6-3-1	3308-1634	平成 15. 4. 1
喜多見小	//	喜多見 3-11-1	3416-8246	平成 15. 4. 1
経堂小	//	桜上水 1-23-3	3420-1788	平成 16. 4. 1
笹原小	//	桜丘 5-19-1	3439-0642	平成 16. 4. 1
等々力小	//	等々力 7-26-1	3702-3474	平成 16. 4. 1
中町小	//	中町 4-23-1	5706-6421	平成 16. 4. 1
明正小	//	成城 3-3-1	3417-9412	平成 16. 4. 1
八幡山小	//	八幡山 1-14-1	3304-8396	平成 16. 4. 1
希望丘小	//	船橋 4-9-1	3484-7677	平成 16. 4. 1
千歳台小	//	千歳台 4-24-1	3482-0400	平成 16. 4. 1
船橋小	//	船橋 4-41-1	3482-2578	平成 17. 4. 1
砧南小	//	鎌田 4-3-1	3417-3789	平成 17. 4. 1
下北沢小	//	大原 1-4-6	3468-3127	平成 28. 4. 1

<学童クラブ入会状況>

	令和6年4月1日	令和7年4月1日
	区立	区立
施設数(所)	61	61
入会児童数	8,958	8,810
小 1	3,150	3,091

小 2	3,047	3,000
小 3	2,636	2,581
その他	125	138

プレーパーク事業		事業の開始
		昭和54年
窓口・所管	子ども・若者部児童課	
事業の概要、目的	地域住民と行政の協働型事業として、子どもたちが自然と触れ合う遊びとさまざまな体験の場を提供する事業。「自分の責任で自由に遊ぶ」という基本理念に基づき、子どもの生きる力を育成する。	
事業の実績	区内5ヶ所において以下のとおり実施。	
予 算	【歳出】 49,625,115 円 決 算 【歳入】 [都] 49,581,000 円 [他] 810 円 【歳出】 49,582,404 円	

実施日数

	令和6年度	休 日	開設年月日
羽根木プレーパーク (区立羽根木公園内)	296 日	火曜日、夏季、年末年始	昭和54年7月
世田谷プレーパーク (区立世田谷公園内)	245 日	月・火曜日、夏季、年末年始	昭和57年6月
駒沢はらっぱプレーパーク (区立駒沢緑泉公園内)	246 日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成元年4月
烏山プレーパーク (区立北烏山もぐら公園内)	245 日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成15年4月
砦あそびの杜プレーパーク (区立大蔵運動公園内)	10 日	月・火・金・土曜日、夏季、年末年始	令和7年3月

4. 手当・給付

児童手当		事業の開始	
		【子ども手当】	平成22年4月～平成24年3月
		【児童手当】	昭和47年1月
窓 口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当		
事業の概要、目的	子どもを養育する区民等に対し、児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。世田谷区に住所があり、かつ、18歳到達後最初の年度末を迎えるまでの児童を養育している者からの請求に基づき、児童手当を支給する。支給額は、3歳から18歳年度末までの児童1人あたり月額10,000円、3歳未満の児童1人あたり月額15,000円、第3子以降の児童1人あたり月額30,000円を支給する。また、第何子かは、監護（相当）している22歳到達後最初の年度末までの児童等を含めて算定する。		
根拠法令等	児童手当法		
対 象	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方。		
予 算	【歳出】12,103,911円	決 算	【歳入】国 8,401,208,442円 都 1,381,081,388円
			【歳出】11,337,076,496円

所得制限限度額表（令和5年中の所得額及び税法上の扶養数）

適用令和6年6月～令和6年9月分 ※令和6年10月分から所得制限撤廃

扶養数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
以降1人増すごとに加算380,000円		

<児童手当の支給対象児童数>

手 当 区 分		各3月31日現在 支給対象児童数 (人)			令和7年3月31日 現在支給月額
		令和5年	令和6年	令和7年	
児童手当	3歳未満	11,410	10,879	16,211	3歳未満：15,000円 3歳以上18歳年度末まで： 第1子 10,000円 第2子 10,000円 第3子以降 30,000円 ※令和4年6月分から令和6年9月分までは、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は特例給付として支給対象児童1人一律5,000円、所得上限限度額以上の場合、児童手当等の支給はしない。
	小学校修了前	36,180	34,253	64,684	
	中学校修了前	10,032	9,762	20,956	
	高校生相当世代	—	—	19,798	
	特例給付	15,308	13,899	—	
	(計)	72,930	68,793	121,649	

児童育成手当		事業の開始	
		昭和46年	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当		
事業の概要、目的	児童の福祉の増進と、児童の心身の健やかな成長を図る。 育成手当と障害手当とがあり、育成手当は児童1人につき月額13,500円、障害手当は児童1人につき月額15,500円を支給する。		
根拠法令等	[区] 世田谷区児童育成手当条例		
対 象	各手当に該当する児童を養育している方。ただし、児童が施設に入所している場合や、保護者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合を除く。 (1) 育成手当 父または母が死亡、離婚等でいないか、重度の障害を有する場合で、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方 (2) 障害手当 20歳未満の障害を有する児童を養育している方（身体障害者手帳1～2級程度または愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の場合）		
予 算	[歳出] 2,219,605,000円 (児童扶養手当等支給事業総額)	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 2,211,170,385円 (児童扶養手当等支給事業総額)

所得制限限度額表（令和6年中の所得額及び税法上の扶養数）

適用令和7年5月～令和8年4月申請分

扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	3,661,000円	2人	4,421,000円
1人	4,041,000円	3人	4,801,000円
以降1人増すごとに加算380,000円			

<児童育成手当の支給対象児童数>

手当区分		各3月31日現在 支給対象児童数(人)			令和7年3月31日 現在支給月額
		令和5年	令和6年	令和7年	
児童育成手当	育 成 手 当	5,732	5,671	5,536	13,500円
	障 害 手 当	279	292	290	15,500円
	育成かつ障害手当	60	43	36	
	(計)	6,071	6,006	5,862	

児童扶養手当		事業の開始	
		昭和37年	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当		
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。 児童1人目全部支給月額46,690円（ただし、所得が一定額以上の場合是一部支給46,680円～11,010円）、児童2人目以降加算額1人につき全部支給月額11,030円（ただし、所得が一定額以上の場合是一部支給11,020円～5,520円）を加算して支給する。（上記支給月額は令和7年4月現在の金額です。支給額は変わることがあります。）		
根拠法令等	児童扶養手当法		
対 象	離婚、死亡などにより父または母がいない場合、または父または母が重度の障害を有する場合で、18歳到達後最初の3月31日までの児童（障害を有する児童の場合は20歳未満）を養育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合には支給停止。		
予 算	【歳出】 2,219,605,000円 (児童扶養手当等支給事業総額)	決 算	【歳入】 【国】 415,803,002円 【歳出】 2,211,170,385円 (児童扶養手当等支給事業総額)

所得制限限度額表（令和5年中の所得額及び税法上の扶養数）

適用令和6年10月～令和7年9月申請分

児童扶養手当請求者本人				配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
全部支給		一部支給			
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	690,000円	0人	2,080,000円	0人	2,360,000円
1人	1,070,000円	1人	2,460,000円	1人	2,740,000円
2人	1,450,000円	2人	2,840,000円	2人	3,120,000円
3人	1,830,000円	3人	3,220,000円	3人	3,500,000円
以降1人増すごとに加算 380,000 円					

＜児童扶養手当の受給者数＞

手 当 区 分	各 3 月 31 日現在		
	令和5年	令和6年	令和7年
児 童 扶 養 手 当	2,507	2,546	2,511

特別児童扶養手当

事業の開始

昭和39年

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	障害を有する児童を養育している方に支給し、その児童の生活の向上を図る。 児童1人につき月額56,800円(重度障害)、37,830円(中度障害)を支給する。 (上記支給月額は令和7年4月～令和8年3月分です。支給額は変わることがあります。)
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
対 象	20歳未満の障害を有する児童(身体障害者手帳1～3級(一部除く)程度、一部4級程度、または愛の手帳1～3度程度)を養育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を理由とする年金を受給している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合は支給停止。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
予 算	—
決 算	—

所得制限限度額表(令和6年中の所得額及び税法上の扶養数)

適用令和7年7月～令和8年6月申請分

特別児童扶養手当請求者本人		配偶者・扶養義務者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	4,596,000円	0人	6,287,000円
1人	4,976,000円	1人	6,536,000円
2人	5,356,000円	2人	6,749,000円
3人	5,736,000円	3人	6,962,000円
以降1人増すごとに加算 380,000 円		以降1人増すごとに加算 213,000 円	

＜特別児童扶養手当の受給者数＞

手 当 区 分	各 3 月 31 日現在		
	令和5年	令和6年	令和7年
特別児童扶養手当	475	463	460

世田谷区出産費助成		事業の開始
		令和5年4月
窓 口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当	
事業の概要、目的	子どもの出産にかかる経済的負担の一部について助成金を支給することにより、安心して子どもを産むことのできる環境の整備及び母体の保護を図る。 出産児1人につき5万円を助成する。 ※この事業でいう「出産」には、妊娠85日以上流産及び死産（母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく人工妊娠中絶を含む。）を含む。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区出産費助成事業実施要綱	
対 象	以下のいずれかにあてはまること ①出産児の住所が、出生日時時点で区内にあること ②妊娠85日以上流産・死産の場合は、出産日時時点で母の住所が区内にあること 加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けていること ※①②いずれも出産の日から1年以内が申請期限となる（災害等やむを得ない事由のある場合を除く）	
予 算	〔歳出〕 317,011,000 円	決 算
		〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 299,702,178 円

<実績>

年 度	令和5年度	令和6年度
支給件数（児童数）	5,525	5,961

私立幼稚園等園児保護者補助		事業の開始	
		昭和47年	
窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課私学係		
事業の概要、目的	幼児を私立幼稚園等に在園させている保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正により幼稚園教育の振興と充実を図る。 ※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園を除く。 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を踏まえた補助項目・支給額に変更。 補助項目：入園料・保育料・預かり保育利用料・副食費及びその他の納付金 ・入園料 年額上限100,000円 ・保育料 区市町村税額により、月額上限31,000円～38,900円（※）（子1人の場合） ※令和7年4月より月額上限32,000円～38,900円 ・預かり保育利用料 月額上限11,300円（「保育の必要性」の認定が必要） ・副食費 月額上限4,800円（所得制限等あり） ・その他の納付金 月額上限3,000円（所得制限等あり） 私立幼稚園のほか、都知事に認定された幼稚園類似の幼児施設及び私立の特別支援学校の幼稚部に通う園児の保護者が支給対象となる。 要件：園児が満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児であること 園児及びその保護者が同一世帯であること等		
根拠法令等	〔国〕子ども・子育て支援法 〔都〕私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 〔区〕世田谷区私立幼稚園等施設等利用費等の支給に関する要綱 世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱		
対 象	私立幼稚園等に入園して入園料・保育料・その他の納付金等を納めた保護者		
事業の実績	入園料補助 2,187人 保育料補助 6,373人 その他の納付金補助 331人		
予 算	〔歳出〕 2,547,770,650円	決 算	〔歳入〕 〔国〕〔都〕 1,596,825,310円 〔歳出〕 2,507,011,222円

5. 医療給付

子ども等医療費の助成		事業の開始	
		平成4年8月	
窓 口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当		
事業の概要、目的	児童の保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援するため、医療費のうち保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例		
対 象	区内に住所がある0～18歳到達後最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護受給者、施設入所者、里子等は除く。		
予 算	〔歳出〕 5,943,653,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 5,855,378,388 円

<実績>

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	113,833	112,584	131,741	131,438

ひとり親家庭等医療費の助成		事業の開始
		平成2年1月
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当	
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費のうち保険診療の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部自己負担を除く）を助成する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例	
対 象	18歳に到達後最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）とその児童を養育している、ひとり親家庭等の父母もしくは養育者。ただし、請求者及び配偶者・扶養義務者の所得が、所得制限限度額以上の場合や、生活保護受給者、施設入所者、里親・里子等は除く。	
予 算	〔歳出〕 159,466,000 円	決 算
		〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 152,039,084 円

所得制限限度額表（令和5年中の所得額及び税法上の扶養数） 令和7年1月～12月適用

請求者本人		配偶者・扶養義務者、孤児等の養育者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	2,080,000 円	0人	2,360,000 円
1人	2,460,000 円	1人	2,740,000 円
2人	2,840,000 円	2人	3,120,000 円
3人	3,220,000 円	3人	3,500,000 円
以降1人増すごとに加算 380,000 円		以降1人増すごとに加算 380,000 円	

<実績>

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	6,799	6,526	6,416	6,272

助産施設

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な事情により入院助産を受けることができないときに、助産施設において、出産できるよう支援する。		
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕世田谷区児童福祉法の施行に関する規則、世田谷区入院助産実施要綱		
予 算	〔歳出〕10,915,610 円	決 算	〔歳入〕〔国〕4,914,944 円〔他〕585,600 円 〔歳出〕12,396,148 円

区内助産施設

(令和7年3月31日時点)

	施設名	所在地	電話
私 立	世田谷中央病院(休止中)	世田谷 1-32-18	3420-7111
	久我山病院	北鳥山 2-14-20	3309-1111
独立行政法人	国立成育医療研究センター	大蔵 2-10-1	3416-0181

<実績>

施設名 \ 年度		措 置 人 員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 内	国立成育医療研究センター	5	9	8
	私立	3	5	2
区 外		9	7	10
合 計		17	21	20

6. ひとり親家庭支援

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業

事業の開始

平成17年11月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭及び父子家庭の自立促進を図るため、母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就業に必要な教育訓練対象講座を受講した場合に、その経費の一部を支給する。 ＜支給額＞ ①雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けていない方 ・一般（または特定一般）教育訓練対象講座：受講料の6割（上限20万円） ・専門実践教育訓練対象講座：受講料の6割（上限40万円×修業年数（最大160万円）） ・専門実践教育訓練対象講座（修了から1年以内に資格取得かつ就職等した場合） ：受講料の8.5割（上限60万円×修業年数（最大240万円）） ②雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けている方 …①に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額 ※①・②ともに支給額が1万2千円を超えない場合は支給対象外となる。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 〔区〕世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
対 象	申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び受講後の給付金申請時の両方で満たすこと）
事業の実績	令和6年度給付金支給件数：10件
予 算	〔歳出〕3,388,220円
決 算	〔歳入〕〔国〕1,518,000円 〔歳出〕2,624,939円

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業

事業の開始

平成18年4月

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭又は父子家庭の生活の負担の軽減を図り、修業期間中の生活の不安を解消するとともに、安定した修業環境を確保し、資格取得を容易にすることを目的とし給付金を支給する。 (1) 支給額 ・訓練促進給付金 100,000円（住民税非課税世帯）/ 70,500円（課税世帯） 修業期間の最後の12か月は40,000円増額 ・修了支援給付金 50,000円（住民税非課税世帯）/ 25,000円（課税世帯） (2) 支給期間 訓練促進給付金・・・修業期間の全期間（上限4年※） (3) 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、美容師等
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 〔区〕世田谷区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱
対 象	各給付金申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方
予 算	〔歳出〕67,616,000円
決 算	〔歳入〕〔国〕44,987,000円 〔歳出〕59,743,000円

＜実績（給付金支給件数）＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訓練促進給付金	46	54	54
修了支援給付金	9	16	25

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		事業の開始
		平成28年4月
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親や子が進学やよりよい条件で就職や転職につなげるために高卒認定試験合格をめざすための学び直しを支援するため、給付金を支給する。 ・支給額（①②について、支給額が4千円超えない場合は支給しない） ①受講開始時給付金：受講料の4割（上限額：通学等20万円／通信10万円） ②受講修了時給付金：受講料の5割から①を差し引いた額（上限額（①と合算）：通学等25万円／通信12万5千円） ③合格時給付金：受講料の1割（上限額（①②と合算）：通学等30万円／通信15万円）	
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 [区] 世田谷区ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金交付要綱	
対 象	・申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、各給付金申請時の両方で満たすこと） ・母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている子ども（39歳未満の者に限る）で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、各給付金申請時の両方で満たすこと）	
事業の実績	令和6年度給付金支給件数：1件	
予 算	[歳出] 350,000 円	決 算 [歳入] 48,000 円 [歳出] 77,220 円

ひとり親家庭休養ホーム事業		事業の開始
		昭和56年4月
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課	
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当	
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対し、遊園地などの日帰り施設を指定し、無料又は低額な料金で利用させることにより、福祉の向上を図る。 (1) 利用回数 1人につき年度1回まで (2) 利用料金 無料または低額な実費（施設により異なる） (3) 利用方法 児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証等ひとり親家庭とわかるものを提示し、利用券の交付を受ける。	
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 [区] 世田谷区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱	
対 象	区内に住所を有するひとり親家庭の父母と20歳未満の子ども（所得制限あり）	
指定施設	(令和年7年3月31日時点) ・東京ディズニーランド・ディズニーシー（千葉県浦安市舞浜1-1） ・よみうりランド（東京都稲城市矢野口4015-1） ・サンリオピューロランド（東京都多摩市落合1-31） ・横浜・八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市金沢区八景島） ・東京サマーランド（東京都あきる野市上代継白岩600） ・キッザニア東京（東京都江東区豊洲2-4-9 アーバンドッグららぽーと豊洲3階）	
予 算	[歳出] 2,791,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 2,381,800 円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
*東京ディズニーランド 東京ディズニーシー	大人	727	922	917
	小人	—	—	—
よみうりランド	大人	37	43	48
	小人	72	71	69

サンリオピューロランド	大人	17	18	23
	小人	18	27	28
横浜八景島シーパラダイス	大人	21	19	7
	小人	24	4	6
東京サマーランド	大人	10	7	11
	小人	12	8	11
キッザニア東京	大人	25	29	34
	小人	30	43	41
計	大人	837	1,038	1,040
	小人	156	153	155
合 計		993	1,191	1,195

*東京ディズニーランド・東京ディズニーシーについては、大人・小人の区分なし。

ひとり親家庭等の就労支援事業

事業の開始

平成25年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当			
事業の概要、目的	これから新たに就業を目指すひとり親家庭を対象とした、在宅就業を含めた託児付き就労支援講座を実施し、ひとり親家庭の経済的な自立を支援する。			
根拠法令等	〔都〕 子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱 〔区〕 世田谷区ひとり親家庭の就労支援事業実施要綱			
対 象	世田谷区内在住のひとり親家庭の母又は父			
事業の実績	実施回数：3回			
予 算	〔歳出〕 953,150 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 393,000 円	〔歳出〕 783,884 円

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

事業の開始

平成25年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当			
事業の概要、目的	学習塾に行きたくても経済的な理由で行けない子どもや聞きたくても近くに聞ける大人がいない等の子どもに学習環境を提供し、学習習慣の定着と苦手科目の克服を目指す。			
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 〔区〕 世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業実施要綱			
対 象	世田谷区内に住所を有する、小学1年生～中学3年生のひとり親家庭の児童・生徒			
事業の実績	令和6年度登録児童数 小学生（51名）、中学生（61名）			
予 算	〔歳出〕 15,414,652 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 10,572,000 円	〔歳出〕 14,538,931 円

母子生活支援施設

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課			
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当			
事業の概要、目的	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその監護すべき児童を、申込により施設に入所させて保護するとともに、母親の生活安定、児童の健全育成など、社会的自立に向けて支援する。			
根拠法令等	児童福祉法 〔区〕 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区母子生活支援施設保護実施要綱			
予 算	〔歳出〕 352,794,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 100,647,602 円	〔都〕 2,483,000 円
			〔他〕 339,380 円	〔歳出〕 295,586,145 円

＜母子生活支援施設の在籍状況（令和7年4月1日現在）＞

公私別	名 称	定 員 (世 帯)		入 所 状 況	
		認可	暫定	世帯	人員
私立	母子生活支援施設かわだ	10		3	6
	ナ オ ミ ホ ー ム	10		9	19
公立	パ ル メ ゾ ン 上 北 沢	25	20	20	53
計		45		32	78

※区外広域入所含む

地域のひとり親家庭支援拠点事業

事業の開始

令和7年2月

窓 口	ひとり親家庭支援拠点「ippo」
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	地域のひとり親家庭を妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するとともに、父母が離婚を検討する段階から子どもの福祉を念頭に置き離婚した後の生活等を考えることができるよう支援するため、ひとり親家庭支援拠点「ippo」において相談事業、セミナー及び子ども向けイベント等を実施する。
根拠法令等	〔区〕地域のひとり親家庭支援拠点事業実施要綱
対 象	世田谷区内在住の未就学から高校生世代の子どもがいるひとり親家庭（離婚を検討している方も対象）
事業の実績	令和6年度のべ利用者数：保護者22人、子ども18人

養育費の取決めにに関する公正証書作成等費用助成事業

事業の開始

令和6年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるために必要な養育費について、取決め費用の助成を行うことにより継続した養育費の確保を図る。
根拠法令等	〔区〕世田谷区養育費の取決めにに関する公正証書費用等助成事業
対 象	世田谷区内に住所を有する、ひとり親家庭の親または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者で公正証書作成等の費用を負担した者
事業の実績	令和6年度交付件数：30件
予 算	〔歳出〕947,000円
決 算	〔歳入〕330,000円 〔歳出〕487,834円

都営交通の無料乗車券

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯に都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付することにより、福祉の向上を図る。
対 象	児童扶養手当を支給されている世帯のうち1名

JR 通勤定期の割引

窓 口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都福祉局

事業の 概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯で JR を利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を 3 割引で購入できる制度である。
対 象	児童扶養手当を支給されている世帯

7. 資金の貸し付け

母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け		事業の開始 昭和40年4月	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対しては、その福祉を増進するために母子及び父子福祉資金の貸し付けその他、行政上の措置が講じられているが、その社会的、経済的特殊事情による所得水準の低さから、日常不意に生ずる僅少の出費にも生活の安定を脅かされる家庭が少なくないため、応急に必要とする小口資金の貸し付けを行っている。貸付金は100,000円を限度として無利子、無担保で保証人を必要としない。償還については、据置期間3か月経過後から20か月以内の均等償還となる。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例施行規則		
対 象	配偶者のない女子又は男子であって、現に20歳未満の児童を扶養し、応急に小口資金を必要とする者		
予 算	〔歳出〕1,500,000円	決 算	〔歳入〕〔他〕447,000円※過年度貸付分の償還金 〔歳出〕192,000円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付延件数	7	1	3
貸付金額	581,500	100,000	192,000

母子及び父子福祉資金の貸し付け		事業の開始
		昭和39年7月
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課	
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当	
事業の概要、目的	死別、離婚などのため、配偶者のいない者で、現に20歳未満の児童を扶養している者の生活設計の一助として、経済的自立を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸し付けを行う。	
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 〔都〕東京都母子及び父子福祉資金貸付条例 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例施行規則	
対 象	都内に6ヵ月以上居住しているひとり親家庭の母等で、20歳未満の児童を扶養している者	

資金の種類・対象者

資金の種類			貸付の条件			
資金の名称	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	母・父 母子・父子 福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,470,000円 (母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合 5,220,000円)	貸付の日 から1年間	据置期間 経過後 7年以内	無利子
事業継続資金	母・父 母子・父子 福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,740,000円	貸付の日 から6か月	据置期間 経過後 7年以内	無利子

技能習得資金	母・父	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内） 月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合 460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
修業資金	児童・子	児童が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内） 月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合 460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円 ・通勤のために自動車を購入する場合 340,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子
医療介護資金	母・父又は児童	医療又は介護保険によるサービスを受けるために必要な資金	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
生活資金	母・父	1. 技能習得期間中又は医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2. 母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3. 失業している期間中（ただし離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金（貸付期間1年以内） 4. 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金（貸付期間原則3か月以内）	・1の技能修得期間中 月額 141,000円	習得期間満了後6か月	据置期間経過後20年以内	無利子
			・1の医療介護期間中及び2, 3の期間中 月額 108,000円（ただし生計中心者でない場合 74,000円）	医療又は介護期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
			・2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用（12月相当） 1,296,000円	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
			・3の失業期間中 月額 108,000円（ただし生計中心者でない場合 74,000円）	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
			・4の家計急変 児童扶養手当に準拠した額（全額支給の額）の範囲内	家計急変貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内	
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入、及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内 据置期間経過後7年以内	無利子
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	無利子
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	320,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金	「修学資金の学校・学年別貸付限度額」参照	貸付による修学終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内 専修学校（一般）5年以内	無利子
就学支度資金	児童・子	児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円	中学卒業後6か月	据置期間経過後20年以内	無利子

児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校に入学するために必要な資金（入学金、施設費、制服代など）	専修学校（一般過程）又は公立の高等学校もしくは専修学校（高等過程）に入学する場合 160,000円	貸付による修学終了後 6ヶ月	専修学校（一般課程のみ）5年以内
	私立の高等学校又は専修学校（高等課程）に入学する場合 420,000円		
	国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合 420,000円		
	私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合 590,000円		
	国公立の大学院に入学する場合 380,000円		
	私立の大学院に入学する場合 590,000円		
知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	貸付による修学終了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内

※修業資金、就職支度資金（児童分）、修学資金、就学支度資金以外の資金については、原則、保証人を立てた場合に無利子の貸付となる。収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、年1%の利子で貸付を行う。

※「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満の子ども等をいう。

「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上の子ども等をいう。

※令和6年度より、事業開始資金、事業継続資金、生活資金、結婚資金において貸付限度額が引き上げられる。

修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位：円)

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年	備考
高等学校 中等教育学校（後期課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			償還期限（最長）据置期間経過後20年以内 専修学校（一般課程のみ）5年以内 据置期間（最長）卒業後6か月間
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
専修学校（高等課程）	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	

専 修 学 校 (専門課程)	国公立	自 宅 通 学	67, 500	67, 500			
		自宅外 通学	78, 000	78, 000			
	私立	自 宅 通 学	89, 000	89, 000			
		自宅外 通学	126, 500	126, 500			
短期大学	国公立	自 宅 通 学	67, 500	67, 500			
		自宅外 通学	96, 500	96, 500			
	私立	自 宅 通 学	93, 500	93, 500			
		自宅外 通学	131, 000	131, 000			
大 学	国公立	自 宅 通 学	71, 000	71, 000	71, 000	71, 000	
		自宅外 通学	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	
	私立	自 宅 通 学	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	
		自宅外 通学	146, 000	146, 000	146, 000	146, 000	
大学院	修士課程相当		132, 000	132, 000			
	博士課程相当		183, 000	183, 000	183, 000		
専 修 学 校 (一般課程)			54, 500	54, 500			

- 1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用する。
- 2 高等専門学校などに就学中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、各々の金額に児童扶養手当の相当額を加算した額が貸付限度額になる。
- 3 修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（専門職大学院）、一貫制博士課程前期相当分をいう。
- 4 博士課程相当とは、博士課程（博士医・歯・獣医・薬（6年制学部卒）学課程を含む）、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいう。
- 5 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいう。（就学支度資金も同様）
- 6 継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用される。

<実績>

貸付金の 種類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	1	2,300,000
就職支度資金	0	0	0	0	0	0

技能習得資金	2	1, 371, 600	2	1, 496, 000	0	0
生活資金	2	1, 722, 000	4	2, 330, 000	1	216, 000
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	1	1, 500, 000	1	1, 500, 000
転宅資金	6	1, 495, 000	3	780, 000	2	448, 400
修学資金	164	110, 601, 662	146	105, 575, 354	131	100, 033, 242
修業資金	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	27	7, 034, 800	22	5, 939, 270	24	6, 071, 284
医療介護資金	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0
計	201	120, 853, 462	178	117, 620, 624	160	110, 568, 926

女性福祉資金の貸し付け			事業の開始	
			昭和52年10月	
窓 口	各総合支所子ども家庭支援課			
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当			
事業の概要、目的	寡婦、未婚など配偶者のいない女性や、要保護女子に対し、経済的自立と社会的安定を図るために必要な資金を貸し付ける。			
根拠法令等	[区] 世田谷区女性福祉資金貸付条例 世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則			
対 象	(1) 配偶者のない女子であって、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、世田谷区の区域内に住所を有する25歳以上のもの (2) 世田谷区の区域内に居住している女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とすると区長が認めたもの			
予 算	[歳出] 4,200,000円		決 算	[歳入] [他] 9,468,440円※過年度貸付分の償還金 [歳出] 3,635,648円

世田谷区女性福祉資金一覧

資金の種類	貸付金の内容	貸し付けの限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,820,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,410,000円	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内	無利子
技能習得資金	女性または女性が扶養している子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	知識技能を習得する期間中(3年以内)月額50,000円	習得期間満了後6か月間	据置期間経過後10年以内	無利子
就職支度資金	女性または女性が扶養している子の就職に際し必要な資金	100,000円 (通勤のために自動車を購入する場合 310,000円)	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子
住宅資金	現に居住する住宅を建設・購入・補修・保全・改築または増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特に必要と認められる場合 2,000,000円)	貸付の日から6か月間	据置期間経過後6年以内 (特別な場合7年以内)	年1.2%

転宅資金	住居を移転するために必要な資金	260,000円			貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	年1.2%
療養資金	女性または女性が扶養している子が医療を受けるのに必要な資金	250,000円 (特に必要な場合 430,000円)			医療を受ける期 間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子
生活資金	技能習得資金・療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金	技能習得資金の借受期間中もしくは療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業期間中の1年以内 月額103,000円			技能習得・療養期 間満了後失業貸 付期間満了後 6か月	据置期間経過後 10年以内 (技能) 据置期間経過後 5年以内 (療養・ 失業)	(技能習得・療養) 無利子 (失業) 年1.2%
結婚資金	女性または女性が扶養している子の婚姻に際し必要な資金	300,000円			貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	年1.2%
修学資金	女性または女性が扶養している子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に修学するのに必要な資金	「女性福祉資金 修学資金の 学校・学年別貸付限度額」参照			卒業後6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子
就学支度資金	女性または女性が扶養している子が入学するために必要な資金	小学校	所得税 非課税	39,200	中学校卒業後 6か月間	中学には中等教育 学校前期課程 を、高校には中等 教育学校後期課 程を含む 据置期間経過後 20年以内	無利子
		中学校		45,800			
		高校・高専・専修学 校・各種学校等		100,000	卒業後6か月間		
		私立高校・高専・専 修学校の高等課程 へ入学		240,000			
		国公立大学・短大・ 専修学校専門課程 へ入学		380,000			
		私立大学・短大・専 修学校の専門課程 へ入学		390,000			

女性資金 修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位：円)

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校・ 専修学校の高等課程	国公立	自宅通学	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)		
		自宅外通学	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)		
	私立	自宅通学	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)		
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)		
高等専門 学校	国公立	自宅通学	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	38,000 (57,000)	38,000 (57,000)
		自宅外通学	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	44,000 (66,000)	44,000 (66,000)
	私立	自宅通学	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	56,000 (84,000)	56,000 (84,000)
短期大学 ・ 専修学校の専門課程	国公立	自宅通学	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)			
		自宅外通学	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)			
	私立	自宅通学	48,000 (72,000)	48,000 (72,000)			

大 学		自宅外通学	55, 000 (82, 500)	55, 000 (82, 500)			
	国公立	自 宅 通 学	40, 000 (60, 000)	40, 000 (60, 000)	40, 000 (60, 000)	40, 000 (60, 000)	
		自宅外通学	46, 000 (69, 000)	46, 000 (69, 000)	46, 000 (69, 000)	46, 000 (69, 000)	
	私立	自 宅 通 学	49, 000 (73, 500)	49, 000 (73, 500)	49, 000 (73, 500)	49, 000 (73, 500)	
		自宅外通学	59, 000 (88, 500)	59, 000 (88, 500)	59, 000 (88, 500)	59, 000 (88, 500)	
専 修 学 校 (一般課程)			27, 000 (40, 500)	27, 000 (40, 500)			

1 () 内の金額は、審査の結果、修学に際し一般分限度額を超え必要と認められる場合に貸付可能な特別分限度額である。

<実績>

貸 付 金 の 種 類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事 業 開 始	0	0	0	0	0	0
事 業 継 続	0	0	0	0	0	0
技 能 習 得	0	0	0	0	1	300,000
就 職 支 度	0	0	0	0	0	0
住 宅 資 金	0	0	0	0	0	0
転 宅 資 金	0	0	0	0	0	0
療 養 資 金	0	0	0	0	0	0
生 活 資 金	0	0	0	0	1	1,200,000
結 婚 資 金	0	0	0	0	0	0
修 学 資 金	2	1,872,000	2	1,872,000	4	1,629,048
就 学 支 度	1	260,000	1	1,200,000	3	506,600
計	3	2,132,000	3	3,072,000	9	3,635,648

8. 若者支援

メルクマールせたがや

(世田谷若者総合支援センター内)

事業の開始

平成26年9月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	ひきこもり等の様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方やその家族に対して、面談や活動ルームでのプログラム、イベント及び家族セミナーを実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として運用する。また令和4年4月より三軒茶屋に移転し、ひきこもり相談窓口「リンク」をぷらっとホーム世田谷と共同で運営している。
根拠法令等	[国] 子ども・若者育成支援推進法 [区] 世田谷区子ども・若者総合相談センター事業実施要綱
対 象	中高生世代以上の世田谷区民の方とご家族の方（令和4年4月より「ひきこもり」について年齢制限撤廃）
予 算	[歳出] 107,856,915 円
決 算	[歳入] [都] 4,398,000 円 [国] 15,750,000 円 [歳出] 104,983,455 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ相談件数	4,850 件	5,876 件	6,334 件
延べ居場所利用件数	1,669 件	1,306 件	1,196 件
個別ケース検討会議	15 回	11 回	4 回

池之上青少年交流センター「いけせい」

事業の開始

平成26年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	地域住民との密接なつながりを活かしながら、社会教育施設としてこれまで築いてきた実績や学校等とのネットワークをベースに、中高生世代以上が地域や社会とつながる新たな取組の強化充実を図るとともに、福祉的就労事業を通して、若者が仕事に対するイメージを醸成し、社会で働く自信と意欲を高めていく機会を創出する。 様々な世代との交流を通じて若者の自己形成を育み、地域の次代の担い手づくりを推進する施設として位置づけ運営している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 世田谷区立池之上青少年交流センター運営委員会設置要綱
対 象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。ただし、青少年の活動に支障のない範囲で一般の方や団体も条件に応じて利用可。
予 算	[歳出] 81,802,000 円
決 算	[歳入] [都] 24,586,107 円 [他] 742,064 円 [歳出] 79,237,762 円

※予算及び決算の額には、中長期保全計画に基づく改修工事分を含まない。

<利用実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	40,569 名	52,670 名	62,617 名
個人利用人数	33,297 名	44,059 名	54,729 名
団体利用人数	7,272 名	8,611 名	7,888 名
団体登録数	85 団体	105 団体	132 団体

野毛青少年交流センター「のげ青」

事業の開始

平成26年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	豊かな自然環境の中にある静かな立地や多機能な施設特性を活かし、年間を通して、若者の「やってみたい！」を応援するベースキャンプ」を目指した居場所プロジェクトや宿泊事業、就労や社会参加に向けた一歩が踏み出せない若者に対する福祉的就労事業を実施している。児童館や地域活動団体等と連携し、子ども・若者の活動や多世代交流の推進につながる広域的な交流施設として位置づけ、運営している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 世田谷区立野毛青少年交流センター運営委員会設置要綱
対 象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。ただし、青少年の活動に支障のない範囲で一般の方や団体も条件に応じて利用可。
予 算	[歳出] 92,354,000 円
決 算	[歳入] [都] 20,046,411 円 [他] 153,576 円 [歳出] 90,991,600 円

※予算及び決算の額には、中長期保全計画に基づく改修工事分を含まない。

＜利用実績＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本館（予約利用）	517 名	847 名	953 名
別館（予約利用）	31 名	108 名	143 名
フリースペース	20,408 名	20,721 名	25,828 名

希望丘青少年交流センター「アップス」

事業の開始

平成31年2月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	「若者が多世代との交流を通じて、社会・地域の担い手となるよう、地域とともに若者の学びや成長を支える」ことをコンセプトとし、地域の中で、若者の成長と自立に寄り添い、「若者が力を発揮する地域づくり」を担う中核的な拠点となるよう位置づけ、運営している。地域資源のネットワークを構築し、若者が「本物」に触れることができる創造的な事業を実施しているほか、若者の福祉的な就労事業等を通じて、将来の仕事、実社会につながるような体験や成功体験となるような魅力的な企画を展開し、その成果を発表する機会を多く提供している。また、大学生スタッフが中心となって運営する中高生の居場所「あいりす」や「たからばこ」（大学連携事業）の運営サポート業務を行っている。 また、令和7年4月1日から開始した「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」に基づき、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につながるためのユースコーディネーターをアップス内に配置し、若者支援の強化を図る。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則 希望丘青少年交流センター運営委員会設置要綱
対 象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。
予 算	[歳出] 228,004,000 円
決 算	[歳入] [都] 32,992,525 円 [他] 5,759,374 円 [歳出] 223,016,571 円

※予算及び決算の額には、希望丘複合施設維持管理分及び大学連携事業分を含む。

＜利用実績＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	58,348 名	77,034 名	83,056 名

児童養護施設退所者等支援事業

事業の開始

平成28年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課		
事業の概要、目的	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した若者に対して、住宅支援、居場所・地域交流支援、返済不要の奨学金等の給付を行い、退所者等の社会的自立を支援する。令和7年度より(4)、(6)の一部及び(5)を拡充するとともに、(3)から(6)の支援対象者を虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく困難な状況にある若者にまで広げ、基金に寄せられた寄附のさらなる活用を図る。 (1)住宅支援 高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。 (2)居場所・地域交流支援 退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごせる居場所として、区内2か所で実施。 (3)給付型奨学金事業 児童養護施設等を退所した若者を社会全体で支える仕組みとして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を創設。大学等への進学にあたり親族等の経済的な支援を受けられない退所者等に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図れるよう支援する。 (4)資格等取得支援（令和5年度より） 進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用（普通自動車第一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円）を給付する。また、令和7年度より高等学校卒業程度認定資格の取得費用（上限30万円）も給付を開始する。 (5)医療費支援（令和7年度より） 安定した生活及び社会的自立に向け必要な医療機関の受診等にかかる費用を給付する。 (6)家賃支援（令和5年度より） アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減するため、家賃支援（上限月額3万円）を行う。また、令和7年度より賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料補助（上限2万円）を開始する。 (7)相談支援（令和5年度より） 退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援（せたエール）を実施する。		
根拠法令等	[区] 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業実施要綱		
対 象	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した者等		
予 算	[歳出] 122,754,000 円	決 算	[歳入] [都]16,032,000 円 [他]88,358,954 円 ※世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金への寄附を含む [歳出] 114,489,082 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅支援	7名	8名	10名
居場所・地域交流支援	延べ236名 内退所者94名	延べ232名 内退所者106名	延べ250名 内退所者104名
給付型奨学金	15名 給付総額6,980,305円	23名 給付総額7,856,591円	32名 給付総額11,689,836円
資格等取得支援	- -	4名 支給総額591,116円	7名 支給総額733,530円

家賃支援	-	12 名	18 名
	-	支給総額 3,890,000 円	支給総額 5,289,600 円

＜児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金 寄附実績＞

令和4年度	令和5年度	令和6年度
424 件	1,013 件	970 件
23,200,271 円	54,916,700 円	68,881,088 円

SNS 等を活用した若者による若者のための情報発信事業

事業の開始
平成 29 年 4 月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当		
事業の概要、目的	若者に身近な SNS を活用し、これまで届かなかった若者層に情報を届ける取り組みとして、若者自身が主体的に活動に取り組む『情熱せたがや、始めました。』（ねつせた！）を実施する。		
根拠法令等			
対 象	中高生および大学生世代を中心とした若者		
予 算	【歳出】 4,936,622 円	決 算	【歳入】 [都] 2,311,000 円 【歳出】 4,784,397 円

ユースカウンスル事業

事業の開始
令和 7 年 7 月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当		
事業の概要、目的	子ども・若者が参加・参画し、身近な課題や区政課題について検討した結果を区の施策に反映するため、青少年交流センターが拠点となり、地域でも活動を行いながら、子ども・若者の意見形成・表明と、その反映・実現に向けたサポート等を実施する。		
根拠法令等			
対 象	区内在住、在学、在勤の中学生世代～24 歳までの若者		
予 算	【歳出】 7,233,618 円(令和 7 年度当初予算額)	決 算	【歳入】 —

悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業

事業の開始
令和 7 年 4 月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当		
事業の概要、目的	「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和 7 年 3 月策定)」に基づき、高校生世代から 24 歳以下の若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業をモデル実施(令和 7～8 年度予定)する。		
根拠法令等	[区] 世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業実施要綱 世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業補助金交付要綱		
対 象	高校生世代から 24 歳以下の若年女性		
予 算	【歳出】 20,000,000 円(令和 7 年度当初予算額)	決 算	【歳入】 —

第5章 保健・衛生

1. 健康づくり

健康教室		事業の開始	
		昭和 58 年	
窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	区民の自主的な健康づくりを推進するため、生活習慣病や地域の特性に応じた健康教室を、各総合支所健康づくり課の主催及び出張所・まちづくりセンター、地域のグループ、児童館との共催や連携により実施する。		
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 〔区〕 世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第三次）		
対 象	区民		
予 算	〔歳出〕 3,287,000 円	決 算	〔歳入〕〔他〕86,000 円 〔歳出〕 2,205,576 円

※栄養・歯科の健康教室を含む。

※栄養・歯科の健康教室を含む。

健康づくり事業		事業の開始	
		昭和 58 年	
窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	健康せたがやプラン（第三次）に基づき、地域の特性（人材、場所、施設など）を活かし、区民の参画、協働による健康づくり事業（健康マップづくり、ウォーキングイベント等）を実施する。		
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 [区] 世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第三次）		
対 象	区民		
予 算	[歳出] 2,337,518 円	決 算	[歳入] [都]18,000 円 [歳出] 1,502,011 円

※この事業は第 11 章「関係団体」にも掲載されています。

<実績>

地 域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
主な事業	- 親子の活動力アップの普及啓発 - 動画の DVD 上映とせたがや動画の配信 - 児童館等での親子の活動力アップ、適塩の普及啓発 - 家庭教育学級での食育事業の実施 - 親子の活動力アップカード、名刺版、A4 チラシ、ポスターによる普及啓発 - 区民健診にてベジチェックを実施	「健康まねき体操」普及用リーフレットの作成 - 健診等の事業での体操実施 - 赤堤商店街ふれあい祭り、きたざわまつり会場での適塩・野菜摂取や片足立ちのチェックを実施 - まちづくりセンターでの健康づくり事業 - 児童館やリラックス講座にて子育て世代を対象に保健師、栄養士、歯科衛生士による家族の生活習慣病予防の普及啓発	- 大学生への食育啓発事業（駒澤大学、大塚製菓、世田谷保健所健康推進課との協働）の実施 - 玉川地域管内 7 児童館にて子育て世代（壮年期）を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士による家族の生活習慣病予防の普及啓発	- 砧地域健康づくり推進連絡会の開催 - 健康講座「子どもも大人も鼻呼吸で歯並びを整えよう」の開催 - 重点地区（令和 6 年度は船橋）のリーダー対象の健康教室の開催 - 男性のための初心者料理教室の開催 - 身近なまちづくり推進協議会、関係機関からの依頼による健康教室の開催 - 子育て講演会の開催	- 健康協力員会議・健康協力員コア会議、ウォーキング、ちとから健康マップ作成等 - 児童館で歯科、栄養、保健の健康について普及啓発 - まちづくりセンターと協力して健康教室を開催 - 地域イベント「蘆花まつり」、「フィールドフェスティバル」で保健師が握力測定、栄養士が食生活の推定、野菜摂取量の測定や塩味チェック等

				・児童館における健康教室の開催 ・精神保健講演会のオンライン開催	を行い、アドバイスを実施
参加人数	5,729	1,040	1,141	1,143	1,020
情報発信	・「親子の活動力アップカード」、 「世田谷地域版健康プラン概要版」 「ウォーキングマップ～5 地域お勧めコース編」、 「せたがやプラス1 啓発チラシ」、 「適塩普及啓発ちらし」の配布 ・ホームページ、乳幼児健診の案内封筒、名刺カード、せたがや動画などでの親子の活動力アップ動画の配信、女性の健康習慣の普及啓発 他	・「健康まねき体操」リーフレット、 「健康づくり健康せたがやプラス1 みんなで楽しくおいしく」、 「災害時に役立つ健康づくり」、 「適塩啓発ちらし」の配布 ・健診待合スペースでの健康まねき体操動画の放映 ・階段プロジェクトの試行（北沢タウンホール内の階段利用の啓発）	・「健康いちばん」の発行、配布、ホームページへの掲載 ・健康普及啓発動画の支所庁舎デジタルサイネージでの放映 ・階段を使おう「ゼロ円ジム」ポスターの掲示、サインプレート「ゼロ円ジム階段を利用しましょう」の掲示 ・階段利用促進のためのサインプレートを管内のまちづくりセンター内の階段に設置	・ウォーキングマップ・サポートブック「Tohode」の配布 ・フロス、Tohode普及用カードの配布、区報での「Tohode」の周知 ・デジタルサイネージ等による配信（睡眠休養感・骨粗しょう症予防） ・商店街向けに健康・栄養情報の配付およびポスター掲示を依頼	・ちとから健康マップ6種類の配布 - 健康せたがやプラス1 啓発チラシ等の配布 ・「ちょこっと体操」、 「ストレッチ体操」の動画配信、区ホームページへの掲載による情報発信 ・商店街放送を活用し、健診・検診の受診勧奨だけでなく、健康に関するイベントについて告知 ・支所と区民センターに「ゼロ円ジム階段を利用しましょう」のポスターを掲示
配布数	9,757 枚	2,500 枚	15,000 枚	7,084 枚	7,500 枚

(1) 栄養士衛生教育（集団）

(上段（ ）内は回数、下段は人数)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	保健所	計
生活習慣病予防	(0) 0	(5) 61	(8) 87	(16) 229	(11) 71	- -	(40) 448
男の料理	- -	(4) 58	- -	(4) 60	- -	- -	(8) 118
マタニティ クッキング	- -	(3) 34	- -	- -	- -	- -	(3) 34
子育て	(14) 302	(5) 124	(8) 170	(14) 339	(9) 93	(0) 0	(50) 1,028
地域の 健康づくり	(14) 174	(3) 102	(0) 0	(2) 40	(0) 0	- -	(19) 316
健康プラン 食育	(0) 0	(1) 17	(1) 17	(1) 22	(0) 0	(20) 656	(23) 712
精神	(0) 0	(0) 0	(6) 25	(5) 27	(3) 14	- -	(14) 66
その他	(2)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(6)

	17	26	32	22	0	0	97
計	(30)	(22)	(25)	(43)	(23)	(20)	(163)
	493	422	331	739	178	656	2,819

※健康教室・健康づくり事業の再掲を含む。

※栄養の健康教室・健康づくり事業以外の事業も含む。

(2) 歯科衛生教育

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
歯周病予防	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)
	0	0	4	5	0	9
乳幼児むし歯予防	(10)	(5)	(7)	(13)	(4)	(39)
	76	62	59	136	37	370
その他	(0)	(3)	(1)	(1)	(0)	(5)
	0	78	11	24	0	113
計	(10)	(8)	(9)	(15)	(4)	(46)
	76	140	74	165	37	492

健康増進事業

事業の開始

昭和51年10月

窓 口	(公財) 世田谷区保健センター					
事業所管	世田谷保健所健康企画課					
事業の概要、目的	健康度測定等の健康チェック、実践的な健康教室、自主グループ等への運動指導員の派遣や区民の自主的な健康づくり活動を支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成等の地域の健康づくり支援、生活習慣病重症化予防、障害者の健康づくりを実施する。					
対 象	18歳以上の区民等					
予 算	[歳出] 225,106,000 円		決 算	[歳入] [他] 7,360,600 円 [歳出] 225,106,000 円		

<実績> 区委託事業

事業名	事業内容等		令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康増進事業	健康度測定・再測定・運動負荷		717 人	766 人	605 人
	健康増進指導(集団・個別)		11,887 人	10,460 人	11,441 人
	地域での健康づくり支援	実地指導、健康づくり支援	1,207 回	1,227 回	1,207 人
		地域健康出前講座	5 回	10 回	9 回
		地域健康講座	11 回	12 回	12 回
		職場のげんき力アップ	3 社	5 社	1 社
	健康づくり支援リーダーの養成・活動支援	初級リーダー養成	0 人	9 人	—
		上級リーダー養成	15 人	—	8 人
		研修会&交流会	6 回	6 回	6 回
		実技講習会	4 回	4 回	4 回
		個別実習	30 人	30 人	30 人
		リーダーによる実地指導	308 回	322 回	316 回
	重症化予防対策	派遣型集団指導	6 回	6 回	6 回
		電話支援(初回)	10 人	3 人	2 人
		個別指導(初回)	9 人	3 人	9 人
		動画配信	477 回	886 回	594 回
	障害者の健康支援	障害者地域支援	19 回	20 回	12 回

糖尿病予防教室

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	糖尿病の予防、生活習慣の改善を目的に医師・運動指導員による個別指導や講演会を各 1 回実施する。		
根拠法令等	〔区〕糖尿病予防教室実施要綱		
対 象	各種健康診査等で糖尿病の要指導と診断された区民等		
予 算	〔歳出〕 536,000 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 167,000 円 〔歳出〕 513,124 円

<実績>

内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
糖尿病予防教室(講演会)	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止	16 人
糖尿病予防教室(実践コース)			13 人

受動喫煙対策にかかる主な取組み

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、区民・事業所等への周知啓発を行うとともに、区民・事業所等からの問合せや苦情・通報に対しては、民間委託によりコールセンターを設置し対応している。 苦情・通報等により義務違反が疑われた施設管理者等に対しては、民間委託により普及啓発等を実施し、改善がみられない場合は、保健所職員が国や東京都のガイドライン等に基づき、段階的に指導・助言、勧告・公表、命令、罰則（過料）を適用する。		
根拠法令等	健康増進法、〔都〕東京都受動喫煙防止条例		
対 象	区民、施設管理者等		
予 算	〔歳出〕 9,821,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 0 円 〔都〕 4,382,000 円 〔歳出〕 9,081,454 円

<実績>

内 容	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
受動喫煙相談コールセンターの設置（民間委託）	55 件			189 件			158 件		
	内 訳	問合せ	40 件	内 訳	問合せ	37 件	内 訳	問合せ	8 件
		苦情・通報	15 件		苦情・通報	154 件		苦情・通報	150 件
苦情・通報等に対する普及啓発等の実施（民間委託）※1※2	117 件			54 件			150 件		
苦情・通報等に対する指導・助言、勧告・公表、命令、罰則の適用※3	0 件			0 件			0 件		
喫煙可能室にかかる届出（設置・変更・廃止）	25 件			1 件			7 件		
	内 訳	設置	23 件	内 訳	設置	1 件	内 訳	設置	6 件
		変更	2 件		変更	0 件		変更	0 件
		廃止	0 件		廃止	0 件		廃止	1 件

※1 区民や施設管理者等の任意の協力により対応可能な業務

※2 コールセンターへの苦情・通報のほか、健康企画課への苦情・通報や民間委託による飲食店への巡回調査等により義務違反と疑われたケースへの対応も含む。

※3 行政処分や立入権限を必要とする場合など、保健所職員による業務

妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付

事業の開始

平成18年11月

窓口	各総合支所健康づくり課・くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、健康推進課
所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	妊婦に対する受動喫煙の予防を広く啓発するために、妊娠期面接の際に「妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップ」を交付する。
根拠法令等	健康増進法 [区] 世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン
対象	区民

<実績>

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付数(個)	6,331	6,540	6,551

せたがや健康フェス

事業の開始

令和6年7月

所管	世田谷保健所健康企画課・生活保健課
事業の概要、目的	「世田谷区健康づくり推進条例」に定める「健康づくり推進週間」及び「せたがや食品衛生月間」に基づく事業として、健康づくり、食中毒予防やくらしの衛生に関することへの区民等の関心及び理解を高めるとともに、正しい知識や生涯を通じた「健康づくり」や「食とくらしの衛生」等に関する普及啓発を目的に開催する。
根拠法令等	健康増進法、食品衛生法、食品安全基本法 [区] 世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン
対象	区民

※令和6年度から「健康フェスタ世田谷」と「食とくらしの健康フェスタ」を統合し、健康づくりに関する総合イベントとして「せたがや健康フェス」に名称を変更し開催。

<実績>

年度 区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日程			令和6年7月20日
主な事業			健康づくりや食品衛生に関する講演・ステージ、ワークショップ、展示・体験・相談コーナー
会場	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止	玉川高島屋S・C 西館1F アリーナホール・サロン
区民参加数(人)			約390人
共催			主催:世田谷保健所 共催:世田谷区食品衛生協会

2. 食育の推進

世田谷区食育推進会議

事業の開始

平成24年8月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区の食育を推進する関係者相互のネットワークの強化を図り、食育施策・事業等をより効果的に実践する。		
根拠法令等	食育基本法 [区]世田谷区食育推進会議設置要綱		
予算	[歳出] 1,014,620 円	決算	[歳入] [都] 444,204 円 [歳出] 987,120 円

<実績>

内 容	実施回数等
食育推進会議	2回(※1)

※1 オンライン開催

野菜摂取と適塩を重視した講座等の実施

事業の開始

令和6年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	野菜摂取量推定機器（ベジチェック）、食塩含浸ろ紙（ソルセイブ）を活用した体験型食育事業や講座等を組み合わせ、区民が楽しみながら自分に合ったより良い食生活について考える機会となるよう、野菜摂取・適塩について普及啓発する。		
根拠法令等	食育基本法 [区]世田谷区食育推進会議設置要綱		
予算	上記に含む	決算	上記に含む

<実績>

内 容	対象者	実施回数等
世田谷区食育ガイドブック活用講座	子育て世代の区民	1回
適塩・野菜摂取啓発事業(※1)	区立幼稚園・こども園、小中学校PTA、大学生、区民健診等受診者、高齢者、イベント参加者等	102回

※1 適塩啓発事業…ソルセイブ(異なる食塩濃度の濾紙)を用いて塩味の感じ方の違いを体験する。

野菜摂取啓発事業…ベジチェック(野菜摂取量推定機器)を用いて野菜摂取について考える機会とする。

地域の食のコミュニケーション推進部会

事業の開始

平成14年3月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民、大学、企業、NPO、区で構成するネットワークで、各年代の豊かで健康的な生活の実現を目指し、食育講座など食の啓発事業等を実施している。		
根拠法令等	健康増進法、食育基本法		
対 象	区民		
予算	[歳出] 577,400 円	決算	[歳入] [都] 225,180 円 [歳出] 500,400 円

<実績>地域の食のコミュニケーション推進部会等食育事業

内 容	実施回数
全体会	1回
大人の食育講座・その他食育事業	2回(※1)

※1 アニメ動画配信

地域の食環境づくりの推進		事業の開始	
		平成 16 年 9 月	
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内の食育関係者（保育園・幼稚園・学校・病院・事業所・福祉施設・行政等の教職員や管理栄養士・栄養士）が連携し、食に関する正しい情報を区民に伝える仕組みや、健康の維持・増進に向けた行動を起こしやすい食環境の整備に取り組む。		
根拠法令等	健康増進法、食育基本法		
対 象	区民および在勤または在学の者		
予 算	[歳出] 844,590 円	決 算	[歳入] [都] 263,374 円 [歳出] 811,630 円

<実績>

実 施 内 容	実施回数等
地域の食環境づくり推進部会 (ワーキング含む)	5 回

栄養サポート店事業		事業の開始	
		平成15年9月	
窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内食育関係者・地域商店街等との協働により、健康や栄養の情報を区民へ提供し、区民の主体的な健康づくりを支援する。		
根拠法令等	健康増進法 〔区〕世田谷区外食栄養成分等表示事業実施要綱		
対 象	区内商店街・給食施設		
予 算	〔歳出〕1,176,972 円	決 算	〔歳入〕〔都〕358,189 円 〔歳出〕1,062,549 円

<実績>

内 容	実 績
栄養サポート店・協力店舗	1,592 店舗
栄養サポート店・協力店舗商店街	82 商店街

せたミール事業		事業の開始	
		令和6年4月	
窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	自然に健康につながる食環境づくりとして、健康に関心が薄い区民や、関心はあっても実践につながらない区民が気軽にバランスのよい食事にアクセスできるよう、一定の栄養基準を満たしたメニュー（野菜たっぷりメニュー及び適塩メニュー）を提供する。登録したメニューにはシール等の表示により利用者・喫食者への周知を行い、食に関心を持ち、自らの健康を意識するきっかけづくりにつなげている。		
根拠法令等	健康増進法 〔区〕世田谷区外食栄養成分等表示事業実施要綱		
対 象	区内スーパーマーケット・飲食店・学生食堂等		
予 算	上記に含む	決 算	上記に含む

<実績>

内 容	実 績
せたミール登録店舗	11 店舗

3. 公衆衛生思想の普及

公衆衛生思想の普及啓発

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	区民の健康意識向上のため、医師会、歯科医師会に委託して講演会などの普及啓発事業を実施する。		
対 象	区民		
予 算	[歳出] 2,522,883 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 2,493,860 円

<実績>

公衆衛生思想の普及啓発

	実 施 日	延参加者数 (人)
8020 歯っぴいフェスタ世田谷	10 月 27 日	150 人
区民のための健康教室(世田谷)	①4 月 4 日、②7 月 20 日、 ③10 月 19 日、④1 月 17 日	230 人
区民のための健康教室(玉川)	①9 月 12 日、②1 月 16 日	70 人

※令和 6 年度から「8020 歯っぴいフェスタ」は「健康フェスタ世田谷」と切り離し、単独事業として開催。

薬物乱用防止普及啓発

事業の開始

昭和 54 年 11 月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会を中心に、青少年等の薬物乱用防止のためのキャンペーンや広報・普及啓発活動を行う。		
根拠法令等	〔都〕 東京都薬物乱用防止指導員設置要綱		
対 象	区民		
予 算	[歳出] 566,175 円	決 算	[歳入] 〔都〕 156,000 円 [歳出] 484,102 円

<実績> 主な活動

啓発活動 社会を明るくする運動の集い(7 月 10 日)、せたがや健康フェス 2024(7 月 20 日)、 世田谷 246 ハーフマラソン(11 月 10 日)
区内小・中学校の児童・生徒への薬物乱用防止啓発リーフレットの配布 小学生向け:7,300 部、中学生向け:12,200 部
区内の中学生を対象としたポスター・標語募集 (ポスター応募数:151 件、標語応募数:699 件)
危険ドラッグ啓発用懸垂幕・横断幕の掲示(年 2 回、いずれも区内 4 か所) 第 1 回:7 月 1 日～7 月 30 日、第 2 回:10 月 1 日～11 月 30 日

歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール		事業の開始
		昭和 55 年
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課	
事業の概要、目的	区内の小学生を対象に歯の衛生に関する図画ポスターを募集し、審査会、展示、表彰式を行い、歯科保健に関する普及啓発活動を行う。	
対 象	区内小学生	
予 算	[歳出] 1,363,120 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 1,346,620 円

<実績>

年度	参加校数	応募作品数
4	31 校	1,315
5	29 校	1,379
6	27 校	901

がんについての講演会		事業の開始
		平成 23 年 3 月
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	がんに関する正しい知識の普及とがん患者等への理解を深める講演会を実施する。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信とした。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区がん対策推進条例	
対 象	希望者	
予 算	[歳出] 524,015 円	決 算 [歳入] [都] 116,000 円 [歳出] 382,755 円

<実績>がんについての講演会(動画配信)

年度	実施回数
4	1 回
5	1 回
6	1 回

区立小学校・中学校におけるがんの講話		事業の開始
		平成 27 年
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、教育政策部教育指導課	
事業の概要、目的	区立小学校と中学校で、がん体験者等によるがんに関する講話を実施し、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区がん対策推進条例	
対 象	区立小学校児童・中学校生徒	
予 算	[歳出] 420,000 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 291,720 円

<実績>

年度	実施校数
4	10 校
5	14 校
6	13 校

4. 健康危機管理体制

健康危機管理体制の充実

事業の開始

平成 15 年 2 月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生ずる区民の生命、健康の安全を脅かす事態等の脅威から区民の健康を守るため、これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」について、令和 6 年 7 月に全面改定された政府行動計画との整合を取り、関係団体と意見交換を図りながら改定作業を行い、地域における健康危機管理体制の充実を図る。併せて、令和 5 年度に策定した「世田谷区感染症予防計画」を踏まえ、非常時優先業務等の全庁調査を実施し、「世田谷区健康危機対応計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を策定する。 また、熱中症予防対策や放射性物質に対する健康不安への対応、並びに災害時の医療活動の円滑な実施に向けた災害時医療救護体制の整備等を進める。
事業の実績	(1) 新型インフルエンザ等対策として以下の取組みを実施した。 ① 感染症対応における非常時優先業務選定に関する全庁調査、新たな本部体制の検討を行うとともに、新型インフルエンザ等対策委員会に基づく検討部会等で課題整理を行い、「世田谷区健康危機対応計画兼業務継続計画（感染症対策編）」（概要版）の策定及び「世田谷区感染症予防計画」の一部改定を行った。 ② 世田谷区健康危機管理連絡会を 1 回開催し、関係団体と意見交換を行うことで、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に向けた課題整理を進めた。 (2) 熱中症対策として以下の取組みを実施した。 ① お休み処の設置 全 286 か所 （区施設 75、高齢者障害者施設 23、まちのステーション等 10、調剤薬局 112、公衆浴場・接骨院等 41、お休み処協力店 25） ② せたがや涼風マップの配布 20,000 部 ③ 熱中症予防シートの配布 32,000 枚 ④ 大塚製薬株式会社との官民連携協定に基づき、熱中症予防啓発動画の配信、ポスター・チラシ等の配布や、職員を対象とした熱中症対策アドバイザー養成講座を実施するなど、予防啓発に取り組んだ。 ⑤ 熱中症特別警戒アラートの実装に伴い広報広聴課や災害対策課と連携し、発令時の対応調整に取り組んだ。 ⑥ DX 推進担当課と協力し、スマートフォン等の地図アプリと連携して現在地から最寄りのお休み処へのルート検索が可能となるお休み処施設一覧の地図アプリ（BI ツール）を作成・公開し、利便性向上を図った。 (3) 災害時の医療救護体制の整備として以下の取組みを実施した。 ① 世田谷区災害医療運営連絡会を 2 回開催し、緊急医療救護所の運営や医療救護体制の検討等について、意見交換を行った。 ② 緊急医療救護所を設置する 5 病院にてアクションカードを用いた図上訓練と、傷病者に対応する実動訓練を各 1 回、合計 10 回の訓練を実施した。 （参加者及び見学者（区職員を含む。）は、図上訓練では 152 名、実動訓練では 259 名） ③ 医療救護本部の設置場所となる保健医療福祉総合プラザにおいて、災害医療コーディネーターと医療救護本部の役割についての研修を 1 回開催し、発災時を想定した使用スペースの現地確認を行った。 ④ 6 箇所目の緊急医療救護所として、自衛隊中央病院と連携した緊急医療救護所の設置に関する協定を令和 7 年 3 月に締結した。

	⑤地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）を利用したモバイルルータ及びスマートフォンを区内病院及び 4 師会等の関係機関に配付し、通信訓練を令和 7 年 2 月及び 3 月に実施した。 ⑥緊急医療救護所運営用物品を以下のとおり購入した。 （主な購入実績）医療救護体制構築物品（ネクストラップ 680 個、従事者証 532 枚、案内看板 3 個、病院内で使用する搬送用仮設スロープ 1 台）
根拠法令等	〔区〕 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則 世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱 世田谷区健康危機管理連絡会設置要綱 世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱 〔国〕 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 地域保健法 新型インフルエンザ等対策特別措置法
予 算	〔歳出〕 57,045,000 円
決 算	〔歳入〕 〔都〕 13,567,000 円 〔歳出〕 41,926,357 円

AED（自動体外式除細動器）の管理及び運用

事業の開始

平成 17 年

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	AED の整備手法や日常点検の実施等について庁内への周知、機器保守を行うとともに、区民行事等に対し貸出しを行う。また、配備施設職員等が AED を有効活用できるよう普通救命講習等を行う。
事業の実績	- AED 講習会（平成 29 年度より研修担当課との共催研修で 2 回実施） 令和 7 年 1 月 29 日 於：世田谷消防署 参加者：30 名 令和 7 年 1 月 30 日 於：世田谷消防署 参加者：28 名 - 保健所契約等の AED 数（全 128 施設 130 台） （リース契約 110 台 寄贈 20 台）
予 算	〔歳出〕 4,084,452 円
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 3,842,652 円

5. 感染症対策

結核患者管理

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	結核患者の治療完遂と感染拡大防止を目的として、発生から経過観察終了までの全期間にわたり療養支援を行う。患者や家族の不安軽減、結核の正しい知識の提供、服薬の動機付けを行い、適切な患者管理を図っている。 ①結核患者の登録 結核と診断した医師の届出に基づき、患者に関する事項（病状、治療状況等）を把握し記録している。 ②結核患者服薬治療支援事業 結核患者が治療を完遂できるよう、家庭訪問や保健所での面接、地域の薬局での服薬確認、薬の空袋返信による内服確認等、患者の実状に合わせた方法で服薬支援を実施している。また、適正な支援のための検討会を行っている。 ③管理検診 治療を終了して経過観察中の者が、その後発症していないか、受診状況とその検査結果を把握している。かかりつけ医療機関での実施が困難な者に対しては、保健所及び委託医療機関で検査を実施している。 ④積極的疫学調査 接触者の範囲や感染源把握のための情報収集などを行っている。調査結果は接触者健康診断へと繋げている。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
対 象	結核治療中の者、治療終了後経過観察中にある者
予 算	【歳出】 3,577,767 円
決 算	【歳入】 【国】 757,000 円 【歳出】 1,106,344 円

<実績>

(1)新登録結核患者の状況

	世田谷区			東京都		国	
項目 年	推計人口	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
4	938,288	59	6.3	1,193	8.5	10,223	8.2
5	939,975	68	7.2	1,189	8.4	10,086	8.1
6	944,542	51	5.4	1,187	8.4	9,957	8.1

※ 罹患率は推計人口 10 万人当たりの新登録患者数

※令和 5 年度の東京都、国の新規登録者数、罹患率は、令和 6 年度 5 月の暫定版による

(2)結核有病率及び活動性登録結核患者の状況

項目 年	全登録者数	活動性結核	不活動性結核	活動性不明	活動性不明率	有病率	死亡者数	死亡率
4	123	35	83	5	4.1	3.8	7	0.76
5	129	36	77	16	12.4	3.9	8	0.87
6	140	33	100	7	5.0	3.5	6	0.63

※有病率は、人口 10 万人当たりの活動性全結核患者数

※死亡者数は、結核死因の数

※死亡率は、人口 10 万人当たりの結核死者数

(3)年代別新登録患者数

年 年齢	令和4年		令和5年		令和6年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
総数	57	100	57	100	51	100
0～9歳	0	0	0	0	0	0.0
10～19歳	0	0	0	0	1	2.0
20～29歳	4	7	4	7	3	5.9
30～39歳	6	10.5	6	10.5	5	9.8
40～49歳	4	7	4	7	5	9.8
50～59歳	4	7	4	7	4	7.8
60～69歳	2	3.5	2	3.5	4	7.8
70～79歳	15	26.3	15	26.3	9	17.7
80～89歳	14	24.6	14	24.6	13	25.5
90歳以上	8	14.0	8	14.0	7	13.7

(4)結核患者の療養支援(服薬治療支援(地域DOTS)の対象者及び支援事業の実施状況)

地域DOTS 対象者数	令和6年度			
	総数	DOTSタイプ		
		A	B	C
	77	1	7	69

※ DOTSタイプ A:治療中断リスクが高い患者(ほぼ毎日確認)

B:治療中断リスクが中等度の患者(週1～2回以上確認)

C:治療中断リスクが低い患者(月1～2回以上確認)

DOTSの手段 (服薬の確認方法)	合計	A	B	C
1.保健師・訪問看護師による家庭訪問	14	1	1	12
2.保健所での面接	0	0	0	0
3.薬局面接	0	0	0	0
4.空袋返信	7	0	1	6
5.メール、記録ノートの確認	8	0	1	7
6.電話による確認	44	1	3	40
7.その他(家族、施設職員による確認等)	26	0	4	22

(延)

(5)結核患者の療養支援(管理検診実施状況)

項目 年度	受診数	実施機関			検査結果	
		保健所	委託 医療機関	その他	発見 患者数	患者 発見率(%)
4	18	18	0	0	0	0
5	12	12	0	0	0	0
6	9	9	0	0	0	0

結核医療費公費負担

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核と診断された患者に対し、適正な医療の提供を目的として、医療費の一部（あるいは全部）を公費で負担している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対象	結核治療に要する入院医療費、一般医療費、療養費		
予算	[歳出] 12,626,400 円	決算	[歳入] [国] 11,648,515 円 ※前年度分の追加交付金含む [歳出] 9,626,558 円

<実績>

(1)感染症法第 37 条による医療費公費負担数

区 分	4 年度総数	5 年度総数	6 年度総数
年度当初患者数	3	2	1
新規発令数または承認数	24	26	19
解除数	25	27	16

(2)感染症法第 37 条の 2 による医療費公費負担数

区分	4 年度 総 数	5 年度 総 数	6 年度 総 数
申請	121	138	117
合格	121	138	117
承認	121	138	117

(3)入院患者医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価(円)
4	82	41,378,521	8,583,382	104,675
5	98	55,168,330	10,897,797	111,202
6	46	47,542,742	8,021,416	174,378

(4)一般患者結核医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価
4	722	10,309,950	1,394,637	1,932
5	739	17,351,760	2,899,737	3,923
6	622	10,076,730	1,533,374	2,465

結核接触者健康診断

窓 口	世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	新たな感染者・発病者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的として、結核患者と同じ空間にいて、感染している可能性がある者（接触者）に健康診断（IGRA 検査、胸部 X 線検査、ツベルクリン反応検査）を実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対象	結核患者の接触者		
予算	[歳出] 4,250,083 円	決算	[歳入] [国] 1,977,128 円※前年度分の追加交付金含む [歳出] 4,036,000 円

<実績>

項目 年度			IGRA			胸部X線			ツベルクリン反応		
			受診者数	陽性者数	発見率	受診者数	結核と診断	発見率	受診者数	陽性者数	発見率
4	家族	保健所	41	1	2.4%	34	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	27	1	3.7%	12	0	0%	3	0	0.0%
	接触者	保健所	263	11	4.2%	119	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	52	2	3.8%	40	1	2.5%	0	0	0.0%
5	家族	保健所	50	0	0%	29	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	43	1	2.3%	24	0	0%	2	0	0.0%
	接触者	保健所	473	14	2.9%	196	18	9.1%	0	0	0.0%
		委託医療機関	66	2	3.0%	36	3	8.3%	0	0	0.0%
6	家族	保健所	40	2	5.0%	33	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	48	2	4.1%	23	0	0%	2	0	0.0%
	接触者	保健所	323	20	6.1%	75	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	44	0	0%	18	0	0%	2	0	0.0%

※家族は、結核患者の同居者。

※数値は、世田谷保健所実施分(区外からの依頼を含み、区外への依頼を除いた数値)。

※IGRAの陽性者数は、陽性者と判定保留で陽性者扱いになった者

結核定期健康診断

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	結核の早期発見・早期治療を目的として、区内の事業者、学校長、施設長に対して結核定期健康診断の実施勧奨を行い、受診結果を東京都に報告している。また、65歳以上について、国民健康保険特定健康診査、成人健康診査、長寿（後期高齢者）健康診査と同時に実施している。	
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
対 象	事業者、学校長、施設の長及び区長	
予 算	〔歳出〕 24,750 円	決 算
		〔歳入〕 特定財源なし
		〔歳出〕 24,750 円

<実績>

(1)結核定期健康診断の報告数

区 分	対 象 施設数	報告者の提出状況		対象者数 (提出分)	受診者数	受診率	健診結果	
		提 出 施設数	提出率				患 者 発見数	患 者 発見率
事 業 者	1,847	1,091	59%	24,950	23,809	95%	0	0%
学 校 長	73	51	69%	23,194	22,729	97%	0	0%
施 設 長	42	28	66%	1,665	1,532	92%	0	0%
市（区）長				64,368	55,084	85%	0	0%

※学校長欄は、小中学校を除く生徒・学生についての数値(教員、職員については、事業者の報告数に含む)。

※施設長欄は、施設入所者数についての数値(職員については、事業者の報告数に含む)。

※市(区)長欄は、特定健診、長寿健診、成人健診についての数値

感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防）

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	感染症が発生した際に、発生状況、動向及び原因を明らかにするため、保健所医師、保健師、事務担当等でチームを編成し、患者に対して調査を実施する。必要に応じて患者へ就業制限や消毒命令、保健指導等の対応を行ない、感染拡大や二次感染を防止する。また、患者の行動や喫食状況によって、他に感染の可能性のある者を調査し、新たな患者の早期発見、早期治療を促し、感染拡大を防止する。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 世田谷区健康者検便・寄生虫卵等検査実施要綱		
対 象	区民及び区内に所在している患者、関係者		
予 算	[歳出] 399,480 円	決 算	[歳入] [国] 176,640 円 [他] 329,920 円 [歳出] 124,725 円

<実績>

(1) 積極的疫学調査実施件数(個人)

(単位:件)

類型	疾病名	4 年度	5 年度	6 年度
3 類	細菌性赤痢	0	0	1
	腸管出血性大腸菌感染症	23	38	26
	パラチフス	0	0	1
	腸チフス	0	1	0
4 類	A 型肝炎	0	1	1
	E 型肝炎	3	3	4
	レジオネラ症	4	3	7
	デング熱	1	4	1
	つつが虫病	1	0	1
	チクングニア熱	0	0	0
	レプトスピラ症	1	0	0
	エムポックス	3	3	0
5 類	麻しん(疑い含む)	0	13	6
	風しん(疑い含む)	0	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	5	8	3
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	138,303	635	119

※積極的疫学調査を実施した疾病のみ記載(結核を除く)

※新型コロナウイルスは、令和4年度から重点化した積極的疫学調査を実施、令和5年5月7日類型変更に伴い調査終了

(2) 健康診断(検便)実施件数(患者関係者)

		4 年度	5 年度	6 年度
対象者数		43	65	56
陽性判明者数		2	7	5
内 訳	細菌性赤痢	0	5	4
	腸管出血性大腸菌感染症	43(2)	55(7)	46(4)
	腸チフス	0	1	6(1)
	パラチフス	0	0	0
	コレラ	0	2	0
	未実施	0	2	0

※ ()内は陽性判明者数

(3)健康診断(検便)実施件数(患者・患者関係者を除く)

(単位:件)

年 度	総 数	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
4	569(0)	84(0)	75(0)	162(0)	142(0)	106(0)
5	514(0)	127(0)	56(0)	136(0)	111(0)	84(0)
6	454(0)	84(1)	58(0)	120(0)	114(1)	78(0)

※ ()内は陽性者数

感染症発生動向調査

事業の開始

平成 12 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課				
事業の概要、目的	感染症患者を診断した医師から届出を受けて、地域的な患者の発生状況、病原体の検索等、流行の状態を東京都、厚生労働省へオンラインシステムを使い報告し、収集・分析された情報を関係機関に還元・公表することにより、感染症の発生及びまん延防止を図っている。				
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
予 算	[歳出] 567,997 円		決 算	[歳入] [国] 280,520 円※前年度分の追加交付金含む [歳出] 192,900 円	

<実績>

(1) 感染症発生動向調査届出受理件数(全数把握分)

※3 類以外は主な疾病のみ記載

(単位:件)

項目 年	2 類	3 類					4 類					5 類		
	結核	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌 感染症	腸チフス	パラチフス	デング熱	レジオネラ症	エムボックス※ ₁	E 型肝炎	つつが虫病	レストスピラ症	アメーバ赤痢	急性脳炎※ ₂
4	98	0	0	23	0	0	0	4	0	2	1	1	2	17
5	67	0	0	29	0	0	4	4	2	2	0	0	3	13
6	38	0	1	26	0	1	1	3	0	1	0	0	3	14

5 類												新型インフルエンザ等感染症	
クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群※ ₃	梅毒	播種性クリプトコックス症	侵襲性肺炎球菌感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	水痘(入院例)	ウイルス性肝炎※ ₄	百日咳	ジアルジア症	新型コロナウイルス感染症※ ₅
1	2	56	0	3	1	4	1	4	1	16	3	187,715	
1	2	53	1	12	2	8	4	4	2	33	0	5,027	
1	3	41	2	8	3	5	5	8	5	96	0		

※1 令和 5 年 5 月 26 日サル痘より名称変更 ※2 4 類感染症における脳炎を除く ※3 無症状病原体保有者を含む

※4 E 型肝炎及び A 型肝炎を除く ※5 世田谷保健所管轄患者の発生数(令和 5 年 5 月 7 日全数把握終了)

(2) 集団発生報告

疾病名	4 年度	5 年度	6 年度
インフルエンザ	128(3)	1,106(1)	105
感染性胃腸炎	48(7)	60(10)	50(8)
手足口病	12	10	64
アタマジラミ	1	3	1
水痘	0	2	8
アデノウイルス	0	1	2
RS ウイルス感染症	3	2	11
疥癬	0	3	4(2)
腸管出血性大腸菌	0	0	0
新型コロナウイルス感染症	2,972(34)	192(1)	111(3)
ヘルパンギーナ	0	1	6

※1 保育園サーベイランス、電話、FAX により報告があったものを記載

※2 () は現場調査数。そのうちインフルエンザはクラスターサーベイランスを含む

※3 新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日より報告基準が変更されている

感染症の診査に関する協議会

事業の開始

平成 11 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	患者等の人権を尊重し、適切な医療を提供することを目的として、入院の勧告及び入院期間の延長、並びに申請に基づく費用の負担に関する必要な事項を審議するため、感染症指定医療機関の医師及び学識経験者、法律に関し学識経験を有する者等による世田谷区感染症の診査に関する協議会を設置・運営する。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対 象	区民および区内に所在している患者		
予 算	【歳出】 3,532,000 円	決 算	【歳入】 特定財源なし 【歳出】 3,445,750 円

エイズ・性感染症対策

事業の開始

平成 5 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	性感染症のまん延を防止し、区民の不安を解消・軽減するため、相談及び HIV、性器クラミジア感染症、梅毒の検査を匿名・無料で実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 [区] 世田谷区性感染症相談・検査業務実施要綱		
対 象	検査希望者（匿名検査）		
予 算	【歳出】 1,482,052 円	決 算	【歳入】 [国] 760,000 円※感染症予防事業費の総額 【歳出】 1,075,217 円

<実績>

(1) エイズ相談等実施状況

年度	相談件数	検査数	陽性者数
4	6	139	1
5	7	237	0
6	14	236	0

梅毒血清反応検査実施状況

年度	検査数	陽性者数	※PRP 法による陽性者
4	139	3	
5	237	7	
6	236	2	

(2) クラミジア検査実施状況

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
検査数	陽性者数	陽性率(%)	検査数	陽性者数	陽性率(%)	検査数	陽性者数	陽性率(%)
137	3	2.1	236	12	5.1	234	13	5.6

子どもインフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成20年10月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	子どもの健康を守り、子どものインフルエンザの発症及び重症化並びに感染拡大を防止することを目的として、任意予防接種となる子どものインフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区子どもインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱		
対 象	6か月～15歳（中学生まで）の子ども		
予 算	〔歳出〕198,076,000円		決 算
			〔歳入〕〔国〕268,000円
			〔都〕67,087,000円
			〔歳出〕158,538,879円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象件数	194,487	192,142	192,986
助成件数	78,609	70,965	73,157
助成率	40.4%	37.0%	37.9%

※令和5年度実施分までは、1歳～12歳は接種2回まで、13～15歳(中学生まで)は接種1回まで助成
令和6年度実施分より、6か月～12歳は接種2回まで、13～15歳(中学生まで)は接種1回まで助成

高齢者インフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成13年11月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者のインフルエンザ予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者のインフルエンザの発症および重症化を防止する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領		
対 象	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		
予 算	〔歳出〕405,127,000円		決 算
			〔歳入〕〔国〕2,078,000円
			〔他〕25,371,602円
			〔歳出〕360,802,777円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象数	189,762	190,930	192,764
接種数	119,998	106,660	100,155
接種率	63.2%	55.9%	52.0%

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種助成

事業の開始

令和6年10月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の新型コロナウイルス感染症の発症および重症化を防止する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領		
対 象	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		
予 算	[歳出] 1,544,297,000 円	決 算	[歳入] [国] 184,329,600 円 [都] 86,276,000 円 [他] 42,634,808 円 [歳出] 1,017,982,494 円

<実績>

	令和6年度
対象数	195,405
接種数	50,604
接種率	25.9%

高齢者肺炎球菌予防接種助成

事業の開始

平成23年6月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の肺炎球菌予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防止する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領		
対 象	過去に23価肺炎球菌予防接種を受けたことがない者で、次の①または②のいずれかに該当する者 ①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者		
予 算	[歳出] 48,130,000 円	決 算	[歳入] [都] 19,795,000 円 [他] 247,502 円 [歳出] 21,614,761 円

<実績> 高齢者肺炎球菌予防接種助成(定期)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象数	29,398	30,150	10,935
接種数	7,016	7,804	1,917
接種率	23.9%	25.9%	17.5%

带状疱疹予防接種助成

事業の開始

令和5年7月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	接種費用の一部を助成して費用負担を軽減することにより、予防接種を受けやすくし、带状疱疹の発症及び重症化を予防する。費用助成は生涯に1度限り（生ワクチン1回または不活化ワクチン2回）とする。 ※令和7年度4月以降は、法定予防接種として带状疱疹予防接種を実施するとともに、現行の助成制度は、都補助を活用し、一部内容を変更して継続する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱		
対 象	①世田谷区に住民登録のある50歳以上の者 ②带状疱疹の発症リスクの高い18歳から49歳の者（不活化ワクチンのみ） ※令和7年度4月以降は、50歳から64歳の者及び②が対象となる。		
予 算	〔歳出〕260,476,000円	決 算	〔歳入〕〔都〕93,986,000円 〔歳出〕171,611,423円

<実績> ※令和5年度は7月～

	令和5年度	令和6年度
対象数	583,488	592,793
助成数	27,361	15,790
助成率	4.69%	2.66%

※生ワクチン1回または不活化ワクチン2回までを助成する

風しん抗体検査・予防接種助成 (先天性風しん症候群予防対策)

事業の開始

(1) 平成25年3月

(2) 平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	周期的な風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群予防の観点から、緊急対策として接種費用の一部等を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区先天性風しん症候群予防対策風しん予防接種費用助成金交付要綱、世田谷区風しん抗体検査費用助成金交付要綱		
対 象	(1) 風しん予防接種 19歳以上の世田谷区民で風しんの抗体検査により抗体価が低いこと（HI法16倍以下又はEIA法8.0未満）が判明した方のうち、次のいずれかに該当する場合は、風しん予防接種費用助成の対象となる。 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③妊婦の同居者 (2) 風しん抗体検査 世田谷区民で次の要件を満たす者に風しん抗体検査の費用を全額助成している。 ①これから妊娠を希望する女性及びその同居者（事実婚でも可）		

②風しんの抗体価が低いと判明している妊婦の同居者 ※ただし、以下の者は対象外となる。 ・過去に風しん抗体検査を受けたことがある者 ・明らかに風しんの予防接種歴がある者 ・過去に風しんの(血液・咽頭ぬぐい液等の検査による)確定診断を受けたことがある者			
予 算	[歳出] 予防接種 7,110,232 円	決 算	[歳入] [都] 2,913,000 円 ※今年度精算を踏まえた額
	[歳出] 抗体検査 6,783,277 円		予防接種[歳出] 6,036,868 円
		[歳入] [国] 3,034,000 円 ※今年度精算を踏まえた額	
		抗体検査[歳出] 6,321,880 円	

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
抗体検査		879	973	899
予防接種		1,282	1,446	1,294
内 訳	MR	1,055	1,220	826
	風しん	227	226	468

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種 (風しん追加的対策)

事業の開始

平成31年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	抗体保有率が低い世代の男性に対し、風しんの抗体検査と予防接種の助成を行うことで、集団免疫を獲得し、感染拡大を防止する。一度の延長を挟み、平成31年4月から令和7年3月31日まで実施したところ、MRワクチンの偏在等により期間内に接種を受けられない方が一定数見込まれたことから、特例措置として、令和7年3月末までに抗体検査を受検し風しんの抗体が不十分な方に限り、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで予防接種の接種対象期間を延長する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則 [区] 世田谷区予防接種法第5条第1項の規定に基づく予防接種に係る風しんの抗体検査実施要綱		
対 象	昭和37年(1962年)4月2日～昭和54年(1979年)4月1日までの間に生まれた男性		
予 算	[歳出] 45,827,718 円	決 算	[歳入] [国] 11,671,000 円 [歳出] 29,533,064 円 ※歳入は償還金あり

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
抗体検査		3,490	3,012	3,197
予防接種		636	564	487

定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合、四種混合、二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎等）

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課
事業所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法で定められた定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合（DPT-IPV-Hib）、

	四種混合（DPT-IPV）、三種混合（DPT）、ポリオ、二種混合（DT）、BCG、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん）を地区医師会に委託して実施している。なお、何らかの事情等により予防接種相互委託協定未締結の市町村において定期予防接種を受けた場合には、その費用を個別接種委託契約単価の範囲で助成する。 ※子宮頸がんについては、これまで積極的な接種の勧奨を控えていたが、令和4年度より積極的な勧奨を再開し、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を実施している。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領 [区] 世田谷区予防接種費用助成要綱		
対 象	乳幼児、児童 (平成9年4月2日～平成20年4月1日までの間に生まれた女性で、子宮頸がんワクチンの全3回接種がお済みでない方)		
予 算	[歳出] 3,261,354,705 円	決 算	[歳入] [他] 145,425,584 円 [歳出] 2,892,994,938 円

<実績>

(1) 定期予防接種実施数

種類		ヒブ				小児用肺炎球菌			
年度		1 回	2 回	3 回	追加	1 回	2 回	3 回	追加
4	対象数	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029
	接種数	6,067	6,108	6,088	6,117	6,066	6,111	6,091	6,097
	接種率	100.6%	101.3%	101.0%	101.5%	100.6%	101.4%	101.0%	101.1%
5	対象数	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373
	接種数	5,609	5,615	5,651	5,616	5,608	5,618	5,657	5,606
	接種率	104.3%	104.5%	105.1%	104.5%	104.3%	104.5%	105.2%	104.3%
6	対象数	-	-	-	-	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	25	429	815	3,979	5,618	5,634	5,595	5,321
	接種率	-	-	-	-	106.6%	106.9%	106.2%	101.0%

※ヒブ・小児用肺炎球菌は平成25年4月より定期予防接種となった。

※ヒブは令和6年4月より、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib）での接種へ移行。

種類		B型肝炎			ロタウイルス		
年度		1 回	2 回	3 回	1 回	2 回	3 回
4	対象数	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029	6,029
	接種数	6,028	6,082	5,937	5,971	5,998	1,382
	接種率	100.0%	100.9%	98.5%	99.0%	99.5%	22.9%
5	対象数	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373
	接種数	5,588	5,586	5,527	5,514	5,499	1,168
	接種率	104%	103.9%	102.8%	102.6%	102.3%	21.7%
6	対象数	5,267	5,267	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	5,586	5,599	5,371	5,506	5,513	1,101
	接種率	106.0%	106.3%	101.9%	104.5%	104.6%	20.9%

※B型肝炎は平成28年10月より定期予防接種となった。

※ロタウイルスは令和2年10月より定期予防接種となった。（ロタリックス:2回接種、ロタテック:3回接種）

種類		四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）				ジフテリア破傷風
年度		1 期 1 回	1 期 2 回	1 期 3 回	1 期 追加	2 期
4	対象数	6,165	6,165	6,165	6,317	7,436
	接種数	6,112	6,121	6,090	5,907	4,891

	接種率	99.1%	99.3%	98.8%	93.5%	65.8%
5	対象数	5,434	5,434	5,434	6,000	7,293
	接種数	6,061	6,138	6,237	5,664	5,001
	接種率	111.5%	112.9%	114.7%	94.4%	68.5%
6	対象数	—	—	—	5,675	7,573
	接種数	54	459	849	5,126	5,696
	接種率	—	—	—	90.3%	75.2%

※四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)は平成 24 年 11 月より定期予防接種となった。

令和 6 年 4 月以降に 1 期初回の対象となる方は、五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)の接種へ移行。

種類		五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)			
年度		1 期 1 回	1 期 2 回	1 期 3 回	1 期追加
6	対象数	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	5,593	5,193	4,779	879
	接種率	106.1%	98.5%	90.7%	16.6%

※五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)は令和 6 年 4 月より定期予防接種となった。

種類		三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)				不活化ポリオ			
年度		1 期 1 回	1 期 2 回	1 期 3 回	1 期追加	1 回	2 回	3 回	追加
4	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	0	0	1	0	1
	接種率	—	—	—	—	—	—	—	—
5	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	0	1	0	0	2
	接種率	—	—	—	—	—	—	—	—
6	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	1	0	0	0	3
	接種率	—	—	—	—	—	—	—	—

※不活化ポリオは平成 24 年 9 月より定期予防接種となった。

種類		BCG
年度		1 回
4	対象数	6,182
	接種数	6,063
	接種率	98.1%
5	対象数	6,002
	接種数	5,625
	接種率	93.7%
6	対象数	5,902
	接種数	5,576
	接種率	94.4%

※平成 26 年度より集団接種から個別接種になった。

種類		MR(麻しん・風しん混合)		麻しん	風しん	日本脳炎			
年度		1 期	2 期			1 期 1 回	1 期 2 回	1 期追加	2 期
4	対象数	6,437	7,326	未把握	未把握	6,263	6,263	6,756	7,545
	接種数	6,213	6,639	0	0	6,635	6,438	9,706	8,879

	接種率	96.5%	90.6%	—	—	105.9%	102.8%	143.7%	117.7%
5	対象数	6,035	7,061	未把握	未把握	6,074	6,074	6,259	7,657
	接種数	5,691	6,252	0	0	5,797	5,546	6,252	6,693
	接種率	94.2%	88.5%	—	—	95.4%	91.3%	99.8%	87.4%
6	対象数	5,824	6,861	未把握	未把握	6,178	6,178	6,104	7,661
	接種数	5,418	6,157	0	0	6,107	6,044	5,737	7,172
	接種率	93.0%	89.7%	—	—	98.8%	97.8%	93.9%	93.6%

種類		水痘	
年度		1 回	2 回
4	対象数	6,437	6,437
	接種数	6,235	5,508
	接種率	96.9%	85.6%
5	対象数	6,035	6,035
	接種数	5,719	5,333
	接種率	94.7%	88.3%
6	対象数	6,178	6,178
	接種数	5,447	5,439
	接種率	88.1%	88.0%

※水痘は平成 26 年 10 月より定期予防接種となった。

		種類	子宮頸がん		
年度			1 回	2 回	3 回
4	対象数 令和 4 年度 予診票発送数 (小学校 6 年生～高校 1 年生相当年齢の女子)		11,389	11,389	11,389
	接種数		1,207	1,290	1,236
	接種率		10.6%	11.3%	10.9%
5	対象数 令和 5 年度 予診票発送数 (中学 1 年生の女子)		3,676	3,676	3,676
	接種数		2,960	1,941	931
	接種率		80.5%	52.8%	25.3%
6	対象数 令和 6 年度 予診票発送数 (中学 1 年生の女子)		3,542	3,542	3,542
	接種数		3,153	2,600	958
	接種率		89.0%	73.4%	27.0%

年度		1 回	2 回	3 回
4	対象数 令和 4 年度 キャッチアップ接種対象者 (平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ的女性)		36,918	36,918
	接種数		2,135	1,752
	接種率		5.8%	4.7%
5	対象数		40,772	40,772

	令和5年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ的女性)			
	接種数	2,743	2,437	2,468
	接種率	6.7%	5.9%	6.0%
6	対象数 令和6年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれ的女性)	43,870	43,870	43,870
	接種数	8,657	7,176	6,235
	接種率	19.7%	16.3%	14.2%

※令和4年度は全対象者に予診票を一斉発送した。

※令和5年度、令和6年度は新中学校1年生に予診票を一斉発送した。

※子宮頸がん予防ワクチンは平成25年6月から令和4年3月まで積極的勧奨を控えていた。

男性 HPV 任意予防接種				事業の開始
				令和6年10月
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課			
事業の概要、目的	HPV 感染、肛門がんなどの疾病や性感染症などの予防を目的として、任意予防接種となる男性 HPV 予防接種の実費を全額助成する。			
根拠法令等	〔区〕 世田谷区男性 HPV 任意予防接種費用助成金交付要綱			
対 象	・小学6年生から高校1年生相当年齢にある男性で、3回接種が完了していない方 ・高校2年生相当年齢にある男性で、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に HPV ワクチンの接種を1回以上受けており、3回接種が完了していない方（令和7年度限定）			
予 算	〔歳出〕 53,144,768 円	決 算	[歳入] [都] 5,384,000 円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 10,722,882 円	

<実績>

	令和6年度 (令和6年10月～令和7年3月)
接種数	544

麻しん・風しん任意予防接種				事業の開始
				平成21年4月
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課			
事業の概要、目的	麻しん及び風しんの定期接種の未接種者に対し、任意の予防接種を促進することにより、麻しん及び風しんの感染及びまん延を予防し、区民の健康増進に寄与することを目的とする。			
根拠法令等	〔区〕 世田谷区麻しん・風しん任意予防接種助成金交付要綱			
対 象	第1期末接種者で第2期の年齢に満たない幼児及び第2期末接種者で小学校1年生相当の学童から18歳以下の方			
予 算	〔歳出〕 1,745,540 円	決 算	[歳入] [都] 561,975 円 [歳出] 707,648 円	

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
接種数	37	18	56

おたふくかぜ予防接種助成		事業の開始	
		令和6年7月	
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防することを目的として、任意予防接種となるおたふくかぜ予防接種の接種費用の一部を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区おたふくかぜ予防接種費用助成金交付要綱		
対 象	1歳～小学校就学前までの幼児		
予 算	〔歳出〕 65,278,755 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 20,133,025 円 〔歳出〕 31,471,979 円

<実績>

	令和6年度 (令和6年7月～令和7年3月)
接種数	9,713

健康被害者の救済

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	予防接種を原因とする健康被害者に対し、医療費、障害年金、死亡一時金等を支給する。		
根拠法令等	予防接種法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法		
対 象	予防接種を原因とする健康被害者		
予 算	〔歳出〕 176,175,000 円	決 算	〔歳入〕〔国〕 101,033,801 円 〔都〕 4,966,892 円 〔歳出〕 133,444,941 円

<実績>

年度	医療費・医療手当	障害年金	死亡一時金・葬祭料
4	1	1	—
5	24	1	2
6	22	1	2

骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成

事業の開始

令和2年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫の効果が期待できないと医師に判断された区民に対し、当該予防接種の再接種に要する費用の全額又は一部を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成金交付要綱		
対 象	骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者		
予 算	〔歳出〕 1,000,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 132,000 円※今年度精算を踏まえた額 〔歳出〕 263,294 円

<実績>

年度	申請件数
4	0
5	1
6	4

6. 母子保健(妊産婦の保健対策)

妊娠届の受理・母子健康手帳(親子健康手帳)の交付

窓 口	各総合支所健康づくり課、出張所、まちづくりセンター、各総合支所くみん窓口		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊婦を把握し、必要な健康診査・保健指導等の情報を提供する。同時に母と子の健康と成長の記録である母子健康手帳(親子健康手帳)と、受診支援のための妊婦健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」を交付する。 なお、母子健康手帳(親子健康手帳)、母と子の保健バッグとも、令和2年度より、やむを得ない事情がある者に対しては、一部郵送による交付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区母子保健法の施行に関する規則		
対 象	妊婦		
予 算	[歳出] 9,689,226 円	決 算	[歳入] [都] 1,134,000 円 [歳出] 6,602,394 円

<妊娠届>

年度		妊娠届出数	妊娠週数				不詳
			満 11 週以内	満 12～19 週	満 20～27 週	満 28 週以上	
令和4年度		6,738	6,519	173	31	14	1
令和5年度		6,448	6,217	173	34	22	2
令和6年度	総 数	6,425	6,225	149	30	21	0
	世田谷	1,895	1,847	36	8	4	0
	北 沢	1,092	1,053	30	5	4	0
	玉 川	1,586	1,525	42	11	8	0
	砧	1,087	1,055	27	2	3	0
	烏 山	765	745	14	4	2	0

ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠8か月面談、産後面接)

事業の開始

平成28年7月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、妊娠期からすべての妊婦に保健師など専門職で構成されるネウボラ・チームが関わり、必要な支援や情報提供を行い、その後も継続的に相談等の支援を行う。 なお、令和3年1月より、希望者に対してはオンラインによる面接を行っている。 令和4年度より母体や子の成長を促す食生活の重要性から、食事診断を実施している。		
根拠法令等	—		
対 象	妊婦		
予 算	[歳出] 929,460 円	決 算	[歳入] [国] 44,146,000 円 [都] 77,056,000 円 [その他] 14,270,916 円 [歳出] 726,177 円 ※会計年度任用職員の人件費は除く。

<実績>

妊娠期面接 初回面接数(実数・地域別)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 6 年度 地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
初回面接実数	6,331	6,609	6,551	1,811	1,108	1,664	1,189	779
対妊娠届 実施率	94.0%	102.4%	101.9%					

妊娠期面接 実施件数(延べ数・面接実施支所別) ()は内、オンラインにて実施した件数

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
令和 4 年度	6,680(118)	1,836(36)	1,183(19)	1,504(27)	1,325(11)	832(25)
令和 5 年度	6,920(116)	1,881(35)	1,160(21)	1,752(32)	1,284(12)	843(16)
令和 6 年度	6,979(54)	1,850(16)	1,235(15)	1,798(15)	1,263(3)	833(5)

※ 面接を実施した場所(総合支所健康づくり課) 別に妊娠期面接を実施した件数(延べ数)を計上。
(妊娠期面接は、居住する地域以外の総合支所健康づくり課でも受けることができるため)

妊娠期面接 食事診断実施数

年度	人数
令和 5 年度	280
令和 6 年度	88

せたがや子育て利用券

事業の開始

平成 28 年 7 月

窓 口	各総合支所健康づくり課					
事業所管	世田谷保健所健康推進課					
事業の 概要、目的	孤立しない育児を支援するため、妊娠期から地域における“つながり”を目指して、地域の子育て支援サービス等に利用できる「せたがや子育て利用券」(子ども 1 人につき 1 セット)を、妊娠期面接及び産後面接で配付する。なお、令和 2 年度より対象者を拡大し、配布対象を、妊婦または 2 歳までの子どもがいる家庭(産後転入、里親含む)に拡大した。					
根拠法令等	〔区〕世田谷区子育て利用券事業実施要綱					
対 象	面接を受けた妊婦及び 2 歳までの子どもの保護者					
予 算	〔歳出〕 94,124,911 円		決 算	〔歳入〕〔都〕 69,800,000 円 〔歳出〕 91,288,978 円		

<実績>

せたがや子育て利用券発行数

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
令和 4 年度	7,650	2,084	1,244	1,876	1,522	924
令和 5 年度	7,777	2,061	1,239	2,073	1,459	945
令和 6 年度	7,721	2,013	1,291	2,030	1,496	891

※ 発行をした場所(総合支所健康づくり課または世田谷保健所健康推進課) 別の発行数

※ 産前および産後発行の合計数

せたがや子育て利用券登録事業者

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区内事業者	178	174	200
区外事業者	109	107	111
合計	287	281	311

サービス数登録状況

No.	サービス分類	令和4年度 登録数	令和5年度 登録数	令和6年度 登録数
1	妊婦のこころとからだをサポート	102	104	119
2	産前・産後の訪問支援	112	108	114
3	産後の親子支援	108	117	149
4	親子の交流、仲間づくり	82	68	73
5	子どもの預かり	31	32	32
6	子育て講座	31	34	44
合 計		466	463	531

利用者数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	7,333	7,940	8,354
延数	11,435	12,348	13,468

妊産婦健康診査

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
1. 妊婦健康診査	
事業の概要、目的	母子健康手帳(親子健康手帳)とともに交付する受診票により、妊婦に対し都内委託医療機関等で妊娠期間に実施する全ての妊婦健康診査のうち14回分の費用の一部を公費負担する。また、都外医療機関等で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成する。また多胎妊娠された方のうち、妊婦健康診査を健康診査受診票の上限である14回を超えて自費で受診された方について、費用の一部を助成する(最大5回分)。
根拠法令等	母子保健法 [都] 妊婦健康診査実施要綱 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱 世田谷区多胎妊婦健康診査費用助成要綱
対 象	妊婦

<妊婦健康診査>

年度			妊娠届出数	受診結果受理数 (受診者数)	受診率 (%)
令和4年度	総数	計	6,738	70,464	—
		1回目	—	6,416	95.2%
		2回目以降(※1)	—	64,048	73.1%(※2)
令和5年度	総数	計	6,448	66,941	—
		1回目	—	6,016	93.3%
		2回目以降(※1)	—	60,925	72.7(※2)
令和6年度	総数	計	6,425	66,877	—
		1回目	—	6,001	93.4%
		2回目以降(※1)	—	60,876	72.9(※2)

※1 2～14回目までを指す

※2 受診率(%)=2回目以降の受診結果受理数÷(妊娠届出者数×13回分)×100

2. 妊婦超音波健康診査

事業の概要、目的	妊婦及び胎児の健康状態を確認するため、妊娠期間を通して経腹法による超音波検査4回の費用の一部を公費負担する。なお、令和5年4月以降に妊娠届を提出した妊婦から、公費負担上限回数を4回に拡大した。
根拠法令等	母子保健法 [都] 妊婦健康診査実施要綱 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対 象	妊婦

<妊婦超音波健康診査>※受診結果受理数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	5,869	14,497※	22,196※

3. 妊婦子宮頸がん検診

事業の概要、目的	妊婦の健康状態を確認するため、子宮頸がん検診1回分の費用の一部を公費負担する。
根拠法令等	母子保健法 [都] 妊婦健康診査実施要綱 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対 象	妊婦

<妊婦子宮頸がん検診>※受診結果受理数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	5,193	5,273※	5,196※

4. 妊婦精密健康診査	
事業の概要、目的	妊婦健康診査で妊娠に起因した疾病の疑いから精密検査の必要が生じた者に対し、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での無料検査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 〔都〕 精密健康診査実施要綱 〔区〕 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	妊婦健康診査を受診した妊婦のうち精密な検査を必要とする者

<妊婦精密健康診査>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
受診票発行数	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 妊産婦訪問指導	
事業の概要、目的	保健師または訪問指導員（助産師等）が家庭訪問し、日常生活や子育てについて助言指導を行うとともに、母子を含めた家族の疾病の発生防止及び早期発見に努める。
根拠法令等	母子保健法
対 象	妊産婦
妊産婦健康診査全体の予算・決算	
予 算	〔歳出〕 614,608,000 円
決 算	〔歳入〕 〔都〕93,232,000 円 〔歳出〕 569,936,889 円

<妊産婦訪問>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	5, 447	5, 520	5, 301	1, 430	846	1, 429	910	686
訪問延数	5, 705	5, 874	5, 802	1, 585	965	1, 504	953	795

母体保護

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	母体保護法指定医より報告された人工妊娠中絶の結果について東京都への届出を行っている。
根拠法令等	母体保護法
対 象	区内の母体保護法指定医

<年齢別人工妊娠中絶>

年度		総 数	20 歳 未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50 歳 以上
令和 4 年度		277	5	38	57	58	72	42	5	0
令和 5 年度		339	9	49	61	62	97	57	4	0
令和 6 年 度	総 数	340	13	55	57	79	83	48	5	0
	7 週 以 前	127	4	21	26	21	28	23	4	0
	8 週～11 週	91	8	17	15	22	17	12	0	0
	12 週～15 週	25	0	3	2	6	11	3	0	0
	16 週～19 週	46	0	10	7	13	12	3	1	0
	20 週・21 週	49	1	4	7	17	15	7	0	0
年齢別割合(%)		100	3.8	16.2	16.8	23.2	24.4	14.1	1.5	0

出産・子育て応援事業の実施

事業の開始

令和 5 年 3 月

事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	国は、妊娠届出時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金）を創設し、継続的に実施することとした。 区では、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、妊娠届出時から出産後までに面談及び妊娠中や出産後の状況等に関するアンケートの実施（伴走型相談支援）を受けた者に対して出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5 万円相当）・出生届出時（5 万円相当）の経済的支援）を支給する。 なお、出産・子育て応援事業は、令和 7 年 3 月 31 日をもって終了し、令和 7 年 4 月 1 日からは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年度法律第 47 号）において法廷事業として新設された「妊婦のための支援給付」が開始となる。		
根拠法令等	〔国〕 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 〔区〕 世田谷区出産・子育て応援事業（出産・子育て応援給付金）実施要綱		
対 象	妊娠の届出をした妊婦、出生した児童を養育する者		
予 算	〔歳出〕 569,712,520 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 385,009,000 円 〔都〕 184,703,000 円 ※今年度精算額を踏まえた額 〔歳出〕 569,712,520 円

	令和 5 年度	令和 6 年度
出産応援ギフト	現金 4,706 件 ギフトカード 4,267 件	ギフトカード 5,693 件
子育て応援ギフト	現金 3,154 件（双子 36 件を含む） ギフトカード 4,030 件（双子 57 件を含む）	ギフトカード 5,640 件 （双子 73 件を含む）

7. 母子保健(乳幼児の保健対策)

乳児期家庭訪問

事業の開始

平成 21 年 4 月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	生後 4 か月までの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況の把握、また、育児環境を確認することで、母親や家族のメンタルヘルス対策や産後うつ等の早期発見、虐待の早期発見・未然防止に努めるとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う。必要に応じて継続支援につなげることを目的とする。		
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 [区] 世田谷区乳児期家庭訪問事業実施要綱		
対 象	生後 4 か月に至るまでの乳児がいる家庭		
予 算	[歳出] 40,435,000 円	決 算	[歳入] [国] 17,038,000 円 [都] 17,036,000 円 [その他] 2,968,816 円 [歳出] 31,456,221 円 ※会計年度任用職員の人件費は除く。

＜実績＞ ※出生数は各年（1 月 1 日から 12 月 31 日）とする。

		出生数	総数		保健師 訪問分	指導員 訪問分	コロナ対応 再掲)電話訪問
			訪問 実績	対出生 実施率 (%)	実数	実数	
令和4年度		6,216	5,984	96.2	1,706	4,278	150
令和5年度		5,906	6,004	101.6	1,871	4,133	20
令和 6 年 度	総 数	5,827	5,865	100.6	1,902	3,963	2
	(世田谷)	1,612	1,624	100.7	563	1,061	0
	(北 沢)	879	898	102.1	293	605	0
	(玉 川)	1,532	1,524	99.4	454	1,070	0
	(砧)	1,038	1,049	101	328	721	2
	(烏 山)	765	770	100.6	264	506	0
	(不 詳)	1	-	-	-	-	-

未熟児の訪問指導

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	低出生体重児(2,500g未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児について、保健師が家庭訪問し保健指導を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区未熟児養育事業実施要綱		
対 象	低出生体重児(2,500g未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児とその保護者		
予 算	乳児期家庭訪問に含まれる	決 算	乳児期家庭訪問に含まれる

<実績>

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪 問 実 数	70	74	59	22	6	14	9	8
訪 問 延 数	78	86	70	27	8	15	11	9

保健師による養育支援訪問

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育を支援することを目的とし、平成 21 年度より取り組みを強化した。
根拠法令等	母子保健法・児童福祉法
対 象	妊産婦・乳幼児

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪 問 実 数	553	656	661	234	46	66	226	89
訪 問 延 数	899	962	1,187	453	63	123	340	208

乳幼児健康診査

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課	
事 業 所 管	世田谷保健所健康推進課	
1. 新生児聴覚検査		事業の開始 平成 31 年 4 月
事業の概要、目的	聴覚障害を早期に発見・療育し、音声又は言語の発達等への影響を最小限に抑えるために、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。	
根拠法令等	母子保健法 〔都〕新生児聴覚検査実施要綱 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区新生児聴覚検査費用助成要綱	
対 象	生後 50 日に達する日までの新生児	

<実績>

	検査確認 件数	実施率(%)	異常なし	再検査	難聴等発 見数	公費負担 件数
令和 4 年度	6,140	99.5	6,046	65	18	5,499
令和 5 年度	5,952	99.9	5,687	52	10	5,313
令和 6 年度	6,070	99.6	5,841	66	13	5,167

2. 1 か月児健康診査費用助成		事業の開始
		令和6年4月
事業の概要、目的	疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図るため、1 か月児健康診査の費用の一部を助成する。	
根拠法令等	母子保健法 〔都〕母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱 〔区〕世田谷区1 か月児健康診査費用助成要綱	
対 象	出生後、生後27日を超え、生後6週に達しない間に1 か月児健康診査を受診した乳児の保護者	

<実績>

	受理件数
令和6年度	3,109

3. 3～4 か月児健康診査	
事業の概要、目的	各総合支所にて、健康な発育・発達のための健康診査を行い、保健師・管理栄養士による相談・助言・情報提供を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	生後3～5 か月児

<実績>

(1)3～4 か月児健康診査

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
対 象 者 数	6,325	6,032	6,060	1,659	942	1,593	1,094	772
受 診 者 数	6,006	5,779	5,794	1,547	903	1,523	1,064	757
個別健康診査受診者数	62	21	23	14	0	7	2	0
受 診 率（％）	95.0	95.8	95.6	93.2	95.8	95.6	97.2	98
有 所 見 者 数	2,933	2,925	2,924	751	511	598	578	486

(2)保健師・栄養士による個別相談

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,378	1,266	1,444	333	285	296	238	292
栄養士による栄養相談	375	251	279	87	61	53	40	38

4. 6～7 か月児・9～10 か月児健康診査	
事業の概要、目的	乳児期後期の健診を、生後6～7 か月と生後9～10 か月の2回、医療機関に委託して実施している。必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 〔都〕 乳児健康診査（6 か月児・9 か月児）実施要綱 〔区〕 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	生後6～7 か月児、9～10 か月児

<実績>

(1)6～7 か月児健康診査

		対象者数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和4年度		6,325	5,798	91.7	5,546	93	153	6	1,356	11	70	1
令和5年度		6,032	5,668	94.0	5,358	106	199	5	1,687	11	66	4
令和6年度	総 数	6,060	5,544	91.4	5,213	90	232	9	1,696	16	86	5
	(世田谷)	1,659	1,480	89.2	1,384	19	72	5	394	6	26	1
	(北 沢)	942	846	89.8	810	4	31	1	197	0	5	1
	(玉 川)	1,593	1,469	92.2	1,351	35	82	1	653	1	30	1
	(砧)	1,094	1,060	96.8	998	25	35	2	321	4	20	2
	(烏 山)	772	689	89.2	670	7	12	0	131	5	5	0

(2)9～10 か月児健康診査

		対象者数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和4年度		6,325	5,679	89.8	5,439	86	148	6	1,288	11	83	2
令和5年度		6,032	5,432	90.1	5,204	75	148	5	1,539	12	74	5
令和6年度	総 数	6,060	5,372	88.6	5,100	85	178	9	1,659	10	57	1
	(世田谷)	1,659	1,478	89.0	1,396	24	56	2	410	2	17	0
	(北 沢)	942	821	87.1	795	6	20	0	196	1	7	0
	(玉 川)	1,593	1,391	87.3	1,309	24	54	4	614	1	14	1
	(砧)	1,094	1,035	94.6	970	23	39	3	323	3	13	0
	(烏 山)	772	647	83.8	630	8	9	0	116	3	6	0

5. 乳児精密健康診査	
事業の概要、目的	3～4 か月及び6～7 か月・9～10 か月児健康診査の結果、診断の確定のため、さらに精密な検査を必要とする者について、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 〔都〕精密健康診査実施要綱 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	乳児健康診査を受診した乳児のうち精密な検査を必要とする者

<実績>

		結果把握数(実数)	延数	結果把握数における診療科別内訳(延数)												受診票発行数
				内科					皮膚科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	その他	
				体重増加不良	心雑音	徴候	特異顔貌変質	神経学的異常								
令和4年度		253	259	5	4	0	45	1	7	10	7	11	14	140	15	302
令和5年度		238	250	3	10	0	40	7	11	4	9	4	9	144	9	289
令和6年度	総数	312	319	7	9	0	59	1	16	5	15	10	18	150	29	388
	要治療		20	0	0	0	1	0	6	0	2	3	6	0	2	
	通院にて経過観察		149	4	3	0	27	1	7	1	9	5	9	63	20	
	家庭にて経過観察		61	1	0	0	6	0	3	3	1	2	2	43	0	
	異常なし		87	2	6	0	25	0	0	1	2	0	1	44	6	
	その他		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

6. 1歳6か月児健康診査（内科）		事業の開始
		昭和54年4月
事業の概要、目的	幼児期初期の身体発育、精神発達等の健全な育成を目的として、1歳6か月児を対象に地区医師会に委託し実施している。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。	
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱	
対 象	1歳6か月～1歳11か月児	

7. 1歳6か月児精密健康診査	
事業の概要、目的	1歳6か月児健康診査の結果、精密検査を要する者について、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 〔都〕精密健康診査実施要綱 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	1歳6か月児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

<実績>内科

		対象人員	受診者数	受診率(%)	有所見者数	所見内訳(延数)				
						要精密検査	受診要医療機関	他医療機関 管理中	経過観察	一時的指導
令和4年度		6,426	5,927	92.2	619	54	32	175	304	54
令和5年度		6,159	5,671	92.0	617	34	31	169	317	66
令和6年度	総数	5,957	5,569	93.4	591	43	31	178	300	41
	(世田谷)	1,636	1,524	93.1	153	14	9	48	77	5
	(北沢)	904	853	94.3	90	4	2	22	51	11
	(玉川)	1,483	1,366	92.1	181	12	11	48	92	20
	(砧)	1,164	1,082	92.9	100	10	4	37	49	0
	(烏山)	770	744	96.6	67	3	5	23	31	5

8. 3歳児健康診査

事業の概要、目的	3歳児を対象として、身体面並びに精神面の診査を実施し、同時に歯科健診、栄養指導・保健指導及び心理判定員による「心理相談」を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。令和4年度からスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を開始した。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対象	3歳児

<実績>

(1)3歳児健康診査

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
対象者数	6,583	6,244	6,442	1,716	955	1,670	1,324	777
受診者数	6,073	5,645	5,917	1,563	857	1,515	1,214	768
再掲)個別健康診査受診者数	3	0	0	0	0	0	0	0
受診率(%)	92.3	90.4	91.9	91.1	89.7	90.7	91.7	98.8
有所見者数	2,920	2,782	2,838	866	472	541	515	444

(2)3歳児健康診査 個別相談

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
			総数	相談率(%)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,840	1,627	1,660	28.1	367	270	446	288	289
栄養士による栄養相談	1,743	1,721	1,744	29.5	468	270	430	376	200
歯科衛生士による歯科相談	425	457	400	6.8	46	91	120	47	96

※身体、精神面の診査と歯科健診・心理相談を併せて行っている

※指相談(%) = 相談総数/受診者数×100

(3)3 歳児健康診査 心理相談

		相談項目内訳(延数)											
		相談者 実数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾病・障害の疑い	その他
令和4年度		765	2	42	200	12	240	113	10	61	53	18	14
令和5年度		726	3	39	156	12	243	121	16	70	47	9	10
令和6年度	総 数	828	1	39	222	14	264	102	19	83	60	11	13
	(世田谷)	218	0	10	47	5	75	17	7	17	31	6	3
	(北 沢)	67	0	1	18	0	27	12	0	8	0	1	0
	(玉 川)	190	0	17	62	1	60	15	3	15	14	1	2
	(砧)	140	0	4	37	2	45	24	2	17	5	1	3
	(烏 山)	213	1	7	58	6	57	34	7	26	10	2	5

9. 3 歳児精密健康診査	
事業の概要、目的	3 歳児健康診査の結果、精密検査を要する者について、精密健康診査受診票を発行し、より専門的な診断のできる医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 〔都〕精密健康診査実施要綱 〔区〕世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対 象	3 歳児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

<実績>

		結果把握数(実数)	結果把握数における診療科別内訳(延数)													受診票発行数
			内 科					皮膚科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	精神・言語	その他	
			低身長	心雑音	尿蛋白陽性	尿の異常	尿蛋白以外の									
令和4年度		717	18	12	7	1	2	4	639	95	4	17	15	1	1	970
令和5年度		643	1	15	4	0	2	0	563	71	6	19	7	1	6	868
令和6年度	総 数	693	14	15	2	1	5	1	860	131	5	23	8	1	1	867
	要 治 療	102	0	0	0	0	0	0	80	16	1	4	1	0	0	
	通院にて経過観察	441	13	0	0	1	4	1	378	26	3	11	3	0	1	
	家庭にて経過観察	55	0	1	0	0	0	0	43	9	0	1	1	0	0	
	異 常 なし	426	1	14	2	0	1	0	322	76	0	7	2	1	0	
	そ の 他	46	0	0	0	0	0	0	40	4	1	0	1	0	0	

10. 経過観察健康診査					
事業の概要、目的		各種乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問、電話相談等の結果、経過観察を必要とする者について実施している。このうち精神発達や母子関係の問題等で経過観察を行う場合は、心理判定員による経過観察心理相談で対応している。			
根拠法令等		母子保健法 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱			
対 象		経過観察を必要とする乳幼児			
乳幼児健康診査全体の予算・決算					
予 算		[歳出] 258,285,990 円		決 算	
				[歳入] [国] 14,653,220 円 [歳出] 225,421,289 円	

<実績>

(1)経過観察健康診査(身体)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	66	62	61	12	13	12	12	12
受診者数	521	533	559	102	110	147	96	104
初診者数	413	424	396	64	71	132	65	64
再診者数	108	109	163	38	39	15	31	40

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
個別相談								
保健師による保健相談	134	116	207	10	43	34	18	102
栄養士による栄養相談	226	224	226	44	47	48	45	42

(2)心理相談(経過観察心理 ・ ことばの相談)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	76	76	78	13	12	12	12	29
受診者数	1,002	971	1,013	245	126	207	221	214
初診者数	573	523	614	132	50	157	145	130
再診者数	429	448	399	113	76	50	76	84

アレルギー疾患相談		事業の開始
		平成 9 年 4 月
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課	
事業の概要、目的	乳幼児及び小学生（平成 30 年度より追加）を対象に、地区医師会に委託し、アレルギー疾患の発症の予防と発症者に対して適切な助言及び指導を行っている。	
根拠法令等	[区] 世田谷区アレルギー相談事業（医療機関委託）実施要綱	
対 象	乳幼児及び小学生	
予 算	[歳出] 190,000 円	決 算 [歳入] [他] 162,000 円 [歳出] 163,586 円

<実績>

	相談実人員	要治療	保健指導	栄養指導	環境指導
令和 4 年度	2	0	0	2	2
令和 5 年度	4	0	2	3	3
令和 6 年度	4	1	1	0	0

乳幼児歯科健康診査

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課

1. 1 歳 6 か月児歯科健康診査		事業の開始
		昭和 55 年 4 月
事業の概要、目的	各総合支所で、食生活をはじめ日常の生活習慣の形成期に、適切な支援をすることによりむし歯予防および健全な口腔育成を図ることを目的として歯科健康診査・歯科保健指導を実施している。同時に保健師・栄養士・心理判定員による相談も行っている。	
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱	
対 象	1 歳 6 か月～1 歳 11 か月児	

<実績>

(1) 1 歳 6 か月児歯科健康診査

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	(本) 一人平均むし歯数	不正咬合(人)
令和 4 年度		6,434	4,880	75.8	4,852	28	0.57	0.01	536
令和 5 年度		6,141	5,093	82.9	5,061	32	0.63	0.01	559
令和 6 年度	総 数	6,042	4,893	80.8	4,866	27	0.55	0.009	498
	(世田谷)	1,659	1,235	74.4	1,223	12	0.97	0.017	111
	(北 沢)	930	779	83.8	774	5	0.64	0.006	85
	(玉 川)	1,493	1,176	78.8	1,172	4	0.34	0.009	129
	(砧)	1,180	985	83.5	979	6	0.61	0.009	100
	(烏 山)	780	718	92.1	718	0	0	0	73

(2) 1 歳 6 か月児歯科健康診査個別相談

区分	令和 5 年度	令和 6 年度						
		総数	相談率	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,651	1,521	31.1%	391	313	221	331	265
栄養士による栄養相談	2,381	2,196	45.0%	667	422	483	403	221
歯科衛生士による歯科相談	776	760	15.5%	129	169	199	140	123

(3)1 歳6か月児歯科健康診査心理相談

	相談者 実数	内訳（延数）										
		問題なし	精神発達の 問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の 問題	社会性の 問題	生活習慣の 問題	養育者の 問題	家庭環境の 問題	疾病・障害の 疑い	その他
令和4年度	468	2	98	388	6	157	86	5	62	18	5	11
令和5年度	418	0	88	343	5	155	84	5	61	22	2	15
令和6年度	総 数	387	2	81	310	5	146	59	6	48	18	7
	（世田谷）	75	0	2	55	1	29	8	2	9	2	1
	（北 沢）	54	0	4	45	0	22	2	0	9	2	1
	（玉 川）	87	0	40	65	0	30	4	0	5	4	1
	（ 砧 ）	94	1	8	75	3	28	19	3	10	4	0
	（ 烏 山 ）	77	1	27	70	1	37	26	1	15	6	0

2. 2歳6か月児歯科健康診査		事業の開始
		昭和57年4月
事業の概要、目的	幼児のむし歯は、乳歯の萌出完了後に急増するため、最後の乳歯が萌出する直前の時期に、地区歯科医師会に委託し歯科健康診査を実施している。令和2・3年度は、新型コロナウイルス対策として、受診期間を延長した。	
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱	
対 象	2歳6か月～2歳8か月児（令和2・3年度 2歳6か月～2歳11か月児）	
予 算	[歳出] 19,757,722 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 17,956,823 円

<実績>

	対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率 （％）	（人） むし歯のない人	（人） むし歯のある人	（％） むし歯有病者率	（本） 一人平均むし歯数	不正咬合 （人）
令和4年度	6,456	2,887	44.7	2,827	60	2.1	0.08	728
令和5年度	6,281	2,761	44.0	2,720	41	1.5	0.04	665
令和6年度	総 数	6,060	2,772	45.7	2,718	54	1.9	683
	（世田谷）	1,615	701	43.4	682	19	2.7	180
	（北 沢）	885	381	43.1	375	6	1.6	113
	（玉 川）	1,546	640	41.4	628	12	1.9	151
	（ 砧 ）	1,245	642	51.6	630	12	1.9	141
	（ 烏 山 ）	769	408	53.1	403	5	1.2	98

3. 3 歳児歯科健康診査				
事業の概要、目的	乳歯列が完成した時期（3 歳）に、各総合支所にて 3 歳児健康診査と同日に行っている。			
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱			
対 象	3 歳児（令和 2・3 年度 3 歳児～4 歳 11 か月児）			
乳幼児歯科健康診査全体の予算・決算（2 歳 6 か月児歯科健康診査・幼稚園・保育園児歯科健康診査及びフッ素塗布除く）				
予 算	[歳出]	39,239,990 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 34,685,699 円

<実績>

	対象者数 人	受診者数 人	受診率 (%)	(人) むし 歯のない 人	(人) むし 歯のある 人	(%) むし 歯有病者 率	(本) 一 人平均むし 歯数	不正咬合 人
令和 4 年度	6,586	6,046	91.8	5,819	227	3.75	0.11	1,039
令和 5 年度	6,243	5,666	90.7	5,490	176	3.11	0.08	1,094
令和 6 年度	総 数	6,432	91.6	5,731	159	2.70	0.07	1,149
	(世田谷)	1,717	90.6	1,525	30	1.93	0.05	305
	(北 沢)	953	89.9	824	33	3.85	0.10	188
	(玉 川)	1,664	90.4	1,454	50	3.32	0.08	312
	(砧)	1,321	91.4	1,179	29	2.40	0.08	209
	(烏 山)	777	98.6	749	17	2.22	0.07	135

幼稚園児・保育園児歯科健康診査

事業の開始

昭和 55 年 6 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的	区内の私立幼稚園児及び区立、私立保育園児を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健康診査を行っている。			
根拠法令等	母子保健法 [区] 世田谷区幼稚園児・保育園児歯科健康診査実施要綱			
対 象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児			
予 算	[歳出] 25,277,511 円	決 算	[歳入] 特定財源なし	[歳出] 23,619,243 円

<実績>

年度	実施 園数	受診者数(人)		受診結果内訳			むし歯 有病者率(%)
				健全歯のみの 者	全部処置して ある者	未処置歯の ある者	
4 年度	302	21,481		19,877	513	1,091	7.5
5 年度	305	20,386		19,060	436	890	6.5
6 年度	306	20,526		19,329	347	850	5.8
令和 6 年度 年齢別内訳		0 歳	620	620	0	0	0.0
		1 歳	2,547	2,535	1	11	0.5
		2 歳	3,057	3,020	10	27	1.2
		3 歳	4,139	3,994	38	107	3.5
		4 歳	4,464	4,176	72	216	6.5
		5 歳	4,627	4,068	178	381	12.1
		6 歳	1,072	916	48	108	14.6

フッ素塗布

事業の開始

昭和46年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	むし歯予防を目的として、4歳・6歳の幼児に、地区歯科医師会に委託し歯科医院で880円を徴収してフッ素塗布を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 〔区〕世田谷区フッ素塗布実施要綱		
対 象	4歳児及び6歳児		
予 算	〔歳出〕11,921,512円	決 算	〔歳入〕1,782,000円 〔歳出〕9,077,596円

<実績>

	4歳	6歳	合計
令和4年度	1,513	1,308	2,821
令和5年度	1,297	1,161	2,458
令和6年度	1,126	1,070	2,196

8. 母子保健(健康教育、健康相談等)

両親学級				事業の開始	
				昭和 59 年 4 月	
窓　　口		各総合支所健康づくり課			
事業所管		各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的		これから母親、父親になる方を対象に、妊娠中や産後の過ごし方、育児のお話、食事診断、沐浴などを実施。地域の子育て支援情報についての案内や家族同士の交流の場にも役立っている。令和 5 年度途中より平日両親学級も委託している。			
根拠法令等		母子保健法 〔区〕 世田谷区母子衛生教育実施要綱			
対　　象		妊婦及びパートナー			
予　算		〔歳出〕 19,693,772 円		決　算	
				〔歳入〕 163,000 円	
				〔歳出〕 18,703,338 円	

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
			総数	平日対面	休日対面	休日オンライン
開催数	125	117	122	50	60	12
受講者数	3,522	3,551	3,763	812	2,184	767
(再掲)パートナー	1,723	1,733	1,819	389	1,089	341

食事診断実施数

令和5年度	令和6年度
1,118	1,481

MCG (母と子の関係を考える会)

事業の開始

平成9年12月

窓 口	各総合支所健康づくり課			
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的	子育てや家族関係等のストレスなどについて安全に話せる場を提供し、育児不安の軽減や虐待防止を図る。			
根拠法令等	児童虐待の防止等に関する法律			
対 象	育児不安を抱える母子等			
予 算	[歳出] 5,808,362 円	決 算	[歳入] 特定財源なし	[歳出] 4,664,684 円

<実績>

MCG(母と子の関係を考える会)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	81	80	82	22	12	12	24	12
参加人数(延)	294	260	354	105	32	39	149	29

MCG講演会

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	6	6	7
参加人数(延)	57	61	90

親子支援グループ（ぽんぽんキッズ）

事業の開始

平成27年4月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	親子に対してのグループ支援を通して、①児の発達支援②保護者への子育て支援③地域の支援者との関係づくりによる孤立予防を展開する。		
根拠法令等	母子保健法 [区]世田谷区親子支援グループ事業実施要綱		
対 象	1歳6か月児健診からフォローが必要となったおおむね2歳の児とその保護者		
予 算	[歳出] 4,322,040 円	決 算	[歳入] [都] 2,161,000 円 [歳出] 3,749,295 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	60	60	60	12	12	12	12	12
参加延組数(世帯数)	301	352	416	92	72	77	102	73
大人延数	326	375	437	96	75	77	116	73
対象児延数	301	352	422	92	72	77	102	79

子育ての支援（総合支所）

事業の開始

昭和60年

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊婦とパートナー対象の食生活講座や児童館等との連携による子育てグループへの支援を行っている。		
根拠法令等	母子保健法		
対 象	妊婦及びそのパートナー 児童館等のグループに参加している親子		
予 算	[歳出] 115,752 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 87,876 円

<実績>

マタニティークッキング 3回 34組

児童館支援

上段()内は回数、下段は組数

	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師	(61)	(18)	(8)	(14)	(10)	(11)
	1,285	353	187	424	213	108
栄養士	47	12	5	8	13	9
	957	265	124	170	305	93
歯科衛生士	(38)	(10)	(5)	(7)	(12)	(4)
	357	76	61	59	124	37

前期離乳食講習会		事業の開始	
		昭和30年	
窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	生後7か月以降の離乳食のすすめかたについて栄養士による講話を行い育児不安の解消と子の健全育成を支援している。令和5年度については離乳食講習会を各支所毎月1回、オンラインでの開催は毎月1か所の支所で実施した。		
根拠法令等	母子保健法 [区]世田谷区母子衛生教育実施要綱		
対 象	生後6～7か月の乳児を持つ保護者		
予 算	[歳出] 1,618,800円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 1,357,504円

<実績>

前期離乳食講習会(対面)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	115	89	60	12	12	12	12	12
参加人数(延)	1,460	1,159	1,221	280	200	330	290	121
個別相談数	605	391	386	71	70	89	98	58

前期離乳食講習会(オンライン)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	42	20	12	3	2	3	2	2
参加人数(延)	496	192	184	36	36	38	42	32
個別相談数	105	39	30	8	3	3	0	16

後期離乳食講習会			事業の開始	
			平成28年4月	
窓 口		各総合支所健康づくり課		
事業所管		各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的		離乳食から幼児食への移行期に、乳幼児期の子ども及びその保護者の栄養や食生活について栄養士が講話を行い、育児不安の解消と子の健全育成を支援している。		
根拠法令等		母子保健法 〔区〕世田谷区母子衛生教育実施要綱		
対 象		生後10か月～1歳頃の乳幼児を持つ保護者		
予 算		〔歳出〕828,350円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕822,297円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	24	28	28	6	5	6	6	5
参加人数(延)	288	314	358	94	73	81	68	42
個別相談数	146	161	161	41	34	41	33	12

歯みがき準備教室		事業の開始	
		平成 22 年 4 月	
窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	乳幼児期の歯みがきに関し、遊びの中から口の中に触れられることに慣れ、仕上げみがきを少しでも楽しんで行えるようになるための支援を行っている。		
対 象	生後 6～7 か月の乳児と保護者		
予 算	〔歳出〕 169,440 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 126,086 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	115	89	48	12	12	12	12	12
参加人数(延)	1,460	553	589	133	99	162	141	54

幼稚園児・保育園児歯科衛生教育		事業の開始	
		昭和45年6月	
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	幼稚園・保育園を訪問し、園児を対象に発育段階に応じた正しい歯のみがき方及びむし歯予防についての指導を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 〔区〕世田谷区幼稚園児・保育園児歯科衛生教育実施要綱		
対 象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児		
予 算	〔歳出〕 642,800 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 295,775 円

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数(園)	19	34	45
人員(人)	850	1,420	1,753

リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発				事業の開始	
				令和4年4月	
事業所管		世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的		思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、生涯にわたる心身の健康を意識できるよう、保健所・人権・教育部門が連携してリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）に関するパンフレットの作成および講演会を開催し、普及啓発に取り組んでいる。令和6年度より、区立中学校の2年生及び3年生を対象に、子どもたちが適切な意思決定や行動選択をできる力を身に付けていくこと等を目的として、専門家による「出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座」を実施している。 ※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：国連の国際人口開発会議（カイロ1994年）で提唱され、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。			
根拠法令等		－			
対 象		中学生、保護者及び子どもたちの指導や相談にあたる職員			
予 算		〔歳出〕 2,634,000 円		決 算	
				〔歳入〕 1,286,000 円	
				〔歳出〕 1,286,692 円	

<実績>

中高生向けオンライン講演会

	令和5年度	令和6年度
回数	1	1
参加人数	66	26

保護者向け講演会

	令和5年度	令和6年度
回数	1	1
参加人数	66	50

出張リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座

	令和6年度
回数	15
参加人数	4,033

妊活オンライン相談等事業

事業の開始

令和5年1月

事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定不妊治療が令和4年度から保険適用となり、妊娠を希望する区民に対しては、医療面での普及の促進が期待できる一方で、妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等は様々な不安等を抱え心身に多大な負担がかかることから、当事者や家族等に寄り添った専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談と区民への理解促進と啓発（講演会）を行うサポート事業を実施する。		
根拠法令等	—		
対象	不妊治療に悩んでいる区民、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、将来子どもを持ちたいと思っている区民(当事者や家族等)		
予算	〔歳出〕 3,498,000 円	決算	〔歳入〕 [都] 3,498,000 円 〔歳出〕 3,498,000 円

<実績>

相談事業

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当事業用区LINEアカウント登録人数(人)	109	193	252
会員登録数(人)	36	115	188
相談件数(テキスト相談)(件)	78	310	282
相談件数(Zoom相談)(件)	3	33	89
相談件数(電話相談)(件)	0	0	0

※令和4年度は令和5年1月16日（事業開始日）～令和5年3月31日

※区LINEアカウント登録人数と会員登録数については、事業開始日からの累計とする。

講演会

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	1	1	1
対象者	世田谷区在住・在勤の方	世田谷区在住・在勤の方	世田谷区在住・在勤の方
開催手法	オンライン（Zoom開催）	オンライン（Zoom開催）	オンライン（Zoom開催）
申込数(人)	29	39	44
当日参加人数(人)	22	25	22
アーカイブ視聴数(件)			8

9. 母子保健(医療費の助成等)

特定不妊治療医療費助成

事業の開始

平成 21 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定不妊治療を受ける夫婦に対して、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。なお、令和 4 年度より保険適用が開始となったため、令和 4 年度以降の治療は対象となっていない。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区特定不妊治療費助成金支給要綱		
対 象	東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた者		
予 算	〔歳出〕 18,052,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 367,935 円

<実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	1,971	713	6

妊娠高血圧症候群等医療費助成

事業の開始

平成 12 年 9 月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成している。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱		
対 象	妊娠高血圧症候群等の疾病に罹患し、前年分の世帯総所得税額が 3 万円以下または入院(見込)期間が 26 日以上の方		
予 算	〔歳出〕 1,586,495 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 71,797 円

<実績>

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認定数	16	5	1

未熟児養育医療給付

事業の開始

昭和 51 年 4 月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	未熟児として出生し、医師が入院養育を必要と認めた者に対し、指定医療機関において医療の給付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 世田谷区母子保健法の施行に関する規則 〔区〕世田谷区未熟児養育事業実施要綱		
対 象	出生時体重が 2,000 g 以下または、新生児の生活力が特に弱く、認定基準に掲げるいずれかの症状を示す者		
予 算	〔歳出〕 52,399,784 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 10,129,380 円 〔都〕 5,064,689 円 〔その他〕 3,320 円 〔歳出〕 34,434,153 円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発行数	124	101	128

自立支援医療費(育成医療)の支給

事業の開始

平成18年4月

窓口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	身体に障害のある児童に対し、その障害を除去ないし軽減して生活能力を取得させるため、確実に治療の効果が期待し得る場合に、指定医療機関で医療の給付を行っている。自己負担金あり。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 [区] 世田谷区自立支援医療(育成医療)事業実施要綱		
対象	満18歳未満の児童で、身体に機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる者。世帯の区民税(所得割)が23万5千円未満である者。		
予算	[歳出] 2,028,398円	決算	[歳入] [国] 121,037円 [都] 60,518円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 242,738円

<実績>

	計	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	先天性内臓疾患その他
令和4年度	11	4	0	0	5	2
令和5年度	3	1	0	0	0	2
令和6年度	3	1	0	0	2	0

療育給付

事業の開始

平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	18歳未満で、結核にかかっている児童のうち、医師が入院を必要と認め、長期の療養を必要とする方に対し、指定療育機関での医療の給付及び学用品等の支給を行っている。自己負担金あり。		
根拠法令等	児童福祉法 [区] 世田谷区療育給付事業実施要綱		
対象	18歳未満で、結核治療のため長期の入院を必要とする児童		

保健指導票の発行

窓口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	低所得者層の妊産婦・乳児に対し、指定医療機関にて健診等の保健指導が受けられる保健指導票を発行している。		
根拠法令等	[都] 保健指導実施要綱 [区] 世田谷区母子保健法の施行に関する規則、世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱		
対象	低所得者層の妊産婦・乳児		
予算	[歳出] 2,468,924円	決算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 2,468,924円

<実績>

		発行数			
		計	妊産婦	乳児	聴覚
令和4年度		239	209	13	17
令和5年度		204	181	11	12
令和6年度	総 数	248	217	17	14
	世田谷	155	137	10	8
	北 沢	12	10	0	2
	玉 川	26	25	1	0
	砧	40	34	4	2
	烏 山	15	11	2	2

10. 成人保健

成人健康診査		事業の開始
		平成20年6月
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	生活習慣病を早期に発見するとともに区民の健康に対する自覚を高めることにより、区民の健康増進を図ることを目的として、 ①特定健診及び長寿健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。）を対象に、追加項目（血液検査、胸部エックス線検査等）の検査を、地区医師会に委託して実施している。 ②国民健康保険・健康保険組合・共済組合等の医療保険に加入していない40歳以上の区民（生活保護等受給者）を対象とした健診を地区医師会に委託して実施している。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された者を対象に、成人保健指導を実施している。	
根拠法令等	健康増進法 〔区〕世田谷区成人健康診査実施要綱、世田谷区成人保健指導実施要綱	
対 象	①特定健診及び長寿（後期高齢者）健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。） ②医療保険に加入していない40歳以上の区民（生活保護等受給者）	
予 算	〔歳出〕 590,262,000 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕5,632,203 円 〔他〕6,061,429 円
		〔歳出〕 481,206,744 円

<実績>

(1)成人健診受診者数

年度	受診者数			検査項目別				
	訪問	一般	計	貧血	心電図	眼底検査	血液検査	胸部エックス線検査
4	79	1,737	1,816	1,816	1,799	672	1,815	1,724
5	42	1,657	1,699	1,699	1,682	612	1,694	1,652
6	39	1,598	1,637	1,637	1,622	621	1,637	1,585

(2)特定健診等(追加項目健診分)

年度	受診者数
4	82,635
5	80,583
6	80,279

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

がん検診

1. 胃がん検診		事業の開始
		昭和 46 年度
窓 口	(公財) 世田谷区保健センター、世田谷保健所健康企画課	
事業所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、(公財) 世田谷区保健センター及び地区医師会(心疾患等で保健センター等の会場で受診できない方のみ)に委託して実施している。検診内容は、胃部エックス線撮影。平成 29 年 10 月から、50 歳以上の区民を対象に、2 年に 1 回受診できる内視鏡による検診を開始した。平成 27 年度から、身体障害者手帳を交付された方で、区の胃がん検診を受けられない場合、検査費用を助成している。	
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 〔区〕世田谷区がん対策推進条例 世田谷区胃がん検診実施要綱 世田谷区胃がん検診(医師会委託)実施要綱 世田谷区胃がん検診費用助成金交付要綱	
対 象	エックス線：40 歳以上の区民 内視鏡：50 歳以上の区民(2 年に 1 回)	

<実績>

(1) 胃がん(エックス線)検診結果

年度	受診者数	異常なし	その他所見 (経過観察等)	要精密検査者数	精密検査				
					受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
								がん	その他
4	3,105	2,754	2	349	311	47	264	4	260
5	3,254	2,997	19	238	197	29	168	3	165
6	2,982	2,813	20	148	120	18	102	1	101

(2) 胃がん(内視鏡)検診結果

年度	受診者数	胃がんなし	胃がんの疑い	胃がんあり	胃がん以外の 病変悪性のみ ※	要精密検査者数	精密検査				
							受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
										がん	その他
4	9,091	8,996	50	16	29	534	300	67	233	8	225
5	9,277	9,204	36	10	27	433	301	74	227	9	218
6	10,090	10,012	35	17	26	497	341	80	261	8	253

※要精密検査者数には、検診に引き続き精密検査を実施し、その後胃がんなしと判定された方を含む。

(3) 胃がん(エックス線・内視鏡)検診受診率

年度	受診率
4	9.7%
5	9.7%
6	11.1%

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、胃がん検診は 2 年に 1 回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

(4) 胃がん検診費用の助成(身体障害のある方)

年度	実績件数
4	0
5	0
6	0

2. 子宮がん検診		事業の開始
		昭和46年度
窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課	
事業所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	20歳以上(2年に1回)の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。頸部がん検診については受診者全員に対して実施し、体部がん検診は要件に該当し、かつ本人が同意する場合に実施している。検診内容は、視診・内診・細胞診検査。	
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 [区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区子宮がん検診実施要綱	
対 象	20歳以上の女性区民(2年に1回)	

<実績>

(1) 子宮がん(頸部)検診結果

年度	受診者数	受診率	ベセスダシステムによる判定											がん発見数
			NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	SCC	AGC	AIS	Adeno	Other	不適正	
4	33,809	30.4%	33,161	117	69	249	178	3	29	2	1	0	2	12
5	34,618	29.0%	33,694	263	112	335	173	5	30	3	3	0	1	4
6	34,386	29.2%	33,560	315	70	298	107	5	28	2	1	0	0	4

注 1: ベセスダシステムの判定結果は、NILM:「異常なし」、ASC-US:「意義不明な異型扁平上皮細胞」、ASC-H:「HSILを除外できない異型扁平上皮細胞」、LSIL:「軽度扁平上皮内病変」、HSIL:「高度扁平上皮内病変」、SCC:「扁平上皮癌」、AGC:「異型腺細胞」、AIS:「上皮内腺癌」、Adeno:「腺癌」、Other:「その他の悪性腫瘍」、不適正に分類される。NILM は「異常なし」、それ以外については「要精密検査」となる。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、子宮がん検診は2年に1回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

(2) 子宮がん(体部)検診結果

年度	受診者数	陰 性	疑陽性	陽 性	判定不能	がん発見数
4	3,737	3,653	58	2	24	1
5	3,739	3,660	39	2	38	5
6	3,646	3,573	32	1	40	5

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

3. 乳がん検診		事業の開始
		昭和 58 年度
窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課	
事業所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	40 歳以上（2 年に 1 回）の女性区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会に委託して実施している。検診内容は、視診・触診・乳房エックス線撮影（マンモグラフィ）。	
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 [区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区乳がん検診実施要綱	
対 象	40 歳以上の女性区民（2 年に 1 回）	

<実績>

年度	受診者数	受診率	異常なし	要精密検査者数	結果別人員					
					異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	未回答	未受診
4	21,248	26.3%	19,616	1,632	506	76	41	656	343	10
5	22,158	25.4%	20,415	1,743	674	91	33	726	211	8
6	21,350	25.3%	19,701	1,649	484	106	81	773	194	11

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率（職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合）に基づき算出している。また、国の指針では、乳がん検診は 2 年に 1 回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

4. 肺がん検診		事業の開始
		昭和 58 年度
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診。なお、喀痰細胞診は、問診の結果に基づき要件に該当した場合に実施している。	
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 [区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区肺がん検診実施要綱	
対 象	40 歳以上の区民	

<実績>

年度	受診者数				受診率	精密検査受診者数	精密検査による疾病内訳								
		異常なし	有所見	要精密検査者数			肺がん	肺結核	胸膜炎	肺炎	陳旧性肺結核	慢性気管支炎	気管支拡張症	その他	異常なし
4	52,159	50,274	0	1,885	17.9%	736	18	0	1	173	10	8	8	269	249
5	55,168	53,174	0	1,994	18.8%	721	13	7	2	164	7	4	9	255	260
6	56,302	54,350	0	1,952	19.1%	906	15	9	7	241	0	22	6	272	334

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率（職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合）に基づき算出している。

5. 大腸がん検診		事業の開始
		昭和 60 年度
窓 口	各総合支所健康づくり課、(公財) 世田谷区保健センター	
事業所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、(公財) 世田谷区保健センター及び地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、便潜血検査(2 日法)。	
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 [区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区大腸がん検診実施要綱、世田谷区大腸がん検診(医師会委託)実施要綱	
対 象	40 歳以上の区民	

<実績>

	便潜血反応検査					精密検査								
	受診者数				受診率	受診者数								
	異常なし (陰性)	異常なし (陽性)	要精検	検体不良		異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳						
がん					ポリープ			憩室	大腸炎	痔核	その他			
4	48,806	45,373	3,428	5	16.7%	1,730	404	1,326	75	903	139	19	119	71
5	48,624	45,225	3,397	2	16.5%	1,548	306	1,242	88	850	120	22	108	53
6	48,483	44,940	3,529	14	16.4%	1,852	367	1,485	88	1,102	119	18	93	65

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。

6. 前立腺がん検診		事業の開始
		平成 16 年 4 月
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課	
事業の概要、目的	60 歳以上の区の前立腺がん検診を受診したことのない男性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、PSA 検査(採血による前立腺特異抗原の測定)。	
根拠法令等	[区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区前立腺がん検診実施要綱	
対 象	区の前立腺がん検診を受診したことのない 60 歳以上の男性区民	

<実績>

年度	受診者数
4	1,307
5	1,075
6	1,095

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

がん検診全体の予算			
予 算	[歳出] 1,560,074,000 円	決 算	[歳入] [国] 27,549,000 円 [都] 895,000 円 [他] 5,076,400 円 [歳出] 1,479,681,459 円

胃がんリスク(ABC)検査

事業の開始

平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	40・45・50・60・70歳の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。将来胃がんになりやすいかどうかを判定する、生涯に1度限り受診可能な検査。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検査内容は、採血によるピロリ菌抗体検査及びペプシノゲン検査。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区がん対策推進条例、世田谷区胃がんリスク(ABC)検査実施要綱		
対 象	区の胃がんリスク(ABC)検査を受診したことの無い40・45・50・60・70歳の区民		
予 算	[歳出]－	決 算	[歳入]特定財源なし [歳出]－

※予算・決算額については「がん検診」に計上。

胃がんリスク(ABC)検査 受診状況

年度	受診者数	A 群	B 群	C 群	D 群
4	5,057	4,221	618	153	65
5	4,353	3,694	480	132	47
6	4,399	3,810	452	97	40

※各年度の数値は、翌年度の6月末現在の集計値。

※胃がんの発生リスクはA群が最も低く、D群が最も高い。A群は「異常なし」、B～D群は「要精密検査」となる。

がん相談・がん情報コーナー

事業の開始

平成26年9月

窓 口	(公財) 世田谷区保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がん患者及びその家族等が、必要な支援を受けながら自分らしい生活を継続することができるよう、区立保健センターにおいて、毎月第2・4土曜日に対面相談、第1～4木曜日に電話相談(第1・3週は専門相談、第2・4週はピア相談)を実施するとともに、平日9時から17時までの間、がん情報コーナーにおいて、がんに関する書籍等の閲覧や、必要に応じた情報提供や一次相談を実施する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区がん対策推進条例、世田谷区がん相談事業実施要綱		
対 象	がんで療養中の方及びその方の親や子・兄弟姉妹・パートナー等		
予 算	[歳出] 10,561,335 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 10,505,400 円

＜実績＞がん相談

(単位:件)

年度	面談(就労相談の内訳)	電話	一次相談
4	32(11)	31	52
5	40(9)	56	59
6	31(6)	67	61

がん患者へのアピアランス支援事業				事業の開始	
				令和5年10月	
窓 口		世田谷保健所健康企画課			
事業所管		世田谷保健所健康企画課			
事業の概要、目的		がん治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア（アピアランス支援）として、アピアランス支援の視点を取り入れたがん相談事業の充実に取り組むとともに、都補助金を活用したウィッグ・胸部補整具等の費用助成を行うことで、がん患者や家族への支援の充実を図る。			
根拠法令等		〔区〕世田谷区がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費用等女性事業実施要綱			
対 象		がんと診断され、現にその治療を行っている又は過去にその治療を行った区内在住の方で、がんの治療に伴い、脱毛、乳房の切除等により、ウィッグ、胸部補整具等が必要な方。			
予 算		〔歳出〕 52,733,500 円		決 算	
				〔歳入〕 26,051,000 円	
				〔歳出〕 52,124,244 円	

＜実績＞ (単位:件)

年度	合計
5	308
6	647

若年がん患者在宅療養支援事業				事業の開始	
				令和4年4月	
窓 口		世田谷保健所健康企画課			
事業所管		世田谷保健所健康企画課			
事業の概要、目的		医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成し、在宅における療養生活を支援することで、患者及びその家族の負担の軽減を図る。			
根拠法令等		〔区〕 世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱			
対 象		区内在住の 40 歳未満のがん患者（医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、他の制度において同等の給付を受けることができない方			
予 算		〔歳出〕 811,820 円		決 算	
				〔歳入〕 149,000 円	
				〔歳出〕 366,500 円	

＜実績＞ (単位:件)

年度	承認件数(実際に費用助成の請求があった件数)
4	5(4)
5	8(2)
6	5(5)

B 型・C 型肝炎ウイルス検診

事業の開始

平成 14 年 6 月

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民を対象として、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。		
根拠法令等	健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、世田谷区肝炎ウイルス検診実施要綱、世田谷区緊急肝炎ウイルス検診実施要綱		
対 象	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民		
予 算	[歳出] 15,760,000 円	決 算	[歳入] [国]570,000 円 [都]11,936,797 円 [歳出]15,007,100 円

<実績>

年度	受診者数	C 型陽性		B 型陽性	
		人数	陽性率	人数	陽性率
4	1,970	5	0.25%	12	0.61%
5	2,599	3	0.12%	14	0.54%
6	2,261	6	0.27%	23	1.02%

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

骨粗しょう症検診

事業の開始

平成 6 年 9 月

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。検査内容は問診と骨量測定（DXA 法又は定量的超音波）で、検査結果に応じて健康教育や精密検査の受診勧奨を行っている。		
根拠法令等	健康増進法 [区] 世田谷区骨粗しょう症検診（医師会委託）実施要綱		
対 象	30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の女性区民		
予 算	[歳出] 12,301,000 円	決 算	[歳入] [都]4,521,000 円 [歳出] 10,785,743 円

<実績>

年度	年齢	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	総計
4	受診者数	9	24	148	116	247	264	305	254	301	1,668
	異常なし	4	17	89	61	160	101	79	43	63	617
	要指導	4	4	39	37	53	78	101	70	94	480
	要精密検査	1	3	20	18	34	85	125	141	144	571
5	受診者数	8	19	208	198	278	320	303	230	309	1,872
	異常なし	8	15	180	162	210	218	152	99	120	1,164
	要指導	0	4	16	27	49	50	79	66	83	374
	要精密検査	0	0	12	9	19	52	72	65	105	334
6	受診者数	22	24	231	197	248	313	347	284	285	1,951
	異常なし	18	18	197	170	206	202	180	139	114	1,244
	要指導	2	3	21	18	28	54	87	70	82	365
	要精密検査	2	3	13	9	14	57	80	75	89	342

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

区民健康診断		事業の開始	
		昭和 54 年	
窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	生活習慣病の早期発見等のため、他に健診の機会のない 16 歳以上 40 歳未満の区民を対象に健診を実施している。健診結果に基づき、医師の指示のもと、保健師、管理栄養士等により必要な指導や生活改善のための助言を行っている。		
根拠法令等	健康増進法　　〔区〕 世田谷区区民健康診断実施要綱		
対 象	他に健診の機会のない 16 歳以上 40 歳未満の区民		
予 算	〔歳出〕 15,069,070 円	決 算	〔歳入〕〔他〕 850,500 円　〔歳出〕 13,135,876 円

＜実績＞ (単位：回／人)

	区民健診一次検査					個別相談数		
	実施回数	検査延人員	検査結果			健康相談	栄養相談	食事診断
			異常なし	要経過観察	要医療			
世田谷	12	391	104	191	96	315	391	387
北 沢	12	368	68	207	93	306	368	368
玉 川	12	386	75	228	83	315	383	383
砧	12	358	71	185	102	287	344	358
烏 山	8	258	23	178	57	243	258	258
計	56	1,761	341	989	431	1,466	1,744	1,754

健康手帳の交付		事業の開始	
		平成20年4月	
窓 口	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	健診等の結果を記録し、自己の健康管理に役立てるため、40歳以上の希望する区民に交付している。		
根拠法令等	健康増進法 〔国〕健康増進事業実施要領		
対 象	40歳以上の区民		
予 算	〔歳出〕 —	決 算	〔歳入〕 — 〔歳出〕 —

※予算・決算額については、「成人健診」に計上。

＜実績＞ (単位:件)

年度	合 計
4	180
5	134
6	141

区民歯科相談

事業の開始

平成2年9月

窓口	世田谷区歯科保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民を対象に、地区歯科医師会に委託して世田谷区歯科保健センターで歯科相談を実施している。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区区民歯科相談実施要綱		
対象	区民		
予算	〔歳出〕 2,124,250 円	決算	〔歳入〕 〔都〕 1,289,000 円 〔歳出〕 2,144,750 円

<実績>

年度	開催回数	相談件数
4	47	73
5	50	97
6	50	86

成人歯科健康診査

事業の開始

平成14年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。		
根拠法令等	健康増進法 〔区〕 世田谷区成人歯科健診実施要綱		
対象	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の区民 ※令和7年度から20・30歳を追加		
予算	〔歳出〕 43,731,446 円	決算	〔歳入〕 〔都〕 10,087,000 円 〔歳出〕 31,170,417 円

<実績>

(1)成人歯科健診受診者数(対象年齢別)

(単位:人)

年度	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	合計
4	1,314	59	1,472	97	1,223	72	937	5,174
5	950	95	1,037	74	936	67	655	3,814
6	950	102	1,005	76	1,025	92	701	3,951

(2)成人歯科健診結果(対象年齢別)

6年度		40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
	進行した歯周炎を有する者の割合(%)	37.5	41.7	42.8	36.8	45.5	39.1	51.0
	一人平均現在歯数(本)	28.2	28.3	27.9	28.0	27.2	27.1	25.7

歯周疾患改善指導			事業の開始	
			平成 14 年 6 月	
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的	成人歯科健診受診者で要指導等の者に対して、歯みがきなどの生活習慣改善の指導を実施している。			
根拠法令等	〔区〕世田谷区歯周疾患改善指導事業実施要綱			
対 象	成人歯科健診受診者の要指導者等			
予 算	〔歳出〕 13, 430, 508 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし	〔歳出〕 9, 670, 380 円

<実績>

年度	受診者数
4	4,229
5	3,108
6	3,149

産前・産後歯科健康診査				事業の開始	
				平成 21 年 4 月	
窓口・所管		世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的		妊産婦を対象に、妊産婦の歯周病やむし歯を予防するため、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。			
根拠法令等		母子保健法 〔区〕 世田谷区成人歯科健診事業実施要綱			
対 象		区民で妊婦及び産後 1 年以内の産婦			
予 算		〔歳出〕 28,489,512 円		決 算	
				〔歳入〕 2,097,000 円 〔歳出〕 27,479,279 円	

<実績>

年度	産前歯科健診	産後歯科健診	総計
4	2,264	1,249	3,513
5	2,175	1,256	3,431
6	2,200	1,317	3,517

口腔がん検診				事業の開始	
				平成 21 年 6 月	
窓口・所管		世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的		61、66、71 歳の区民を対象に、口腔がんの啓発を目的として、地区歯科医師会に委託して検診を実施している。			
根拠法令等		健康増進法 [区] 世田谷区がん対策推進条例、世田谷区成人歯科健診事業実施要綱			
対 象		61・66・71 歳の区民			
予 算		[歳出] 11,189,474 円		決 算	
				[歳入] 特定財源なし [歳出] 8,571,322 円	

<実績>

年度	受診者数	異常なし	要精検	その他所見あり	細胞診実施数	がん発見数
4	1,411	1,270	5	136	40	1
5	1,308	1,083	9	216	17	0
6	1,333	1,087	8	238	22	0

訪問口腔ケア推進事業

事業の開始

平成 14 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	在宅でねたきり等のため外出できない方を対象に地区歯科医師会に委託し、訪問による口腔ケア指導を実施している。在宅障害者・要介護高齢者が身近な地域で歯科治療が受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介等の体制整備を行う。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区在宅障害者・要介護高齢者訪問口腔ケア事業実施要綱		
対 象	外出が困難な在宅障害者・要介護高齢者		
予 算	〔歳出〕 5,199,510 円	決 算	〔歳入〕〔他〕584,616 円 〔歳出〕 3,849,387 円

<実績>

	4 年度	5 年度	6 年度
訪問口腔ケア健診受診者数	27	30	25

すこやか歯科健診

事業の開始

平成 28 年 6 月

窓 口	あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	歯科医師とあんしんすこやかセンター、ケアマネジャー等の介護関係者が連携し、口腔ケアの必要な後期高齢者等を適切な口腔ケア等の指導や治療につないでいくため、地区歯科医師会に委託し、すこやか歯科健診を行う。		
根拠法令等	〔区〕 すこやか歯科健診実施要綱		
対 象	75 歳以上の区民 65 歳以上で基本チェックリスト No. 18～20 のいずれかに該当する方 40～64 歳で介護保険の要支援・要介護認定がある若年性認知症の方		
予 算	〔歳出〕 4,282,145 円	決 算	〔歳入〕〔他〕 447,104 円 〔歳出〕 2,884,830 円

<実績>

	4 年度	5 年度	6 年度
すこやか歯科健診受診者数	300	262	287

11. 精神保健

こころの健康相談（一般・高齢者）

事業の開始

昭和51年

窓 口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	こころの悩みを抱える区民や家族及び関係者を対象に、医師によるこころの健康相談を予約制で実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 〔国〕保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〔区〕世田谷区こころの健康相談実施要綱
対 象	区内在住のこころの悩みを抱える方等とその家族、関係者等
予 算	〔歳出〕 2,596,594 円
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 2,472,678 円

＜実績＞ ※令和4・5年度は延件数

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
			総 数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
こころの相談 (一般・高齢者)	183	155	回数	89	18	18	18	19	16
			延件数	163	38	33	37	33	22

こころの健康相談（子ども・思春期）

事業の開始

昭和51年

窓 口	各総合支所健康づくり課 世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、医師による予約制の相談を実施している。健康推進課では、匿名・予約不要で専門のスタッフによる相談ができる機会を提供している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 〔国〕保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〔区〕世田谷区こころの健康相談実施要綱
対 象	区内在住の子ども・思春期世代のこころの悩みを抱える方等とその家族、関係者等
予 算	〔歳出〕 2,257,035 円
決 算	〔歳入〕 〔都〕 277,000 円 〔歳出〕 2,080,389 円

＜実績＞ ※令和4・5年度は延件数

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
			総 数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
こころの相談 (子ども・思春期)	166	146	回数	56	12	12	12	11	9
			延件数	139	28	33	24	27	17

依存症相談(アルコール等)

事業の開始

昭和58年

窓 口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談（個別相談）・家族講座を予約制で実施している。

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 〔国〕保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〔区〕世田谷区依存症相談実施要綱		
対 象	区内在住のアルコール・薬物等依存症の問題を抱える方等とその家族等		
予 算	〔歳出〕 1,474,186 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 1,377,372 円

＜実績＞ ※令和４・５年度は延件数

区分 \ 年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度						
			総 数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
医師による専門相談	77	58	回数	40	12	6	6	4	12
			延件数	66	18	12	11	8	17
家族講座（教室）	46	65	回数	12					
			延人数	65					

こころの相談機能の整備（夜間・休日等こころの電話相談等）

事業の開始

令和２年４月

窓 口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	専門相談員、ピア相談員による夜間・休日等こころの電話相談を実施し、区民のこころの不安等に応じた相談機会の拡大を図るとともに、区等の必要な支援につなぐことで利用者の問題解決を図る。また、「こころとからだの保健室ポルタ」内のこころの健康情報コーナーにおいて、こころの健康や疾患、障害に関する情報提供を行うほか、区民向けの講演会等も行っている。		
対 象	区内在住のこころの悩みを抱える方等とその家族等		
予 算	〔歳出〕 24,708,200 円	決 算	〔歳入〕 〔国〕 12,354,000 円 〔歳出〕 24,708,200 円

＜実績＞

年度		令和４年度	令和５年度	令和６年度
区分				
夜間・休日等こころの電話相談（延件数）		3,331	5,177	5,254
内訳	専門相談	2,192	3,902	4,068
	ピア電話相談	1,139	1,275	1,186

※その他の実績については、第 11 章 関係団体 公益財団法人世田谷区保健センター「3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況」の『こころの相談機能』『こころの健康に関する普及啓発』『こころの健康に関する人材育成』を参照

夜間こころの電話相談

事業の開始

令和７年４月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	相談先が少なく区役所が閉庁する夜間帯に、こころの不調を抱える区民に対して相談支援を行い、必要な医療や相談支援機関へつなげる。かつ、緊急性のある相談には、精神科救急医療や警察等との連携を図り、区民の命を守る。 世田谷区保健センターにおける「夜間・休日等こころの電話相談」の専門相談を拡充し、令和７年４月より本事業として実施する。		
対 象	精神障害者及び区民等		
予 算	〔歳出〕 11,428,550 円	決 算	-

精神保健福祉に関する講演会		事業の開始
		平成7年
窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課、世田谷区立保健センター	
事業の概要、目的	精神保健に関する正しい知識の普及や精神障害に対する理解の向上のため、メンタルヘルス、統合失調症、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）、思春期のこころの理解等、多様なテーマで講演会を実施している。またゲートキーパー講座、心のサポーター養成講座を実施し、地域におけるこころの健康づくりの推進に向けた人材育成に取り組んでいる。	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法 障害者総合支援法 アルコール健康障害対策基本法	
対 象	区民、関係者等	
予 算	[歳出] 1,563,900 円	決 算 [歳入] [国] [都] 342,000 円 [歳出] 449,636 円

＜実績＞ 精神保健福祉講演会

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数		14	12	14
延人数		1,178	900	1,015
(内訳) 一般精神	回数	6	6	7
	延人数	607	538	512
(内訳) 依存症	回数	3	2	2
	延人数	195	157	189
(内訳) 児童・思春期	回数	5	4	5
	延人数	376	205	314

＜実績＞ ゲートキーパー講座

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	11	7	9
延人数	456	361	304

＜実績＞ 心のサポーター養成講座 ※令和6年度から開始

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	-	-	3
延人数	-	-	144

保健師による訪問等相談支援		事業の開始
		昭和50年4月
窓 口	各総合支所健康づくり課	
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課	
事業の概要、目的	子どもから大人までのこころの健康に関して、また精神疾患の発症や再発、再入院の予防及び社会復帰に関して、来所相談・電話相談・家庭訪問による相談支援を実施している。	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心神喪失者医療観察法・障害者虐待防止法・地域保健法・健康増進法 母子保健法・児童虐待防止法 [国] 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 [区] 世田谷区こころの健康相談実施要綱 世田谷区依存症相談実施要綱	
対 象	区民、関係者等	
予 算	[歳出] 405,840 円	決 算 [歳入] 特定財源なし [歳出] 328,171 円

<実績>

区分	年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年度				
				総数	世田谷	北 沢	玉 川	砧 烏 山
訪問指導（延件数）		2,972	2,717	2,753	725	471	430	529 598
所内面接・電話（延件数）		21,924	15,614	13,774	3,295	2,284	2,014	3,393 2,788
合 計				16,527	4,020	2,755	2,444	3,922 3,386
（相 談 内 訳 ）	精神保健福祉に関する相談			15,339	3,698	2,576	2,259	3,605 3,201
	老人保健に関する相談			36	3	5	14	11 3
	依存症に関する相談			503	131	94	71	172 35
	思春期保健に関する相談			455	162	41	46	87 119
	社会復帰支援に関する相談			194	26	39	54	47 28

精神障害者生活指導（デイケア）

事業の開始

昭和58年4月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	通院治療中で回復途上にある精神障害者を対象に、対人関係の改善、生活範囲の拡大及び社会復帰への意欲の向上等を図ることを目的として、集団活動等による社会復帰訓練及び相談を実施している。		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 〔区〕世田谷区精神障害者生活指導事業（デイケア）実施要綱		
対 象	区内在住の通院治療中で回復途上にある精神障害者		
予 算	〔歳出〕8,704,000円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕7,736,706円

<実績>

区分	年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年度				
				総数	世田谷	北沢	玉川	砧 烏 山
実施回数※1		294	312	298	44	44	99	35 76
実人数		96	72	85	22	8	8	26 21
新規登録		6	9	8	2	0	1	3 2
延人数		1,715	1,692	1486	327	203	397	213 346

※1 実施回数は半日を1回として計上

多職種チームによる訪問支援事業

事業の開始

令和元年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	世田谷保健所に設置する「多職種チーム（保健師、精神保健福祉士、医師等で構成）」が、保健福祉センターの地区担当保健師と連携を図りながら、区内に在住する支援を必要とする精神障害者等に対して、訪問支援、医療及び福祉サービスの利用支援並びに精神障害者等の退院後支援に関する計画の作成等を行う。令和6年度から、区長同意入院者への訪問支援を加え、実施している。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区多職種チームによる訪問支援事業実施要綱		
対 象	区内在住の支援を必要とする精神障害者等		
予 算	〔歳出〕690,885円	決 算	〔歳入〕〔国〕194,000円 〔歳出〕388,556円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神保健相談員によるアウトリーチ訪問支援	実人数	75	88	95
	訪問支援回数（延数）	419	367	636
措置入院患者の退院後支援計画	問い合わせ件数	23	62	91
	計画策定数	9	20	22
	訪問支援回数（延数）	83	99	326
区長同意入院者への訪問支援	区長同意数（実数）	42	34	48
	訪問支援対象者数			29
	病院訪問回数（延数）			90

精神障害者家族等支援相談活動事業

事業の開始

平成18年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	「精神障害者家族会による相談活動」の強化を図るため、家族相談員の育成及び家族相談員による相談支援を実施している。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区精神障害者家族等支援相談活動事業費補助金交付要綱		
対 象	精神障害者の家族等		
予 算	〔歳出〕1,089,500円	決 算	〔歳入〕〔国〕544,000円 〔歳出〕1,089,500円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接相談（延件数）	24	20	15
電話相談（延件数）	613	750	946
家族相談員養成（延人数）	267	227	233

グリーフサポート事業

事業の開始

平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	近親者との死別等による大きな悲嘆（グリーフ）を抱える区民に対する支援の輪を広げることを目的に、傾聴を中心とした相談事業や連携ネットワークの構築、セミナーの開催等を実施している。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区グリーフサポート事業補助金交付要綱		
対 象	グリーフを抱えている区民等		
予 算	〔歳出〕3,691,200円	決 算	〔歳入〕〔都〕1,845,000円 〔歳出〕3,691,200円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接相談（実件数）	47	51	30
電話相談（延件数）	69	89	98
（再掲）連続講座（延人数） オンライン開催	117	77	140

精神保健福祉法に基づく警察官通報

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	職務遂行中の警察官が自傷他害のおそれがある精神障害者を発見したとき、もよりの保健所長を経由して都知事に通報する。(経由事務)
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

<実績>

年度 区分	令和 4年度	令和 5年度	令和6年度						
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外
通報件数	151	142	147	43	22	22	12	21	27

精神保健福祉法に基づく医療保護入院届

事業の開始

平成26年4月

窓 口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者と診断された者で、医療及び保護のための入院の必要があると認められる場合、家族等の同意によって入院となる制度である医療保護入院について、区では、区内病院からの医療保護入院届・退院届等の受理および都への経由事務を行っている。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神保健福祉法に基づく区長同意

事業の開始

平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神障害者の医療保護入院の状態にあつて、その家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人）がない場合又は、その家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む）の同意がある場合は、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

自殺対策協議会

事業の開始

平成22年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	令和元年10月に策定した「世田谷区自殺対策基本方針」を元に、総合的な自殺対策の推進に向け、学識経験者や関係機関等から構成する「自殺対策協議会」を開催している。
根拠法令等	[区] 世田谷区自殺対策協議会設置要綱、世田谷区自殺対策連絡会設置要綱
予 算	[歳出] 1,278,168 円
決 算	[歳入] [都] 549,000 円 [歳出] 1,099,942 円

自立支援医療費(精神通院医療)制度

事業の開始

平成 18 年 4 月

窓 口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	通院による精神医療を継続的に要する方(一定所得以上の方は除く)に対し、医療費の一部を公費負担する。区では申請の受理と都への進達事務及び受給者証の送付を実施している。また、低所得の方には自己負担分を助成する制度もある。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
対 象	指定医療機関において通院治療を行っている患者

<実績>申請件数

年度 地域	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総 数	24, 995	25, 494	26, 359
世田谷	6,723	6,817	7, 245
北 沢	4,423	4,630	4, 842
玉 川	5,373	4,959	5, 187
砧	3,921	4,218	4, 319
烏 山	4,555	4,870	4, 766

※平成 30 年度から申請書での新規・更新・再開申請数を計上

小児精神障害者入院医療費助成

事業の開始

平成 12 年 3 月

窓 口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神科に入院している 18 歳未満の患者に対し、医療費を助成する。区では申請の受理と都への進達事務を実施している。
根拠法令等	〔都〕東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則
対 象	精神科に入院している 18 歳未満の患者

<実績>

年度 区分	令和 4 年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	26	8	0	1	13	4

年度 区分	令和 5 年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	5	0	1	0	3	1

年度 区分	令和 6 年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	1	0	0	1	0	0

12. 難病・大気汚染

特殊疾病患者に対する医療費助成		事業の開始
		平成7年10月
窓 口	各総合支所健康づくり課	
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課（都進達文書経由取扱）	
事業の概要、目的	長期の療養により、多額の医療費を要する特殊疾病患者に対し、患者本人や家族の精神面、介護面、経済面の負担軽減を図るため、東京都では医療費を助成している。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。	
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 〔都〕 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則	
対 象	助成申請者、助成認定者	
予 算	〔歳出〕 185,000 円	決 算 〔歳入〕 〔都〕 7,084,636 円※特別区における東京都難病等医療費助成申請書等の受理に係る事務費交付金交付要綱に基づく事務費交付金 〔歳出〕 167,442 円

<申請書受理件数>

疾患群名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
血液系疾患	212	219	228
免疫系疾患	1,308	1,324	1,371
内分泌系疾患	235	230	232
代謝系疾患	93	101	118
神経・筋疾患	2,169	2,178	2,254
視覚系疾患	115	114	112
聴覚・平衡機能系疾患	—	—	—
循環器系疾患	151	128	138
呼吸器系疾患	310	304	325
消化器系疾患	1,744	1,801	1,846
皮膚・結合組織疾患	380	365	388
骨・関節系疾患	375	377	354
腎・泌尿器系疾患	370	347	374
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	18	19	18
耳鼻科系疾患	221	282	314
特定疾患治療研究事業対象疾病	—	—	—
東京都単独疾病	24	21	22
B型・C型ウイルス肝炎医療費助成	429	391	389
肝がん・重度肝硬変(30年度追加)	—	—	—
特殊医療費等助成対象疾病	1,605	1,598	1,581
合計	9,769	9,814	10,075

※平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病医療費助成制度が法制度化となった。平成27年1月及び7月に対象疾病が拡大・整理されたことに伴い、統計表を個別疾病数表から疾患群表へ変更。
※対象者数が10名以下の疾患については個人情報保護の観点により「—」で表示した。

特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業		事業の開始
		平成12年4月
窓口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	各総合支所保健福祉課、世田谷保健所感染症対策課（都報告文書経由取扱）	
事業の概要、目的	難病患者が在宅療養生活を営むために必要とする医療機器を貸与することにより、安定した療養生活の確保を図るため、東京都は貸与を行っている。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。	
根拠法令等	〔都〕東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則	
対象	貸与申請者、貸与決定者	

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	12	10	10

難病検診・相談		事業の開始
		平成2年5月
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	疾病の特殊性から医療面、生活面等において様々な問題をかかえている難病患者に対し、専門医等による相談・検診を地区医師会に委託し実施している。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区難病検診・相談実施要綱	
対象	難病患者及びその心配のある者で希望者	
予算	〔歳出〕 1,247,000 円	決算 〔歳入〕〔国〕 611,000 円 〔歳出〕 1,222,556 円

<実績>

(延べ人数)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	11	13	9
保健師による相談	4	4	2

小児慢性疾患患者に対する医療費助成		事業の開始
		令和2年4月
窓口	各総合支所健康づくり課	
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。	
根拠法令等	児童福祉法、〔区〕世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 他	
対象	助成申請者、助成認定者	
予算	〔歳出〕 224,147,000 円	決算 〔歳入〕〔国〕 100,962,151 円 〔歳出〕 206,511,970 円

<申請書受理件数>

疾病番号	疾病名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度
101	悪性新生物	73	69	70
102	慢性腎疾患	33	29	24
103	慢性呼吸器疾患	24	24	16
104	慢性心疾患	80	75	82
105	内分泌疾患	103	87	86
106	膠原病	17	14	12
107	糖尿病	33	22	16
108	先天性代謝異常	27	27	28
109	血液疾患	13	15	20
110	免疫疾患	—	—	—
111	神経・筋疾患	69	61	58
112	慢性消化器疾患	84	76	69
113	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	24	19	16
114	皮膚疾患	—	—	—
115	骨系統疾患	14	17	17
116	脈管系疾患	—	—	—
	合計	611	551	530

※対象者数が10名以下の疾患については個人情報保護の観点により「—」で表示した。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成

事業の開始

昭和47年10月

窓 口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	大気汚染の影響を受けていると推定される4疾病にかかった18歳未満の方に対し、医療費を助成している（18歳以上の方は更新申請のみ）。		
根拠法令等	〔都〕 東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 〔区〕 世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例		
対 象	18歳未満で健康保険に加入し1年以上都内に在住している区民（及び26年度までに対象となっている方）		
予 算	〔歳出〕 1,807,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 1,675,067 円

<大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成認定患者数>

区分 年度	認定 患者数	慢性気 管支炎	気管支ぜん息					ぜん息性 気管支炎	肺気腫
			0～19歳	20～39歳	40～74歳	75歳以上	計		
4	2,563	0	23	252	1,739	549	2,563	0	0
5	2,405	0	12	196	1,626	571	2,405	0	0
6	2,235	0	2	171	1,512	550	2,235	0	0

光化学スモッグ対策		事業の開始
		昭和46年8月
窓口	各総合支所健康づくり課	
事業所管	世田谷保健所健康推進課	
事業の概要、目的	光化学スモッグによると思われる被害の時間的・地域的な発生を把握し、関係機関へ報告し、被害状況を明らかにすることにより、被害の防止対策に寄与している。緊急時には、救護本部設置等に協力し、関係諸機関との連携のもとに必要な活動を行う。また、光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者に医療費を給付することにより、健康被害の救済を図る。	
根拠法令等	〔都〕東京都光化学スモッグ被害対策実施要綱、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱等 〔区〕世田谷区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱、世田谷区光化学スモッグ対策要綱	
対象	光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者	

アスベスト（石綿）健康被害救済		事業の開始
		平成18年3月
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、アスベスト（石綿）による健康被害を受けた患者およびその遺族で、労働災害の対象とならない者に対し救済を行っている。（独）環境再生保全機構より、区は救済給付申請受付事務を受託している。	
根拠法令等	石綿による健康被害の救済に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律	
対象	アスベスト（石綿）による健康被害を受け、かつ、労働災害の対象とならない者	
予算	〔歳出〕0円	決算 〔歳入〕0円 〔歳出〕0円

骨髄等移植ドナー支援事業		事業の開始
		平成28年4月
窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現及び骨髄移植ドナー登録者の増加を図ることを目的として、骨髄移植ドナー等に助成金を交付する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱	
対象	助成認定者及びその者を雇用する国内の一事業者（国及び地方公共団体等は除く）	
予算	〔歳出〕1,750,000円	決算 〔歳入〕〔都〕569,000円 〔歳出〕1,330,000円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ドナー	8件	6件	9件
事業者	1件	0件	1件

13. 環境衛生

環境衛生営業施設等の許認可、監視指導

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、墓地等の許認可及び施設の衛生水準の維持向上を図るため監視指導を行っている。		
根拠法令等	理容師法、美容師法、公衆浴場法等環境衛生関係各法令		
対 象	理容所、美容所、公衆浴場等各営業施設		
予 算	[歳出]3,224,000 円	決 算	[歳入][都]300,000 円 [他]2,068,199 円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 2,368,199 円

※ 予算・決算額には、「特定建築物の環境衛生監視指導」「小規模給水施設の環境衛生監視指導」「専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導」「レジオネラ症防止対策調査」「くらしの衛生に関する調査・相談」「修景水の衛生実態調査」「井戸水汚染対策事業」「ダニアレルギー予防事業」「環境衛生普及啓発事業」分を含む。

<環境衛生営業施設等施設数、監視指導件数>

業種	施設数	許認可数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
理容所	355	1	8	14	理容師法
美容所	1,984	112	52	167	美容師法
クリーニング所	565	7	35	31	クリーニング業法
興行場	常設	49	1	0	興行場法
	仮設・臨時	0	0	0	
旅館業	旅館・ホテル	213	85	2	旅館業法
	簡易宿所	6	0	0	
	下宿	1	0	0	
公衆浴場	普通	20	0	1	公衆浴場法
	その他	82	3	2	
プール	許可	35	1	2	世田谷区プールの経営許可等に関する条例
	届出	120	1	0	
温泉利用施設	8	0	1	1	温泉法
墓地等	墓地	168	2(2)	1	墓地、埋葬等に関する法律
	納骨堂	25	0(0)	0	
コインオペレーション クリーニング	167	6	3	5	世田谷区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
コインシャワー	7	0	0	0	世田谷区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱
総数	3,805	219	107	492	

※墓地等の許認可数の内（ ）内は変更（拡張）許可数の再掲である。なお、墓地等の場合は変更・廃止も許可が必要である。

特定建築物の環境衛生監視指導

事業の開始

昭和58年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	建築物衛生法で規定する大規模な建築物（特定建築物）について、建築物の利用者の健康被害の防止、衛生水準の向上のため、建築物の維持管理（給排水、空調、換気、ねずみ害虫、清掃等）について立入指導を行っている。		
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）		

対 象	建築物衛生法に規定する特定建築物のうち、区が所管する 10,000 m ² 以下のもの
-----	--

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<施設数、立入指導件数>

特定建築物の種別	施設数	届出数	廃止数	立入指導件数	根拠法令
延べ面積が 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 以下	112	2	3	34	建築物における 衛生的環境の確保に 関する法律
延べ面積が 10,000 m ² 超	88	2	1	0	

小規模給水施設の環境衛生監視指導

事業の開始

昭和 50 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の 概要、目的	水道法の対象外である小規模の給水施設について、利用者の健康被害防止のため、監視指導を行うとともに、普及啓発のためのパネル展示を行っている。
根拠法令等	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱
対 象	小規模給水施設（有効容量 10 m ³ 以下の貯水槽を有する水道の施設）

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<施設数、監視指導件数>

種別	施設数	届出数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
小規模給水施設	3,323	6	251	2	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導

事業の開始

昭和 50 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の 概要、目的	専用水道、簡易専用水道について、報告の徴収および立入検査、監視指導を行うとともに、法令の順守や衛生管理について、普及啓発を行っている。
根拠法令等	水道法
対 象	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<施設数、監視指導件数>

種別	施設数	届出（確認）数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
専用水道	5	0	0	2	水道法
簡易専用水道	796	9	31	17	

レジオネラ症防止対策調査

事業の開始

平成 9 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の 概要、目的	ビル等の冷却塔の冷却水、渦流浴(ジャグジー)等の浴槽水、循環給湯水等からレジオネラ属菌が検出されることがある。これらの設備からのレジオネラ属菌によるレジオネラ症の感染を防ぐため、平成 9 年度からレジオネラ属菌の動向調査を実施している。検出された場合には、それぞれの設備についてレジオネラ属菌を不検出又は減少させる方策を検討し、改善指導を行い、改善を図っている。

根拠法令等	世田谷区公衆浴場法施行条例、世田谷区旅館業法施行条例、高齢者利用施設の循環型浴槽等に係るレジオネラ症防止対策要綱、世田谷区修景水施設衛生管理指針、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針等
対 象	ビル、公衆浴場、旅館業等施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<種別及び検体数、検出状況>

	種別	検体数	適	不適（不適率）
環境衛生営業施設	公衆浴場等（浴槽水等）	164	155	9 (5.5%)
	プール施設	19	18	1 (5.3%)
	高齢者利用施設	4	4	0 (0%)
	修景水	7	7	0 (0%)
	冷却塔	11	3	8 (72.7%)

くらしの衛生に関する調査・相談

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	健康・快適居住環境のために、室内に発生する衛生害虫や、飲料水・井戸水、室内空気環境等、くらしの衛生について、区民等の相談に応じ、改善のための助言を行っている。 区民が利用する区施設については、区施設シックハウス対策ガイドラインに基づく空気環境調査を実施し、区施設の快適な空気環境の維持を図っている。
根拠法令等	水道法、健康・快適居住環境の指針、区施設シックハウス対策ガイドライン等
対 象	区民

※予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<実績>

(1) くらしの衛生に関する相談件数

相談内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飲料水・井戸水	88	42	77
室内空気	35	35	31
ねずみ・衛生害虫等	3,196	3,348	3,186
ダニアレルギー等	183	204	135
カビ・結露	2	8	3
その他	34	45	27
合計	3,538	3,682	3,459

(2) 区施設における室内化学物質調査 14 件

修景水の衛生実態調査

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	乳幼児等が水遊びをする可能性のある施設について、実態把握及び所管部署へ衛生管理の協力要請を行っている。
根拠法令等	世田谷区修景水施設衛生管理指針
対 象	水遊び場、噴水等の修景施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<実績>

施設形態	噴水、流れ	流れ、池	噴水	壁泉	池、噴水	合計
検査件数	3	2	1	1	0	7
プール水質基準適合*	3	1	1	1	0	6

*修景水に水質基準の規定はないが、プールの水質を参考とした。なお、池など消毒を行っていない施設もある。

井戸水汚染対策事業

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区内の井戸の所有者に対し、必要に応じて水質検査を実施し、助言を行っている。
対 象	井戸など

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<実績>

	井戸
検査件数	0
水質基準適合件数	0

ダニアレルギー予防事業

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	1歳未満の子どもがいる家庭等に対し、ダニアレルゲン検査を実施し、結果に基づき、ダニアレルギー発症予防のための環境改善の助言を行っている。
対 象	1歳未満の子どもがいる家庭等

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<実績>

(1) ダニアレルゲン検査実施世帯数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
簡易検査	91	125	68
精密検査	23	23	17
合 計	114	148	85

(2) ダニアレルゲン検査検体数

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
簡易検査	310	418	273
精密検査	80	71	47

環境衛生普及啓発事業

事業の開始

昭和56年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	くらしの衛生に関する正しい知識や情報を区民や施設管理者等に提供し、安全で快適な生活の確保を図っている。パネル展示、講習会、ホームページ、デジタルサイネージ等を通じ、情報提供を行っている。
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）、水道法等

対 象	区民、施設管理者等
-----	-----------

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

<実績>

(1) パネル展示・資料展示

テーマ	期間	場所
せたがや健康フェス 2024 ・ハチの生態 ・香りのエチケット ・貯水槽を点検しましょう	令和6年7月20日	玉川高島屋S・C西館1F アリーナサロン
ダニアレルギーを予防しよう	令和6年9月26日～10月31日	中央図書館

(2) ホームページ・X（旧ツイッター）等配信 19件

(3) 講習会

テーマ	実施日	参加者数
ダニアレルギー予防講習会（動画配信）	令和6年11月27日～令和7年9月30日	284回視聴※
ハチの生態講習会	令和6年5月27日	34
ネズミ防除対策講習会	令和6年8月25日	7
特定建築物環境衛生維持管理講習会	令和6年10月31日	36
くらしと健康セミナー「出会ったらどうする？トコジラミ」	令和6年12月10日	21

※視聴回数は令和7年3月31日時点の集計値。

ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	ねずみ、ハチ、蚊の相談及び習性や対策の普及啓発、ねずみの防除指導、ハチの巣の除去、蚊の防除対策を行っている。
根拠法令等	世田谷区ねずみ防除対策事業実施要綱、世田谷区はちの巣除去事業に関する実施要綱、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針
対 象	区民
予 算	【歳出】 15,672,000 円
決 算	【歳入】 [都]664,000 円 【歳出】 11,244,417 円

<実績>

区分／年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ねずみ	532	654	665
ハチ	2,323	2,086	1,782
蚊	66	49	25
合計	2,921	2,789	2,472

災害時の消毒

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	台風などの災害時に、区民の清潔な生活環境を確保するため、床上浸水があった住居等の消毒を行っている。
根拠法令等	世田谷区災害時等消毒作業実施要綱
対 象	区民

※ 予算・決算については、「ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導」に合算計上。

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生回数	0	0	2
消毒戸数	0	0	10

住宅宿泊事業監視指導

事業の開始

平成30年6月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	住宅宿泊事業の届出受理及び適正な運営を確保するための監視指導を行っている。		
根拠法令等	住宅宿泊事業法		
対 象	住宅宿泊事業者等		
予 算	[歳出] 36,000 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 7,200 円

<実績>

(1) 住宅宿泊事業届出住宅数、監視指導件数

届出住宅数	新規届出数	廃業数	監視指導件数
473	173	21	7

(2) 住宅宿泊事業研修会

実施回数	研修会参加人数
1	22

14. 食品衛生

食品等事業者に関わる許認可

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	食品を調理・製造、販売する場合は、食品衛生法や都条例に基づく営業許可や届出が必要である。これらの法や条例に定められた基準等が遵守されるよう、これらの事業を行う者、あるいは、これから行おうとする者からの相談や申請に対する書類審査、実地検査を行う。検査の結果、不備が有る場合は、改善を指導し、基準等に合致した場合は、営業許可書等の発行を行う。 また、これらの食品関係施設に対し、施設が基準等に合致する状態に保たれているか等を確認する。 なお、食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日以降の申請については、新たな営業種目と施設基準を用いた書類審査及び実地検査を行っている。		
根拠法令等	食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 [都] 東京都ふぐの取扱い規制条例		
対 象	食品関係事業者		
予 算	[歳出] 14,688,000 円	決 算	[歳入] [他] 11,713,401 円※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 11,713,401 円

※ 予算・決算額には、「食品衛生監視指導」「食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業」「食品衛生普及啓発事業」分を含む。

<実績>

(1) 改正前食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和6年度）
（令和3年6月1日食品衛生法改正）

営業種目	内訳	許 可 件 数		廃業数	本期末 営業所数	監視 件数
		新 規	更 新			
総数		0	0	1,670	4,778	934
飲食店営業		0	0	1,232	3,542	683
喫茶店営業		0	0	79	103	39
菓子製造業		0	0	259	662	129
あん類製造業		0	0	0	1	1
アイスクリーム類製造業		0	0	9	61	14
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	1	8	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳類販売業		0	0	0	0	0
食肉処理業		0	0	5	6	1
食肉販売業		0	0	31	163	16
食肉製品製造業		0	0	1	10	8
魚介類販売業		0	0	30	106	19
魚介類競り売り業		0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		0	0	4	2	2

食品の冷凍・冷蔵業	0	0	2	1	2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	1	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	1	0
氷雪製造業	0	0	0	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	1	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	0	1	0
しょうゆ製造業	0	0	0	0	0
ソース類製造業	0	0	0	7	2
酒類製造業	0	0	2	2	0
豆腐製造業	0	0	1	7	5
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	0	0	2	13	3
そうざい製造業	0	0	12	78	9
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	1	0
添加物製造業	0	0	0	1	0

(2) 改正後食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和6年度）

営業種目	内訳		許 可 件 数		廃業数	本期末 営業所数	監視 件数
	新 規	更 新	新 規	更 新			
総数	1,899	3	294	6,947	2,790		
飲食店営業	1,607	0	241	5,748	2,273		
調理機能を有する自動販売機	10	0	2	32	9		
食肉販売業	25	0	5	104	42		
魚介類販売業	33	0	12	93	59		
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0		
集乳業	0	0	0	0	0		
乳処理業	0	0	0	0	0		
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0		
食肉処理業	4	0	1	10	7		
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0		
菓子製造業	161	1	28	641	271		
アイスクリーム類製造業	7	0	0	27	22		
乳製品製造業	3	0	0	6	3		
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0		
食肉製品製造業	3	0	0	10	13		
水産製品製造業	1	0	0	4	1		
氷雪製造業	0	0	0	2	0		
液卵製造業	0	0	0	1	0		
食用油脂製造業	0	0	0	0	0		
みそ又はしょうゆ製造業	2	0	0	3	2		

酒類製造業	2	0	1	9	2
豆腐製造業	1	0	1	9	3
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	2	0	0	16	7
そうざい製造業	34	2	3	189	70
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	0	7	2
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	2	0	0	17	3
密封包装食品製造業	0	0	0	3	0
食品の小分け業	0	0	0	14	1
添加物製造業	0	0	0	2	0

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく業種及び監視指導件数(令和6年度)

ふぐの取扱い規制条例	届出件数	廃業件数	本期末営業所数	監視指導件数
ふぐ取扱所	12	18	84	76

(4) 食品衛生法施行細則に基づく営業等及び監視指導件数(令和6年度)

営業種目	内訳	報告件数	廃業数	本期末営業所数	監視件数
生食用食肉取扱施設		5	0	29	7

種別	報告件数
模擬店及び行事開催届	543

(5) 改正後食品衛生法に基づく届出等を行った施設数及び監視指導件数（令和6年度）

営業種目			内訳	届出 件数	廃業数	本期末 営業所数	監視 件数
営業 届 出 業 種	旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業（包装）		4	28	141	11
		食肉販売業（包装）		4	30	168	15
		乳類販売業		12	61	566	25
		冰雪販売業		0	1	6	0
		コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）		103	22	348	6
		小計		123	142	1,229	57
	販 売 業	弁当販売業		12	5	99	5
		野菜果物販売業		37	21	246	17
		米穀類販売業		3	0	43	2
		通信販売・訪問販売		3	1	15	3
		コンビニエンスストア		23	12	330	20
		百貨店、総合スーパー		17	12	156	30
		自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）		30	11	176	1
		その他食料・飲料販売業		278	78	1,237	85
		小計		403	140	2,302	163
	製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）		0	0	1	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業		2	1	6	6
		コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）		43	2	180	12
		農産保存食料品製造・加工業		4	0	17	0
		調味料製造・加工業		13	6	120	26
		糖類製造・加工業		0	0	0	0
		精穀・製粉業		0	0	26	1
		製茶業		9	0	32	2
		海藻製造・加工業		2	0	2	0
		卵選別包装業		0	0	0	0
		その他食料品製造・加工業		16	2	79	8
		小計		89	11	463	55
	上 記 以 外 の もの	行商		13	1	104	16
		集団給食施設		7	8	380	71
		器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）		0	0	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの		0	0	0	0
		その他		0	0	7	0

	小計	20	9	491	87
	計	635	302	4,485	362
公衆衛生に与える影響が少ない営業		2	0	5	4

(6) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律等に基づく報告並びに監視件数(令和6年度)

種 別	施設数	休止中	監視指導件数
認定小規模食鳥処理場数	10	3	1

食品衛生監視指導

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保することを目的に、施設等に立ち入り検査・衛生指導を実施する。 法改正より、全ての食品関係事業者は HACCP に沿った衛生管理の実施が求められるため、積極的に制度の周知と導入の支援を推進する。 【主な対策事業】 夏期一斉監視事業、歳末一斉監視事業、弁当・仕出し一斉監視事業、生食肉対策事業、ノロウイルス対策事業、その他の食中毒対策事業、学校・保育園等給食施設監視事業、行事・催事・夜間監視事業、食品表示対策事業 汚染物質等による広域的な食品衛生上の危害の発生が危惧される事案については、危害排除のため、緊急監視を実施する。 これらの監視指導の結果、食品衛生法等の違反や衛生上の不備等を発見した場合は、食品事業者に対し、速やかに改善指導を行う。 また、食中毒が発生した場合には、速やかに患者や関係者の調査を行い、原因を究明するため食品の製造や流通経路などのさかのぼり調査を実施する。原因施設に対しては、営業禁停止、販売禁止及び施設改善などの措置をとり、事故の拡大防止を図る。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律 〔都〕東京都ふぐの取扱い規制条例
対 象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

<実績>

(1) 特別監視、重点監視事業、催事の監視指導(令和6年度)

事 業 名	件 数	事 業 名	件 数
夏期一斉監視	730	ノロウイルス対策事業 (9～3月)	957
歳末一斉監視	480	仕出し・弁当製造施設監視事業	57
生食肉対策事業	328	学校・保育園給食監視事業	34
寄生虫食中毒対策	125	縁日・祭礼・行事一斉監視	346
テイクアウト等に係る監視	302		

※業種別監視指導件数については、「食品等事業者に関わる許認可」参照。

(2) 食中毒・違反食品等発生状況(令和6年度)

①食中毒事件関連調査（ ）内は不利益処分件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食中毒関連調査	114	167	205
有症苦情調査	67	64	41
食中毒事件	5(5)	0(0)	3(3)

②食中毒事件内訳

発生年月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質	措置
令和7年2月12日	飲食店 営業	3	加熱不十分な鶏肉料理	カンピロバクター・ ジェジュニ	営業等停止（4日間）
令和7年3月8日	飲食店 営業	4	令和7年3月5日(水)に当該施設において調理、提供された食事	カンピロバクター・ コリ	営業等停止（3日間）
令和7年3月23日	飲食店 営業	10	令和7年3月22日(土)に当該施設において調理、提供された食事	ノロウイルス GⅡ	営業等停止（4日間）

③違反食品に関する不利益処分

なし

(3) 衛生検査(令和6年度)

収去検査

項 目 食品分類	合 計			細菌検査			化学検査		
	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	51	51	0	46	46	0	5	5	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類及びその加工品	32	32	0	21	21	0	11	11	0
乳・乳類等	23	19	4	21	19	2	2	0	2
農産物等	28	19	9	2	2	0	26	17	9
菓子類	69	60	9	39	39	0	30	21	9
飲料・氷雪・水	9	5	4	0	0	0	9	5	4
その他の食品	201	184	17	180	180	0	21	4	17
添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	413	370	43	309	307	2	104	63	41

(4) 食に関する相談件数

相談内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	162	136	92

食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業

事業の開始

平成15年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	食品関係従事者で、無症状ながら腸内病原細菌（赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157）を保有する潜在保菌者を早期に発見し、これらの病原体による食中毒の発生を未然に防止することを目的に、区各総合支所の健康づくり課と連携し、食品関係事業者の検便の実施を推進する。保菌者を確認した際には、食品の取扱いを指導するとともに、保健所感染症対策課と連携した感染拡大の予防措置を実施する。また、東京都保菌者検索事業実施要綱に基づき都へ報告し、散発型集団発生の探知に努める。
根拠法令等	食品衛生法 〔都〕東京都保菌者検索事業実施要綱 〔区〕世田谷区食品取扱従事者保菌者検索実施要綱
対 象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞食品衛生自主管理支援事業（検便）（令和6年度）

実施場所 （各総合支所健康づくり課）	検査件数	陽性件数 （サルモネラ）
合 計	6,473	8

検査項目：腸内病原細菌（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ）、腸管出血性大腸菌O157

食品衛生普及啓発事業

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品関係事業者や区民に対し、食品衛生に関する正しい情報を提供することにより、食品による事故を未然に防止し、区民の食生活の安全確保を図る。 事業者に対しては、食品の取扱い、施設・個人の衛生管理等について、資料を用いた啓発を行い、HACCP 制度化の周知及び導入支援も合わせて行う。 区民に対しては、食品衛生月間のパネル展示や講演会等により、食品の取扱い、食中毒菌等の感染予防等について啓発を行う。また、区ホームページ、X（エックス：旧ツイッター）や区報等の媒体を利用し、同様の啓発を行う。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食品安全基本法 〔都〕東京都食品安全条例
対 象	食品関係事業者、区民

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

<実績>

(1)食品衛生講習会（令和6年度）

対 象	開催回数	参加人数
営業者	29	4,892
区 民	8	209
合 計	37	5,101

(2)食品衛生月間事業（令和6年度）

パネル展示	開催日／開催場所	リーフレット等配布枚数
「テーマ本コーナー」展示	令和6年6月28日～7月24日／中央図書館	185

イベント	実施日等
せたがや健康フェス2024	令和6年7月20日 午前11時～午後5時／玉川高島屋S・C アレーナサロン、参加者数／390、内容／展示「おうちで食中毒！？」、講演「食中毒に気を付けよう」、ステージ「手を洗おう」、ワークショップ「ミクロの世界を作ろう」、他

食品衛生講習会	実施日・内容等	参加人数等（再掲）
HACCP 講演会 「良い状態をとりしきり、 保っていくための衛生管理」	令和6年7月3日、会場／烏山区民会館ホール 令和6年7月9日、会場／玉川せせらぎホール 令和6年6月1日～8月31日、動画配信 内容（共通）／区内食品事業者を対象に、HACCP に沿った衛生管理の導入を支援する	会場参加者／204 人 動画視聴回数／2,251 回

食の安全・安心普及啓発事業

事業の開始

平成 16 年 2 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	区民や食品関係事業者に対し、食中毒予防や食の安全・安心に関する最新の情報について、区報、区ホームページ及び X（エックス：旧ツイッター）により迅速に情報発信を行う。また、イベント等で対面での啓発を行うとともに、区民、食品事業者、行政、相互間の情報提供及び意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進する。		
根拠法令等	食品安全基本法、食品衛生法		
対 象	区民、食品関係事業者、行政関係者		
予 算	【歳出】 428,000 円	決 算	【歳入】 特定財源なし 【歳出】 198,088 円

<実績>令和 6 年度

リスクコミュニケーション事業	実施期間・内容等
「健康へ影響する食べ物は何だろう？ ～自然のモノ？ 人工のモノ？」	令和 6 年 12 月 9 日 午後 2～4 時、会場／北沢タウンホール、内容／講演、パネルディスカッション、参加者／56 人
「ノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう」	令和 6 年 12 月 13 日～12 月 27 日、会場／区役所東棟 MB1F、内容／ノロウイルス、寄生虫アニサキス等に関する展示、リーフレット等の配付
せたがや梅まつり官公署 PR コーナー	令和 7 年 2 月 8 日、会場／羽根木公園、内容／ノロウイルス、寄生虫アニサキス等に関する展示、リーフレット・普及啓発物の配付

15. 愛護動物事業

人と動物との共生推進事業

事業の開始

—

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	人と動物との調和のとれた共生に関する条例及び令和5年4月に改定した同推進プラン(第2次)にもとづき、犬のしつけ方教室や地域ねこ活動セミナーの実施、飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部補助、新たな飼い主への引渡しが完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置費用の一部補助、飼い主のマナー向上・ペットの災害時の備え・ペットとの同行避難・動物由来感染症等の普及啓発、被災動物対策事業、区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及などを行う。令和5年8月より世田谷区へのふるさと納税において「せたがや動物とともにいきるまちプロジェクト」を開始、令和6年度より飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部補助などに寄附金を活用、令和6年10月にこの寄附金を活用した「せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金」を設置した。迷子犬・猫等の連絡受付も行う。 飼い主が動物を適正に飼育することが困難な状況が生じたときに、飼い主の支援又は動物の保護、譲渡等に向けた体制の構築を関係機関が連携して推進するため、「世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会」を設置し、協議を行う。 地域における人と動物を巡る問題を早期発見し、地域の環境問題等の解決及び適正飼養を推進することを目的に「世田谷区動物連絡員」を任命し、地域住民への人と動物との調和のとれた共生社会を推進する。
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 〔都〕 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 〔区〕 人と動物との調和のとれた共生に関する条例 飼い猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱 世田谷区新たな飼い主への引渡し完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置に関する補助金交付要綱 世田谷区動物連絡員実施要綱 世田谷区被災動物対策事業実施要綱 世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱 世田谷区人と動物との共生推進事業実施要綱 せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金交付要綱
予 算	〔歳出〕 16,919,000 円
決 算	〔歳入〕〔都〕 3,395,000 円 〔他〕2,232,065 円 〔歳出〕12,253,993 円

<実績>

(1) 飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部補助

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
去勢(オス)手術	442	365	326
不妊(メス)手術	518	373	362
計	960	738	688

(2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部補助

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
去勢(オス)手術	47	33	79
不妊(メス)手術	58	44	118
計	105	77	197

(3)新たな飼い主への引渡しが完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置費用補助金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
去勢(オス)手術	-	11	9
不妊(メス)手術	-	8	18
計	-	19	27

(4)区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼育指導・治療件数	80	72	166

(5)せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金交付金額

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付団体数	-	-	6
交付金額	-	-	695,612

世田谷区動物連絡員

人数:35名

狂犬病予防法業務

事業の開始

昭和50年4月

窓口	各出張所、各総合支所くみん窓口、世田谷保健所生活保健課		
事業所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	狂犬病の発生を予防するため、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付を行う。 飼い犬が人を咬んだ時（咬傷事故）の飼い主の届出受付も行う。		
根拠法令等	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、動物の愛護及び管理に関する法律 [都] 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 [区] 世田谷区狂犬病予防法施行規則 世田谷区狂犬病予防法事務取扱要綱		
予 算	[歳出] 14,544,000 円	決 算	[歳入] [他] 13,670,427 円 ※今年度精算を踏まえた額 [歳出] 13,670,427 円

<実績>

(1)飼い犬の登録と狂犬病予防注射

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録件数	3,860	5,353	6,030
登録延件数	43,174	44,099	43,121
注射済票交付件数	30,679	31,024	31,553

(2)咬傷事故

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
咬傷事故件数	38	34	33
被害者数	38	34	33

16. 医事薬事衛生

医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	区民が安心して適切な医療サービスや医薬品の提供が受けられるよう、医療提供施設等の許可、届出、登録及び監視指導を行う。 【対象施設】 医事－診療所・歯科診療所、助産所、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）、歯科技工所、衛生検査所等 薬事－薬局、医薬品販売業、医療機器販売業 毒物劇物－毒物劇物販売業、業務上取扱者		
根拠法令等	医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法 等		
対 象	医療提供施設 他		
予 算	[歳出] 3,099,000 円		決 算
			[歳入] [他] 2,337,783 円 ※今年度精算を踏まえた額
			[歳出] 2,337,783 円

※予算・決算額には、「薬の街頭相談」「家庭用品等の有害化学物質対策事業」「免許申請受付・交付及び医療従事者調査」分を含む。

<事業の実績>

(1) 医療施設数

	病院	診療所			歯科診療所	助産所			施術所 (含出張 施術)	歯科 技工所	救急 医療 機関	衛生 検査所
		総数	有床	無床		総数	有床	無床				
令和4年度	27	939	26	913	789	52	1	51	2,384	102	15	5
令和5年度	27	964	26	938	793	53	1	52	2,451	104	14	5
令和6年度	27	991	24	967	792	53	1	52	2,500	105	14	5

(2) 病床数

施設種別	総 数	内 訳	
		病 院	診療所
令和4年度	5,976	5,705	271
令和5年度	5,905	5,634	271
令和6年度	5,881	5,638	243

(3) 医療監視指導件数

	総数	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	救急医療機関	衛生検査所
令和4年度	317	112	92	0	95	5	8	5
令和5年度	316	115	69	0	119	5	4	4
令和6年度	319	139	63	2	103	6	3	2

(4) 薬局等薬事施設数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和4年度	薬局	418	178
	医薬品販売業	153	30
	薬局製剤製造業等	22	4
	麻薬小売業者	360	214
	高度管理医療機器販売業	435	150
	管理医療機器販売業	1,543	0
令和5年度	薬局	424	201
	医薬品販売業	152	37
	薬局製剤製造業等	20	4
	麻薬小売業者	367	221
	高度管理医療機器販売業	452	120
	管理医療機器販売業	1,575	0
令和6年度	薬局	433	206
	医薬品販売業	160	86
	薬局製剤製造業等	20	5
	麻薬小売業者	373	214
	高度管理医療機器販売業	459	107
	管理医療機器販売業	1,590	0

(5) 毒物劇物販売業数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和4年度	販売業	130	31
	業務上取扱者(届出)	5	5
	業務上取扱者(非届出)	181	30
令和5年度	販売業	121	33
	業務上取扱者(届出)	5	3
	業務上取扱者(非届出)	181	36
令和6年度	販売業	117	30
	業務上取扱者(届出)	4	3
	業務上取扱者(非届出)	182	37

放射線医療監視

事業の開始

昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課、感染症対策課
事業の概要、目的	医療用エックス線の安全管理のため、医療施設からエックス線装置の備付の届出を受けた後に、医療施設への放射線医療監視を行っている。
根拠法令等	医療法
対象	エックス線装置備付届を提出した診療所、歯科診療所

＜事業の実績＞

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田谷区		76件	68件	67件
内訳	診療所	34件	36件	35件
	歯科診療所	42件	32件	32件
RI保有病院立入検査		0件	1件	0件

薬の街頭相談

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区民の薬に関する疑問に応え、正しい使い方などの相談会等を世田谷区薬剤師会に委託して実施する。

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

<事業の実績>

開催日	会 場	事業名	相談人数
10月17日～23日	薬剤師会会員薬局	くすりと健康のつどい事業	255名
	合 計		255名

家庭用品等の有害化学物質対策事業

事業の開始

平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の対象商品について、基準適否を検査し、被害防止のための指導を行っている。
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
対 象	販売店

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

<事業の実績>

	検査項目	検体数	違反数
乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	20	0
子供・大人用繊維製品（衣類）	ホルムアルデヒド	10	0
接着剤	ホルムアルデヒド	2	0
合計		32	0

免許申請受付・交付及び医療従事者調査

事業の開始

昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床（衛生）検査技師、理学（作業）療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師等の医療関係者免許及び調理師、製菓衛生師、クリーニング師免許等の申請受付・交付を行なっている。 また、世田谷区内の医療従事者等の統計調査を隔年で実施している。
根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、診療放射線技師法、保健師助産師看護師法 調理師法、製菓衛生師法等
対 象	有資格者

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

<実績>

(1) 医療関係者免許等申請受付件数（保健所経由）（令和6年度）

資 格 名	新規	再交付・書換等	合計
医 師	181	180	361
歯科医師	35	60	95
薬剤師	45	158	20
保健師	34	156	190
助産師	37	35	72
看護師	242	534	776
准看護師	25	15	40
臨床検査技師	14	33	47
衛生検査技師	0	6	6
診療放射線技師	14	19	33
診療エックス線技師	0	0	0
理学療法士	30	17	47
作業療法士	11	24	35
視能訓練士	1	6	7
死体解剖資格認定	0	0	0
受胎調節実地指導員	10	1	11
総 数	679	1,244	1,923

(2) 調理師・製菓衛生師免許等申請受付件数（保健所経由）（令和6年度）

資 格 名	新 規	再交付・書換等	合 計
調理師	152	32	184
製菓衛生師	16	5	21
クリーニング師	1	0	1
総 数	169	37	206

(3) 届出による医療従事者数

	平成30年12月末	令和2年12月末	令和4年12月末
医 師	2,062	2,293	2,222
歯科医師	914	976	990
薬剤師	2,010	2,036	2,046
保健師	181	195	197
助産師	286	324	290
看護師	5,319	5,761	5,665
准看護師	526	512	412
歯科衛生士	767	891	967
歯科技工士	166	161	163

※東京都福祉・衛生・統計年報より（隔年実施）

※医師・歯科医師・薬剤師調査東京都集計結果報告より

17. 栄養指導

食生活相談、食事診断

事業の開始

平成17年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	糖尿病・脂質異常症など生活習慣病の予防や改善について、妊産婦・乳幼児などライフステージに応じた栄養・食事について、予約相談、電話及び来所による相談を実施している。個人の健康状態と食生活状況を把握した食事診断結果による客観的な資料から食生活改善のアドバイスを行っている。		
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 〔区〕世田谷区食生活相談室実施要綱		
対 象	一般区民		
予 算	〔歳出〕234,800 円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕169,141 円

<実績>個別栄養指導

	母子 健診等	区民 健診	健診等に伴 う食事診断	食生活相談室		電話相談 来所相談	健康教室等 の食事診断	計
				母子	成人			
世田谷	1,473	391	389	5	11	549	672	3,490
北沢	961	368	368	20	4	278	661	2,660
玉川	1,218	383	383	12	12	274	642	2,924
砧	1,102	344	360	27	25	289	532	2,679
烏山	681	258	258	17	7	97	508	1,826
保健所						0		0
計	5,435	1,744	1,758	81	59	1,487	3,015	13,579

栄養関連地域連携・支援

事業の開始

平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	地域における栄養改善活動の推進や、区民の自主的な健康づくりを支援するため、食の正しい知識の情報提供を地域と連携し実施している。		
対 象	地区サポーター他		

<実績>

分類	事業名	回数	延べ人数
指導者育成	子育て支援者養成研修、保育サポーター養成研修、産前・産後訪問支援事業研修等	6	97
関係機関との連携会議	管理栄養士等情報交換会、庁内食育推進実務担当者会議、食品表示検討会、地域別情報交換会等	80	1,241

特別用途表示、食品表示基準等

事業の開始

平成 15 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	食品表示法、健康増進法に基づき、食品に栄養成分表示をする、広告を作成する際の相談・指導を実施している。		
根拠法令等	食品表示法、健康増進法		
対 象	区内食品販売者		
予 算	[歳出] 288,000 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 288,000 円

<実績>

分 類	相談件数
店舗・事業者からの個別相談	59 件
うち抵触案件事業者指導	0 件

特定給食施設指導

事業の開始

昭和 50 年 4 月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定給食施設が安全で適切な栄養管理に基づく給食の提供ができるよう栄養改善、健康づくり、衛生管理等についての講習会や巡回指導を実施し、施設間のネットワークづくりを推進している。		
根拠法令等	健康増進法 [区] 世田谷区健康増進法施行規則		
対 象	区内給食施設		
予 算	[歳出] 240,480 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 180,705 円

<実績>

指導方法		特定給食施設		その他の給食施設	合計
		1回 100 食以上 又は 1日 250 食以上	1回 300 食以上 又は 1日 750 食以上	1回 100 食未満 かつ 1日 250 食未満	
個別指導(電話・来所・巡回)延べ施設数		19	9	42	70
集団指導(講演会)延べ施設数		75	9	173	257
内 訳	健康せたがやプラン(第三次)における給食施設の役割	19	1	47	67
	大量調理のサイエンス	21	2	48	71
	給食施設における実践的な災害時の備え	17	2	62	81
	GLIM 基準の理解と活用のための実践例	18	4	16	38

老人保健施設等実地指導

事業の開始

平成 18 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	老人保健施設等の適正な給食運営を確保するため、指導を行っている。
根拠法令等	介護保険法
対 象	区内老人保健施設、区内老人福祉施設

<実績>

老人保健施設等実地指導	2 施設
-------------	------

国民健康・栄養調査

事業の開始

昭和 50 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年国が実施し、調査地区に指定された年に実施する。		
根拠法令等	健康増進法		
対 象	厚生労働省指定地区		
予 算	[歳出] 939,079 円	決 算	[歳入] [国] 219,288 円 [歳出] 219,288 円

<実績>

国民健康・栄養調査	3 地区
-----------	------

18. 歯科保健

乳幼児歯科保健相談(すくすく歯科相談)				事業の開始
				昭和50年
窓口・所管	各総合支所健康づくり課			
事業の概要、目的	4歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。子どもの口腔機能や歯の健康を保つ生活習慣を家族で身につけることができるように支援している。また歯科健診の結果に応じて、フッ化物塗布などの歯科予防処置も実施している。			
根拠法令等	地域保健法 [区] 世田谷区乳幼児歯科保健相談実施要綱			
対 象	4歳未満の乳幼児			
予 算	[歳出] 11,425,510 円	決 算	[歳入][他] 1,042,800 円	[歳出] 8,979,648 円

<実績>

		令和 4年度	令和 5年度	令和6年度					
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
すくすく 歯科相談	実施回数	153	142	36	22	26	26	24	134
	受診者数	1,759	1,809	421	326	390	284	318	1,739
予防処置	計(件)	1,135	1,191	164	269	286	222	245	1,186
	フッ化物	1,133	1,191	164	269	286	222	245	1,186
	と銀法	0	0	0	0	0	0	0	0
	歯口清掃	1	0	0	0	0	0	0	0
	歯石除去	1	0	0	0	0	0	0	0

歯科衛生士による相談				事業の開始
				平成9年4月
窓口・所管	各総合支所健康づくり課			
事業の概要、目的	電話・来所にて個別相談を実施している。また来所困難なケースには訪問も行っている。			
根拠法令等	地域保健法			
対 象	区民			

<実績>

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
計(件)	121	71	65	45	24	326
妊産婦	0	6	0	0	0	6
乳幼児	118	60	63	36	23	300
40歳以上	3	2	2	7	1	15
障害児・者	0	2	0	1	0	3
その他	0	1	0	1	0	2

19. 試験検査

臨床検査

事業の開始

昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）
事業の概要、目的	感染症の発生予防及びそのまん延の防止を目的とする腸内細菌やノロウイルス、ぎょう虫卵の検査、結核接触者検診の QFT 検査および性感染症予防事業に伴う HIV 抗原抗体検査、梅毒検査を実施している。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
対象	検査希望者や感染症患者・関係者等
予算	〔歳出〕 7,257,000 円
決算	〔歳入〕 [国] 3,374,763 円 〔歳出〕 5,756,374 円

(単位:件)

検査項目 \ 年度		4	5	6
総検体数		1,292	1,707	1,405
総項目数		3,327	3,827	3,244
梅毒	検体数	139	238	236
	項目数	287	497	475
	STS 法定性	139	238	236
	TP 法定性 ^{※1}	139	238	236
	STS 法定量	3	7	2
	TP 法定量 ^{※1}	6	14	1
HIV 抗原抗体	件数	139	238	236
便・虫卵	検体数	75	55	22
	項目数	75	55	22
	寄生虫卵 ^{※2}	147	75	22
	虫体鑑別	0	0	0
腸内細菌 ^{※3}	検体数	613	639	540
	項目数	2,512	2,530	2,140
	健康相談	2,424	2,386	2,054
	患者関係者等	78	114	86
	その他 ^{※4}	10	30	0
ノロウイルス検査	件数	14	9	5
QFT	件数	312	528	366

※1 令和4年度以前はTPHA法で実施していたが、令和5年度以降はTPPA法に変更となった。

※2 寄生虫卵はセロハンテープ、スライド、集卵法を含む。

※3 腸内細菌の健康相談の項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ及び O157 であり、患者関係者等の項目は、さらに O26、O111、O103、O121、O145 を含む。

検査項目の設定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による。

※4 腸内細菌のその他とは、ノロウイルス検査時、もしくは感染症発生時に行う検査を表す。項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ、O157、O26、O111、O103、O121、O145 である。

食品衛生検査

事業の開始

昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）		
事業の概要、目的	食品の衛生的な取扱い及び添加物の適正使用や適正表示の徹底を図り、食品等に起因する衛生上の危害の発生防止と食生活の安全を確保するため、区内で製造された食品や一般に流通している食品等を対象に、細菌検査および食品添加物・残留農薬等の化学検査を行っている。また、区民から寄せられる苦情や相談等に伴う検査にも迅速に対応している。その他、区内保育園、区立小中学校の給食、川場村移動教室提供食の放射性物質検査と、食品の放射性物質区民検査を実施している。		
根拠法令等	食品衛生法等		
対 象	食品関係事業者等		
予 算	[歳出] 31,512,000 円	決 算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 29,632,059 円

(単位:件)

検査項目 \ 年度			4	5	6
食 品 細 菌	総検体数		311	312	312
	総項目数		3,320	3,329	3,140
	細菌数		304	302	296
	大腸菌群		304	302	294
	大腸菌		303	292	291
	黄色ブドウ球菌		303	301	291
	サルモネラ属菌		243	251	250
	腸管出血性大腸菌※1		1,776	1,788	1,632
	腸炎ビブリオ		59	59	36
	セレウス		0	0	0
	カンピロバクター		21	25	33
	真 菌		0	2	0
	ウェルシュ		0	0	0
	リステリア		0	0	10
	黄色ブドウ球菌エンテロキシン型別		7	7	6
	クロストリジウム属菌		0	0	1
	その他		0	0	0
	残留抗生物質簡易検査法		0	0	0
食 品 細 菌	成 分 規 格 ※2	細菌数	14	16	19
		大腸菌群	16	19	30
		大腸菌最確数	0	0	10
		サルモネラ属菌	0	0	10
		黄色ブドウ球菌	0	0	10
		腸炎ビブリオ最確数	33	31	16
		クロストリジウム属菌	0	0	1
食 品 化 学	総検体数		92	117	100
	総項目数		3,201	3,680	3,355
	保存料		450	430	480
	甘味料		260	458	280
	酸化防止剤		120	80	30
	着色料		520	767	650
	漂白剤		0	10	10
	殺菌料		0	0	0
	発色剤		0	0	0
	発酵調整剤		0	0	0
	品質保持剤		0	0	0
	油脂試験		0	0	0
	防かび剤		28	35	35

特殊窒素化合物	0	0	0
強化剤	0	0	0
酸味料	0	0	0
放射性物質	0	0	0
重金属類	0	0	0
官能試験	0	3	0
抗菌性物質等	0	0	0
農薬	1,790	1,860	1,860
アレルギー物質	0	0	0
容器包装	0	0	0
その他	23	37	10

※1 腸管出血性大腸菌 O157、O26、O111、O103、O121、O145 の 6 血清型の検査を実施している。

※2 成分規格の件数は再掲。

検査項目の設定は食品衛生法等による。

放射性物質の検査

検査項目 ※1 \ 年度	4	5	6
検体数	1,306	479	476
項目数	2,612	958	952
学校・調理場	399	185	188
保育園	877	263	246
生活保健課 ※2	0	0	0
その他	28	28	42
プール水	0	0	0
食品の放射性物質区民検査	2	3	0

※1 検査項目は放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 である。

※2 食品化学の放射性物質検査件数を再掲。

環境衛生検査

事業の開始

昭和 50 年 4 月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）		
事業の概要、目的	衛生的で安全な区民の生活環境確保のため、プール水、公衆浴場水等を対象に水質検査を行っている。また、レジオネラ属菌検査やおしぼり検査等の細菌検査、および室内空気中の化学物質や真菌の検査を行っている。		
根拠法令等	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、公衆浴場法等		
対 象	区内事業者等		
予 算	〔歳出〕 食品衛生検査に含む	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 食品衛生検査に含む

<実績>

(1)利用水等の検査

(単位:件)

検査項目 \ 年度		4	5	6
総検体数		368	336	374
総項目数		2,040	1,511	1,628
井戸水	検体数	41	0	0
	項目数	550	550	0
	一般細菌	5	0	0
	大腸菌(E.coli)	4	0	0
	硝酸態・亜硝酸態窒素	4	0	0
	鉄	4	0	0

		塩化物イオン	4	0	0
		過マンガン酸カリウム消費量	4	0	0
		pH 値	4	0	0
		臭気	4	0	0
		色度	4	0	0
		濁度	4	0	0
		外観	4	0	0
		揮発性有機化合物	502	0	0
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
利用 水 ※		検体数	178	188	223
		項目数	733	749	858
	細菌	一般細菌	4	4	22
		大腸菌群	141	142	159
		大腸菌(E.coli)	4	4	6
		レジオネラ属菌	145	157	188
		レジオネラ PCR	16	20	14
		従属栄養細菌	0	0	0
		その他	0	0	0
	化学	硝酸態・亜硝酸態窒素	0	0	0
		鉄	0	0	0
		塩化物イオン	0	0	0
		過マンガン酸カリウム消費量	133	130	139
		pH 値	145	146	165
		臭気	0	0	0
		色度	0	0	0
		濁度	145	146	165
		外観	0	0	0
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
プ ー ル 水		検体数	149	152	151
		項目数	757	776	770
	細菌	一般細菌	148	151	150
		大腸菌(E.coli)	148	151	150
		レジオネラ属菌	16	20	19
		レジオネラ PCR	1	1	1
		その他	0	0	0
	化学	過マンガン酸カリウム消費量	148	151	150
		pH 値	148	151	150
		濁度	148	151	150
		塩化物イオン	0	0	0
		その他	0	0	0

※利用水には浴槽水、冷却塔水、循環給湯水、修景水を含む。

検査項目の設定は水道法、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例、世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則等による。

(2)おしぼりの検査

(単位:件)

検査項目\年度	4	5	6
総検体数	1(0)	4(1)	4(1)
総項目数※	6(0)	24(6)	24(6)

()内はタオル等の再掲

※おしぼりの検査項目は細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、異臭、変色、異物。

検査項目の設定は貸おしぼりの衛生確保について(おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準)による。

(3)その他一般環境の検査

(単位:件)

検査項目\年度	4	5	6
総検体数	6	4	5
総項目数	312	220	275

家庭用品検査

事業の開始

平成12年4月

事業所管	世田谷保健所健康企画課（試験検査）		
事業の概要、目的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止し、区民の安全な生活を守ることを目的として、家庭用洗剤中の酸・アルカリ性物質等や、繊維製品や接着剤中に含有されるホルムアルデヒドの有害物質の検査を行っている。		
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
対象	流通家庭用品		
予算	【歳出】 食品衛生検査に含む	決算	【歳入】 特定財源なし 【歳出】 食品衛生検査に含む

<実績>

(単位:件)

検査項目\年度		4	5	6
検体数		32	34	32
項目数		32	50	32
塩化水素・硫酸 (NaOH 消費量)		0	0	0
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム(HCl 消費量)		0	4	0
強度試験	漏水	0	4	0
	落下	0	4	0
	耐酸・耐アルカリ	0	4	0
	圧縮変形	0	4	0
ホルムアルデヒド		32	30	32
メタノール		0	0	0

検査項目の設定は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律による。

20. 衛生統計

衛生統計

母の年齢と出生順位

(1) 母の年齢別出生児数

(単位:人)

年齢	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
15～19	0	0	0	0	0	0	0
20～24	72	15	11	21	11	14	0
25～29	847	229	148	198	149	123	0
30～34	2,213	594	323	584	417	295	0
35～39	1,946	543	275	525	349	254	0
40～44	713	219	115	196	108	74	1
45～49	32	11	7	7	4	3	0
50以上	4	1	0	1	0	2	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,827	1,612	879	1,532	1,038	765	1

資料:区資料「令和6年地域保健集計表」

(2) 出生順位別出生子数

(単位:人)

出生数	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
1子	3,283	939	523	870	539	412	0
2子	2,017	539	291	526	380	280	1
3子	445	115	53	118	99	60	0
4子	64	16	9	13	15	11	0
5子	10	1	2	2	3	2	0
6子	4	1	0	2	1	0	0
7子	2	1	1	0	0	0	0
8子	2	0	0	1	1	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,827	1,612	879	1,532	1,038	765	1

資料:区資料「令和6年地域保健集計表」

死亡統計

(1) 主要死因(上位5疾患)の死亡率〔東京都と世田谷区比較〕

(率＝人口10万対)

死因	悪性新生物		心疾患(高血圧性疾患を除く)		老 衰		脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺 炎	
	区	都	区	都	区	都	区	都	区	都
22	209.3	250.1	104.8	126.9	30.9	29.2	59.8	81.0	62.3	74.8
27	210.5	255.3	105.2	129.0	56.1	53.5	53.7	69.2	59.9	76.2
4	211.3	258.8	115.2	154.0	128.3	125.6	48.9	66.9	33.2	44.8
5	203.5	254.8	109.6	149.7	124.0	130.2	46.3	64.7	32.6	45.6
6	202.1	257.0	115.4	152.9	134.0	144.0	46.3	62.3	33.8	47.4

資料:国資料「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

区資料「令和6年地域保健集計表」

(率＝人口10万対)

6年	悪性新生物死亡率
世田谷区	202.1
東京都	257.0
全国	319.3

※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数 令和6年10月1日現在」より

(2)死亡者の主要死因 年齢階層別

	総 数	性別	男女別 合計	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 ～ 89	90 ～ 94	95 ～ 99	100 以上
総 数	7,827	男	3,867	3	1	4	3	5	10	12	23	23	47	75	133	153	222	327	516	661	735	607	272	35
		女	3,960	4	1	1	3	6	7	6	11	18	25	45	63	73	100	154	300	473	755	999	675	241
結 核	11	男	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0	1	1	0	0
		女	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
悪 性 新 生 物	1,909	男	1,071	0	0	0	0	0	1	1	3	6	13	15	40	54	84	135	193	208	175	110	31	2
		女	838	0	0	0	0	0	1	3	8	6	17	23	29	34	55	62	128	129	143	131	58	11
内	口腔・咽頭など	男	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	2	3	7	7	5	1	0	0
		女	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	1	3	5	3	1	0
	食 道	男	48	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	7	9	11	8	4	1	0	0	0
		女	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	3	2	1	3	3	0
	胃	男	107	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	6	7	18	26	28	13	2	0
		女	58	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	4	6	9	13	14	6	2
	結 腸	男	81	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	7	9	16	16	11	9	7	2	0
		女	102	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	5	3	6	3	18	11	20	16	13	3
	直 腸 など	男	49	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	1	4	5	13	3	10	4	0	0
		女	30	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	4	3	2	6	3	5	2	1	0
	肝 な ど	男	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	7	6	7	14	6	10	9	2	0
		女	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2	5	8	2	4	4	2
	胆 嚢 など	男	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	9	5	5	7	6	1	0
		女	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	9	8	8	5	0
	膵	男	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	10	8	11	18	20	27	12	9	1	0
		女	101	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	7	8	20	20	15	15	6	1
	喉 頭	男	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	気管・気管支・肺	男	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	9	15	31	46	55	44	22	4	1
		女	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5	10	23	15	20	19	4	2
	皮 膚	男	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	1	0	1	0
		女	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	乳 房	男	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
		女	90	0	0	0	0	0	0	1	4	0	8	10	7	8	9	7	12	5	10	6	3	0
	子 宮	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	50	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	2	5	7	8	1	6	5	8	2	1	0
	卵 巣	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	4	2	3	8	4	3	1	0
	前 立 腺	男	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	5	4	10	15	10	18	7	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	膀 胱	男	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	8	6	8	3	1
		女	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	5	1	0
	中 枢 神 経 系	男	12	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	1	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0
		女	9	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	2	1	1	0	0	0
	悪 性 リンパ腫	男	37	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4	4	2	13	3	5	2	0
		女	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	5	6	7	8	3	1
	白 血 病	男	40	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2	2	2	13	8	7	1	1	0
		女	19	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3	5	4	2	1	0
	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	男	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	0	2	1	0	0	0
		女	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	3	5	2	0
	その他の悪性新生物	男	80	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	6	5	4	10	14	9	18	5	5	0
		女	70	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	1	3	5	10	13	14	15	3	0
そ の 他 の 新 生 物	55	男	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	5	5	6	3	0
		女	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	8	5	5	4	1

資料：区資料「令和6年地域保健集計表」

		総 数	性別	男女別 合 計	0 ～ 4	5 ～ 9	1 0 ～ 4	1 5 ～ 9	2 0 ～ 4	2 5 ～ 9	3 0 ～ 4	3 5 ～ 9	4 0 ～ 4	4 5 ～ 9	5 0 ～ 5	5 5 ～ 9	6 0 ～ 6	6 5 ～ 9	7 0 ～ 7	7 5 ～ 7	8 0 ～ 8	8 5 ～ 9	9 0 ～ 9	9 5 ～ 9	1 0 0 以 上	
糖 尿 病		63	男	50	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	1	9	5	10	6	6	6	1	0	
			女	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	3	1	1	1	
高 血 圧 性 疾 患		36	男	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	2	1	0	1	2	0	0	
			女	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	3	3	13	2	0	
再 掲	高血圧性心疾患	27	男	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	0	2	0	0	
			女	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	3	1	9	2	0
心 疾 患 (高血圧性疾患を除く)		1,090	男	520	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	16	23	25	24	55	63	90	100	85	31	3	
			女	570	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	4	6	14	38	68	120	180	103	32	
再 掲	虚血性心疾患	412	男	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	17	11	11	35	40	45	42	29	7	1	
			女	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	6	24	34	35	40	13	2	
掲	慢性リウマチ性心疾患	15	男	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
			女	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	3	2	3	0
脳 血 管 疾 患		437	男	215	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	6	10	15	13	11	29	35	49	25	9	1	
			女	222	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	5	6	6	16	19	28	51	48	30	9	
再 掲	脳 梗 塞	201	男	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	4	17	16	25	16	5	0	
			女	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2	5	14	30	35	15	8
掲	脳 内 出 血	172	男	104	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	4	6	14	8	7	9	14	18	9	4	1	
			女	68	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4	4	9	8	9	12	11	7	1
大 動 脈 瘤 及 び 解 離		102	男	47	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	1	5	5	8	7	7	4	2	0	
			女	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	5	7	12	15	6	6	0	
肺 炎 及 び 気 管 支 炎		319	男	179	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	7	5	21	34	47	36	22	0	
			女	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	16	28	45	36	10	
再 掲	肺 炎	318	男	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	7	5	21	34	47	36	22	0	
			女	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	16	28	45	36	10
慢性閉塞性肺疾患		71	男	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	11	16	12	11	5	1	
			女	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	2	3	0	0	
喘 息		6	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
			女	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	
その他の呼吸器疾患		518	男	318	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	2	7	11	26	75	81	75	32	3	
			女	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	6	15	28	40	61	35	11	
再 掲	誤嚥性肺炎	328	男	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	12	37	57	53	26	3	
			女	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	8	15	26	46	28	11
掲	間質性肺炎	129	男	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	7	11	30	16	12	4	0	
			女	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	9	10	7	6	0
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍		13	男	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	3	0	1	0	
			女	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	
慢性肝疾患及び肝硬変		96	男	64	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	6	8	5	13	9	5	3	8	1	1	0	
			女	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	3	1	1	2	2	8	2	4	3	0	0
腎 疾 患		212	男	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	2	7	7	19	30	26	14	0	
			女	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	6	6	17	23	23	18	5	
再 掲	急性腎不全	9	男	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	
			女	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0
掲	慢性腎臓病	96	男	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	13	17	11	10	0
			女	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	9	7	2	8	3
老 衰		1,266	男	321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	32	71	101	87	17	
			女	945	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	9	44	167	295	290	137
不慮の事故及び有害作用		212	男	115	0	0	0	0	1	1	0	0	3	2	5	6	7	7	9	14	21	13	20	5	1	
			女	97	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	1	4	8	15	17	16	19	6	5	
再 掲	交 通 事 故	10	男	6	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
			女	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0
掲	転 倒 ・ 転 落 ・ 墜 落	53	男	26	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	2	3	5	7	4	1	
			女	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	1	7	8	2	3
掲	不 慮 の 溺 死	58	男	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	3	2	2	2	8	2	8	0	0	
			女	26	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6	9	4	2	1	1
自 殺		125	男	79	0	0	1	2	2	4	8	8	4	7	6	11	10	7	4	1	2	2	0	0	0	
			女	46	0	0	1	2	4	4	3	1	5	2	7	6	4	0	2	2	2	0	1	0	0	
そ の 他 全 死 因		1,286	男	665	2	1	2	1	2	3	2	6	4	10	14	23	24	39	61	106	108	124	98	28	7	
			女	621	4	1	0	1	1	0	0	0	2	3	10	12	19	13	26	44	90	133	161	82	19	

(3) 主要死因順位別の年次推移

令和6年の死亡数を死因別順位にみると、第1位は悪性新生物で1,909人、死亡率(人口10万対)202.1で前年より死亡数24人減少し、死亡率は1.4ポイント下回った。第2位は老衰で1,266人、134.0で前年より100人増加し、死亡率は10.0ポイント上回った。第3位は心疾患で1,090人、115.4で前年より60人増加し、死亡率は5.8ポイント上回った。第4位は脳血管疾患で437人、46.3で前年より2人増加したが、死亡率は増減なし。

(単位: 人 率=人口10万対)

年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
22	悪性新生物		心疾患		肺炎		脳血管疾患		老衰	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,817	206.3	910	103.3	541	61.4	519	58.9	268	30.4
27	悪性新生物		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		肺炎		老衰		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,909	208.9	954	104.4	543	59.4	509	55.7	487	53.3
4	悪性新生物		老衰		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,937	211.3	1,176	128.3	1,056	115.2	448	48.9	304	33.2
5	悪性新生物		老衰		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,913	203.5	1,166	124.0	1,030	109.6	435	46.3	306	32.6
6	悪性新生物		老衰		※3 心疾患(高血圧性疾患を除く)		※4 脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,909	202.1	1,266	134.0	1,090	115.4	437	46.3	319	33.8

年	第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
22	※1 不慮の事故		自殺		※2 腎不全		慢性肝疾患及び肝硬変		糖尿病	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	177	20.1	142	16.1	93	10.6	88	10.0	54	6.1
27	※1 不慮の事故		自殺		※5 認知症		大動脈瘤及び解離		※2 腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	149	16.3	125	13.7	115	12.6	114	12.5	98	10.7
4	※1 不慮の事故		※5 認知症		大動脈瘤及び解離		自殺		腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	227	24.8	209	22.8	118	12.9	117	12.8	113	12.3
5	※5 認知症		不慮の事故		腎不全		大動脈瘤及び解離		自殺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	233	24.8	183	19.5	129	13.7	120	12.8	104	11.1
6	※1 不慮の事故		※5 認知症		自殺		※2 腎不全		大動脈瘤及び解離	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	212	22.4	180	19.1	125	13.2	118	12.5	102	10.8

※1 不慮の事故:22年より死因名のみ変更した。

※2 腎不全:22年より腎不全のみ集計している。

※3 心疾患は高血圧性疾患を除いて集計している。

※4 脳血管疾患は脳梗塞・脳内出血を含めて集計している。

※5 認知症は血管性及び詳細不明の認知症・アルツハイマー病を集計している。

資料:区資料「令和6年地域保健集計表」

※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数 令和6年10月1日現在」より

(4) 悪性新生物による死亡

①悪性新生物部位別年次推移(死亡者数・率)

令和6年の悪性新生物部位別の死亡数と死亡率を比較すると、第1位が気管、気管支及び肺がんで死亡数333人、死亡率35.3(人口10万対)、第2位が大腸がんで292人、30.9、第3位が膵がんで220人、23.3である。

(単位:人 率=人口10万対)

死因 年次	悪性新生物		口腔・咽頭など		喉頭		気管・気管支・肺		食道	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	1,817	209.3	35	4.0	4	0.5	349	40.2	76	8.8
27	1,909	210.5	40	4.4	6	0.7	372	41.0	74	8.2
4	1,937	206.1	54	5.7	2	0.2	333	35.4	66	7.0
5	1,913	203.5	53	5.6	4	0.4	374	39.8	52	5.5
6	1,909	202.1	51	5.4	5	0.5	333	35.3	67	7.1

死因 年次	皮膚		乳房		子宮		卵巣		前立腺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	9	1.0	94	10.8	27	3.1	31	3.6	60	6.9
27	5	0.6	81	8.9	38	4.2	26	2.9	63	6.9
4	6	0.6	101	10.7	37	3.9	32	3.4	65	6.9
5	8	0.9	103	11.0	55	5.9	36	3.8	57	6.1
6	9	1.0	92	9.7	50	5.3	32	3.4	73	7.7

死因 年次	胃		大腸		肝など		胆嚢など		膵	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	244	28.1	242	27.9	141	16.2	79	9.1	152	17.5
27	199	21.9	283	31.2	141	15.5	75	8.3	177	19.5
4	184	19.6	282	30.0	90	9.6	75	8.0	238	25.3
5	142	15.1	231	24.6	101	10.7	80	8.5	232	24.7
6	165	17.5	292	30.9	98	10.4	75	7.9	220	23.3

死因 年次	膀胱		中枢神経系		悪性リンパ腫		白血病		その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
22	39	4.5	9	1.0	44	5.1	36	4.1	19	2.2
27	44	4.9	12	1.3	60	6.6	31	3.4	17	1.9
4	51	5.4	24	2.6	73	7.8	65	6.9	21	2.2
5	49	5.2	16	1.7	64	6.8	58	6.2	19	2.0
6	48	5.1	21	2.2	72	7.6	59	6.2	27	2.9

死因 年次	その他	
	数	率
22	127	14.6
27	165	18.2
4	159	16.9
5	181	19.3
6	177	18.7

資料:区資料「令和6地域保健集計表」

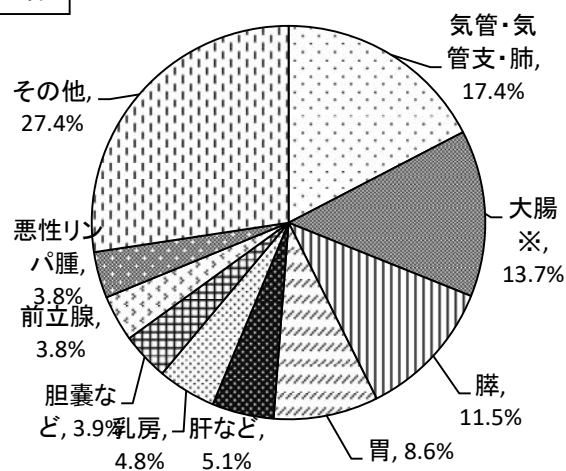
※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数 令和6年10月1日現在」より

②悪性新生物の部位別割合

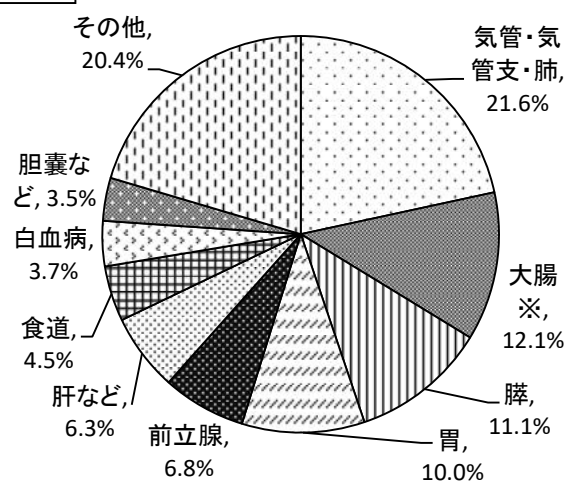
性別に見た死因順位別死亡数・死亡率を見ると、男の死亡率が高いことを示している。男の1位は「気管・気管支・肺」で死亡数は231人、死亡率は21.6で、2位は「大腸」で死亡数は130人、死亡率は12.1である。女の1位は「大腸」で死亡数は132人、死亡率は15.8で、2位は「気管・気管支・肺」で死亡数は102人、死亡率は12.2である。

	死亡数			死亡率		
悪性新生物	1,909	男	1,071	100%	男	56.1%
		女	838		女	43.9%
気管・気管支・肺	333	男	231	17.4%	男	21.6%
		女	102		女	12.2%
大腸 ※	262	男	130	13.7%	男	12.1%
		女	132		女	15.8%
膵	220	男	119	11.5%	男	11.1%
		女	101		女	12.1%
胃	165	男	107	8.6%	男	10.0%
		女	58		女	6.9%
肝など	98	男	68	5.1%	男	6.3%
		女	30		女	3.6%
乳房	92	男	2	4.8%	男	0.2%
		女	90		女	10.7%
胆嚢など	75	男	38	3.9%	男	3.5%
		女	37		女	4.4%
前立腺	73	男	73	3.8%	男	6.8%
		女	0		女	0.0%
悪性リンパ腫	72	男	37	3.8%	男	3.5%
		女	35		女	4.2%
食道	67	男	48	3.5%	男	4.5%
		女	19		女	2.3%
白血病	59	男	40	3.1%	男	3.7%
		女	19		女	2.3%
子宮	50	男	0	2.6%	男	0.0%
		女	50		女	6.0%
口腔・咽頭など	51	男	31	2.7%	男	2.9%
		女	20		女	2.4%
膀胱	48	男	34	2.5%	男	3.2%
		女	14		女	1.7%
卵巣	32	男	0	1.7%	男	0.0%
		女	32		女	3.8%
中枢神経系	21	男	12	1.1%	男	1.1%
		女	9		女	1.1%
皮膚	9	男	6	0.5%	男	0.6%
		女	3		女	0.4%
喉頭	5	男	5	0.3%	男	0.5%
		女	0		女	0.0%
その他	117	男	90	9.3%	男	8.4%
		女	87		女	10.4%

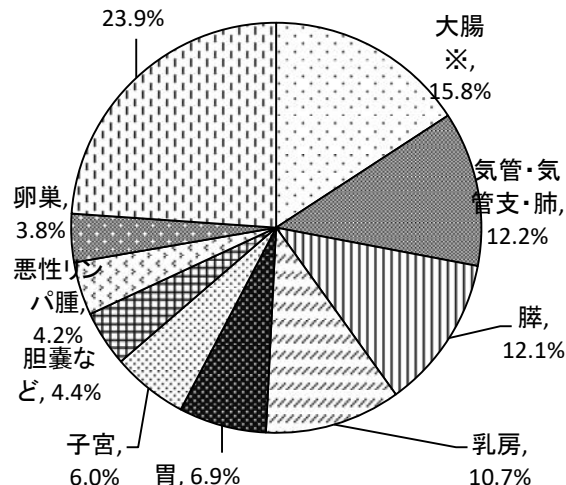
全体



男性



女性



資料:区資料「令和6年地域保健集計表」

(5)性・年齢別自殺者数

令和6年の自殺死亡数は125人で、前年の104人より21人増加し、自殺死亡率(人口10万対)は13.2で、前年の11.3より1.9ポイント上回った。

(単位:人)

代	自殺死亡者数	総数	男	女	割合	男	女
総数		125	79	46	100.0%	63.2%	36.8%
10代		6	3	3	4.8%	2.4%	2.4%
20代		14	6	8	11.2%	4.8%	6.4%
30代		20	16	4	16.0%	12.8%	3.2%
40代		18	11	7	14.4%	8.8%	5.6%
50代		30	17	13	24.0%	13.6%	10.4%
60代		21	17	4	16.8%	13.6%	3.2%
70代		9	5	4	7.2%	4.0%	3.2%
80代		6	4	2	4.8%	3.2%	1.6%
90代		1	0	1	0.8%	0.0%	0.8%

資料:区資料「令和6年地域保健集計表」

年齢	自殺死亡者数	総数	男	女	割合	男	女
総数		125	79	46	100.0%	63.2%	36.8%
10－14歳		0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
15－19歳		6	3	3	5.8%	2.9%	2.9%
20－24歳		11	6	5	10.6%	5.8%	4.8%
25－29歳		11	6	5	10.6%	5.8%	4.8%
30－34歳		3	1	2	2.9%	1.0%	1.9%
35－39歳		9	5	4	8.7%	4.8%	3.8%
40－44歳		10	8	2	9.6%	7.7%	1.9%
45－49歳		7	4	3	6.7%	3.8%	2.9%
50－54歳		12	5	7	11.5%	4.8%	6.7%
55－59歳		8	3	5	7.7%	2.9%	4.8%
60－64歳		7	6	1	6.7%	5.8%	1.0%
65－69歳		2	2	0	1.9%	1.9%	0.0%
70－74歳		7	5	2	6.7%	4.8%	1.9%
75－79歳		5	5	0	4.8%	4.8%	0.0%
80－84歳		2	0	2	1.9%	0.0%	1.9%
85－89歳		2	2	0	1.9%	1.9%	0.0%
90－94歳		2	0	2	1.9%	0.0%	1.9%
95－99歳		0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
100歳以上		0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%

死亡率

(率＝人口10万対)

年	自殺率		
	国	都	区
4	17.4	16.3	12.8
5	17.4	16.3	11.3
6	16.3	14.6	13.2

資料:国資料「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)

※世田谷区の総人口は、東京都福祉保健局「保健所別管轄人口及び世帯数 令和6年10月1日現在」より

付録 分母に用いた人口

(各年10月1日現在の人口)

年次	全国	東京都	世田谷区
令和4年	122,030,523	13,443,000	916,881
令和5年	121,193,394	13,488,000	939,975
令和6年	120,295,592	13,463,000	944,542

全国及び東京都の値は「人口動態月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)、区全体および地域ごとの値は「住民基本台帳登録人口」より。

【注】発行時期の関係で、最新年の値については概数となる。全国及び東京都の値は、確定数に合わせて翌年度以降修正し、出生・死亡率についても遡及して変更を行う。世田谷区に関しては、地域ごとの数値が把握できないため、確定数への変更および諸数値の再計算は行わない。

令和6年度実施の衛生統計調査

調査の名称	目的	期間・期日	調査対象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書から、人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎月	①日本における日本人の事件 ②日本における外国人の事件 ③外国における日本人の事件
国民生活基礎調査	国民の保健、医療、年金等国民生活の基礎的事項について総合的に把握し厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	6月6日	層化無作為抽出した地区内の世帯及び世帯員
社会保障・人口問題基本調査「第9回世帯動態調査」	社会サービス施策の重要性が高まるなかで、高齢者世帯やひとり親世帯の動向の把握と将来見通しを調査し、厚生労働行政の施策立案等に広く活用される基礎資料を提供することを目的とする。	7月1日	国民生活基礎調査対象地区から層化無作為抽出した調査地区
医療施設静態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能等を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	10月1日	区内全ての病院及び一般診療所、歯科診療所
患者調査	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	①入院・外来患者 10月17日～20日のうち1日 ②退院患者 9月1日～30日	厚生労働省が層化無作為に抽出した区内医療施設の患者
受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	10月19日	厚生労働省が層化無作為に抽出した区内病院の患者

第6章 地域保健福祉

1. 地域活動との協働

地域支えあい活動の支援		事業の開始
		平成 10 年度
窓 口	世田谷区社会福祉協議会各地域社協事務所	
事業所管	生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課、保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課	
事業の概要、目的	地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の方等の閉じこもりや孤立の解消、介護予防を目指す地域支えあい活動は、お茶とおしゃべりを中心とした『ふれあい・いきいきサロン』や子育て中の親子を対象とする『子育てサロン』、会食を中心に介護予防等を目的としたプログラムを行う『支えあいミニデイ』がある。 支えあい活動拠点や区民利用施設をはじめ、団地・高齢者住宅の集会室などの社会資源を活用している。社会福祉協議会は、担い手の募集・コーディネート・相談・情報の提供等の活動支援を行う。	
根拠法令等	[区]社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会事業助成補助金交付要綱	
予 算	[歳出]25,660,000 円	決 算 [歳入] [都]2,588,000 円 [歳出]22,517,248 円

<実績>

(1) 活動実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ふれあい・いきいきサロン数	542 団体	547 団体	526 団体
子育てサロン数	82 団体	78 団体	79 団体
支えあいミニデイ数	60 団体	55 団体	50 団体
支えあい活動保険(延べ参加者数)	128,484 人	146,897 人	153,606 人
支えあい活動保険(延べボランティア数)	30,452 人	33,221 人	32,994 人

(2) 拠点の整備

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
支えあい活動拠点数	22 か所	22 か所	22 か所

共同募金		事業の開始
		昭和 22 年
窓 口	各まちづくりセンター、保健福祉政策部生活福祉課	
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当、世田谷区社会福祉協議会地域社協課	
事業の概要、目的	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい・地域支えあい募金からなる共同募金運動は、地域福祉の増進に取り組む団体の活動等に区民のご芳志を役立てる運動として行われている。 赤い羽根共同募金は、毎年 10 月 1 日から、歳末たすけあい・地域支えあい募金は 12 月 1 日からそれぞれ開始となる。	
根拠法令等	社会福祉法	

地域資源開発事業

事業の開始

平成 26 年度

窓 口	世田谷区社会福祉協議会各地区事務局		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	まちづくりセンターに配置した社会福祉協議会職員が、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館との四者連携を基盤として、身近な地区における相談支援や多様なアウトリーチ等により、地区における生活支援のニーズ・課題の早期発見に取り組む。また、福祉的課題の解決を図るため、地域活動人材や活動の場、生活支援サービス等の発掘と創出、コーディネート、活動団体等のネットワーク化などに取り組み、これらの支援過程を通じ、共に生きる地域づくりを推進する。 平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月までモデル実施し、平成 28 年 7 月から全 27 地区、令和元年 6 月から二子玉川地区新設により全 28 地区で行っている。また、令和 6 年度からは、重層的支援体制整備事業のうち「参加支援事業」「アウトリーチを通じた継続的支援事業」を担っている。		
予 算	[歳出]406,579,000 円	決 算	[歳入][都]40,009,000 円 [国]75,271,000 円 [歳出]406,577,060 円

<実績>

地区社会福祉協議会 地区事務局	相談件数	訪問調査件数(団体支援)	地域支えあい活動団体数						活動場所発掘件数	生活支援サービス 創出件数	登録数 地区サポーター	地区サポーター マッチング件数
			新規登録団体数 サロン	子育てサロン 新規登録団体数	ミニデイ 新規登録団体数	登録団体数 サロン年度末	登録団体数 子育てサロン年度末	登録団体数 ミニデイ年度末				
池尻地区事務局	26	209	0	0	0	10	3	2	20	1	40	0
太子堂地区事務局	108	150	1	0	0	8	1	1	20	1	38	12
若林地区事務局	80	159	1	0	0	14	5	3	17	0	34	6
上町地区事務局	54	318	0	0	0	9	5	1	26	0	68	18
経堂地区事務局	106	192	1	1	0	19	5	2	24	0	74	5
下馬地区事務局	90	166	0	0	0	9	5	4	16	1	53	4
上馬地区事務局	50	146	1	0	0	16	2	6	24	1	61	29
梅丘地区事務局	138	128	0	0	0	17	0	0	27	0	58	28
代沢地区事務局	189	199	0	0	0	13	1	1	9	0	36	23
新代田地区事務局	100	150	0	0	0	11	1	2	15	0	53	36
北沢地区事務局	164	151	0	0	0	15	2	1	15	0	52	21
松原地区事務局	137	165	4	0	0	32	1	6	17	1	108	31
松沢地区事務局	106	172	2	0	0	28	1	0	16	1	74	6
奥沢地区事務局	274	83	0	0	0	25	2	0	18	0	67	1
九品仏地区事務局	87	88	1	0	0	13	1	0	16	0	63	8
等々力地区事務局	136	144	2	0	0	17	3	1	17	2	98	39
上野毛地区事務局	87	223	1	1	0	21	4	1	16	0	84	41
用賀地区事務局	55	158	0	0	0	16	4	1	17	1	70	18
二子玉川地区事務局	64	200	0	0	0	22	5	1	12	2	46	14
深沢地区事務局	194	216	1	1	0	31	3	3	34	1	151	22

祖師谷地区事務局	103	191	0	0	0	28	2	1	17	3	46	14
成城地区事務局	183	198	1	0	0	13	1	0	19	0	33	4
船橋地区事務局	88	60	1	0	0	19	3	2	21	0	67	2
喜多見地区事務局	85	91	1	0	0	29	2	5	18	1	48	3
砧地区事務局	113	186	1	0	0	26	6	1	21	0	43	3
上北沢地区事務局	81	240	0	0	0	20	3	2	21	0	63	21
上祖師谷地区事務局	141	144	2	1	0	17	4	0	13	2	63	22
烏山地区事務局	200	95	1	0	0	28	4	3	15	2	110	40
計	3,239	4,622	22	4	0	526	79	50	521	20	1,801	471
単位	件	件	団体	団体	団体	団体	団体	団体	件	件	件	件

2. 委員活動

民生委員・児童委員（主任児童委員）

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課管理係
事業の概要、目的	民生委員・児童委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と定められており、地域社会の中で社会福祉関係について問題をかかえている人の把握、相談、助言、その他の援助にあたる一方、各総合支所、児童相談所など、関係行政機関に対して協力活動等を行っている。 民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で発足した「済世顧問制度」に端を発し、翌年、大阪で方面委員制度が創設され全国へと広まった。その後、民生委員令により「方面委員」から「民生委員」に改められ、また、昭和22年の児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられることになった。昭和23年には民生委員法が制定され、法律上の制度として設置された。平成に入り、少子化、児童虐待、子育て不安など、子どもをめぐる課題が顕在化した。一方で、急激な高齢化への対応により児童委員としての活動を十分行うことができない状況もあり、専門的知識・経験を有し、児童福祉に関する事項を専門的に行う主任児童委員が置かれることになった。 ※令和7年4月1日現在、世田谷区の民生委員・児童委員の定数は654人（含主任児童委員58人）
組織と選任方法	区内には、29（まちづくりセンター単位、平成22年12月1日より烏山が東西2つに分割）の地区民生委員児童委員協議会が組織されており、それぞれ自主的な運営を行っている。協議会は、民生委員・児童委員、主任児童委員相互の連絡や、必要な知識・技術を高めるための研修を行うなど、地域住民の福祉の向上のための活動拠点となっており、東京都及び全国の民生児童委員連合会とも連携を取り合い、福祉の推進のため、協力して幅広い活動を展開している。福祉に関する要望が多方面にわたる昨今、個々の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動はきわめて重要であり、本協議会の役割はますます重要になっている。 民生委員・児童委員の選任は、民生委員法に定めるところにより、次のとおり行う。 ① まちづくりセンター単位におかれている民生委員・児童委員候補者内申協議会が、地域の中から、人格識見共に高く社会的常識を持ち、かつ社会福祉の増進に熱意があり地域の実情に明るい者を候補者として選出し、区の民生委員推薦会が都知事に推薦する。 ② 都は、推薦者について必要に応じて社会福祉審議会へ答申を求め、都知事はそれを参考に厚生労働大臣へ推薦する。 厚生労働大臣による審査のうえ民生委員・児童委員として委嘱される。
根拠法令等	民生委員法・児童福祉法
予 算	【歳出】 110,946,000 円 決 算 【歳入】 [都] 74,297,994 円 【歳出】 109,288,942 円
職務内容	(1) 民生委員・児童委員 ①担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。 ②地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。 ③社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ④住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。 ⑤住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。 ⑥住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。 ⑦活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起する。

	(2) 主任児童委員 ①児童福祉関係機関・施設等との連絡を密にし、その業務に協力する。 ②区域担当児童委員への援助活動を行う。 ③児童委員が行う個別支援に専門的な指導が必要なときは、関係機関等とのパイプ役となり児童委員と協力して活動する。 ④地区民生委員児童委員協議会事業の企画・実施への援助協力をする。
--	--

<民生委員・児童委員地区別数(主任児童委員を含む)>

(令和7年4月1日現在)

地 域	地 区	定 数	現 員 数	現 員 数 内 訳	
				男	女
世田谷	池 尻	20	18	1	17
	太 子 堂	21	20	1	19
	若 林	24	22	0	22
	上 町	32	31	1	30
	経 堂	31	30	3	27
	下 馬	33	27	1	26
	上 馬	20	19	3	16
	地 域(計)	181	167	10	157
北 沢	梅 丘	21	18	1	17
	代 沢	17	16	2	14
	新 代 田	18	18	4	14
	北 沢	18	16	2	14
	松 原	19	19	1	18
	松 沢	27	27	1	26
	地 域(計)	120	114	11	103
玉 川	奥 沢	16	16	5	11
	九 品 仏	14	11	0	11
	等 々 力	22	19	7	12
	上 野 毛	20	20	3	17
	用 賀	20	19	3	16
	二子玉川	17	17	1	16
	深 沢	31	29	11	18
	地 域(計)	140	131	30	101
砧	祖 師 谷	20	19	0	19
	成 城	18	18	1	17
	船 橋	28	27	4	23
	喜 多 見	27	27	8	19
	砧	30	30	2	28
	地 域(計)	123	121	15	106
烏 山	上 北 沢	20	19	2	17
	上祖師谷	23	22	7	15
	烏 山 東	25	23	2	21
	烏 山 西	22	19	1	18
	地 域(計)	90	83	12	71
合 計		654	616	76	538

身体障害者相談員		事業の開始		
		昭和 42 年		
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係			
事業の概要、目的	民間の協力者として、①身体障害者の地域活動の推進、②身体障害者の更生援護に関する相談・指導、③身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動などを職務内容とし、身体障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として身体障害者のうちから区長が業務を委託している。（令和 7 年 4 月 1 日現在、相談員数は 15 名）			
根拠法令等	身体障害者福祉法 [区] 世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱			
対 象	身体障害者			
予 算	[歳出] 1,169,000 円 ※知的障害者相談員との合算額		決 算	[歳入] [都] 0 円 [歳出] 894,210 円 ※歳出は知的障害者相談員との合算額

知的障害者相談員		事業の開始	
		昭和 43 年	
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	民間の協力者として、①知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言、②知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡、③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など、知的障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として知的障害者の保護者のうちから区長が業務を委託している。（令和 7 年 4 月 1 日現在、相談員数は 8 名）		
根拠法令等	知的障害者福祉法 [区] 世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱		
対 象	知的障害者		
予 算	[歳出] 1,169,000 円 ※身体障害者相談員との合算額	決 算	[歳入] [都] 0 円 [歳出] 894,210 円 ※歳出は身体障害者相談員との合算額

3. その他

世田谷区地域保健福祉審議会		事業の開始 平成8年7月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	区長の附属機関として世田谷区の地域保健福祉に係わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策に必要な事項の調査・審議を行う。 専門的事項を効率的に調査審議するため、審議会の内部に世田谷区障害者施策推進協議会のほか、諮問内容に応じた部会を設置する。 〈審議事項〉 住民活動とのパートナーシップについて（平成8年7月諮問） 保健福祉の統合化について（平成8年7月諮問） 地域保健医療計画の改定について（平成9年9月諮問） 子どもを取り巻く環境整備について（平成9年9月諮問） 介護保険事業計画及び世田谷区高齢者保健福祉計画について（平成10年9月諮問） 健康せたがやプランについて（平成12年9月諮問） 保育サービスのあり方について（平成13年5月諮問） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成14年1月諮問） 支援費制度への対応方針について（平成14年4月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成15年9月諮問） せたがや健やか親子について（平成15年9月諮問） せたがやノーマライゼーションプランの策定について（平成16年11月諮問） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成16年11月諮問） 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成19年11月諮問） 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成22年12月諮問） 第3期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成23年3月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（平成24年10月諮問） 「子ども計画（第2期）」の策定について（平成25年6月諮問） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成25年10月諮問） 第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成25年10月諮問） 第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて（平成28年10月諮問） 第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成28年10月諮問） 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和元年11月諮問） （仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定について（令和元年11月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（令和4年11月諮問） 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和4年11月諮問） せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定について（令和4年11月諮問）	

	〈答 申〉 世田谷区地域保健福祉社会の構築（平成9年9月答申） 東京都西南部医療圏 地域保健医療計画世田谷区編（案）（平成10年3月答申） 子どもを取り巻く環境整備について（平成10年11月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（平成12年1月答申） 健康せたがやプランについて（平成14年2月答申） 保育サービスのあり方について（平成14年2月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成15年1月答申） 支援費制度への対応方針について（平成15年1月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成16年7月答申） せたがや健やか親子について（平成16年7月答申） せたがやノーマライゼーションプランの策定について（平成17年7月答申） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成17年12月答申） 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成20年11月答申） 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について （平成23年12月答申） 第3期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成23年12月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成25年10月答申） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について、第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について「子ども計画（第2期）」の策定について（平成26年11月答申） 第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて、第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成29年11月答申） せたがやノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定について、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和2年11月答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について」「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について」（令和5年10月） 〈緊急提言〉 介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて （平成10年3月） 〈報 告〉 「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21世紀の世田谷における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書（平成14年5月）		
根拠法令等	〔区〕世田谷区地域保健福祉推進条例		
予 算	〔歳出〕 3,168,000 円	決 算	〔歳出〕 2,083,684 円

保健福祉サービス苦情審査会		事業の開始
		平成8年10月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当	
事業の概要、目的	区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関する区民からの苦情申立てを、中立公正な立場から審査するため、区長の附属機関である保健福祉サービス苦情審査会を運営し、区長へ意見を述べる。区長は、審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努める。審査会は、弁護士、医師、学識経験者などで構成されている。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区地域保健福祉推進条例、世田谷区介護保険条例	
対 象	(1) 申立ての対象となる苦情 ①区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関するものであること。 ②個別（個人を特定したサービス）の適用または提供に関するものであること。ただし、既に苦情の処理が終了している場合や法に基づく不服申立て等を行った場合などは対象とならない。 (2) 申立てができる人 ①現にサービスを受けている人 ②サービスを取り消された人、申請したが受けられなかった人 ③上記①及び②の家族 ④民生委員・児童委員、行政相談委員など	
予 算	〔歳出〕 541,000 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕 500 円
		〔歳出〕 8,935 円

<実績>

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 苦情審査会申立て件数	5	0	0
(1) 諮問件数	0	0	0
(2) 諮問非該当、申立て取下げ	5	0	0
2 苦情審査会審査件数	1	0	0
(1) 意見書提出	1	0	0
(2) 諮問取下げ	0	0	0
(3) 翌年度以降へ継続審査	0	0	0
3 苦情・相談受付件数	182	166	114
(1) 高齢者福祉(介護保険関係)	109(87)	111(95)	72(63)
(2) 障害者福祉(障害者総合支援関係)	29(26)	30(25)	30(20)
(3) 児童福祉	23	8	5
(4) その他	21	17	7

保健福祉サービス向上委員会		事業の開始
		平成18年4月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当	
事業の概要、目的	保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するため、区長の附属機関として設置。委員会では、専門的見地から、区や事業者が行う保健福祉サービスの質の向上への取り組みについて、課題や方向性、解決手段などを議論する。区長は、委員会の意見を尊重し、今後の取り組みに反映させる。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区地域保健福祉推進条例	
予 算	〔歳出〕 422,000 円	決 算
		〔歳入〕〔都〕 189,000 円
		〔歳出〕 359,925 円

社会福祉法人の認可等及び指導監査		事業の開始
		平成25年4月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当	
事業の概要、目的	社会福祉法人（主たる事務所が世田谷区の区域内にあり、その行う事業が世田谷区の区域を越えないもの）の設立や定款変更の認可、指導監査などを行う。	
根拠法令等	社会福祉法	
予 算	【歳出】294,000 円	決 算 【歳入】 【他】 600 円 【歳出】 204,541 円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
所轄法人数	(年度末現在)	34	34	34
認可等	法人設立 (法人数)	0	0	0
	法人合併 (件数)	0	1	0
	定款変更 (件数)	4	9	6
	証明書発行 (件数)	1	1	2
指導監査	(法人数)	11	13	11

地域福祉推進事業		事業の開始
		平成15年4月
窓 口	障害福祉部障害施策推進課（下記①に関して） 障害福祉部障害者地域生活課（下記③に関して） 高齢福祉部高齢福祉課（下記②に関して）	
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当	
事業の概要、目的	行政サービスでは行き届かない地域のニーズに応えた柔軟できめ細かい保健福祉サービスを支援するため、区内の民間非営利活動団体が行う以下の地域保健福祉サービスに対して経費の一部を補助する。 ①家事・介護サービス事業（地域で会員制度を取り入れた有料の家事・介護サービス事業） ②毎日食事サービス事業（ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等で食事の支度が困難な者に対して毎日の食糧程度の配食を行う事業） ③移送サービス事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条の第3号で定める福祉有償運送事業） ④その他地域保健福祉を推進する事業のうち、特に区長が認める事業 ※この事業は、平成14年度まで都で実施の東京都地域福祉振興事業3事業（有償家事援助サービス事業、毎日食事サービス事業、移送サービス事業）への助成が平成15年度から区に事業移管されたことに伴い、区の既存類似補助事業であった世田谷区移動困難者移送サービス事業と世田谷区障害福祉事業の整理統合を行い新規事業として実施している。都区折半で補助を行う。	
根拠法令等	【区】世田谷区地域福祉推進事業補助金交付要綱	
対 象	上記①～④の事業を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等で、以下の全ての要件を満たし、かつ事業実績等が一定の基準を上回るもの。 (1) 世田谷区内に事務所又は事業所を有し、区民を対象に事業を実施し、事業実績が1年以上あるもの (2) 補助事業の年間実績が一定の基準を満たしているもの (3) 移送サービス事業は、道路運送法第79条による登録を済ませていること。	
予 算	【歳出】 30,163,000 円	決 算 【歳入】 【都】 13,866,000 円 【歳出】 27,643,040 円

＜実績＞助成団体数(1団体が複数の事業に関わる場合は事業ごとに件数計上)

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家事・介護サービス	2	1	1
毎日食事サービス	1	1	1
移送サービス	7	7	7
その他	0	0	0
計	10 団体	9 団体	9 団体

休日等診療事業

事業の開始

下表参照

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	平日準夜、休日（日曜・祝日及び年末年始）昼間、土曜・休日準夜の急病患者に対処するため、地区医師会・地区歯科医師会に委託して、「休日等診療事業」、「子ども初期救急診療事業」を実施している。		
根拠法令等	〔区〕 休日診療事業実施要綱、休日・土曜準夜診療事業実施要綱 世田谷区子ども初期救急診療事業実施要綱 休日歯科応急診療事業実施要綱		
予算	〔歳出〕 378,027,000 円 (休日等調剤事業との共通経費を含む。)	決算	〔歳入〕 〔都〕 4,410,000 円 〔歳出〕 344,613,816 円

1. 世田谷区休日等診療事業

(平日準夜:19:30～22:30、休日昼間:9:00～17:00〔内1時間昼休憩〕、
休日・土曜準夜:17:00～22:00)

委託先	医療機関等	科目	診療日	事業開始日
世田谷区医師会	世田谷区医師会 初期救急診療所	内科・小児科	平日準夜 (小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	平日準夜: 世一平成15年4月25日 玉一平成15年6月2日 休日昼間: 世一平成16年11月3日 玉一昭和54年4月1日 休日準夜: 昭和54年4月1日 土曜準夜: 平成2年5月12日
	世田谷区医師会 付属烏山診療所	内科・小児科	休日準夜 土曜準夜	
	輪番5か所 (繁忙期等変動有)	内科・小児科	休日昼間	
玉川医師会	玉川医師会診療所	内科・小児科	平日準夜 (小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	
	輪番1か所 (R7より繁忙期等変動有)	内科・小児科	休日昼間	
世田谷区 歯科医師会	輪番1か所 (繁忙期等変動有)	歯科	休日昼間	昭和54年6月17日
玉川歯科 医師会	玉川歯科医師会 会立歯科診療所	歯科	休日準夜	平成2年9月2日
	輪番1か所	歯科	休日昼間	昭和54年6月17日

<実績>

(1)休日昼間診療事業

(単位:人)

年度			令和4年度	令和5年度	令和6年度
休日数			73 玉輪 72	74 玉輪 73	73 玉輪 72
世田谷区 医師会	固定	1ヶ所	3,870 内 科 2,132 小児科 1,738	4,480 内 科 2,371 小児科 2,109	3,561 内 科 1,743 小児科 1,818
	輪番	5ヶ所	6,260	10,554	13,171
玉 川 医師会	固定	1ヶ所	1,128 内 科 580 小児科 548	3,544 内 科 1,481 小児科 2,063	3,089 内 科 1,956 小児科 1,133
	輪番	1ヶ所	512	633	702
総 数	固定		4,998	8,024	6,650
	輪番		6,772	11,187	13,873
	計		11,770	19,211	20,523

(2)休日・土曜準夜診療事業

(単位:人)

年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度
日 数		休日	73	74	73
		土曜	50	50	49
世田谷区医師会	医師会付属烏山診療所	休日	1,075	1,857	1,747
			内科 671、小児科 404	内科 1,020、小児科 837	内科 1,135、小児科 612
		土曜	601	973	608
			内科 339、小児科 262	内科 513、小児科 460	内科 326、小児科 282
	初期救急診療所	休日	1,609	2,000	1,502
			内科 885、小児科 724	内科 802、小児科 1,198	内科 720、小児科 782
		土曜	1,054	1,065	610
			内科 569、小児科 485	内科 443、小児科 622	内科 257、小児科 353
玉川医師会診療所		休日	392	1,244	1,321
			内科 201、小児科 191	内科 689、小児科 555	内科 835、小児科 486
		土曜	172	668	529
			内科 64、小児科 108	内科 339、小児科 329	内科 328、小児科 201
総 数			4,903	7,807	6,317

(3)平日準夜診療事業

(単位:人)

年度	令和4年	令和5年度	令和6年度
日数	242	242	243
初期救急診療所	601	925	639
玉川医師会診療所	181	367	260
総 数	782	1,292	899

(4)休日歯科応急診療事業

(単位:人)

年 度	休 日 数		世田谷区 歯科医師会	玉川歯科医師会		総 数
	昼間	準夜		昼間	準夜	
4	72	73	255	89	65	409
5	73	73	274	118	67	459
6	72	73	335	126	92	553

2. 休日医療相談（休日昼間：9:00～17:00）

委託先	案内日	内 容	電 話
世田谷区医師会	休日昼間	急病医療相談	(6701)7799

<実績>

年 度	休 日 数	医療相談件数
4	73	980
5	74	1,538
6	73	1,639

休日等調剤事業

事業の開始

平成3年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	(1) 平日準夜、休日（日曜、祝日及び年末年始）昼間と土曜・休日準夜の急病患者に対する調剤の求めに応じるため、調剤施設を確保し、医師の処方箋にもとづく調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 『世田谷区休日夜間薬局』（松原6-37-10） 開設時間 平日 19:30～22:30、休日 9:00～22:00、土曜 17:00～22:00 『玉川薬局』（中町2-25-15） 開設時間 平日 19:30～22:30、休日 9:00～22:00、土曜 17:00～22:00 (2) 年末年始の調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 開設時間 12月29日から1月5日 9:00～17:00 場 所 輪番（世田谷・北沢地域／砧・烏山地域）		
根拠法令等	〔区〕休日調剤・土曜日準夜調剤事業実施要綱、世田谷区子ども調剤実施要綱		
予 算	〔歳出〕75,950,000 円 （休日等診療事業との共通経費は同事業に含めて計上。）		決 算
			〔歳入〕休日等診療事業に一括計上 〔歳出〕72,892,910 円

<実績>

(1) 休日等調剤事業

(単位:件)

年度	日数			休日夜間薬局			玉川薬局			総計
	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	
4	242	73	50	512	4,723	896	135	1,346	143	7,755
5	242	75	49	800	5,890	1,188	304	4,430	596	13,208
6	243	73	49	628	4,761	610	219	4,001	478	10,697

(2) 年末年始等調剤事業

(単位:件)

年度	日数		世田谷薬剤師会・玉川砧薬剤師会(輪番4)		総数
	年末	年始	年末	年始	
4	3	4	371	535	906
5	3	4	604	790	1,394
6	3	5	1,112	1,234	2,346

成年後見制度の利用促進・支援

事業の開始

平成12年4月

窓 口	成年後見センターえみい（社会福祉協議会） 各総合支所保健福祉課 あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課管理係、各総合支所保健福祉課		
事業の概要、目的	(1) 判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護する成年後見制度について、区民に周知し、適切な利用につながるよう相談・情報提供等を行う。 (2) 身寄りがいないなどの理由で、本来の申立権者（本人、配偶者、4親等以内の親族等）が家庭裁判所に後見等開始申立てをすることができないような場合は、区長が申立てを行う。 (3) 区民成年後見人養成研修の実施修了者の後見人受任を支援し、事例検討委員会及び普及啓発において活用する。 (4) 本人が後見人に報酬を支払うことが困難な場合に報酬の助成を行う。 (5) 本人が家庭裁判所への申立費用の負担が困難な場合に申立費用の助成を行う。		
根拠法令等	[法] 民法、任意後見契約に関する法律、後見登記等に関する法律 老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 28 条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2 成年後見制度の利用の促進に関する法律 [区] 後見開始等に係る区長の審判請求手続等に関する要綱 世田谷区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬助成要綱 世田谷区成年後見制度申立費用助成要綱		
対 象	判断能力が十分ではない高齢者、知的障害者、精神障害者等及びその親族等		
予 算	[歳出] 130, 105, 000 円	決 算	[歳入] [都] 23, 555, 139 円 [国] 8, 350, 278 円 [他] 8, 547, 347 円 [歳出] 102, 396, 568 円

<実績>

成年後見センターへの相談件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家族・知人等	895	1,026	1,301
あんしんすこやかセンター	324	358	515
行政	167	131	141
民生委員等	474	495	797
その他	121	148	80
計	1,981	2,158	2,834

成年後見センターへの対象別相談件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1,609	1,704	2,251
知的障害者	135	139	181
精神障害者	118	114	252
その他	119	201	150
計	1,981	2,158	2,834

区長による後見等開始申立て件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立て件数	76	48	33

区民成年後見人の養成研修及び新規選任状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修修了者(人)	8	11	13
新規選任の審判(件)	13	18	13

第7章 人材の育成と確保

1. 人材の育成と確保

福祉人材育成・研修センター事業運営		事業の開始
		平成19年4月
窓口	世田谷区福祉人材育成・研修センター	
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当	
事業の概要、目的	福祉サービスの担い手や、就労していない有資格者の発掘を行い、区内事業所への就労につなげる。また、職員の専門性向上を目指した研修の実施により人材の育成を図るなど、福祉人材育成・確保を総合的に推進する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区福祉人材育成・研修センター事業実施要綱	
予算	〔歳出〕100,283,000円	決算 〔歳入〕〔都〕45,569,000円 〔歳出〕99,919,086円

手話講習会		事業の開始
		昭和51年10月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	聴覚障害者福祉に理解と熱意を持つ区民に手話技術の指導を行い、聴覚障害者等と健聴者との相互の意志疎通を円滑にする。 (運営等は世田谷区聴覚障害者協会に委託)	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔国〕地域生活支援事業実施要綱 〔区〕世田谷区手話講習会事業運営要綱 (地域生活支援事業対象事業)	
対象	満15歳以上の区内在住、在勤、在学者	
予算	〔歳出〕6,793,240円	決算 〔歳入〕〔国〕2,015,000円 〔都〕1,007,000円※ 〔歳出〕6,786,783円

※歳入金額は、他の奉仕員養成研修事業（手話通訳者研修）との合算額である。

＜実績＞クラス別

区分 \ 年度		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
(上期) 体験教室	昼	27	27	26	32	32	30	53	44	37
	夜	22	22	19	25	25	23	34	34	27
	計	49	49	45	57	57	53	87	78	64
(下期) 体験教室	昼	-	-	-	-	-	-	31	31	28
	夜	-	-	-	-	-	-	20	20	19
	計	-	-	-	-	-	-	51	51	47
初級	昼	25	25	20	63	50	45	59	59	48
	夜	30	30	23	89	40	37	91	60	45
	計	55	55	43	152	90	82	150	119	93
中級	昼	15	15	11	19	19	15	27	27	24
	夜	14	14	12	21	21	16	47	47	35
	計	29	29	23	40	40	31	74	74	59
専門	昼	8	8	7	9	7	7	10	10	10
	夜	11	11	9	9	7	6	12	12	12
	計	19	19	16	18	14	13	22	22	22
特別講義	昼	-	-	-	-	-	-	7	7	7
	夜	6	6	5	9	9	5	8	8	5
	計	6	6	5	9	9	5	15	15	12
合計		158	158	132	276	210	184	348	308	250

高次脳機能障害理解・啓発研修		事業の開始
		平成17年4月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当	
事業の概要、目的	高次脳機能障害に対する理解を促進するため、講演会等による一般区民等への普及啓発を図るとともに、高次脳機能障害者に関わる施設等職員や支援者に実践的な援助方法を習得させ、高次脳機能障害者を支援する人材の育成を目指す。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区高次脳機能障害者に対する移動支援従事者養成研修事業実施要領	
対 象	区民、関連施設職員、ヘルパー等	

<実績>

講演・研修	参加人数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区民向け講演会	32	21	39
高次脳機能障害支援力向上(基礎、応用) (令和3年度から福祉人材育成・研修センターで実施)	142(基礎) 97(応用)	120(基礎) 135(応用)	136(基礎) 97(応用)
失語症会話パートナー養成講座	45	34	36
高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座	21	13	13
合計	337	323	321

福祉人材支援事業（障害）		事業の開始
		平成21年4月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	障害者ホームヘルプ事業所等における人材不足が深刻化している現状を解消するため、ヘルパー養成研修の開催等を通じて、福祉介護人材の育成・確保等の拡充を図る。	
根拠法令等	〔都〕東京都障害者（児）居宅介護従事者養成研修等事業実施要綱、東京都障害者（児）移動支援従事者養成研修事業実施要綱	
対 象	ヘルパー業務に従事する意思のある者、ホームヘルプ事業所等	
予 算	〔歳出〕 1,519,682 円	決 算
		〔歳入〕 特定財源なし
		〔歳出〕 1,407,872 円

※障害福祉の理解研修及び同行援護従事者養成研修の予算及び決算については、前ページの「福祉人材育成・研修センター事業運営」に含む。

<実績>

研修名	修了者数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知的障害者移動支援従事者養成研修	39	61	55
重度訪問介護従事者養成研修	-	1	3
同行援護従事者養成研修	20	19	19
障害福祉の理解研修	509	528	357

※「障害福祉の理解研修」については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度よりウェブ形式で実施。

介護職員初任者研修課程等受講料助成		事業の開始
		平成 21 年 4 月
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係・障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	介護サービスに従事する際に必要な資格である、介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員養成研修 2 級課程）の受講料の一部を助成することにより介護人材の確保及び質の向上を図る。上限 72,000 円。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区介護職員初任者研修課程等受講料助成要綱	
対 象	研修修了後、3 ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後 3 ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、3 ヶ月以上の登録で従事時間が 90 時間を超えていること。）	
予 算	〔歳出〕 19,188,200 円 ※1	決 算
		〔歳入〕〔都〕 20,000,000 円 ※2
		〔歳出〕 4,117,000 円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
 ※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

<実績>

令和4年度	令和5年度	令和6年度
88人	77人	84人

介護福祉士実務者研修受講料助成		事業の開始	
		平成 29 年 4 月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係・障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修の受講費用の一部を助成することにより、介護人材の確保及び質の向上を図る。 上限 139,000 円		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付要綱		
対 象	平成 29 年 4 月 1 日以降に研修を修了後、6 ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後 6 ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6 ヶ月以上の登録で従事時間が 180 時間を超えていること。）		
予 算	〔歳出〕 19,188,200 円※1	決 算	〔歳入〕 〔都〕 20,000,000 円 ※2 〔歳出〕 9,613,000 円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
 ※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

<実績>

令和4年度	令和5年度	令和6年度
144人	113人	122人

介護福祉士資格取得費用助成		事業の開始
		平成 29 年 4 月
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係・障害福祉部障害施策推進課事業担当	
事業の概要、目的	介護職唯一の国家資格である介護福祉士の資格取得費用の一部を助成することにより、介護の人材の質の向上を図る。 上限 115,000 円（介護技術講習受講有）、61,000 円（介護技術講習受講無）	
根拠法令等	〔区〕世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付要綱	
対 象	平成 28 年度以降の介護福祉士の国家試験に合格し、合格発表後 3 ヶ月以内に介護福祉士登録証の交付を受け、資格登録後、6 ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後 6 ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6 ヶ月以上の登録で従事時間が 180 時間を超えていること。）	
予 算	〔歳出〕 19,188,200 円※1	決 算
		〔歳入〕〔都〕 20,000,000 円 ※2 〔歳出〕 1,192,000 円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成）との合算額である。

※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

<実績>

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
63 人	53 人	52 人

介護サービス事業所等職員研修費助成		事業の開始	
		平成24年11月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	特別養護老人ホーム（老人短期入所事業を含む）、小規模／看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所における人材の安定的確保及びサービスの質の向上を図るため、施設・事業所の運営に係る職員研修費用を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付要綱 世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付要綱		
対 象	世田谷区内で助成事業を実施する法人		
予 算	〔歳出〕 27,975,240 円	決 算	〔歳入〕 〔都〕 20,000,000 円※ 〔歳出〕25,867,357 円

※歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。

<実績>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
特別養護老人ホーム	24 施設	25 施設	28 施設
	21,338,161 円	22,310,502 円	23,816,129 円
認知症対応型 共同生活介護事業所	13 事業所	11 事業所	13 事業所
	1,933,138 円	1,831,924 円	1,492,062 円
小規模多機能型 居宅介護事業所	6 事業所	7 事業所	5 事業所
	561,425 円	494,348 円	321,166 円
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	2 事業所	3 事業所	3 事業所
	186,025 円	248,580 円	238,000 円

介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式		事業の開始	
		平成 29 年 4 月 (合同入職式) 平成 29 年 8 月 (永年勤続表彰式)	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	これまで別日に行ってきた「介護職員等合同入職式」と「介護従事者等永年勤続表彰式」を令和 2 年度より同日開催とする。新人職員とベテラン職員と一緒にグループワーク等を行うことにより、お互いの仕事に取り組む姿勢や価値観、考え方などを理解し、学び合う場とする。(令和 2～4 年度は式典の開催は中止)		
根拠法令等	[区] 世田谷区介護従事者等永年勤続表彰実施要綱		
対 象	・区内の介護保険サービス施設・事業所に新たに就職した方（職種・雇用形態は問わない） ・区内介護事業所等に通算 10 年以上勤務した職員で、直接雇用されている方		
予 算	[歳出] 514, 849 円	決 算	[歳入] [都] 99, 000 円※ [歳出] 314, 469 円

※永年勤続表彰分。

※永年勤続表彰分。

介護職員等宿舍借り上げ支援事業		事業の開始	
		平成 30 年 4 月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	福祉避難所（高齢者）として、災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定を区と締結している区内の地域密着型サービス事業所に対し、介護職員等のための宿舍の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区介護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱		
予 算	〔歳出〕 10,227,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 3,885,310 円※ 〔歳出〕 8,051,350 円

※ 地域密着型サービス事業所等宿舍借り上げ支援事業との合算

※ 地域密着型サービス事業所等宿舍借り上げ支援事業との合算

特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業		事業の開始	
		令和2年4月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	特別養護老人ホームを運営する事業所に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着を推進することを目的とする。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱		
予 算	〔歳出〕19,395,665 円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕16,524,920 円

地域密着型サービス事業所等宿舍借り上げ支援事業		事業の開始	
		令和4年4月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	区内の地域密着型サービス事業所（地域密着型特別養護老人ホームを除く）・介護予防支援事業を行う事業所（居宅介護支援の指定を受けているものを除く）に対し、介護職員等のための宿舍の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区地域密着型サービス事業所宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱		
予 算	〔歳出〕30,969,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕3,885,310 円※ 〔歳出〕30,321,690 円

※ 介護職員等宿舍借り上げ支援事業との合算

※ 介護職員等宿舍借り上げ支援事業との合算

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等 購入費用助成事業		事業の開始	
		令和7年6月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	区内において訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援の事業を行う事業者に対し、従業者の負担を軽減するために使用させる電動アシスト自転車、付属品及び当該電動アシスト自転車を安全に使用させるにあたって必要となる物品の購入費用の一部を助成することで、従業者の離職の防止及び確保に資することを目的とする。		
根拠法令等	〔区〕 令和7年度世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金の交付に関する要綱		
予 算	〔歳出〕78,525,000 円（令和7年度当初予算額）	決 算	—

介護人材採用活動経費助成事業		事業の開始	
		令和元年7月	
窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	区内における介護サービス従事者を確保するため、法人に対し、人材確保を目的とした求人広告費、求人説明会の出展料などの費用を助成する。		
根拠法令等	〔区〕 世田谷区介護人材採用活動経費助成金交付要綱		
予 算	〔歳出〕22,576,000円	決 算	〔歳入〕〔他〕14,178,357円 〔歳出〕19,488,554円

障害福祉人材採用活動経費助成事業		事業の開始	
		令和7年4月	
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	区内における障害福祉サービス従事者を確保するため、法人に対し、人材確保を目的とした求人広告費、求人説明会の出展料などの費用を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成金交付要綱		
予 算	〔歳出〕5,765,000円	決 算	－

医療技術系学生及び医師の実習指導		事業の開始	
		—	
窓口・所管	感染症対策課		
事業の概要、目的	医師等の実習を総合支所健康づくり課・保健所・区内各施設等で行うことにより、保健福祉人材の養成を促進する。		
根拠法令等	〔国〕 医師法施行規則 第 11 条		
対 象	研修医、医学生等		
予 算	〔歳出〕 —	決 算	〔歳入〕〔他〕0 円 〔歳出〕 —

<実績>

内 容	実人数	延人数
医師	0	0
医学生	16	22

看護系学生等の実習指導		事業の開始
		昭和50年4月
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課	
事業の概要、目的	看護系学生等の実習を総合支所健康づくり課・保健所等で行うことで保健師・助産師・看護師の人材の養成を促進する。	
根拠法令等	〔国〕 保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則 (文部・厚生省令第1号) 第5、6、7条	
対象	保健師・助産師・看護師学生	

<実績>

内 容	実人数	延人数
保健師学生	25	486
助産師学生	0	0
看護師学生	30	30

栄養士学生の実習指導		事業の開始
		昭和50年4月
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課	
事業の概要、目的	管理栄養士養成施設学生を対象に、世田谷区の地域保健を学び、事業体験等を通して、公衆栄養活動や行政栄養士について理解することを目的とし、実施している。	
根拠法令等	栄養士法施行規則 第8、9、11条	
対象	管理栄養士学生	

<実績>

内 容	実人数	延人数
管理栄養士学生	32	192

福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談		事業の開始
		令和7年4月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当、高齢福祉部高齢福祉課事業担当	
事業の概要、目的	介護保険サービス及び障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を利用する区民又はその家族による不適切な言動等により就業環境を害された福祉サービス従事者のために、弁護士による相談事業を実施する。	
根拠法令等	〔区〕 世田谷区福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談事業実施要綱	
予算	〔歳出〕580,800円	決算 ー

第8章 社会保障

1. 生活保護

生活保護

窓 口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
生活保護制度は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて制定された「生活保護法」に基づき生存権を保障する制度で、社会保障制度の根底に位置づけられる「公的扶助」である。 生活保護法は、法律の定める要件を満たす限り、生活の困窮に立ち至った原因のいかんや、性別・信条などを問わず、保護を無差別平等にうけることができると定めている。 生活保護は、世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。また、扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、生活保護法による保護に優先する。世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用される。 なお、平成 17 年度から国は、経済的な給付に加え、被保護者の自立をさらに組織的に支援する制度にするため、「自立支援プログラム」を策定するように求めており、世田谷区では①就労支援事業、②就労準備支援事業、③退院促進支援事業、④居宅生活安定化支援事業、⑤金銭管理支援事業、⑥健康管理支援事業などを導入している。	

1. 保護基準

生活保護の基準は、厚生労働大臣が定めることになっている。その内容は「健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」とされ、保護を必要とする者の年齢・世帯構成・所在地域の別による事情や、そのほか保護の種類に応じて必要な事情を考慮し、決定することとしている。 この保護基準については、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費基準との調整を図ることにより、一般国民の消費基準の動向に即して保護基準を改定する。具体的には、政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い、保護基準の改定率を決定する方法である。				
標準世帯の生活扶助額の年次推移				
区分	実施年月日	生活扶助額	対前年比	[備考]
第 77 次	令和 4 年 4 月 1 日	148,566	100	標準 3 人世帯 ・ 33 歳男 ・ 29 歳女 ・ 4 歳子 生活扶助額 第 1 類 第 2 類 冬季加算 (Ⅵ区×5/12) を含む
第 78 次	令和 5 年 4 月 1 日	148,566	100	
第 79 次	令和 5 年 10 月 1 日	154,666	104.1	

2. 保護の機関

生活保護行政は、福祉事務所が担当機関とされている。

(1) 福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)〔実施機関〕

福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)は、生活保護法に基づく保護の決定・実施の責任を知事・市長または特別区の長から委任されており、区域内の要保護者に対する生活保護の実施機関となっている。(法第19条)

(2) 社会福祉主事〔補助機関〕

福祉事務所(総合支所生活支援課)に配属されている社会福祉主事である査察指導員および地区担当員は、事務執行の補助機関として生活保護の業務に従事している。(法第21条)

(3) 民生委員〔協力機関〕

民生委員は、生活保護法の適正な運営のため、福祉事務所(総合支所生活支援課)の業務に協力する活動を行っている。(法第22条)

(4) 嘱託医

医療扶助の適正な実施を確保するためには、医学上の知識を必要とするので、嘱託医(非常勤職員)が福祉事務所(総合支所生活支援課)に配属されている。

3. 保護の種類

保護の種類は、次の8種類であり、必要に応じて、これらの一つ、または、二つ以上を併せて行うことができる。

(1) 生活扶助

生活扶助は、飲食物費、被服費、光熱水費、雑費など、日常生活を営むうえでの基本的な需要を満たすためのもので、その基準は、一般的、共通的な生活費としての基準生活費と、妊産婦、障害者、母子世帯など個別的な特殊需要を満たす加算とからなっている。

なお、生活扶助は、居宅において行うことを原則としているが、居宅保護が適当でないときは入所施設に委託して保護され、この場合、入所保護基準が適用される。

また、出産、入学、入退院時や、新しく保護を開始される時など、臨時的に特別な需要が生じた場合は、別に一時扶助が支給される。

(2) 住宅扶助

住宅扶助は、被保護世帯が借家、借間住まいをしている場合に、家賃、間代、地代などに充てる費用として、所在地域別に定めた基準額の範囲内の額が支給されることになっている。なお基準額には、一般基準額のほか、都道府県または政令指定都市もしくは中核市ごとに厚生労働大臣が定める額(限度額)および特別基準額とがある。

また、被保護者が現に居住している家屋が風雨などのために破損し、住宅の機能が減少し、最低生活の維持が困難になった場合には、その復元のために必要な補修費等の経費が住宅維持費として支給される。

(3) 教育扶助

義務教育で就学中の被保護世帯の児童・生徒について、義務教育に伴って必要な学用品費、実験実習見学費、通学用品費および教科外活動費などの費用は学年別に、学習参考書やクラブ活動に要する費用は小中学生別に定めた基準額が支給される。また、教科書に準ずる正規の教材費(学校長が指定するものの購入に必要な額)、学校給食費および通学のための交通費の実費も支給されることになっている。

(4) 介護扶助

介護保険での要介護者及び要支援者に対し、現物給付を原則として各種サービス及び施設介護を行う。介護保険の導入により65歳以上の被保護者は介護保険に加入している。給付の9割は介護保険により給付を受け、1割の自己負担分は介護扶助でまかなわれる。また、40歳以上65歳未満の16疾病該当者については、被保護者は介護保険の適用が受けられないため、10割を介護扶助でまかなう。

(5) 医療扶助

疾病、負傷により、入院または通院による治療を必要とする場合は、指定医療機関への委託というかたちで治療に必要な処置、薬剤、治療材料等の現物給付が行われることになっており、入退院、通院等に伴って必要な交通費も、医療扶助の対象となっている。

この医療扶助の診療方針、診療報酬は、原則として国民健康保険の例によっている。国民健康保険の

診療方針および診療報酬は、健康保険の例によることになっているので、事実上、この法律における医療扶助は、健康保険の給付内容と同じものとなっている。

なお、病院内では給付できない、柔道整復術やあんま、マッサージなどの施術のための費用も、治療のために必要がある場合には、給付の対象としている。

(6) 出産扶助

出産扶助は、出産の際必要とされる分べん介助料、分べん前後の処置料、衛生材料等について、基準額の範囲内の額が支給される。

(7) 生業扶助

生業扶助は、生業費、技能修得費および就職支度費からなっている。

生業費は、もっぱら生計の維持を目的として小規模の事業を営もうとする被保護者に対して、その事業を経営するために必要な設備費、運営費および器具機械の購入費用などの費用について基準が設定されている。

技能修得費は、生計の維持に役立つ職業に就くために技能を修得する被保護者に対して、それに必要な授業料、教科書代、教材費および交通費などの経費が認定される。また、被保護世帯のうち有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等の就学費用についても認められる。

就職支度費は、就職が確定した被保護者に対して、就職のために直接必要とする洋服類、履物や身の回り品等の購入費用を必要とする場合に認定される。加えて、初任給が支給されるまでの通勤費についても認められる。

(8) 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている者が死亡した場合等に行われる。その基準の内容は、遺体の検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要な経費などで、地域別、大人、小人別に基準が設定されている。

4. 保護の方法

生活保護は、原則として要保護者・その扶養義務者などの申請に基づいて行われる。申請があると、福祉事務所（総合支所生活支援課）の地区担当員（ケースワーカー）が、その家庭の実情を調査し、その世帯の人員・年齢などを考慮して、保護基準に基づく最低生活費を計算し、その家庭の収入と対比して、保護の要否判定を行う。また、緊急の場合は職権に基づく保護もある。

保護が必要とされたときは、居宅において、金銭給付をもって行うのが原則である。

ただし、医療・介護扶助は、現物給付により行われ、また、居宅において保護することが困難なときは、被保護者を、病院や各種施設に入所を委託して保護する。

保護施設としては、次の施設がある。

(1) 救護施設

救護施設は、身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

(2) 更生施設

更生施設は、身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

(3) 宿所提供施設

宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設である。

(4) その他の施設

その他の保護施設としては、医療保護施設・授産施設がある。

このほか、単独での居住が困難な被保護者に日常生活上の支援を行う日常生活支援住居施設がある。

<実績>

(1) 被保護世帯・人員の推移

(各年度月平均・停止中を含む)

年	都 区 別	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
R4	都	231,513	278,161	19.8
	世田谷区	8,897	10,152	10.8
R5	都	231,299	276,179	19.6
	世田谷区	9,043	10,250	10.9
R6	都	230,133	273,208	19.3
	世田谷区	9,135	10,286	11.0

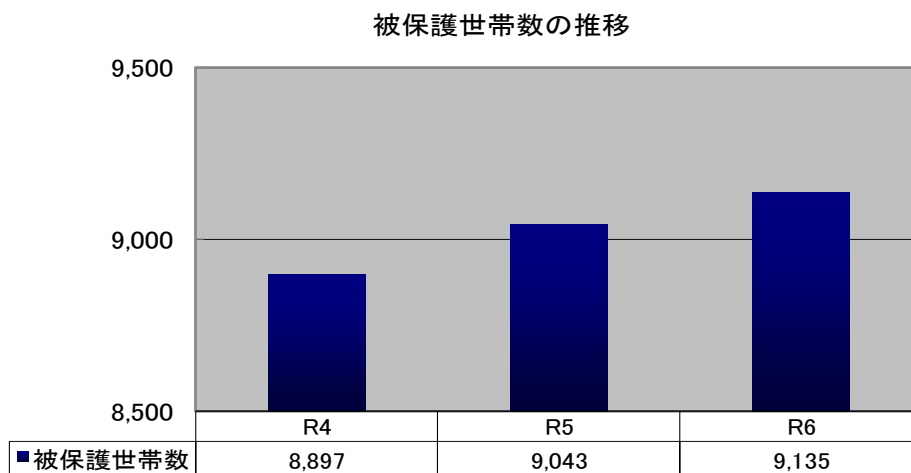
資料：「福祉・衛生統計年報（令和6年度）」（東京都福祉保健局）

※保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局）（毎年10月1日）

※令和6年度のみ「月報（福祉行政・衛生行政統計）」をもとに算出

(2) 被保護世帯の推移

(各年度月平均・停止中を含む)



(3) 被保護世帯と人員

(令和7年3月31日現在)

総合支所別	総世帯数	被保護世帯数	総人口	被保護人員	保護率(%)
世田谷全域	505,769	9,075	926,103	10,209	11.0
世田谷	148,184	2,568	255,189	2,880	11.3
北 沢	93,321	1,238	155,768	1,310	8.4
玉 川	117,874	1,623	229,146	1,813	7.9
砧	80,429	1,793	165,369	2,142	12.9
烏 山	65,961	1,853	120,631	2,064	17.1

※保護率算定の基礎人口（総人口）は、「住民基本台帳」（令和7年4月1日）

(4) 扶助別被保護世帯と人員

総合支所別		総 数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助	
令和 5 年 3 月		世帯	8, 929	7, 757	8, 130	182	6, 891	0	149	46	1, 968
		人員	10, 182	8, 826	9, 272	249	7, 575	0	159	46	2, 017
令和 6 年 3 月		世帯	9, 090	7, 836	8, 259	179	6, 922	0	128	33	1, 950
		人員	10, 261	8, 845	9, 376	256	7, 561	0	146	33	1, 984
令和 7 年 3 月	世田谷全域	世帯	9, 075	7, 781	8, 263	165	6, 844	0	127	64	1, 911
		人員	10, 209	8, 734	9, 335	234	7, 468	0	151	64	1, 946
	世田谷	世帯	2, 568	2, 230	2, 364	42	1, 895	0	27	17	518
		人員	2, 880	2, 477	2, 626	58	2, 063	0	31	17	525
	北沢	世帯	1, 238	1, 110	1, 129	19	938	0	13	12	234
		人員	1, 310	1, 169	1, 230	30	990	0	14	12	237
	玉川	世帯	1, 623	1, 405	1, 459	33	1, 241	0	27	24	387
		人員	1, 813	1, 595	1, 671	47	1, 373	0	32	24	395
	砧	世帯	1, 793	1, 507	1, 665	44	1, 406	0	37	4	415
		人員	2, 142	1, 783	1, 985	64	1, 578	0	44	4	424
	烏山	世帯	1, 853	1, 529	1, 646	27	1, 364	0	23	7	357
		人員	2, 064	1, 710	1, 823	35	1, 464	0	30	7	365

(5) 世帯類型別にみた被保護世帯

総合支所別		単 身 者 世 帯				2 人 以 上 の 世 帯					合計
		高齢者	傷病障害	その他	医療単給 (再掲)	高齢者	母子	傷病障害	その他	医療単給 (再掲)	
令和5年3月		4,224	2,463	1,255	241	285	231	182	289	15	8,929
令和6年3月		4,268	2,562	1,309	229	264	221	183	283	10	9,090
令和7年3月	世田谷	1,224	753	361	49	64	57	36	73	3	2,568
	北沢	553	319	281	26	29	20	15	21	1	1,238
	玉川	768	389	280	32	48	47	26	65	2	1,623
	砧	858	426	254	42	60	60	52	83	4	1,793
	烏山	787	710	190	77	53	36	46	31	2	1,853
	計	4,190	2,597	1,366	226	254	220	175	273	12	9,075

(6) 労働力類型別保護世帯

総合支所別		働いている者のいる世帯				働いている者が いない世帯	計	
		世帯主が働いている						世帯員が 働いている
		常用	日雇	内職	その他			
令和5年3月		761	237	8	404	110	7,409	8,929
令和6年3月		728	265	7	412	99	7,579	9,090
令和7年3月	世田谷	178	105	1	103	22	2,159	2,568
	北沢	102	57	0	82	10	987	1,238
	玉川	110	47	1	70	23	1,372	1,623
	砧	145	52	2	90	16	1,488	1,793
	烏山	172	36	0	64	19	1,562	1,853
	計	707	297	4	409	90	7,568	9,075

(7) 保護の開始・廃止世帯及び人員

総合支所別	申請件数	申請取下	却下件数	保 護 開 始		保 護 廃 止	
				保護決定 世帯数	保護決定 人員	保護廃止 世帯数	保護廃止 人員
令和4年度	1,269	31	32	1,205	1,382	1,057	1,160
令和5年度	1,389	45	39	1,306	1,511	1,162	1,326
令和6年度	世田谷	410	19	370	417	399	422
	北沢	213	5	208	223	176	193
	玉川	299	3	274	315	263	288
	砧	235	5	216	262	247	282
	烏山	237	1	233	274	225	242
	計	1,394	33	63	1,301	1,491	1,310

(8) 保護の理由別開始世帯数

		傷病による		急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業		高齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	小計	転入移管他	合計
		世帯主	世帯員					定年・自己都合	勤務先都合(解雇等)										
過年度	R4	211	8	3	5	2	6	2	4	45	15	138	9	497	38	82	1,065	140	1,205
	R5	206	2	6	12	2	10	3	2	63	16	181	4	499	51	114	1,171	135	1,306
令和6年度支所別	世田谷	63	1	0	1	3	0	1	2	13	0	34	1	172	9	33	333	36	369
	北沢	39	0	0	3	1	0	0	0	9	1	37	1	74	9	11	185	24	209
	玉川	35	0	2	1	1	2	0	2	7	0	45	0	125	10	7	237	32	279
	砧	27	0	2	0	0	0	1	0	5	2	27	3	102	2	17	188	28	216
	烏山	32	1	2	1	0	3	0	0	8	1	26	0	75	6	24	179	55	234
	合計	196	2	6	6	5	5	2	4	42	4	169	5	548	36	92	1,122	185	1,307

(9) 保護の理由別廃止世帯数

		傷病治癒		死亡	失せう	働きによる収入の増加・取得	働きの転入	社会保障給付金の増	仕送りの増加	左記以外の収入の増	親類・縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	世帯構成の変更	指導指示違反	逮捕・拘留等	その他	小計	転出移管他	合計
		世帯主	世帯員																	
過年度	R4	0	0	443	36	124	1	7	3	57	21	7	21	2	11	7	74	814	243	1,057
	R5	0	0	429	33	174	1	11	7	51	32	7	24	3	11	9	89	881	281	1,162
令和6年度支所別	世田谷	0	0	162	11	42	1	7	0	22	2	3	6	2	4	5	29	296	103	399
	北沢	0	0	70	4	28	0	4	3	9	0	1	0	0	0	2	18	139	37	176
	玉川	0	0	106	4	56	0	3	0	17	5	0	2	0	0	1	20	214	49	263
	砧	1	0	101	5	32	0	3	3	15	3	0	8	1	3	4	10	189	58	247
	烏山	0	0	102	6	25	0	0	0	5	9	1	0	0	2	4	20	174	51	225
	合計	1	0	541	30	183	1	17	6	68	19	5	16	3	9	16	97	1,012	298	1,310

(10) 生活保護費等扶助別支給金額

(金額単位：円)

		執行総額	割合 (%)	福祉事務所				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保 護 費	生活扶助	6,189,667,120	28.367	1,767,226,963	833,007,985	1,115,953,651	1,216,256,303	1,257,222,218
	住宅扶助	5,131,657,515	23.518	1,469,547,813	696,900,197	933,678,086	1,035,835,240	995,696,179
	教育扶助	30,176,122	0.138	7,093,184	3,790,013	6,397,891	7,721,620	5,173,414
	介護扶助	556,302,400	2.550	147,090,860	69,028,015	122,995,574	114,514,768	102,673,183
	医療扶助	9,667,000,867	44.304	2,637,517,897	1,204,280,687	1,807,565,556	1,917,903,777	2,099,732,950
	出産扶助	329,300	0.002	0	6,100	0	317,100	6,100
	生業扶助	23,070,255	0.106	4,367,388	2,621,001	5,730,577	6,075,763	4,275,526
	葬祭扶助	72,626,189	0.333	24,191,473	9,099,145	13,818,698	13,993,064	11,523,809
小計		21,670,829,768	99.317	6,057,035,578	2,818,733,143	4,006,140,033	4,312,617,635	4,476,303,379
就労自立給付金		5,147,544	0.024	1,094,862	714,206	1,331,461	1,345,300	661,715
進学準備給付金		2,500,000	0.011	200,000	200,000	500,000	1,300,000	300,000
保護施設事務費		141,425,823	0.648	48,272,788	23,695,635	16,612,266	24,747,566	28,097,568
合計		21,819,903,135	100	6,106,603,228	2,843,342,984	4,024,583,760	4,340,010,501	4,505,362,662

(11) 病類別医療扶助人員

総合支所別		入院			入院外			計
		精神病	その他疾病	小計	精神病	その他疾病	小計	
令和5年3月		178	135	313	222	7,040	7,262	7,575
令和6年3月		175	145	320	235	7,006	7,241	7,561
令 和 7 年 3 月	世田谷	34	40	74	81	1,908	1,989	2,063
	北 沢	14	14	28	36	926	962	990
	玉 川	15	22	37	44	1,292	1,336	1,373
	砧	19	34	53	47	1,478	1,525	1,578
	烏 山	71	28	99	40	1,325	1,365	1,464
	計	153	138	291	248	6,929	7,177	7,468

(12) 生活保護法による医療券交付状況

総合支所別	入院	外来	歯科	治療材料	訪問看護	施術	薬局	計
令和4年度	7,847	145,412	30,331	886	1,974	1,622	130,942	319,014
令和5年度	8,242	148,949	31,670	778	2,080	1,706	133,219	326,644
令 和 6 年 度	世田谷	2,169	41,802	9,035	188	697	38,751	93,175
	北 沢	979	19,948	4,422	94	357	17,888	43,859
	玉 川	1,313	29,223	6,038	110	463	25,989	63,440
	砧	1,418	32,166	7,167	125	383	27,388	69,019
	烏 山	2,303	28,260	6,605	132	504	25,393	63,565
	計	8,182	151,399	33,267	649	2,404	135,409	333,058

(13) 生活保護法関係嘱託医審査状況

総合支所別		入院	入院外	歯科	精神障害 入院	治療材料 移送施術	診療報酬 請求明細書	その他	計
令和4年度		2,900	13,695	1,441	848	2,964	2	767	22,617
令和5年度		3,107	13,838	1,641	856	3,195	5	1,009	23,651
令和6年度	世田谷	943	3,966	485	170	910	5	533	7,012
	北 沢	391	2,157	280	115	395	0	94	3,432
	玉 川	577	2,640	319	95	492	0	374	4,497
	砧	623	3,143	482	83	664	0	151	5,146
	烏 山	577	2,108	305	401	628	0	0	4,019
	計	3,111	14,014	1,871	864	3,089	5	1,152	24,106

入浴券の支給

事業の開始

昭和45年度

窓 口	各総合支所生活支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の 概要、目的	被保護世帯の保健衛生と福祉向上に資するため、世田谷区独自入浴券を支給する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区被保護者入浴券支給要綱		
対 象	自宅に風呂を有しない生活保護受給者で入浴券の支給を希望する者		
予 算	〔歳出〕 6,676,000 円	決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 6,556,002 円

<実績>

		令和４年度	令和５年度	令和６年度
１人あたり限度枚数		60	60	60
保護人数		５年３月 10,182	６年３月 10,261	７年３月 10,209
支給 人員	大人	559	497	420
	中人	0	0	0
	小人	0	0	0
	計	559	497	420
	支給率	5.4%	4.8%	4.1%
実績	支給枚数	32,950	29,495	24,720
	使用枚数	16,304	14,354	11,040
	使用率	49.4%	48.7%	44.7%

被保護世帯に対する援護			事業の開始	
			平成 17 年度	
窓 口	各総合支所生活支援課			
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当			
事業の概要、目的	〔被保護者自立促進事業〕 自立に要する経費の一部を支給することにより、本人及び世帯の自立を図る。			
根拠法令等	〔区〕 世田谷区被保護者自立促進事業経費支給要綱			
対 象	被保護者又は被保護世帯で、自立に向けた取り組みをした者			
予 算	〔歳出〕 38,749,000 円	決 算	〔歳入〕〔都〕 28,086,271 円 ※今年度精算を踏まえた額 〔歳出〕 28,087,271 円	

<実績>

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	区分別 事業数	実績 件数	区分別 事業数	実績 件数	区分別 事業数	実績 件数
就労支援	9	28	9	35	9	38
社会参加活動支援	3	4	4	4	4	8
地域生活移行支援	15	946	15	1,073	15	941
健康増進支援	3	6	3	21	3	12
次世代育成支援	7	484	7	554	7	605
計	37	1,468	38	1,687	38	1,604

児童生徒に対する援護

窓 口	各総合支所生活支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
予 算	〔歳出〕 4,371,000 円 (児童生徒等に対する援護総額)		
1. 学童服・運動衣購入費の支給		事業の開始	昭和 44 年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童・生徒に「こどもの日」の祝金として、学童服・運動衣の購入費用を支給する。		
根拠法令等	〔区〕生活保護法による被保護学童・生徒等に対する学童服等の支給に関する要綱		
対 象	毎年 5 月 5 日現在、生活保護法による保護を受給し、かつ引き続き保護が行われる見込みがある世帯に属する学童・生徒 (外国人学校初等部及び中等部在学者を含む)		
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 2,837,200 円		
2. 夏季健全育成費支給		事業の開始	昭和 37 年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童・生徒 (小・中学生) に対し、夏季休暇中の各種野外活動等に参加するための費用として夏季健全育成費を支給し心身の健全な育成を図る。		
根拠法令等	〔区〕生活保護法による被保護学童・生徒等に対する夏季健全育成費支給に関する実施要領		
対 象	原則として、毎年 7 月 1 日現在、生活保護法によるいずれかの扶助を受けている被保護世帯で、同日以降おおむね 2 か月以上にわたり継続して生活保護を受ける見込みがある世帯に属する学童・生徒 (いわゆる外国人学校の初等部又は中等部に在学するものを含む)		
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 785,400 円		
3. 修学旅行支度金の支給		事業の開始	平成元年度
事業の概要、目的	被保護世帯の学童・生徒の修学を助け、本人および世帯の自立助長を図るため、小学校 6 年生または中学校 3 年生に、修学旅行参加に要する支度金を支給する。		
根拠法令等	〔区〕生活保護法による被保護学童・生徒等に対する修学旅行支度金支給に関する要領		
対 象	生活保護を受けている小学校 6 年生または中学校 3 年生で、修学旅行に参加する学童・生徒		
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 409,200 円		

4. 中学校卒業者に対する自立援助金支給		事業の開始	昭和62年度
事業の概要、目的	被保護世帯の生徒で中学校を卒業し就職する者に対し、その者及び世帯の自立助長を図るため、就職支度金を支給する。		
根拠法令等	〔区〕生活保護法による被保護生徒等に対する自立援助金支給に関する要綱		
対 象	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し就職する者		
決 算	〔歳入〕 特定財源なし 〔歳出〕 0円		

<実績>

(1) 学童服・運動衣購入費用支給人員

支給内容	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	対象			
運動衣	全学年	242	242	236
学童服	小1・小4・中1を除く全学年	173	164	164

(2) 夏季健全育成費支給人員

対象	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	全学年	248	244	238

(3) 修学旅行支度金の支給人員

対象	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校6年	30	25	24
	中学校3年	35	39	36
	計	65	64	60

(4) 中学卒業者に対する自立援助金支給人員

支給内容	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	対象			
就職支度金	中学卒業者	0	0	0

都営交通の無料乗車券

窓 口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	被保護世帯に都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付することにより、経済的負担を軽減する。
対 象	被保護世帯のうち1名 ※ただし、現在地保護で保護を受けている期間が3ヶ月未満の者を除く。

JR 通勤定期の割引

窓 口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都福祉局
事業の概要、目的	被保護世帯で、JRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度である。
対 象	被保護世帯

2. 国民健康保険

国民健康保険

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上に寄与するために、保険者（東京都・区市町村・国民健康保険組合）と被保険者（加入者）と保険医療機関等（医師・薬局等）が柱となり、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な保険給付を行う制度である。世田谷区では、昭和34年1月に施行された国民健康保険法により、同年12月から国民健康保険を実施している。

介護保険の導入により、平成12年4月から40歳以上65歳未満の国民健康保険の加入者が介護保険制度の加入者となったため、従前の基礎課税額（医療分）に介護納付金賦課額を加えて国民健康保険料として納める等の改正がなされた。

平成14年10月に老人保健法の改正により、対象年齢が5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げられた。これに伴い平成14年10月1日以降70歳となる方には、被保険者証とは別に一部負担金の割合を明示した「国民健康保険高齢受給者証」を交付している。

平成20年4月1日から法律改正により、老人医療制度に後期高齢者医療制度が施行された。さらに、国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合が2割と3割（一定以上所得者）になった。また、退職者医療制度の対象年齢が64歳までとなった。従前の国民健康保険料の基礎課税額は基礎分の保険料と後期高齢者支援金分の保険料とに分かれた。

平成23年度より「所得割額」の計算方法を、住民税額をもとに計算する「住民税方式」から、所得から基礎控除額を差し引いた額をもとに計算する「旧ただし書き方式」に変更した。

一部負担金の割合は、0～6歳（義務教育就学前まで）は2割、7～69歳は3割、70～74歳は2割（現役並み所得者は3割）となっている。

平成30年度に実施された国保制度改革により、従前からの区市町村に加え、都道府県も国民健康保険の保険者となり、都道府県が国保財政の責任主体となるいわゆる国保の広域化が実施された。改革後も区市町村は引き続き、資格得喪、保険料賦課・徴収、保険給付、保健事業等の住民に身近な事務を担っている。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者

区市町村は、都道府県とともに国民健康保険を運営する保険者であることが法律で定められている。

(2) 被保険者

区内に住民登録を有する方すべてが被保険者となる。ただし、次の事由に該当する方は除かれる。

- ①健康保険法の規定による被保険者とその被扶養者
- ②船員保険法の規定による被保険者とその被扶養者
- ③国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合・私立学校教職員共済制度の組合員とその被扶養者
- ④健康保険法の日雇特例被保険者手帳の交付を受けている方とその被扶養者
- ⑤生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- ⑥国民健康保険組合の被保険者
- ⑦後期高齢者医療制度の被保険者
- ⑧条例で定めるもの（児童福祉施設入所中で扶養義務者のいない方）
- ⑨その他特別の理由がある方で厚生労働省令で定めるもの

＜世帯数と被保険者数の状況＞

（世帯数、被保険者数及び人口は、年度平均）

区分 年度	国 保 加 入 者			世 田 谷 区		加 入 割 合 (%)	
	世帯数	被保険者数	1世帯あたり 被保険者数	世帯数	人口	世 帯	被 保 険 者
4	128,993	175,134	1.36	492,033	916,648	26.22	19.11
5	125,361	168,417	1.34	496,178	918,374	25.27	18.34
6	123,452	163,239	1.32	502,115	922,783	24.59	17.69

2. 資格の取得・喪失

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課 資格賦課担当
(1) 資格の取得 ①世田谷区に転入した日 ②生活保護廃止の日 ③子どもが出生した日 ④職場の健康保険の資格がなくなった日（退職した翌日、国保組合離脱の場合は国保組合を離脱した日、被扶養者からはずれた日） それぞれの日から 14 日以内に届出する。	
(2) 資格の喪失 ①世田谷区から転出した日の翌日（転出・転入が同じ日の場合は、その日） ②職場の健康保険に加入した日の翌日（国保組合加入の場合は国保組合に加入した日） ③後期高齢者医療制度へ移行した日（75 歳の誕生日等）の翌日 ④生活保護開始の日 ⑤死亡した日の翌日 それぞれの日から 14 日以内に届出する。（③後期高齢者医療制度への移行は、届出不要）	

＜資格取得事由別状況＞

(単位：人)

年度 \ 事由	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	合計
4	13,070	25,356	289	579	8	3,805	43,107
5	12,957	25,061	278	495	7	3,711	42,509
6	13,705	24,546	263	451	4	3,741	42,710

＜資格喪失事由別状況＞

(単位：人)

年度 \ 事由	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	合計
4	12,434	23,154	722	856	7,900	4,970	50,036
5	11,904	21,401	712	799	7,299	5,660	47,775
6	11,644	20,731	655	799	6,878	6,200	46,907

3. 保険料

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課、保険料収納課、 納付のみ…各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）
事業所管	(1) ～ (6) 保健福祉政策部国保・年金課 資格賦課担当
(1) 保険料の賦課方法 特別区の場合、保険料は均等割と所得割の合算額とされている。 なお、40 歳以上 65 歳未満の被保険者は、介護保険の第 2 号被保険者に該当するため、基礎分の保険料、支援金分の保険料に加え介護分の保険料が国民健康保険料に含まれ徴収される。 令和 6 年度の算出方法は、次のとおりである。 【基礎分の保険料】 均等割 被保険者 1 人につき 年 49,100 円 所得割 被保険者全員の賦課基準額の 8.69% 【支援金分の保険料】 均等割 被保険者 1 人につき 年 16,500 円 所得割 被保険者全員の賦課基準額の 2.80% 【介護分の保険料】 均等割 介護保険第 2 号被保険者 1 人につき 年 16,500 円 所得割 介護保険第 2 号被保険者全員の賦課基準額の 2.36% 保険料の最高限度額は、年間 106 万円（基礎分の保険料 65 万円、支援金分の保険料 24 万円、介護分の保険料 17 万円）となっている。	

国民健康保険料賦課基準額とは、所得割額を計算するもとになる額で、前年の所得額※1 から住民税基礎控除 43 万円※2 を引いたものである。

※1：ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となる。また、所得額には、分離課税となる各所得、山林所得を含む。（雑損失の繰越控除は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の金額を用いる。）

例 事業所得＝事業収入－必要経費

給与所得＝給与収入金額－給与所得控除額

雑所得＝次のアとイの合計額

ア 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

イ 雑収入（公的年金等除く）－必要経費

※2：住民税基礎控除 43 万円（所得額により、控除額が異なる場合がある）のみ引くことができる。他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は適用されない。

国民健康保険料賦課基準額に含まれる主な所得は以下のとおりである。

- ・給与所得（事業専従者給与等を含む） ・雑所得（公的年金所得を含む） ・利子所得
- ・配当所得※3 ・不動産所得 ・事業所得（営業・農業等）
- ・総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得（土地や建物以外の財産を売却したときの所得）
- ・分離短期譲渡所得 分離長期譲渡所得（土地・建物等を売却したときの所得で、特別控除後の金額）
- ・株式等に係る譲渡所得※3 ・一時所得 ・山林所得

◎ 上記所得の合計金額が賦課基準額算定対象となるが、繰越損失等がある場合は、その控除後の金額となる（雑損失を除く）。

◎ 障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得（退職後に年金として受け取る場合を除く）などは、賦課基準額算定対象に含まれない。

※3：配当所得と株式譲渡所得のうち、上場株式等の配当所得等および特定口座による上場株式等の譲渡所得（特定株式等譲渡所得）については、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができる。源泉徴収のみで、課税関係を終了した場合は賦課基準額算定対象に含まれないが、これらを含めて確定申告をした場合は、株式譲渡益・配当所得等は賦課基準額算定対象に含まれる。

(2) 保険料均等割額の軽減制度

①世帯の所得が軽減基準額以下の方

世帯主と加入者全員（旧国保被保険者含む）の前年所得の合計が下表の基準額以下と判明した世帯は均等割額を軽減する（申請の必要なし）。

世帯の軽減基準額

7割軽減	$43 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等} \times 2 \text{ の数} - 1) \times \text{※1}$
5割軽減	$43 \text{ 万円} + 29.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数と旧国保被保険者} \times 3 \text{ 数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等} \times 2 \text{ の数} - 1) \times \text{※1}$
2割軽減	$43 \text{ 万円} + 54.5 \text{ 万円} \times (\text{被保険者数と旧国保被保険者} \times 3 \text{ 数}) + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等} \times 2 \text{ の数} - 1) \times \text{※1}$

・軽減基準日は、令和6年4月1日（賦課基準日）。ただし、新規加入世帯は、国保の資格を得た日

※1 下線部分は、給与所得者等が2名以上の場合に適用する。

※2 給与所得者等とは、給与収入 55 万円超の者と、公的年金等の収入額 60 万円超（65 歳未満）又は 125 万円超（65 歳以上）の者

※3 旧国保被保険者：国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行し、脱退日以降継続して国保加入者と同じ世帯にいる方。

②未就学児の均等割額軽減（令和4年度から実施）

未就学児がいる世帯に対し、該当未就学児の均等割額を 5 割軽減する。①の均等割額軽減が適用されている場合、軽減後の均等割額をさらに軽減する。

(3) 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減

平成 22 年 4 月から、本人の届出により軽減制度を開始した。該当する場合は、前年の給与所得を 30% に減額して保険料の計算をする。

(4) 旧被扶養者の減免		国保資格取得日現在 65 歳以上の旧被扶養者の保険料を、申請により基礎分の保険料、支援金分の保険料の所得割額は全額免除、均等割額は加入から 2 年を経過する月まで 5 割減額とする。 ※旧被扶養者：75 歳到達等により被用者保険を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方に、国保加入直前まで扶養されていた方。
(5) 産前産後期間の国民健康保険料免除		令和 6 年 1 月 1 日から、令和 5 年 11 月 1 日以降に出産予定の方・出産された方を対象に、出産（予定）日が属する月の前月（多胎妊娠の場合は 3 か月前）から出産（予定）日が属する月の翌々月までの計 4 か月間（多胎妊娠の場合は計 6 か月間）の保険料免除制度を開始した。 ※出産とは、妊娠 85 日以上の分娩をいう（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む。）。
(6) 保険料の減額・免除		災害等の場合で、区長が必要と認めるとき、本人の申請により一定期間保険料の減免を行うことができる（納期限前 7 日までに申請が必要）。
(7) 保険料の納付方法		事業所管 保健福祉政策部保険料収納課収納係 被保険者は、保険料を次の方法で納付する。要綱を制定し、令和 2 年度より保険料の支払いを「原則口座振替」とした。 ①口座振替 被保険者が指定した金融機関口座から、納期限ごとの振り替えにより納付する方法。 ②納付書払い 被保険者が納付書により、区役所保険料収納課、各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納付する方法。モバイルレジや電子マネーのほか、決済アプリやインターネット上でクレジットカードを利用した納付も行える。 ③特別徴収 国保加入者全員が 65 歳から 74 歳までの世帯で、一定の要件を満たす場合に、世帯主の年金からの天引きにより納付する方法（届出により口座振替への変更可）。
(8) 保険料の納付相談		事業所管 保健福祉政策部保険料収納課徴収推進 未納世帯に対しては、文書や電話等の督促・催告により納付を促すとともに、期限内の納付が困難な世帯には、納付相談を行っている。支払い能力がありながら、納付意思のない納付義務者には、法の定めるところにより財産の差押え等の滞納処分を行っている。なお、平成 30 年度相当分より延滞金の徴収を開始した。

<保険料年度別状況>

区分 年度		調 定 収 入						収入未済額 F(A-D-E)	収納率(%) (D/A×100)
		調定額 A	1人あたり 調定額	収入額 B	還付未済額 C	収納額 D(B-C)	不納欠損額 E		
4	現年分	26,394,969,202	150,713	23,806,095,834	67,649,713	23,738,446,121	2,786,255	2,653,736,826	89.94
	滞納繰越分	4,097,158,575		1,200,346,731	6,774,460	1,193,572,271	1,205,720,690	1,697,865,614	29.13
	計	30,492,127,777		25,006,442,565	74,424,173	24,932,018,392	1,208,506,945	4,351,602,440	81.77
5	現年分	25,890,810,535	153,730	23,542,820,989	58,742,635	23,484,078,354	382,620	2,406,349,561	90.70
	滞納繰越分	4,275,921,445		1,263,991,166	5,320,876	1,258,670,290	1,405,970,729	1,611,280,426	29.44
	計	30,166,731,980		24,806,812,155	64,063,511	24,742,748,644	1,406,353,349	4,017,629,987	82.02
6	現年分	28,328,643,272	173,541	25,859,879,483	66,627,044	25,793,252,439	620,494	2,534,770,339	91.05
	滞納繰越分	3,971,856,215		1,067,865,754	3,528,265	1,064,337,489	1,396,393,489	1,511,125,237	26.80
	計	32,300,499,487		26,927,745,237	70,155,309	26,857,589,928	1,397,013,983	4,045,895,576	83.15

4. 保険の給付

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課保険給付

国民健康保険に加入している被保険者が、区(保険者)から受けられる給付には、次の種類がある。

(1) 療養の給付 (マイナ保険証や資格確認書等を提示して受ける診療)

病気やケガをしたとき、保険医療機関等に保険証を提示し、その医療費の一部(一部負担金)を支払うことで、診療や薬の処方を受けることができる。残りの費用は国保から保険医療機関等に支払われる。

(2) 療養費

①急病などで、緊急その他やむを得ない理由により、マイナ保険証や資格確認書等を提示せずに診療を受けたとき(海外で受けた治療も対象)

②医師の指示により治療用装具を作ったとき

③柔道整復師により骨折・脱臼・捻挫・打撲等の治療を受けたとき

④医師の指示により、はり・きゅうやマッサージを受けたとき

上記のときに申請できる。その医療費の領収書と必要書類を審査のうえ、保険適用の範囲で支給する。

医療諸費(療養の給付等+療養費等)

区分 年度	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
4	2,932,218	59,030,414,309	42,896,240,452	14,100,554,032	2,033,619,825
5	2,946,211	58,730,352,235	42,596,980,508	14,248,750,158	1,884,621,569
6	2,880,527	56,385,756,898	40,778,201,510	13,715,267,027	1,892,288,361

療養の給付等

(対象者数は年度平均)

区分 年度	対象者数	件数	費用額	1人あたり 受診件数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
4	175,134	2,845,298	58,215,589,021	16.25	20,460	332,406
5	168,417	2,862,885	57,951,755,894	17.00	20,242	344,097
6	163,239	2,800,967	55,622,351,272	17.16	19,858	340,742

療養費等

区分 年度	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
4	86,920	814,825,288	588,446,873	224,832,567	1,545,848
5	83,326	778,596,341	561,283,802	215,901,134	1,411,405
6	79,560	763,405,626	549,733,096	212,097,623	1,574,907

(3) 高額療養費

① 月間高額療養費

被保険者が同じ月内に、医療機関ごと個人ごとに支払った21,000円以上の一部負担金の合算額（70～74歳の方は、同一月の医療費の一部負担金全額の合計）が別表1の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

② 年間高額療養費

70歳以上の方で、基準日時点の世帯所得区分が一般、Ⅰ・Ⅱいずれかで、1年間の外来自己負担額が年間上限を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

③ 限度額適用認定証

69歳までの方の医療費については、事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが、一部負担金の自己負担限度額までとなる。

70～74歳の方は、資格確認書等と高齢受給者証を保険医療機関等の窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなる。なお、現役並みⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」、Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を事前に受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが別表1の自己負担限度額となる。

年度	区分	件数	金額
令和4年度		91,641	5,460,570,583
令和5年度		95,774	5,747,777,676
令和6年度		92,594	5,474,199,630

年度別内訳

年度		合算分		単独分				他法併用分	合計
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
4	件数	7,482	33,347	6,620	10,284	8,486	12,219	13,203	91,641
	高額療養費(円)	212,286,843	371,158,526	714,838,707	629,715,438	1,282,788,790	489,586,537	1,760,195,742	5,460,570,583
5	件数	8,806	34,511	7,388	10,409	12,052	13,271	9,337	95,774
	高額療養費(円)	257,397,102	379,312,378	825,059,444	650,396,045	1,996,715,399	576,991,515	1,061,905,793	5,747,777,676
6	件数	8,511	31,372	7,500	10,100	14,369	14,219	6,523	92,594
	高額療養費(円)	245,479,315	330,550,276	849,051,622	603,732,329	2,260,066,839	509,935,749	675,383,500	5,474,199,630

(4) 高額介護合算療養費

世帯内で国保・介護の両保険からの給付を受け、1年間（前年8月～7月末）の自己負担額の合算額が、別表2（69歳以下の方）、別表3（70～74歳の方）の高額介護合算算定基準額を超えた場合に、超えた金額が申請により支給される。

年度	区分	件数	金額
令和4年度		252	7,362,386
令和5年度		266	7,917,546
令和6年度		258	7,205,690

(5) 出産育児一時金・葬祭費

①出産育児一時金（1児あたり500,000円）

被保険者が出産したとき、世帯主の申請により支給する。

また、妊娠85日以上の子死産・流産・人工妊娠中絶も支給対象となる（医師等の証明が必要）。

支給方法／①直接支払制度と②受取代理制度は、区（保険者）から医療機関等に出産費用として50万円を限度に直接支払う。③償還払（①、②以外の場合）は、出産費用を全額医療機関等へ支払った後、世帯主が申請を行うことで世帯主に支給する。

申請方法／①の場合：世帯主と出産予定の医療機関等で、申請・受取に係る代理契約を直接取り交わす

（※1）②の場合：世帯主からの事前申請（出産予定日の2か月前から出産日まで受付）が必要（※2）③

の場合：世帯主からの申請が必要

※1 区の窓口での申請手続きは原則不要だが、出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。該当の方には差額支給申請書を郵送する。

※2 出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。事前に申請書で指定した口座に振り込む。

ただし、職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがある。職場の健康保険等から支給を受ける場合は、国保からは支給されない。

②葬祭費（亡くなられた方お1人につき70,000円）

被保険者が死亡したとき、葬祭を行いその葬儀費用を支払った方の申請により、支給する（葬儀代金の領収書の写しを添付）。

ただし、職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国保加入後3か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合には、国保からは支給されない。

③結核・精神医療給付金

結核医療を受けている方で住民税が非課税の方は申請により対象の自己負担金（医療費の5%）が不要になる。

自立支援医療受給者証を非課税の判定で受けた方は対象の自己負担金（医療費の10%）が不要になる。

出産育児一時金その他

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		結核・精神医療給付金		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
4	596	250,320,000	714	49,980,000	55,648	65,925,885	56,977	366,346,468
5	520	255,760,000	685	47,950,000	57,638	67,987,620	58,843	371,697,620
6	496	247,680,000	632	44,240,000	60,687	70,768,729	61,815	362,688,729

(参考)

第10章「世田谷区国民健康保険傷病手当金」「新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給」参照

別表1 高額療養費自己負担限度額

●69歳までの方

所得区分			自己負担限度額
ア	住民税課税世帯	世帯の賦課基準額※2が901万円超および所得の確認ができない世帯	252,600円 + (総医療費〔10割〕－842,000円) × 1% (140,100円) ※3
イ	税課税世帯	世帯の賦課基準額※2が600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費〔10割〕－558,000円) × 1% (93,000円) ※3
ウ	税世帯	世帯の賦課基準額※2が210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費〔10割〕－267,000円) × 1% (44,400円) ※3
エ	帯	世帯の賦課基準額※2が210万円以下	57,600円 (44,400円) ※3
オ	住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円) ※3

●70～74歳の方※1

適用区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	入院及び世帯の合算
現役並みⅢ ※4	252,600円 + (総医療費〔10割〕－842,000円) × 1% (140,100円) ※3	
現役並みⅡ ※5	167,400円 + (総医療費〔10割〕－558,000円) × 1% (93,000円) ※3	
現役並みⅠ ※6	80,100円 + (総医療費〔10割〕－267,000円) × 1% (44,400円) ※3	
一般 ※7	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 (44,400円) ※3
Ⅱ ※8	8,000円	24,600円
Ⅰ ※9	8,000円	15,000円

※1 満75歳になった月の自己負担限度額は、特例として半額になる（1日生まれは除く）。

※2 賦課基準額 P418・419 **3保険料**参照

※3 () 内は、同一世帯で過去12か月のうち、4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額

※4 現役並みⅢとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が3割の方で、課税所得690万円以上

※5 現役並みⅡとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が3割の方で、課税所得380万円以上690万円未満

※6 現役並みⅠとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が3割の方で、課税所得145万円以上380万円未満

※7 一般とは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が2割で、住民税課税世帯の方

※8 Ⅱとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が2割で、世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の方

※9 Ⅰとは、Ⅱのうち、各人の年金収入が80万円以下でその他の所得がない方

別表2 69歳以下の高額介護合算算定基準額

所得区分	69歳以下基準額
世帯の賦課基準額※2が 901万円超および 所得の確認ができない世帯	212万円
世帯の賦課基準額※2が 600万円超 901万円以下	141万円
世帯の賦課基準額※2が 210万円超 600万円以下	67万円
世帯の賦課基準額※2が 210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

別表3 70～74歳の高額介護合算算定基準額

適用区分	70～74歳基準額
現役並みⅢ ※4	212万円
現役並みⅡ ※5	141万円
現役並みⅠ ※6	67万円
一般 ※7	56万円
Ⅱ ※8	31万円
Ⅰ ※9	19万円

※2～9はP424参照

5. 特定健診、特定保健指導

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係
事業の概要、目的	世田谷区国民健康保険の40歳から74歳の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、特定健診を実施している。また特定健診の結果、生活習慣改善が必要な人に対して、特定保健指導を実施している。
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律
事業の開始	平成20年6月
対 象	世田谷区国民健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者
歳出予算額	847,027,000円
歳出決算額	747,395,179円
歳入決算額	〔国〕0円〔都〕179,015,000円

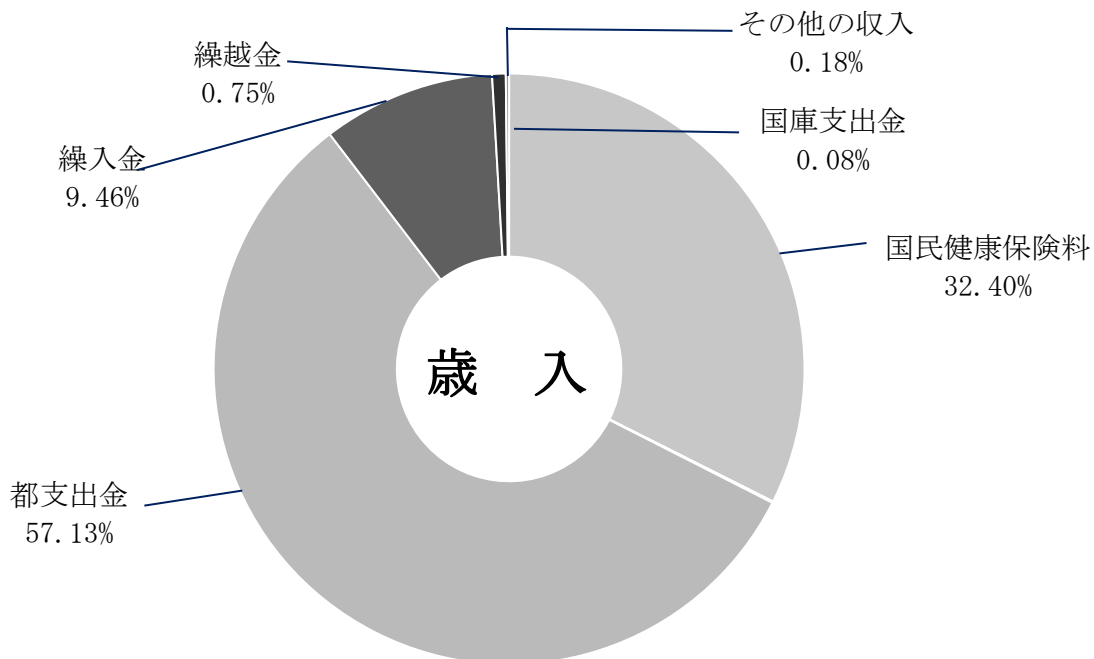
6. 国民健康保険事業の運営に関する協議会

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課管理係
事業の概要、目的	区長の諮問機関として、国民健康保険の給付や保険料の徴収等、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について、審議するため設けられている。 委員構成（定員20人） 被保険者を代表する委員 6人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 公益を代表する委員 6人 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人
根拠法令等	国民健康保険法 第11条 〔国〕国民健康保険法施行令 第3条～第5条 〔区〕世田谷区国民健康保険条例 第2条及び第3条
歳出決算額	令和5年度 375,780円 令和6年度 433,550円

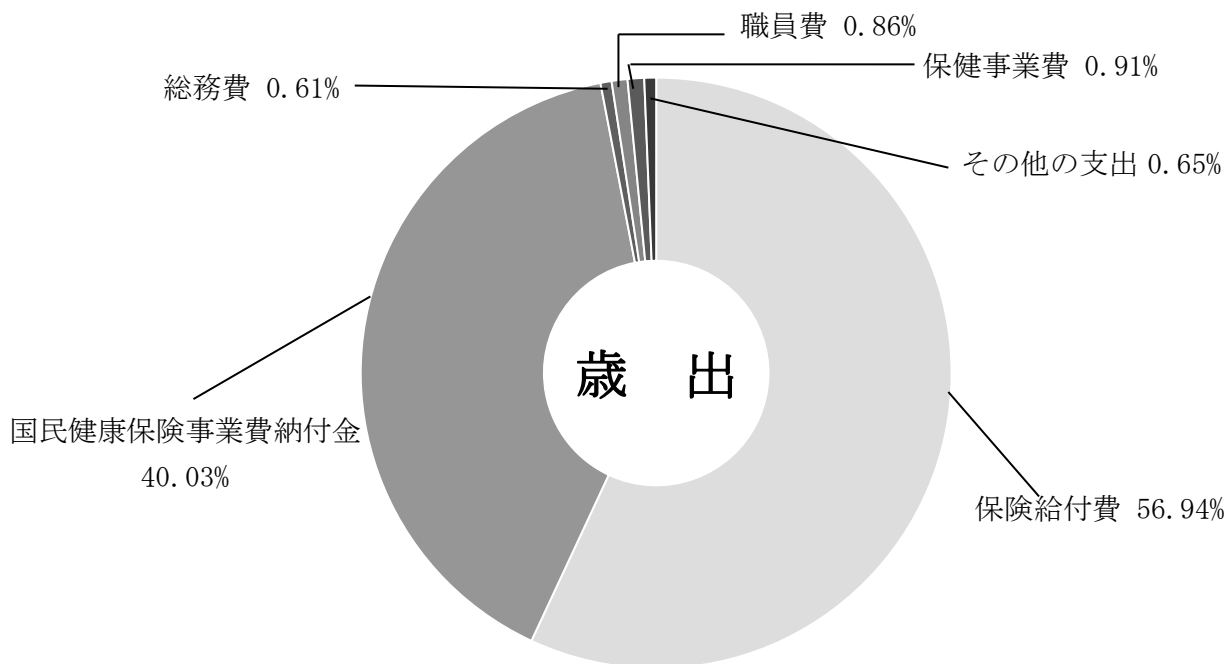
7. 保険財政

国民健康保険の財政は、都支出金・保険料・繰入金等をもって、保険給付や事務費などに充てている。令和6年度の財政状況は次のとおりである。

(1) 歳入総額 831 億 2,591 万円



(2) 歳出総額 824 億 7,458 万円



(1) 歳入状況

(金額単位：円)

項目 \ 年度	4	5	6
国民健康保険料	25,006,442,565	24,806,812,155	26,927,745,237
	29.91%	29.13%	32.40%
国庫支出金	221,000	3,316,000	68,282,000
	0.00%	0.00%	0.08%
都支出金	49,636,943,838	49,596,235,793	47,495,307,685
	59.37%	58.25%	57.13%
繰入金	7,638,620,000	9,949,069,000	7,866,397,000
	9.14%	11.68%	9.46%
繰越金	1,167,989,661	642,951,078	620,184,484
	1.40%	0.76%	0.75%
その他の収入	148,079,320	150,577,744	147,997,305
	0.18%	0.18%	0.18%
歳入総額	83,598,296,384	85,148,961,770	83,125,913,711

(2) 歳出状況

(金額単位：円)

項目 \ 年度	4	5	6
総務費	358,104,919	399,202,472	501,999,830
	0.43%	0.47%	0.61%
職員費	664,198,631	664,736,727	712,312,953
	0.80%	0.79%	0.86%
保険給付費	49,048,122,017	49,066,686,232	46,961,441,717
	59.13%	58.05%	56.94%
国民健康保険事業費納付金	31,125,501,309	32,975,626,462	33,018,518,633
	37.52%	39.01%	40.03%
保健事業費	779,672,344	779,492,954	747,395,179
	0.94%	0.92%	0.91%
その他の支出	979,746,086	643,032,439	532,916,679
	1.18%	0.76%	0.65%
歳出総額	82,955,345,306	84,528,777,286	82,474,584,991

※各項目の下段は歳入歳出総額に占める割合

3. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持しながら、将来にわたって安心して医療を受けられるようにするため、平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、高齢者の医療費を安定的に支えていくため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき 75 歳以上の新しい医療制度として平成 20 年 4 月より開始した。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者	都道府県が運営する後期高齢者医療広域連合 東京都内は東京都後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)
(2) 被保険者	75 歳以上の者 65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請し認定を受けた者 (生活保護を受給している者や適用除外とすべき理由のある者を除く。)

2. 資格の取得・喪失

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
(1) 資格取得	75 歳になったとき 65～74 歳の方が障害認定を受けたとき 後期高齢者医療制度の被保険者が転入したとき 75 歳以上の方が生活保護を廃止したとき
(2) 資格喪失	後期高齢者医療制度の被保険者が転出または死亡したとき 75 歳以上の方が生活保護を受給したとき

＜世田谷区内の被保険者の人数＞

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
後期高齢者医療被保険者数	102, 076 人	105, 109 人	107, 518 人

3. 保険料

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所						
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療						
(1) 保険料の賦課	保険料の計算方法（令和 6 年度） 保険料は、均等割額と所得割額の合計で、個人単位に賦課される。 保険料額＝均等割額 47, 300 円＋所得割額（賦課のもととなる所得金額^{※1}－43 万円 （合計所得金額が 2, 400 万円以下の場合）×所得割率 9. 67%） 保険料の上限は一人あたり年 80 万円^{※2} ※1 58 万円以下の場合、所得割率は 8. 78% ※2 生年月日が昭和 24 年 3 月 31 日以前の場合、上限は 73 万円 低所得者等への保険料の軽減 ① 均等割額の軽減 <table border="1"> <tr> <td></td><td>世帯主と被保険者全員の所得額の合計</td></tr> <tr> <td>7 割を軽減</td><td>43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円 以下</td></tr> <tr> <td>5 割を軽減</td><td>43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋29. 5 万円 ×（被保険者数） 以下</td></tr> </table>		世帯主と被保険者全員の所得額の合計	7 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円 以下	5 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋29. 5 万円 ×（被保険者数） 以下
	世帯主と被保険者全員の所得額の合計						
7 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円 以下						
5 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋29. 5 万円 ×（被保険者数） 以下						

	<table><tr><td>2割を軽減</td><td>43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋54.5万円 ×（被保険者数） 以下</td></tr></table> ※65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引き軽減判定する。 ②所得割額の軽減 <table><tr><td>所得金額－43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）</td><td>所得割額の減額割合</td></tr><tr><td>15万円以下</td><td>50%を減額</td></tr><tr><td>20万円以下</td><td>25%を減額</td></tr></table> ③被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減する。 <table><tr><td></td><td>加入から2年を経過する月まで</td><td>加入から2年経過後</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>5割軽減</td><td>軽減なし</td></tr><tr><td>所得割額</td><td colspan="2">負担なし</td></tr></table> ※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先される。	2割を軽減	43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋54.5万円 ×（被保険者数） 以下	所得金額－43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）	所得割額の減額割合	15万円以下	50%を減額	20万円以下	25%を減額		加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後	均等割額	5割軽減	軽減なし	所得割額	負担なし	
2割を軽減	43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋54.5万円 ×（被保険者数） 以下																	
所得金額－43万円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）	所得割額の減額割合																	
15万円以下	50%を減額																	
20万円以下	25%を減額																	
	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後																
均等割額	5割軽減	軽減なし																
所得割額	負担なし																	
(2) 保険料の徴収	【保険料の徴収方法】 保険料は、原則として、年6回、公的年金から天引きされる（特別徴収）。ただし、次の方は天引きできない。 ・ 公的年金額が年額18万円未満の方 ・ 世田谷区の介護保険料が年金天引きされていない方 ・ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が天引きされる年金（老齢基礎年金等）の1回あたりの受給額の2分の1を超える方（多くの場合、老齢基礎年金のみで判定。制度上複数の年金の合計額で判定はできない） ・ 新たに後期高齢者医療制度の対象者となった方や、他の市区町村から世田谷区に転入された方（一定期間、特別徴収できない） ・ 年度の途中に所得の修正申告などで保険料額が増加した方（差額分のみ） ※年金天引きできない方は、年9回、納付書や口座振替で納める（普通徴収）。 【特別徴収から口座振替に変更できる措置（特例）】 特別徴収の方は申請により、口座振替による支払いに変更できる。 【保険料の延滞金について】 平成30年度相当分より延滞金の徴収を開始した。																	
(3) 保険料の徴収猶予、減額・免除	被保険者は、災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事業により収入が著しく減少し、利用し得る資産（預貯金を含む）等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料の徴収猶予、または減免となる場合がある。																	

<保険料収納状況>

区分 年度		調 定 収 入					収入未済額 F(A-D-E)	収納率(%) (D/A×100)
		調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納額 D(B-C)	不納欠損額 E		
4	現 年 分	14,032,703,800	13,897,417,300	34,371,100	13,863,046,200	0	169,657,600	98.79%
	滞納繰越分	241,306,681	133,576,590	740,400	132,836,190	36,490,981	71,979,510	55.05%
	計	14,274,010,481	14,030,993,890	35,111,500	13,995,882,390	36,490,981	241,637,110	98.05%
5	現 年 分	14,422,983,800	14,292,662,400	28,027,300	14,264,635,100	0	158,348,700	98.90%
	滞納繰越分	243,342,510	132,764,400	1,043,000	131,721,400	33,232,500	78,388,610	54.13%
	計	14,666,326,310	14,425,426,800	29,070,300	14,396,356,500	33,232,500	236,737,310	98.16%
6	現 年 分	15,823,435,800	15,676,775,684	25,914,600	15,650,861,084	0	172,574,716	98.91%
	滞納繰越分	238,989,710	136,815,638	1,553,600	135,262,038	28,786,010	74,941,662	56.60%
	計	16,062,425,510	15,813,591,322	27,468,200	15,786,123,122	28,786,010	247,516,378	98.28%

4. 保険の給付

窓 口

保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
各総合支所くみん窓口、各出張所

事業所管

保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療

(1)療養の給付

広域連合は、被保険者が保険医療機関等で受診したとき、必要な保険給付を行う。被保険者は、医療費のうち、一部負担金（現役並み所得者は3割、それ以外は1割または2割）を保険医療機関等に支払い、残りの額は、広域連合が保険医療機関等に支払う。

(2)入院時食事療養費

被保険者は、保険医療機関に入院した際の食費に要した費用のうち、食事療養標準負担額（食費の自己負担額）を保険医療機関に支払い、残りの額を広域連合が保険医療機関に支払う。

食事療養標準負担額			1食につき		
所得区分			～令和6年 5月31日	令和6年6月1日～ 令和7年3月31日	令和7年 4月1日～
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ			460円	490円	510円
住民税 非課税等 ※1	区分Ⅱ	入院90日以内	210円	230円	240円
		入院91日以上 （長期入院該当※2）	160円	180円	190円
	区分Ⅰ		100円	110円	110円

※1 区分Ⅱ・・・住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ・・・①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万円（令和7年8月1日からは806,700円）を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※2 区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日を超える場合

(3) 入院時生活療養費	被保険者は、保険医療機関の療養病床に入院した際の食費及び居住費に要した費用のうち、生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）を保険医療機関に支払い、残りの額を広域連合が保険医療機関に支払う。				
	生活療養標準負担額（ ）は～令和6年5月31日、【 】は令和7年4月1日～				
	所得区分		食費（1食につき）		居住費 （1日につき）
			入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	370円
	現役並み所得 一般Ⅰ・Ⅱ		490円（460円） 【510円】 医療機関により 450円（420円） 【470円】	490円（460円） 【510円】 医療機関により 450円（420円） 【470円】	
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	230円 （210円） 【240円】	230円（210円） 【240円】 長期入院該当で 180円（160円） 【190円】	
区分Ⅰ		140円（130円） 【140円】	110円（100円） 【110円】		
		老齢福祉年金 受給者	110円（100円） 【110円】	110円（100円） 【110円】	0円
(4) 療養費	広域連合は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、緊急その他のやむを得ない理由によりマイナ保険証・資格確認書等を提示せず保険医療機関等にかかったとき等に、療養の給付等に代えて療養費を支給することができる。療養費の額は、広域連合が定める。療養費は、広域連合が被保険者へ支払う（受領委任を取り扱う柔道整復師、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術を受けた場合は、施術者へ支払うこともできる）。				
(5) 高額療養費	広域連合は1ヵ月間に被保険者が負担する一部負担金の額が高額となった場合、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給する。				
自己負担限度額					
	負担割合	所得区分	外来+入院 （世帯ごと）		
			外来（個人ごと）		
3割		現役並み所得Ⅲ （課税所得 690万円以上）	252,600円+（10割分の医療費－842,000円）×1% ＜140,100円※1＞		
		現役並み所得Ⅱ （課税所得 380万円以上）	167,400円+（10割分の医療費－558,000円）×1% ＜93,000円※1＞		
		現役並み所得Ⅰ （課税所得 145万円以上）	80,100円+（10割分の医療費－267,000円）×1% ＜44,400円※1＞		

	2割	一般Ⅱ	令和7年 9月診療 まで	6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10% または18,000円 のいずれか低い方 （144,000円※2）	57,600円 ＜44,400円※1＞																											
			令和7年 10月診療 より	18,000円 （144,000円※2）																												
	1割	一般Ⅰ		18,000円 （144,000円※2）	57,600円 ＜44,400円※1＞																											
		住民税 非課税 等	区分Ⅱ	8,000円	24,600円																											
			区分Ⅰ		15,000円																											
※1 過去12ヵ月間に高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も多数回該当の回数に含む。 ※2 1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の外来の自己負担額の合計額には、144,000円の上限がある。																																
(6) 移送費	移動が困難な重病人が、緊急的にやむを得ず医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用を広域連合が審査し、必要と認めた場合に支給する。																															
(7) 高額介護合算療養費	同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担が発生している場合、年間の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えたときに、その超えた部分の金額を後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給する。自己負担限度額は、所得区分により異なる。 自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間） <table><tr><td>負担割合</td><td colspan="2">所得区分</td><td>後期高齢者医療制度＋介護保険</td></tr><tr><td rowspan="3">3割</td><td colspan="2">現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）</td><td>212万円</td></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）</td><td>141万円</td></tr><tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）</td><td>67万円</td></tr><tr><td>2割</td><td colspan="2">一般Ⅱ</td><td>56万円</td></tr><tr><td rowspan="3">1割</td><td colspan="2">一般Ⅰ</td><td>56万円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税等</td><td>区分Ⅱ</td><td>31万円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ</td><td>19万円</td></tr></table>					負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険	3割	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）		212万円	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）		141万円	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）		67万円	2割	一般Ⅱ		56万円	1割	一般Ⅰ		56万円	住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円	区分Ⅰ	19万円
負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険																													
3割	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）		212万円																													
	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）		141万円																													
	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）		67万円																													
2割	一般Ⅱ		56万円																													
1割	一般Ⅰ		56万円																													
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円																													
		区分Ⅰ	19万円																													
(8) 特定疾病療養受療証	先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方には、一部負担金が1つの医療機関につき1ヵ月10,000円に減額される「特定疾病療養受療証」が申請により交付される。																															
(9) 一部負担金の減額・免除	被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときや世帯主が死亡したときなど、一時的に生活が困難となり、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず、一部負担金を支払うことが困難であると広域連合が認めた場合、一部負担金を減額、免除または徴収を猶予することができる。																															

<療養の給付実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
支払額（円）		86,272,717,566	90,723,611,669	93,505,155,774
総件数（件）		3,287,744	3,436,381	3,546,045
内訳	内科 入院	60,581	64,500	65,408
	内科 入院外	1,657,304	1,722,254	1,773,363
	歯科	344,661	371,025	387,869
	調剤	1,211,856	1,263,626	1,303,275
	訪問看護	13,342	14,976	16,130

5. 長寿健診、高齢者の保健事業

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係		
事業の概要、目的	東京都後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、健康診査及び保健事業を実施している。		
事業の開始	平成20年6月		
対象	後期高齢者医療制度に加入している区民		
予 算	【歳出】 629,542,000 円	決 算	【歳入】 [他] 286,982,420 円 【歳出】 545,399,098 円

6. 葬祭費の支給

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所		
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療		
事業の概要、目的	後期高齢者医療制度の被保険者が死亡し、葬祭を執行したときに申請により70,000円を支給する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区後期高齢者医療葬祭費支給要綱 世田谷区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱		
対象	葬祭を執行した方		
予 算	【歳出】 435,680,000 円	決 算	【歳入】 特定財源なし 【歳出】 373,170,000 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支払額	386,940,000 円	371,610,000 円	373,170,000 円
総件数	5,528 件	5,309 件	5,331 件

7. 保険財政

事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療		
医療費の財源	患者負担分を除いた医療費について、公費（国、都、区）で約5割、若年者（74歳以下）の健康保険からの支援金で約4割、後期高齢者医療制度被保険者の保険料で約1割を負担する。		
予 算	【歳入】 24,789,166,000 円（葬祭費、長寿健診等は含まない）	決 算	【歳入】 特定財源なし 【歳出】 24,657,818,799 円

4. 国民年金

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。
平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、「日本年金機構」が設立された。社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変更された。国は公的年金制度の財政や制度改革を担い、日本年金機構は公的年金の一連の運營業務を担っている。区市町村は法定受託事務として、資格取得届、保険料免除・納付猶予申請書、年金請求書などの受理・審査・報告を行っている。
国は人生 100 年時代を背景として、働き方の多様化や高齢期の長期化に対応し、将来世代の年金水準の確保を図り、持続可能な社会保障制度の構築をめざして、近年、年金制度改革を急速に進めている。また、被保険者の利便性向上のため、国は電子申請による届出を推進し、区はその周知を行っている。
(1) 中小企業の厚生年金の適用拡大（平成 29 年 4 月、令和 4 年 10 月）
(2) 老齢基礎年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮（平成 29 年 8 月）
(3) 国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除（平成 31 年 4 月）
(4) 年金生活者支援給付金の創設（令和元年 10 月）
(5) マイナポータルから日本年金機構への電子申請を開始（令和 4 年 5 月）

1. 保険者・被保険者

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係（第 1 号被保険者、任意加入被保険者） 管轄の年金事務所（第 2 号被保険者、第 3 号被保険者）						
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係						
保険者：政府（厚生労働省）							
被保険者：日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の人は原則として全員が加入することになっている（外国籍の人も含む）。							
(1) 第 1 号被保険者 自営業者・自由業者などとその配偶者及び学生（次の第 2 号・第 3 号被保険者に該当しない人）							
(2) 第 2 号被保険者（厚生年金被保険者になることによって自動的に第 2 号被保険者となる。） 厚生年金の被保険者で、70 歳未満の人。ただし、65 歳以上で老齢（退職）年金を受給できる人を除く。							
(3) 第 3 号被保険者 厚生年金の被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人。配偶者の勤務先へ届け出て、確認を受けることにより該当となる（令和 2 年 4 月より原則国内居住が要件となった）。							
(4) 任意加入被保険者 ① 60 歳以上 65 歳未満で年金額が満額に満たない人。 ② 65 歳以上 70 歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和 50 年 4 月 1 日以前生まれの人のみ）。 ③ 国外に居住する日本人で、(1) 20 歳以上 65 歳未満の人 (2) 65 歳以上 70 歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれの人のみ）。							
被保険者の推移							
年度	第 1 号強制 加入被保険者	任意 加入被保険者	第 3 号 被保険者	合計 (A)	不在 被保険者 (B)	実在 被保険者 (A-B)	免除 被保険者
4	130, 206	3, 101	52, 556	185, 863	1, 646	184, 217	41, 811
5	129, 142	3, 321	50, 250	182, 713	1, 796	180, 917	41, 279
6	125, 015	3, 308	49, 678	178, 001	1, 775	176, 226	32, 105

2. 資格の取得・喪失

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く) (60 歳以降の任意加入は国保・年金課国民年金係のみ) 第2号被保険者、第3号被保険者は、管轄の年金事務所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係
次のようなときには、届出が必要である。	
届出の種類	届出が必要なとき
1号加入届	会社等を退職したとき (厚生年金加入者でなくなるとき)
	会社等に勤務する配偶者の扶養から外れたとき (厚生年金加入者の扶養から外れたとき)
	国外から転入したとき (転入後に第1号被保険者になるとき)
(1号喪失届)	会社等に就職したとき ※厚生年金に加入すると自動的に喪失されるため基本的に不要
任意加入届	出国期間に任意加入したいとき (日本国籍の方に限る)
	60歳以上で老齢基礎年金の受給開始前に任意加入したいとき
任意加入の喪失届	任意加入をやめたいとき

3. 基礎年金番号通知書

窓 口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係、各総合支所くみん窓口、 各出張所(まちづくりセンターを除く) (第1号被保険者のみ) 管轄の年金事務所 (すべての被保険者)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係
年金事務所は、区市町村長から新規資格取得に関する届出の報告を受けたときは、基礎年金番号通知書を作成し、被保険者に交付することになっている。この通知書に記載されている基礎年金番号は、すべての年金で共通して使用するもので、厚生年金に移行するときにも必要なものである。 なお、令和4年4月から、年金手帳の交付は廃止され、基礎年金番号通知書の交付に変わった (すでに交付済みの年金手帳は、基礎年金番号を明らかにする書類等として引き続き使用可能)。	

4. 保険料

窓 口

世田谷年金事務所（保険料免除申請は保健福祉政策部国保・年金課国民年金係）

事業所管

保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

(1) 保険料額

種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定額保険料	月額 16,590 円	月額 16,520 円	月額 16,980 円
付加保険料	月額 400 円	月額 400 円	月額 400 円

(2) 納付義務者

保険料を納付する義務のあるものは、第一次的には被保険者本人だが、被保険者の属する世帯主、配偶者にも連帯して納付の義務がある。第2号被保険者は本人の給料から控除されるが、第3号被保険者は、個々に納付する必要はなく、厚生年金制度が拠出するしくみになっている。

(3) 納付の方法（第1号被保険者および任意加入被保険者）

平成14年4月から地方分権一括法に伴う改正により、保険料は直接国へ納付することとなった。平成22年1月より納付書は、日本年金機構から送られ、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納める方法をとっている。なお、銀行等の口座から自動的に納めることのできる口座振替（自動払込）やクレジットカード納付、インターネットバンキング、スマートフォンアプリでの決済などの制度も採用し、

納付の機会を拡大している。前納割引制度有り。

保険料は加入したときから 60 歳になる前月分まで納めるが、将来、より高い年金を希望する人には、保険料を 1 か月 400 円上積みして納める付加年金のしくみもある。

なお、保険料は法律の定めるところの保険料額を基準に物価や賃金の伸びに合わせて調整されている。各月の保険料の納期限は、その翌月末日。

(4) 保険料免除等

次に該当する人は保険料の免除制度がある（申請が必要）。ただし、任意加入の被保険者には、(1) 自己の意思で加入、(2) 脱退が自由にできる、等の理由から除外される。

〈法定免除〉

① 障害年金・障害基礎年金・障害厚生年金（1、2 級）、障害共済年金（1、2 級）、そのほか政令で定める給付の受給権者になったとき

② 生活保護法による生活扶助を受けるとき。

③ ②に掲げるもののほか、厚生労働省大臣が指定する施設に入所しているとき。

※平成 26 年 4 月より納付申出により納付も可能となった。

〈申請免除〉

① 前年の所得がその人の扶養親族等の有無及び数に応じた政令に定める基準額以下であるとき。

② 被保険者または世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助（教育・住宅・医療・生業などの扶助・援助）を受けているとき。

③ 地方税法の障害者、寡婦、ひとり親で前年の所得が政令で定めた額以下のとき。

④ 天災・失業等厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料の納付が著しく困難であると認められるとき。

申請免除は、保険料の全額が免除される制度（全額免除）に加えて、前年の所得により平成 14 年 4 月からは保険料の半額、平成 18 年 7 月からは保険料の 4 分の 1、4 分の 3 を納付する制度が加わった。受給資格期間に算入され、老齢基礎年金受給額には納付割合に応じて計算される。ただし、一部納付分を納めなかった場合は、除外される。

※平成 26 年 4 月より、申請時点の 2 年 1 カ月前の月分から申請できるようになった。

〈納付猶予〉平成 28 年 7 月より施行

50 歳未満の人で本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、納付が猶予される。受給資格期間には算入されるが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。（令和 17 年 6 月までの時限措置。なお、30 歳未満の人の納付猶予については、平成 17 年 4 月より施行）

〈学生納付特例〉平成 12 年 4 月より施行

本人の前年所得が基準以下の学生について、保険料の納付を猶予される制度である。学生納付特例期間は保険料を納める必要はないが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。海外の大学等の学生は対象にならない。

〈産前産後期間の免除〉平成 31 年 4 月より施行

出産日が平成 31 年 2 月 1 日以降の人が対象。出産月（予定を含む）の前月から 4 カ月間（双子等のときは出産月の 3 カ月前から 6 カ月間）の保険料が免除される。出産予定日の 6 カ月前から届出可能。なお、産前産後期間の免除は保険料納付済期間として扱われる。

※出産には妊娠 85 日以上の子産・流産・早産を含む。

(5) 追 納

保険料免除等の承認を受けた人が、免除期間中の保険料を追納することによって、より有利な給付が受けられるよう保障しようとするものである。この追納をするときは、10 年以内の最も古い月分から順次納めることになっている。但し、学生納付特例期間の追納が優先される。追納保険料額は、毎年厚生労働省が告示することになっている。（老齢基礎年金の受給権者は追納できない。）

5. 国民年金の給付

窓 口	(1) 老齢基礎年金 第 1 号被保険者期間のみの人：国保・年金課国民年金係 第 3 号被保険者期間、カラ期間、厚生年金や共済組合期間ある人：世田谷年金事務所 (2) 障害・遺族基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金、死亡一時金など： 国保・年金課国民年金係
-----	---

事業所管		保健福祉政策部国保・年金課国民年金係
種類	支給要件	令和5年度の給付額
老齢 基礎年金	保険料納付済期間や第3号被保険者期間、保険料免除期間、学生納付特例の適用を受けた期間、厚生年金被保険者期間、共済組合員期間等と合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人に原則として65歳から支給。（一定の制限の下に60歳以上65歳未満の間の希望する時期から繰上げ、または66歳以上75歳未満の間の希望する時期から繰下げて受けることも可能）	40年間納めた場合 816,000円（813,700円）（〈注3〉参照） 昭和16年4月1日以前の出生者は生年月日により加入可能年数が短縮される。
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金を受けられるようになった時、上乘せして支給。	納付月数×200円
障害 基礎年金	(1) 初診日までの加入期間の1/3以上保険料の未納がない人（令和8年3月までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）が、国民年金加入中や60歳以上65歳未満の期間に初診のある病気やケガにより、日常生活に著しい制限を受けるようになった時。（2）20歳前に初診のある障害により日常生活に著しい制限を受けている状態にある人について20歳以降、所得や他年金の有無により支給。（海外居住中や服役中の人は支給が停止される。）	1級 1,020,000円（1,017,125円）（〈注3〉参照） 2級 816,000円（813,700円）（〈注3〉参照） 上記の級は年金法上の等級であって、身体障害者手帳等の等級とは異なる。20歳前障害は所得制限がある。 障害基礎年金受給者によって生計を維持される子がいる場合、手続きにより年金額が加算される（〈注1〉参照）。 ※子による加算は、児童扶養手当との受給額の調整がある。
遺族 基礎年金	加入期間の1/3以上保険料の未納のない人（令和8年3月までは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人（保険料納付済期間、保険料免除期間等を合算した期間が25年以上ある人に限る）が死亡した時に死亡者と生計をともにしていた18歳未満の子のある配偶者または子に、子が18歳になる年度末まで支給（重度障害の子については20歳まで）	子が一人ある配偶者は 1,050,800円（1,048,500円）（〈注3〉参照） 子が一人で受ける時は 816,000円 ※ 子の数に応じて加算がある（〈注1〉参照）。 ※ 死亡一時金は支給されない。 ※ 子のない配偶者には支給されない。 ※ 結婚している子は該当しない。
寡婦年金	1号被保険者の期間のみで老齢基礎年金の受給資格のある夫が、年金給付を受けずに死亡した時に、夫により生計維持されていた婚姻期間が10年以上ある老齢基礎年金を繰り上げ請求していない妻に60歳から65歳になるまでの5年間支給される。妻が再婚（事実婚も含む）したり、養子になると失権する。	夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の3/4（ただし、妻自身が他の公的年金を受けられる場合、その年金との選択となる。） ※ 寡婦年金を選択した場合、死亡一時金は支給されない。
死亡 一時金	1号被保険者で保険料を3年以上納めた人が、年金給付を受けずに死亡した時、遺族基礎年金を受けられない生計同一の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のいずれかに支給（先順位者が優先）	納付月数（一部納付済の月数は、それぞれの割合で計算）に応じて 120,000～320,000円 （付加保険料を3年以上納めている場合は、8,500円が加算される。） ※ 生計が別の遺族は該当しない。 ※ 寡婦年金と死亡一時金を受給できる場合は、どちらか一方を選択します。

老齢 福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人と、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて、保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が一定以上あり、本来の老齢年金に該当しなかった人。	全額支給 416,900円 本人に公的年金がある時、全額または差額を除いた額が支給停止される。 ※ 所得による全部・一部停止がある。
特別障害 給付金	(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった昼間部の学生 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限られる。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象にならない。	1級 月額55,350円 2級 月額44,280円
年金生活 者支援給 付金	(1) 老齢年金生活者支援給付金 ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている ②請求される人の世帯全員の市町村民税が非課税となっている ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が789,300円(787,700円)以下である人 ※789,300円(787,700円)を超え889,300円(887,700円)以下の人には補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給される(老齢年金生活者支援給付金と算出方法は異なる)(〈注3〉参照) (2) 障害年金生活者支援給付金 ①障害基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下である (3) 遺族年金生活者支援給付金 ①遺族基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下である	(1) 老齢年金生活者支援給付金 ①と②の合計額 ①保険料納付済期間に基づく額(月額) = 5,310円×保険料納付済期間/480月 ②保険料免除期間に基づく額(月額) = 11,333円×保険料免除期間/480月 (2) 障害年金生活者支援給付金 障害等級が1級の人: 6,638円(月額) 障害等級が2級の人: 5,310円(月額) (3) 遺族年金生活者支援給付金 5,310円(月額)※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる。

〈注1〉 子の加算額 一人目、二人目の子は一人につき 234,800 円、三人目以降の子は一人につき 78,300 円。

※子とは、18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までの子、または 20 歳未満で一定の障害の状態にある子(胎児については、出生以降、届出により加算される)。

〈注2〉 年金額は社会経済情勢の変動に応じて自動的に給付水準が調整される。

〈注3〉 令和5年度から、括弧内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の給付額。

国民年金額改定一覧

年 度	老齢基礎年金 〈注3〉	障害基礎年金 〈注3〉		遺族基礎年金〈注3〉 (配偶者と子1人)	老齢福祉年 金 全部支給
		1 級	2 級		
4	777,800	972,250	777,800	1,001,600	398,500
5	795,000(792,600)	993,750(990,750)	795,000(792,600)	1,023,700(1,021,300)	406,100
6	816,000(813,700)	1,020,000(1,017,125)	816,000(813,700)	1,050,800(1,048,500)	416,900

※老齢基礎年金および寡婦年金の金額は満額の場合であり、それぞれ保険料納付月数により異なる。

6. 時 効

年金給付を受ける権利は、裁定請求を行わず、権利が発生してから 5 年を経過すると時効によって消滅する。また、保険料の納付、還付および死亡一時金を受ける権利は、2 年で消滅する。なお、給付の時効は、給付がその全額について支給停止される間は進行しない。

第9章 生活支援

1. 生活支援

応急小口資金の貸し付け			事業の開始	
			昭和50年10月	
窓 口	各総合支所生活支援課			
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当			
事業の概要、目的	区民が治療・冠婚葬祭等で応急に費用を必要とする場合に、低所得者対策の一環として小口資金を貸し付け、生活の安定に資する。			
	貸付限度額	一世帯につき150,000円（ただし医療に要する費用及び火災その他の災害により被害を受けその復旧等に要する費用については、一世帯につき300,000円）		
	利子	無利子		
	返還	据置期間3ヵ月経過後から30ヵ月以内		
	申込資格	①区内に3ヵ月以上居住している生計中心者で、		
		②一定の収入があり確実に返済ができ、		
		③収入が一定の額（生活保護基準の2倍）以内の者		
保証人要件	区内に3ヵ月以上居住しており、保証能力が十分であると認められるもの			
根拠法令等	〔区〕世田谷区応急小口資金貸付条例・世田谷区応急小口資金貸付条例施行規則			
対 象	疾病・傷害の治療、冠婚葬祭、就職、就学等で応急に費用を必要とする者で、他から資金を借り受けることが困難な者			
予 算	〔歳出〕 3,000,000 円		決 算	〔歳入〕 〔他〕 818,572 円 ※過年度貸付分の償還金 〔歳出〕 0 円

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付延件数	1	0	0
貸付金額	54,000	0	0

高額療養費等資金の貸し付け			事業の開始 昭和53年4月	
窓口・所管		保健福祉政策部国保・年金課管理係		
事業の概要、目的		区民が疾病等による療養・介護・出産のため、一時的に高額の療養費等を支払うことを要する場合、その支払いに必要な資金を貸し付けることにより、区民の療養・介護・出産を確保し、生活の安定と福祉の増進を図る。		
		貸付金額	高額療養費、高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費・出産費（以下「高額療養費等」という。）の支給見込額の9割以内（50万円を超える場合は8割）	
		利子	無利子	
		貸付期間	高額療養費等が支給されるまで	
		返済	高額療養費等が支給されたとき、それを返済に充てる。	
		基金額	4,000万円	
根拠法令等		〔区〕世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例 世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則		
対象		高額療養費等の償還払いによる現金支給見込みがあり、支給されるまでの間、生活維持が困難となる区民		
予算		〔歳出〕 4,000円		決算 〔歳出〕 0円

<実績>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
貸付 延件数	高額療養費	1	1	3
	介護保険貸付	4	0	0
	出産費	0	0	0
	計	5	1	3

区民葬儀券の発行

事業の開始

昭和40年

窓 口	各総合支所区民課戸籍係（烏山総合支所は区民・戸籍係） 保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当																																																						
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当																																																						
事業の概要、目的	区民の経済的負担を軽減することを目的とする、区民葬儀券を発行している。 区民葬儀券を利用することで、以下のとおり特別区統一の協定料金で葬儀を行うことができる。 1. 祭壇料金（寝棺含む 税込）（令和3年4月1日改正） <table><tr><th>区 分</th><th>料 金</th><th>区 分（長尺棺）</th><th>料 金</th></tr><tr><td>A1（金欄五段飾）桐張棺</td><td>312,180 円</td><td>A1（金欄五段飾）桐張棺</td><td>325,380 円</td></tr><tr><td>A2（金欄四段飾）桐張棺</td><td>259,600 円</td><td>A2（金欄四段飾）桐張棺</td><td>272,800 円</td></tr><tr><td>B（白布三段飾）プリント棺</td><td>136,400 円</td><td>B（白布三段飾）桐張棺</td><td>171,600 円</td></tr><tr><td>C（白布二段飾）プリント棺</td><td>100,100 円</td><td>C（白布二段飾）桐張棺</td><td>135,300 円</td></tr></table> ※満6歳以下の小人は、A1・A2・B・Cともに1,100円引き。 ※祭壇を利用しないで、寝棺のみを利用の場合は次の金額とする。 なお、その場合は別途人件費が必要となる。 桐張棺 66,000円 プリント棺 44,000円 長尺棺（桐張棺のみ）79,200円 2. 霊柩車運送料金（税込）（令和7年4月1日改正） <table><tr><th rowspan="2">種別 \ 区分</th><th colspan="3">料金</th></tr><tr><th>10 k mまで</th><th>20 k mまで</th><th>30 k mまで</th></tr><tr><td>普 通 車</td><td>19,220 円</td><td>23,840 円</td><td>28,460 円</td></tr><tr><td>宮型車（指定車）</td><td>37,400 円</td><td>44,000 円</td><td>50,600 円</td></tr></table> 3. 火葬料金（非課税）（令和4年4月1日改正） <table><tr><th></th><th>料金</th></tr><tr><td>大人</td><td>59,600 円</td></tr><tr><td>小人</td><td>34,500 円</td></tr></table> ※この火葬料金については民営火葬場の料金とする。 4. 遺骨収納容器代（税込）（令和3年4月1日改正） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">大人用</td><td>2号一式</td><td>11,990 円</td></tr><tr><td>3号一式</td><td>10,780 円</td></tr><tr><td>小人用</td><td>6号一式</td><td>2,530 円</td></tr></table>			区 分	料 金	区 分（長尺棺）	料 金	A1（金欄五段飾）桐張棺	312,180 円	A1（金欄五段飾）桐張棺	325,380 円	A2（金欄四段飾）桐張棺	259,600 円	A2（金欄四段飾）桐張棺	272,800 円	B（白布三段飾）プリント棺	136,400 円	B（白布三段飾）桐張棺	171,600 円	C（白布二段飾）プリント棺	100,100 円	C（白布二段飾）桐張棺	135,300 円	種別 \ 区分	料金			10 k mまで	20 k mまで	30 k mまで	普 通 車	19,220 円	23,840 円	28,460 円	宮型車（指定車）	37,400 円	44,000 円	50,600 円		料金	大人	59,600 円	小人	34,500 円	区分		料金	大人用	2号一式	11,990 円	3号一式	10,780 円	小人用	6号一式	2,530 円
区 分	料 金	区 分（長尺棺）	料 金																																																				
A1（金欄五段飾）桐張棺	312,180 円	A1（金欄五段飾）桐張棺	325,380 円																																																				
A2（金欄四段飾）桐張棺	259,600 円	A2（金欄四段飾）桐張棺	272,800 円																																																				
B（白布三段飾）プリント棺	136,400 円	B（白布三段飾）桐張棺	171,600 円																																																				
C（白布二段飾）プリント棺	100,100 円	C（白布二段飾）桐張棺	135,300 円																																																				
種別 \ 区分	料金																																																						
	10 k mまで	20 k mまで	30 k mまで																																																				
普 通 車	19,220 円	23,840 円	28,460 円																																																				
宮型車（指定車）	37,400 円	44,000 円	50,600 円																																																				
	料金																																																						
大人	59,600 円																																																						
小人	34,500 円																																																						
区分		料金																																																					
大人用	2号一式	11,990 円																																																					
	3号一式	10,780 円																																																					
小人用	6号一式	2,530 円																																																					
根拠法令等	「区」世田谷区区民葬儀実施要領																																																						

<区民葬儀券発行件数>

発行件数 年度	件数
令和4年度	600
令和5年度	670
令和6年度	761

中国残留邦人等支援事業

事業の開始

平成20年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	老齢基礎年金を満額支給してもなお世帯の収入が一定基準に満たない場合に、生活支援給付等を行う。また、中国語が堪能な支援・相談員を配置するとともに地域における生活支援を行う。		
根拠法令等	〔国〕中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）同法施行令（平成8年政令第18号）同法施行規則（平成6年厚生省令第63号） 〔区〕世田谷区中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則・中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業実施要領		
対 象	特定中国残留邦人等と配偶者及び同伴帰国者等 ※特定中国残留邦人等とは、本邦に永住帰国した中国残留邦人（権太含む）でア、イを全て満たす者 ア. 明治44年4月2日以後、昭和21年12月31日以前に生まれた者 イ. 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者で、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者		
予 算	〔歳出〕 43,307,000 円	決 算	〔歳入〕 〔国負〕 31,921,273 円 〔国委〕 2,029,200 円 〔国補〕 337,000 円 〔歳出〕 42,849,291 円

<中国残留邦人等支援給付世帯と人員>

(令和7年3月現在)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
世帯数	7	4	1	1	1	14
人 員	10	7	1	2	2	22

<中国残留邦人等支援給付費支給状況>

	執行総額	割合 (%)
支 援 給 付 費	生活支援	15,741,073 36.94
	住宅支援	4,855,162 11.39
	医療支援	20,869,203 48.98
	介護支援	1,144,940 2.69
	出産支援	0 0.00
	生業支援	0 0.00
	葬祭支援	0 0.00
	配偶者支援	0 0.00
	計	42,610,378 100.00

受験生チャレンジ支援貸付事業

事業の開始

平成23年4月

窓 口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」																										
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当																										
事業の概要、目的	東京都社会福祉協議会の実施する「受験生チャレンジ支援貸付事業※」の受付業務を行なう。 ※受験生チャレンジ支援貸付事業（貸付限度額の一部令和7年4月1日改正） 学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子どもを支援する事業 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、相談者の増加が見込まれたため、受付業務体制を強化した。 <table><tr><td rowspan="3">貸付限度額</td><td colspan="2">種 別</td><td>貸 付 限 度 額</td></tr><tr><td colspan="2">学習塾等受講料貸付金</td><td>300,000円（要支援者1人あたり）</td></tr><tr><td rowspan="2">受験料貸付金</td><td>中学3年生等</td><td>27,400円</td></tr><tr><td>高校3年生等</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>利子</td><td colspan="3">無利子</td></tr><tr><td>償還</td><td colspan="3">据置期間：貸付を行った日の属する年度末の翌日から6ヶ月以内 償還期間：据置期間経過後5年以内 償還免除：要支援者が希望する学校に入学した場合等は、届出により償還が免除される。</td></tr><tr><td>保証人要件</td><td colspan="3">令和4年度より連帯保証人不要</td></tr></table>			貸付限度額	種 別		貸 付 限 度 額	学習塾等受講料貸付金		300,000円（要支援者1人あたり）	受験料貸付金	中学3年生等	27,400円	高校3年生等	120,000円	利子	無利子			償還	据置期間：貸付を行った日の属する年度末の翌日から6ヶ月以内 償還期間：据置期間経過後5年以内 償還免除：要支援者が希望する学校に入学した場合等は、届出により償還が免除される。			保証人要件	令和4年度より連帯保証人不要		
貸付限度額	種 別		貸 付 限 度 額																								
	学習塾等受講料貸付金		300,000円（要支援者1人あたり）																								
	受験料貸付金	中学3年生等	27,400円																								
高校3年生等		120,000円																									
利子	無利子																										
償還	据置期間：貸付を行った日の属する年度末の翌日から6ヶ月以内 償還期間：据置期間経過後5年以内 償還免除：要支援者が希望する学校に入学した場合等は、届出により償還が免除される。																										
保証人要件	令和4年度より連帯保証人不要																										
根拠法令等	[都] 受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱 受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領 受験生チャレンジ支援貸付事業の要件確認に係る事務処理要領 受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業実施要綱 [区] 世田谷区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続補助実施要綱																										
対 象	(1) 世帯の生計中心者（18歳以上）であること。 (2) 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること。 (3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。 (4) 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所を除く）。 (5) 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること。 (6) 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと。 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと。																										
予 算	[歳出]9,143,000円	決 算	[歳入][都] 9,142,000円 [歳出] 9,142,472円																								

<受験生チャレンジ支援相談件数>

(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和5年度	134	140	259	207	193	198	445	546	636	618	436	405	4,217
令和6年度	167	146	183	329	301	399	451	533	599	674	355	489	4,626

※貸付決定件数 令和5年度585件、令和6年度567件

住居確保給付金の支給

事業の開始

平成21年10月

窓 口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	(1) 家賃補助 世田谷区在住の方で、原則、離職・廃業2年以内または、個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者のうち、就労能力および就労意欲があつて、住居を喪失したまたは喪失するおそれがあり、かつ世帯の生計を主として維持している者に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。		
	支給上限額	生活保護法による保護の基準に基づき算定される住宅扶助の額。	
	支給期間	原則3ヶ月間。ただし一定の条件を満たした場合に、最長で6ヶ月間、支給期間を延長することができる。	
	支給方法	原則、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込む。	
	(2) 転居費用補助（令和7年4月1日より開始） 同一の世帯に属する者の死亡または、本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したまたは喪失するおそれがある者に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行う。		
	支給上限額	原則、転居先の住居が所在する自治体の住宅扶助の額に3を乗じて得た額。ただし、これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額。	
	対象経費	①転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）※敷金、前家賃は対象外 ②転居先への家財運搬費用 ③ハウスクリーニングなどの原状回復費用 ④鍵交換費用 ※家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費は対象外	
根拠法令等	〔国〕生活困窮者自立支援法 〔区〕世田谷区住居確保給付金支給事務処理要綱		
対 象	申請時点で、支給要件をすべて満たす生活困窮者（詳細はぷらっとホーム世田谷へ） ※家賃補助については、支給期間中の求職活動等要件あり。		
求職活動等要件	家賃補助支給対象者は支給期間中に次のいずれかの活動を行うこと。 (1) 常用就職（※）に向けた求職活動を行う者 ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。 ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。 （※）「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。 (2) 自立に向けた活動を行う者（最長6か月間） ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。 ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。		
予 算	〔歳出〕63,295,000 円		決 算
			〔歳入〕〔国〕48,282,750 円
			〔歳出〕59,481,858 円

<実績>

月	新規支給決定件数 (再支給含む)			延長決定件数			再延長決定件数		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
4月	300	42	6	58	14	1	54	9	2
5月	185	16	0	51	15	1	58	16	0
6月	90	9	6	59	7	0	30	5	2
7月	106	4	3	47	4	1	53	4	0
8月	125	8	6	34	6	2	37	5	0
9月	68	8	1	34	3	2	52	8	0
10月	43	3	5	35	4	3	37	3	0
11月	70	8	3	31	1	0	22	5	1
12月	56	5	1	15	4	0	25	1	0
1月	26	5	1	16	3	2	23	1	2
2月	32	3	3	9	3	0	14	2	0
3月	19	4	2	6	3	1	14	1	0
合計	1,120	115	37	395	67	13	419	60	7

生活困窮者自立促進支援事業

事業の開始

平成26年4月

窓 口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」 各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活困窮者及び生活保護受給者のうち、より個別的、重点的な支援が必要となる方について、総合支所生活支援課に配置された自立促進担当と世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が連携し、生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、地域での自立生活定着までを支援する。 (1) 総合支所生活支援課 生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる方について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うと共に、支援調整会議において支援プランの検討を行う。 (2) プらっとホーム世田谷 生活困窮者等に対して、総合支所生活支援課と連携し、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金の支給、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行う。 また生活保護受給者世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学习支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。
根拠法令等	〔国〕生活困窮者自立支援法 〔区〕世田谷区生活困窮者及び生活保護受給者に対する自立促進支援事業実施要綱、世田谷区生活に困窮する子どもを支援する事業実施要綱、世田谷区生活困窮者家計改善支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者自立相談支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者就労準備支援事業実施要綱、世田谷区生活保護受給者家計相談支援事業実施要綱

対 象	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及び生活保護受給者											
予 算	[歳出] 284,583,000 円						決 算	[歳入] [国] 183,042,950 円				
								[歳出] 284,475,930 円				

<実績>

月	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法に基づく支援)						ぷらっとホーム世田谷における就労支援					
	新規相談受付件数			支援プラン作成件数			新規就労支援受入件数			就職者数		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
4月	145	156	148	42	85	111	952	453	389	31	6	42
5月	155	210	170	38	123	99	71	38	41	26	13	15
6月	162	193	161	59	128	95	67	39	39	32	15	31
7月	170	166	148	52	124	105	57	36	35	29	30	21
8月	162	159	125	49	94	84	57	39	32	17	32	21
9月	149	166	142	46	116	95	39	29	36	24	19	33
10月	225	174	140	50	111	98	44	36	37	19	26	30
11月	185	130	140	72	93	84	35	42	32	26	38	36
12月	243	140	117	61	92	75	32	30	29	24	20	29
1月	193	138	143	49	92	98	33	28	26	11	24	30
2月	160	149	165	50	64	92	27	25	40	18	21	17
3月	211	117	150	43	82	85	12	28	31	18	23	16
合計	2,160	1,898	1,749	611	1,204	1,121	1,426	823	767	275	267	321

※自立相談支援事業の新規相談受付件数及び新規支援決定件数は、一時生活支援事業利用件数（自立支援センター（「渋谷寮」）入所者及び地域包括支援センターに配置した相談支援包括化推進員の相談受付件数を含む。ぷらっとホーム世田谷における就労支援件数には、前年度からの継続者含む。

就職サポートコーナーきぬた

事業の開始

平成26年1月

窓 口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活保護受給者を含む生活困窮者全般を対象に、各総合支所生活支援課に常駐するハローワーク職員が各総合支所生活支援課等と連携し、対象者の早期就労を支援する。
根拠法令等	[区] 世田谷区生活保護受給者等就労自立促進事業運営協議会運営要領
対 象	生活保護受給者 住居確保給付金、児童扶養手当受給者等、生活保護に至らない生活困窮者

<実績>

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数
生活保護受給者	130	116	126	106	142	110
児童扶養手当受給者	7	3	0	5	0	1
住居確保給付金受給者	0	5	0	0	12	10
生活困窮者 (住居確保給付金受給者を除く)	7	1	13	13	16	18
計	152	132	139	124	170	139

住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（追加給付金）

事業の開始

令和6年1月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で低所得者支援を実施する方針が示され、住民税非課税世帯に対して1世帯あたり7万円を支給する事業を実施。		
根拠法令等	〔区〕令和5年度世田谷区住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給要綱		
対 象	令和5年12月1日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯		
予 算	[歳出] 7,063,974,000 円	決 算	[歳入] [都] 6,339,271,000 円 [歳出] 6,339,690,861 円

<実績>

支給決定件数	87,974 件
--------	----------

住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金			事業の開始
			令和6年2月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援を実施する方針が示され、住民税均等割のみ課税世帯分に対して1世帯あたり10万円を支給する事業を実施。		
根拠法令等	〔区〕令和5年度世田谷区住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給要綱		
対 象	令和5年12月1日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和5年度住民税所得割が非課税である世帯		
予 算	〔歳出〕 1,542,117,000円 住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）との合算	決 算	〔歳入〕 〔都〕955,910,000円 住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金のみ 〔歳出〕 1,442,668,805円 住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）との合算

<実績>

支給決定件数	9,391件
--------	--------

低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）			事業の開始
			令和6年2月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援を実施する方針が示され、低所得者の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金の支給を実施。		
根拠法令等	〔区〕令和5年度世田谷区低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金支給要綱		
対 象	世田谷区住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（追加給付金）または世田谷区住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯のうち、以下のいずれかに該当する児童 1 基準日（令和5年12月1日）において同一世帯になっている平成17年4月2日以降生まれの児童 2 基準日の翌日から区が定める期限までに出生した新生児 3 基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成17年4月2日以降生まれの児童		
予 算	〔歳出〕 1,542,117,000円 住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）との合算	決 算	〔歳入〕 〔都〕680,001,000円 低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）との合算 〔歳出〕 1,442,668,805円 住民税均等割のみ課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）との合算

<実績>

支給決定件数	9,399件
--------	--------

住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金		事業の開始
		令和6年7月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援を実施する方針が示され、令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯に対して1世帯あたり10万円を支給する事業を実施する。	
根拠法令等	〔区〕令和6年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金支給要綱	
対 象	令和6年6月3日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和6年度住民税均等割が非課税または住民税所得割が非課税である世帯（令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯向け追加給付分及び住民税均等割のみ課税世帯分）の支給対象世帯を除く）	
予 算	[[歳出] 10,393,642,000 円（令和6年度繰越明許費） 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算]	決 算
		[[歳入] 〔都〕 2,611,976,000 円 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金のみ [[歳出] 6,411,945,814 円 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算]

＜実績＞

支給決定件数	25,331件
--------	---------

低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）		事業の開始
		令和6年7月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援を実施する方針が示され、低所得者の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金の支給を実施する。	
根拠法令等	〔区〕 令和6年度世田谷区低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金支給要綱	
対 象	世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金の支給対象世帯のうち、以下のいずれかに該当する児童 1 基準日（令和6年6月3日）において同一世帯になっている平成18年4月2日以降生まれの児童 2 基準日の翌日から区が定める期限までに出生した新生児 3 基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成18年4月2日以降生まれの児童	
予 算	〔歳出〕 10,393,642,000 円（令和6年度繰越明許費） 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算	決 算 〔歳入〕 〔都〕 680,001,000 円 低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和5年度）・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）との合算 〔歳出〕 6,411,945,814 円 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算

＜実績＞

支給決定件数	3,140件
--------	--------

定額減税補足給付金（調整給付）		事業の開始	
		令和6年7月	
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和5年11月2日に国が閣議決定をした「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、定額減税を継続する給付を実施する方針が示され、定額減税しきれないと見込まれる者への調整給付を実施する。		
根拠法令等	[区] 令和6年度世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱		
対 象	定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税義務者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者		
予 算	[歳出] 10,393,642,000 円（令和6年度繰越明許費） 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算	決 算	[歳入] [都] 3,635,364,000 円 世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）のみ [歳出] 6,411,945,814 円 世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への価格高騰重点支援給付金・低所得の子育て世帯への価格高騰重点支援給付金（令和6年度）・世田谷区定額減税補足給付金（調整給付）との合算

〈実績〉

支給決定件数	91,789件
--------	---------

住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）		事業の開始
		令和7年3月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	令和6年11月22日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示されたことを受け、令和6年度住民非課税世帯となる世帯に対して1世帯あたり3万円を支給する。	
根拠法令等	〔区〕 令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金支給事務実施要綱	
対 象	令和6年12月13日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和6年度住民税が非課税である世帯。	
予 算	〔歳出〕3,545,994,000円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）との合算	決 算

低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）		事業の開始
		令和7年3月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	令和6年11月22日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示されたことを受け、低所得者の子育て世帯への物価高騰対策給付金の支給を実施する。	
根拠法令等	〔区〕令和6年度世田谷区低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱	
対 象	世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金の支給対象世帯のうち、以下のいずれかに該当する児童 1 基準日（令和6年12月13日）において同一世帯になっている平成18年4月2日以降生まれの児童 2 基準日の翌日以降から令和7年6月30日までに生まれた新生児 3 基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成18年4月2日以降生まれの児童	
予 算	〔歳出〕3,545,994,000円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和6年度）との合算	決 算

定額減税を補足する給付金（不足額給付金）		事業の開始
		令和7年7月
窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課	
事業の概要、目的	令和6年12月17日付成立した国の令和6年度補正予算において、「給付金・定額減税一体措置（令和5年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算が追加計上されたことを受け、令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（以下「当初調整給付金」という。）に不足のあることが判明した方等への給付金（以下「不足額給付金」という。）の支給を実施する。	
根拠法令等	〔区〕令和7年度世田谷区定額減税を補足する給付金（不足額給付金）支給事務実施要綱	
対 象	- 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付金額との間に差額が生じる方。（不足額給付1） - 個別の書類の提示（申請）により給付要件（※）を確認して給付する必要がある方。（不足額給付2） ※給付要件（以下のいずれの要件も満たす方） - 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外） - 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≡扶養親族等としても定額減税対象外） - 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない	
予 算	〔歳出〕2,419,771,000円	決 算

2. 住宅・環境の整備

ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進

事業の開始

平成19年4月

窓口・所管	都市整備政策部都市デザイン課		
事業の概要、目的	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生活環境の整備を推進していく。世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく「ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）」に掲げた10の施策・34の取組みを継続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの普及啓発を行うと共に、公共的施設整備の指導・誘導を図る。		
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 [区] 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例		
対 象	世田谷区民及び世田谷区内の事業者		
事業の実績	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく建築物等の届出		
予 算	[歳出] 15,849,000 円	決 算	[歳入] [国] 0 円 [都] 2,024,000 円 [歳出] 11,182,061 円

＜世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 届出実績（変更・認定を含む）＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
建築物	181	177	184	集合住宅以外
集合住宅	107	76	85	
道 路	33	19	27	位置指定道路と開発道路
公 園	6	8	8	
公共交通	2	2	2	
路外駐車場	0	1	0	
合 計	329	283	306	

住まいサポートセンター（窓口）

事業の開始

平成19年4月

窓 口	住まいサポートセンター（（一財）世田谷トラストまちづくり）		
事業所管	都市整備政策部居住支援課		
事業の概要、目的	住まいに関する総合的かつワンストップの施策の展開、及び高齢化に対応した住宅セーフティネットの核となることを目的として設置。 「お部屋探しサポート」や「保証会社紹介制度」をはじめ、住まいに係わる区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を案内。住まいに関する講座等、順次事業内容の充実を図っていく。		
根拠法令等	[区] 世田谷区第四次住宅整備方針		
対 象	主に高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯		
予 算	[歳出] 49,243,400 円	決 算	[歳入] [都] 1,338,000 円 [歳出] 49,204,112 円

お部屋探しサポート

事業の開始

平成19年9月

窓 口	住まいサポートセンター（（一財）世田谷トラストまちづくり）		
事業所管	都市整備政策部居住支援課		
事業の概要、目的	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供すると共に様々なアドバイスを行う。 (1) 実施日時 木曜日、第1～4火曜日・金曜日 午後1時～午後4時		

	(祝日及び8月10～20日、12月20日～1月15日を除く) (2) 利用申込 事前に住まいサポートセンターへ連絡		
根拠法令等	〔区〕世田谷区第四次住宅整備方針 世田谷区お部屋探しサポート実施要綱		
対 象	区内に居住している①高齢者(60歳以上)の単身または高齢者のみの世帯 ②障害者の単身または障害者のいる世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯 ④LGBTQの方⑤外国人(在留カード等をお持ちの方)のいる世帯 ⑥ぷらっとホーム世田谷利用世帯		
予 算	〔歳出〕81,000円	決 算	〔歳入〕〔都〕2,500円 〔歳出〕73,800円
＜実績＞			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	125日	125日	123日
利用延べ人数	291人	263人	277人

保証会社紹介制度

事業の開始

平成13年4月

(保証料助成金:平成15年4月)

窓 口	住まいサポートセンター((一財)世田谷トラストまちづくり)		
事業所管	都市整備政策部居住支援課		
事業の概要、目的	「保証人がいない」「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅に入居しにくい高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居・継続居住を支援する。区内に2年以上居住の該当世帯は保証会社による金銭保証契約(入院や予想外の出費で、やむを得ず家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替払いをする)が利用できる。申込みには保証料が必要(保証期間2年間)。初回に限り半額(2万円が限度)を助成する。		
根拠法令等	〔区〕世田谷区保証会社紹介制度要綱 世田谷区保証会社紹介制度保証料助成金交付要綱		
対 象	区内に2年以上居住している①高齢者(60歳以上)の単身または高齢者のみの世帯 ②障害者世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯(生活保護受給世帯は除く)		
予 算	〔歳出〕200,000円(助成金額のみ記載)	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕80,700円(助成金額のみ記載)

＜実績＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	8件	4件	8件

住まいあんしん訪問サービス

事業の開始

平成19年4月

窓 口	住まいサポートセンター((一財)世田谷トラストまちづくり)		
事業所管	都市整備政策部居住支援課		
事業の概要、目的	民間賃貸住宅に入居する高齢者等に対し、訪問して定期的に見守り(声がけ等)を行うことで家主や不動産店の不安を軽減し、高齢者等の入居及び居住継続を円滑にするとともに、安心して地域で暮らし続けていくことを支援する。(廃止:令和7年3月31日)		
根拠法令等	〔区〕世田谷区第四次住宅整備方針 世田谷区住まいあんしん訪問サービス実施要綱		
対 象	お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの方(ただし、いずれも介護保険の居宅サービスを利用している方は除く。) ①高齢者(60歳以上)の単身または高齢者のみの世帯②身体障害者世帯		
予 算	〔歳出〕369,600円	決 算	〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕113,300円

＜実績＞

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	3件	3件	2件

第 10 章 その他

1. その他

ひきこもり等支援

事業の開始

令和4年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひきこもり等社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族の支援。世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携しながら、当事者・家族が自分らしく過ごすことができるよう、ニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。		
根拠法令等	[国] 社会福祉法、生活困窮者自立支援法、子ども・若者育成支援推進法		
対 象	ひきこもり等生きづらさを抱えた世田谷区民の方とご家族の方		
予 算	[歳出] 182,118,000 円	決 算	[歳入] [国] 56,095,900 円 [都] 4,398,000 円 [歳出] 180,505,265 円

※予算及び決算については、メルクマールセタがや分を含む

<実績>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ相談・支援件数	899 件	2,545 件	2,708 件
延べ居場所利用件数	37 件	59 件	46 件
会議開催数	64 回	72 回	63 回

※令和5年度より、メールと電話による相談・支援件数もカウント

旧軍人等の援護

事業の開始

大正12年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	下記の援護事務を行い、先の大戦による戦争犠牲者の労苦をねぎらう。 恩給法・援護法関係の進達事務 (1) 戦没者等の妻／戦傷病者等の妻／戦没者の父母等に対する特別給付金の請求受付、進達および国債交付事務 (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付、進達および国債交付事務 (3) 国債の特別買上償還事務・担保貸付事務		
根拠法令等	恩給法・戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法		
対 象	区内在住の戦没者・戦傷病者・その遺族等、恩給欠格者、引揚者等		
予 算	[歳出] 67,000 円	決 算	[歳入] [都] 129,744 円 (令和5年度実績に基づく補助金のため) [歳出] 57,900 円

<実績>

主な事務の受付件数及び国債交付件数

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	受付	交付	受付	交付	受付	交付
戦没者等の妻に対する特別給付金	0	0	13	10	1	0
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	1	1	2	3	0	1
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	212	461	0	155	0	1

行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い		事業の開始
		大正12年4月
窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当	
事業の概要、目的	(1) 行旅死亡人 区内で身元不明の死亡者があった場合、警察署から遺体を引き取り、区が火葬等を行うとともに遺留金品を保管し、警察署と協力して縁故者の発見に努め、発見できないときは無縁故者精霊塔へ安置する。 (2) 行旅病人 外国人等の行旅病人があった場合は、救急病院に入院させて縁故者の発見に努め、発見できないときは東京都福祉局と協議を行い医療機関に救護要請する。 (3) 身元は明らかだが、引き取り手のない遺体があった場合は、(1) 行旅死亡人と同様の取り扱いを行う。 また、地下発掘等で発見された人骨、遺失物として取り扱われた焼骨についても、引き取った上で火葬・埋葬を行う。	
根拠法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律（第9条） [区] 世田谷区行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関する規則	
対 象	(1) 身元不明の死亡者 (2) 外国人の旅行者等 (3) 身元が明らかだが引き取り手のない死亡者・地下発掘等で発見された人骨・遺失物として取り扱われた焼骨	
予 算	[歳出] 12,274,000 円	決 算
		[歳入] [都] 2,898,156 円 [他] 4,082,123 円 ※過年度案件に対する費用弁償も含む [歳出] 9,487,473 円

<実績>

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
行旅死亡人	発生	1	1	0
	身元判明	0	0	0
行旅病人	発生	0	0	0
	救護要請	0	0	0
引取り手がなく取り扱った死亡人	発生	54	37	43

原子爆弾被爆者関係事務		事業の開始
		昭和50年11月
窓 口	各総合支所健康づくり課	
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課	
事業の概要、目的	広島、長崎に投下された原子爆弾の被爆者に対して、法律に基づき、健康診断の実施、医療給付、各種手当と葬祭料が支給されている。また、被爆者の子に対して、都条例に基づき、健康診断と医療費の助成を行っている。 区では申請の受理と都への経由事務を行っている。	
根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 [都] 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例	

<実績>

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
			総 数	保健所	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
申請件数	96	108	93	0	28	12	29	11	13

原子爆弾被爆者見舞金支給		事業の開始
		昭和50年4月
窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係	
事業の概要、目的	原子爆弾被爆者に対し、見舞金を支給することにより福祉の増進を図る。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区原子爆弾被爆者見舞金支給要綱	
対 象	被爆者健康手帳所持者で、6月1日現在区内在住者	
予 算	〔歳出〕2,812,000円	決 算 〔歳入〕特定財源なし 〔歳出〕2,588,800円

<実績>

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金 額	10,000	10,000	10,000
人 数	319	280	258

多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）		事業の開始
		令和6年4月※
窓 口	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課、ぷらっとホーム世田谷	
事業所管	総合支所保健福祉センター、保健福祉政策課、生活福祉課	
事業の概要、目的	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方へ対応するよう支援体制を拡充し、的確な支援を実施する。 本人同意に基づく重層的支援会議、本人同意のない支援会議を実施し、本人への伴走支援を行う。	
根拠法令等	社会福祉法	

※令和3年度よりひきこもり支援のみ実施。令和6年4月から保健福祉センターを加え事業開始。

<実績>

年 度		令和6年度		
		総 数	保健福祉センター	ぷらっとホーム世田谷
重層的支援会議 (本人同意あり)	新規 (件)	119	0	119
	会議 (回)	60	0	60
支援会議 (本人同意なし)	新規 (件)	22	15	7
	会議 (回)	35	24	11

2. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染予防対策 乳幼児健康診査等費用助成		事業の開始
		令和2年6月
窓口・所管	世田谷保健所健康推進課	
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染予防のため、集団健康診査を受ける機会を失した乳幼児に対し、個別に医療機関で健康診査を受診した場合に要した費用を助成する。	
根拠法令等	〔区〕世田谷区乳幼児健康診査費用助成要綱	
対 象	生後3～5か月児、1歳6か月～2歳3か月児(歯科)、3歳～4歳11か月児(内科・歯科)	
予 算	〔歳出〕20,010円	決 算 〔歳入〕0円 〔歳出〕0円

世田谷区国民健康保険傷病手当金		事業の開始
		令和2年5月
窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課	
事業の概要、目的	給与等(所得税法第28条第一項に規定する給与等)の支払いを受けている世田谷区国民健康保険被保険者が新型コロナウイルスに感染または疑いにより療養のため、労務に服することができなかったとき、労務に服することができなかった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日について傷病手当金を支給する。(令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染したことが条件)	
根拠法令等	〔区〕世田谷区国民健康保険条例・世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則・世田谷区国民健康保険傷病手当金実施要綱	
対 象	国民健康保険被保険者	
予 算	〔歳出〕1,600,000円	決 算 〔歳入〕〔都〕97,663円 〔歳出〕97,663円

	支給決定数	支給決定金額
令和4年度	493	18,699,448
令和5年度	35	1,733,792
令和6年度	2	97,663

新型コロナウイルス感染被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給		事業の開始
		令和2年2月
窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課	
事業の概要、目的	新型コロナウイルス感染症により死亡した世田谷区国民健康保険被保険者と同居して生計を共にする同性パートナーに対して世田谷区国民健康保険条例付則第8条に定める傷病手当金に相当する額を支給する。 (令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染したことが条件)	
根拠法令等	〔区〕世田谷区国民健康保険被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の支給に関する要綱	
対 象	新型コロナウイルス感染症により死亡した世田谷区国民健康保険被保険者と生計を共にする同性パートナー	

受験生チャレンジ支援貸付事業 【再掲 444 ページ】

住居確保給付金の支給 【再掲 445 ページ】

生活困窮者自立促進支援事業 【再掲 446 ページ】

第 11 章 関係団体

1. 関係団体

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、いつまでも住み続けたい福祉のまちを目指し、地域住民が主体となって組織されたさまざまな地域福祉活動を行う社会福祉法人である。（参考：社会福祉法第109条）

社会福祉協議会では、高齢者、障害者、子どもなどを地域で見守り、支えあう「地域支えあい活動」を推進しているほか、従来から取り組んでいる、ふれあいサービス（家事援助）事業やあんしん事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度に関する事業、地区高齢者見守りネットワークの構築をはじめ、地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）などを通じて、福祉ニーズに応じた多面的な活動を実施している。

また区から、成年後見制度の普及・推進を図るため、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画で定める中核機関を、「成年後見センター」で、生活困窮者等の自立に向けた生活困窮者自立相談支援事業を、「ぷらっとホーム世田谷」で、身近な地域で子育ての相互援助を行う事業を、「世田谷区ファミリー・サポート・センター」で、それぞれ受託している。

地区社協、地域社協事務所、区社協本部の3層構造により、住民主体による地域福祉の推進に取り組んでいる。

1. 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）

区内28地区のまちづくりセンターに地区担当職員を配置し、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館等と連携し、福祉に関する相談支援や福祉活動人材の育成、住民主体による地域包括ケアの体制づくりや新たな福祉サービスの創出等を通じて生活支援の拡充に取り組んでいる。

2. 地区社協活動支援事業

地域生活課題の発見と解決に向け、住民が主体となり組織された地区社協の活動を円滑に推進するため、住民同士の交流や関係団体等とのネットワークづくりなどの支援を行う。

地区社協一覧（29地区）

世田谷地域（8）	池尻、太子堂、若林、上町、経堂、野沢、下馬、上馬
北沢地域（6）	梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢
玉川地域（7）	奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢
砧地域（5）	祖師谷、成城、船橋、喜多見、きぬた
烏山地域（3）	上北沢、上祖師谷、烏山

3. ふれあい・いきいきサロン活動の推進・支援

高齢者・障害者・子育て中の方などが、いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域の住民による仲間づくりの活動を推進・支援する。

4. 支えあいミニデイ活動の推進・支援

閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者を対象に、会食を中心に、お茶とおしゃべりや手工芸、健康体操等を通じた、仲間づくりや介護予防のための活動を推進・支援する。

5. あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症、知的障害、精神障害などにより自分ひとりで手続きや契約することに不安のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、各種福祉サービスの利用契約や支払い手続き、預貯金の出し入れ等を支援する。希望者本人と社会福祉協議会が契約を取り交わした後、支援計画に基づき、サービスを行う。

（1）サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての情報提供、助言
- ・福祉サービス利用や支払いの手続き

- ・行政などから届く郵便物の整理
- ・福祉サービスの苦情解決制度の利用手続き
- ②日常的金銭管理サービス（オプション）
 - ・年金や福祉手当の受領手続き
 - ・税金や公共料金、家賃等の支払い手続き
 - ・日常の生活費等の払戻し、預け入れ
- ③書類等預かりサービス（オプション）
 - ・年金証書、銀行の通帳、実印等の大切な書類等の預かり
 - ※頻繁に出し入れのないもの

(2) 利用料金

- ①②：1回1時間まで1,000円。支援時に支払い等で使用する通帳・印鑑を預かる場合は、2,500円。（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）
- ③：月額1,000円

6. あんしん法律相談

弁護士が、相続や遺言、成年後見制度など法律に関する相談を行う。（予約制）

- ・相談日：第1、3水曜日、及び第2木曜日の午後。
- ・相談時間：原則として、一人30分間、1回のみ。

7. 成年後見制度に関する事業

(1) 法人による成年後見活動

判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者・障害者で、法人による支援が適切な方に対し、その生命・財産を守り地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり支援する。また、将来判断能力が低下した時のための任意後見契約を結び、定期的に見守り支援する。

(2) 法人による区民後見監督活動

家庭裁判所による区民成年後見人等の選任に伴い、社会福祉協議会自らが法人として後見等監督人に就任し、区民成年後見人等の活動を監督及び支援する。

(3) 世田谷区成年後見制度利用支援（区委託）

- ①成年後見制度利用支援に関する相談・情報提供
- ②成年後見制度に関する専門法律相談
- ③区民成年後見人の養成と活動支援
- ④成年後見センター運営委員会の運営
- ⑤事例検討委員会の運営
- ⑥成年後見制度の普及・啓発事業、研修
- ⑦親族後見人の支援
- ⑧成年後見制度地域連携ネットワーク会議の運営

8. 高齢者見守りネットワークの推進

「地区高齢者見守りネットワーク」に参画し、高齢者見守りネットワーク会議への出席とともに、事務局として実務支援を行う。また、区見守りコーディネーター連絡会等関係会議へも積極的に参画し、社会福祉協議会が取り組む他の事業等との連携を図り、地区を基盤とした緩やかな見守りに関する取り組みを強化していく。

9. ふれあいサービス事業

福祉的支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活の困り事（簡易な家事や見守りなど）を解決するとともに、「孤立予防」や「閉じこもり予防」の視点をもって、家事支援・生活支援・外出支援サービスを実施している。

ア) 会員

i) 協力会員

福祉に理解と熱意のある方で、利用会員宅を訪問し、簡易な家事や見守りなどの援助をして下さる18歳以上の方。資格・性別などは問わない。

ii) 利用会員

区内にお住まいの高齢者、障害者、産前・産後等で、日常生活に支障がありお困りの方。

イ) サービス内容

[家事支援] 簡単な掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・食材などの買い物・食事作り・産前産後等支援、ゴミ出しなど

[生活支援] 見守り・話し相手・薬取り・簡単な家具の補修など

[外出支援] 散歩・買い物・通院や通学等・学校行事・趣味等の外出同行（車椅子での利用も可）

ウ) 利用料金

1 時間 1,000 円

ただし、ゴミ出しは 1 ヶ月 1,000 円（週 2 回まで）

その他、年会費 2,000 円（3 ヶ月以内の一時的利用 1,000 円）

エ) 利用時間

午前 7 時から午後 9 時

10. 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（援助会員）が、身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制のしくみで、社会福祉協議会がその運営を受託している。

11. 歳末たすけあい・地域支えあい募金

共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい運動」である。

支援を必要としている世帯等への見舞金や地域福祉活動団体等への助成等を通じて、地域福祉の拡充など様々な福祉活動の財源として活用されている。

12. ボランティア活動の推進

福祉イベント・事業や被災地等へのボランティア活動など安心して活動できるよう、保険の加入・事務を行う。手続きに合わせて地区サポーターの登録や他の活動メニューの紹介を行い、広く地域人材の掘り起こしを行う。

13. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営

『生活困窮者自立支援法』に基づき、離職、失業の長期化、所得の低下、債務整理といった経済的な問題とあわせて、生活上の様々な困難に直面している方の相談に応じる。

(1) 自立相談支援

生活に困窮している方が抱えている課題を整理し、どのような支援が必要かを本人と一緒に考え自立支援プランを作成し、経済的な生活の安定と自立を目指し関係者や関係機関と連携して、寄り添いながら支援を行う。

(2) 就労相談（区が民間企業に委託）

本人の生活状況や健康状況・希望職種などを考慮し、就労支援を行う。ハローワークを始めとする就労支援機関等と連携を行うとともに、相談者の状況に合わせた求人開拓を行い、就労につなげる。就労後は定着支援を行い、本人が就労継続できるようサポートを行う。

(3) 家計相談

家計状況の「見える化」を図り収支のバランス等の課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように支援する。

(4) 住居確保給付金の支給

離職、廃業または個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある世田谷区在住の方で、住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、原則 3 ヶ月間の家賃助成を行う（支給要件あり）。

同一の世帯に属する者の死亡または、本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、住まいを喪失するか、喪失のおそれのある方に、転居費用を補助することで、家計改善に向けた支援を行う（支給要件あり）。

(5) 就労準備支援

就労に向けた準備が整っていない方に対し、計画的にプログラム参加や地域での体験等を通じて生活習慣の形成や社会的能力の習得、就労意欲の向上に向けて支援する。

- (6) フードパントリー
社会福祉法人、NPO 法人、子ども食堂等と連携し、食の支援を通じて地域における生活困窮者支援等のための共助の基礎づくりを行う。
- (7) 受験生チャレンジ支援貸付
中学校3年生、高校3年生等の養育世帯に対して、学習塾などの受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸付を行う（貸付要件あり）。
- (8) 生活福祉資金貸付（東京都社会福祉協議会から受託）
所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする（貸付要件あり）。資金の種類、貸付限度額等は別表のとおり。
- (9) 子どもの学習・生活支援
生活に困窮している世帯等の小学1年生～高校3年生の子どもに対し、大学生や地域のボランティアによる学習習慣定着のサポート、世代間交流や生活習慣の取得等の機会を提供する。
- (10) 世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」
世田谷若者総合支援センター「メルクマールせたがや」と共に、年齢を問わないひきこもり相談窓口として、当事者の方やその家族等から相談を受けて、抱えている課題や不安に寄り添いながら、関係機関と連携・協働して支援を行う。

14. 研修及び人材育成事業

区民や協力会員等を対象に、在宅福祉サービスや介護技術・子育て支援に関する講座等を実施することにより、人材の育成を図る。

〈区民対象〉

- (1) 地区活動入門講座
 - ①対象者……地域活動への参画を希望する方
 - ②内 容……地域活動の内容の理解など
- (2) 子育て支援者養成研修
 - ①対象者……修了後、援助会員として子どもの一時預かりや送迎ができる18歳～概ね70歳までの方
 - ②内 容……新規援助会員登録のための研修（計25時間）
- (3) 子育て支援講座
 - ①対象者……区内で子どもの預かり活動を行っている方など
 - ②内 容……子育て支援活動に資する内容
- (4) 援助会員発掘事業
 - ①対象者……子育て支援に関心のある方
 - ②内 容……子育て支援に関する講座を開催し、受講者を子育て支援者養成研修受講と援助会員登録へつなぐ。

〈会員対象〉

- (1) 交流事業
会員相互の交流及び情報交換
- (2) フォローアップ研修・フォローアップ専門研修
協力会員・援助会員・サロニスタ・研修修了者等の活動を支援する各種研修等

15. 福祉学習の推進

福祉団体等とのネットワークや福祉学習プログラムの冊子「つながる私たちのこころ」等を活用して、区内の小中学校を中心に高齢者疑似体験や車いす体験などの講座を開催し、体験を通して福祉意識の向上や福祉のまちづくり活動の気運醸成を図る。

16. 地域福祉推進大会

広く区民を対象として、地域福祉を取り巻く主要なテーマ等を設定し、これからの住民活動と地域福祉に関する理解を深めていく機会として開催する。

17. 子ども食堂支援事業

子ども食堂に対し、立ち上げ支援、運営支援、助成金の交付、活動保険の加入等の支援、せたがやフー

ドドライブ事業による食料品の提供などを行い、団体が継続的に活動できるよう支援する。併せて、研修会等を開催し、活動上の課題等の共有や食中毒や感染症の防止等衛生講習等を行う。

18. せたがやフードドライブ事業

区清掃・リサイクル部及び各総合支所と連携し、世田谷区内各家庭から提供される食材を、子ども食堂をはじめとした地域活動団体に配付することにより、食品ロスの減少及び地域活動への支援を実施する。

19. 福祉喫茶の運営（保護的就労制度）

区の施設内に喫茶店（3店）を設置し、障害者の一般就労への移行と積極的な社会参加を支援する。

- (1) 喫茶「YOU・遊」（松沢まちづくりセンター内）
- (2) 喫茶「桜ん房」（砧図書館内）
- (3) 喫茶「どんぐり」（世田谷文学館内）

20. 地域活動人材の確保・育成

住民が地域福祉活動に広く参画できるよう、地区サポーター登録制度を設け、ボランティアを必要としているサロン・ミニデイ、地域福祉活動団体や町会・自治会、福祉施設等への派遣調整を通じて、地域福祉活動の活性化を図る。

21. せたがや一人歩き SOS ネットワーク

高齢の方（認知症状がある方等）や障害のある方が一人歩き中に行方がわからなくなった際、地域住民や関係機関の協力を得て迅速な発見に繋げ、いつまでも住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援する。

22. 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援者等に対し、住みなれた地域で自立した日常生活が継続できるよう介護予防や自立支援に効果の高い生活支援（家事援助）サービスを、健康状態や生活状況に応じて柔軟に提供する。また、人材の確保・育成のため、日常生活支援者養成研修を実施する。（平成27年7月より世田谷区から受託）

ア) 対象者

イ) 利用者

介護保険の要支援者または基本チェックリストの結果が一定の基準に該当した方のうち、あんしんすこやかセンターによる介護予防ケアマネジメントにおいて、サービスの提供により自立支援の効果が見込まれる方

イ) サービス内容

- i) 食品、日用品の買い物同行（荷物持ち含む）
- ii) 洗濯物干し、洗濯物の取り込み、洗濯物たたみ
- iii) 簡単な掃除（風呂、トイレ、掃除機がけ）
- iv) 布団干し、布団の取込み（セットサービスでのみ利用可）
- v) 簡単な調理の補助や下ごしらえ
- vi) ごみ出し（セットサービスでのみ利用可）
- vii) セットサービス（i～viのサービスの中から複数のサービスを組み合わせて提供）

ウ) 利用料金

原則1回30分 100円（プラン上、30分を超える場合は200円）

※利用者負担軽減制度のさくら証所持者は半額

23. 社会福祉法人のネットワーク事業

区内に本部のある社会福祉法人による協議会（世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会35団体）の運営を通じて、法人相互の情報交換を行い、連携・協働により法人による地域公益活動を推進する。

24. 地域で支える食の支援事業

子ども食堂や生活困窮家庭等への食の支援を拡充するため、安定的な食の確保とともに、効果的な流通体制づくりや支援が必要な方に食を届ける取組みを推進する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の事務所および事業所

世田谷区社会福祉協議会本部 代表 TEL5429-2200

成城 6-3-10

総務課

総務係 TEL5429-2208 FAX5429-2204

経営係 TEL5429-2208 FAX5429-2204

地域福祉課

日常生活支援係 TEL5429-1180 FAX5429-1202

世田谷区ファミリーサポートセンター TEL5429-1200 FAX5429-1202

喫茶「YOU・遊」 TEL3323-8040

赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター1階

喫茶「桜ん房」 TEL3482-2291

祖師谷 3-10-4 砦図書館1階

喫茶「どんぐり」 TEL5374-9119

南烏山 1-10-10 世田谷文学館1階

連携推進課

連携推進係 TEL5429-2370 FAX5429-2204

(食支援担当) TEL5787-7212 FAX5429-2204

地域社協課

調整係 TEL5429-2220 FAX5429-2204

地域事業係 TEL5429-2233 FAX5429-2204

世田谷地域社会福祉協議会事務所 TEL3419-2311 FAX3419-2354

太子堂 4-3-2 DS 三軒茶屋ビル4階

北沢地域社会福祉協議会事務所 TEL5787-8537 FAX5787-8533

北沢 2-11-3 イサミヤビル3階

玉川地域社会福祉協議会事務所 TEL3702-7777 FAX3702-7861

等々力 3-4-1 玉川総合支所2階

砦地域社会福祉協議会事務所 TEL5727-6101 FAX5727-6103

成城 2-33-15 成城二丁目事務所棟1階

烏山地域社会福祉協議会事務所 TEL5314-1891 FAX5314-1893

南烏山 5-18-13 モリッチビル4階

権利擁護支援課

成年後見センターえみい TEL6411-3950 FAX6411-2247

成城 6-3-10

自立生活支援課

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」

太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎5階

自立相談・住居確保給付金 TEL5431-5355 FAX5431-5357

生活福祉資金の相談 TEL3419-2611 FAX6453-2811

受験生チャレンジ支援貸付の相談 TEL6805-2787 FAX5431-5357

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」 TEL5431-5354 FAX5431-5357

太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎5階

生活福祉資金貸付内容一覧

資金種類	対象			要件	貸付限度額	返済期間	資金内容・利用目的
	低所得	障害	高齢				
教育支援費	○			・日常生活に支障はないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要としていること ・返済の見込みが立てられる状況であること。負債がある場合は要相談 ただし、資金種類ごとに貸付対象世帯や利用条件の定めあり ※原則として連帯保証人が必要 ※申し込み手続き期間1ヶ月程度(資金種類によって異なる) ※外国籍の方は在留資格要件あり ○低所得世帯：世帯収入が収入基準を超えない世帯 ○障害者世帯：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（または、障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有している方）の属する世帯 ○高齢者世帯：日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属する世帯(収入基準あり) ※借入申込者が65歳以上の場合、連帯保証人（親族）が必要 ※その他資金ごとの詳細条件あり	学校の種類による	14年	高校、短大、大学等の授業料など ※無利子 貸付限度額あり
就学支度費	○				500,000円	14年	上記学校の入学金 ※無利子 貸付限度額あり
出産、葬祭に必要な経費	○				500,000円	3年	葬祭、出産に必要な経費
住居の移転等に必要な経費	○	○	○				住居の移転、賃貸契約の更新に必要な経費
就職の支度に必要な経費	○	○					就職に際し必要な洋服等の購入費
その他日常生活上一時的に必要な経費	○						年金の掛金や健康保険料掛金の未納分
住宅の増改築、補修等に必要な経費	○	○	○		2,500,000円	7年	住宅の増築、改修、補修などの経費 ※申請手続きに3～4ヶ月かかる
福祉用具等の購入に必要な経費		○	○		1,700,000円	8年	障害者、高齢者の生活用具や機能回復訓練器具
障害者用自動車の購入に必要な経費		○			2,500,000円	8年	障害者の通勤・通学・通院等のための自動車購入費
負傷または疾病の療養に必要な経費	○		○		1,700,000円	5年	病気、負傷の治療費など（発症から1年以内、療養期間が1年を超えない場合のみ）
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○			5年	介護給付、障害者福祉サービス、自立支援医療の利用者負担金など(期間が1年を超えない場合のみ)
中国残留邦人等に係る国民年金保険料追納に必要な経費					5,136,000円	10年	中国残留邦人等に係る国民年金保険料追納に必要な経費
技能習得に必要な経費	○	○			技能習得期間による	8年	就職に必要な知識、技能を修得するための経費※限度額あり

生業を営むために必要な経費	○	○			低所得世帯 2,800,000 円	7 年	自営業に必要な経費 設備等を購入・修理する費用など ※運転資金は対象外で申請から 3～4 ヶ月かかる ※貸付上限額および返済期間には別途条件あり
					障害者世帯 4,600,000 円	9 年	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○				1,500,000 円	7 年	災害による自立更生に必要な経費
緊急小口資金	○			低所得世帯で一時的な貸付により生活及び返済の見通しがたつ場合	100,000 円	12 ヶ月	転職後の初回給与までの生活費や年金、雇用保険の初回支給までの生活費等
総合支援資金	○			2 年以内の離職で 6 ヶ月以上生計維持ができていた方が失業中で求職活動をしている世帯であり、それが確認できること 負債がある場合は要相談	月額 単身世帯 150,000 円 複数世帯 200,000 円 ※6 ヶ月以内	10 年	求職活動中の世帯の生活費、転居費用等 ※貸付対象、貸付限度額、返済期間等には別途条件あり
不動産担保型生活資金			○	現住所に住み続けることを希望する低所得の高齢者	詳細はお問い合わせください		在住家屋・土地を担保とした生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金			○	生活保護世帯に該当すると区が認めた高齢者世帯			

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会実施状況

(1) ふれあいサービス

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用会員	登録者数	513 人	429 人	514 人
	月別利用者数合計	延 2,481 人	延 2,750 人	延 2,596 人
協力会員	登録者数	529 人	544 人	580 人
	月別活動者数合計	1,859 人	1,780 人	1,725 人
活動実績	実活動回数	10,461 回	9,599 回	9,214 回
	実活動時間数	14,787.5 時間	13,169 時間	12,488 時間

(2) 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用会員	登録者数	5,462 人	5,073 人	4,878 人
	月別利用者数合計	延 5,422 人	延 6,066 人	延 6,333 人

援助会員	登録者数	1,043 人	949 人	883 人
	月別活動者数合計	延 3,026 人	延 3,344 人	延 3,389 人
活動実績	延活動回数	22,993 回	25,220 回	27,015 回
	延活動時間数	33,052 時間	37,945.5 時間	38,808 時間

(3) 支えあいサービス←区所管(介護予防・地域支援課)より報告されます。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者	申込者数	8 人	13 人	11人
	利用者数	72 人	54人	53 人
協力者	登録者数	370 人	339 人	349 人
	活動者数合計	延 552 人	延 511 人	延 448 人
活動実績	延活動件数	2,622 件	2,394 件	2,248 件

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

世田谷区社会福祉事業団は、世田谷区と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、区民福祉の向上に寄与することを目的として、平成6年9月30日に設立された。

世田谷区社会福祉事業団では、現在次のような事業を行っている。

1. 世田谷区からの受託事業

(1) 世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営

① 福祉人材の発掘・就労支援及び育成・定着、活動支援

福祉向上のための先駆的な取り組み等の調査・研究及び発信等

別途、補助事業として、世田谷区介護サービスネットワーク事務局及びせたがや福祉区民学会事務局

② 事業開始 平成19年4月1日

※ 令和2年4月より世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転

(2) 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成18年4月1日

(3) 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成18年4月1日

(4) 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成18年4月1日

(5) 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成18年4月1日

(6) 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成18年4月1日

(7) 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始 平成31年4月1日

(8) 要介護認定等調査

実施事業所 世田谷一丁目介護保険サービス
北沢介護保険サービス

芦花介護保険サービス
太子堂介護保険サービス

- (9) デイ・ホーム世田谷会議室管理業務
実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷
- (10) 世田谷区営八幡山慶明館生活協力員業務
実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢 居室33室
- (11) 世田谷区立世田谷高齢者借上げ集合住宅生活協力員業務
実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷 居室9室
- (12) 世田谷区営桜丘五丁目第二アパート生活協力員業務
① 実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻 居室20室
② 事業開始 平成24年6月1日
- (13) 世田谷区営アザレア経堂生活協力員業務
① 実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷 居室17室
② 事業開始 平成29年11月
- (14) 世田谷区営豪徳寺アパート1号棟生活協力員業務
① 実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原 居室26室
② 事業開始 令和2年11月
- (15) 世田谷区営豪徳寺アパート2号棟生活協力員業務
① 実施事業所 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原 居室14室
② 事業開始 平成31年3月
- (16) 専門職訪問指導事業
① 実施事業所 訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション芦花
訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始 平成28年4月
- (17) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
① 実施事業所 訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション芦花
訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始 平成26年4月
- (18) 世田谷区養育支援等ホームヘルパー派遣事業
① 実施事業所 世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始 平成22年4月1日
- (19) 世田谷区産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート）
① 実施事業所 世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始 令和元年6月1日
- (20) 世田谷区障害者等緊急時専門サポーター派遣業務委託
① 実施事業所 世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始 令和6年2月1日

2. 自主事業

[広域型特別養護老人ホームの運営]

世田谷区立特別養護老人ホームの民営化に伴い、令和3年度から芦花ホーム及び上北沢ホームの設置者が、世田谷区から世田谷区社会福祉事業団に移管された。

利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、併設事業として短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）を実施する。

- (1) 特別養護老人ホーム芦花ホーム
 - ① 利用定員 107名
 - ② 事業開始 平成7年4月1日（平成7年5月より利用者の受入れを開始）
 - ③ ショートステイ事業 17名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）
- (2) 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
 - ① 利用定員 104名
 - ② 事業開始 平成11年4月1日（平成11年5月より利用者の受入れを開始）
 - ③ ショートステイ事業 16名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）

[地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわの運営]

ユニット型施設として、利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、訪問看護ステーション（分室訪問看護ステーション上北沢）を併設し、地域の福祉拠点として、地域や関係機関等との交流・連携を積極的に行う。

- ① 利用定員 29名
- ② 事業開始 平成30年3月1日

[訪問看護事業]

病気や障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく生活が送れるように、主治医との連携のもと、看護師、理学療法士等が訪問し、自立に向けた看護サービスを提供するため、訪問看護ステーションを6か所（分室2か所含む）開設している。

- (1) 訪問看護ステーションけやき
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成7年4月1日
- (2) 訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成29年2月1日けやき分室化
- (3) 訪問看護ステーション北沢
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成9年10月1日
- (4) 訪問看護ステーション芦花
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成7年4月1日
- (5) 訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成30年3月1日
- (6) 訪問看護ステーション三軒茶屋
 - ① サービス提供時間帯 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで（※）
 - ② 事業開始 平成25年2月1日

（※）全ての事業所において、24時間連絡対応体制をとり、相談および緊急訪問を行っている。

[高齢者在宅サービスセンター事業]

在宅要支援・要介護高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、生きがい・交流の場としての利用、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減等を目的とした通所介護事業を中心に、高齢者の自主的な生きがい活動であるミニデイ活動の支援等を実施するため、高齢者在宅サービスセンターを6か所開設している。

- (1) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日20名
 - ② 事業開始 平成4年1月4日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
- (2) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日15名
（失語症コース平成19年10月開始）
 - ② 事業開始 平成3年6月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
- (3) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日30名
 - ② 事業開始 平成7年9月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
- (4) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日20名
 - ② 事業開始 平成9年5月19日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
- (5) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日30名
 - ② 事業開始 平成7年4月1日（平成7年7月より利用者の受入れを開始）
- (6) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢の運営
 - ① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護 1日30名
 - ② 事業開始 平11年4月1日（平成11年6月より利用者の受入れを開始）

[居宅介護(予防)支援事業]

在宅の要支援・要介護認定高齢者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、状況に応じ、適切な居宅サービス計画(介護予防計画)を作成し、その実現のために利用者の立場に立ったさまざまな援助を行うため、居宅介護支援事業所を5か所、介護予防支援事業所を5か所開設している。

◎居宅介護支援事業所

- (1) 世田谷一丁目介護保険サービス
 - ① 窓口開設時間
月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
 - ② 事業開始 平成10年10月1日
- (2) 北沢介護保険サービス
 - ① 窓口開設時間
月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
 - ② 事業開始 平成11年10月1日
- (3) 芦花介護保険サービス
 - ① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成11年10月1日

(4) 太子堂介護保険サービス

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成26年4月1日

◎介護予防支援事業所

(1) 太子堂あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成18年4月1日

(2) 上町あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成18年4月1日

(3) 北沢あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成18年4月1日

(4) 上北沢あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成18年4月1日

(5) 上祖師谷あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成18年4月1日

(6) 松原あんしんすこやかセンター

① 窓口開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、12月29日から1月3日を除く)

② 事業開始 平成31年4月1日

[ホームヘルプ事業]

身体上または精神上の障害等により日常生活を営むうえで支障のある高齢者及び障害者（児）のいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な介護、家事等のサービスを行い、その世帯が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するため、ホームヘルプサービスを2か所設置している。

(1) 世田谷ホームヘルプサービス

① サービス提供時間帯

365日 午前7時から午後9時まで

- ② 事業開始 平成8年4月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
- (2) 烏山ホームヘルプサービス
 - ① サービス提供時間帯
365日 午前7時から午後9時まで
 - ② 事業開始 平成15年4月1日

[ガイドヘルプ事業（同行援護）]

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行っている。

- (1) 世田谷ホームヘルプサービス
 - ① サービス提供時間帯
365日 午前7時から午後10時まで
 - ② 事業開始 平成23年10月1日

[福祉人材育成事業]

- (1) 介護職員初任者研修の開催
定員24名 年2回（通学コース）
- (2) 同行援護従業者養成研修（応用課程）の開催
定員30名 年1回

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の事務所および事業所

- (1) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事務局
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL5450-8223 FAX3306-1222
- (2) 世田谷ホームヘルプサービス
世田谷区世田谷1丁目23番2号 TEL5450-8292 FAX5450-8296
- (3) 烏山ホームヘルプサービス
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL6694-6765 FAX6694-6766
(芦花ホーム内)
- (4) 特別養護老人ホーム芦花ホーム
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL5317-1094 FAX5317-1093
- (5) 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
世田谷区上北沢1丁目28番17号 TEL3306-5155 FAX3306-1222
- (6) 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ
世田谷区上北沢1丁目32番11号 TEL6824-9080 FAX3302-5520
- (7) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂
世田谷区太子堂5丁目24番20号 TEL5486-8254 FAX5486-8562
- (8) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷
世田谷区世田谷4丁目15番3号 TEL3439-3358 FAX3439-7748
- (9) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻
世田谷区弦巻5丁目13番19号 TEL5450-2003 FAX5450-2015
- (10) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原
世田谷区松原5丁目17番6号 TEL3323-2081 FAX3323-2082
- (11) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL5317-1091 FAX5317-1090
(芦花ホーム内)
- (12) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢
世田谷区上北沢1丁目28番17号 TEL3306-5166 FAX6687-3359
(上北沢ホーム内)
- (13) 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区太子堂2丁目17番1号 TEL5486-9726 FAX5486-9750
太子堂複合施設2階
- (14) 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区世田谷1丁目23番5号 TEL5450-3481 FAX5450-8005
上町まちづくりセンター2階
- (15) 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区北沢2丁目8番18号 TEL5478-9101 FAX5478-8072
北沢タウンホール地下1階
- (16) 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上北沢4丁目32番9号 TEL3306-1511 FAX3329-1005
(上北沢まちづくりセンター内)
- (17) 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上祖師谷2丁目7番6号 TEL5315-5577 FAX3305-6333
(上祖師谷まちづくりセンター内)
- (18) 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区松原5丁目43番28号 TEL3323-2511 FAX5300-0212
- (19) 訪問看護ステーションけやき
世田谷区世田谷1丁目23番2号 TEL5450-8806 FAX5450-8296

- (20) 訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
世田谷区中町2丁目25番17号 TEL5758-2811 FAX5758-2810
- (21) 訪問看護ステーション北沢
世田谷区羽根木1丁目31番21号 TEL5355-6200 FAX5355-6201
- (22) 訪問看護ステーション芦花
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL5317-1096 FAX5317-1098
(芦花ホーム内)
- (23) 訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
世田谷区上北沢1丁目32番11号
(寿満ホーム内)
- (24) 訪問看護ステーション三軒茶屋
世田谷区太子堂2丁目4番16号 TEL5779-9085 FAX5779-9086
- (25) 世田谷一丁目介護保険サービス
世田谷区世田谷1丁目23番2号 TEL5450-3482 FAX5450-8919
- (26) 北沢介護保険サービス
世田谷区羽根木1丁目31番21号 TEL6822-9015 FAX5355-6201
- (27) 芦花介護保険サービス
世田谷区粕谷2丁目23番1号 TEL5317-1099 FAX5317-1098
(芦花ホーム内)
- (28) 太子堂介護保険サービス
世田谷区太子堂5丁目24番20号 TEL5486-7522 FAX5486-8562
- (29) 世田谷区福祉人材育成・研修センター
世田谷区松原6丁目37番10号 TEL6379-4280 FAX6379-4281
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階

公益財団法人世田谷区保健センター

世田谷区保健センターは、区民の総合的な健診及び健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的とし、世田谷区立保健センターの運営主体として世田谷区の全額出資により昭和51年10月12日に財団法人として設立された。平成12年4月からは、世田谷区立総合福祉センターの管理運営も受託し、平成18年4月に「指定管理制度」が設けられたことに伴い、世田谷区立保健センター及び世田谷区立総合福祉センターの指定管理者となった。平成23年2月には公益性の高い公益財団法人へと移行した。平成31年3月末で世田谷区立総合福祉センターが廃止となり、訓練療育等事業は東京リハビリテーションセンター世田谷へ、障害者相談支援事業は世田谷区立保健センター事業の一つとして実施している。令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転した。

1. 区委託事業

(1) 区立保健センター施設の維持管理

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ2、3階において事業を実施している。

敷地面積 8,710.91 m²

建物構造・面積 鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階、15,485.4 m²(センター分5,993 m²)

(2) がん検診事業

①がん検診受付センター

世田谷区の対策型がん検診等の受診を希望する区民の申込みや問合せの総合窓口として、胃(エックス線・内視鏡)・乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診等、B型・C型肝炎、胃がんリスク(ABC)検査を対象に申込受付及び受診票発券等を行っている。

②胃がん検診

ア) 40歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内と検診車でエックス線撮影による集団検診を実施し、検診結果を受診者に通知している。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

イ) 50歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内で内視鏡による検診を実施し、検診結果を受診者に対面で説明している。なお、要精検の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

③乳がん検診

40歳以上の女性区民を対象に実施する区の乳がん検診の実施機関として、施設内で視触診とマンモグラフィ(乳房エックス線撮影装置)での撮影及び読影を実施し、検診結果を受診者に通知発送及び対面で説明している。また、マンモグラフィを設置していない区内指定医療機関で行う乳がん検診のマンモグラフィ撮影も行っている。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

④がん検診精度管理

区が対策型検診として実施する5つのがん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮)の精度管理業務を実施している。また、精密検査の未受診者に対しては精密検査の受診を勧奨している。

⑤胃がんリスク(ABC)検査結果管理及び精密検査受診勧奨

平成29年度より、医師会が実施している区の胃がんリスク(ABC)検査の結果管理及び精密検査の受診を勧奨している。

⑥がん相談・がん情報コーナー

がん患者及びその家族等の支援を目的に、対面相談と電話相談及びオンラインによる相談を実施している。就労世代の支援として社会保険労務士と看護師による就労相談を実施している。また、がん情報コーナーを設置し、がんに関する情報提供を行うほか、予約なしで窓口に来た方への相談や、アピアランスケアに関する相談にも対応している。

(3) 検体検査事業

①子宮がん検診

20 歳以上の区民を対象に実施している区の子宮がん検診を実施する区内の指定医療機関が採取した頸部・体部細胞標本を検査し、結果を医療機関に通知している。

②大腸がん検診

40 歳以上の区民を対象に実施している、区の大腸がん検診（便潜血検査）の検査機関として、検査結果を受診者に通知している。また陽性判定が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

(4) 料金規程等による事業

①小中学生結核検診精密検査

世田谷区教育委員会からの依頼により世田谷区立小中学校児童生徒のうち、精密検査が必要とされる帰国子女等及び区立三宿中学校夜間学級の生徒に対して、胸部エックス線撮影による精密検査を実施している。

(5) 健康増進事業

①健康度測定

健康の維持及び増進を図るため、18 歳以上の区民を対象として、健康度測定を実施する。その結果に基づき、栄養・運動・休養を総合的に助言・指導し、さらに希望者には6ヶ月後に健康度再測定を実施している。

②運動負荷測定

健康度測定受診者または特定健康診査（若しくは同程度の検査）受診者で希望する人及び世田谷区の医療機関から依頼があった人に対して測定を行い、安全で効果的な運動の目安を示して指導している。

③健康増進指導

健康教室（総合教室・運動教室等）を設け指導している。また、栄養講座・休養講座・運動体験講座及び壮年期世代対象講座を設け指導している。

④地域での健康づくり支援

区の依頼に基づき、運動指導員の派遣や行事等への協力を行う。また、就労世代の健康づくりを支援するため、地域の事業所などに運動や食生活指導を行う専門職の派遣や、地域で壮年期世代を対象とした講座を開催している。

⑤健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成・活動支援

地域で活動する健康づくりグループの自主的な活動を支援するため、健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成や養成したリーダーを対象とした研修会と交流会等を開催している。

⑥障害者の健康づくり支援

障害者の体力維持及び生活の質の向上を目指し、地域で活動している障害者団体に対し運動指導員を派遣している。また、施設内で障害者向け健康講座を開催している。

⑦生活習慣病の重症化予防

生活習慣病のリスクがある区民に対する重症化予防の取り組みとして、対象者に資料を送付し、希望者に対しては、講座による集団指導や電話等での個別指導を行っている。また、動画配信による情報発信を行っている。

(6) 健康教育事業

①特定保健指導

区からの委託を受け、世田谷区国民健康保険加入者の特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

②団体等への支援(出張指導)

介護予防事業(筋力アップ教室、地域づくりによる介護予防、普及啓発講座)へ専門職種を派遣したほか、まちづくりセンター等で土・日に開催する講演会への講師派遣やその他の団体から健康増進に関する実技指導等の依頼を受けて、専門職種を派遣する出張指導を行っている。

(7) 障害者相談支援事業

①障害者専門相談

- ア) 専門医と専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・視覚障害指導・社会福祉士・看護師等）が相互に連携を図りながら医療相談、リハビリ相談、補装具相談など多様な相談に対応している。
 - イ) 障害福祉施設などの依頼により専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。
 - ウ) 障害のある当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。また、関係機関の連携強化のため、専門職（作業療法士・言語聴覚士）による連絡会を行っている。
- ②乳幼児育成相談
- ア) 乳幼児の発達・発育に関する相談と専門医及び専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等）による評価を実施している。また、評価結果をもとに、必要な社会資源に関する情報提供や、適切な支援機関への引継ぎ、保護者の子どもの発達・発育への理解を促すための家族支援等を行っている。
 - イ) 母子保健事業や障害児福祉施設等に専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。
 - ウ) 区立児童館における「出前型発達相談」を拡大し、保護者が地域で身近な存在である児童館で発達・発育について学び、相談できる場の充実に努めている。
- ③高次脳機能障害者相談支援
- ア) 高次脳機能障害に関する個別の相談、評価、一定期間の継続した相談支援を行っている。
 - イ) ガイドヘルパー養成講座、失語症会話パートナー養成講座などの人材育成、失語症者向け意思疎通支援者派遣、区民向けの相談会・講演会などを行っている。
 - ウ) 支援者の支援力向上や連携強化等を図るため、高次脳機能障害者支援者向けの地域研修会を開催している。
- (8) こころの健康支援事業
- ①こころの健康支援
- ア) こころの健康について気軽に相談できるよう、こころのピア電話相談を行っている。相談は当事者の視点で対応しており、従事するピア相談員のスキルアップを目的とした研修会も行っている。
 - イ) 精神障害等への理解促進のため、こころの健康情報コーナーを設置しているほか、区民向けの講演会等を行っている。
 - ウ) 人材育成として、家庭や地域などで、身近な方の自殺のリスクにつながる悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成する講座をオンラインで実施している。また、新たに、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対し、傾聴を中心とした支援を行う「こころのサポーター」を養成する研修も実施している。
- (9) 運動指導室の貸出し
- 総合プラザ移転後の令和2年7月から運動指導室を、健康増進を目的とする団体（5人以上かつ原則として区内在住者が2分の1以上）に貸出すこととした。貸出しは、業務に使用しない時間帯とする。

2. 自主事業

(1) 保険診療等による検査事業

地域の医療機関等からの依頼を受け、保険診療により各種精密検査を実施している。

（検査区分 胃、大腸、乳房、子宮、MRI、CT、腹部等超音波、心臓）

(2) 料金規程等による事業

①小・中学生心臓検診精密検査

区立小・中学校心臓検診で精密検査が必要となった小・中学生について、地区医師会の委託を受け精密検査を実施している。

②個人健診・企業健診

診断証明書を必要とする人を対象に、健康診断を実施している。また、企業や障害者施設から

の受託健診を実施している。なお、令和7年4月より全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の生活習慣病予防健診実施機関の指定を受け、被保険者に対する健康診断を実施している。

③脳ドック

脳や脳血管疾患の早期発見と予防を目的として、頭部MRI・MRA検査、頸部血管超音波検査等を用いた健診事業を実施している。

④動脈硬化検査・骨密度測定・体成分分析測定

自分の血管や骨の状態、内臓脂肪レベルや筋力バランスなどを知ること、疾病予防や生活改善の必要性を理解してもらうための各種検査・測定を実施している。

(3) 健康教育事業

①各種健康イベント

健康意識の向上と各種事業の啓発・周知を目的とした、健康増進に関する講演・講習会を開催するほか、他団体との共催で健康教室、歯科衛生講習会、薬事相談を実施している。また、保健医療福祉総合プラザ内の各施設等との協力のもと、「うめとぴあ」連携イベントに参加し、区民への周知を図っている。

②健康教育指導

継続的な運動の機会を提供する運動コースを実施するほか、中高年・高齢者・障害者向けのトレーニングマシンを使用し、一人ひとりの体力や体調に合わせた効果的で無理のない筋力づくりトレーニングを指導している。

③情報の発信

積極的な健康づくりと疾病に関する正しい知識の普及・啓発のため、健康情報紙「げんき人」タブロイド判を年4回、各17万部を発行し、新聞折込みにより区内全域に配布している。また、財団のホームページは、スマートフォン表示にも対応し、健康づくり情報を提供している。

(4) その他の技術提供事業

①住宅改修アドバイザー

住宅改修を予定している高齢者宅に理学療法士等を派遣し、住宅の改修相談に応じている。

②福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、施設職員に対する技術的な助言・指導、研修を行っている。

3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況

(1) 区委託事業

事業名	事業内容等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
がん対策事業	がん検診受付センター	44,849件	46,983件	48,502件
	胃がん検診（胃部エックス線撮影）	3,105人	3,253人	2,982人
	胃がん検診（内視鏡検診）	169人	156人	152人
	乳がん検診（マンモグラフィのみ、視触診・マンモグラフィ）	1,357人	1,356人	1,378人
	精度管理	各種検診データ管理	178,549件	179,845件
		精密検査データ管理	5,590件	6,585件
		追跡調査の実施	2,396件	3,312件
	がん相談	対面・電話・就労相談	72件	103件
		一次相談	52件	59件
検体検査事業	子宮がん検診（細胞診検査）	37,548件	38,357件	38,032件
	大腸がん検診（便潜血検査）	4,645件	5,053件	4,730件
料金規程等による事業	小・中学生結核検診精密検査	217人	167人	230人

事業名	事業内容等		令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康増進事業	健康度測定・再測定・運動負荷		717 人	766 人	605 人
	健康増進指導（集団・個別）		11,887 人	10,460 人	11,441 人
	地域での健康づくり支援	実地指導、健康づくり支援	1,207 回	1,227 回	1,207 回
		地域健康出前講座	5 回	10 回	9 回
		地域健康講座	11 回	12 回	12 回
		職場のげんき力アップ	3 社	5 社	1 社
	健康づくり支援リーダーの養成・活動支援	初級リーダー養成	0 人	9 人	—
		上級リーダー養成	15 人	—	8 人
		研修会&交流会	6 回	6 回	6 回
		実技講習会	4 回	4 回	4 回
		個別実習	30 人	30 人	30 人
		リーダーによる実地指導	308 回	322 回	316 回
	重症化予防対策	派遣型集団指導	6 回	6 回	6 回
		電話支援	10 人	3 人	2 人
		個別指導	9 人	3 人	9 人
		動画配信	477 回	886 回	594 回
	障害者の健康支援	障害者地域支援	19 回	20 回	12 回
健康教育事業	特定保健指導	積極的支援、動機づけ支援	92 人	103 人	103 人
	出張指導	介護予防筋力アップ教室	209 人	238 人	172 人
		地域づくりによる介護予防	2 団体	3 団体	5 団体
		普及啓発講座	2 地区	2 地区	2 地区
		高齢者団体運動定着支援	2 団体	5 団体	4 団体
		その他の出張指導	20 人	32 人	28 人
障害者相談支援事業	障害者専門相談	電話・来所相談	1,540 件	1,576 件	1,441 件
		専門医相談	198 件	172 件	182 件
		専門職による面接・評価	552 件	439 件	452 件
		知的障害者支援小グループ評価（りすた）	85 回	165 回	196 回
		プレステップサポート（中途身体障害者の社会参加）	27 回	59 回	73 回
		補装具等相談・聴覚相談	1,042 件	1,011 件	1,002 件
		住宅改造相談	82 件	68 件	61 件
		障害者施設等への技術支援	374 回	417 回	424 回
		相談会・交流会・ネットワーク・支援者養成	33 回	35 回	34 回
	乳幼児育成相談	来所・電話相談	969 件	1,068 件	1,132 件
		インテーク	294 件	338 件	303 件

事業名	事業内容等		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		専門評価（個別）	実人員 496 人	実人員 494 人	実人員 522 人
		専門評価（個別）	延 1, 106 件	延 1, 178 件	延 1, 107 件
		専門評価（集団）	実人員 61 組	実人員 45 組	実人員 38 組
		専門評価（集団）	延 371 件	延 279 件	延 340 件
		継続相談	323 件	454 件	547 件
		関係機関との連絡会等	37 回	46 回	49 回
		地域支援	69 回	54 回	65 回
	高次脳機能障害相談支援	個別相談・評価	実人員 60 人	実人員 78 人	実人員 73 人
			延 683 件	延 671 件	延 666 件
		養成講座・フォローアップ研修	延人員 196 人	延人員 149 人	延人員 211 人
		地域研修会	—	10 回	2 回
		相談会・講習会	40 人	27 人	49 人
		ネットワーク・地域支援	38 回	39 回	41 回
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	15 回	44 回	70 回
		意思疎通支援者研修	—	3 回	3 回
こころの健康支援事業	こころの相談機能	世田谷区夜間・休日等こころの電話相談	234 回	257 回	257 回
			3, 331 件	5, 177 件	5, 254 件
		内訳	専門相談	3, 902 件	4, 068 件
			ピア相談	1, 275 件	1, 186 件
		ピア相談員養成講座	2 講座全 4 回	2 講座全 9 回	—
			延 38 人	延 50 人	—
	こころの健康に関する普及啓発	講演会・セミナー	6 講座全 8 回	6 講座全 8 回	6 講座全 8 回
			延 633 人	延 751 人	延 698 人
	こころの健康に関する人材育成	ゲートキーパー講座	1 回	1 回	1 回
		こころサポーター養成研修	—	—	51 人
運動指導室貸出事業	区民の健康づくり支援	運動指導室貸出	—	14 回	6 回

※がん相談コーナーの内訳は、第5章成人保健のがん相談を参照

(2) 自主事業

事業名	事業内容等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険診療による検査事業	胃（内視鏡検査、病理組織検査等）	634 件	576 件	553 件
	大腸（内視鏡検査、病理組織検査等）	122 件	144 件	155 件
	乳房（一般撮影、超音波検査等）	395 件	364 件	377 件
	子宮（細胞診検査、内視鏡検査等）	108 件	142 件	138 件
	MRI、CT、超音波検査（腹部、甲状腺、頸動脈）	3, 249 件	3, 350 件	3, 781 件
	心臓（ホルター型心電図検査、超音波検査）	161 件	178 件	202 件

事業名	事業内容等		令和4年度	令和5年度	令和6年度
料金規程等による事業	小・中学生心臓検診精密検査		103 人	104 人	90 人
	企業健診・個人健診		2,308 人	2,633 人	2,434 人
	脳ドック		173 人	148 人	172 人
	動脈硬化・骨密度・体成分分析測定		1,103 人	1,028 人	1,204 人
健康教育事業	各種健康イベント	うめとびあ連携イベント	中止	3 回	2 回
		健康教室、講演会・講習会等	4 回	6 回	10 回
	健康教育指導	運動コース	391 回	392 回	401 回
		マシントレーニング	延 12,459 人	延 12,815 人	延 12,887 人
	情報発信	情報紙「げんき人」発行	4 回	4 回	4 回
	地域連携・健康づくりグループとの交流		6 件	6 件	6 件
その他の技術提供事業	住宅改修アドバイザー派遣		103 回	112 回	88 回
	福祉施設等技術支援		2 回	24 回	51 回
	講師派遣		6 回	1 回	6 回

施設の所在地

世田谷区立保健センター

松原 6-37-10 区立保健医療福祉総合プラザ
TEL6265-7441 FAX6265-7409

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

世田谷ボランティア協会は、区民の多様なボランティア活動を支援することを目的に、昭和56年10月7日に設立された。平成8年10月には社会福祉法人格を取得し、高次脳機能障害者へのサービスを中心に福祉事業にも取り組んできた。平成17年3月からは災害に備えた常設のせたがや災害ボランティアセンターを併設している。

また、ボランティアの活動拠点として世田谷地域にボランティアセンター、北沢・玉川・砧・烏山地域にボランティアビューローを設置し、ボランティアのコーディネート等を行い、活動を支援している。

1. ボランティア・市民活動推進事業

(1) ボランティアコーディネート事業

「おたがいさまを、そだてよう」を合言葉に、個々の多様な価値観が尊重される地域社会づくりを目指し、ボランティア参加の機会をつくる、ボランティアコーディネート事業に取り組んでいる。

① ボランティア相談

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の相談を受け、それぞれのニーズに対応したコーディネートを行っている。ボランティアセンターは仕事や学校帰りにも相談できるよう、火曜日から金曜日は夜間も開所している。また、ボランティアコーディネートのしくみを区民・団体・事業者に紹介するためのセミナーや学習会を企画・実施している。

② 市民活動・NPO相談

市民活動団体の立ち上げ、NPO法人の設立、広報活動などの団体運営に関する地域の課題解決に住民が主体的に取り組み、地域活性化につながることを目指し、市民活動団体・NPOを対象に個別相談やガイダンス、セミナーを実施して、活動を支援している（区から受託）。令和4年4月からは弁護士や税理士、社会保険労務士による専門相談も実施している。

③ 傾聴ボランティア養成・紹介・活動支援

傾聴ボランティアの養成、コーディネート等を行うとともに、講座修了後に活動しているボランティアのフォローアップ企画など傾聴ボランティアが行うプログラムも支援し、ひとり暮らしや高齢者の精神的サポートを行っている。

④ ボランティア情報ガイド「おたがいさまbank」の運用

ボランティア活動に関心のある人が気軽に登録できる「おたがいさまbank」を開設し、登録者に定期的にメールマガジンでボランティア情報を発信し、AIシステムによるマッチングサイト（世田谷版GBER（ジーバー））とともに、地域におけるボランティア活動の担い手拡大を図っている。

⑤ ボランティアビューロー

地域に密着したボランティア拠点として、北沢・玉川・砧・烏山の各ボランティアビューローにおいて、ボランティアコーディネートをはじめ、地域の人たちが出会い、ふれあい、学びあう、暮らしに根ざした講座・交流会・学習会等の事業を各ビューローの特性を生かして展開している。

(2) ボランティア学習事業

ボランティア活動のコーディネート等の授業協力、夏の体験プログラムのほか、災害ボランティア学習（別掲）等により、地域の未来を担う子ども・若者が参加する機会を提供している。

① 夏のボランティア体験プログラム「ナツボラ」「ナツボラ・ジュニア」

区内在学・在住の中学生以上を対象とするボランティア体験プログラム「ナツボラ」、小学生を対象とする地域に根ざしたボランティア体験「ナツボラ・ジュニア」を、多くのボランティアグループ・福祉施設等の協力により実施している。

② 総合学習・奉仕体験活動等コーディネート

学校・大学から寄せられるボランティア学習に関する相談に対応して、学校での「総合的な学習の時間」、体験活動のコーディネートや授業協力により、子どもたちへの多様な体験学習の場を提供している。

(3) ボランティア情報ネットワーク事業

ボランティア情報誌「セボネ」、ボランティアビューローだよりなどの紙媒体、ホームページ、ブログ、Facebook、Instagram、メールマガジンなどのWEB(ウェブ)媒体の特徴を活かしつつ、多様なボランティアや市民活動の紹介、活動情報を発信し、地域にかかわるきっかけづくりを進めている。

① ボランティア情報誌「セボネ」の発行

ボランティアの編集委員による編集会議を中心に情報誌「セボネ」を毎月発行し、「人が変わる 社会が変わる」をコンセプトに、ボランティアを身近に感じていただく機会と情報を提供している。

② WEB 媒体によるボランティア情報の提供

協会が実施する事業や区内外のボランティア情報をホームページで広く提供するとともに、双方向の媒体として、区民およびボランティアグループ等からの情報の投稿も随時受け付けている。

(4) 地域連携促進事業

① 自主活動への支援

ボランティアグループや市民活動団体の自主活動を支援するため、ボランティアセンター、ボランティアビューローの会議室や機材の提供等を行っている。

② 他団体と連携した事業の開催、参加、出展

「ふるさと区民まつり」「世田谷ボロ市」「梅まつり」等区内で開催される様々な催し・イベントに参加して活動案内を行い、協会の事業を区民に紹介してボランティア活動のきっかけとするとともに、地域で活動するボランティアや団体が互いに知り合い、交流する機会を提供している。

③ コミュニティ・ビジネス事業

リサイクルやリユースの取り組みを推進し、自主財源(事業活動資金)の確保を図るため、ボランティアの協力により「リサイクル市」「烏山もったいないバザール」等のバザーを開催している。

(5) パートナースhip事業

ボランティア団体、NPO、行政、関係機関、企業等とのパートナーシップを深め、地域の社会資源のネットワーク化を図っている。

① 世田谷区市民活動情報連絡会への参加

ボランティア・市民活動推進のため、区内の中間支援機関と行政で情報交換を行っている。

② ボランティア団体、NPO、行政との連携

地域福祉推進連絡会議、世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会、せたがや生涯現役ネットワークに参加するなど、地域活動団体や行政との情報交換を行っている。

③ 世田谷区職員研修の企画・運営

世田谷区の採用 1 年目職員を対象とする研修を区から受託し、障害福祉体験プログラムを当事者団体の協力を得て企画・実施している。

④ 「せたがや学生ボランティアネットワーク」運営支援

世田谷区・区内大学と協働して大学生のボランティア活動のコーディネートを継続的に行い、ネットワーク会議の開催や「せたがや学生ボランティアフォーラム」の運営を支援している(区から受託)。また、学生インターンシップやボランティアの受け入れを行っている。

(6) せたがやチャイルドライン事業

1998 年の活動開始から 27 年を経て、活動が全国に展開した現在もなお子どもを取り巻く状況が厳しい中、子どもの声に耳を傾け、子どもの声を受けとめる 18 歳までの子どもの専用電話「せたがやチャイルドライン」事業を、電話とオンラインチャットの 2 つのツールにより着実に推進する。安心して話ができる大人がいることを子どもたちに伝える活動も引き続き行っていく。

① 子どもの声を聴く活動

水曜日と土曜日の 16 時～21 時に、専用回線の有料ダイヤル(03-3412-4747)と全国フリーダイヤル(0120-99-7777)の 2 回線で、受け手ボランティアが子どもからの電話を受けている。オンライン

チャットで子どもの声を受けとめる活動も行っている。子どもたちにチャイルドラインの存在を伝えるために、情報紙「ちゃ〜ら」を作成して区内の小中学校・高校やフリースクール等に配布している。

② 参加の輪を広げる活動

活動を紹介するニュースレターを発行するとともに、活動への寄付の呼びかけを行っている。また、ものづくりや発送作業など様々なボランティア活動の機会をつくり、受け手以外にもチャイルドラインを応援する活動を推進している。

③ 人材養成と研究活動

活動を周知し、受け手ボランティアを養成する公開講座を開催するとともに、講座修了者のための専修講座、スキルアップのための継続研修、受け手をサポートする「支え手」の研修等を行っている。

④ ネットワーキング活動

認定 NPO 法人チャイルドライン支援センターの会議や研修に参加し、全国のチャイルドラインとの情報交換を図るとともに、都内の活動団体と協力し、小中学生への広報等を行っている。

⑤ 組織運営

運営委員会と支え手ミーティングを定期的に行い、せたがやチャイルドラインの運営と受け手へのサポートについて協議している。

⑥ 企画・販売活動

世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアター等の協力により、ものづくりボランティアによる手作り品を販売している。また、ふるさと区民まつり等のイベントにも出店し、活動の周知とバザー等による事業資金確保を図っている。

(7) セタがや災害ボランティアセンター事業

せたがや災害ボランティアセンターを協会内に常設し、世田谷区内で大規模な災害が発生した場合に備え、災害ボランティアの受入れ等において中核的な役割を担うべく、区、社会福祉協議会、せたがや防災 NPO アクションとともに、啓発活動、人材養成活動、災害対応準備活動に取り組んでいる。

① 災害ボランティアコーディネーターの拡充

各地域及びオンラインで災害ボランティアコーディネーター養成講座（基礎編）を開催し幅広い人材の登録を募るとともに、複数年にわたるスキルアップ講座で意欲ある人材の育成を進めている。

② サテライトでのコーディネート活動を充実させるための基盤整備、世田谷区内で発生する様々な災害に対応したコーディネート体制の整備

災害時は、世田谷区地域防災計画に基づき、せたがや災害ボランティアセンターに加え、マッチングセンター（協定に基づき区内 5 地域各 1 か所の大学に設置）、指定避難所にサテライトを設置し、災害ボランティアの受入れ調整を図ることとしている。災害時のボランティア活動の拠点となるよう、サテライトの設置場所、レイアウト、備品等の具体的決定、準備を進めている。

また、区や社会福祉協議会等との情報交換や意見交換を行っている。

③ 行政や避難所運営組織等と連携した災害ボランティア活動に関する区民への情報提供の拡充

町会・自治会やまちづくりセンター等とともに地域の「防災塾」や避難所運営訓練等を実施し、地域との連携・協力、災害ボランティアのマッチングの仕組みに関する理解促進を図っている。

また、防災シンポジウムを開催するなど区民への情報提供、区内の高校や大学と連携した災害に関する授業協力を行っている。

④ 災害ボランティア登録制度の整備と運用

災害時に活動できるボランティアの事前登録制度を整備し、日常的な情報交換と災害発生時の活動呼びかけ等を円滑かつ効果的に行う体制を整えるため、登録方法、運用方法について IT システム（キントーン）導入による効率化を進めている。

⑤ ネットワーク・情報交換活動と災害支援のための活動

都内・全国で災害支援に取り組む様々な団体とのネットワークによる情報交換や、東日本大震災被災地での交流支援活動に継続的に取り組んでいる。

能登半島地震など大規模な災害にあたって、現地の要請に応じ被災地にボランティアやボランティアコーディネーターを派遣するなどの支援を行うとともに、取組みについて情報発信している。

2. 福祉事業

(1) ケアセンター ふらっと（障害者総合支援法：生活介護事業・自立生活訓練事業・指定特定相談支援事業：世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業）

① 生活介護事業

障害者総合支援法に基づき、1日利用定員20名。主に中途障害の方々が利用されている。活動内容は、退院後の生活を共に作りながら、専門スタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・リハビリテーション医師・看護師・ケアスタッフ等）が支援している。

② 自立生活訓練事業

2年の有期限の中、主に高次脳機能障害のある方々に、障害状況に応じてリハビリテーションプログラムの提供や当事者交流など、各々の目標に応じた支援を実施している。

③ 世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業

高次脳機能障害のある方、当事者、家族、医療機関、行政から幅広いの様々な相談を受け、関係機関と連携しながら実施している。

④ 指定特定相談支援事業

障害のある方の日常生活及び暮らし全体を総合的に支援するため、当事者の希望に応じ、共に相談しながら障害者総合支援法に基づくサービスの利用、インフォーマルな支援も含めサービス等利用計画を作成し支援を行っている。

(2) ケアセンターwith（介護保険法・地域密着型通所介護）

様々な疾病や事故などにより高次脳機能障害者や若年性認知症者などで要介護認定を受けた40歳以上の方たちのリハビリの場として開所をした。

買い物・散歩・美術鑑賞といった「外出活動」や「調理活動」など、日常生活を多くの仲間たちと共にいき、身体や頭を動かしてリハビリをすることで、地域で主体的な生活を送るための支援を行っている。支援スタッフは専門的な知識を学びながら、非常勤のセラピストや看護師、時には外部の医師やセラピストとも連携を取りながらより充実したリハビリテーションに取り組めるよう図っている。

(3) ケアステーション連（介護保険 訪問介護事業、障害者総合支援法 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業、自由契約による事業等）

平成14年7月、高次脳機能障害に対応が可能なヘルパー事業所として開所した。常に利用者、家族、関係機関等との綿密な連携を図り、地域での生活を支えるべく、介護保険法、障害者総合支援法、自由契約等に基づき、移動支援を含めた総合的なホームヘルプサービスを実施している。

① 介護保険法による訪問介護事業

介護保険制度の第2号被保険者及びケアが難しい方を中心とした第1号被保険者への訪問介護員の派遣においては、介護支援専門員の作成した居宅介護計画に基づいた適正な訪問介護サービスの提供を行っている。

② 障害者総合支援法による居宅介護事業

障害者総合支援法における居宅介護者と重度訪問介護者への居宅介護員の派遣においては、サービス等利用計画に基づいて、特定相談支援事業者をはじめ、区の障害担当など関係機関と連携しサービスを提供している。

③ 移動支援によるガイドヘルプサービス事業

障害者総合支援法における移動支援事業（高次脳機能障害者移動支援事業を含む）では関係機関と連携し、利用者の外出等をサポートするサービスを提供している。

④ 自由契約によるホームヘルプサービス事業

介護保険法、障害者総合支援法の制度の対象外となる自由契約では、利用者やその家族の多様なニーズに応じ、よりきめ細かな対応が出来るようなサービスを提供している。

(4) ケア相談センター結（介護保険法 居宅介護支援事業）

平成14年7月に開所し、地域の居宅高齢者介護を支援するため、ケアの相談業務・介護保険ケアプランの作成を行っている。特に、高次脳機能障害を後遺症とする第2号被保険者あるいは対応の難しいケースを積極的に受け付けている。

(5) 地域障害者相談支援センターぽーとせたがや

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業)

世田谷区からの委託により、世田谷地域(世田谷総合支所管内)における障害のある方、家族、診断等確定されていないが、何らかの障害により、生活のしづらさを感じている方々が希望している生活につながるよう相談支援を行っている。

また、障害分野のみならず世田谷地域の福祉関係事業所と協力、連携し、相談支援体制の強化を図ることを目的とし事業を展開している。

(6) パートナーセンター事業

認知症、障害のある方もまだない方も、共におたがいをパートナーとして水平に支え合う活動をする新たな事業を令和元年からスタートした。パートナーコーディネイト・しごと作り・居場所作り・相談・知ってもらう活動等全て障害当事者が中心となり活動していく。

■世田谷ボランティアセンター

- ＜開館時間＞ 9時～21時(月曜・祝日休館)
※ボランティア相談は9時～21時(土曜・日曜は17時まで)
相談は事前予約制。
※利用スペース、印刷室を土曜・日曜の17時～21時に利用する場合は、
利用日の前日までに申込が必要。
- ＜利用スペース＞ 1階・第3会議室 30人 2階・第1会議室 15人、第2会議室 36人
2階・共同会議室 30人 2階・和室 10人
- ＜利用できるもの＞印刷機、コピー機、紙折り機、スクリーン、プロジェクター、マイク・アンプ、
CDプレーヤー、DVDプレーヤー、車いす、白杖
- 〒154-0002 世田谷区下馬 2-20-14 パーム下馬 1階
TEL03-5712-5101 FAX03-3410-3811 e-mail: setabora@otagaisama.or.jp

■北沢ボランティアビューロー

- ＜開館時間＞ 10時～17時(日曜・祝日休館)
- ＜利用スペース＞ 1階・会議室 36人 2階・会議室 20人、サロン 10人
- ＜利用できるもの＞コピー機、資料等
- 〒154-0022 世田谷区梅丘 1-8-9
TEL03-3420-2520 FAX03-3706-2854 e-mail: kitabora@otagaisama.or.jp
令和7年9月～8年3月は改修工事のため会議室貸出を休止し、梅丘分庁舎(松原 6-3-5)内の仮事務所に移転(予定)

■玉川ボランティアビューロー

- ＜開館時間＞ 10時～17時(日曜・祝日休館)
- ＜利用スペース＞ 第1会議室 24人、第2会議室 12人
- ＜利用できるもの＞コピー機、車いす、資料等
- 〒158-0094 世田谷区玉川 2-1-15
TEL03-3707-3528 FAX03-3708-3058 e-mail: tamabora@otagaisama.or.jp

■砧ボランティアビューロー準備室

＜開館時間＞ 10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階
TEL03-6411-4007 FAX03-6411-5888 e-mail: kinutabora@otagaisama.or.jp

■烏山ボランティアビューロー

＜開館時間＞ 10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞ 会議室16人
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157-0065 世田谷区上祖師谷1-11-14 アンハイム1階
TEL03-6909-0333 FAX03-6909-0355 e-mail: karasubora@otagaisama.or.jp

- 砧を除く上記4施設の会議室の利用は、利用日の2か月前の1日から申し込みを受け付ける。
また、夏季と年末年始に特別休館日がある。

■ケアセンターふらっと

＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬2-20-14 パーム下馬1階
TEL03-5712-5105 FAX03-3410-3813

■ケアセンターwith

＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋1階
TEL03-6805-4715 FAX03-6805-4718

■ケアステーション連

＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2階
TEL03-6805-4716 FAX03-6805-4718

■ケア相談センター結

＜開所曜日＞月曜日～金曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2階
TEL03-5433-2830 FAX03-6383-2156

■地域障害者相談支援センターぽーとせたがや

＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬3-22-13 サザン三軒茶屋2階
TEL03-6804-0405 FAX03-6383-2156

第 12 章 施設所在地一覧

施設所在地一覧

総合支所

世田谷総合支所	世田谷 4-22-33	5432-1111 (大代表)
北沢総合支所	北沢 2-8-18	5478-8000 (北沢タウンホール内)
玉川総合支所	等々力 3-4-1	3702-1131
砧総合支所	成城 6-2-1	3482-1321
烏山総合支所	南烏山 6-22-14	3326-1202

高齢者関係

せたがや がやがや館 (健康増進・交流施設)	池尻 2-3-11	6450-7908
ひだまり友遊会館	若林 4-37-8	3419-2341
北烏山東敬老会館	北烏山 2-2-6	6304-3176
桜高齢者集会所	桜 1-2-19	6304-3176
上馬高齢者集会所	上馬 4-36-9	6304-3176
土と農の交流園	桜上水 2-11-1	5374-1291
八幡山高齢者活動・ 移動支援施設	八幡山 1-7-6	3329-0855
世田谷区高齢者クラブ 連合会	松原 6-3-5 (梅丘分庁舎 3F 市民活動推進課内)	6304-3176
認知症在宅生活 サポートセンター	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ 1 階)	6379-4315
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427

■■■■■■■■■■特別養護老人ホーム■■■■■■■■■■

特別養護老人ホーム 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600
特別養護老人ホーム 久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211
特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001

特別養護老人ホーム 第 2 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911
特別養護老人ホーム フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211
特別養護老人ホーム 砧ホーム	砧 3-9-11	5429-6239
特別養護老人ホーム 芦花ホーム	粕谷 2-23-1	5317-1094
特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165
特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155
特別養護老人ホーム きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620
特別養護老人ホーム 等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030
特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340
特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	喜多見 7-20-26	5727-1161
特別養護老人ホーム 東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008
特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	等々力 1-24-11	5706-6588
特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600
特別養護老人ホーム せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277
特別養護老人ホーム エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100
特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331
地域密着型特別養護 老人ホーム ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820
地域密着型特別養護 老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080
特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388

地域密着型特別養護 老人ホーム 下馬の家	下馬 2-25-8	6805-5620	梅丘あんしんすこやかセンター (梅丘地域包括支援センター) 梅丘 1-61-16	5426-1957
特別養護老人ホーム ラ・ストーリー馬事公苑	上用賀 4-15-12	6804-4835	代沢あんしんすこやかセンター (代沢地域包括支援センター) 代沢 5-1-15	5432-0533
特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷	下馬 2-3-10	6413-8571	新代田あんしんすこやかセンター (新代田地域包括支援センター) 羽根木 1-6-14	5355-3402
特別養護老人ホーム ラペ二子玉川	瀬田 4-5-5	6805-6678	北沢あんしんすこやかセンター (北沢地域包括支援センター) 北沢 2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-9101
特別養護老人ホーム さくらほうむ	弦巻 3-3-17	6809-7603	松原あんしんすこやかセンター (松原地域包括支援センター) 松原 5-43-28	3323-2511
地域密着型特別養護 老人ホーム ハートフル若林	若林 5-38-20	6805-4517	松沢あんしんすこやかセンター (松沢地域包括支援センター) 赤堤 5-31-5	3325-2352
特別養護老人ホーム 弦巻の家	弦巻 5-34-5	6413-7880	奥沢あんしんすこやかセンター (奥沢地域包括支援センター) 奥沢 3-15-7	6421-9131
地域密着型特別養護 老人ホーム 代田の家	代田 1-21-11	5787-6057	九品仏あんしんすこやかセンター (九品仏地域包括支援センター) 奥沢 7-35-4	6411-6047
■■■■■■■■■■養護老人ホーム■■■■■■■■■■ 養護老人ホーム 友愛ホーム	砧 3-9-11	3416-3164	等々力あんしんすこやかセンター (等々力地域包括支援センター) 等々力 3-4-1 玉川総合支所2階	3705-6528
■あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)■ 池尻あんしんすこやかセンター (池尻地域包括支援センター) 池尻 3-27-21		5433-2512	上野毛あんしんすこやかセンター (上野毛地域包括支援センター) 中町 2-33-11	3703-8956
太子堂あんしんすこやかセンター (太子堂地域包括支援センター) 太子堂 2-17-1 2階		5486-9726	用賀あんしんすこやかセンター (用賀地域包括支援センター) 用賀 2-29-22 2階	3708-4457
若林あんしんすこやかセンター (若林地域包括支援センター) 若林 1-34-2		5431-3527	二子玉川あんしんすこやかセンター (二子玉川地域包括支援センター) 玉川 4-4-5 2階	5797-5516
上町あんしんすこやかセンター (上町地域包括支援センター) 世田谷 1-23-5 2階		5450-3481	深沢あんしんすこやかセンター (深沢地域包括支援センター) 駒沢 4-33-12	5779-6670
経堂あんしんすこやかセンター (経堂地域包括支援センター) 宮坂 1-44-29		5451-5580	祖師谷あんしんすこやかセンター (祖師谷地域包括支援センター) 祖師谷 4-1-23	3789-4589
下馬あんしんすこやかセンター (下馬地域包括支援センター) 下馬 4-13-4		3422-7218		
上馬あんしんすこやかセンター (上馬地域包括支援センター) 上馬 4-10-17		5430-8059		

成城あんしんすこやかセンター (成城地域包括支援センター)	成城 6-3-10	3483-8600
船橋あんしんすこやかセンター (船橋地域包括支援センター)	船橋 4-3-2	3482-3276
喜多見あんしんすこやかセンター (喜多見地域包括支援センター)	喜多見 5-11-10	3415-2313
砧あんしんすこやかセンター (砧地域包括支援センター)	砧 5-8-18	3416-3217
上北沢あんしんすこやかセンター (上北沢地域包括支援センター)	上北沢 4-32-9	3306-1511
上祖師谷あんしんすこやかセンター (上祖師谷地域包括支援センター)	上祖師谷 2-7-6	5315-5577
烏山あんしんすこやかセンター (烏山地域包括支援センター)	南烏山 6-4-26 4 階	3307-1198

■■■■■■■■■■介護老人保健施設■■■■■■■■■■

介護老人保健施設 ビバ・フローラ	世田谷 1-16-2	3420-7115
介護老人保健施設 ホスピア三軒茶屋	三軒茶屋 1-16-13	5430-5963
介護老人保健施設 ふかさわ	深沢 1-9-3	3701-1164
介護老人保健施設 うなね杏霞苑	宇奈根 3-12-29	5494-5566
介護老人保健施設 ホスピア玉川	宇奈根 2-2-5	5494-5963
介護老人保健施設 玉川すばる	瀬田 4-1-14	5797-5525
介護老人保健施設 サンセール世田谷大蔵	大蔵 1-3-22	5727-9535
介護老人保健施設 梅ヶ丘	松原 6-37-1 (東京リハビリテーション センター世田谷内)	6379-0427

障 害 者 関 係

■■■ 障害のある方が日中利用する施設 (区立) ■■■

三宿つくしんぼホーム	三宿 2-30-7	3411-4711
駒沢生活実習所	弦巻 2-1-5	5430-6311
ほほえみ経堂	経堂 3-6-24	5451-5151
下馬福祉工房	下馬 2-20-14 2 階	5712-5103
世田谷福祉作業所	下馬 2-31-6	3414-0141
世田谷福祉作業所分場	下馬 2-31-15	5787-5027
すまいる梅丘	梅丘 1-36-2-101	3425-5710
梅丘ウッドペッカーの森	松原 6-4-1 地下 1 階	3327-5917
桜上水福祉園	桜上水 2-13-16	5317-6395
奥沢福祉園	奥沢 6-29-2	5758-3546
九品仏生活実習所	奥沢 7-39-13	3703-1519
岡本福祉作業 ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1 地下 1 階	5707-9431
玉川福祉作業所 等々力分場	等々力 2-13-4	5707-1330
九品仏生活実習所 中町分場	中町 2-25-17 2 階	5706-7301
玉川福祉作業所	玉川 1-7-2	3707-0498
障害者就労支援 センターすきっぷ	船橋 5-33-1	3302-7911
千歳台福祉園	千歳台 3-31-9	3789-9801
砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	喜多見 7-3-1	3749-3880
岡本福祉作業ホーム	岡本 2-33-24	3415-3366
砧工房	砧 4-32-14	3417-4604
給田福祉園	給田 5-2-7	3308-9361
烏山福祉作業所	北烏山 1-29-15	3326-8001

■■ 障害のある方が日中利用する施設 (民立) ■■

リバティ世田谷	三軒茶屋 1-29-13 ハイツ三軒茶屋 2C-2	6450-9970
アンシェーヌ藍 (Factory 藍分場)	三軒茶屋 1-36-8 由上ビル 2 階	5430-3671
NEURO REWORK (ニューロリワーク)	三軒茶屋 2-2-16 YK ビル 4 階 A	5787-5941

Factory 藍	若林 5-2-9 三喜ビル 3 階	3412-1366	用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061
ハーモニー	世田谷 3-4-1 アップビル 2 階	5477-3225	アディクションリハビリ テーションセンターすとおりの	桜新町 1-8-6	3704-7344
上町工房	世田谷 3-9-1	3706-0645	nicoRe	祖師谷 3-4-8 石田ビル 1 階	3482-8967
就労移行支援事業所 グディ	駒沢 2-11-1 集花園ビル 4 階 B	5787-5777	わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727
ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14 1 階	5712-5105	サポートセンターきぬた	祖師谷 3-24-1 TKR 祖師ヶ谷大蔵 202	3483-2471
ヒーリングセンター 世田谷	鎌田 1-3-3 カワバグランドマンション 101	6453-2304	地域活動支援センター 陽だまりの庭	成城 2-3-33	3416-4669
Navio けやき	上馬 3-7-8 トーヨーBLDG6 階	3421-8701	イタル成城	成城 8-27-11	6277-9911
Crazy Cats	梅丘 1-21-9 大津ビル 2 階	3420-1982	おおらか学園	船橋 1-30-9	3426-2323
まもりやま工房	代田 6-21-5	3460-9019	風の谷プロジェクト	船橋 2-21-28	3484-0395
東北沢つどいの家	北沢 4-24-22	3465-1832	にゃんこの館	千歳台 3-3-16 HN 千歳台ビル 4 階	3482-5052
エイト	北沢 5-23-27	3469-5055	さら就労塾@ぼれぼれ	北沢 2-8-18 北沢タウンホール 1 階	6407-0935
白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407	TODAY 喜多見	喜多見 9-3-13 ラピュータ 1 階	5761-9417
のぞみ園	赤堤 4-27-14	5376-7761	喜多見夢工房	喜多見 9-1-35	3430-5400
まごの手便	松原 3-25-16 ライズビークアパートメント 1 階	3324-2391	喜多見夢工房分室	喜多見 8-1-4 河野ビル 1 階	6411-0388
地域生活支援センター MOTA	松原 3-40-7 バインフィールドビル 201	3325-0951	泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451
玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1 1 階	5706-6951	世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131
パイ焼き茶房	等々力 2-18-1	3703-0415	友愛デイサービス センター	砧 3-9-11	3416-0262
社会就労センター パイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459	喫茶室パイン	上北沢 2-1-1 都立松沢病院内	3303-1237
しごとも	等々力 6-10-19	3704-0029	ワークランド・ フレンドパーク	上北沢 5-4-1	5374-3895
アン	深沢 3-26-18 サンワード深沢 101	3702-5523	さくら美術工房	粕谷 4-20-18 幸栄マンション 211	6317-3014
さわやかはーとあーす 世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610	ちぐさ企画	粕谷 4-9-28 (株)ナリシゲインターナショナル 粕谷ビル 1 階	3305-1830
就労移行支援事業所 T&E	上用賀 5-5-10 万葉ビル 4 階	3709-0802	Kaien 千歳烏山	南烏山 6-4-26 烏山第 2 倉林ビル 4 階	050-2018-7377
就労支援施設 ゆに (UNI)	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-2343	あゆみ園	目黒区大橋 2-19-1	3466-0812
Do-will	用賀 3-11-15 C・I ビル 2 階	6432-7878			

にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 ソーワ豪徳寺マンション 1 階	6413-7585
コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427
ガーデンカフェ 「ときそら」	野沢 3-14-1	6805-2174
すたじおごろん二子玉川	野毛 2-28-23B 棟	3702-8468

■■■ 障害のある方が共同で生活する施設 ■■■

Garden 藍Ⅰ・Ⅱ	若林 4-25-14	6453-1980
Garden 藍Ⅲ	野沢	3412-8480
Garden 藍Ⅳ	世田谷	5799-7725
Garden 藍Ⅴ	世田谷	5799-7725
どんぐりホーム上町	世田谷 3-9-1	6413-0351
野沢寮	野沢 3-3-3	3487-7733
グループホーム グレイブパイン	下馬	6805-5621
いちご Living	羽根木	3325-8876
松原けやき寮	松原 6-43-17 3 階	3325-7117
「めぐ」	赤堤	3327-5475
グループホームえにし	桜上水 5-3-29	3306-1622
はるの邑	等々力	5706-5738
とどろきの杜	等々力	5706-5738
身体障害者自立体験 ホームなかまっち	中町 2-17-21	5758-2626
バンプル	成城 8-27-11	6277-9311
桐花荘	船橋 2-21-8	3484-3789
グループホーム ビートル喜多見	喜多見 5-4-21	6805-8690
生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	5727-1450
ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	5491-5851
ユーボ友愛	砧 3-9-11	3416-3164
友愛園	砧 3-9-11	3416-3161
グループホームきぬた	砧 4-25-2	5494-1901

グループホームめぐり	千歳台 3-17-16	6411-3682
私の家せつ世田谷	上北沢 5-50-31	5357-8750
花みずき寮	八幡山 3-5-16	3290-2260
ゴールドクレスト	上祖師谷 4-25-15	3484-8746
さくらハウス 第1 さくら	北鳥山	3309-9511
さくらハウス 第3 さくら	給田	3307-1923
からすやまホーム	南鳥山 1-9-20	6750-5255
さくらハウス 第2 さくら	南鳥山	5384-0755
さくらハウス 第4 さくら	南鳥山	5384-0755
さくらハウス 第5 さくら	南鳥山	6750-5121
ちぐさホーム	北鳥山	5313-7920
メゾンちぐさ	北鳥山	6658-4920
ちぐさハイム	北鳥山	3326-1101
グループホームここから	北鳥山 3-11-5	5315-7887
第12 いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	北鳥山 4-38-4	6909-1262
私の家せつ鳥山	北鳥山 7-24-2	3305-4677
us 宇奈根	宇奈根 2-9-26	6411-0679
グループホーム Smiley	北鳥山 1-55-5	5969-8132
グループホーム Joy	下馬 1-2-15	6805-5181
グランシエル桜丘	桜丘 3-33-29	6804-4824
グランシエル明大前	松原 1-27-14	6379-2668
ミライハウス芦花公園	北鳥山 1-18-9	5314-9050
こいのにあ	上北沢 1-32-14	5316-2251
さわやかはーとあーす 世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610
アネモネ	宇名根 2-15-15	6411-1066
プリムラ	世田谷 1-12-6	6413-5680
はあと北鳥山	北鳥山 5-18-27	5539-2744
グループホーム西田荘	南鳥山	6379-8842
メゾン YOU	赤堤	6379-8842
ベルハイム	桜上水	6379-8842

くろがねハイム	松原	6379-8842	まんまる松原	松原	050-1808-4204
センチュリーハイツ	南鳥山	6379-8842	まんまる芦花公園	北鳥山	050-1808-4204
コーボさつき	給田	6379-8842	まんまる芦花公園 2	北鳥山	050-1808-4204
はなみずきの家	給田	6909-0401	世田谷ヒーローハウス	祖師谷	050-3395-2253
たんぽぽの家	給田	6909-0401	鳥山の家	北鳥山	090-4078-9589
等々力ホーム	等々力	3702-7702	鳥山のアパート	北鳥山	090-4078-9589
電 G ホーム	等々力	3702-7702	上北沢ハウス	上北沢	050-5363-8100
アイリスホーム奥沢	奥沢	050-5482-0417	■■■■■ 地域障害者相談支援センター ■■■■■ 障害者相談支援センター 下馬 3-22-13 6804-0405 ぼーと せたがや サザン三軒茶屋 2F		
アイリスホーム笹塚	大原	050-5482-0417			
アイリスホーム千歳鳥山	南鳥山	050-5482-0417	障害者相談支援センター 松原 3-40-7 6379-0262 ぼーと きたざわ パインフィールド 201		
アイリスホーム笹塚 2	大原	050-5482-0417	障害者相談支援センター 中町 4-6-7 6411-6590 ぼーと たまがわ		
アイリスホーム千歳鳥山 2	南鳥山	050-5482-0417	障害者相談支援センター 祖師谷 3-21-1 6411-5680 ぼーと きぬた 祖師谷ふれあいセンター内 3F		
アイリスホーム笹塚 3	大原	050-5482-0417	障害者相談支援センター 南鳥山 1-13-16 5357-8760 ぼーと からすやま		
アイリスホーム世田谷	宮坂 2-4-1	050-5482-0417	■■■■■ 医療的ケア相談支援センター ■■■■■ 世田谷区医療的ケア 大蔵 2-10-8 3749-6955 相談支援センターHi・na・ta 大蔵二丁目複合型 子ども支援センター3 階		
シェリルハウス世田谷	祖師谷 6-32-13	6319-2727			
シェリルハウス 世田谷若林	若林 5-20-15	6804-4537	■■■■■ 指定特定相談支援事業所 ■■■■■ ※(一)は指定一般相談支援事業所、(児)は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていることを指す。		
ラポール八幡山第 2	上北沢	5374-3895			
ラポール八幡山第 4	八幡山	5374-3895	(一)地域生活支援センター 祖師谷 3-24-1 3483-2471 サポートセンターきぬた TKR 祖師ヶ谷大蔵 202		
アント	成城 9-24-14	6279-5282	(一)地域生活支援センター 松原 3-40-7 3325-0951 MOTA パインフィールドビル 201 号室		
グループホーム HARU 宇奈根	宇奈根 2-14-18	6411-8426	(児)自立生活センター 豪徳寺 1-32-21 5450-2861 ハンズ世田谷 スマイルホーム豪徳寺 1 階		
ラ・メゾン大原	大原	6804-9850	(一)(児)なかまっち相談室 中町 4-6-7 6411-6597		
ミライハウス 世田谷区代沢	代沢 2-21-10	6805-3833	(一)team shien m.a 梅丘 1-15-11 6413-6465 TOMO ビル 3F		
ちゃお上北沢	上北沢 5-24-10	0422-28-5051	(児)世田谷区発達障害相談・療育センター相談支援事業所 大蔵 2-10-18 5727-2235		
ちゃお三軒茶屋	三軒茶屋 1-33-5	0422-28-5051	ケアセンターふらっと 下馬 2-20-14 5712-5105		
ちゃお下北沢	代田	0422-28-5051			
us 喜多見	喜多見 2-6-38	4283-2940			
グループホーム赤堤	赤堤 5-29-7	6304-7705			
まんまる砦	砦	050-1808-4204			
まんまる砦 2	砦	050-1808-4204			

(一) (児) まつばらけやき 祖師谷 3-1-3 6265-7140
相談支援センター 世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ分室そしがや内

(児) 相談支援センターあい 祖師谷 3-21-1 6411-2289

(児) 重症心身障害児 三宿 2-30-9 3413-6781
療育相談センター

(児) 相談支援センター 松原 6-8-10 6413-9668
かりんとう

(一) (児) 相談支援ここから 北烏山 3-11-5 5315-7887

(児) 相談室にじのこ 南烏山 6-3-9 5314-9588
ミール千歳烏山 603

(一) (児) 相談支援事業所 松原 6-37-1 6379-5671
梅ヶ丘

相談支援センターフォルテ 等々力 2-13-4 6805-6693

(児) ゆかり 船橋 1-30-9 3426-2386

発達障害者就労支援センター 上用賀 5-14-1 5797-2343
ゆに (UNI) 相談支援事業所 -102

(児) 東京総合福祉 桜上水 1-1-3-104 6318-4222

相談支援センターおかもと 岡本 2-33-24 3415-3366

(児) ナイスケア世田谷 駒沢 3-7-20 5433-2240
相談支援センター グリーンプラザ 202 号室

(児) 相談支援センターわんぱく 代田 2-20-6 6450-8239

マーベラス 八幡山 3-26-8 6326-2659

(一) 相談支援センターちぐさ 北烏山 1-8-2 5969-8522
NTK ビル 2F ちぐさ企画内

はるの相談室 等々力 2-36-2 6411-6064
エクセル等々力 201 号

(児) シモキタステーション 代沢 2-28-8 5787-8705
-1FA-601 号

相談支援事業所 わいわい 下馬 2-31-6 3414-0141

オレンジケア相談室 粕谷 3-28-21-104 5315-5442

(児) オリーブ・ケア千歳台 千歳台 3-28-4-101 3482-8421

(児) 相談支援事業所 青い鳥 奥沢 7-12-25 2 階 5758-6331

コンシェルジュ藍 野沢 4-22-6 070-4437-6727
ニューコーポラス 102 号室

(一) (児) 相談支援センター 野沢 2-30-3 6453-1924
架け橋 駒沢イン 204

(児) 相談支援 ツナカン 瀬田 2-21-1 6411-7174
矢藤ハイツ 101

(一) (児) 相談支援アンジュ 鎌田 4-17-17-105 6411-1580

(児) 相談支援ウイング 宮坂 3-12-5 5799-7400
タケベビル 3 階

(児) からふる plan 池尻 3-13-10 4586-7962

(児) 相談支援事業所 松原 6-28-1 6265-7866
しらうめ リアライズマンション 105 号室

(児) 亀右衛門相談支援事業所 三軒茶屋 1-35-1 5431-3911
三軒茶屋ゴールデンビル 203

(児) 相談支援クロスロード 北烏山 1-29-15 3326-8001

(児) 世田谷区相談支援ボミエ 喜多見 8-18-16 080-4618-7406
スプリングス 204

(児) ケアルームダッシュ 祖師谷 6-1-5 5787-7698
アーバンコート祖師谷 202

(児) 相談支援事業所 松原 6-37-1 6379-1592
相談室こうめ

スタンドアウト世田谷 南烏山 6-36-10 080-8553-2397
PLAZA20 501 号

(児) Ohana kids 相談支援 若林 4-19-4-205 5787-8461

(児) そうだんや用賀 用賀 4-13-2 3707-6831
メゾンド・シルベスト 406 号

(一) 相談支援ルフト 奥沢 3-31-4 6421-8126
W. OKUSAWA4 階

(児) 相談支援ジョイレー 太子堂 5-2-5 050-6861-9858
ダイエイビル 2F

(児) あおいサポート 松原 1-10-8 6823-4684
ステーション明大前 小野ビル 302

(児) 相談支援センター 成城 8-10-5 1F 5349-1211
このわ

(児) 相談支援センター 代田 3-36-6 6450-7614
ポピー

(一) 相談支援おはな 北烏山 9-17-1-101 6909-0401

■■■■■ 障害児通所支援事業所 ■■■■■

(児童発達支援)

子どもの生活研究所 船橋 1-30-9 3426-2323
めばえ学園

幼児グループわんぱく 松原 2-21-18 6805-2996

LITALICO ジュニア 自由が丘教室	奥沢 4-9-9 第2小幡ビル 3 階	5754-6008	(放課後等デイサービス) LITALICO ジュニア 駒沢教室	野沢 2-34-2 エマール駒沢大学 2F	5779-6236
LITALICO ジュニア 駒沢教室	野沢 2-34-2 エマール駒沢大学 2F	5779-6236	デイサービスにじのこ給田	給田 3-14-7 給田地区会館内	3308-5482
愛育学園すみれ	成城 2-15-8	3416-9778	デイサービスにじのこ赤堤	赤堤 2-43-11 ベルグ赤堤壱番館 2 階	6379-5266
ほわわ花見堂	代田 1-13-14	6805-6470	わんぱくクラブ駒沢	新町 1-3-32	3420-8248
あけぼの学園	三宿 2-30-9	3413-6781	わんぱくクラブ三軒茶屋	太子堂 2-17-1 太子堂複合施設 4 階	3414-0302
幼児グループにじのこ	給田 2-7-2	5314-9590	テラス児童デイサービス鳥山	北鳥山 9-3-4 ピアサン鳥山 1 階 1A 号室	6754-4815
児童デイサービスここから	北鳥山 3-11-5	5315-7881	児童デイサービスここから	北鳥山 3-11-5	5315-7881
発達支援つむぎ 駒沢ルーム	深沢 2-19-14	6432-2071	アプリ児童デイサービス駒沢	野沢 2-20-1 中村ビル 1 階	6453-4221
LITALICO ジュニア 成城教室	成城 6-13-21 フェニックス成城 201	5490-7635	凸凹 Kids すべいす	粕谷 4-13-16	5314-9876
ABA スクール ベッピーパッチ	松原 5-58-6	6379-3722	放課後等デイサービスらしき	松原 5-16-8	6379-5035
はびねす	南鳥山 6-33-33 ウィスタリアハウス 2-1 階	6909-1288	ウイングせたがや代田	若林 5-41-15 アーヴェイン世田谷 201	5787-6426
発達支援つむぎ 池尻ルーム	池尻 4-23-16	6453-2848	ABA スクール ベッピーパッチ	松原 5-58-6	6379-3722
障害児保育園ヘレン経堂	宮坂 3-15-15 子ども子育て総合センター2 階	6413-5606	はびねす	南鳥山 6-33-33 ウィスタリアハウス 2-1 階	5315-5047
児童支援事業所 ぶらみんぼ-と	松原 6-37-1	6379-0427	アプリ児童デイサービス北鳥山	北鳥山 4-34-18	6279-6396
コペルプラス千歳船橋教室	船橋 1-9-18 ファミリオ 910 101 号室	6413-7612	ウイング用賀	用賀 2-40-2	6432-7582
Ohana kids ナーサリー	船橋 1-38-14 マーブル千歳船橋 1 階	6411-3377	児童支援事業所 ぶらみんぼ-と	松原 6-37-1	6379-0427
ファーストクラスルーム自由が丘	等々力 6-37-12 糀屋ビル 2 階	080-9186-0347	ピースホームタウン駒沢	野沢 4-8-22	6450-7297
すずらんこどもホールクラブ	尾山台 2-32-10 アークファイブ尾山台 2 階	6809-7866	ウイング世田谷	世田谷 1-15-11	5799-6481
コペルプラス千歳船橋 第二教室	船橋 3-14-12 アーバニティちとふな 1 階	5787-7013	放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	梅丘 1-23-2 Fullea 梅丘 1 階	6820-0451
てらびあぼけっと 祐天寺教室	下馬 5-35-5 第2T&F ビル 1F	6824-2422	CENTERPOLE ADAPTIVE KIDS	船橋 1-30-3 エグゼ千歳船橋 1 階 B 号	6413-5050
ファーストクラスルームちとふな	経堂 4-18-7 カーサグラナダ 1F	080-4459-4645	放課後等デイサービス フェリチタ	上北沢 4-36-23 A105	5316-2160
ひだまりキッズ	上北沢 3-18-7 幸作ビル 1F	6750-8768	あじさい	赤堤 3-2-7 メゾン YOU101 号室	6786-5710
クロッカ祖師谷	祖師谷 3-6-10 アコード成城 1F	6411-3800	放課後等デイサービス ころん上野毛	上野毛 1-12-11 アベニュー上野毛 1 階	5760-6079

STARRY 明大前	松原 2-42-14 美鈴 S ビル 201	6304-3664	児童デイサービス プラス砧	砧 4-10-17 1 階	6805-8137
あじさい桜上水	桜上水 5-14-10 ブルーグラスヒル 201 号室	6379-6223	きらきら桜新町	桜新町 2-1-1 桜町荘 2 階	6823-4919
(児童発達支援・放課後等デイサービス一体型) 世田谷区発達障害 相談・療育センター	大蔵 2-10-18	5727-2235	KIZUNA 池尻	池尻 2-10-12 アヴェニュー池尻 103 号室 2 階	6450-7430
子育てステーション 烏山発達相談室	南烏山 5-17-5	5384-7811	放課後等デイサービス ウィズ・ユース世田谷奥沢	奥沢 4-4-6 ALEX 奥沢 1 階	6451-7209
子育てステーション 桜新町発達相談室	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協 本店ビル内 1 階	5426-3521	放課後等デイサービス ウィズ・ユース世田谷駒沢	駒沢 2-14-4 MU プレイス 2F	4332-9708
プレイ&リズム希望丘	船橋 7-8-3	3789-6161	放課後等デイサービス ウィズ・ユース世田谷用賀	用賀 4-3-15 UT ビルデング 2F	6805-7990
スタジオそら北沢	北沢 3-1-3 SF ビル 2 階	5790-9347	リニエプラッツ二子玉川	上野毛 2-22-14 CORTILETAMAGAWA B 棟 2F	6432-2520
スタジオそら喜多見	喜多見 8-15-25 喜多見フォーラム 1 階	6751-3699	ネオキッズ世田谷スタジオ	経堂 5-21-8 グランツ経堂 1F	5799-6878
アプリ児童デイサービス若林	若林 4-2-5	6453-2992	toocoda	代田 6-16-5 1F	050-1721-4856
アプリ児童デイサービス桜丘	桜丘 2-21-3	6432-6812	■■■■■ 障害のある方のその他施設 ■■■■■		
アプリ児童デイサービス千歳台	千歳台 3-31-20	6277-9973	たんぽぽの会池尻 短期入所	池尻 3-18-12-101	5787-5319
スタジオそら用賀	用賀 2-36-17 林ビル 2 階	6447-9938	障害者就労支援センター しごとねっと	太子堂 2-15-1 野村三軒茶屋ビル 8 階	3418-1432
こどもデイういず	喜多見 7-25-17	6805-8910	障害者就労支援センター 「すきっぷ分室クローバー」	太子堂 2-15-1 野村三軒茶屋ビル 8 階	5787-4355
運動・学習療育 アップ世田谷教室	瀬田 4-27-9 AM ビル 2 階	5797-9782	ひかり	代田 2-20-6	6450-8229
TAKUMI 祖師ヶ谷大蔵	砧 2-17-7 E・スペース 2 階	5429-6500	喫茶 YOU・遊	赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター内	3323-8040
イリス成城	成城 9-30-12 東高成城ベアシティ 三船 108 号	6318-7993	障害者就労支援センター ゆに (UNI)	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-2343
Ohana kids station デイサービス	若林 3-23-5 FLAT 松陰 103	6453-4850	障害者休養ホームひまわり荘	上用賀 5-24-18	3428-3301
からふる one	池尻 3-13-10	4586-7961	ぼれぼれ	玉川台 2-12-3	3700-7100
ワンステップ倶楽部	弦巻 4-6-15	5450-1151	障害者就労支援センター 「すきっぷ分室そしがや」	祖師谷 3-1-3	5494-5581
もうひとつのおうち下馬	下馬 6-9-3	6303-2550	喫茶桜ん房	祖師谷 3-10-4 砧図書館内	3482-2291
スタジオそら上野毛	上野毛 1-14-1	6809-7709	みつばち	成城 8-27-11	6277-9011
Casa di tutti みんなのおうち	世田谷 1-32-14 大澤フルーツビル 1 階	5799-6724	国立成育医療研究センター もみじの家	大蔵 2-10-1	3416-0181
カンガルー療育支援室 世田谷ステーション	経堂 5-34-7	6413-9133	障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室	船橋 5-33-1	3302-7927

ケアこげら世田谷宇奈根	宇奈根 1-8-9	042-349-6950	中丸小新BOP	野沢 3-33-12	3424-3022
かふえいろどり	鎌田 3-35-1 鎌田区民センター内	6805-7025	上町児童館	世田谷 2-30-16	3429-8275
やすらぎステイズ	上祖師谷 3-17-18	6804-4580	桜小新BOP	世田谷 2-4-15	3420-5413
喫茶ぴあ 粕谷店	粕谷 4-13-6 粕谷区民センター内	3305-3133	世田谷小新BOP	宮坂 1-38-4	3420-7260
喫茶どんぐり	南鳥山 1-10-10 世田谷文学館内	5374-9119	桜丘児童館	桜丘 5-14-1	3439-0641
短期入所ここから	北鳥山 3-11-5	5315-7883	桜丘小新BOP	桜丘 1-19-17	5477-4548
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0625	笹原小新BOP	桜丘 5-19-1	3439-0642
みつけばハウス	松原 6-41-12	090-9141-3286	代田児童館	代田 6-34-13	3469-6095
			北沢子どもの居場所 (きたっこ)	北沢 4-32-20	3468-3185
			池之上小新BOP	代沢 2-42-15	5433-5050

児童館・新BOP（BOP・学童クラブ）

池尻児童館	池尻 2-3-11	3422-0411	下北沢小新BOP	大原 1-4-6	3468-3127
三宿小新BOP	三宿 1-12-6	3411-8121	松沢児童館	赤堤 4-37-14	3328-9266
太子堂小新BOP	太子堂 5-7-4	3413-2089	松沢小新BOP	赤堤 4-44-22	3323-1676
多聞小新BOP	三宿 2-26-11	3413-1722	松原小新BOP	松原 5-43-26	5300-2411
池尻小新BOP	池尻 2-4-10	3424-4464	赤堤小新BOP	赤堤 1-41-24	3323-0283
若林児童館	若林 5-18-13	3412-6413	代田南児童館	代田 1-13-14	3419-7192
若林小新BOP	若林 5-27-18	3413-1925	代沢小新BOP	代沢 5-1-10	3413-1412
山崎小新BOP	梅丘 3-9-1	3420-0266	代田小新BOP	代田 4-2-3	3323-3764
城山小新BOP	梅丘 2-1-11	5426-3201	等々力児童館	等々力 3-25-16	3703-3506
弦巻児童館	弦巻 1-26-11	3426-9626	奥沢子育て児童ひろば	奥沢 4-8-14	3720-6331
駒沢小新BOP	駒沢 2-10-6	3424-9993	八幡小新BOP	玉川田園調布 2-17-15	3721-8905
弦巻小新BOP	弦巻 1-9-18	3428-0276	奥沢小新BOP	奥沢 3-1-1	3727-2618
三軒茶屋小新BOP	三軒茶屋 2-42-1	3421-2465	尾山台小新BOP	尾山台 3-11-1	3701-9992
松丘小新BOP	弦巻 3-16-10 及び 弦巻 3-23-12	3429-3978	東玉川小新BOP	奥沢 1-1-1	3720-6336
野沢児童館	野沢 1-8-14	3418-5578	九品仏小新BOP	奥沢 8-12-1	3703-6012
旭小新BOP	野沢 1-4-3	3424-1538	玉堤小新BOP	玉堤 2-11-1	3701-3424
中里小新BOP	三軒茶屋 1-4-1	3422-2220	玉川台児童館	玉川台 1-6-15	3709-4163
駒繫小新BOP	下馬 1-42-12	5481-0567	京西小新BOP	用賀 4-27-4	3700-6837
			桜町小新BOP	用賀 1-5-1	3703-9199
			瀬田小新BOP	瀬田 2-17-1	3700-8564

森の児童館	上野毛 4-29-18	3704-4917	上北沢児童館	上北沢 3-8-9	3290-3700
玉川小新ＢＯＰ	中町 2-29-1	3702-6337	上北沢小新ＢＯＰ	上北沢 4-22-29	3303-5252
中町小新ＢＯＰ	中町 4-23-1	5706-6421	八幡山小新ＢＯＰ	八幡山 1-14-1	3304-8396
深沢児童館	深沢 4-33-11	3705-4123	上祖師谷ばる児童館	上祖師谷 4-5-6	3789-3131
東深沢小新ＢＯＰ	深沢 3-7-1	3703-9777	烏山小新ＢＯＰ	給田 1-2-1	3300-6195
等々力小新ＢＯＰ	等々力 7-26-1	3702-3474	千歳小新ＢＯＰ	成城 9-6-1	3789-3141
上用賀児童館	上用賀 4-14-3-101	3426-2196	粕谷児童館	粕谷 4-13-6	3305-7171
用賀小新ＢＯＰ	上用賀 6-14-1	3428-0354	芦花小新ＢＯＰ	粕谷 2-22-1	3302-5360
新町児童館	新町 2-23-4-101	3426-3314	千歳台小新ＢＯＰ	千歳台 4-24-1	3482-0400
深沢小新ＢＯＰ	新町 1-4-24	3428-1523	区 立 保 育 園		
船橋児童館	船橋 5-17-28	3303-1876			
経堂小新ＢＯＰ	桜上水 1-23-3	3420-1788	池尻保育園	池尻 2-3-11	3410-6730
船橋小新ＢＯＰ	船橋 4-41-1	3482-2578	三宿保育園	三宿 2-37-3	3413-4406
希望丘小新ＢＯＰ	船橋 4-9-1	3484-7677	太子堂保育園	太子堂 5-24-27	3414-3565
喜多見児童館	喜多見 2-10-40	3417-9151	三軒茶屋保育園	三軒茶屋 1-23-4	3418-2841
喜多見小新ＢＯＰ	喜多見 3-11-1	3416-8246	世田谷保育園	若林 5-27-18	3414-5065
成城さくら児童館	成城 3-18-23	3417-9411	桜保育園	桜 2-18-3	3426-3761
砧小新ＢＯＰ	喜多見 6-9-1	3417-6949	東弦巻保育園	弦巻 2-29-17	3425-6721
明正小新ＢＯＰ	成城 3-3-1	3417-9412	弦巻保育園	弦巻 3-15-5	3426-1626
山野児童館	砧 4-1-7	3417-8217	西弦巻保育園	弦巻 5-13-5	3425-6970
山野小新ＢＯＰ	砧 6-7-1	3417-6101	豪徳寺保育園	豪徳寺 1-34-2	3425-8861
祖師谷児童館	祖師谷 4-28-6-101	3789-5633	南桜丘保育園	桜丘 3-10-18	3425-6925
塚戸小新ＢＯＰ	千歳台 6-7-1	3300-5215	わかくさ保育園	経堂 1-25-11	3425-4541
祖師谷小新ＢＯＰ	祖師谷 3-49-1	3482-2971	守山保育園	代田 6-21-5	3460-3066
鎌田児童館	鎌田 3-35-1	3709-6911	若竹保育園	北沢 5-18-4	3469-0695
二子玉川小新ＢＯＰ	玉川 4-6-1	3700-7477	松原北保育園	松原 1-11-4	3328-0141
砧南小新ＢＯＰ	鎌田 4-3-1	3417-3789	赤堤保育園	赤堤 4-1-10	3324-1721
烏山児童館	南烏山 4-26-3	3309-3003	松沢保育園	上北沢 1-32-3	3302-3029
烏山北小新ＢＯＰ	北烏山 6-3-1	3308-1634	上北沢保育園	上北沢 4-25-3	3302-9045
給田小新ＢＯＰ	給田 4-24-1	3308-0999	下馬保育園	下馬 5-32-11	3412-9839
武蔵丘小新ＢＯＰ	北烏山 1-47-11	3300-5059			

駒沢保育園	野沢 4-22-2	3418-4031	下馬鳩ぼっぱ保育園	下馬 3-14-9	5432-4681
上馬保育園	上馬 5-29-13	3424-8190	下馬鳩ぼっぱ保育園分園 野の花園	三宿 2-26-25	5779-6240
南奥沢保育園	奥沢 1-2-13	3727-9309	おともだち保育園	下馬 2-21-11	3422-2232
奥沢保育園	奥沢 2-3-11	3717-0922	おともだち保育園分園 こまどめ	下馬 4-18-1	5431-5070
中町保育園	中町 3-27-2	3705-0753	おともだち保育園分園 こまつなぎ	下馬 1-42-1	5433-3230
玉川保育園	玉川 4-16-6	3700-8458	桜ヶ丘保育園	桜丘 4-19-33	3706-2226
上用賀保育園	上用賀 4-2-10	3425-1079	経堂保育園	経堂 4-13-10	3427-4020
ふじみ保育園	上用賀 5-19-6	3709-4881	オリービア保育園	上馬 4-12-3	5431-3766
用賀保育園	用賀 2-29-22	3700-1945	太子堂なごみ保育園	太子堂 2-3-10	3422-7530
用賀保育園分園 わくわく保育園	用賀 2-28-20	3700-7031	もみの木保育園太子堂	太子堂 1-12-18	5787-6333
等々力中央保育園	等々力 4-19-18	3705-2005	世田谷はっと保育園	下馬 4-1-8	3414-0810
新町保育園	駒沢 4-3-1	3418-4531	さくらのその保育園	桜丘 2-1-8	5450-7077
上祖師谷保育園	上祖師谷 1-16-17	3307-1556	さくらのその保育園分園 つばみ	桜丘 2-24-16	6413-9606
上祖師谷南保育園	上祖師谷 4-6-7	3326-3581	池尻かもめ保育園	池尻 2-5-8	5433-1311
船橋東保育園	船橋 5-14-19	3302-9567	遊愛保育園	三宿 2-16-32	5433-1500
希望丘保育園	船橋 6-25-1	3302-5814	桜すくすく保育園	桜 3-19-13	6413-5871
南八幡山保育園	八幡山 3-9-20-101	3329-5021	駒沢こだま保育園	駒沢 2-46-9	5787-5980
八幡山保育園	粕谷 2-22-3	3302-3730	世田谷いちい保育園北ウイング	弦巻 5-10-22	6432-6111
給田保育園	給田 2-13-6	3309-3408	世田谷いちい保育園南ウイング	弦巻 5-10-22	6413-7171
芦花保育園	南鳥山2-30-17-101	3326-0551	ポピンズナーサリースクール経堂南	経堂 1-41-3	5799-7031
鳥山北保育園	北鳥山 3-13-35	3308-2727	キッズスマイル世田谷上馬	上馬 5-16-19	6450-8566
西之谷保育園	北鳥山 6-12-21	3326-4071	クラルテ保育園	世田谷 1-19-9	3429-4882
小梅保育園	喜多見2-10-41-101	3417-2841	ミアヘルサ保育園ひびき上馬	上馬 4-31-9	5779-7355
喜多見保育園	成城 3-18-20	3416-5082	サニーサイド上馬 1 階		
南大蔵保育園	大蔵 1-7-11	3417-3671	ラフ・クルー経堂保育園	経堂 1-6-17	5799-4421
大蔵保育園	砧 4-5-12	3416-8551	Grandir Kyodo1 階		
私 立 保 育 園			昭和ナースリー	太子堂 1-13-21	3411-6200
鳩ぼっぱ保育園	太子堂 1-15-5	3411-0333	グローバルキッズ世田谷四丁目園	世田谷 4-1-3	3706-3300

グローバルキッズ若林園	若林 2-21-10	3421-5031	東北沢ききょう保育園	北沢 1-20-11	6804-8015
桜の詩保育園	桜丘 4-26-22	6804-4682	代沢みこころ保育園	代沢 2-27-1	6805-2936
おともだち・ララ保育園	下馬 2-25-12	3410-5258	代沢みこころ保育園分園 小さな森の保育園	代沢 5-18-1 代沢カラバッシュ 3 階	5787-6455
わらべうた三宿保育園	池尻 3-23-2 2 階	3424-1422	みんなのおうち保育園	桜上水 5-3-28	6379-8911
三宿の杜なごみ保育園	太子堂 3-27-24	3414-7531	ポピンズナーサリー スクール羽根木	羽根木 1-7-11	5301-2031
三軒茶屋えほん保育園	三軒茶屋 2-9-14	6805-4371	梅丘なごみ保育園	梅丘 2-11-9	5779-7534
よつば保育園	若林 1-33-6	5430-0428	赤堤ゆりの木保育園	赤堤 1-20-17	6304-3961
三茶こだま保育園	上馬 5-39-2	5787-5012	マリア保育園	赤堤 3-20-4	6304-3501
上町しぜんの国保育園	世田谷 2-10-10	3420-4169	わらべうた経堂保育園	桜上水 1-7-10 クールセリシエ 1 階	3302-1855
天使の詩保育園	下馬 6-51-18	5431-5015	スマイルキッズ下北沢保育園	北沢 2-1-3	3413-7775
世田谷 1 丁目ゆたか園	世田谷 1-17-3	5799-7380	にじのおうち保育園	桜上水 2-11-1	5357-8722
スマイルキッズ駒繫保育園	下馬 4-27-26	3419-8686	代沢ききょう保育園	代沢 2-11-11	3410-1171
モニカ三軒茶屋園	上馬 1-17-10 2 階	6450-8402	RISSHO KID' S きらり 代沢	代沢 1-8-3	3419-1313
つくし保育園	太子堂 2-6-12	3412-0294	梅丘至誠保育園	松原 6-6-9	6413-9171
フロンティアキッズ上町	世田谷 1-30-9	5450-0707	梅丘至誠パーチェ	松原 6-41-7	6265-7120
いいはいくえん用賀	弦巻 4-10-5	6413-0423	世田谷代田仁慈保幼園	代田 2-32-16	5787-8164
いいはいくえん用賀分園	用賀 3-12-19	3707-4042	北沢みこころ保育園	北沢 4-16-6	6804-8413
フロンティアキッズ上馬	上馬 2-29-16 ワイスハイム II 1 階	3410-2388	まつばらけやき保育園本園	松原 2-11-1	6304-3730
野沢そらの木保育園	野沢 2-9-14	6413-8595	まつばらけやき保育園分園	松原 1-43-1	6265-8153
若葉の詩保育園	野沢 3-13-5	5431-0222	おおわだ保育園世田谷豪徳寺	赤堤 2-15-14	6265-7556
つむぎ保育園	若林 4-37-2	6450-8480	キッズスマイル世田谷梅丘	梅丘 1-48-2	6413-0642
サン・ベビールーム	三軒茶屋 2-5-5 クレール三軒茶屋	3422-1214	葵みこころ保育園	代沢 3-27-4	6450-9047
グローバルキッズ松陰 神社駅前保育園	若林 3-16-13	6453-2755	にじいろ保育園松原	松原 5-52-11	6265-7167
春明保育園	豪徳寺 1-25-18	3420-5735	スマイルキッズドレミファ保育園	北沢 2-23-10	3421-6066
松原保育園	松原 5-33-16	6379-0154	京王キッズブラッツ桜上水	桜上水 5-9-19	5357-8825
早苗保育園	桜上水 3-18-12	3303-7556	風の丘めぐみ保育園森棟	代田 4-32-19	6265-7411
早苗保育園分園ほなみ	赤堤 4-34-6	5355-0556	風の丘めぐみ保育園風棟	代田 4-4-2	6265-7411
河田保育園	赤堤 1-3-23	3322-3327			

下北沢そらいろ保育園	代田 5-31-20	5432-9760	Gakken はいくえん 等々力	等々力 4-2-12	5752-1711
あそびの森ゆう	梅丘 1-31-36	6413-1222	ふかさわミル保育園	深沢 1-32-24	6432-1546
あそびの森ゆう+	代田 3-56-19	6450-7557	せたがやこころ保育園	深沢 4-25-22	5752-2111
下北沢保育園	代沢 5-34-16	6805-3561	ベネッセ桜新町保育園	桜新町 2-12-4	5426-3785
学び処世田谷保育屋敷 わびさびあそび	豪徳寺 2-14-7	6413-9071	わらべうた桜新町保育園	桜新町 1-1-6(第一) 桜新町 1-32-1(第二)	5758-2131
みこと保育園	代沢 2-42-9	6450-9515	ポピンズナーサリースクール 世田谷中町	中町 5-9-9 コミュニティプラザ 1・2 階	6455-9581
めぐみ保育園	深沢 3-13-8	3701-3241	馬事公苑ひかり保育園	上用賀 4-16-14	3439-1188
わかな保育園	瀬田 1-7-7	3700-3818	用賀みこころ保育園	用賀 3-6-3 ラヴィーレレジデンス用賀 1 階	6805-6422
ナオミ保育園	等々力 4-13-10	3701-8311	ニチイキッズ深沢坂上保育園	深沢 5-23-15	5758-1088
ナオミ保育園分園 ぶどうの木	奥沢 6-19-1	5707-7817	ChaCha Children Todoroki	等々力 7-7-9	5758-1277
ナオミ保育園分園 りんごの木	野毛 1-25-2	5707-7337	世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	6432-2663
等々力保育園	等々力 5-22-22	3704-5103	キッド・ステイ世田谷南 保育園	玉川田園調布 2-4-14	5483-1181
等々力保育園分園 このは	等々力 6-4-2	3701-8591	わらべうた等々力保育園	等々力 3-27-15 パークハイム等々力三丁目老番館	5758-1156
尾山台保育園	尾山台 1-1-6	5758-0012	スマイルキッズ桜新町保育園	桜新町 2-6-4(A 棟) 桜新町 2-9-6(B 棟)	3425-4433
用賀なのはな保育園	用賀 1-2-2	5707-4700	びっころ保育園	桜新町 2-13-17	6413-7974
用賀なのはな保育園深沢分園	新町 1-3-31	5426-4100	グリーンホーム東玉川保育園	東玉川 1-21-13	6421-8970
身延山保育園	瀬田 4-12-4	3700-2268	尾山台みどり保育園	尾山台 3-29-2	6411-2880
身延山保育園分園 さくら青空保育園	瀬田 2-17-1	6657-5120	上用賀青い空保育園	上用賀 6-8-17	6413-5291
さくらしんまち保育園	桜新町 2-29-3	6273-8585	上用賀青い空保育園分園 森の家	上用賀 5-15-1	6805-7678
グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13	3727-1833	用賀ルンビニ保育園	用賀 4-14-22	5491-7100
グリーンヒル奥沢保育園分園 グリーンバレー等々力保育園	等々力 2-33-14	6432-2921	コンビプラザ等々力保育園	等々力 2-32-16 ヴァレーサイドトドロキ 2 階	5758-8761
たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	6447-9671	空の鳥保育園	野毛 1-19-13	6809-8567
いずみ保育園	深沢 1-14-23	5752-8911	駒沢わこう保育園	駒沢 5-2-7	5760-6561
さくらの木保育園	玉川台 2-18-18	5797-5700	三軒茶屋わこう保育園	三軒茶屋 2-52-13	3410-3715
グリーンフィールド上野毛保育園	上野毛 1-9-7	6455-9511	にじのこ保育園	奥沢 7-36-9	3703-3500
駒沢どろんこ保育園	深沢 2-19-14	6455-9551			

かほる保育園	上野毛 3-11-1	6432-3420	ぼこころ保育園祖師谷	祖師谷 4-4-16	6411-5606
東玉川善隣保育園	東玉川 2-35-16	6425-7276	チャイルドスクエアそしがや	祖師谷 3-36-2	5490-6261
ラフ・クルー駒沢保育園	駒沢 4-29-16	6805-2428	太陽の子めぐりさわ保育園	千歳台 4-14-1	5429-9211
おひさま保育園	尾山台 3-33-2	5707-3888	太陽の子めぐりさわ保育園分園 太陽の子千歳台二丁目保育園	千歳台 2-8-23	6277-9946
青い空保育園	岡本 2-5-11	3700-6914	にじいろ保育園千歳台	千歳台 5-21-17	6411-2761
砧保育園	祖師谷 4-3-17	3483-1950	鎌田のびやか園	鎌田 4-12-17	6411-0351
世田谷つくしんぼ保育園	祖師谷 6-33-5	5384-5800	鎌田のびやか園分園	成城 6-13-2 住友生命ビル 1 階	6411-4491
祖師谷わかば保育園	祖師谷 2-5-38	3482-5513	はあと保育園成城	成城 3-2-9	3416-2550
祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおば	経堂 4-17-7	5799-6801	はあと保育園成城喜多見分園	喜多見 6-23-14	6411-1243
大蔵ふたば保育園	大蔵 3-1-20	3415-1298	フラヌール保育園	船橋 3-1-1	6804-4080
成育しせい保育園	大蔵 2-10-18	5727-2252	フラヌール保育園分園	船橋 1-29-1 世田谷信用金庫船橋支店 3 階	6804-4841
すこやか園	船橋 1-30-9	3426-2359	キッズスマイル世田谷千歳台	千歳台 3-11-13	5787-7512
すこやか園分園キリン	桜丘 5-19-16	5426-0286	もみの木保育園希望丘	船橋 4-29-8	5787-7807
千歳保育園	千歳台 6-16-12	3300-4823	もみの木保育園希望丘分園	船橋 6-16-11 2 階	6379-7886
宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	5727-0036	YMCA 保育園ねがい	船橋 6-26-5	5317-9105
喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	3749-1818	RISSHO KID' S きらり岡本	岡本 2-33-22	6411-0077
成城つくしんぼ保育園	成城 8-27-17	5490-2100	RISSHO KID' S きらり玉川	玉川 4-11-2	3707-1311
岡本こもれび保育園	岡本 3-20-10	3416-6116	ひなたの森保育園	砧 6-7-5	5429-6361
喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22	6411-8290	ひなたの森保育園分園	砧 2-14-12	6411-0823
世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	5797-9771	日本女子体育大学附属保育園	船橋 7-20-16	6277-9351
ひだまり保育園	船橋 4-3-2	6411-2066	高木保育園	砧 6-18-6 1 階	3415-4440
千歳なないろ保育園	千歳台 3-17-5	5429-7716	祖師谷保育園	上祖師谷 3-20-17	3326-1131
太陽の子世田谷船橋保育園	船橋 4-13-7	5429-0715	祖師谷保育園分園	上祖師谷 6-31-5	5384-7117
Gakken ほいく えん 砧	砧 5-20-14	5727-9351	烏山杉の子保育園	南烏山 2-2-3	3326-5877
生活クラブ保育園ぼむ・砧	砧 2-11-14	5727-9595	烏山杉の子保育園分園 みなみ風	経堂 5-38-14	6413-7310
生活クラブ保育園ぼむ・砧 分園	砧 4-38-4 グランドテラス 1 階	5727-0637	烏山保育園	南烏山 6-22-14	3326-1700
ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵 5-7-29	6411-0812	せたがや小鳥の森保育園	北烏山 8-9-13	5315-5041
太陽の子世田谷きぬた保育園	砧 4-26-8	6805-8390			

北鳥山なごみ保育園	北鳥山 3-11-6	3326-7530
小さなうち保育園	上北沢 3-1-20	6379-6571
鳥山いちご保育園	北鳥山 8-1-5	5969-1515
第二いちご保育園	南鳥山 2-33-3	5969-1500
鳥山翼保育園	北鳥山 1-28-3	3307-5551
上北沢こぐま保育園	上北沢 1-32-10	5357-8531
いずみの園保育園	上北沢 4-19-2	5316-6605
ChaCha Children Soshigayakoen	上祖師谷 3-10-3	5429-7331
ChaCha Children Soshigayakoen Park side	上祖師谷 4-4-20	5490-8220
芦花ゆりかご保育園	粕谷 3-19-1	3309-7006
芦花の丘かたるば保育園	粕谷 1-20-1	6379-9963
ピノキオ幼児舎芦花保育園	粕谷 2-3-11	6304-6981
京王キッズプラッツ鳥山	南鳥山 5-17-5 子育てステーション鳥山 2 階	5313-5511
にじいろ保育園給田	給田 4-4-14	5314-9263
にじいろ保育園給田分園	給田 4-1-8	5969-8162
えにつくす八幡山保育園	八幡山 3-21-15	5357-8499
えにつくす成城保育園	成城 5-26-11 ドミシラドレ成城 101	6411-3440
ラフ・クルー鳥山保育園	南鳥山 6-37-4	6909-0440
ラフ・クルー鳥山保育園分園	南鳥山 6-38-9 ステラ 21 1 階	6279-6106
メネス保育園	南鳥山 4-16-16	3300-1673

区立認定こども園

多聞幼稚園	三宿 2-25-9	3413-7612
-------	-----------	-----------

私立認定こども園

青葉学園野沢こども園	野沢 1-3-19	5431-3420
昭和女子大学附属 昭和こども園	太子堂 1-7-57	3411-5113

日本大学認定こども園	野沢 1-32-6	6450-8120
羽根木こども園	代田 4-25-9	6453-2512
認定こども園世田谷ベアーズ	千歳台 6-7-2	6279-5397
円光院幼稚園	梅丘 2-19-8	3420-8700

地域型保育事業

■■■■■■■■■ 家庭的保育事業 ■■■■■■■■■

らふ・くるーまむ (いちご)	船橋 5-17-1-101	5357-8100
----------------	---------------	-----------

らふ・くるーまむ (ばなな・ぶどう)	船橋 5-17-7-104, 105	5357-8100
--------------------	--------------------	-----------

おうち①～⑤	上祖師谷 1-16-16 パークサイド 101, 102, 103, 105, 106
--------	--

おうち⑥	上祖師谷 5-11-17 ビクトワール 101
------	----------------------------

※おうち①～⑥の問い合わせ先: 3326-1131 (祖師谷保育園)

■■■■■■■■■ 小規模保育事業 ■■■■■■■■■

もみの木 Mom 太子堂	太子堂 1-14-20 太子堂区民センター 2 階	6805-5054
--------------	------------------------------	-----------

ふたばクラブ三軒茶屋保育園	上馬 1-15-5	6805-3777
---------------	-----------	-----------

なかよしほいくえん	若林 5-7-11 1 階	6805-5650
-----------	---------------	-----------

べべ・ア・パリ保育園 経堂	経堂 1-26-3 ルストレー経堂 1 階	6413-1868
------------------	--------------------------	-----------

上馬つきの木保育園	上馬 4-1-3 東急上馬ビル 2 階	5432-9533
-----------	------------------------	-----------

マリアの家保育園	上馬 5-21-11	6413-9468
----------	------------	-----------

世田谷ほしにねがいを 保育園	世田谷 4-14-32	6413-7864
-------------------	-------------	-----------

アルタベビー下北沢園	北沢 2-37-18 MANA 下北沢 1 階	6407-9401
------------	----------------------------	-----------

ホームマミーおくさわ	奥沢 8-15-8	3701-3551
------------	-----------	-----------

駒沢ほしにねがいを 保育園	駒沢 3-26-3 WOOD COURT 101	6311-1164
------------------	-----------------------------	-----------

ラフ・クルー駒沢公園 ナーサリー	駒沢公園 1-1 Tote 駒沢公園 2 階	6804-0961
---------------------	---------------------------	-----------

等々力ほしにねがいを 保育園	等々力 4-5-9 キラクプレイス等々力 I-B	6809-8745
-------------------	-----------------------------	-----------

青い空の家	岡本 2-5-11	3700-6914
えにつくす	千歳台 5-23-13 ペアステージ東館 1 階	6411-5195
ららるー保育園	北烏山 1-59-7	3300-8850
千歳ぴっち小規模保育園	南烏山 5-24-20	6909-0819
翼の鐘保育園	南烏山 3-25-15	6279-6525

■■■■■■■■■ 事業所内保育事業 ■■■■■■■■■

ヤクルト経堂保育園	経堂 5-38-26 2 階	3420-5236
-----------	----------------	-----------

■■■■■■■■■ 居宅訪問型保育事業 ■■■■■■■■■

ほわわびじっと 1	-	6805-6470 (社会福祉法人むそう)
-----------	---	--------------------------

障害児訪問保育アニー	-	6811-0907 (特定非営利活動法人フローレンス)
------------	---	--------------------------------

保 育 室

ドレミファ保育室	北沢 2-26-23	3485-7384
----------	------------	-----------

認 証 保 育 所

都市型保育園	太子堂 3-37-1-D201	5431-7070
ポポラー東京三軒茶屋園	グラントヒルズ三軒茶屋ヒルトップガーデンディセンフォート内	

ねいろ保育園	弦巻 4-7-15	5477-4747
--------	-----------	-----------

ポピンズナーサリー スクール三軒茶屋	野沢 1-35-8 世田谷ティーズビル A 施設棟 2 階	5481-2136
-----------------------	----------------------------------	-----------

まなびの森保育園 駒沢ブチ・クレイシュ	上馬 4-2-5 上馬セントラル 2 階	3410-4442
------------------------	-------------------------	-----------

ニチイキッズ 三軒茶屋保育園	三軒茶屋 1-2-21 アミックビル 1・2 階	5779-9280
-------------------	-----------------------------	-----------

三茶こっこ保育園	太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 2 階	5787-6250
----------	-----------------------------	-----------

リトルバブルズ・アカデミー	三軒茶屋 2-32-10 アダージョ三軒茶屋 1 階	5432-9380
---------------	-------------------------------	-----------

保育園夢未来桜新町園	弦巻 3-9-9	6432-6345
------------	----------	-----------

こもれび保育園東松原園	羽根木 1-31-21 ドクターズプラザ羽根木	3328-0707
-------------	----------------------------	-----------

アスクバイリンガル 保育園明大前	松原 1-50-15 ル・ポール松原 2 階	3324-4593
---------------------	---------------------------	-----------

ポピンズナーサリー スクール経堂	赤堤 3-32-5 メゾン香葉 1 階	5329-2177
---------------------	------------------------	-----------

マミーズエンジェル 奥沢保育園	奥沢 3-44-2-1 階	5754-8787
--------------------	---------------	-----------

ベビールーム等々力	等々力 1-19-9-1F	3702-4455
-----------	---------------	-----------

ピノキオ幼児舎上野毛園	上野毛 1-9-14 メゾン田園 1 階	5758-7480
-------------	-------------------------	-----------

こもれび保育園上野毛園	上野毛 1-26-6 上野毛駅ビル 2 階	3701-8808
-------------	--------------------------	-----------

ナーサリールーム ベリーベアー用賀	用賀 2-27-1 大東京ビル 3 階	6382-7300
----------------------	------------------------	-----------

まなびの森保育園 用賀ブチ・クレイシュ	用賀 4-3-11 ハッピービルド 2 階	3709-1222
------------------------	--------------------------	-----------

はじまり はじまり えん niko	玉川 1-15-6-103 二子玉川ライズプラザモール	5717-3369
----------------------	--------------------------------	-----------

ポピンズナーサリー スクール二子玉川	玉川 3-17-1 玉川高島屋 S・C 西館 1・2 階	5797-2100
-----------------------	---------------------------------	-----------

小学館アカデミー ふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 リオ・ヴェルデ 2 階	5797-5671
------------------------	--------------------------	-----------

ポピンズナーサリー スクール桜新町	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協ビル 4 階	5426-2201
----------------------	----------------------------	-----------

こもれび保育園用賀園	瀬田 4-28-12 パラッショ用賀 1 階	3700-0404
------------	---------------------------	-----------

木下の保育園 祖師谷	祖師谷 1-5-20	3789-7135
------------	------------	-----------

木下の保育園 成城	成城 6-5-34 成城コルティ 3 階	5490-7369
-----------	-------------------------	-----------

エクレール保育園	船橋 1-11-2	3425-8287
----------	-----------	-----------

喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	3749-1079
----------	------------	-----------

世田谷喜多見雲母保育園	喜多見 9-1-2 喜多見ル・ジュール 103	5761-9101
-------------	----------------------------	-----------

砧南らる保育園	鎌田 3-13-20 砧南中学校内	3417-1591
---------	----------------------	-----------

世田谷祖師ヶ谷大蔵 雲母保育園	砧 8-6-25 ヒグチ栄ビル 1・2 階	3415-2602
--------------------	--------------------------	-----------

ポピンズナーサリー スクール千歳烏山	南烏山 6-12-12 コーシャハイム千歳烏山 12 号棟 2 階	5315-3071
-----------------------	--------------------------------------	-----------

ナーサリーさくらキッズ	新町 3-21-3	5426-2415
-------------	-----------	-----------

病児・病後児保育室

いなみ小児科病児保育室 下馬 3-10-7 3422-0565
ハグルーム

病児・病後児保育室 北沢 2-26-25 3460-1122
下北沢ひよこ園 下北沢エクセレントビル 2 階

山口小児科内科病児保育室 中町 4-35-6 3704-3039
シェ・モア

ニコこどもクリニック 玉川 1-15-6-101 6431-0235
病児保育室ニコのおうち 二子玉川ライズプラザモール 1 階

ナオミ保育園病後児保育室 等々力 4-13-10 3701-8311
バンビ

病児・病後児保育室 大蔵 2-10-18 5727-2232
かんがるーむ

病児・病後児保育室 南鳥山 6-12-12 5315-3025
ポピンズルーム千歳鳥山 コーシャハイム千歳鳥山 12 号棟 2 階

子育てステーション鳥山 南鳥山 5-17-5 5384-4601
にこりんるーむ

かるがもクリニック 桜丘 5-20-14 3706-7077
病児・病後児保育室 シンエイ第 3 ビル 2 階
病児保育こがも

つだ小児科クリニック病児保育室 世田谷 4-6-13 5477-3366
病児保育室ソレイユ グランデュオ世田谷 V1 階

キラリこどもクリニック病児保育室 太子堂 3-1-24 3418-8355
病児保育室アップル ディアコート三軒茶屋 102

子育て支援施設

子ども・子育て総合センター 宮坂 3-15-15 3439-8415

子育てステーション成城 成城 6-5-34 5490-7269
成城コルティ内 3 階

子育てステーション世田谷 太子堂 1-4-22 3411-8301
昭和インターナショナルハウス 1 階

子育てステーション鳥山 南鳥山 5-17-5 5384-7612

子育てステーション桜新町 桜新町 2-8-1 5426-2203
世田谷目黒農協本店ビル 1・4 階

子育てステーション梅丘 松原 6-41-7 6379-0957

のざわテットーひろば 野沢 3-14-22 3418-9950

すこやか広場 船橋 1-30-9 3426-2323
子どもの生活研究所内

ぼっぼちゃんひろば 上北沢 3-1-19 3302-5600
福音寮 3 階

おでかけひろばぽっこ 北沢 2-22-1 080-5555-1052
2F

みずき広場 祖師谷 6-33-5 5384-5800
世田谷つくしんぼ保育園内

どんぐり 若林 5-27-18 3414-2005
区立世田谷保育園内

ひまわり 玉川 4-16-6 5717-6927
区立玉川保育園内

にじ 船橋 6-25-1 3303-8515
区立希望丘保育園内

まもりん 代田 6-21-5 3460-5255
区立守山保育園内

はあと 等々力 4-19-18 3705-2005
区立等々力中央保育園内

けやき広場 成城 8-27-17 5490-2100
成城つくしんぼ保育園内

そらまめハウス 代田 4-38-52 070-1559-2321
羽根木公園プレーパーク内

おでかけひろば @あみーご 松原 4-17-15 3328-4411

おでかけひろば ぶりっじ@roka 南鳥山 2-30-11 3309-8115
UR 芦花公園団地 11 号棟 1 階

おでかけひろば きぬたまの家 鎌田 1-19-1-101 6447-9931

生活クラブ子育て広場 宮坂 3-13-13 5426-5214
ぶらんこ 生活クラブ館 2 階

おでかけひろば一空 代沢 4-44-8 6676-3014

かみのげおでかけひろば 上野毛 1-27-5 6809-7478
清水ビル 2 階

ひよっこりひろば 下馬 3-10-7 6413-8220
マコハウス 1 階

おでかけひろば まーぶる 瀬田 2-25-10 6338-2823

おでかけひろば FUKU*fuku	喜多見 9-14-15	5761-9748	ほっとステイ カムパネルラ経堂	宮坂 3-15-15 2 階	6413-5612
ぐるりんの森	上用賀 1-13-10	080-7151-3464	ほっとステイ SUKUSUKU	若林 4-37-2 つむぎ保育園内	6450-8482
ぐみの木ひろば	上北沢 1-32-10 上北沢こぐま保育園内	5357-8531	ほっとステイ 「[ぽっぽ]	上馬 4-12-3 オリーブ保育園内	5431-5536
玉堤一丁目 おでかけひろば	玉堤 1-8-5	3704-5583	ほっとステイ CIRCUS	駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内	5760-6569
おでかけひろば 三宿	三宿 2-18-6	070-5079-2186	発達障害相談・療育センター 「げんき」	大蔵 2-10-18	5727-2236
おでかけひろば すぶーん	深沢 2-15-3	6876-7721	子どもの権利擁護機関 「せたがやホッと子どもサポート」	宮坂 3-15-15	3439-8415
おでかけひろば ULALA	桜 3-13-4	6876-7129	産後ケアセンター	桜新町 2-29-6	5426-2900
おひさまひろば	上祖師谷 3-20-17 祖師谷保育園内	3326-1131	ママズルーム	下馬 3-10-7 いなみ小児科隣	6413-8435
おでかけひろば cobaco	代田 1-17-3	6876-8584	至誠会第二病院	上祖師谷 5-19-1	3300-0366
Hotto Café つきの木ひろば	上馬 4-1-3 東急上馬ビル 2 階	5432-9533	若 者 支 援 施 設		
おでかけひろば CIRCUS	駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内	3702-5380	メルクマールせたがや	太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 5 階	3414-7867
おでかけひろばおりーぶ	奥沢 2-30-19	6421-4085	池之上青少年交流センター 「いけせい」	代沢 2-37-18	3413-9504
おでかけひろば cotton	祖師谷 1-12-10	6411-9043	野毛青少年交流センター 「のげ青」	野毛 2-15-19	3702-4587
生活クラブ子育て広場 ぶらんこ鳥山	南鳥山 4-23-15	3307-2611	希望丘青少年交流センター 「アップス」	船橋 6-25-1 (希望丘複合施設 3 階)	6304-6915
おでかけひろばクスクス	喜多見 4-33-26	6770-8394	保 健 所 等		
ふかさわおでかけひろば ワークスペースプラス	深沢 4-2-21 1 階	6879-0804	世田谷保健所	世田谷 4-24-1 (城山分庁舎)	5432-2432
うさぎの縁がわ	砧 3-33-6	3416-3930	世田谷保健所健康企画課 試験検査	世田谷 1-11-18 エムケイアースビル	3706-5211
おでかけひろばゆるり	大蔵 5-10-22	070-4713-0205	世田谷保健所生活保健課	世田谷 4-22-35 (区役所第 2 庁舎内)	5432-2927
おでかけひろばぶれす	宮坂 3-15-15 子ども・子育て総合センター1 階	5799-4265	世田谷区立 保健センター	松原 6-37-10 (保健医療福祉総合プラザ 2・3 階)	6265-7441
おでかけひろば Ohana	世田谷 2-12-5	6432-6832	世田谷区立 保健医療福祉総合プラザ	松原 6-37-10	6379-4301
おでかけひろばプレイス エスト 101 号室	大蔵 1-8-18	6411-0832			
おでかけひろばまるから	北鳥山 8-22-18	080-6220-0505			

児童相談所

世田谷区児童相談所 松原 6-41-7 6379-0697

児童養護施設

東京育成園 上馬 4-12-3 3421-0041

福音寮 上北沢 3-1-19 3302-5600

里親支援センター

里親支援センター 上馬 6-12-3 6379-2167
ともがき

社会福祉事業団体

(福)世田谷ボランティア協会 下馬 2-20-14 5712-5101
世田谷ボランティアセンター パーム下馬 1 階

(福)世田谷ボランティア協会 梅丘 1-8-9 3420-2520
北沢ボランティアビューロー
※9 月～令和 8 年 3 月頃まで改修工事に伴い梅丘分庁舎(松原 6-3-5)
へ仮移転予定

(福)世田谷ボランティア協会 玉川 2-1-15 3707-3528
玉川ボランティアビューロー

(福)世田谷ボランティア協会 成城 6-3-10 6411-4007
砧ボランティアビューロー準備室 (成城 6 丁目事務所棟 1 階)

(福)世田谷ボランティア協会 上祖師谷 1-11-14 6909-0333
烏山ボランティアビューロー (アンハイム 1 階)

(福)世田谷区社会福祉協議会 成城 6-3-10 5429-2200

世田谷地域 太子堂 4-3-2 3419-2311
社会福祉協議会事務所 (DS 三軒茶屋ビル 4 階)

北沢地域 北沢 2-11-3 5787-8537
社会福祉協議会事務所 (イサミヤビル 3 階)

玉川地域 等々力 3-4-1 3702-7777
社会福祉協議会事務所 (玉川総合支所 2 階)

砧地域 成城 2-33-15 5727-6101
社会福祉協議会事務所 (成城二丁目事務所棟)

烏山地域 南烏山 5-18-13 5314-1891
社会福祉協議会事務所 (モリッヂビル 4 階)

池尻地区事務局 池尻 3-27-21 090-9818-3040
(まちづくりセンター内)

太子堂地区事務局 太子堂 2-17-1 070-3946-9785
(まちづくりセンター内)

若林地区事務局 若林 1-34-2 070-3946-9786
(まちづくりセンター内)

上町地区事務局 世田谷 1-23-5 070-3946-9787
(まちづくりセンター内)

経堂地区事務局 宮坂 1-44-29 070-3946-9788
(まちづくりセンター内)

下馬・野沢地区事務局 下馬 4-13-4 070-3946-9789
(まちづくりセンター内)

上馬地区事務局 上馬 4-10-17 070-3946-9790
(まちづくりセンター内)

梅丘地区事務局 梅丘 1-61-16 070-3946-9791
(まちづくりセンター内)

代沢地区事務局 代沢 5-1-15 070-3946-9792
(まちづくりセンター内)

新代田地区事務局 羽根木 1-6-14 070-3946-9793
(まちづくりセンター内)

北沢地区事務局 北沢 2-8-18 070-3946-9794
(まちづくりセンター内)

松原地区事務局 松原 5-43-28 070-3946-9795
(まちづくりセンター内)

松沢地区事務局 赤堤 5-31-5 090-9818-2907
(まちづくりセンター内)

奥沢地区事務局 奥沢 3-15-7 070-3946-9796
(まちづくりセンター内)

九品仏地区事務局 奥沢 7-35-4 070-3946-9797
(まちづくりセンター内)

等々力地区事務局 等々力 3-4-1 070-3946-9798
(まちづくりセンター内)

上野毛地区事務局 中町 2-33-11 070-3946-9799
(まちづくりセンター内)

用賀地区事務局 用賀 2-29-22 090-9818-3740
(まちづくりセンター内)

二子玉川地区事務局 玉川 4-4-5 080-7738-7699
(まちづくりセンター内)

深沢地区事務局 駒沢 4-33-12 070-3946-9800
(まちづくりセンター内)

祖師谷地区事務局	祖師谷4-1-23 070-3946-9801 (まちづくりセンター内)	世田谷区 休日夜間薬局	松原 6-37-10 5301-2830 (保健医療福祉総合プラザ1階)
成城地区事務局	成城 6-3-10 070-3946-9802 (まちづくりセンター内)	玉川薬局	中町 2-25-15 3704-1214
船橋地区事務局	船橋 4-3-2 070-3946-9803 (まちづくりセンター内)		
喜多見地区事務局	喜多見5-11-10 070-3946-9804 (まちづくりセンター内)		
砧地区事務局	砧 5-8-18 080-9418-7736 (まちづくりセンター内)		
上北沢地区事務局	上北沢 4-32-9 090-9818-2773 (まちづくりセンター内)		
上祖師谷地区事務局	上祖師谷 2-7-6 070-3946-9805 (まちづくりセンター内)		
烏山地区事務局	南烏山 6-4-26 070-3946-9806 (まちづくりセンター内)		

自立生活支援課

世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」

太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 5 階

自立相談・住居確保給付金 5431-5355

生活福祉資金の相談 3419-2611

受験生チャレンジ支援貸付の相談 6805-2787

世田谷ひきこもり相談窓口 太子堂 2-16-7 5431-5354
「リンク」 (三軒茶屋分庁舎 5 階)

成年後見センターえみい 成城 6-3-10 6411-3950

(福)世田谷区社会福祉事業団 粕谷 2-23-1 5450-8223

診療所

世田谷区医師会 松原 6-37-10 5301-0899
初期救急診療所 (保健医療福祉総合プラザ1階)

世田谷区医師会付属 南烏山 6-22-14 3308-8229
烏山診療所 (烏山総合支所 B1 階)

玉川医師会診療所 中町 2-25-17 5707-6811

世田谷区 松原 6-4-1 3328-5871
口腔衛生センター

世田谷区 玉川 3-21-2 3708-0226
歯科保健センター
(玉川歯科医師会
会立歯科診療所)

世田谷区保健福祉総合事業概要

令和7年度版

令和7年9月

発行 世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課
世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2292